

日本弁護士連合会  
第62回人権擁護大会シンポジウム  
第3分科会基調報告書

# えん罪被害救済へ向けて 今こそ再審法の改正を

**2019年10月3日(木)**

徳島グランヴィリオホテル「グランヴィリオホール」

日本弁護士連合会  
第62回人権擁護大会シンポジウム  
第3分科会実行委員会

## はじめに

「えん罪被害者となること勿れ」は、権力に抗しえん罪被害者の救済に全力を挙げて取り組んできた我々先達の述懐である。もとより、人は好んでえん罪の被害者になるのではない。官憲が暴走し、司法もそれを正さず、生涯をかけ世紀をまたいで雪冤の闘いを続けた人々がいたし、今もえん罪に呻吟する人々が続いている。

袴田巖氏をはじめ死刑判決を受けた人々の闘いは文字どおり命がけである。

えん罪は最大の人権侵害であり、個人の尊厳と人権保障手続を詳細に規定する日本国憲法の下ではあってはならないことである。したがって一旦えん罪が発生すれば、その被害者は速やかに救済されなければならないはずである。

しかし、現在、えん罪被害者が速やかに、かつ確実に救済される手続的保障はない。

加えて、無実の証拠が隠され、あろうことか偽りの証拠を捏造したり、捜査過程を歪めて記述し、あるいは証言したりする捜査官（警察官・検察官）すら現れている。

雪冤のためには、弁護人の努力もさることながら、えん罪を防止しようとする裁判官の姿勢が不可欠である。支援の輪が広がり権力の不正を糾弾する世論が大きく高まったとき、真相が解明され、あるいは新証拠が発掘されて、再審手続でようやくえん罪が救済されることもある。

かくて、再審は、えん罪被害者にとって最後の救済手段であるが、これから本報告書で述べるように、現行の再審手続はそれに応えるものになっていない。

日本国憲法の施行とともに、不利益再審の規定が廃止され、再審は、えん罪被害者の救済のみに機能する制度として一新したはずだった。しかし、日本国憲法施行後70年以上も経過したというのに、現行刑訴法（再審法）はそれに対応した規定を欠いたままである。このため、捜査側の手に残されている証拠の開示についても、再審での手続規定がなく、裁判所の恣意的運用を許す結果になっている。また、一旦再審開始になっても検察官の不服申立てが許されており、再審開始の早期確定を阻み、再審公判の遅延を惹起している。

日弁連は、かねてから再審法の改正を訴え、立法府等にも働きかけてきたが、一步も前進していない。

辛うじて再審無罪を勝ちとった死刑再審4事件や、最近の足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件などの教訓から、喫緊の課題である証拠開示と検察官の不服申立ての禁止をはじめとした再審法改正を実現すべく、本シンポジウムではそのゆえんと実現に向けた道筋を明らかにしたい。本書は、その概要を示すものである。

2019年10月3日

第62回人権擁護大会  
シンポジウム第3分科会  
実行委員長 西 嶋 勝 彦

## 目 次

## 第1章 刑事再審の現在

第1 わが国の再審をめぐる歴史的展開	3
1 日本国憲法の下での刑事訴訟法改正と「第4編 再審」	3
2 わが国の再審事件の歴史	3
第2 再審事件の現状	9
＜日弁連支援事件＞	
1 名張事件	9
2 袴田事件	13
3 マルヨ無線事件	16
4 大崎事件	20
5 日野町事件	23
6 福井女子中学生殺人事件	29
7 鶴見事件	32
8 恵庭殺人事件	35
9 姫路郵便局強盗事件	39
10 豊川事件	42
11 小石川事件	46
12 湖東事件	52
13 難波ビデオ店放火殺人事件	53
14 布川事件（無罪判決確定）	56
15 松橋事件（無罪判決確定）	60
16 足利事件（無罪判決確定）	63
17 東京電力女性社員殺害事件（無罪判決確定）	67
18 東住吉事件（無罪判決確定）	71
＜その他の事件＞	
19 三鷹事件	75
20 菊池事件	77
21 狭山事件	81
22 飯塚事件	84
23 北陵クリニック事件	86
24 ロシア人おとり捜査事件（無罪判決確定）	91
25 大阪強姦事件（無罪判決確定）	94



## 第2章 再審に関する日弁連の取組み

第1	再審請求支援	99
1	日弁連の再審請求支援制度の概要	99
2	再審請求支援の現状	102
3	再審請求支援の成果	106
4	再審請求支援の課題	110
第2	再審に関する制度・運用の調査研究	111
1	再審問題研究会の発足	111
2	人権擁護大会シンポジウム「再審と人権」の開催	111
3	『再審』, 『続・再審』の出版	112
4	全国再審弁護団会議の開催	112
5	「再審通信」の発行	113
第3	再審法改正運動	113
1	再審法改正案の提案	113
2	再審法改正に向けた日弁連の取組み	116

## 第3章 諸外国の再審法制

第1	フランス	119
1	再審制度の沿革・意義	119
2	再審請求の要件	119
3	再審・再審査手続	120
4	再審・再審査請求の効果	122
第2	ドイツ	123
1	再審制度の意義・目的	123
2	再審開始要件（再審理由）	123
3	再審の手続	124
4	記録閲覧制度	127
5	再審請求人に対する手続保障	128
6	検察官による不服申立ての禁止	129
第3	イギリス	129
1	再審制度の沿革・意義	129
2	刑事事件再審査委員会の概要	130
3	刑事事件再審査委員会の権限と手続	130
4	運用の実情	131
5	刑事事件再審査委員会と証拠開示	131
6	刑事事件再審査委員会とイノセンス・プロジェクト	132

第4	カナダ	132
1	誤判・再審事件と第三者機関	132
2	有罪判決再審査機関	133
第5	アメリカ	136
1	えん罪・雪冤と刑事司法改革	136
2	有罪判決を見直すための手続とその概要	137
3	多様な制度改革	138
4	証拠開示の在り方	140
5	公的なえん罪救済組織	140
第6	韓国	140
1	再審制度の沿革・意義	140
2	刑訴法による再審	141
3	特別法による再審	141
4	「過去事清算」と再審	141
5	検察改革と再審	143
6	再審制度の評価と展望	145
第7	台湾	145
1	再審制度の根拠・目的	145
2	再審制度の概要	145
3	再審請求のための記録閲覧制度	147
4	確定判決後のDNA型鑑定	149

## 第4章 あるべき再審法制

第1	現行法の課題	153
1	はじめに	153
2	証拠開示	154
3	検察官による不服申立て	157
4	その他の問題	159
第2	再審法制を考えるに当たっての基本的視点	159
1	日本国憲法の下での再審法制の在り方	159
2	再審請求人の主体的関与を可能にするための手続保障	161
3	裁判所の公正かつ適正な判断を制度的に担保する仕組み	161
4	「疑わしいときは被告人の利益に」原則の徹底	162
第3	具体的な問題点	165
1	再審事由	165
2	管轄裁判所	170
3	請求権者	171
4	弁護人選任権	172

5	刑の執行停止	174
6	事実の取調べ, 意見陳述	176
7	証拠の保管・保存	179
8	再審における証拠開示	182
9	科学鑑定利用の制度化	189
10	再審請求に対する決定と抗告	191
11	同一の理由による再審請求の禁止	195
12	再審公判	196
13	えん罪被害の救済	201
14	誤判原因の検証	203

## 第5章 再審法改正に向けて

第1	なぜ, 再審法改正が必要なのか	209
1	えん罪被害者の救済が遅々として進まない理由	209
2	再審における証拠開示	210
3	検察官による不服申立て	211
4	その他	213
第2	日弁連が今後取り組むべき課題	214
1	再審支援活動の継続	214
2	再審法改正案の取りまとめに向けた活動	214
3	市民の理解を得るための活動	214
4	立法要請活動	214

## おわりに

### 資料編

付録1	最高裁昭和50年5月20日決定(白鳥決定) (出典:裁判所ホームページ)	219
付録2	最高裁昭和51年10月12日決定(財田川決定) (出典:裁判所ホームページ)	234
付録3	日弁連1991年3月 「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書(平成3年改正案)」	259
付録4	日弁連2019年5月10日 「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」	289
付録5	新聞報道一覧表	327

※本基調報告書は, 本実行委員会の意見にとどまり, 日弁連の意見ではない点も含まれております。

# 第1章

## 刑事再審の現在

## 第1章 刑事再審の現在

### 第1 わが国の再審をめぐる歴史的展開

#### 1 日本国憲法の下での刑事訴訟法改正と「第4編 再審」

第2次世界大戦の終結後、我が国では日本国憲法の下で多くの法律が大幅に改正された。その一つとして、1948年、現行刑訴法が制定された（1949年施行）。大陸法の流れをくみ、さらに日本独自の展開を遂げた裁判所主導の「職権主義」を基調としていた戦前の刑事訴訟手続は、被告人に検察官と対等の主体的地位を与え、被告人の人権を保障しつつ真実を発見するという「当事者主義」に大転換した、と一般には考えられている。少なくとも、捜査及び通常審第一審の訴訟手続に関する規定に大幅な改正が加えられたことは事実である。

もとより、通常審で採用された「当事者主義」的訴訟構造も、必ずしも被告人の人権保障に厚い制度になっているとは言えない。その現状については、第1分科会での議論に譲るとして、ここでの問題は再審の規定である。

現行刑訴法の「上訴」以降の規定については、その抜本的な改正が間に合わず、現行刑訴法「第4編 再審」の規定には、実は戦前のドイツ法由来の条文がほぼそのままの形で残っているのである。

戦前と大きく異なる制度になったのはただ一点、日本国憲法39条が「二重の危険」禁止を定めたことにより、戦前認められていた「不利益再審」が廃止され、現行刑訴法の再審制度の目的が「無辜の救済」に定まったことである。

しかし、再審に関する条文は僅か19条しかない。しかも、施行後70年が経過した現在に至るまで、ただの一度も改正されたことがない。当事者主義の建前下、圧倒的な証拠収集能力をもち、被告人（弁護人）との力の差が歴然としている検察官が、有罪立証に必要な証拠だけを選びすぐって裁判所に提出し、提出された証拠だけで裁判所が有罪無罪の判断をする通常審で、被告人に有利な無罪方向の証拠が捜査機関の手の内に隠されたまま有罪判決が確定する事態が生じることは、これまでの再審無罪となった多くの事件の経験から明らかである。しかし、このような歪んだ当事者主義によって生じたえん罪の救済を求める者の前には、戦前の職権主義そのままの旧態依然とした再審の条文が待ち受けている。この古ぼけた条文を、無辜の救済のために具体的にどう運用するかは、結局のところ裁判所の裁量に「丸投げ」されてしまっているのが現実である。

本報告書でこれから展開する我が国の再審の歴史と現状を論じる前提として、我々は、以上のような、現行刑訴法の制定過程に由来する構造的な問題を認識しておかなければならない。

#### 2 わが国の再審事件の歴史

##### (1) 最高裁白鳥決定前～「再審氷河期」または「針の穴に駱駝」

戦後の現行刑訴法が、人権保障＝無辜の不処罰を基本理念とするようになって、実務の運用では専ら法的安定性が重視され、再審請求は「疑わしいときは確定判決の



利益に」という価値観に支配されていた。刑訴法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」に当たるか否かの判断（新証拠の明白性判断）でも、「確定判決につき再審請求人の申立にかかる証拠のみによっても再審裁判所をして右有罪の認定を覆して無罪の認定をなすべき理由明白なりと首肯せしめるに足る証拠」（東京高決昭和32年3月12日高裁判特報4巻6号123頁）、「再審請求人の無罪を推測するに足る高度の蓋然性のあるもの」（名古屋高決昭和34年7月15日下刑集1巻7号1550頁）など、請求人に対し、新証拠だけで無罪の立証を求めるような非常に高いハードルを課していたのである（孤立評価説）。

また、法的安定性の観点から、再審裁判所は確定判決の心証に介入してはならず、確定審のした旧証拠の判断には立ち入ることができない、と考えられていた（心証引継説）。

このような解釈の下、現行刑訴法施行後、後記の白鳥決定より前の27年間に、再審開始決定を得た著名事件は、吉田巖窟王事件、金森事件、小平事件だけであり、再審開始決定を得ることは「針の穴に駱駝を通すようなもの」とさえ言われた。

## (2) 最高裁白鳥決定後～「雪解け」の時代

上記のような閉塞状況に一筋の光明をもたらしたのが、1975年に出た最高裁白鳥決定（最決昭和50年5月20日刑集29巻5号177頁）である。同決定は、新証拠の明白性について、新証拠それのみで判断するのではなく、「新旧全証拠を総合的に評価して」行うべきと判示した。つまり、新証拠だけで確定判決を覆すほどの強力な証明力を持つものでなくても、その新証拠が確定審段階で提出されていたとして、再審裁判所が新証拠と他の全証拠とを総合的に評価した結果、確定判決の有罪認定が揺らぐのであれば、その新証拠には「明白性があった」と認められる、ということを明確に示したのである（孤立評価から総合評価へ、確定審裁判所の心証引継ぎから再審裁判所による再評価へ）。

しかも、同決定は、新旧全証拠の総合評価に当たって、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用されると宣明した。この判示によって、明白性の要件は再審請求人に無罪の立証を課すものではないということが、改めて確認された。現行刑訴法施行から27年を経て、ようやく再審は「確定力神話」からの決別を指向したのであり、この点においても白鳥決定は画期的なものだった。

もっとも、再審請求事件としての白鳥事件は請求棄却で終わった。しかし、翌1976年、最高裁は死刑事件である財田川事件について、白鳥決定の判断手法を踏襲して、再審請求を棄却した原決定及び原々決定を取り消し、高松地裁に差し戻して再審開始決定を導いた（最決昭和51年10月12日刑集30巻9号1673頁。なお、上記の新証拠の明白性に関する判断枠組みは、後に「白鳥・財田川決定」と呼ばれるようになる。）。

そして財田川事件に続き、同事件を含めて後に「死刑再審4事件」と呼ばれる免田事件、松山事件、島田事件で再審無罪が確定し、相前後して弘前事件、加藤事件、米谷事件、さらには梅田事件、徳島ラジオ商事件で次々と再審無罪が確定した。

このように、白鳥・財田川決定は「氷河期」が続いた再審の歴史に「雪解けの到来」を告げたかに見えた。

一方、最高検は、免田、財田川、松山の死刑再審3事件が相次いで無罪になったことを受け、1983年10月の全国次席検事会同で、次長検事が、再審請求事件の対応につき、不提出記録等の提出や、開示の要求には慎重に対処し、上級庁とも協議して適切な対応をするよう指示した。

そして、最高検は、最高検刑事部長、同公判部長、同刑事部検事で構成する「再審無罪事件検討委員会」を設け、1984年10月から1985年10月まで、死刑再審3事件の担当検事の調査報告書等を参考資料にして検討を進め、1986年夏、極秘の報告書『再審無罪事件検討結果報告書』を取りまとめた。同報告書は、死刑再審3事件について、自白、物証、捜査、確定審、再審請求審、再審公判の各問題点を分析している。このうち、再審請求審の問題点の「取りまとめ」では、「最高裁の白鳥決定が出てから後の再審開始の事由についての考え方が変わってきたのであるから、検察官の再審請求への対応の仕方も変わらざるを得ない」とし、裁判所の実事取調べに対する対応の問題点として、「検察官の手許にある、確定審の不提出記録の取扱」を再検討するとして、以下のように結論付けている。

すなわち、不提出記録の開示は、「再審請求の段階では、それが対審構造ではなく、証拠法の制約もない手続きの下で行われることも考え、慎重に対処すべき問題であり、請求人側から明白性、新規性のある証拠として提出されたものと関連性のある必要最小限度の範囲内のものに限るべきであろう。しかも、不提出記録には、関係者の名誉、プライバシー、捜査の一般的手法、技術等に関する秘密事項を含んでおり、本来公開すべき性質のものではないので、検察官において、再審請求の理由として主張されている事実との関連性を問うことなく、不提出記録の全部を開示するようなことは許されない」とされた。

こうして、証拠開示に関する検察官の姿勢は一変し、極めて消極的・抑制的なものになった。しかも、この「取りまとめ」は、「捜査段階においても、検察官の主張する事実に見相反する証拠が存在することはよくあること」として、これへの対策の必要性も指摘している。以後、検察官の証拠隠しが徹底された。

### (3) 1990年代の「逆流現象」～再び「冬の時代」へ

1990年代に入ると、再審開始、再審無罪に至る事件が激減した。1994年3月に再審無罪が確定した榎内村事件以外では、再審請求を棄却する決定が相次いだ。日弁連の支援事件も、名張事件（第5次、第6次）、マルヨ無線事件（第5次）、袴田事件（第1次）、日野町事件（第1次）、布川事件（第1次）のいずれの再審請求も再審開始決定がされないまま終結した（なお、これらの事件のうち、名張、袴田、日野町、布川の各事件では21世紀に入り再審開始決定が出され、布川事件では再審無罪が確定している。）。

また、大崎事件（第1次）及び日産サニー事件では、一度は再審開始決定がされたものの、検察官の不服申立てによって即時抗告審で再審開始決定が取り消され、これに対する弁護人の特別抗告も最高裁で棄却されたため、いずれの事件も最終的には再審が認められなかった（なお、大崎事件の第3次再審については後記のとおりである。）。

白鳥決定以降の「雪解け」からのあからさまな反動は「逆流現象」と呼ばれ（秋山賢三『『逆流現象』と再審弁護活動』自由と正義49巻4号）、1990年代の再審は再び「冬の時代」に逆戻りするかのような様相を呈した。その背景には、白鳥・財田川決定が示した新証拠の明白性判断手法である「新旧全証拠の総合評価」を限定的に解釈する最高裁調査官解説の相次ぐ発表があり、これが影響していると考えられた（田崎文夫「判批」最高裁判所判例解説刑事編（昭和50年度）82-83頁、磯辺衛「判批」同（昭和51年度）284,291頁など）。これらの解説によれば、「新旧全証拠の総合評価」とは、請求人提出の新証拠について、当該新証拠と立証命題を共通にする旧証拠との関係でのみ評価することであるとされた（限定的再評価説）、上記各事件の再審請求棄却決定でも、これらの調査官解説に従った明白性判断が行われていると指摘されている。

そして、これらの判例や調査官解説に対しては、そもそも白鳥・財田川決定は、新証拠の明白性判断の材料に加えるべき旧証拠に何らの限定も設けていないのだから、これらの判例は「新旧全証拠を総合的に評価して」と判示する白鳥・財田川決定に反するという厳しい批判が行われた。そして、限定的再評価説を批判する立場からは、まず確定審判決の証拠構造を詳細に分析した上で新旧全証拠の総合評価を行い、新証拠に要求される証明力も証拠構造の強弱に呼応して判断すべきである、という手法が提唱された（全面的再評価説）。

他方、実務家の中には、これらの判例は、まず「新証拠がその立証命題に関連する旧証拠の証明力を減殺するか」という判断（限定的再評価による新証拠の「証明力」判断）を行い、これが肯定された場合に、新旧全証拠による総合評価の局面に進み（新証拠の「明白性」判断）、その結果、確定判決の有罪認定に合理的疑いが生じた場合に再審が開始されるという判断手法（二段階説）に依っているのであり、白鳥・財田川決定との間に判断手法の「断絶」は生じていない、と主張する論者も現れた。

その背景には、名張事件第5次最高裁決定（最決平成9年1月28日刑集51巻1号1頁）やマルヨ無線事件第5次最高裁決定（最決平成10年10月27日刑集52巻7号363頁）のように、新証拠が立証命題を共通にする旧証拠の証明力を減殺したと評価しながら、確定判決の証拠構造を組み替えたり、別の旧証拠の証明力をかさ上げしたりするなどして、総合評価の局面で新証拠の明白性を否定する判例や、袴田事件（第1次）、狭山事件（第2次）をはじめとする多くの事件で、新証拠それ自体に無罪の立証を求めるといった高い証明力のハードルを課して、総合評価の局面に進ませない判例など、再審の扉を閉ざす裁判実務をどのようにして克服するか、という切実な要請があった。

上記の新証拠の明白性判断の手法に関する見解をめぐり、長きにわたって熾烈な論争が展開されたが、このような状況も、この時代が出口の見えない閉塞状況にあったことのあらわれと言えよう。

#### (4) 21世紀の再審をめぐる現状～せめぎ合いの現代

前記のとおり、1990年代は榎内村事件を最後に、日弁連の支援事件には再審無罪どころか再審開始に辿り着くことすらできない厳しい状況が続いた。しかし、21世紀に入ると、再審に新たな動きが生じ始めた。

2005年に名張事件第7次請求審（名古屋高決平成17年4月5日LEX/DB



28115324) と布川事件第2次請求審(水戸地決平成17年9月21日 LEX/DB 28135321) で、相次いで再審開始決定が出てから今日に至るまで、後記のとおり日弁連の支援する11の再審事件で再審開始決定が出ており、そのうちの5件で再審無罪が確定している。

しかし、21世紀の再審はバラ色か、とえば決してそうではない。DNA型再鑑定を典型とする科学的証拠や、捜査機関の手の内にあった無罪方向の証拠(「古い」新証拠)の開示を起爆剤として、再審開始・再審無罪を勝ち取る事件が増加する一方で、裁判体によっては、何の事実調べも、証拠開示に向けた訴訟指揮もせず、それどころか進行協議期日すら設けず、ある日突然請求棄却決定書が請求人や弁護人に送達されるという事件も少なからず存在する。

また、一度は再審開始決定が出て、検察官の不服申立て(即時抗告、異議申立て、特別抗告の総称)により審理が長期化した末、上級審で再審開始決定が取り消される事件もある。上記の名張事件第7次請求審及び袴田事件第2次請求審で出された再審開始決定(後者につき静岡地決平成26年3月27日判例時報2235号113頁)については、いずれも検察官の不服申立てを受けた上級審がこれらの決定を取り消したため、21世紀になってから死刑事件で再審無罪にまで到達したケースはいまだ1件もない状況である。

また、「雪解け」時代には、地裁、高裁と再審開始決定が続いた事件で、検察官が最高裁に特別抗告した事件は皆無だった。しかし、21世紀に入り、布川事件第2次、松橋事件、大崎事件第3次の各再審請求では、地裁、高裁で再審開始方向の判断が重ねられたにもかかわらず、検察官は最高裁に特別抗告した。そして布川事件、松橋事件では再審開始、再審無罪が確定したが、大崎事件の特別抗告審において、2019年6月25日、最高裁第一小法廷は、検察官の特別抗告には理由がない、としながら職権で調査した結果として、地裁及び高裁の再審開始決定をいずれも取り消した。そればかりか、同小法廷は、これを原審に差し戻さず、自ら再審請求を棄却し、92歳の請求人にとって、これが存命中の最後の再審請求になるであろうと目された第3次再審を、いわば「強制終了」させたのである。

繰り返される検察官の不服申立てによって、えん罪被害者の雪冤までの道のりはさらに遠く険しいものになる。再審の重い扉がようやく開いても、検察官の抗告によってその再審開始決定が取り消される事態になれば、それまでとは異なる新証拠を準備して、一から再審請求をやり直さなければならない。

このような苦難の道を経て、事件発生から再審無罪までに数十年、さらには半世紀以上の年月を要する事件も少なくない。再審開始や再審無罪が確定しても、高齢になり、そのため認知機能が低下し、自分が雪冤を果たしたことを認識できない元被告人もいる。そして、名張事件の奥西勝氏、日野町事件の阪原弘氏のように、無実を叫び続けながら、雪冤を果たせぬままその生涯を終えてしまうという、取返しのつかない悲劇も生まれている。

要するに、わが国の再審制度の現状は、「無辜の救済」、すなわちえん罪被害者の尊厳回復という目的を十分に果たすことができず、機能不全に陥っていると断ぜざるを

えないのである。そして、個別事件での裁判所の訴訟指揮の適正化や、弁護人の弁護活動の質の向上などといったレベルでは、もはや再審制度の機能不全を根本的に解決することは不可能である。

特に、裁判所のやる気次第で無罪方向の証拠開示が行われるか否かが左右され、えん罪被害者の救済に差異が出るという「再審格差」の問題と、繰り返される検察官の不服申立てによってえん罪被害の救済に要する期間がいたずらに長期化する「再審妨害」の問題に対しては、立法により速やかな手当が施されるべきである。

私たちは今こそ、現行刑訴法施行から70年間、一度の改正もされずに放置されてきた、現行刑訴法「第4編 再審」の抜本的な改正に向けて、実務経験に裏打ちされた確かな第一歩を踏み出さなければならない。



## 第2 再審事件の現状

## 1 名張事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	殺人，殺人未遂／死刑
②事件の概要	<p>昭和36年3月28日の夜，三重県名張市葛尾の公民館で開かれた住民の懇親会において，ぶどう酒を飲んだ女性のうち，5名が死亡，12名が入院した。飲み残りのぶどう酒から農薬成分であるTEPP（テップ）が検出され，毒物混入による大量殺人事件として捜査された。重要参考人として，事件当日ぶどう酒を買うことを決めたA氏，ぶどう酒を買ってA氏宅に届けたB氏，ぶどう酒をA氏宅から公民館に運んだ奥西勝氏（当時35歳）が取り調べられ，連日の取調べの結果，奥西氏が犯行を自白して逮捕された。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>一審無罪判決当時の奥西勝氏</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>八王子医療刑務所での奥西勝氏</p> </div> </div>
③事件の特色	<p>① 本件は，第一審が無罪判決，控訴審が死刑判決という異例の経過を辿っている。第7次再審でも一度は再審開始決定が出ており，これを取り消した異議審決定も最高裁によって取り消されている。それだけを見ても，確定判決（死刑判決）の正当性には疑問がある。</p> <p>② 確定判決では，現場で発見されたぶどう酒瓶の二重王冠の内栓（四つ足替栓）の表面に傷痕があり，それは奥西氏の歯痕であるとする鑑定結果（松倉鑑定）が有罪認定の大きな根拠とされている。しかし，再審請求後の調査により，松倉鑑定は写真の倍率を操作した不正鑑定であることが判明し，そもそも歯痕であるか否かも不明である。</p> <p>③ 確定判決では，ぶどう酒がA氏宅に到着したのは多くの人が出入りする「午後5時前後」で，その後，ぶどう酒が公民館に運ばれているので，ぶどう酒に毒物を混入する機会は，約10分間公民館内に一人でいた奥西氏以外にはないとされている。しかし，ぶどう酒がA氏宅に到着した時刻について，多数の関係者は，当初，人の出入りのない「午後4時以前」と供述しており，奥西氏以外にも毒物混入の機会があったことになる。この供述は，その後，検察官により，一斉に変更させられているが，第一審無罪判決は「検察官の並々ならぬ努力の所産」と批判している。</p> <p>④ 確定判決では，犯行に用いられた毒物は農薬ニッカリンTとされており，奥西氏がこれを所持していたことも有罪認定の根拠とされている。しかし，再審請求で提出された新証拠（化学鑑定）の結果，犯行に用いられた毒物はニッカリンTではない可能性が高くなっている。</p> <p>⑤ 本件では捜査段階での自白があるが，客観的裏付けや秘密の暴露は全くない。自白内容も，変遷があり，不自然不合理であって，「三角関係の清算」という動機も疑問であるなど，自白は到底信用できるものではない。そして，犯行に用いられた毒物がニッカリンTではない可能性が高く，「ニッカリンTを混入した」という自白は客観的事実と矛盾している。</p>

			<p>事件当時の現場の状況</p>
<p>④裁判の経過</p>	<p>1961(S36). 3.28 1964(S39).12.23 1969(S44). 9.10 1972(S47). 6.15 1973(S48).10.27 1973(S48)~1977(S52) 1977(S52). 5.18 1988(S63).12.14 1993(H5). 3.31 1997(H9). 1.28 1997(H9). 1.30 1998(H10).10. 8 1999(H11). 9.10 2002(H14). 4. 8 2002(H14). 4.10 2005(H17). 4. 5 2006(H18).12.26 2010(H22). 4. 5 2012(H24). 5.25 2013(H25).10.16 2013(H25).11. 5 2014(H26). 5.28 2015(H27). 1. 9 2015(H27). 1.14 2015(H27). 5.15 2015(H27). 5.15 2015(H27).10. 4 2015(H27).10.15 2015(H27).11. 6 2017(H29).12. 8 2017(H29).12.11</p>	<p>事件発生 第一審 津地裁 無罪判決（小川潤裁判長） 控訴審 名古屋高裁 死刑判決（上田孝造裁判長） 上告審 最高裁 上告棄却 死刑判決確定（岩田誠裁判長） 日弁連が事件委員会を設置 第1次～第4次再審（本人請求） 第5次再審請求（以降，日弁連支援） 第5次再審請求棄却（山本卓裁判長） 第5次再審異議申立棄却（本吉邦夫裁判長） 第5次再審特別抗告棄却（大野正男裁判長） 第6次再審請求 第6次再審請求棄却（土川孝二裁判長） 第6次再審異議申立棄却（笹本忠男裁判長） 第6次再審特別抗告棄却（町田顯裁判長） 第7次再審請求 名古屋高裁，再審開始決定（小出鋤一裁判長） 同異議審，再審開始取消決定（門野博裁判長） 最高裁，再審開始取消決定を取消し差戻し（堀籠幸男裁判長） 名古屋高裁，再び再審開始を取消決定（下山保男裁判長） 最高裁，第7次再審第2次特別抗告棄却（櫻井龍子裁判長） 第8次再審請求 第8次再審請求棄却（石山容示裁判長） 第8次再審異議申立棄却（木口信之裁判長） 第8次再審特別抗告申立 第8次再審特別抗告取り下げ 第9次再審請求 請求人奥西氏が八王子医療刑務所において死亡 終了決定（石山容示裁判長） 第10次再審請求（請求人岡美代子） 第10次再審請求棄却（山口裕之裁判長） 第10次再審異議申立 現在，名古屋高等裁判所刑事2部（高橋徹裁判長）に係属中</p>	
<p>⑤確定審の裁判所の判断</p>	<p><b>【第一審無罪判決】</b> ① 四つ足替栓の表面にある傷痕は奥西氏の歯痕とは断定できず，証拠物の関連性にも疑問がある。</p>		

	<p>② ぶどう酒がA氏宅に到着した時刻は午後4時前であり、奥西氏以外にもぶどう酒に毒物を混入する機会があった。</p> <p>③ 自白は信用できない（動機が不自然。裏付けがない。変遷。不自然不合理等）。</p> <p><b>【控訴審有罪判決】</b></p> <p>① 四つ足替栓の表面にある傷痕は、奥西氏の歯痕と認められる。</p> <p>② ぶどう酒がA氏宅に到着した時刻は午後5時頃であるから、約10分間公民館内に一人でいた奥西氏以外にはぶどう酒に毒物を混入する機会はなく、自白を除いても奥西氏の犯行と断定するに何ら支障はない。</p> <p>③ 自白は信用できないとは言えない。</p>
⑥主要な新証拠の内容	<p><b>【第5次再審請求】</b></p> <p>① 土生鑑定（歯痕について）</p> <p>② 関係者の行動シミュレーション（ぶどう酒到着時刻等）</p> <p>③ ニッカリンT瓶の名張川への投棄実験（流れずにすぐ沈む。）</p> <p>④ ニッカリンTの色（ぶどう酒は白、ニッカリンTは赤。）</p> <p><b>【第6次再審請求】</b></p> <p>中西ノート（捜査当時の名張署長のノート、奥西氏は公民館で一人にはなれない。）</p> <p><b>【第7次再審請求】</b></p> <p>① 新証拠1（本件ぶどう酒瓶の栓は、それに巻き付けられていた封緘紙を破らずに開けて痕跡を残すことなく閉じることが可能。）</p> <p>② 新証拠2（四つ足替栓の足の折れ曲がり歯ではできない。）</p> <p>③ 新証拠3（本件毒物はニッカリンTではない。）</p> <p>④ 新証拠4（ぶどう酒瓶の王冠を火挟みで付いて開栓したという自白と封緘紙の形状が矛盾する。）</p> <p>⑤ 新証拠5（ニッカリンTの赤色により白色のぶどう酒は変色する。）</p> <p><b>【第8次再審請求】</b></p> <p>① 佐々木教授の意見書</p> <p>② 宮川教授の意見書</p> <p><b>【第9次再審請求】</b></p> <p>① CERIの試験報告書</p> <p>② 傷痕に関する堀田意見書（ぶどう酒の王冠に人の歯で開栓した際に生ずる傷痕が存在しない。）</p> <p><b>【第10次再審請求】</b></p> <p>① 澤渡鑑定書（ぶどう酒瓶の封緘紙大の裏面には製造段階で封緘紙を貼り付ける際に使用されたCMC以外にPVAも付着した事実を証明し、ぶどう酒瓶が二度開栓されたことを明らかにし、奥西氏以外の者に犯行の機会があったことを具体的に明らかにした。）</p> <p>② CERI報告書</p> <p>③ 佐々木回答書（本件毒物はニッカリンTではない。）</p>
⑦再審の経過	<p>① 四つ足替栓の表面にある傷痕は奥西氏の歯痕であるとする鑑定結果（松倉鑑定）に関しては、第5次再審・特別抗告審決定も、新証拠（土生鑑定）によって、その証明力が大幅に減殺されたことは認めた。しかし、その傷痕が歯痕である可能性が高く、奥西氏の歯牙によって印象されたとしても矛盾はないという限度では証明力があるとされた。</p> <p>その後、第7次再審では、四つ足替栓の足の折れ曲がり歯ではできないことを示す新証拠2を提出し、請求審決定はこれを認めたが、異議審決定はその証拠価値を否定し、特別抗告審決定もこれを維持した。</p> <p>② ぶどう酒がA氏宅に到着した時刻に関しては、第5次再審・特別抗告審決定において、現場である公民館からぶどう酒瓶に装着されていた四つ足替栓、耳付き冠頭、封緘紙の破片が発見</p>

されていることや、別の場所で開栓され、農薬が混入されてから元通りに栓を閉められ、封緘紙を張り直されたという痕跡はないので、犯行場所は公民館と推認でき、奥西氏以外に毒物混入の機会はないので、ぶどう酒到着時刻は検討するまでもないとされた。

その後、第7次再審では、封緘紙を破らずに開栓し、毒物を混入した上で、その痕跡を残すことなく元の状態に戻すことが可能であることを示す新証拠1を提出した。そして、請求審決定はこれを認め、改めてぶどう酒到着時刻について検討した結果、ぶどう酒がA氏宅に到着した時刻は午後4時以前であり、奥西氏以外にも毒物混入の機会があると判断した。しかし、異議審決定は、そのような開栓方法は単なる可能性に過ぎず、実際に行われたとは認められないとして、その証拠価値を否定し、特別抗告審決定もこれを維持した。

- ③ 犯行に用いられた毒物（本件毒物）に関しては、第7次再審請求審決定は、ニッカリンT（奥西氏が所持していた農薬）に含まれている成分トリエチルピロホスフェート（TriEPP）が、本件ぶどう酒から検出されていないことを示す新証拠3の新規明白性を認め、「本件毒物はニッカリンTではなかった疑いが強いことが判明した」として、自白の信用性に重大な疑問が生じていると判断した。

これに対する第7次異議審決定は、「本件毒物はニッカリンTであり、トリエチルピロホスフェートもその成分として含まれていたけれども、当時の三重県衛生研究所の試験によっては、それを検出することができなかったと考えることも十分可能」として、自白の信用性に影響を与えないと判断した。

しかし、特別抗告審決定は、異議審決定の判断は、「科学的知見に基づく検討をしたとはいえず、その推論過程に誤りがある疑いがある」として取消決定を取り消して、差し戻した。

第7次差戻し異議審決定は、(1)本件ぶどう酒からTriEPPが検出されなかったのはTriEPPがペーパークロマトグラフ試験の前に行われたエーテル抽出によって抽出されなかったためであり、(2)対照検体（対照用に作ったぶどう酒にニッカリンTを入れたもの）からTriEPPが検出されたのは、ごく微量の別の成分（ペンタエチルトリホスフェート）がエーテルで抽出された後ペーパークロマトグラフ試験の過程で加水分解してTriEPPが生成されたと推論し（以下「PETP仮説」という。）、本件毒物はニッカリンTと考えても矛盾はなく、自白の信用性に影響を及ぼさないと判断した。

その後、実験により、第7次差戻し異議審決定の上記(1)も(2)も誤っていることが明らかとなり、その実験結果を新証拠として、第7次差戻し後の特別抗告審に提出した。

また、第9次再審、第10次再審では、上記第7次差戻し異議審決定以後の決定が依拠した上記PETP仮説が成り立ち得ないことを、ペーパークロマトグラフ試験によって実証した。その結果、対照検体にTriEPPが検出されたことは、PETP仮説によっては説明し得ないことが実証された。

一方、事件当時用いられていた「塩析」という分析方法を用いて、事件当時と近似の条件でペーパークロマトグラフ試験を行った結果、事件検体と近似の条件でも対照検体と近似の条件でも、TriEPPが検出された。

それによって、本件使用毒物がニッカリンTであるとする、事件検体からTriEPPが検出されなかったことを科学的合理的に説明できないことがペーパークロマトグラフ試験によって実証された。

その結果、事件検体からTriEPPが検出されなかったのは、本件使用毒物が元々PETPやTriEPPを含まない三共テップなどの別の農薬であることが、より一層明らかになった。

- ④ 自白に関しては、確定判決では「自白は信用できないとはいえない」と言うに留まっていたが、第5次再審・特別抗告審決定では自白の証明力がかさ上げされて、「信用性が高いと認められる」と判断された。

その後、第7次再審・請求審決定では、自白は信用できないとされたものの、第7次異議審決定では、「本件のような重大事犯で任意に自供した以上、当然その信用性も高い。うその自白をしたのだとすれば、極刑が予想される重大な事実に関することであるから、納得できる理由がなければならないが、その説明もない」などとして、自白は信用できるとされた。



	<p>⑤ 第10次再審請求審において、証拠物の封緘紙大の裏面を実際に裁判所内においてFTIR-ATR測定をした上でその測定結果を分析して、封緘紙大の裏面にぶどう酒の製造段階で封緘紙を貼り付ける際に使用されたCMC以外にPVAも付着している事実を明らかにした澤渡教授の鑑定書等を提出した。そして、第5次最高裁決定が毒物を混入した犯行場所が公民館囲炉裏の間であると認定した根拠の一つである本件替栓や本件耳付冠頭が二度開栓されたことを疑わせる証拠がないということについて、澤渡鑑定等によって一度封緘紙を剥がして開栓して毒物を混入した後、本件ぶどう酒瓶を閉栓して封緘紙を貼り直し、その後宴会で飲むために封緘紙が剥がされ開栓されたこと、すなわち、本件ぶどう酒瓶が二度開栓されている事実を明らかにし、その結果、奥西氏以外の者に犯行の機会があったことを具体的に明らかにした。</p> <p>しかし、第10次再審請求審決定は、澤渡鑑定書について、PVAの存在を示しているものとは考え難いと判示したがその理由は鑑定書のスペクトル図の「形状はかなり異なっており」と判示するのみであり、裁判所がFTIR-ATRのスペクトル図という科学的証拠に対する評価として、専門的知見に基づいて科学的分析を行ったものではないことは明白である。</p>
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	<p>① 裁判所の科学的証拠に対する無理解（第7次異議審・門野決定、差戻し異議審・下山決定、第7次第2次特別抗告審決定、第10次再審請求審決定）</p> <p>② 裁判所の自白偏重が根深いこと（第7次異議審・門野決定）</p> <p>③ 死刑事件再審に対する高いハードル（他の再審事件との差）</p> <p>④ 検察官、裁判所の証拠開示に対する強い抵抗（第7次再審以降、開示請求に全く応じない。）</p> <p>⑤ 第10次再審請求において、三者協議の申入れをしても一切応じようとしない。</p>
⑨最近のトピック	<p>奥西氏は、3年以上もの闘病の末、平成27年10月4日に八王子医療刑務所において89歳で亡くなった。そして、現在、妹の岡美代子氏が奥西氏の遺志を引き継ぎ再審請求人となり、死後再審請求を申し立てた。しかし、岡美代子氏も御高齢であるため、一刻も早く再審開始・再審無罪を獲得するために、より一層の御支援、御協力をお願いしたい。</p>

## 2 袴田事件

## 【日弁連支援事件】

①罪名等	強盗殺人、現住建造物放火等／死刑
②事件の概要	<p>昭和41年6月30日未明、静岡県旧清水市で発生した強盗殺人・放火事件。味噌製造・販売会社の専務一家4人が殺害された。同年8月、会社従業員の袴田巖氏（当時30歳）が逮捕され、当初は否認していたものの、取調べの後自白。自白と微量の血痕と油が付着していた袴田氏のパジャマを主要な証拠として袴田氏が起訴された。袴田氏は公判で犯行を否認。以後、現在に至るまで袴田氏は一貫して犯行を否認している。</p> <p>事件から1年2か月経過した昭和42年8月31日、犯行現場近くの工場内味噌タンクから血痕が付着したズボン等5点の衣類が発見され、9月12日、袴田氏の実家からズボンの端切れが押収された。</p>
③事件の特色	<p>① 逮捕後連日連夜、猛暑の中で1日平均12時間以上の厳しい取調べを行い、便器を取調室に持ち込んでトイレにも行かせない状態にして自白を強要し、自白に追い込んだ。自白調書は45通にも及んだが、その内容が日替わりで変遷している。</p> <p>② 犯行着衣について、起訴時には血痕と油の付着したパジャマとされていた。ところが、公判の中でパジャマに関する鑑定信用性に疑いがもたれると、事件から1年2か月も経過した後に5点の衣類が「発見」され、これが真の犯行着衣であるとして、自白とは全く異なる犯行着衣に検察官が主張を変更した。この一連の経緯は不自然である。</p> <p>③ 5点の衣類について、着用実験では、ズボンが小さすぎて袴田氏にははけなかった。1枚しかないはずの緑色のブリーフが2枚出現した。</p> <p>④ 袴田氏が現場から脱出したとされる裏木戸について、裏木戸の通り抜けに関する警察の再現実験写真は、写真に写っていない上部の留め金を外して行ったものであり、袴田氏の自白通り</p>



第1章 刑事再審の現在

	の方法では裏木戸を通過することはできない。 ⑤ 凶器とされているくり小刀では、4人の被害者を多数回刺すことは不可能。
④裁判の経過	1966(S41). 6.30 事件発生 1966(S41). 8.18 袴田氏逮捕 1966(S41). 9. 9 起訴 1968(S43). 9.11 一審 静岡地裁 死刑判決(石見勝四裁判長) 1976(S51). 5.18 控訴審 東京高裁 控訴棄却(横河敏雄裁判長) 1980(S55).11.19 上告審 最高裁 上告棄却(宮崎梧一裁判長) 1981(S56). 4.20 静岡地裁に再審請求 1981(S56).11.13 日弁連が袴田事件委員会を設置して再審支援を開始 1994(H 6). 8. 9 静岡地裁 再審請求棄却(鈴木勝利裁判長) 2004(H16). 8.26 東京高裁 即時抗告棄却(安廣文夫裁判長) 2008(H20). 3.24 最高裁 特別抗告棄却(今井功裁判長) 2008(H20). 4.25 静岡地裁に第2次再審請求 2014(H26). 3.27 静岡地裁 再審開始及び死刑・拘置の執行停止を決定(村山浩昭裁判長) 2018(H30). 6.11 東京高裁 再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却(大島隆明裁判長) 2018(H30). 6.18 最高裁に特別抗告 現在、第2次再審請求特別抗告審が最高裁第三小法廷で係属中
⑤確定審の裁判所の判断	一審判決は、捜査批判をしつつ自白調書45通のうち44通を証拠から排斥するも、残る1通の証拠能力は肯定した。その上で、5点の衣類が犯行着衣であり、袴田氏のものであるから、袴田氏は犯人であると判断し、死刑判決を言い渡した。 二審判決も有罪証拠の多くについて証拠価値が低いことを認めつつ、控訴を棄却。最高裁も上告を棄却し、死刑判決が確定した。
⑥主要な新証拠の内容	<b>【第1次再審請求】</b> ① 澤渡第1, 第2鑑定書(5点の衣類は犯行着衣でないこと。) ② 澤渡第3鑑定書, 間壁鑑定書(5点の衣類のズボンは袴田氏がはけないサイズであること。) ③ 衣類の味噌タンク実験の報告書(5点の衣類が事件直後味噌の量が少ないタンクには隠せないこと。) ④ 押田鑑定書(凶器とされるくり小刀では被害者の傷を形成できないこと。) ⑤ 浜田鑑定書(自白の心理学的分析。自白は袴田氏の無実を積極的に示すこと。) ⑥ 前田鑑定書, 横田鑑定書, 小川秀世弁護士実験報告書(自白の方法では裏木戸の出入りが不可能であり、警察の実験には作為があること。)  <b>【第2次再審請求】</b> ① 味噌漬け実験報告書(5点の衣類が1年以上も味噌に漬かっていたものではないこと。) ② 5点の衣類のズボンを販売した会社の役員の供述調書(ズボンのタグ「B」はサイズではなく色を表すこと。) ③ 本田鑑定書(DNA型鑑定)(5点の衣類は袴田氏のものではないこと。) ④ 取調べ録音テープ(捜査段階の自白が信用できないこと。) ⑤ 浜田鑑定書(取調べ録音テープの分析。取調べ録音テープの内容は袴田氏の無実を示すこと。)
⑦再審の経過	<b>【第2次再審請求審】</b> 1 味噌漬け実験 第1次再審請求即時抗告審から、弁護団は5点の衣類は何者かによってねつ造された証拠であると主張してきた。裁判所は、5点の衣類の外見は一朝一夕で作られたものではなく、長期間味噌に漬かっていたことが明らかである等として、弁護団の主張を採用しなかった。 そこで、血痕が付着した衣類を実際に味噌漬けにする実験を行った。その結果、①5点の衣類に似た外見の衣服を作成することは短時間で可能であること、②衣服を1年2か月味噌漬けにす

ると、生地と血痕の色が味噌の色に近づき、5点の衣類のように生地の色や血痕の赤色が残ることはないことが明らかになった。

## 2 証拠開示

弁護団の証拠開示請求に対して、裁判所の証拠開示勧告もあり、多数の証拠が開示された。開示された証拠は、①5点の衣類発見時のカラー写真、②5点の衣類のズボンを販売した会社の役員の供述調書、③32通の新たな否認、自白調書と取調べテープ等である。

5点の衣類のズボンのタグにはアルファベットの「B」が印字されている。これまで、この「B」はズボンのサイズを示すと考えられていた。ズボンの着用実験では袴田氏はズボンをはけなかったが、裁判所は、「B」サイズであれば当時の袴田氏ははけたことから、味噌付けのズボンが縮んだと判断していた。ところが、開示された②5点の衣類のズボンを販売した会社の役員の供述調書において、タグの「B」はズボンのサイズではなく、ズボンの生地の色を示しており、従来の裁判所の判断は誤解に基づくことが明らかになった。

## 3 DNA型鑑定

第1次再審請求審即時抗告審でも、5点の衣類についてDNA型鑑定が実施されたが、DNAの抽出ができず、鑑定不能という結果に終わった。

その後、DNA型鑑定の技術が格段に進歩したことから、第2次再審請求において弁護団は再度DNA型鑑定の請求をした。裁判所がDNA型鑑定実施を決定し、弁護団推薦の本田克也筑波大学教授と検察官推薦の学者を鑑定人とした。

まず、5点の衣類に付着した血液と被害者の衣服に付着した血液のDNAを対照する鑑定を実施した。本田鑑定人は、5点の衣類から血液に由来するDNAの型が複数判明したが、被害者の衣服から検出されたDNAと比較して、同一人物に由来する血液は確認できなかったと判断した。検察官推薦の鑑定人の結果も、本田鑑定人の結果と矛盾するものではなかった。

次に、現在の袴田氏のDNAと5点の衣類のうち袴田氏の血液が付着しているとされる白色半袖シャツに付着しているDNAを対照する鑑定を実施した。本田鑑定人も検察官推薦の鑑定人も、袴田氏のDNAは、白半袖シャツから検出されたDNAとは一致しないと判断した。

## 4 再審開始決定

静岡地裁（村山浩昭裁判長）は、味噌漬け実験とDNA型鑑定に関する証拠の信用性を肯定し、再審開始を決定した。また、再審開始決定と同時に死刑及び拘置の執行停止を決定した。これによって東京拘置所に収容されていた袴田氏は、逮捕から47年ぶりに釈放された。

### 【第2次再審請求即時抗告審】

#### 1 証拠開示

即時抗告審の段階で、これまで検察官が見当等としていた証拠が開示された。開示された証拠は、①発見直後の5点の衣類の写真のネガ、②取調べ録音テープ等である。

取調べ録音テープは23巻にもなり、取調べ官が否認している袴田氏を自白に追い込む様子が克明に記録されていた。また、弁護人との接見も録音されており、警察が秘密接見を盗聴していたことが明らかになった。

浜田寿美男奈良女子大学名誉教授の心理学的分析によれば、取調べ録音テープの内容は袴田氏の無実を示している。

#### 2 DNA型鑑定

検察は、多数の法医学者の意見書等に基づいて、本田鑑定で用いられた「細胞選択的抽出法」等を批判した。東京高裁は、本田鑑定の信用性を検討するために、鑑定の実施を決定し、検察官推薦の鈴木広一大阪医科大学教授が鑑定人とされた。鈴木教授は、再現実験では「細胞選択的抽出法」を再現することができなかった旨の報告書を裁判所に提出した。

平成29年9月、鈴木鑑定人及び本田鑑定人の尋問が実施された。

#### 3 原決定取消し・再審請求棄却

東京高裁8部（大島隆明裁判長）は、味噌漬け実験とDNA型鑑定に関する証拠の信用性を否定

	し、原決定を取り消し、再審請求を棄却した。その一方で、拘置の執行停止については、職権発動をして拘置の執行停止の決定を取り消すことはしないと理由中に判示した。
⑧再審が明らかに残された問題点	<p>① 証拠開示の重要性</p> <p>ズボンのタグの「B」について、裁判所の判断が誤解に基づくものであることを示す証拠が検察官手持ち証拠の中に存在しているにもかかわらず、その証拠を検察官は開示しようとしなかった。また、確定審一審から自白調書の任意性・信用性が争われていたにもかかわらず、否認調書や捜査段階の取調べ録音テープ等の自白調書に關係する重要な証拠が開示されていなかった。真相解明のためには、全面的証拠開示の制度化が求められる。</p> <p>② DNA型鑑定的重要性</p> <p>足利事件や東京電力女性社員殺害事件で成果を上げたDNA型鑑定が、本件でも重要な役割を果たすことになった。その一方で、即時抗告審では請求審におけるDNA型鑑定の信用性が最大の争点になり、再審事件における科学的鑑定の取扱いが問題になった。</p>
⑨最近のトピック	<p>特別抗告申立後、弁護団は担当調査官との面会を最高裁に申し入れているが、最高裁は面会に応じようとししない。</p> <p>平成26年3月に袴田氏は釈放されたが、拘禁反応の症状は重篤である。再審開始決定取消しによる再収監は回避されたものの、特別抗告が棄却された場合、再び拘置所に収容されるおそれがあるという不安定な状態にある。弁護団は、改元に伴う恩赦をみこして恩赦請求するなど、再審請求のみにとらわれず、袴田氏の再収監を防ぐべく努力している。</p>

### 3 マルヨ無線事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	強盗殺人、同未遂、現住建造物放火／死刑（尾田信夫氏）、懲役13年（共犯者）
②事件の概要	再審請求人である尾田信夫氏（当時20歳）が、共犯者（当時17歳）と共謀の上、以前勤めていたマルヨ無線株式会社（川端店）に押し入り、宿直勤務の店員を殺害して金品を強奪し、同店舗に放火して罪跡を隠滅しようと企て、昭和41年12月5日午後8時頃、客を装い同店舗に侵入し、宿直勤務だった店員2名に対し、登山ナイフを構え「金を出せ」と要求し、携帯用小型ハンマーで店員1名の頭部を1回殴打し、反抗を抑圧した上、現金約21万4700円外数点を強奪し、電熱用コードで店員を縛り上げ、頭部をハンマーで多数乱打して瀕死の重傷を負わせ、床に放火して店舗を半焼せしめ、店員1名を火災による一酸化炭素中毒により死亡させ、もう1名に傷害を負わせたとして、逮捕・勾留され、起訴されたものである。
③事件の特色	<p>① 本件は、尾田氏が少年と一緒に上記店舗に強盗に入り、店員に傷害を負わせ、その内の1名を、火災による一酸化炭素中毒により死亡させたことについては、争いがない。</p> <p>② 確定判決は、尾田氏らが、店員を焼死等させて犯跡を隠蔽しようと企て、店内で燃焼していた石油ストーブを足蹴りにして転倒させて、放火したものと認定した。</p> <p>③ しかし、福岡市消防局の大隈誠氏は、火災状況の資料等から、本件出火時には石油ストーブは転倒しておらず、本件火災は石油ストーブの異常燃焼によるものと鑑定した。</p> <p>④ また、大隈氏は、同型の石油ストーブの転倒実験を行い、石油ストーブを蹴倒した場合には、灯油缶が石油ストーブ本体から離脱し、燃焼は継続しないことを明らかにした。</p> <p>⑤ 第5次再審請求審は、確定判決が認定した「『蹴倒す』という言葉は、強く蹴飛ばす場合に限らず、足を使って押すようにして倒しかける場合も含まれると解されるのであって、机に放火する手段としては、たとえば、裏蓋の上に足を置くようにして押し、机に向かって倒し掛けるようにすれば、裏蓋は開かず、またストーブの受ける衝撃も小さくて済ませることも不可能とはいえない」として、請求を棄却した。</p> <p>⑥ 第5次即時抗告審は、「『蹴倒す』という言葉が原決定の説示するような場合をも意味することには疑問がある」とした。その上で「本件ストーブが当初からその状態（前面扉を床面に接した状態で静止している状態）に静かに置かれた」と推認できるとして、確定審の「石油ストーブ」</p>



ブを足蹴りにした」とする認定の誤りは認めたものの、確定判決の証拠の標目にもあげられていない証拠等に基づき、「申立人が本件ストーブを故意に転倒させ、その火を机等に燃え移らせて放火したと考えるのが相当である」と説示し、「いまだ大隈証言及び大隈実験等の新証拠が、確定判決の認定した放火に関する事実について合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠ということはでき（ない）」と判示して、即時抗告を棄却した。

⑦ 第6次再審請求は、第5次再審請求の即時抗告審が重視した福山鑑定（本件石油ストーブの前面扉に付着したとされている溶融痕を基に本件石油ストーブが前傾していたと鑑定したものの）の誤りを3Dのコンピューターグラフィックスにより明らかにした三木鑑定を新証拠等として、故意による放火行為がなかったことを明らかにするよう努力してきたが、再審請求審、即時抗告審、特別抗告審で棄却された。

⑧ 第7次再審請求は、現在審理中であるが、溶融痕の厚みによって影響を受けないと想定されるストーブの溶融痕の外縁部に着目する方法で各写真の溶融痕の外形を3Dのコンピューターグラフィックスにより解析・比較した吉岡鑑定を新証拠として提出した。また、尾田氏が確定審において十分な弁護を受けられていなかった適正手続違反についても再審事由として主張している。



ストーブの転倒実験の様子



ストーブの燃焼実験の様子

④裁判の経過

1966(S41).12.5	事件発生
1968(S43).12.24	一審 福岡地裁 死刑判決（藤田哲夫裁判長）
1970(S45).3.20	控訴審 福岡高裁 控訴棄却（中村莊十郎裁判長）
1970(S45).11.12	上告審 最高裁 上告棄却（長部謹吾裁判長） 判決訂正申立等を経て、死刑判決確定
1973(S48)～1979(S54)	第1次～第4次再審（本人請求）
1979(S54).2.1	第5次再審請求（以降、日弁連支援）
1988(S63).10.5	福岡地裁 請求棄却（小出鎔一裁判長）
1995(H7).3.28	福岡高裁 即時抗告棄却（池田憲義裁判長）
1998(H10).10.27	最高裁 特別抗告棄却（金谷利廣裁判長）
1998(H10).10.30	第6次再審請求
2008(H20).3.26	福岡地裁 再審請求棄却（林田宗一裁判長）
2012(H24).3.29	福岡高裁 即時抗告棄却（服部悟裁判長）
2013(H25).6.26	最高裁 特別抗告棄却（山浦善樹裁判長）
2013(H25).7.16	第7次再審請求

⑤確定審の裁判所の判断

確定審は、「(被告人が) 被害者らを小型ハンマーで殴打したりする暴行を加え、このため右宿直員両名は瀕死の重傷を負い、半ば意識を失って同事務所の床上でうめいていた。この時被告人等がかねての計画どおり、右マルヨ無線株式会社川端店（木造瓦葺二階建店舗）に火を放って焼燬し、右宿直員両名を窒息死、或いは焼死させて犯跡を隠蔽しようと企て、相互に相手の意を察して、…被告人は侵入前から点火されていた同事務所内の暖房用石油ストーブを、火焰の部分を覆っていた金属性網を取り外した上で、火焰の部分が下になるように足蹴りにして横転させ…」

	<p>て、店舗等を焼燬させたと認定した。</p> <p>確定審である一審では、国選弁護人の十分な援助を受けることができず、公訴事実に対する争いがなく、自白等の証拠も存在していたことから、放火を認定した事実等が判示されていない。</p>
<p>⑥主要な新証拠の内容</p>	<p><b>【第5次再審請求】</b></p> <p>① 大隈鑑定書（本件石油ストーブは、出火時転倒していたことはなく、同ストーブの異常燃焼により火災が発生したものであるとする。）</p> <p>② 大隈氏によるストーブ転倒実験等報告書</p> <p><b>【第6次再審請求】</b></p> <p>三木鑑定書（本件石油ストーブ前面扉の網目に付着していたとされる溶融痕は、同網目に付着していなかったとする（ストーブ転倒の根拠とされている福山鑑定書の前提を否定する鑑定である。）。）</p> <p><b>【第7次再審請求】</b></p> <p>吉岡鑑定書（本件石油ストーブの前面扉の網目に付着していたとされる溶融痕は、同網目に付着していなかったとする（溶融痕の厚みに伴う誤差が少ない方法で3Dコンピューターグラフィックスによる解析・比較を行ったもので、確定審の有罪の根拠となった福山鑑定書の前提を否定する鑑定である。）。）</p>
<p>⑦再審の経過</p>	<p><b>【第5次再審請求】</b></p> <p>第5次再審請求の経過については、上記3で述べたとおりである。</p> <p><b>【第6次再審請求】</b></p> <p>第6次請求審では、弁護人は、次のように主張した。</p> <p>確定判決が放火の方法として認定した、ストーブを足蹴りにして横転させた事実については、第5次請求の即時抗告審である高裁決定により否定されているが、同決定によってもストーブを前傾の状態に設置したと認定した。その認定は昭和41年12月17日付福山鑑定書に依拠している。福山鑑定は、本件ストーブ機関部の合金製カム及び連結桿止めが熱のために溶けて、その一片が正面点火扉の網目に流れ込んでいることから、本件ストーブが前傾の状態にあったとしている。</p> <p>しかし、同鑑定書に添付された写真に写っている本件ストーブに付着した溶融痕の形状を、3Dのコンピューターグラフィックスを使って解析したところ、福山鑑定書添付の写真1号で撮影された溶融痕と写真4号で撮影された溶融痕の外形は大きく異なったとの結果が得られた（三木鑑定書）。このことは、写真1号と4号に写っている溶融痕は別物であるか、同一物が網目に対して動いた（回転した）ことを示すもので、写真4号に写っている溶融合金は、本件ストーブ前面扉に付着していたものではなく、針金状の棒によって支えるという不当な工作がなされているといった事実を裏付けるものである。したがって、ストーブ前傾説はその基盤を失い、本件火災は直立したストーブが異常燃焼したことを原因として生じたものである。</p> <p>再審請求審決定は、写真により視認可能な溶融合金部分は異なっていること、厚みのある物体の二次元画像を取り込んで、その撮影位置を変えて上部から画像に変換しても、同一の形に復元することは不可能であると考えられるとして、写真1号と4号の溶融痕の外形が異なるからといって両者が別物であると即断することはできないと判断したが、第5次再審請求において取り調べられた消防局職員の撮影した実況見分調書添付の写真によれば、「溶融痕の一部が剥離していることが認められ、福山鑑定書添付の写真第1号及び写真第4号により認められる溶融痕の付着状況等を比較対照すると、両写真に写された溶融痕の位置が若干ずれているのではないかとの疑いが生じ、写真第4号においては剥離した溶融痕が針金状の棒で支えられている可能性を完全に否定することはできない」との注目すべき判断をし、第5次再審請求で、放火行為を裏付ける重要な証拠とされた福山鑑定の証拠価値が大幅に減殺されるに至った。</p> <p>しかし、同決定は、「請求人が本件ストーブを前傾の状態にして本件建物を放火したこと、少</p>



なくとも、燃焼中の本件ストーブの防護網を取り外して移動させ、その火力を利用して室内の机等に燃え移らせるようにして火を放ったことは、福山鑑定のみによ拠して認定されているものではなく、他の証拠によっても、その事実を優に認めることができるとして、次の4点を挙げた。①捜査段階や第一審公判において、請求人や共犯者が自白を維持しており、その信用性に疑問がないこと、②本件ストーブは犯行直前まで使用されており、事件後傾いた状態で発見され、防護網が外されてストーブから離れた場所で発見されており、これらの事実は請求人が本件ストーブを移動させて放火したことを裏付け、請求人らの供述内容とも合致する、③本件ストーブの異常燃焼により本件火災が発生したことをうかがわせる事情は認められない、④現場の焼損状況等に照らせば、請求人らが本件ストーブを用いて放火に及んだことは疑いないと言ふべきであると判示した。

上記4点についても、弁護人は、自白に信用性がないこと、防護網が離れた場所で見つかった合理的理由があること、異常燃焼の可能性があったこと、現場の焼損状況等からは異常燃焼による発火を示していることなどを反論してきたが、これらの点についても十分な理解を得ることができなかった。

なお、請求人は、福山鑑定書は偽造又は変造されたものであることなどを、再審請求の理由として主張してきたが、これらの見解も排斥されている。

#### 【第7次再審請求審】

第7次請求審は、次に述べる溶融痕の厚みによって影響を受けないと想定される溶融痕の外縁部に着目する方法で、実況見分調書に添付されたストーブの写真1号と写真4号の溶融痕の外形をコンピュータで解析・比較した吉岡鑑定を新証拠として提出した。

分析の手法は、次のとおりである。すなわち、本件ストーブと同型のストーブから三次元モデルを作成し、三次元処理ソフトによって、同モデルをいかなる角度からでも見る状態にする。そして、写真1号と写真4号をコンピュータに取り込み、三次元モデルと重ねることによって、各写真の撮影角度を割り出す。その後、それぞれの撮影位置から見た本件ストーブの画像を作成し、この画像に、写真1号と写真4号のそれぞれについて、溶融痕が網目部分と接する点を転写する。このようにして、溶融痕と網目部分の接する点をいかなる角度からも見るようにした上で、厚みに影響を受けない部分の比較対照を行ったものである。



上記の比較対照によって、写真1号と写真4号に写っている溶融痕に厚みがあることを前提としても、「各写真に写った溶融痕がストーブの網目に対して同一の位置にないこと」、「各写真に写った溶融痕がストーブの網目に対して回転している可能性があること」の2点が明らかとなり、この結果、写真1号と写真4号に写っている溶融痕が別ものであるか、溶融痕は同一であるが、溶融痕は網目に対し回転したものであり、網目に付着してなかったとの結論が得られた。

また、第7次再審請求審では、再審事由として、尾田氏が確定審において資格を有する弁護人による実質的弁護を受ける権利が侵害されており、憲法31条が保障する適正手続の違反が生じていることも主張している。

⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 裁判所のコンピューターグラフィックス等の科学的証拠に対する無理解</li> <li>② 裁判所が証拠開示を検察官に勧告してくれないこと</li> <li>③ 手続の憲法違反（本件では、資格を有する弁護人による実質的弁護を受ける権利が侵害されている。）が現行法では再審事由ではないこと</li> </ul>
⑨最近のトピック	<p>第7次再審請求審における新証拠として、吉岡鑑定書を裁判所に提出した。引き続き、吉岡鑑定書の信用性を裏付けるべく、三木鑑定、吉岡鑑定でそれぞれ用いられた三次元処理ソフトの異同について調査・検討を行なっている。</p> <p>さらに、証拠開示が十分に行われず、現住建造物等放火の事実認定との関係で決定的な、放火に関する証拠写真や福山鑑定の写真、尾田氏と共犯者の自白の生成過程に関する証拠が断片的にしか開示されていないことから、全面的な証拠開示を求めていくべく、準備を進めている。</p>

4 大崎事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	殺人，死体遺棄／懲役10年 満期出所 元夫は同罪で懲役8年，義弟は同罪で懲役7年，甥は死体遺棄で1年																								
②事件の概要	昭和54年10月15日，鹿児島県大崎町で被害者が自宅横牛小屋の堆肥置場に遺棄された状態で発見された。付近に住む原口アヤ子氏（当時52歳）が，元夫，義弟との計3人で共謀して被害者（義理の末弟）を同月12日に殺害し，翌13日にその遺体を甥（義弟の息子）も加えた計4名で遺棄したとされた事件。																								
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>事件当時（1979年）の原口アヤ子さん（当時52歳）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>被害者とされる義理の末弟の自宅（右）と末弟の遺体が発見された牛小屋（左）</p> </div> </div>																								
③事件の特色	<p>犯行を裏付ける証拠は自白のみであって，明確な客観証拠は何もない事件である。被害者は事件前に，自転車事故で重篤な傷害を負っていた可能性があったが，当時の捜査機関は事故死の可能性をまったく考えず，遺体発見直後から殺人事件と断定し，犯人捜しを始めた。</p> <p>被害者発見後，早々に被害者方の直近に住んでいた元夫と義弟が犯行を自白し，逮捕されたが，それは「二人で殺害し，二人で埋めた」という自白であった。その後，殺害は原口氏を加えた「三人犯行」，死体遺棄は甥を加えた「四人犯行」に大きく変遷した。かかる「共犯者」らの自白を受けて逮捕された原口氏は一貫して否認を貫いた。確定審では，原口氏と共犯者の間で自白と否認が併存していたため，形式的に審理は分離されたが，鹿児島地裁の刑事部は一部しかなく，実質上同じ裁判体が，一方で，「共犯者」らの自白事件として全ての検察官請求証拠を目にしなが，他方で，一貫して否認する原口氏の審理も行った。</p> <p>「共犯者」とされた元夫，義弟，甥の三名は知的障害を有するいわゆる「供述弱者」であり，判決理由中にもその点が触れられるほどであったが，「共犯者」ら男性三名については，捜査段階から公判まで一貫して，供述弱者に対する配慮は一切なされない中で，捜査段階の自白供述を重く見ての有罪判決であった。</p>																								
④裁判の経過	<table border="0"> <tr> <td>1979(S54).10.12</td> <td>事件発生</td> </tr> <tr> <td>1980(S55).3.31</td> <td>確定一審 鹿児島地裁 懲役10年（朝岡智幸裁判長）</td> </tr> <tr> <td>1980(S55).10.14</td> <td>控訴審 福岡高裁宮崎支部 控訴棄却（杉島廣利裁判長）</td> </tr> <tr> <td>1981(S56).1.30</td> <td>上告審 最高裁 上告棄却（中村治朗裁判長）</td> </tr> <tr> <td>1981(S56).2.17</td> <td>最高裁 異議申立棄却（中村治朗裁判長）</td> </tr> <tr> <td>1990(H2).2.17</td> <td>原口氏 満期出所</td> </tr> <tr> <td>1995(H7).4.19</td> <td>鹿児島地裁に第1次再審請求申立て</td> </tr> <tr> <td>2002(H14).3.26</td> <td>鹿児島地裁 再審開始決定（笹野明義裁判長） 検察官が即時抗告</td> </tr> <tr> <td>2004(H16).12.9</td> <td>福岡高裁宮崎支部 開始決定取消し・再審請求棄却（岡村稔裁判長） 原口氏が特別抗告</td> </tr> <tr> <td>2006(H18).1.30</td> <td>最高裁 特別抗告棄却（藤田宙靖裁判長）</td> </tr> <tr> <td>2010(H22).8.30</td> <td>鹿児島地裁に第2次再審請求申立て</td> </tr> <tr> <td>2012(H24).3.6</td> <td>鹿児島地裁 再審請求棄却（中牟田博章裁判長） 原口氏が即時抗告</td> </tr> </table>	1979(S54).10.12	事件発生	1980(S55).3.31	確定一審 鹿児島地裁 懲役10年（朝岡智幸裁判長）	1980(S55).10.14	控訴審 福岡高裁宮崎支部 控訴棄却（杉島廣利裁判長）	1981(S56).1.30	上告審 最高裁 上告棄却（中村治朗裁判長）	1981(S56).2.17	最高裁 異議申立棄却（中村治朗裁判長）	1990(H2).2.17	原口氏 満期出所	1995(H7).4.19	鹿児島地裁に第1次再審請求申立て	2002(H14).3.26	鹿児島地裁 再審開始決定（笹野明義裁判長） 検察官が即時抗告	2004(H16).12.9	福岡高裁宮崎支部 開始決定取消し・再審請求棄却（岡村稔裁判長） 原口氏が特別抗告	2006(H18).1.30	最高裁 特別抗告棄却（藤田宙靖裁判長）	2010(H22).8.30	鹿児島地裁に第2次再審請求申立て	2012(H24).3.6	鹿児島地裁 再審請求棄却（中牟田博章裁判長） 原口氏が即時抗告
1979(S54).10.12	事件発生																								
1980(S55).3.31	確定一審 鹿児島地裁 懲役10年（朝岡智幸裁判長）																								
1980(S55).10.14	控訴審 福岡高裁宮崎支部 控訴棄却（杉島廣利裁判長）																								
1981(S56).1.30	上告審 最高裁 上告棄却（中村治朗裁判長）																								
1981(S56).2.17	最高裁 異議申立棄却（中村治朗裁判長）																								
1990(H2).2.17	原口氏 満期出所																								
1995(H7).4.19	鹿児島地裁に第1次再審請求申立て																								
2002(H14).3.26	鹿児島地裁 再審開始決定（笹野明義裁判長） 検察官が即時抗告																								
2004(H16).12.9	福岡高裁宮崎支部 開始決定取消し・再審請求棄却（岡村稔裁判長） 原口氏が特別抗告																								
2006(H18).1.30	最高裁 特別抗告棄却（藤田宙靖裁判長）																								
2010(H22).8.30	鹿児島地裁に第2次再審請求申立て																								
2012(H24).3.6	鹿児島地裁 再審請求棄却（中牟田博章裁判長） 原口氏が即時抗告																								

	<p>2014(H26). 7.15 福岡高裁宮崎支部 即時抗告棄却(原田保孝裁判長)</p> <p>2015(H27). 2. 2 最高裁 請求人特別抗告棄却(金築誠志裁判長)</p> <p>2015(H27). 7. 8 鹿児島地裁に第3次再審請求申立て</p> <p>2017(H29). 6.28 鹿児島地裁 再審開始決定(冨田敦史裁判長) 検察官が即時抗告</p> <p>2018(H30). 3.12 福岡高裁宮崎支部 即時抗告棄却(根本渉裁判長) 検察官が特別抗告</p> <p>2019(R1). 6.25 最高裁 再審開始取消し・再審請求棄却決定(小池裕裁判長)</p>
⑤確定審の裁判所の判断	<p>確定一審は、共犯者らの自白及び義弟の妻の供述と間接証拠を根拠にして、「原口氏が、『共犯者』とされた元夫、義弟と共謀の上、被害者が酔って寝ているのを殺害するのに良い機会だとして、午後11時頃、被害者方へ赴き、同所土間に座り込んで泥酔のため前後不覚となっている被害者に対し、元夫と義弟が顔面を数回ずつ殴り、その場で3人で足蹴するなどし、更に3人で倒れた被害者を中六畳間に運び込んで、原口氏が仰向きに寝かせた被害者の両足を両手で押さえつけ、義弟も被害者の上に馬乗りになってその両手を押さえつけ、元夫が西洋タオルを頸部に巻いて交差させた上、両手でその両端を力一杯引いて締め付けて被害者を窒息死に至らしめて殺害した」という殺人の事実を認定した。また、「殺害行為後、義弟は一旦帰宅して甥に被害者の遺体を遺棄するための加勢を求め、これを承諾した甥と共謀の上、4人で被害者の遺体を牛小屋に運び堆肥内に埋めた」という死体遺棄の事実を認定した。</p> <p>主犯とされた原口氏は懲役10年、元夫は懲役8年、義弟は懲役7年、死体遺棄のみの甥は懲役1年であった。「共犯者」らは全員、控訴せずに服役した。原口氏のみが高裁、最高裁と争ったが、確定一審の事実認定が維持され有罪判決が確定し、服役した。</p>
⑥主要な新証拠の内容	<p>① 第1次は、確定審で法医学鑑定を行った城哲男教授が自らの見解を訂正した補充鑑定(「城新鑑定」)及び池田典昭教授による法医学鑑定(いずれも事故死の可能性を示唆するもの)</p> <p>② 第2次は、上野正彦・元東京監察医務院院長による法医学鑑定(犯行態様に疑問を投げかけるもの)、共犯者らの自白供述を分析した大橋靖史・高木光太郎両教授による供述心理鑑定(「大橋・高木旧鑑定」)並びに第2次即時抗告審で新たに開示された証拠等</p> <p>③ 第3次は、吉田謙一教授による法医学鑑定(事故死の可能性が高いとしたもの)及び、大橋・高木両教授による、義弟の妻の供述を分析した供述心理鑑定(「大橋・高木新鑑定」)、並びに第三次請求審で新たに開示されたネガフィルム等</p>
⑦再審の経過	<p>原口氏は、服役中「罪を認めれば早く出られる」という仮釈放の誘いを蹴り、満期出所。その後、原口氏は、「再審はしない」と言う元夫と離婚した後、平成7年に第1次再審請求。</p> <p>請求審である鹿児島地裁では自白供述を丹念に分析し、「共犯者らの自白の信用性には疑問が生じる」として平成14年に再審開始を決定したが、検察官抗告後、福岡高裁宮崎支部で取り消され、最高裁もこれを支持した。</p> <p>平成22年に申し立てた第2次再審請求において、請求審の鹿児島地裁は、新証拠である法医学鑑定や共犯者らの自白供述を分析した供述心理鑑定の鑑定人尋問すらせず、また、証拠開示に向けた訴訟指揮も一切せずに請求を棄却。</p> <p>原口氏即時抗告後の福岡高裁宮崎支部では、書面による画期的な証拠開示勧告がなされ、213点もの捜査機関保有証拠が開示された。法医学鑑定人尋問、供述心理鑑定人尋問も行われ、共犯者らの自白の信用性に疑問を生じさせたが、「殺してきたと聞いた」などとする義弟の妻の供述は信用できるとして、有罪判決を維持。最高裁もこれを支持し、終了した。</p> <p>平成27年に申し立てた第3次再審請求において、請求審の鹿児島地裁は、事故死の可能性が高いとする新たな法医学鑑定と義弟の妻の供述を分析した新証拠としての供述心理鑑定に明白性を認め、「殺人も死体遺棄もなかった疑いを否定できない」として、平成29年6月に2度目となる再審開始決定をした。</p>





鹿児島地裁による再審開始決定（2017年6月28日）

その後、またも検察官抗告が立ち上がるも、福岡高裁宮崎支部は、法医学鑑定に請求審以上の証明力を認め、確定審が認定した死因に疑いが生じ、確定審の犯行態様を自白していた共犯者らの自白は客観的根拠を失って、信用性に重大な疑義が生じ、確定審の事実認定は維持できないとして、平成30年3月に検察官抗告を棄却し、再審開始を維持する決定をした。



福岡高裁宮崎支部も再審開始を維持（2018年3月12日）

しかし、令和元年6月25日、最高裁は再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却した。

<p>⑧再審が明らかにした事項・残された問題点</p>	<p>① 1度目の再審開始決定から17年が経過してもなお、再審無罪が確定しないという検察官抗告の問題</p> <p>② 第2次再審で味わった「再審格差」(何もしなかった請求審と、結論が棄却だったとはいえ、積極的な訴訟指揮を行った即時抗告審)、それを無くすための法改正の必要性</p> <p>③ 数度にわたり、「開示すべき証拠は存在しない見込み(第2次請求審)」「すべて検察庁に送致したのであるから所轄や県警本部には残っていない(第2次請求審)」「証拠は不存在(第2次即時抗告審)」などと回答した検察官の回答が全て虚偽であり、最終的に第3次再審請求審に至るまで、証拠の開示は行われたが、このような不正義に対するサンクションや、かかる事態を生じさせないための、証拠の一覧表の作成・開示や、迅速かつ漏れのない証拠開示を実現するためには、法律による縛りが必要であることを痛感した。</p>
<p>⑨最近のトピック</p>	<p>第3次再審請求は、「原口氏存命中の再審無罪」をとるための最後の挑戦と見込んで申し立てていたものであったが、最高裁の不正義によって終了となった。弁護団は、すぐさま第4次再審請求に向けて立ち上がっている。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	
<p style="text-align: center;">原口アヤ子さん(2019年1月7日)</p> <p style="text-align: right;">最高裁の「世紀の大誤判」決定を受け、怒りの記者会見を行う弁護団(南日本新聞社提供)</p>	

## 5 日野町事件

## 【日弁連支援事件】

<p>①罪名等</p>	<p>強盗殺人／無期懲役</p>
<p>②事件の概要</p>	<p>滋賀県日野町豊田で酒店を営む女性店主が、昭和59年12月28日夜から翌朝までの間に行方不明となり、翌60年1月18日、日野町内の宅地造成地の草むらの中で死体が発見され、さらに、同年4月28日、同町内の山中で被害者所有の手提げ金庫が発見された。</p> <p>その酒店の常連客であった阪原弘氏(事件当時49歳)は、事件発生から3年以上が経過した昭和63年3月9日から12日までの連日、日野署に呼び出されて長時間にわたる厳しい取調べを受けた結果、捜査官に自白をし、逮捕、起訴された。阪原氏は、公判以降は一貫して否認して争ったが、無期懲役の有罪判決が言い渡され、確定した。</p> <p>確定後、阪原氏は再審請求した(第1次請求)が、請求審で棄却され、その即時抗告審係属中に死亡したため手続は終了された。1年後、遺族4名が死後再審(第2次再審)を申し立てた。これに対し、大津地裁は再審を開始する決定を行ったが、検察が即時抗告を申し立てたため、現在、即時抗告審が大阪高裁に係属している。</p>
<p>③事件の特色</p>	<p>① 常連客であるのに被害者の捜索、通夜、葬儀に参加しなかったのはおかしいとの理由で阪原氏に対して疑いを抱く者がいた。捜査機関はこの噂を聞きつけて、事件発生当初より阪原氏の周辺捜査を行っていた。</p> <p>② 事件発生から約9か月後、警察は、阪原氏の逮捕状の発付を受け、阪原氏に対する任意取調べを行ったが、結局逮捕できず、逮捕状は不執行となった。その際に一緒に取調べを受けた阪原氏の妻から、昭和59年12月28日夜の阪原氏の行動(アリバイ)が語られた。</p>



第1章 刑事再審の現在


	<p>→ 以後、アリバイ潰しのための捜査が始まった。</p> <p>③ 逮捕から起訴までの間に精力的に取調べ、引当捜査、犯行再現実況見分が行われ、その結果得られた自白や捜査報告書が有罪立証の中心的証拠とされた。</p> <p>④ 被害者がいつ、どこで殺害されたのか、被害者の死体及び手提げ金庫はいつ遺棄されたのかを認めるべき客観証拠は全くない。</p> <p>→ 第一審では、検察官は自白内容に基づく訴因を主張していたが、訴訟外で裁判所から促され、論告求刑直前になって、殺害場所・日時・被害品を概括的に記載した予備的訴因を追加した。これに関し控訴審では訴訟手続の法令違反に当たるかが争点となった。</p> <p>⑤ 任意取調べ3日目に阪原氏が犯行を認めたが、警察はその日の帰宅を許した。にもかかわらず、4日目にも自白をしたという経緯が自白の評価に強い影響を与えた。</p> <p>⑥ 自白には秘密の暴露はなく、根幹部分を含む多くの部分に客観的事実との不整合、変遷、不自然・不合理な内容が存在している。</p> <p>⑦ 警察が、阪原氏を追及する際に利用した微物鑑定（被害者の着衣に付着していた微物と阪原氏の近辺から採取された微物が一致するとの検査結果）については、確定判決でもその証明力は否定された。</p> <p>⑧ 一審判決と控訴審判決の有罪認定根拠が全く異なっている。</p>
<p>④裁判の経過</p>	<p>1988(S63).4.2 起訴</p> <p>1995(H7).6.30 一審 大津地裁 無期懲役判決（中川隆司裁判長）</p> <p>1997(H9).5.30 控訴審 大阪高裁 控訴棄却判決（田崎文夫裁判長）</p> <p>2000(H12).9.27 最高裁第三小法廷 上告棄却決定（千種秀夫裁判長）</p> <p>2000(H12).10.13 最高裁第三小法廷 異議申立棄却（千種秀夫裁判長）</p> <p>2001(H13).11.27 大津地裁 第1次再審請求申立</p> <p>2006(H18).3.27 大津地裁 再審請求棄却決定（長井秀典裁判長）</p> <p>2006(H18).3.30 大阪高裁 即時抗告申立</p> <p>2011(H23).3.18 再審請求人阪原氏が死亡</p> <p>2011(H23).3.30 大阪高裁 「申立人の死亡により終了」と決定</p> <p>2012(H24).3.30 大津地裁 遺族による第2次再審請求申立</p> <p>2018(H30).7.11 大津地裁 再審開始決定（今井輝幸裁判長）</p> <p>2018(H30).7.17 大阪高裁 検察による即時抗告申立</p> <p>現在、大阪高裁第2刑事部係属中</p>
<p>⑤確定審の裁判所の判断</p>	<p><b>【一審判決】</b></p> <p>自白以外の証拠から有罪を認定</p> <p>→ 犯行日時・場所・被害品が概括的に記載された予備的訴因に基づき有罪を認定。</p> <p>(1) 自白の評価…自白の任意性については、任意性確保に向けた配慮がなされており、何ら問題はない。任意に自白したことは一つの事情として注目に値するが、自白の内容に従った事実認定ができると言うほど自白の信用性が高いとは考えられない。</p> <p>(2) 有罪根拠とした間接事実</p> <p>①昭和59年12月28日夜、被害者方酒店付近で阪原氏を目撃したとの供述、②同夜、被害者が誰かと会話している声を聞いたとする隣人の供述、③店舗の机の引出し内にあった丸鏡に付着していた指紋が阪原氏の指紋と合致したこと、④阪原氏が被害者の死体発見場所及び金庫発見場所を知っていたこと（引当捜査結果）、⑤阪原氏は、被害者の手首に巻かれた紐の結び方とほぼ類似する結束方法を再現できたこと（犯行再現結果）、⑥被害者失踪後、阪原氏が被害者の捜索、通夜・葬儀に参加しなかったこと、⑦阪原氏は昭和59年12月28日夜の行動について虚偽のアリバイを主張していること。</p> <p><b>【控訴審判決】</b></p> <p>間接事実、それだけでは被告人と本件犯行を結びつけるものではないとして、一審判決の判</p>


断に異論を述べつつ、基本的根幹部分が信用できる自白、間接事実及びアリバイ主張の虚偽性と合わせれば有罪認定できると判断  
 → 犯行の日時・場所・被害品が特定されている主位的訴因が認定できるが、1審判決の認定に主位的訴因は含まれているから事実誤認はない。  
 (1) 自白の評価…自白内容は、一部疑問点が残るが、自白の基本的根幹部分は十分信用することができる。  
 (2) 有罪根拠とした間接事実  
 ①昭和59年12月28日夜、被害者方店舗付近で阪原氏を目撃したとの供述、②同夜、被害者が誰かと会話している声を聞いたとする隣人の供述、③店舗の机の引出し内にあった丸鏡に付着していた指紋が阪原氏の指紋と合致したこと、④被害者の手首に巻かれた紐の結束方法が精肉店での特殊な結束方法と類似しており、阪原氏は以前精肉店で働いたことがあり、その方法を習得していること、⑤阪原氏が昭和59年12月28日夜の行動について虚偽のアリバイを主張していること。  
 ※ 一審判決が重要な有罪根拠とした、阪原氏が、捜査段階で遺体発見場所及び金庫発見場所を案内できたということに関わる事実について、控訴審判決は、自白の基本的根幹部分が信用できる根拠に位置付けた。


⑥主要な新証拠の内容


**【殺害方法に関する新証拠】**  
 ・吉田謙一鑑定・証言、池田典昭鑑定・証言、河野朗久鑑定・証言等  
 ・主に自白における殺害方法と被害者の遺体の損傷が合致しないことを証明する証拠


**【死体発見場所・金庫発見場所への引当捜査結果の信用性に関する新証拠】**  
 ・捜査時に撮影された写真のネガ（検察官開示証拠）、当時の警察官及び検察官の証人尋問、浜田寿美男意見書  
 ・有罪認定が有力な有罪根拠とした、阪原氏が死体発見場所・金庫発見場所を知っており、誰に教えられることなく捜査官を案内できたという捜査結果に関し、開示されたネガと照合したところ、当該捜査結果を記載した実況見分調書の写真が大幅に入れ替えられていた（引当場所の帰りに、行き道を装って撮影した写真を添付していた。）こと、捜査官の無自覚的誘導により知らない場所に到達し得ることを証明する証拠。


① 


② 


③ 


④ 


⑤ 


⑥ 


⑦ 


⑧ 


⑨ 


⑩ 


⑪ 


⑫ 


⑬ 


⑭ 

⑮ 

⑯ 

⑰ 

⑱ 

⑲ 

金庫発見場所の引当捜査結果を記載した実況見分調書に添付された写真から、金庫発見場所からの帰り道で撮影された写真（空白部分）を除外した状況。金庫発見場所に至る経路の重要部分の写真が帰り道に撮影したものとなっている。

	<p><b>【丸鏡に付着した指紋に関する新証拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・齋藤保鑑定・証言等</li> <li>・店舗机の引き出しに入っていた丸鏡に付着した指紋は阪原氏が物色した時に付着したものであるとの確定判決の認定に対し、丸鏡に付着した他の指紋の状況、店舗内のその他の場所の指紋付着状況等から、常連客である阪原氏が他の機会に丸鏡を利用し、その際に付着した可能性があることを証明する証拠</li> </ul> <p><b>【被害者の手首に巻かれていた紐の結束方法に関する新証拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護人の実験結果報告書、ビデオ、犯行再現時の開示ネガ等</li> <li>・証拠物として提出されている紐を詳細に観察し、確定判決が認定している結束方法とは異なることを証明した上で、紐の結束方法は精肉店での結束方法と全く異なること、手首に巻かれていた紐の止め方は特異なものではないこと、阪原氏は捜査段階で何度も繰り返し手首を紐で結ぶ犯行再現をさせられていたことなどを証明する証拠</li> </ul> <p><b>【手提げ金庫の破壊・投棄に関する新証拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高山昌光鑑定・証言、弁護人による投棄実験結果、放置実験結果等</li> <li>・自白に記載されている手提げ金庫の破壊道具、破壊方法と被害金庫の損傷が一致しないこと、金庫は、発見された場所で破壊・放置されたのではなく、その上方にある道路から斜面下である発見場所に向けて投棄された可能性が高いことなどを証明する証拠</li> </ul> <p><b>【阪原氏の知的能力・防禦能力・供述能力に関する新証拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加藤進昌意見書、金澤彰意見書、松島恵介意見書</li> <li>・阪原氏の知的能力及び行動特性を前提に、阪原氏の取調べにおける供述、取調状況（任意性）に関する公判供述等を評価する場合の留意点を証明する証拠</li> </ul> <p><b>【アリバイ主張に関する新証拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アリバイに関する証人に対するインタビュー映像、アリバイ関係の開示証拠等</li> <li>・確定判決では、阪原氏のアリバイ主張は虚偽であると決めつけられたが、虚偽であると断定できないこと、昭和60年9月以降に捜査機関が阪原氏のアリバイを否定するための捜査を行っていたことを証明する証拠</li> </ul> <p><b>【殺害の日時と場所に関する新証拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死体発見時の被害者の着衣と被害者宅に脱ぎ捨てられていた着衣、昭和59年12月28日夕方以降に被害者に会った者の供述調書等</li> <li>・自白では、昭和59年12月28日午後8時頃に殺害したとされているが、その直前に被害者に会った者たちが述べている被害者の着衣は、被害者宅の離れに脱ぎ捨てられており、死体発見時、被害者は異なる着衣を身につけていたこと等、そもそも、殺害された日時も場所も自白とは異なるのではないかということを確認する証拠</li> </ul>
<p>⑦再審の経過</p>	<p><b>【第1次再審請求】</b></p> <p>1 審理経過</p> <p>① 再審請求前に証拠物の保全決定が出された。</p> <p>② 検察官手持ち証拠リストが作成され、提供された。</p> <p>進行協議の中で、裁判所が、検察官に対し、手持ち証拠のリスト作成を検討するよう促し、検察官がこれに応じた。その後、弁護側から各証拠の要旨をリストに加えるように要求し、検察官がこれに応じた。最終的に、完成品が書面としてだけでなく、データ（Excel）で提供された。</p> <p>→ このデータリストを利用し、弁護団は、以後の再審手続の中で証拠が開示され、あるいはあらたな証拠（検察が警察から新たに送致を受けた証拠）の存在が確認される度に更新し続けている。</p> <p>③ 実施された事実調べの内容</p> <p>被害者の舌骨の検証、殺害方法に関する鑑定（池田典昭鑑定）、現場検証、殺害方法に関する河野朗久証人・池田典昭証人の尋問、丸鏡に付着した指紋に関する齋藤保証人・西勝太</p>

郎証人（当時の鑑識課員）の尋問・手提げ金庫の損傷に関する高山昌光証人の証人尋問等

- ④ 裁判長交代後、急に審理終結に向けた訴訟指揮がなされた。

順調に事実調べが進んでいたが、平成17年夏、裁判長交代後、急に審理方針が変更され、裁判所より、翌年度末までに決定を出すことを前提に、請求人の意見書、最終意見書を提出するよう求められ、対応を余儀なくされた。

- ⑤ 決定の告知及び決定

弁護団は遅くとも決定2週間前の事前告知を求めたが、裁判所は1週間前に伝えると回答し、平成18年3月18日（金曜日）夕方になって、3月27日（月曜日）に決定を出すとの連絡があった。滋賀弁護士会の臨時総会開催日であり、他の弁護士も年度末で多くの期日予定が入っていたため決定日に都合がつく弁護人は僅かしかいなかった。

加えて、月曜日の決定であったため、即時抗告申立準備期間が事実上3日間しかなかった。

## 2 請求審決定－棄却

請求審決定は、任意性に疑いがなく、信用性も十分な自白、丸鏡に付着した指紋の検出等の間接事実等から確定判決が認定した犯罪事実は優に認められる、と結論付けた。

その理由中では、弁護人の主張に対し「確かに…」と一旦これを肯定しつつ、さしたる根拠もなく「しかし…」として排斥した箇所が決定中に実に26か所も存在している。

自白の信用性が十分とした中心的な根拠は、任意取調の過程で、自白後、一旦帰宅をして熟慮の機会を与えられたのに翌日の取調でも自白を維持したという点（決定は、これは自白の情況的信用性を高める事情であると評価した）と、阪原氏が被害者の死体及び金庫発見場所を案内し、指示できたという点（決定は、これは自白の信用性を裏付ける重要な事情であると評価した。）であった。

## 3 即時抗告審

請求審決定に対して即時抗告を申し立て、いくつかの新証拠も追加で提出し、他方で、裁判所に対し、三者協議の開催を申し入れ続けていたが、結局、一度も三者協議が行われないうちに阪原氏が死亡し、裁判所により終了決定がなされた。

なお、この時点で、請求の受継について弁護団で検討したが、諸般の事情から結局受継申立はしなかった。

## 【第2次再審請求】

### 1 審理経過

- ① 当初、裁判所は、弁護人が開示請求を行った証拠のうち、自白形成過程に関する捜査書類及び金庫発見場所・死体発見場所の引当捜査の際に撮影された写真及びネガのみ認め、弁護人が請求した他の証拠調べを行うことなく、審理を終了させ、翌年年度末に決定を出す方針で臨んでいた。

ところが、検察官から提出されたネガを検査したところ、引当結果を記載した捜査報告書に添付された写真の多くが入れ替えられており、引当場所からの帰りに撮影された写真が、引当場所に向かう写真であるとして貼付されていることが判明した。このことをきっかけに、裁判所は早期終結の方針を変更した。

- ② 審理終結までの6年間の間に、計46回の打合せ期日が行われ、主に証拠開示をめぐる議論がなされた。結果、多くの証拠が検察から提出された。
- ③ 検察官は、裁判所から開示を促された証拠については、基本的に弁護人にのみ開示するのではなく、全て裁判所に証拠として提出するという対応で臨んだ。
- ④ 実施された事実調べの内容

殺害方法に関する吉田謙一証人の尋問、引当捜査に関する落合俊和証人（当時の担当検察官）、森田一男証人・谷口正証人（いずれも当時の担当警察官）の各尋問等

- ⑤ 決定の告知

平成30年3月6日に行われた最終の打合せ期日において、同年7月11日午後の決定を予定



すると告知された。なお、決定書の交付は、書記官室において、請求人・弁護人・検察に同時に行われた。

2 請求審決定－再審開始

請求審決定は、新旧全証拠を総合的に評価した結果、確定判決が阪原氏が本件犯人であると認めた理由はその主要な部分が大いに疑わしくなっており、阪原氏が本件犯人であると認めるに足りる事情はないから、確定判決の事実認定には合理的な疑いが生じるに至ったと言わざるを得ないと結論付けた。

確定判決が有罪根拠とした各証拠に対する判断の結論は以下のとおりである。自白については、事実認定の基礎とし得る程度の信用性を認めることはできない上、任意性について合理的な疑いが生じた。アリバイの虚偽性を含む各間接事実については、確定判決の認定が動揺するか、あるいは仮に当該間接事実が認められるとしてもその事実が阪原氏が本件犯人であると推認する力は減殺された。そして、認められる間接事実中に、阪原氏が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない、あるいは少なくとも説明が極めて困難である事実関係は含まれていない。

個々の証拠の評価に入る前に、阪原氏の供述ないし言動の全体的な評価に関わる問題として、阪原氏の知的能力等について検討を行い、阪原氏の記憶、再生、表現、叙述能力には制約があること、全く経験したこともない虚偽の話を作り出す能力は低いこと、敵対的でない環境であれば周囲と協調的で友好的な関係を作り出すことができる特性を有し、コミュニケーションにおいて、回答の内容より対話者との関係を優先するという特性と、未来への予測や展望を持つことよりも現在を何とかやり過ごすことを優先させる特性を有しているとし、阪原氏の言動を評価するにあたってはこれらの特性を正確に考慮した上で判断する必要があるとし、現に新旧全証拠の判断において十分な配慮がなされている点に特徴がある。



阪原氏の長男 阪原弘次さん

3 検察による即時抗告申立て  
係属中

⑧再審が明らかにした事項・残された問題点

- ① 見込捜査に基づく偏頗かつ不公正な捜査が行われていたこと  
再審の過程で、被害者が行方不明となった直後から、さしたる根拠もなく阪原氏に疑いの目を向け、先入観に基づく捜査が行われていたこと、事件発生から約9か月半後に阪原氏に対する逮捕状が発付されたが執行されなかったこと、その際に阪原氏の妻から昭和59年12月28日夜の阪原氏の行動に関する供述がなされ、その直後から、当該供述を否定する方向での捜査、画策がなされた疑いが高いことなどが開示証拠から判明した。

	<p>② 検察に送致されていない大量の証拠が警察に止め置かれていること</p> <p>本件では、第1次請求の初めの段階で、検察が保有している全証拠のリストが検察官により作成され、提供された。このリストから、検察官に送致されていない証拠が多数存在していることが徐々に明らかになった。証拠開示請求の過程で、検察が警察に問い合わせ、未送致証拠を送致するように指示し、実際に多数の証拠が検察に送致されたが、それでも、まだまだ、多数の証拠が警察のもとで隠蔽されている可能性が高い。例えば、証拠上、採取したことが明らかかな被害者の手の爪を提出するよう求め続けているが、見当たらないという回答で未だに提出されていない。その他、特に初動捜査段階で当然作成されているはずの供述調書や捜査報告書も検察官のもとに送致されていない。これらを開示させることによって、本件のえん罪性は更に明確になると思われる。</p> <p>③ 本件は、犯行と阪原氏を結び付ける証拠が極めて乏しい事件である。捜査機関は、取調べにおいては動かぬ証拠があると言って自白を迫り、自白後は、引当捜査や犯行再現実況見分を利用して、真犯人らしさを示す証拠を作り上げ、これらの証拠と捜査官の証言を有力な根拠として立証を行った。しかし、再審の過程で、この捜査の公正さ、捜査官の証言の信用性に多大な疑問が生じた。</p> <p>④ 第2次再審請求審で開始決定がなされたが、弁護人の主張の全てが認められたわけではない。例えば、被害者が殺害された日時及び場所は自白のものとは全く異なる可能性が高いとの主張立証を行ったが、この点については受け入れられなかった。これらの点について更に証拠を補強することを検討中である。</p>
⑨最近のトピック	<p>即時抗告申立てから1年が経過した。この間、検察官からは即時抗告申立理由補充書が提出され、弁護団からは即時抗告申立書に対する反論意見書を提出している。</p> <p>さらに、現在、検察官の理由補充書に対する反論と、請求審において提出した新証拠の証明力を高めるための新証拠及びその補充書の提出を予定しており、その準備を行っている。</p> <p>裁判所に対しては進行協議の開催を要求しているが、今のところ（令和元年7月31日現在）実現していない。裁判所に意見書を提出する際に裁判官に面談を求め、検討状況について確認しているが、現時点では裁判所の検討はあまり進んでいないようである。</p>

## 6 福井女子中学生殺人事件

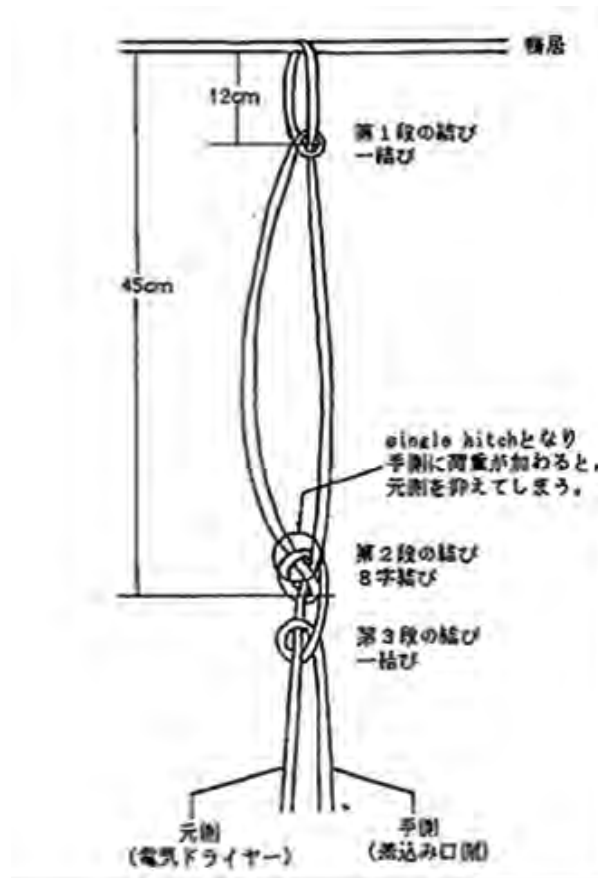
【日弁連支援事件】

①罪名等	殺人／懲役7年 平成15年3月5日刑期終了により釈放
②事件の概要	<p>昭和61年3月19日午後9時40分頃、福井市内のアパートで、その日卒業式を終えたばかりの女子中学生（当時15歳）が、顔面を中心に50数か所滅多刺しにされる等の方法で惨殺された。同年10月頃、別件で裁判中のAが前川彰司氏犯人説を唱えた。当初から不明確な情報であったため、捜査は混迷を極め、翌年3月29日に前川氏（事件当時21歳）が逮捕された。前川氏は一貫して否認を貫いたが、捜査側が鑑定留置をして時間を稼ぎ、毛髪鑑定を用意するなどして、事件発生から1年4か月後の昭和62年7月13日、前川氏を殺人で起訴した。</p>
③事件の特色	<p>① 本件は、殺人事件につき、第一審が無罪判決、控訴審が有罪判決という経過を辿っており、平成23年11月には再審開始決定が出ている。</p> <p>② 前川氏の犯行を直接裏付ける物証が皆無（血痕、指紋、足跡等）。</p> <p>③ 暴力団員であったAが、自身の事件の勾留中に、減刑を求めて、本件事件の情報提供を関係者に要請していた。</p> <p>④ 捜査機関がAの供述に基づき、捜査を進めたところ、事件に無関係の者が誤認逮捕された。</p> <p>⑤ A以外の多くの関係者が、取調べ当初は、事件への関与を否定していた。</p> <p>⑥ 関係者の目撃証言はいずれも変遷を繰り返し一貫せず、A供述の変遷と連動して一斉に変遷している（変遷の一致性）。</p> <p>⑦ 犯行態様は執拗かつ残忍であり、第3の凶器が存在することもあって、複数犯のリンチと考</p>

第1章 刑事再審の現在

	<p>えるのが相当であり、前川氏によるシンナー中毒中の突発的激情的な犯行とは考えにくい。</p> <p>⑧ そもそも前川氏と被害者の接点すら全く存在しない。</p>
④裁判の経過	<p>1986(S61). 3.19 事件発生</p> <p>1987(S62). 7.13 起訴</p> <p>1990(H2). 9.26 第一審 福井地裁 無罪判決(西村尤克裁判長)</p> <p>1995(H7). 2.9 控訴審 名古屋高裁金沢支部 懲役7年判決(小島裕史裁判長)</p> <p>1997(H9).11.12 最高裁 上告棄却決定(大西勝也裁判長)</p> <p>2004(H16). 3.19 日弁連が再審支援を決定</p> <p>2004(H16). 7.15 再審請求</p> <p>2011(H23).11.30 名古屋高裁金沢支部 再審開始決定(伊藤新一郎裁判長)</p> <p>2013(H25). 3.6 同異議審 名古屋高裁 再審開始取消決定(志田洋裁判長)</p> <p>2014(H26).12.10 最高裁第二小法廷 特別抗告棄却決定(千葉勝美裁判長)</p>
⑤確定審の裁判所の判断	<p>① 目撃証人6人の証言は、供述に変遷や相互矛盾はあるが、核心部分は大筋で一致し、信用できる。</p> <p>② 前川氏の使用車両や立寄先に血痕等の証拠が発見されなくとも不自然ではない。</p> <p>③ 物証がなくとも、前川氏の犯行を直接裏付ける物証がないことを意味するにとどまり、目撃証言の信用性には問題がない。</p>
⑥主要な新証拠の内容	<p>① 被害者に残された創傷を分析し、現場に遺留された2本の包丁以外に、現場に遺留されていない第三の凶器が存在するとの押田茂實教授の意見書、解剖時の写真、ネガフィルム等。</p> <p>② 被害者に対する攻撃態様や犯行現場の状況から推定される犯人像と、確定判決が認定した犯人像が異なるとの内藤道興博士の鑑定書、現場検証時の写真、ネガフィルム等。</p> <p>③ 犯行現場との往復に使用したとされた車のダッシュボードにルミノール反応が認められないことについて、ルミノール反応の精度を示して、車が使用されたとの認定に疑いを生じさせるとする押田茂實教授の鑑定書。</p> <p>④ 関係者らの初期供述はことごとく否認や曖昧なものであること、関与を認めた後の供述はA供述の変遷と軌を一にして変遷していること(供述変遷の一致性)を示す関係者らの供述調書(再審段階の証拠開示勧告を受けて提出された)。</p>
⑦再審の経過	<p>① 現場に遺留された2本の包丁以外に第三の凶器が存在するとの点について、開始決定は、刃物による創口の長さは使用された刃物の刃幅と同じかこれより長くなるのが法医学上の原則であり、被害者に生じた刃物による創傷のうちの2箇所については現場で遺留された2本の文化包丁では成傷できず、これに関する確定判決の認定には動揺が生じているといわざるを得ないとして、第三の刃物に関する証拠についての明白性を認めた。これに対し、異議審決定は、創傷の長さや刃物の刃幅の間に数値上の矛盾があることは認めたものの、測定誤差の可能性と刺突状況を根拠に第三の刃物が使用された可能性を否定した。</p> <p>② 被害者に対する攻撃態様や犯行現場の状況から推定される犯人像と、確定判決が認定した犯人像が異なるとの点について、開始決定は、本件の犯行態様はガラス製灰皿による殴打、カーペットコードによる絞頸、複数の刃物による刺突という複雑な手口であること、被害者の顔面にビニールをかけて何種類もの刃物で顔ばかり集中して刺し、そのほとんどが浅い切傷であること、死体上方の鴨居にヘアドライヤーコードが首吊り用の輪を使って吊り下げられており、首吊りを偽装したものと考えられること等から、本件が怨念に基づく犯行であることを示していると指摘した。</p> <p>その上で、本件犯行は、合理的で、高度の思考能力を備えた犯人により実行されたと考えなければ説明のつかない点が多々認められ、吸引したシンナーの影響によって心神耗弱状態に陥った者が激昂して起こした犯行であるとした確定判決の認定には、疑問が生じるとして、証拠の明白性を認めた。これに対し、異議審決定は、新証拠が、犯人像が異なる根拠とした諸事実を、個々別々に切り離した上、例えば、ヘアドライヤーコードによる首吊り偽装の疑いについて、「この事実をもって犯人が首吊りの偽装工作を試みたとは限らない」、「ヘアドライヤー</p>

コードの吊り下げと本件犯行との関係は明らかでない」として、新証拠の証拠価値を否定した。



鴨居から吊るされた電気コードの結びの図

	<p>③ 犯行現場との往復に使用したとされた車のダッシュボードにルミノール反応が認められないとの点について、事件の1年前に付着した別人の血痕が残っていることを示す鑑定結果回答書等の関連証拠を総合して、事件当時にダッシュボードに血液が付着していたとの事実合理的な疑いが生じているとして、新証拠について明白性を認めた。これに対し、異議審決定は、開始決定は、押田茂實教授の鑑定実験の方法と、確定判決の前提とする血痕の付着状況、血痕の拭取状況、証拠により認められる清掃、保管、使用状況との条件の違いについて十分に検討を加えておらず、証拠の評価を誤っていると判断して、明白性を否定した。</p> <p>④ 関係者らの供述がA供述の変遷と軌を一にして変遷しているとの点について、異議審決定は、確定判決の挙げた変遷の理由が合理的であるとして、明白性を否定した。</p>
<p>⑧再審が明らかにした事項・残された問題点</p>	<p>① 物証を軽視して見込み捜査を先行させることの危険性（捜査の長期化）</p> <p>② 警察の捜査に対する検察のチェックが全くなかったこと（警察の暴走の危険性）</p> <p>③ 検察官による証拠隠しの危険性（審理冒頭に十分な証拠開示を行うことの重要性）</p> <p>④ 被疑者のみならず、参考人に対する取調べの可視化も必要であること</p> <p>⑤ 新証拠の明白性に関して、異議審決定が不当に高度なものを求めたこと</p>
<p>⑨最近のトピック</p>	<p>第2次再審請求に向けての準備を進めている。</p>



7 鶴見事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	強盗殺人／死刑
②事件の概要	<p>昭和63年6月20日、横浜市鶴見区で金融業、不動産業を営んでいた男性（A氏）とその妻（B氏）が事務所内で殺害され、現金1200万円が奪われた。</p> <p>高橋和利氏（当時54歳）は、同日、A氏との約束で融資話のためにA氏の事務所に行ったところ、A氏とB氏の死体を発見した。また事務所内に現金1200万円が入ったビニール袋を発見した。高橋氏は警察に通報することなく、現金1200万円が入ったビニール袋を持ち去ってしまい、自らの負債の返済に充てた。</p> <p>高橋氏は、同年7月1日、警察に任意同行を求められ、当初は1200万円を持ち去ったことは認められたものの殺人については否認していたが、ほどなく自白するに至り、逮捕された。</p> <div data-bbox="663 663 1026 1189" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">犯行現場の事務所の外観</p>
③事件の特色	<p>① 本件の第1の特色は、高橋氏の自白の信用性が否定されていることである。</p> <p>高橋氏は、捜査段階で自白し、多数の自白調書が作成され、本件の凶器は、バールとプラスドライバーであるとされている。しかし、第一審以来、多数の法医学者の鑑定が行われたが、被害者両名には極めて多数の損傷が存在するにもかかわらず、バール及びプラスドライバーによる典型的な損傷は存在せず、バール及びプラスドライバーによる成傷に根本的な疑問がある損傷も存在している。そのため、第一審判決、控訴審判決も、凶器を特定することができず、高橋氏の自白の信用性を否定している。ただし、最高裁判決は、本件の凶器を「バール様の凶器」「プラスドライバー様の凶器」と判示しており、凶器については自白に依拠した判断をしている。</p> <p>② 本件の第2の特色は、高橋氏を本件の犯人とする直接的な証拠は全くなく、状況証拠の積重ねで有罪認定されているということである。</p> <p>状況証拠によって有罪認定をする場合、「状況証拠によって認められる間接事実中に、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係が含まれていることを要するものというべきである」（最高裁平成22年4月27日判決）とされている。</p> <p>しかし、確定判決は弁護人の主張について、「以上のような事実の経過もそれ自体としては自己完結しているものであって、真実このように事実が流れていったことを想定するのも論理的には可能である」と判示しており、確定判決が指摘する間接事実中には、高橋氏が被害者2名を殺害した犯人でなければ合理的に説明することができないとか、説明が極めて困難であるという事実関係は含まれていない。</p>

④裁判の経過	<p>1988(S63). 6.20 事件発生</p> <p>1888(S63). 7. 1 高橋氏逮捕</p> <p>1988(S63). 7.22 強盗殺人罪で起訴</p> <p>1995(H7). 9. 7 第一審 横浜地裁 死刑判決（上田誠治裁判長）</p> <p>2002(H14).11.14 控訴審 東京高裁 控訴棄却（中西武夫裁判長）</p> <p>2006(H18). 3.28 上告審 最高裁 上告棄却 死刑判決確定（堀籠幸男裁判長）</p> <p>2006(H18). 4.16 第1次再審請求</p> <p>2012(H24). 4.13 横浜地裁 請求棄却（大島隆明裁判長）</p> <p>2012(H24). 4.19 即時抗告申立て</p> <p>2017(H29). 8.25 日弁連が支援決定，事件委員会を設置</p> <p>2017(H29).12.27 第1次再審請求を取下げ</p> <p>同日，第2次再審請求</p> <p>現在，横浜地裁第2刑事部（青沼潔裁判長）に係属中</p>
⑤確定審の裁判所の判断	<p><b>【第一審確定判決】</b></p> <p>① 被告人は，絶対に実現しない融資話をA氏に持ちかけ，A氏に現金1200万円を用意させるような行動を積み重ね，本件当日にA氏の事務所に向かう際にもA氏がその準備を完了したかどうかの確認に執着していた。</p> <p>② 被害者兩名が殺害されたのは，午前10時40分頃から午前11時10分頃までの間である。その頃，被告人は，A氏の事務所において現金1200万円を発見し，持ち去った。</p> <p>③ 午前10時40分頃から被告人が事務所を訪れるまでの間，被告人以外の何者かが事務所に入って被害者兩名を殺害した，という想定は非現実的であって，この可能性はゼロに等しいくらい低い。</p> <p>④ 弁護士が主張する事実経過については，その想定は極めて非現実的であり，当日被告人が事務所に行く理由及び被告人の直前までの行動をうまく説明することができない。</p> <p>⑤ したがって，被害者兩名を殺害したのは被告人以外にあり得ないという結論に至る。</p> <p><b>【確定審控訴審判決】</b></p> <p>① 積極的情況証拠として，以下の事実を挙げる。</p> <p>ア 被告人は被害者2名が殺害された直後の極めて近接する時期に本件現場から金1200万円を持ち去っており，被告人が被害者兩名の殺害も行った犯人であることを事実上強く推認させる。</p> <p>イ 被告人は，A氏に対し虚偽の融資話を持ちかけて現金1200万円を準備させ，現金準備の有無を確認する行為を重ね，本件犯行時間帯に現場に赴き，その1200万円を入手している。</p> <p>ウ 被告人は，本件犯行時間帯に現場に赴いた理由・目的に関し，客観的事実に反する不自然，不合理な供述をしており，A氏に準備させた1200万円を奪取する目的を有していたとの強い推認が働く。</p> <p>エ 関係証拠上，被告人以外に，上記時間帯に事務所内で上記現金が準備されている事実を把握していた人物の存在をうかがうことはできない。</p> <p>オ 犯行時間帯は午前10時40分頃から11時10分頃までと限定され，被告人の弁解を前提とすると，他の真犯人が犯行に及ぶことができる時間は僅か16分程度に過ぎない。</p> <p>カ しかもその場合，他の真犯人が被害者兩名を殺害しておきながら，現金1200万円をそのまま現場に残していったことになって極めて不自然である。また，怨恨による犯行が行われたとするのは余りに偶然である上，犯行の時間帯や場所の選択のほか，A氏よりもB氏に対する攻撃の方が執拗である点などが不自然であって，いずれも想定することは著しく困難である。</p> <p>キ 被告人の弁解内容は通常人の取る行為としては直ちには了解し難い上，現場で被害者兩名を発見した後の行動及び取調べ状況についても，被告人は極めて不自然，不合理な供述をしている。</p>

	<p>ク 多数の負債を抱えてその返済資金や運転資金に窮し、事務所に入入りして被害者兩名と顔見知りになっていた被告人には、本件犯行に及ぶだけの動機形成事情が認められる。</p> <p>ケ 被告人の述べるアリバイ主張については、裏付けが存しないだけでなく、控訴審で初めて主張した理由など不自然な点が多くて説得力に乏しく、採用できない。</p> <p>コ 被告人は、当日身につけていたシャツ、靴、靴下を処分しており、この着衣等の処分状況についても不自然な供述をしている。</p> <p>サ 本件では、現場の状況等から単独犯でも実行可能であると見られる。</p> <p>シ これらを総合すると、被告人が本件犯人であると極めて高度の蓋然性をもって推認することができる。</p> <p>② 弁護人が消極的状況証拠として挙げる以下の諸点をいずれも否定する。</p> <p>ア 重要書類が入った布袋が現場から消失していること</p> <p>イ 人通りがある通りに面しており、六畳二間の狭い事務所内で、2名の被害者を1名で殺害する犯行計画の立案は不可能であること</p> <p>ウ そもそも、2名の被害者を1名で襲った場合、1名を攻撃している際に、もう1名が逃亡したり、助けを呼んだりすることができるから、実行は不可能であること</p> <p>エ 本件の凶器はバール、プラスドライバーではなく、刺器、有刃器、鈍器等が複数使用されており、複数犯の可能性が高いこと</p> <p>オ 被害者兩名に対する多数の損傷は怨恨による犯行と考えられること</p> <p>カ 被告人の弁明に沿う供述は一貫しており、客観的事実とも符合しているが、弁明に反する供述は変遷が激しく、客観的事実にも反しており、激しいコントラストがあること</p> <p>キ A氏が1200万円を入れて事務所に持ち帰った黒色手提げカバンが現場から消失していること</p> <p>ク 真犯人である疑いが濃厚である人物が他に存在すること</p> <p>③ 自白の信用性を否定し、このことは被告人の無罪を根拠付けるとの弁護人の主張を「一般論としては理解できないわけではない」とした。</p> <p>しかし、被告人は一面では迎合的な性格を有する上、虚偽供述に対する抵抗感の乏しさなどから、取調官の誘導に乗り、虚偽も交えて以後の供述を展開することにした可能性が高く、被告人の犯人性に合理的な疑いを生じさせるとは認められない、とした。</p> <p>④ その上で、「結局、本件においては、被告人の自白に虚偽が含まれているとしても、自白を除く関係証拠によって、本件の犯人が被告人であると断定することができる」とする。</p>
<p>⑥主要な新証拠の内容</p>	<p>① 凶器に関する新証拠</p> <p>ア 本田克也教授の法医学鑑定書を中心とするものであり、①被害者兩名の下顎部の損傷はバール様の凶器では生成できない、②被害者兩名の致命傷となった下顎部の損傷は鷹口様の凶器によるものである、という内容である。</p> <p>イ 本田教授の法医学鑑定書であり、①B氏の胸部、背部の損傷はプラスドライバー様の凶器では生成できない、②B氏の胸部、背部の損傷はペーパーナイフ様の凶器によるものである、という内容である。</p> <p>ウ これらにより、本件の凶器が「バール様の凶器」「プラスドライバー様の凶器」とする確定審の事実認定の誤りを明らかにするものである。</p> <p>② 高橋氏以外の犯人の可能性を示す新証拠</p> <p>ア ①本件直前（昭和63年6月15日）にA氏の債務者Cが振り出してA氏に交付した額面4000万円の小切手が、事件後に写しは発見されたものの、原本は発見されず、銀行に呈示もされなかったこと、②Cと近い関係にあったDがA氏に約3億4000万円もの債務を負っており、上記小切手が振り出される過程に深く関わっていたこと等を中心とするものである。</p> <p>イ また、その後の調査により、①CとDは一緒に行っていた地上げに失敗し、多額の借金をA氏に負っていたが返済できず、本件の5日前（6月15日）に上記小切手を振り出してA氏に渡したこと、②上記小切手は6月25日までに銀行に持ち込まれる可能性が高く、それより前</p>

	<p>に上記小切手をA氏から回収する必要があったこと、③当時Cは刑事被告人の立場にあり、A氏から更に刑事告訴されることをおそれていたこと、④犯行動機がCにある上、Cが真犯人であれば、小切手や布袋が本件現場から消失していることも説明がつくこと、⑤上記のとおり、DはCとともに行動しており、A氏にも多額の債務を負っており、妻名義の土地をB氏に代物弁済するなどしており、Dにも犯行動機があること等が明らかとなった。</p> <p>ウ これらにより、高橋氏以外の真犯人が想定でき、情況証拠の積重ねから高橋氏以外に本件の犯人はあり得ないとする確定審の事実認定は、その前提を欠くことを明らかにするものである。</p>
⑦再審の経過	<p><b>【第1次再審】</b></p> <p>第1次再審請求では、確定審控訴審判決が想定する単独犯による被害者両名の同時殺害の態様を弾劾する新証拠を提出していた（ただし、上告審で最高裁に提出し、判断がなされなかったもの）。</p> <p>第1次再審請求審では、弁護団は証拠開示請求もしていたが、同請求審は職権発動を行わず、何らの事実取調べを行うことなく、再審請求を棄却した。弁護団は、即時抗告を申し立てた。その後、上記の本田鑑定書、他の犯人の可能性を示す新証拠の準備ができたが、即時抗告審では新証拠として認められない可能性が高いこと（狭山事件第2次最高裁決定・最判平成17年3月16日）、高橋氏が高齢であることに鑑み、平成29年12月27日に第1次再審請求を取り下げ、同日、第2次再審請求を横浜地裁に申し立てた。</p> <p><b>【第2次再審】</b></p> <p>第2次再審請求では、これまで4回にわたり、裁判所、弁護士、検察官の三者協議が行われてきた。</p> <p>弁護団は、検察官に対して、証拠リストや新証拠に関連する多数の証拠開示を求めている。しかし、現在に至るまで、裁判所は検察官に対して証拠開示の勧告を行わず、弁護団が予定している主張立証が全て提出された後に、証拠開示について判断するとの意向を示している。</p>
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	<p>① 証拠開示に対する裁判所の消極的な姿勢</p> <p>② 情況証拠による推認を破るためのハードルが高いこと</p> <p>③ 自白が信用できないことの影響、いわゆる無知の暴露に対する裁判所の評価が低いこと</p>
⑨最近のトピック	<p>平成30年11月20日に、本件の学習会を行った。従前からの支援者のほか、名張事件、三鷹事件、小石川事件の支援者が多数参加し、マスコミも取材に訪れ、活発な質疑が行われた。高橋氏が描いた絵の展示も好評であった。</p> <p>高橋氏は現在85歳と高齢であり、健康状態は必ずしも良好ではないが、自らの無実を明らかにすべく、気力は充実している。支援者の援助により、同じく高齢である高橋氏の妻も面会に来て、高橋氏を励ましている。</p> <p>弁護団は、証拠開示請求の補充、再審請求理由補充書の提出、追加の新証拠の提出等を準備しており、証拠開示、事実取調べを実現させ、高橋氏が健在なうちに再審開始決定を勝ち取るべく、総力を挙げているところである。</p>

## 8 恵庭殺人事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	殺人、死体損壊／懲役16年 平成30年8月12日出所
②事件の概要	<p>平成12年3月16日に北海道恵庭市で発生した殺人、死体損壊事件である。</p> <p>確定判決によれば、被害者は、同日午後9時30分頃から午後11時5分頃までの間、北海道千歳市、恵庭市またはその周辺において、何らかの方法によって頸部を圧迫されて窒息により殺害され、午後11時5分頃、被害者の遺体は恵庭市の路上で灯油をかけられて焼損された、とされる。</p>



第1章 刑事再審の現在

被害者と勤務先と同僚であった大越美奈子氏（当時29歳）が本件の嫌疑をかけられ、同年5月23日に逮捕され、以後、殺人、死体損壊の被疑事実で連日の取調べを受けた。大越氏は当初から一貫して無実を主張していたが、同年6月13日に起訴された。



※ キリンビール事業所・配車センター…大越氏と被害者の職場  
 ※ ガソリンキング…大越氏が事件当日午後11時30分にいたガソリンスタンド

- ③事件の特色
- ① 大越氏は、当初から現在まで一貫して無実を主張しており、自白は全くない。
  - ② 大越氏が本件の犯人であることを示す直接証拠は一切ない。裁判所が大越氏を有罪とした根拠は、いくつかの状況証拠のみである。
  - ③ 事件当日の午後11時30分に、大越氏が恵庭市のガソリンスタンドにいたことは間違いなく、大越氏にはアリバイが成立する。
  - ④ 大越氏が所持していた灯油10ℓでは、被害者の遺体のような焼損状態（炭化状態）にはならず、また、9kgもの体重減少は生じない。
  - ⑤ 大越氏は被害者と体格的に劣り、握力も極端に弱いため、被害者の頸部を圧迫して殺害したり、被害者の遺体を運んだりすることは不可能である。
  - ⑥ 確定判決が想定する犯行場所は大越氏の自動車の中であるが、車内から犯行の痕跡が一切発見されていないことは不自然である。
  - ⑦ 事件当日の午後11時5分頃及び25分頃に、事件現場近くで2台の自動車が目撃されており、真犯人は大越氏以外の別人（複数犯）である可能性が高い。
  - ⑧ このように、直接証拠が全くない上、状況証拠しかなく、大越氏が犯人であることを否定する事実が数多く指摘されていることが、本件の特色である。

④裁判の経過

2000(H12). 3.16	事件発生
2003(H15). 3.31	第一審 札幌地裁 懲役16年の有罪判決（遠藤和正裁判長）
2005(H17). 9.29	控訴審 札幌高裁 控訴棄却（長島孝太郎裁判長）
2006(H18). 9.25	上告審 最高裁 上告棄却（島田仁郎裁判長）
2012(H24).10. 5	第1次再審請求


	<p>2014(H26). 4.21 札幌地裁 請求棄却 (加藤学裁判長)</p> <p>2015(H27). 7.17 札幌高裁 即時抗告棄却 (高橋徹裁判長)</p> <p>2016(H28). 6.13 最高裁 特別抗告棄却 (山浦善樹裁判長)</p> <p>2017(H29). 1.10 第2次再審請求</p> <p>2017(H29).10.18 日弁連が支援決定, 事件委員会を設置</p> <p>2018(H30). 3.20 札幌地裁 請求棄却 (金子大作裁判長)</p> <p>2018(H30). 8.12 大越氏, 刑期終了し, 出所 (満期)</p> <p>2018(H30). 8.27 札幌高裁 即時抗告棄却 (登石郁朗裁判長)</p> <p>弁護士は特別抗告を申立</p> <p>現在, 最高裁第二小法廷 (菅野博之裁判長) に係属中</p>
⑤確定審の裁判所の判断	<p>以下の積極的情況証拠から, 大越氏が本件の犯人であると強く推認できるとした。</p> <p>① 被害者の携帯電話が, 被害者の勤務先のロッカーから発見されたこと</p> <p>② 被害者のロッカーキーが, 大越氏の車両のグローブボックスから発見されたこと</p> <p>③ 被害者の携帯電話の発着信から認められる被害者殺害後の犯人の動きと大越氏の動きが一致すること</p> <p>④ 大越氏が事件直前に灯油を購入し, 事件後に灯油を再購入しており, この点に関する大越氏の供述が不合理であること</p> <p>⑤ 大越氏の車両のタイヤに高熱によってできたと推定される損傷があったこと</p> <p>⑥ 大越氏に土地勘のある場所から被害者の遺品の残焼物が発見されたこと</p> <p>⑦ 被害者と大越氏は男性をめぐって三角関係にあり, 大越氏には動機があること</p> <p>⑧ 大越氏以外に, 勤務先の従業員に犯人の可能性のある者はいないこと</p> <p>⑨ 大越氏が被害者と最後に接触した人物であること</p> <p>消極的情況証拠については, 以下のように判断した。</p> <p>① 事件現場から恵庭市のガソリンスタンドまで約20分で行けるから, 犯行が午後11時5分とすれば, アリバイが成立するとは言えない。</p> <p>② 大越氏が被害者を殺害することが不可能とまでは言えない。</p> <p>③ 豚の実験では灯油10ℓの燃焼では炭化状態にならなかったが, 豚と人の差異等からすれば, 被害者の遺体のように焼損することが不可能とは言えない。</p> <p>④ 警察の尾行やマスコミの張込みがあったとしても, 大越氏が被害者の遺品を焼毀することが不可能とは言えない。</p> <p>⑤ 大越氏が犯行後に車内を清掃することは可能であるし, 現場の雪上にタイヤ痕がないことは, 常にタイヤ痕が生じるとは言えない。</p> <p>⑥ 複数の男性による性犯罪との主張は, 根拠に乏しい。</p>
⑥主要な新証拠の内容	<p><b>【第1次再審請求】</b></p> <p>① 灯油10ℓをかけて人体を燃焼した場合, 被害者の遺体のような9kgの体重減少は生じない。</p> <p>② 本件現場付近の住人の事件直後の供述調書では, 「午後11時15分と午後11時42分に大きな炎を見た」とされており, 犯人が現場を立ち去ったのは午後11時42分以降であるから, 大越氏にはアリバイが成立する。</p> <p><b>【第2次再審請求】</b></p> <p>① 被害者の死因は頸部圧迫による窒息死ではなく, 薬物中毒死の疑いがある。</p> <p>② 被害者の遺体はうつ伏せ状態と仰向け状態の2回にわたって焼かれたものである。</p> <p>③ 灯油10ℓによる燃焼では人体の独立燃焼は生じない。また, 9kgの体重減少は生じない。</p>
⑦再審の経過	<p>① 灯油10ℓをかけて被害者の遺体を燃焼したとしても, 被害者の遺体のような炭化状態や9kgの体重減少が生じないという点については, 第1次再審請求審決定は, 人体が独立燃焼するという検察側鑑定人の見解を採用した。また, 豚の燃焼実験については, 人と豚の差異等から信用性を否定し, 弁護人の主張を否定した。第1次再審即時抗告審決定も, これを是認した。</p>

	<p>第2次再審で、弁護人は、被害者の遺体が受ける加熱によって時間的にどのように体内に熱が浸透していくかを理論的に検討し、灯油10ℓによる燃焼では人体の独立燃焼は生じないこと、また、9kgの体重減少は生じないことを示す新証拠を提出した。</p> <p>しかし、第2次再審請求審決定は、被害者の遺体には様々な角度から複合的な形で熱が加わった、遺体の割れ目や裂け目から皮膚組織内部に熱伝達した、種々の条件次第では、着衣が芯になるなどして相当時間脂肪が独立燃焼することが起こり得る等とした。また、大越氏が事件当時に所持していた灯油は10ℓではない可能性がある、被害者の体重はもっと軽かった可能性がある等と判示し、弁護人の主張を否定した。第2次再審即時抗告審決定も、これを是認した。</p> <p>第2次再審特別抗告審では、関係証拠によれば大越氏が事件当時に所持していた灯油は10ℓであり、確定判決もそのように認定していることを指摘した。また、大越氏に最も不利な条件設定によっても、エネルギー保存則の観点から、灯油10ℓの燃焼では絶対的にエネルギーが不足しており、被害者の遺体の体重減少は生じ得ないことを明らかにする新証拠を提出した。</p> <p>② 大越氏のアリバイについては、第1次再審請求審決定は、本件現場付近の住人の事件直後の供述調書の信用性を否定せず、アリバイが成立する可能性を認めながら、積極的情況証拠により大越氏が犯人であると高度に推認されるから、アリバイは成立しないとされた。第1次再審即時抗告審決定は、同供述調書の信用性を否定し、アリバイの成立を否定した。</p> <p>第2次再審で、弁護人は、燃焼学及び法医学の観点から、被害者の遺体はうつ伏せ状態と仰向け状態の2回にわたって焼かれたことを明らかにする新証拠を提出した。これによれば、午後11時5分頃に被害者の遺体を焼損したとしても、午後11時10分頃に現場を離れることは不可能であるから、大越氏にはアリバイが成立すると主張した。</p> <p>しかし、第2次再審請求審決定は、被害者の遺体は雪上にあるが、仰向けのままでも被害者の後頭部や背部等が焼けることはないとは言えないとした。また、被害者の頭部や肩に接している雪が融けていないこと、被害者の左顔面や左頭部が燃えていないこと、被害者の遺体の右側の地面の雪が広範囲に融けて、黒く煤けていたこと等は、風向きや灯油の掛かり方等の種々の条件によって生じたと考えられる等と判示した。そして、被害者の遺体は終始仰向け状態で焼かれたものと認定し、弁護人の主張を否定した。第2次再審即時抗告審決定も、これを是認した。</p> <p>第2次再審特別抗告審では、被害者の後頭部が雪に接しており、周囲の雪も融けていない事実、被害者の背面が前面よりも格段に強く燃えていることをあらためて指摘した。また、被害者の遺体はうつ伏せ状態と仰向け状態の2回にわたって焼かれたこと、原々決定、原決定の認定は科学的に不合理であることを明らかにする新証拠を提出した。</p> <p>③ 被害者の死因については、弁護人は、第2次再審において、頸部圧迫による窒息死と判断するためには、窒息死を示す古典的三兆候（粘膜・漿膜の溢血点、暗赤色流動性の血液、内臓のうっ血）、頸部圧迫を裏付ける所見、窒息死以外の原因で死亡した可能性の有無により判断されるべきであると主張した。そして、本件の被害者は、古典的三兆候は十分に認められず、頸部圧迫の所見はなく、クロロホルム検査をしたとは認められないから、薬物中毒で死亡した可能性が否定できず、頸部圧迫による窒息死と認められないとする法医学鑑定の新証拠を提出した。なお、この法医学鑑定の見解は、世界的な法医学者の見解に基づいている。</p> <p>しかし、第2次再審請求審決定は、被害者の遺体の頸部に頸部圧迫の所見であるうっ血や筋肉内出血は認められないが、焼損等によって観察できなかった可能性がある、クロロホルム検査のデータはないが、これを行ったという電話録取書によってクロロホルム検査を行ったと認められるとして、弁護人の主張を否定した。第2次再審即時抗告審決定も、これを是認した。</p>
<p>⑧再審が明らかにした事項・残された問題点</p>	<p>① 裁判所は、燃焼学、法医学等の科学的知見や、エネルギー保存則等の科学的な大原則を、完全に無視している。</p> <p>② 裁判所は、再審請求を棄却するための事実認定にとって不都合な点は、全て抽象的可能性によって、ご都合主義で説明している。</p> <p>③ 直接証拠が全くなく、情況証拠しかなく、本来は証拠構造が脆弱であるはずなのに、情況証拠による推認を崩すことのハードルが極めて高い。そのため、直接証拠があり、証拠構造が強</p>

	固な場合よりも、有罪認定を弾劾しにくいというパラドックスが生じている。
⑨最近のトピック	<p>大越氏が出所した後、大越氏自身による無実の訴えが、広くマスコミにも取り上げられた。弁護団は、第2次再審特別抗告審で、科学的な大原則、本件現場の客観的状況から、大越氏の犯行は絶対的に不可能であることを示す新証拠を提出した。また、有罪認定の誤りを明らかにする特別抗告申立補充書を、最高裁に何回も提出している。</p> <p>1日も早く大越氏の無実を明らかにするため、弁護団は総力を上げて活動している。</p>

## 9 姫路郵便局強盗事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	強盗／懲役6年 平成21年1月17日刑期終了により釈放
②事件の概要	<p>平成13年6月19日午後3時頃、兵庫県姫路市の郵便局に、雨合羽及び目出し帽等を着用し、模造拳銃を持った二人組の黒人男性が押し入り、現金2000万円余りを強取した。この際、犯人のうちの一人が、目出し帽を郵便局内に落としていった。</p> <p>強盗犯人らが犯行に使用した車両、焼切られたナンバープレート等が、請求人（当時24歳）が使用していた倉庫から発見され、犯行発生時刻から約2時間後には、請求人が警察署に連行され、翌早朝、緊急逮捕された。請求人が逮捕されたことを知り、本件犯行の共犯者であり、請求人と親族関係にあったAは、警察に出頭し、逮捕された。請求人は一貫して無実を主張し、共犯者Aも請求人は犯人ではなく、真犯人はBというナイジェリア国籍の男性である旨主張したが、裁判では、請求人が犯人であるとされた。</p>
	 <p>犯人が着用していたとされる目出し帽</p>
③事件の特色	<p>本件では、請求人と犯人とを直接に結び付ける証拠は、存在しない。</p> <p>請求人は、一貫して無罪を主張し、共犯者Aも、請求人の無罪を主張した。</p> <p>本件は、請求人が使用していた倉庫から、犯行車両や被害金、犯人らが犯行時に着用していた目出し帽、雨合羽、軍手等が、犯行時刻に近接した時間に発見され、かつ当該倉庫の出入り口が施錠され、請求人以外に自由に出入りできる人物がいなかったことが、請求人を犯人とする大きな根拠となっている。これに対して、請求人は、倉庫の出入り口は施錠されておらず、当時も自由に出入りできたと主張している。</p> <p>郵便局内に遺留された目出し帽には、乳白色の付着物、毛髪等が残されており、それらについてはDNA型鑑定等の科学的調査がされていると考えられるが、公判で検察官は、請求人と犯人が同一であることを裏付ける指紋等の科学的証拠は存在しないと述べ、科学的証拠の提出が一切さ</p>



第1章 刑事再審の現在

	<p>れなかった。しかし、その後、犯人が郵便局内に遺留した目出し帽に残された毛髪の状態と請求人及び共犯者Aの毛髪の状態の異同鑑定がされていたことが明らかとなった。</p> <p>請求人は、本件犯行発生時刻のアリバイがあったが、これを裏付ける友人が不法滞在者であったなどの理由により、アリバイの立証が出来なかった。</p> <p>郵便局内に設置されていた防犯ビデオ及び公判に提出された真犯人の顔を撮影したオービスの写真は、捜査機関によって改ざんされた可能性がある。</p> <p>請求人は、検察庁から押収品の還付を受けた際、強盗犯人が着用していた雨合羽や目出し帽の交付も受けた。これにより、これらの付着物について、DNA型鑑定をすることができた（検察事務官は、証拠品還付手続の不備を理由に処分を受けた。）。</p> <p>請求人は、外国籍であるため、懲役1年以上の判決を言い渡されたことを理由に退去強制令書を発付された。現在は、当該処分の取消しを求める裁判も係属中である。</p>
<p>④裁判の経過</p>	<p>2001(H13). 6.19 事件発生</p> <p>2004(H16). 1. 9 第一審 神戸地裁姫路支部 懲役6年（小倉哲浩裁判長）</p> <p>2005(H17).11.24 控訴審 大阪高裁 懲役6年（瀧川義道裁判長）</p> <p>2006(H18). 4.19 上告審 最高裁 上告棄却により、懲役6年の有罪判決が確定（才口千晴裁判長）</p> <p>2009(H21). 1.16 退去強制令書発付</p> <p>2009(H21). 1.17 大阪入国管理局に収容される</p> <p>2009(H21). 2.17 仮放免許可</p> <p>2009(H21). 7.13 退去強制令書発付処分等取消訴訟提訴</p> <p>2011(H23). 7.22 取消訴訟第一審 請求棄却</p> <p>2011(H23). 7.27 取消訴訟につき控訴</p> <p>2012(H24). 3. 2 再審請求</p> <p>2013(H25). 4.19 日弁連が再審支援を決定</p> <p>2014(H26). 3.28 神戸地裁姫路支部 再審棄却決定（溝國禎久裁判長）</p> <p>2014(H26). 4. 3 即時抗告</p> <p>2016(H28). 3.15 大阪高裁 破棄差戻し（笹野明義裁判長）</p> <p>2016(H28). 3.22 特別抗告</p> <p>2017(H29).10.30 最高裁 特別抗告棄却決定（林景一裁判長）</p> <p>神戸地裁姫路支部で進行協議の結果、神戸地裁（本庁）にて再審請求審の審理係属中</p> <p>※ 請求人は、刑期終了の平成21年1月17日に、刑務所から直接入国管理局に移送され、引き続き身体拘束を受けた。請求人が最終的に解放されたのは、仮放免の許可を得た同年2月17日である。</p>
<p>⑤確定審の裁判所の判断</p>	<p><b>【第一審】</b></p> <p>犯行に使用された車は、請求人が購入して、倉庫に置いていた車両であり、当該車両に取り付けられていたナンバープレートも請求人が購入した別の車両のナンバープレートであったこと、事件後に、当該車両は、請求人の倉庫内に止められており、取り外されたナンバープレートも倉庫内に置かれていたこと、被害金が倉庫内に隠されており、犯行に使用された雨合羽や靴等も倉庫内から発見されていること、に加えて、請求人の倉庫は、請求人が管理し、仕事のために使用していたのであり、他の者が請求人の了解の無いまま、倉庫内の物を利用して犯行を行ったり、犯行後に証拠物の隠匿等をしたりはすることは容易ではない。</p> <p>他に、請求人の管理下にある事務所内の物を用いて、請求人以外の者が犯行を行い、証拠物を倉庫内に隠匿したとの合理的な疑いが生じるような事情は見受けられない。</p> <p>Bが共犯者であるという共犯者Aの供述は、信用できず、犯行を否認する請求人の供述も信用できない。</p> <p><b>【第二審】</b></p> <p>共犯者A及び請求人の供述は信用できず、請求人にアリバイが成立するとの疑いもない。</p>


	<p>請求人以外の者が本件犯行の共犯者であると疑うべき事情もうかがわれない。</p> <p>原審公判審理中に、請求人が、検察官に対して本件犯行に関わる供述をしたことは、請求人が本件犯行の犯人であることを支えるものといえることができる。</p>
⑥主要な新証拠の内容	<p>① DNA型鑑定（押田鑑定）</p> <p>犯人が犯行時に着用していた二つの目出し帽に付着していた乳白色の付着物から検出されたDNA型は、いずれも請求人のDNA型とは一致しなかった。</p> <p>② 毛髪の異同鑑定書</p> <p>郵便局に遺留された目出し帽から発見された毛髪の形態と請求人及び共犯者Aの毛髪の形態は、何れも類似点が乏しく、同一とは言えない。</p> <p>③ 犯人が使用した靴のサイズと請求人の足のサイズが異なること</p> <p>犯人らの使用した靴のサイズは、26.5cm及び27cmであるが、請求人の足のサイズは28.5cmである。</p>
⑦再審の経過	<p>平成25年4月15日、検察官から反論の意見書が提出された。</p> <p>① DNA型鑑定については、平成13年当時、目出し帽の鑑定を科捜研に依頼した時には、目出し帽に乳白色の付着物は存在しなかった。したがって、当該付着物は、証拠物を保管している過程で汚染された可能性が考えられ、鑑定は信用できない。</p> <p>② 毛髪の異同鑑定書については、目出し帽に残されていた毛髪が犯人のものであるかどうかからず、犯人の毛髪であることを前提にしている請求人の主張は失当である。</p> <p>③ 共犯者Aは、足のサイズが29cmであったにもかかわらず、26.5cmの靴を履いて犯行に及んだと供述している。請求人も、実際よりも小さいサイズの靴を履いていた可能性は十分に考えられる。</p> <p>平成30年7月31日、弁護側から改めて意見書を提出した。</p> <p>新証拠の類型として、① 郵便局設置の防犯カメラが撮影したビデオテープに関するもの、② オービスの写真に関するもの、③ 請求人の血液型に関するもの、④ 請求人の毛髪に関するもの、⑤ 請求人のDNAに関するもの、⑥ 請求人の指紋に関するもの、⑦ 倉庫の管理状況に関するものがある。</p> <p>なお、①②③については、証拠の改ざん・偽造の形跡又はその可能性があり、④や⑤については確定審段階で存在しているはずの証拠が隠蔽されている可能性があるものである。</p> <p>平成31年4月1日、検察官から反論意見書が提出されたが、その概要は、証拠の改ざん・偽造を否定するものにとどまり、請求人の実行共同正犯以外の共犯可能性については言及がなかった。</p>
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	<p>① DNA型鑑定について、鑑定人の信用性を含め、徹底的に争う姿勢であること。</p> <p>② 請求人は、検察官による証拠隠し、改ざんの存在を指摘しているが、検察官は、これを認めず、証拠開示についても消極的な姿勢であること。</p> <p>③ 即時抗告審（大阪高裁）は、原審が、請求人の実行共同正犯以外の共犯を含めた犯人性について何ら争点を顕在化するための措置を講じないまま、当事者に主張立証の機会を与えることなく、請求人が実行犯以外の共犯であるとの推認が妨げられないとの理由で再審請求を棄却することは請求人の防御権を侵害する違法なものとした。</p> <p>そうであるにもかかわらず、即時抗告審（大阪高裁）は、刑訴法435条6号の解釈として、新証拠と既存証拠の総合評価の結果、確定判決が認定した犯罪事実と全く同一の事実を認定することができない場合であっても、確定判決が認定した犯罪事実と同一の構成要件に該当する事実や、これよりも法定刑が軽くない他の構成要件に該当する事実が認定できることを理由として再審請求が棄却される場合があることを当然に想定している旨判示し、確定判決の内容に合理的な疑いが生じた場合でも再審請求が棄却される余地を認めた。</p>
⑨最近のトピック	<p>平成31年1月18日、ノイズが入っていた証拠の防犯カメラ映像を専門家の協力により修復し、ノイズが人為的に加工され生じたという鑑定結果と修復後の映像を新証拠として裁判所に提出した。修復後の映像によれば、犯行現場の遺留品である目出し帽を脱いだとされていた犯人が実際には脱いでいなかったことが判明しており、確定判決の事実認定とは異なる内容となっており、</p>

請求人とされる犯人が着用し現場に遺留したこととなる目出し帽から請求人のDNAが検出されていないこともあいまって、請求人の犯人性に合理的疑いを生じさせるものとなっている。

令和元年7月16日の進行協議期日において、裁判所は弁護人に対し、請求人が管理・使用していたとされる倉庫について、第三者の立入りが容易に可能であったことを示す証拠等の提出を要請した。

10 豊川事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	略取・殺人／懲役17年 福井刑務所にて服役中
②事件の概要	<p>平成14年7月28日午前0時頃から午前1時21分頃までの間に、愛知県豊川市内のゲームセンターの駐車場（以下「本件駐車場」という。）西側部分に駐車した自動車の車内から、当時1歳10か月の被害児が姿を消した。</p> <p>その後、被害児は、同日午前5時30分頃、本件駐車場から直線距離で約4.5km離れた海岸の岸壁で水死体で発見された。</p> <p>田邊雅樹氏（当時35歳）は、平成15年4月13日未明、警察官から警察署への任意同行を求められた。田邊氏は長時間の取調べにより自白し、翌日、未成年者略取と殺人の容疑で逮捕された。逮捕後においても、犯行を認める数多くの自白調書が作成され、これらの罪により起訴された。</p> <p>しかし、田邊氏は、公判では一貫して無実を訴えた。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="379 936 759 1196">  </div> <div data-bbox="927 936 1323 1196">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div data-bbox="432 1211 703 1240">ゲームセンター西側駐車場</div> <div data-bbox="963 1211 1283 1240">被害児を投棄したとされた海岸</div> </div>
③事件の特色	<p>① 略取・殺人のいずれの犯行についても、目撃証言も指紋等の物的証拠もなく、自白の信用性が唯一の争点と言ってもよい事件である。</p> <p>② 事件発生直後は、両親による犯行も疑われたためか、捜査機関において略取発生現場周辺での緊急配備等がなされた形跡がなく、犯行現場での聞き込みや、略取発生から数時間後（午前3時過ぎ）に行われた本件駐車場におけるナンバーチェックによって判明した持ち主に対する事情聴取等がなされたが、有力な手がかりはなく、捜査は難航した。</p> <p>しかし、かかる捜査の過程において、田邊氏が本件駐車場に停めたワゴンRで長年寝泊まりする生活を送っており、また、警察からの事情聴取に当たって説明したアリバイが虚偽であったことが判明したこと等から被疑者として浮上した。そして、事件発生から約9か月後に警察が田邊氏に任意同行を求め、そこで自白したため警察は逮捕するに至った。</p> <p>③ 田邊氏は、任意同行後、警察の手配したホテルでの宿泊を伴う取調べも含めた長時間にわたる取調べによって自白しているが、そもそも同氏は、自分自身の思考や感情より、相手の気持ちの方を先に考えて、相手を「怒らせたくない」、あるいは相手に「不快感を与えたくない」という思いが先立ってしまい、そうして対人緊張をできるかぎり回避しようとする傾向が顕著である。長谷川博一教授（東海女子大学大学院教授）の公判供述（第一審）・意見書においても、田邊氏の自白過程にこのような人格特性が影響したことは否定できない旨の指摘がなされているところである。</p>
④裁判の経過	<p>2002(H14).7.28 事件発生</p> <p>2003(H15).4.13 任意同行</p>



	<p>2003(H15). 4.15 略取・殺人で逮捕</p> <p>2003(H15). 5. 2 略取・殺人で起訴</p> <p>2006(H18). 1.24 第一審 名古屋地裁 無罪判決（伊藤新一郎裁判長）</p> <p>2007(H19). 7. 6 控訴審 名古屋高裁 有罪（懲役17年）判決（前原捷一郎裁判長）</p> <p>2008(H20). 9.30 上告審 最高裁 上告棄却（古田佑紀裁判長）</p> <p>2016(H28). 7.15 再審請求・名古屋高裁</p> <p>2019(H31). 1.25 名古屋高裁刑事第1部 再審請求棄却決定（山口裕之裁判長）</p> <p>2019(H31). 1.28 異議申立</p> <p>現在、名古屋高裁刑事第2部に係属中</p>
⑤確定審の裁判所の判断	<p>① 被害児が行方不明となる直前の本件駐車場におけるワゴンRの駐車位置に関する目撃証言は信用でき、本件駐車場西側部分に田邊氏のワゴンRが駐車していたことが認められる。略取発生後の午前3時過ぎには同車が本件駐車場の北側部分にあったことは警察のナンバーチェックで確認されており、略取の前後でワゴンRが移動していることになる。</p> <p>しかし、田邊氏は、公判廷で、事件発生前に西側部分に駐車していたことを否定する虚偽の供述をしており、その態度は犯人であることを強く推認させるものである。</p> <p>② 自白についても、いわゆる秘密の暴露はないが、以下の理由により、全体としては信用性がある。</p> <p>ア 田邊氏が早い段階から自白している。</p> <p>イ ワゴンRに被害児の乗車の痕跡が認められなくとも、被害児がワゴンRに乗車していた時間は20分程度で時間の経過もあり、不自然ではない。</p> <p>ウ 自白の変遷も表現の仕方等が異なるだけで実質的な変遷とまでは言えない。</p> <p>エ 十分納得できる動機の自白がなくとも自白の信用性を決定的に否定する事情にはならない。</p> <p>オ 自白の内容は一部に不自然な点もあるが、それなりに具体的で、重要部分について客観的事実と矛盾するところはない。</p>
⑥主要な新証拠の内容	<p>① 被害児の漂流経路等に関する松山優治理学博士作成の意見書</p> <p>第一審において検察側が提出した、海上保安本部作成の「漂流予測図」の精度に関する、専門家の意見書である。漂流予測図によれば、自白による投棄地点の西方に位置する工場敷地内より午前3時頃から東へ漂流を開始すると、発見時刻に発見場所に遺体が漂着することになるといふ。これは自白から想定される投棄時間（午前1時40分頃）・場所と整合しないものであったが、作成に関わった者が「ある程度の誤差があるので、自白の通りであっても矛盾しない」旨証言したため、確定判決はこの点について重視していなかった。</p> <p>しかし、本意見書は、事件当時の地形、潮流その他の気象条件を下に詳細に分析し、漂流予測図の精度は高く、大きな誤差はないものと結論付けており、投棄時刻・場所に関する田邊氏の自白の信用性を弾劾するものである。</p> <p>② ゲームセンター近くの交差点の信号サイクルに関する回答書</p> <p>ゲームセンター近くの山桃交差点の信号サイクルに関する愛知県警の回答書である。自白では、被害児を略取し、ワゴンRに乗せて本件駐車場を出発した直後、山桃交差点の赤信号で停止し、そこで被害児にシートベルトを掛けるなどし、青信号に変わってから発進した旨の極めて詳細で迫真性に富んだ説明を行っている。しかし、回答書によれば、事件発生時刻頃は、交差点の信号は赤色点滅信号であり、赤信号が青信号に変わることはなかったことが判明しており、略取に関する田邊氏の自白の信用性を弾劾するものである。</p> <p>③ 車両の座席シートへの繊維片の付着・残存状況に関する再現実験とこれに関する澤渡千枝教授の鑑定書</p> <p>事件当時田邊氏が乗っていたワゴンRと同型・同年式のワゴンRを入手し、澤渡教授の指導の下で、自白より厳しい条件で再現実験を行った。具体的には、ワゴンRの助手席をまず掃除機で掃除した上で更にリタックシートを貼り付けてシートに付着していた微物を取り除き、その</p>



	<p>後被害児が着ていた甚平と同じ素材である木綿の布（空中に浮遊する繊維片と混在を避けるため赤色を使用。）をワゴンRの助手席に敷き、その上に被害児に代えて同じ重量の米袋を置いた。その状態で、外部からの微物の流入を防ぐためエアコンを使用せず窓も閉め、自白調書に記載された内容と同一の進路を同一の速度でワゴンRを走行させ、自白調書上の投棄現場において米袋及び布を除去した上で、携帯掃除機で助手席を掃除し（売却前に車内を掃除したとの自白があったため）、その後、警察が使用するものと同一のリタックシートにて微物を採取した。</p> <p>その結果、上記掃除を経ても、ごくごく短時間であっても400点を超える大量の繊維片が採取された。</p> <p>仮に被害児がワゴンRに乗車したことがあったとすれば、何らかの痕跡が残るはずである。車内の実況見分で被害児の痕跡が全く発見されなかったことは、被害児が乗車していないことを意味することを明らかにするとともに、略取に関する田邊氏の自白の信用性を弾劾するものである。</p> <p>④ 浜田寿美男奈良女子大学名誉教授による供述鑑定 心理学的知見に基づく供述分析の視点から、その自白過程の全容を追跡・分析したとき、無実の人の虚偽の自白と言うべき非体験兆候が見られることを明らかにし、田邊氏の自白の信用性を弾劾するものである。</p> <p>⑤ 溺水反応に関する証拠 田邊氏の自白においては、海への投棄時、被害児が必死にもがいていた旨を詳細に供述している。</p> <p>しかし、最近の研究によれば、子供（幼児）は、一般人の想像とは異なり「バシャバシャ（バタバタ）」もがくのではなく、溺れた状況を理解できずに、もしくは呼吸に精一杯で声を出す余裕もなく、静かに沈むものであることを明らかにし、この点に関して、田邊氏の自白の信用性を弾劾するものである。</p> <p style="text-align: right;">（合計33点）</p>
<p>⑦再審の経過</p>	<p>弁護団は、再審請求審において、上記新証拠を提出すると共に、松山博士及び澤渡教授の証拠調請求を行い、複数回にわたって、証拠開示請求（漂流予測図を作成するに当たり使用されたデータ等、実況見分で使用されなかった写真のネガ等、警察による鑑識結果に関する報告書等）、三者協議の申入れを行った。</p> <p>しかしながら、漂流予測図に関するデータの一部は検察側から任意に開示がなされたものの、それ以外には全く証拠開示はなされることはなく、また、証拠調請求や三者協議申入れについては、裁判所は全く応じることはなかった。</p> <p>そして、名古屋高裁判事第1部は、平成31年1月25日、本文僅か9頁の決定書により再審請求を棄却した。</p> <p>同決定は、冒頭で、具体的な理由を示すことなく「確定判決までに提出された証拠によれば請求人の犯人性は揺るがない」と判示した。</p> <p>続いて原決定は「4 捜査段階の自白がある」との見出しを付した上で、約5頁にわたって自白について検討を加え、結論として自白の任意性と信用性を認めた。その内容は確定判決をほぼ踏襲するものであった。</p> <p>そして、上記新証拠に関する主な判断については、以下の通りである。</p> <p>① 逆漂流予測図の正確性に関する意見書について 逆漂流予測図は、第一審において検察側が提出した証拠である。この逆漂流予測図による予測結果は、申立人の自白内容と時間・場所のいずれにおいても整合しない内容であった。この点について検察側は逆漂流予測図を作成した海上保安庁の職員を証人として尋問し、誤差があり得るため自白の内容と矛盾しないと証言させた。この点について、弁護団は、松山博士に依頼し、事件当時はほぼ無風状態で風の影響はほぼないと言えること、遺体発見現場に流入する川の上流には事件の前には雨は降っていなかったこと、従って誤差の要因となるものはなく、</p>

逆漂流予測図の正確性が高いこと、即ち自白調書における投棄場所又は投棄時刻に関する自白に信用性がないことを意見書にて明らかにしたものである。

しかし、決定は、「漂流予測が現に被害児の遺体が漂流した日時場所のそれとは必ずしも同一でない各種データを基に推算したもので、精度に限界があること事柄の性質上明らか」と判示した。



自白より更に西側の海岸

② 車両の座席シートへの繊維片の付着・残存状況に関する再現実験とこれに関する澤渡千枝教授の鑑定書

当該再現実験により、短時間であっても、かつ赤色の布の上に置いた物が米袋であってもと違って動かないという状況下であっても、ワゴンRの助手席のシートに大量の繊維片が残ることが確認された。即ち、被害児を助手席に乗せたとの自白に信用性がないことが明らかになったのである。

しかしながら、決定は、「新証拠は要するに再現実験であり、現実とは条件を異にするのであって、着衣も異なる。前記経過期間をおいたわけでもなく、かかる再現実験をいくら重ねたところで無意味というほかない」と判示して切り捨てている。

そして、その他の新証拠についても、「自白の根幹部分の信用性を揺るがすものとはいえない」として取り上げなかった。

そこで、弁護団は、決定を不服として、平成31年1月28日、名古屋高等裁判所刑事2部に異議申立てをし、現在係属中である。

⑧再審が明らかにした事項・残された問題点

本件は自白以外の物的証拠も目撃者もない事件であり、自白の信用性が唯一の有罪の根拠となっている事件である。そうであれば、自白の信用性を吟味する上でも、その自白内容の矛盾点や不自然・不合理さについても、科学的見地を十分に取り入れて検討されるべきものである。この理は再審においても変わるところはないはずである。

今般の逆漂流予測図においても微物採取の再現実験においても、事件当時と完全に同一の条件となることはあり得ないが、誤差となる要因を多角的に検討し、当時の状況に近付けることはできるし、現在の科学によりその誤差範囲を特定し判断過程において誤差を含めて検討することも可能となっている。

しかし、決定においては、このような検討姿勢は皆無であり、科学的証拠の存在意義を否定しかねないものである。

また、裁判所は、度重なる証拠開示請求、三者協議の申入れにも一切応じておらず、また、既に弁護団によって反論済みの検察官の主張をそのまま決定理由とし、弁護団の反論に対して答えることすらしておらず、真摯に再審事件に取り組む姿勢が十分ではないものと言わざるを得ない。

⑨最近のトピック

弁護団は、決定を不服として、平成31年1月28日、名古屋高等裁判所刑事2部に異議申立てをし、現在係属中である。

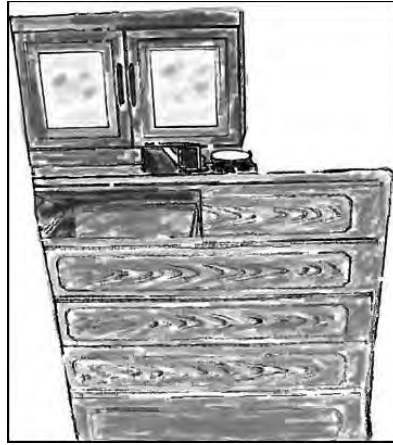
決定において指摘する点は、検察官の手持ち証拠の証拠開示がなされることによって、より説得的な反論が可能となるものと思われるので、異議審においても、証拠開示を積極的に求めている。

11 小石川事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	強盗殺人／無期懲役 千葉刑務所にて服役中
②事件の概要	<p>平成14年7月31日夜、ひとり暮らしの女性の被害者（当時84歳）がその住居である東京都文京区小石川所在のアパートの室内において、何者かに口腔内にタオルを押し込まれて窒息死させられた上、現金2000円在中のがま口財布を窃取されたという強盗殺人事件である。</p> <p>請求人（当時22歳）は、アパートの一室に居住していたところ、本件の約1か月後、本件アパート2階の他の被害者の居室に侵入して現金約8万円を窃取した件で、同年9月1日逮捕され、その後起訴された。</p> <p>捜査機関は、請求人を強盗殺人の犯人であると疑い、窃盗の起訴後の勾留中、請求人に対する取調べを繰り返し長時間行った。請求人は、当初本件への関与を否認していたが、平成14年12月19日の取調べで、本件犯行を自白し、平成15年1月12日、強盗殺人で逮捕された。しかし、起訴後、公判では一貫して否認していた。</p>
③事件の特色	<p>第1 情況証拠関係</p> <p>① アパート内の被害者方居室にある小物入れ内のスキンローションの瓶から請求人のものと同じの遺留指紋が採取されたことが確定判決の有罪を裏付ける事情と判断されている。しかし、請求人は、本件発生前の5月か6月に被害者方に窃盗目的で侵入し、バッグの中のがま口財布から2000円を盗んだと述べており、その物色時にスキンローションの瓶に触った可能性がある。したがって、スキンローションの瓶に付着していた指紋が強盗殺人の犯行時に付着したものが、その前の窃盗の機会に付着したものが争点になっている。</p> <p>② 確定判決は、本件アパート東側を南北に走る道路が、事件当日の夜、交通誘導の警備員が設置されていたことなどから、本件アパートに居住する者以外の者が侵入し、本件犯行が行われた形跡がうかがえないことが推認できるとした。</p> <p>しかし、警備員らは、若い男女らが本件アパートの前で話をしていたことについては供述しているが、それ以外に特に気になる通行人がいなかったと述べているだけであり、他の者が本件アパートに出入りしていなかったとは述べていない。加えて、本件アパート前の道路の夜間の視認状況は良くなく、警備員らも意識的に本件アパートの出入りについて確認していたわけではない。</p> <p>よって、警備員らの供述から、本件アパートに居住する者以外の者が侵入し、本件犯行が行われた形跡はうかがえないと推認することはできない。</p> <p>第2 DNA型鑑定関係</p> <p>確定判決は、請求人が仰向けに倒れている被害者に対し殺意をもって、その口腔内に白色タオルを押し込むなどして気道閉塞により窒息死させて殺害したと認定している。</p> <p>しかし、確定審で提出されている鑑定書には、被害者の口腔内に押し込まれていた白色タオルについて、ミトコンドリアDNA-HV1型を分析した結果、被害者のDNA型と被害者以外のDNA型が検出された旨記載されている。犯人が本件の殺害行為を行った場合、口腔内に押し込んだ白色タオルに犯人の皮膚、垢等の細胞成分が付着して、犯人のDNA型が白色タオルから検出される可能性があるが、検出された被害者以外のDNA型は、請求人のDNA型と一致しなかった。このことは、請求人が犯人でないことを強く推認させるものである。</p> <p>第3 指紋関係</p> <p>請求人が自白どおりに行動した場合、請求人は整理タンス小引出しの前面や小引出し内のビニール袋等の様々な物品に手で触れたことになる。他方、請求人には手袋を着けていたとか犯行後に指紋及び掌紋を拭き取ったといった供述はない。</p> <p>そうすると、小物入れの前に置かれていたトランジスタラジオや整理タンス小引出しの前面と</p>

いった請求人が手で触れた物品から請求人の指紋等が検出されるはずである。しかし、証拠上、トランジスタラジオや整理タンス小引出しの前面から請求人の指紋等は検出されていない。よって、請求人が犯人であったとするならば、上記各物品から請求人の指紋が検出されるはずであり、これらの物品から当然検出されるべき請求人の指紋及び掌紋が検出されていないのは不自然、不合理である。



タンスとトランジスタラジオ（イラスト）

#### 第4 繊維関係

確定判決は、請求人が被害者を後ろに引き倒した後、請求人が自身の身体の左側を同人の左脇腹辺りに強く当てるような体勢で強く押さえつけ、被害者の口腔内に白色タオルを押し込む等して、気道閉塞により窒息死させて殺害したとの請求人の自白は信用できるとした。

しかし、そのような方法で犯人が被害者を殺害した場合には、被害者の身体や着衣に犯人の着衣の構成繊維が付着して、被害者の身体から検出される可能性が高いと思われる。

にもかかわらず、捜査段階で作成された鑑定書には、被害者の両手指、前頸部、両足底部から請求人が犯行当時着用していたとされる半袖シャツの構成繊維のうち無色木綿繊維及び青色木綿繊維と類似した繊維の付着を認めた旨の記載があるが、それ以外には請求人の着衣と類似する繊維の付着は認められていない。また、被害者の着衣に付着していた繊維については、存在も明らかにされておらず鑑定の対象になっていない。

よって、請求人が犯人であったとするならば、被害者の身体や着衣に犯人の着衣の構成繊維が付着し、これが被害者の身体から検出される可能性が高いはずであるにもかかわらず、検出されるべき請求人の着衣の繊維が検出されていないのは不自然、不合理である。

#### 第5 犯行態様

確定判決は、被害者を引き倒した後、被害者の左横から被害者の口に当てていたタオルを力一杯押さえたとの請求人の自白を信用できるとした。

しかし、被害者が倒れていた場所の左横には籐製の座高の低い椅子が置かれていた。そのため、請求人が被害者の左横に回り込む際、請求人は籐椅子の上に乗るかかるとなる体勢にならざるを得ない。そして、その体勢のまま、倒れた被害者の口にタオルを押し込んだとすれば、自白どおりの体勢、すなわち自分の左肘を被害者の右胸辺りに当て、自分の身体の左側を被害者の左脇腹辺りに強く当てるような体勢をとることはできず、自白と客観的状況が矛盾している。

#### 第6 被害者の死体に掛けられていたズボンについて

被害者の死体には、上胸部から下腹部にかけて、裏返しになった青色ズボンが掛けられ、その両先端は被害者の両肘下に入っていた。

しかし、請求人の自白では、このズボンがなぜ被害者の死体に掛けられていたのか、一切説明



されていない。他方、請求人は、司法警察員の「上半身に何か乗せていないか」との問いに、「何回も考えましたが、乗せた覚えがありません」と答えているだけである。

この青色ズボンが犯行と密接に関連していることは、倒れている被害者とズボンの位置関係から明らかであり、犯人であれば容易に説明できる事項である。しかし、犯人であれば容易に説明できる事項について説明が欠落し、説明ができないことは、請求人が犯人であることについて重大な疑問を生じさせるものである。

#### 第7 自白の信用性、任意性

① 確定判決は、捜査段階における自白は、供述内容が具体的かつ詳細であり、死体の損傷状況や被害者方居室内の状況等の客観的事実と整合し、関係証拠と矛盾するところはない等の理由から信用できるとした。他方、請求人の公判供述は、供述が変遷しており信用できないとした。

② 請求人は、別件の住居侵入、窃盗で平成14年9月1日に逮捕、同月12日に起訴された後、起訴後の勾留を利用した本件の強盗殺人についての取調べを受けて、任意の名目のもとに取調べが続けられた。

そして、請求人は、同年12月5日から同月18日まで、別件の昏睡強盗の容疑で取調べを受けて合計12通の供述調書が作成されるなか、同月13日、強盗殺人を認めれば昏睡強盗では起訴しないという利益を示されて本件である強盗殺人についての自白を迫られた。

請求人は、捜査官から本件強盗殺人の前日にヘルパーが被害者方を掃除していたにもかかわらず、被害者の遺体の下に請求人が飼っているうさぎの毛があったとの虚偽の事実を告げられ、同年12月12日の取調べで、本件犯行当日の午後9時30分頃被害者方に窃盗に入って物色をしたが現金がなかったので被害者方を出た、という供述をした（請求人が飼っているうさぎの毛とDNA型が一致していないことは第一審で提出された証拠によって明らかになっている）。

引き続き、請求人は、捜査官から被害者の遺体の下に請求人が飼っているうさぎの毛があったとの虚偽の事実を示されて自白を迫られた。

同年12月18日には、捜査官が作成した「私がやりました」という書面に署名押印を迫られるなどし、深夜まで長時間の取調べが行われた。

同月19日、捜査官は、請求人に対して自白するまでトイレに行かせないという違法な強制的手段をとり、さらに、警察官が請求人の頭を平手で殴ったり、請求人の胸ぐらをつかむなどの暴行を加えて、請求人に対し自白を強要し、請求人は自白をするに至った。なお、同日の取調べは24時ころまで続いた。

③ 請求人は、12月12日から同月23日までの間、12日間連続で、合計4622分（77時間2分）の「任意」取調べを受けたが、この期間に作成された供述録取書や供述書には、請求人が黙秘権の告知を受けた形跡はない。この期間の供述録取書は、内容は明らかに被疑者取調べであるにもかかわらず、全て参考人（第三者）取調べの方式で作成されているからである。請求人の直筆による供述書（文章や図面）にも、黙秘権告知等、被疑者取調べの適法な手続を取った形跡はない。

そして、この期間、請求人を取り調べた警察官も、本件取調べが実質的に任意になされたものであった旨種々の証言はしたが、請求人に対し黙秘権を告知したか否かについては何も証言しなかった。

黙秘権告知を怠った場合には、多数の学説が示すとおり供述の任意性が失われると解すべきであるが、仮に最判昭25年11月21日のとおり、直ちにその供述が任意性を失うことはないと解したとしても、本件においては、起訴後の違法な取調べで、しかもそれは連日長時間に及んでいたのであるから、これらの事情を総合考慮すれば、供述の任意性は失われると言うべきである。

④ このように、請求人の自白は、捜査機関が別件での被告人勾留を利用して実施した不当な取調べの結果なされた自白であり、さらに、虚偽事実の告知や不当な利益誘導、黙秘権の不告知等が認められる違法な取調べによってなされた自白であって、その任意性には大いに疑いがある。

	<p>⑤ また、本件においては、虚偽自白を誘発する危険性が極めて高い取調べが行われ、その取調べの末に自白がなされているところ、このような経過は、自白の信用性を減殺させるものである。</p> <p>さらに、上記のとおり、白色タオルから当然に検出されるはずの請求人のDNA型が検出されないことや、当然に検出されるべき請求人の指紋及び掌紋が検出されていないことや、当然に検出されるべき請求人の着衣の繊維が検出されていないこと、被害者を押さえつけた際に藤椅子が障害物になる等自白と現場の客観的状況が矛盾すること、被害者の死体に青色ズボンが掛けられていたという事実が犯人であれば容易に説明ができるし、記憶していて然るべき事実であるにもかかわらず請求人の自白ではこれについて一切説明されておらず、記憶していないと述べていること等、自白の信用性が既に著しく減殺されていることは明らかである。</p>
④裁判の経過	<p>2002(H14).7.31 事件発生</p> <p>2003(H15).1.12 強盗殺人の被疑事実で逮捕</p> <p>2004(H16).3.29 第一審 東京地裁 無期懲役判決(村瀬均裁判長)</p> <p>2004(H16).12.21 控訴審 東京高裁 控訴棄却判決(安廣文夫裁判長)</p> <p>2005(H17).6.17 上告審 最高裁 上告棄却判決(才口千晴裁判長)</p> <p>2015(H27).5.8 日弁連が事件委員会を設置</p> <p>2015(H27).6.24 再審請求</p> <p>現在、東京地方裁判所(小森田恵樹裁判長)に係属中</p>
⑤確定審の裁判所の判断	<p>第1 情況証拠</p> <p>確定判決は、特に</p> <p>① 被害者方居室の小物入れ内のスキンローションの瓶から請求人のものと一致する遺留指紋が採取されていること</p> <p>② 請求人は被害者の死亡推定時刻と重なる当日午後9時過ぎ頃から午後10時頃までの間、アパート2階に一人でいたが、その間の請求人の行動を裏付ける客観的証拠がないこと</p> <p>③ アパートに居住する者以外の者が侵入し、本件犯行が行われた形跡はうかがえないこと</p> <p>④ 請求人はBから同人に対する多額の借金の返済を強く迫られていたもので、本件当日はその第1回目の返済期限であったにもかかわらず、そのめどが全く立たないなど経済的に逼迫した状況にあり、本件犯行に及ぶ動機があったといえること</p> <p>⑤ 請求人は、本件当日午後6時の時点で、所持金をほとんど有していなかったにもかかわらず、翌8月1日午前中にコンビニエンスストアで買い物をし、代金を千円札で支払っていることなどの事情を総合すれば、請求人が本件犯行に関与している疑いが相当強いと言えることができるとした。</p> <p>第2 自白の信用性</p> <p>1 確定判決は、次のとおり自白の信用性を認めた。</p> <p>① 被害者を殺害した前後の状況すなわち被害者方居室に盗みに入ろうと決意した経緯、被害者方に立ち入り、被害者を殺害するに至った経緯、その後の被害者方居室を物色した際の状況等に至るまで、いずれも自己の心情を交えた具体的かつ詳細な供述内容になっている。</p> <p>② 被害者を殺害した際の状況については、死体の損傷状況や被害者方居室内の状況等の客観的事実と整合している。</p> <p>③ 被害者方に盗みに入ろうと決意した経緯については、客観的に認められる当時の請求人の経済状況等と符合している。</p> <p>④ 被害者方居室を物色した際の状況については被害者方居室内の状況等とよく符合しており、特別不自然、不合理な点も見当たらない。とりわけ死体の損傷のうち、右第6から第8肋骨骨折及び左第7肋骨骨折並びに両季肋部皮下の出血の原因については解剖所見のみからでは解明し切れなかったが、請求人の自白はそれを合理的に説明する内容となっているのであって、それ自体自白の信用性を補強している。</p>

	<p>⑤ 本件被害品とされる紫色のがま口及び在中の現金に関する供述についても関係証拠とも矛盾するところはない。</p> <p>2 他方、確定判決は、これまで被害者方居室に盗み目的で2回入ったことがあり、平成14年8月1日にコンビニエンスストアで使った現金の入手経路についての請求人の公判供述については、供述が変遷しており、信用できない旨判示した。</p> <p>第3 自白の任意性</p> <p>1 確定判決は、自白の任意性については、次のとおり弁護人の主張を排斥することによって認めた。</p> <p>2 弁護人の主張</p> <p>① 請求人の自白は、任意とはいえ実質は強制的な取調べを行い、請求人を疲労困憊させ、そのような状況下で得られた。</p> <p>② 取調べ担当の警察官は平成14年12月28日発送にかかる本件の取調べを拒否する旨の内容証明郵便が届いていたことを認識していたにもかかわらず、平成15年1月7日以降も強制的な取調べを継続した。</p> <p>③ 取調べ担当の警察官は、請求人に対して、被害者方居室から見つかったうさぎの毛と同じアパート内のB方及び請求人方居室で飼っていたうさぎの毛のDNAが一致したなど存在しない証拠を存在するかのように伝えるという偽計を用いて自白を強要した。</p> <p>3 弁護人の主張①について</p> <p>(1) 取調べ担当警察官の証言は具体的かつ詳細である上、体験者でなければ語り得ない臨場感に富むものであり、特に不自然、不合理な点も存しない。</p> <p>(2) 請求人は12月12日以降も弁護人と頻繁に接見し、弁護人からは本件犯行に関する取調べを拒否することを助言されたのに対し「大丈夫です。やります」などと対応し、自白した上、調書に署名指印したことを弁護人に伝えず、同月25日に至って初めてこれを伝えたことが認められるのであり、請求人が取調べに任意に応じていたことを強くうかがわせ、取調べ担当警察官の証言にも符合する。</p> <p>(3) 取調べ担当刑事の証言では請求人は12月12日以降取調べを拒否するようなことは一度もなかったことに加え、取調べ官の説得によって反省悔悟し、本件犯行を自白するに至ったことが認められる。</p> <p>4 弁護人の主張②について</p> <p>(1) 取調べ担当刑事の証言では弁護人からの内容証明の内容を関知したため、請求人の意思を再度確認したが、請求人はそれまでと同様取調べを拒否することなく、一貫して犯行を自白していた旨明確に供述している。</p> <p>(2) 請求人は平成15年1月8日に「調べに出なくても良いことは知っていますが、自分で考えて出てきています」という内容の上申書を作成している。</p> <p>(3) 起訴までの間に本件に関する多数の上申書や図面を自ら作成している。</p> <p>5 弁護人の主張③について</p> <p>(1) 請求人は公判廷において、うさぎの毛の分析結果を告げられたことから被害者の殺害を自白したわけではないなどと、自ら自白との因果関係を否定する供述をしている。</p> <p>(2) 取調べ担当警察官は被害者方居室で見つかったうさぎの毛と請求人方居室で飼われていたうさぎのDNAが一致したと聞いていたと証言しており、何らかの事情で真実もそのようであると思ひ込み請求人に告げてしまった可能性が高い。</p>
<p>⑥主要な新証拠の内容</p>	<p>① DNA型鑑定（確定判決は請求人が被害者の口内にタオルを押し込むなどして、気道閉塞により窒息死させて殺害したと認定した。しかし、このような犯行態様であれば、当然、被害者の口内に押し込まれたタオルに犯人の皮膚、垢等の細胞成分が付着して、犯人のDNA型がタオルから検出される可能性が高いはずである。一方、確定審で提出された鑑定書によると、被害者の口内に押し込まれていたタオルについて、DNA型を分析した結果、被害者のDNA型の他に</p>



	<p>被害者以外のDNA型が検出されているが、被害者以外のDNA型が、請求人のDNA型と一致するかどうかを示す証拠は一切提出されていない。そこで、本田克也筑波大学教授に対して鑑定を依頼した結果、タオルから検出された被害者以外のミトコンドリアDNA-HV 1型が請求人のDNA型とも第一発見者のDNA型とも異なることが明らかになった。また、犯人が被害者の抵抗に抗してタオルを押し込んだ場合、タオルと皮膚との摩擦によって犯人のDNA型が検出される可能性が高いことから、請求人のDNA型が検出されなかったということは、請求人が犯人ではないことを強く裏付けるものと言える。）</p> <p>② 指紋鑑定（被害者宅で死体発見後に行われた実況見分時の写真には小物入れの前にトランジスタラジオが置かれていた。そして、犯人がその小物入れの開き戸を開けるとトランジスタラジオが下に落ちるはずである。そうすると、犯人が小物入れを開けて中を物色したとすれば、小物入れの戸を締めた後にトランジスタラジオを小物入れの前の位置に置いたと考えなければ説明がつかない。そこで、弁護団は同型のトランジスタラジオを入手して、トランジスタラジオを置く再現実験を行ったところ、トランジスタラジオから被験者の指紋が明確に検出された。他方、犯行現場にあったトランジスタラジオから請求人の指紋は検出されていない。また、整理タンス小引出しを引き開けるととき押し戻すときの動作や小引出し内を物色する動作を再現した結果、小引き出しの前面や引出し内のポケットティッシュの袋等から犯人の指紋が検出されることも明らかである。しかし、請求人の指紋がこれらの物から検出されていないのは、請求人による犯行を否定することをうかがわせる事実である。）</p> <p>③ 繊維鑑定（捜査段階で作成された鑑定書には、被害者の両手指から請求人が犯行当時着用していたとされる半袖シャツの構成繊維と類似した繊維の付着を認めたとの記載はあるが、請求人の着衣と一致する繊維の付着は認められていない。そこで、大学教授に鑑定を依頼した結果、捜査機関が依頼し証拠として提出された鑑定書での被害者の手の付着物と請求人の半袖シャツの繊維の比較について、手の付着物の写真からは、半袖シャツの繊維の写真で認められる木綿繊維に特有の捩れや中央が凹んだ繊維の形状が確認できず、両者は色調も異なり同じものには見えないことが明らかになった。また、実験の結果、請求人の半袖シャツに相当する布地の繊維が被害者の両手指に見立てた人工皮膚に容易に付着することが認められており、自白どおりに犯行が行われたとすると被害者の両手指から請求人の半袖シャツの繊維の付着が認められなかったことを説明できない。これも請求人による犯行を否定することをうかがわせる事実である。）</p> <p>④ 犯行再現実験（犯行現場には籐椅子が置かれていたが、警察で行われた請求人の自白に基づく犯行再現は被害者に対する籐椅子の位置が死体発見時の現場の状況とは異なって再現が行われていた。そこで、弁護団は改めて犯行再現実験を行ったところ、籐椅子が邪魔になって請求人の自白どおりの態様にて犯行再現を行うことは不可能であったことも明らかになった。）</p>
⑦再審の経過	<p>2015(H27).6.24 再審請求</p> <p>令和元年7月31日までに裁判所、検察官との合計15回の三者打合せが行われている。</p> <p>現在、東京地方裁判所（小森田恵樹裁判長）に係属中</p>
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	<p>三者打合せは定期的に行われているものの、弁護団が求めている証拠開示に対して、検察官は強い抵抗を示し、裁判所も、限定された一部の証拠の勧告をするのみで、その後は、弁護団が求め続けても証拠開示の勧告を行うことを考えていないとの回答に終始している。</p>
⑨最近のトピック	<p>小石川事件について、令和元年7月時点において平成27年6月の再審請求から既に4年余りが経過している。無期懲役で長期間服役している請求人を救うために1日も早い再審開始決定、再審無罪判決を獲得すべく、弁護団は総力を挙げて活動をしている。</p>



12 湖東事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	殺人／懲役12年 平成29年8月24日満期出所
②事件の概要	<p>平成15年5月22日午前4時過ぎ頃、滋賀県愛知郡湖東町（現東近江市）の病院で、看護助手として勤務していた西山美香氏（当時23歳）が、人工呼吸器のチューブを外して入院患者T氏（当時72歳）を殺害したとされる事件である。</p> <p>当初、当直看護師は、「患者の異常発見時、人工呼吸器のチューブが外れていた」と説明していた。そのため、警察は、当直看護師らが人工呼吸器のアラーム音を聞き逃した業務上過失致死事件として本件を捜査していた。しかし、事件から1年以上経った平成16年7月、任意の取調べを受けていた西山氏が自らチューブを外したと自供したことから、同月に西山氏は殺人事件の被疑者として逮捕された。</p> <p>西山氏は、公判において、「取調官に好意を抱いて嘘の自白をした」と事実を争ったが、一審の大阪地裁は懲役12年の有罪判決を言い渡し、平成19年5月に最高裁で確定した。</p>
③事件の特色	<p>① 解剖医Nは、警察官から、「発見時、人工呼吸器のチューブが外れていた」と聞かされていたため、T氏の死因を「人工呼吸器停止、管の外れに基づく酸素供給欠乏が一義的原因と判断される」とする鑑定書（以下「N鑑定書」という。）を作成した。しかし、西山氏の自白調書を含め、人工呼吸器のチューブが外れていたとの証拠は存在しない。第1発見者の当直看護師は、「チューブが外れていた」との当初供述を翻した。</p> <p>② 西山氏の自白内容は、犯行態様の主要部分が捜査の進展に応じて変遷を繰り返している。また、「秘密の暴露」と呼べるものはない。</p> <p>③ 西山氏の自白を客観的に裏付ける証拠は、N鑑定書以外存在しない。</p> <p>④ 西山氏は、迎合的な性格を有する、いわゆる「供述弱者」であった。</p>
④裁判の経過	<p>2003(H15).5.22 本件事件発生</p> <p>2004(H16).7.2 西山氏自白</p> <p>2004(H16).7.6 西山氏逮捕</p> <p>2004(H16).7.27 起訴</p> <p>2005(H17).11.29 第一審 大阪地裁判決 懲役12年（長井秀典裁判長）</p> <p>2006(H18).10.5 控訴審 大阪高裁判決 控訴棄却（若原正樹裁判長）</p> <p>2007(H19).5.21 上告審 最高裁 上告棄却（泉徳治裁判長）</p> <p>2017(H29).8.24 西山氏満期出所</p>
⑤確定審の裁判所の判断	<p>① T氏の遺体を解剖した医師Nの鑑定及び公判証言（N鑑定等）により、T氏は、人工呼吸器から酸素供給が途絶したことにより、急性の心停止に至って死亡したと認められる。</p> <p>② 酸素供給が途絶したのは、何者かが故意により人工呼吸器のチューブを外したからである。また、チューブが外れると鳴るアラームが鳴らなかったのは、犯人がアラームに作為を加えたことによるものである。</p> <p>③ 西山氏には犯行可能な知識、立場があることを前提に、「管を抜き、アラームが鳴らないような作為を加えた」旨の捜査段階の自白が信用できる。</p>
⑥主要な新証拠の内容	<p>新証拠は、複数の医師の意見書であり、その内容の主要な点は、次のとおりである。</p> <p>① T氏の鑑定所見からは死因となるような病変が認められない。その場合、死因は通常は心臓に求められる。心臓に求められる死因には、酸素供給途絶による心停止と致死的不整脈による心停止がある。</p> <p>② 解剖時のカリウム値は極端に低く、これが原因で致死的不整脈が起こった可能性がある。</p> <p>③ 低カリウム以外にも、T氏の病歴や検査結果からうかがえる身体状況が原因で致死的不整脈が起こった可能性がある。</p>
⑦再審の経過	<p>2010(H22).9.21 第1次再審請求</p> <p>2011(H23).3.30 大阪地裁決定（坪井祐子裁判長・棄却）</p>

	<p>2011(H23). 5.23 大阪高裁決定（松尾昭一裁判長・棄却）</p> <p>2011(H23). 8.24 最高裁第二小法廷決定（竹内行夫裁判長・棄却）</p> <p>2012(H24). 9.28 第2次再審請求</p> <p>2015(H27). 9.30 大津地裁決定（川上宏裁判長・棄却）</p> <p>2017(H29). 8.24 西山氏満期出所</p> <p>2017(H29).12.20 大阪高裁（後藤眞理子裁判長）再審開始決定</p> <p>2017(H29).12.25 検察官による特別抗告申立て</p> <p>2019(H31). 3.18 最高裁第二小法廷決定（菅野博之裁判長）・棄却・再審開始確定</p> <p>現在、大津地裁（大西直樹裁判長）にて、再審公判準備中</p>
⑧再審が明らかに明らかなにされた事項・残された問題点	<p>平成29年12月20日、大阪高裁は以下の理由で再審開始を決定した。</p> <p>① T氏の死因が致命的不整脈であった可能性はいまだ排除されておらず、N鑑定の証明力は揺らぎ、急死の原因が酸素供給途絶にあると証明されていない</p> <p>② 西山氏の自白の変遷から、体験に基づく供述ではないとの疑いが生じざるを得ず、警察官、検察官の誘導があり、西山氏がそれに迎合した可能性がある。</p>
	 <p>大阪高裁前で支援者に報告する西山氏（滋賀民報社提供）</p>
⑨最近のトピック	平成31年4月23日、再審公判の第1回打合せ期日があり、検察官は本件について有罪主張する予定であることを明らかにした。

### 13 難波ビデオ店放火殺人事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	殺人、殺人未遂・現住建造物等放火／死刑
②事件の概要	<p>請求人（当時46歳）は、大阪市浪速区難波の7階建てビル1階所在のビデオ・DVD試写室「キャッツなんば店」（以下「本件店舗」という。）に客として入店し、本件店舗18号試写室（以下「18号室」という。）を使用していたが、放火して自殺しようと企て、平成20年10月1日午前2時55分頃、18号室において、本件店舗内の他の試写室にいる客が死亡するであろうことを認識しながら、あえて、持ち込んでいたナイロン製キャリーバッグの上口を開け、その中に入っていた衣類及び新聞紙の上にティッシュペーパー数枚を置き、持っていたライターで点火して火を放ち、その火を18号室の側壁、出入口ドア、天井等に燃え移らせて、1階店舗（約239.1㎡）を全焼させ、現に人がいるビルの建物を焼損するとともに、本件店舗において、火災により、各試写室にいた客のうち16名を急性一酸化炭素中毒等により死亡させて殺害し、7名については殺害に至らなかった。</p>
③事件の特色	<p>① 自白等の存在</p> <p>事件直後に、請求人は警察官の職務質問に対して、「死にたかった」「弁償します」「弁護士もつけます」などと、自己が放火をしたことを仄めかす供述をしていた。</p> <p>また、その後も、自白をしている。</p>

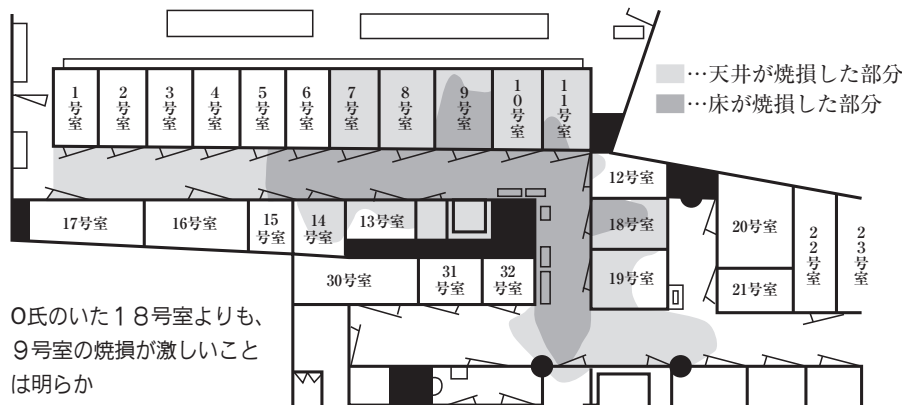
	<p>② 現場の焼損状況 請求人がいた18号室が強く焼損されているのは事実であるが、その焼損部分は同部屋の廊下に近い部分であり、同部屋の奥側の焼損の程度はさほど強いものではない。 他方、M氏が居た9号室の焼損の方が18号室よりも強く、特に、9号室の奥側も激しく焼損されている。また、同部屋内に置いてあったリクライニングシートにタバコの不始末と考えられ得る小規模の発火源が認められている（伊藤鑑定）。</p> <p>③ 目撃者（S氏）の明らかな虚偽供述 事件後の当初には、M氏の友人であるS氏が、M氏から「お前（S氏）が9号室に居たことにしておいてくれ」と頼まれ、「9号室は、自分（S氏）が使っていた」という虚偽の供述をしていた。</p> <p>④ 店舗関係者の目撃供述の信用性 本件事件については、本件店舗側の防火対策に不備があり、店舗に対する業務上過失致死（防火対策の不備）の嫌疑も掛けられていた。そのため、店舗側の関係証人は、「請求人の放火」に沿う供述をしている可能性が否定できない。</p>
<p>④裁判の経過</p>	<p>2008(H20).10.1 事件発生 2009(H21).12.2 第一審 大阪地裁 被告人に死刑判決（秋山敬裁判長） 2011(H23).7.26 控訴審 大阪高裁 控訴棄却判決（的場純男裁判長） 2014(H26).3.6 上告審 最高裁 上告棄却判決（横田尤孝裁判長） 2014(H26).3.26 最高裁 訂正申立棄却決定により判決確定</p>
<p>⑤確定審の裁判所の判断</p>	<p>1 火元の特定（現場の痕跡からの推論）</p> <p>① 確定判決 ・請求人は本件店舗に入店する際、本件キャリーバッグを持ち込んだ。 ・9号室、11号室、18号室、並びに11号室前、12号室前、18号室前の各通路が激しく焼損しているが、それ以外の部分の焼損は弱い。 ・科捜研影山技官の意見：請求人が18号室で放火したことを裏付ける鑑定的意見。なお、9号室に火源があったことは否定（18号室単独出火説）。</p> <p>② 本件の争点 火元は、請求人が居た18号室ではなく、M氏が使用していた9号室ではないか（9号室単独出火説）。</p> <p>2 18号室から出火したことについて（S氏と店員の目撃供述）</p> <p>① 確定判決 S氏と店員らは、18号室から出火したことを目撃した旨供述しており、信用できる。</p> <p>② 本件の争点 請求人が居た18号室からの出火を目撃したという関係者供述の信用性。</p> <p>3 請求人の捜査段階の自白の任意性及び信用性</p> <p>① 確定判決 請求人の捜査段階の自白には任意性及び信用性が認められる。</p> <p>② 本件の争点 自白の任意性及び信用性については、秘密の暴露はなく、供述内容にも変遷がある上、請求人に知的障がいがあることや捜査官に不当な誘導があったことを理由に、これを争っている。</p> <p>4 請求人が放火したことをうかがわせるその他の事情</p> <p>① 確定判決 ・請求人は、店員らに連れ戻された際、「すみません」「補償もします。弁護士もつけます」などと答えた。 ・請求人は、現場にいた警察官から「自分の部屋が燃えたんか」と聞かれると「そうです」と答え、さらに、「お前が火つけたんか」と聞かれると「死にたかったんですわ」などと答えた。</p> <p>② 本件の争点</p>

	<p>請求人の言動は、タバコの火の不始末で失火させたとの思い込みによるものではないか。</p> <p>5 タバコの不始末等による失火の可能性</p> <p>① 確定判決 警察の燃焼実験によれば、本件キャリーバッグ内に煙草の火種が入っても着火しないとされている。</p> <p>② 本件の争点 仮に、請求人が居た18号室からの出火が認められるとしても、放火ではなく失火ではないか。</p> <p>6 2か所出火説（再審段階における争点）について 仮に、18号室からだけでなく、9号室からも出火したことが認められるとすれば（2か所出火説）、18号室からの出火と被害者の死亡結果との間に「AなかりせばBなし」という因果関係が認められないのではないか（殺人既遂罪の成否）。</p>
⑥主要な新証拠の内容	<p>火元について</p> <p>① 影山意見の非科学性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・影山意見は、18号室のキャリーバッグから燃焼が広がり、フラッシュオーバー現象で、18号室から噴き出した炎が、同室向かい側の通路の壁にぶつかって再度18号室内に入るとともに、ドアが開いていた9号室内へ入り込んだ、という。しかし、火炎には直進性があり、18号室から9号室まで、右・左・右と90度ずつ炎が折れ曲がることは非科学的。</li> <li>・影山意見は、18号室が火元であるとするが、火元の18号室より9号室の焼損が激しいこと（この点には争いはない。）を説明できていない。また、18号室の床上に置かれていたスリッパは焼損していないが9号室の床上に置かれていたスリッパは焼損していること、18号室奥は比較的焼損の程度は低いと9号室奥はほとんど焼損していることを説明できない。</li> </ul> <p>② 技術士意見書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災専門技術士の中村敏彦・鬼木裕之進作成の意見書（5通）によれば、火元は18号室ではなく9号室だけであると合理的に判断できる（9号室単独出火説）。</li> <li>・18号室の奥や床上は比較的焼損状況が激しくなく、9号室は奥まで激しく焼損し、天井も焼け落ちている。</li> <li>・18号室のキャリーバッグは上部が焼損しているだけで、天井も焼け残っている。</li> <li>・キャリーバッグの焼損は、通路側からの火炎によるものである。</li> <li>・9号室のエアコンの冷却液送付管だけが熱で断裂しており、9号室の燃焼が一番早かった。</li> <li>・9号室からの出火の蓋然性が認められ、18号室から出火することは不自然。</li> </ul> <p>③ 伊藤鑑定書</p> <p>伊藤弘前大学元教授の鑑定書は、1/20スケール模型で燃焼再現実験をした結果、9号室と18号室のそれぞれ独立した出火源が原因の火災であると判断（2か所出火説）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9号室のソファの背もたれにタバコの火又はライターによる小さな火源が認められる。</li> <li>・18号室と9号室の間にある10号室、12号室の焼損は小さいので、両室（18号室と9号室）が火元（2か所出火説）と考えるのが自然。</li> </ul> <p>④ 検証調書</p> <p>以上の焼損状況は、火災直後の検証調書によっても明らかである。</p> <p>⑤ 9号室単独出火説だけでなく2か所出火説も検討することの必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9号室と18号室の焼損状況が他の部屋と比べて特に強い。</li> <li>・伊藤鑑定書が2か所出火説を結論付けているのを無視できない。</li> <li>・2か所出火説によっても、確定判決の認定構造（18号室単独出火説）に対する合理的疑いが生じ得る。</li> <li>・仮に18号室からの出火が認められたとしても、予備的に、被害者の死亡結果との間の因果関係が否定される可能性がある（条件関係がない）。</li> <li>・被害者の死亡結果との因果関係が否定されて認定事実が殺人未遂に止まれば、死刑が回避できる可能性がある。</li> </ul>



第1章 刑事再審の現在

- ・2か所出火説が立証されれば、「同時に2か所から出火することは経験則上考え難い」という確定判決の認定も維持し得ない。



<p>⑦再審の経過</p>	<p>2014(H26). 5.28 大阪地裁に再審請求                  2014(H26). 9.16 日弁連に再審支援の救済申立て                  2016(H28). 3.30 大阪地裁 再審請求棄却決定(橋本一裁判長)                  2018(H30).10. 9 大阪高裁 即時抗告棄却決定(樋口裕晃裁判長)                  2019(R1). 6.20 日弁連が再審支援決定                  2019(R1). 7.17 最高裁 特別抗告棄却(宮崎裕子裁判長)</p>
<p>⑧再審が明らかにした事項・残された問題点</p>	<p>① 再審が明らかにした事項                  9号室の単独出火を、火災の専門家である技術士意見書で明らかにできた。                  火災工学の専門家である伊藤昭彦弘前大学元教授らの鑑定書により、18号室からの出火の可能性が認められつつも、9号室からの出火も認められ、かつ、9号室からの出火の方が時期的に早いことが明らかとなった。</p> <p>② 残された問題点                  18号室からも出火したという2か所出火説の位置付けをどうするか(あくまでも9号室単独出火説一本に絞り込むべきか)。                  自白による「犯行状況」と客観的な火災の状況との矛盾に関する科学的鑑定の実施。                  ・キャリーバッグ上のティッシュペーパーにライターで点火して放火した場合には、キャリーバッグ自体が完全に焼損してしまい、かつ、18号室の焼毀状況も、現実の焼毀状況よりも激しくなる。                  ・9号室からの出火を裏付ける火災再現実験の実施。                  ・目撃者であるM氏とS氏の供述の弾劾。                  ・請求人の自白の任意性と信用性の否定。</p>
<p>⑨最近のトピック</p>	<p>令和元年6月20日に、日弁連が再審支援決定を出したが、その直後である同年7月17日に、最高裁は特別抗告を棄却した。また、同年8月2日には、本件とは別ではあるが、2名の死刑執行(うち1名は再審請求中)が行われた。                  従って、早急に第2次再審請求をする必要がある。</p>

14 布川事件(無罪判決確定)

【日弁連支援事件】

<p>①罪名等</p>	<p>強盗殺人(再審対象)等/無期懲役 平成8年仮釈放</p>
<p>②事件の概要</p>	<p>昭和42年8月30日、茨城県北相馬郡利根町布川で、一人暮らしの大工で金貸しをしていたとの噂のあった62歳の男性が死体で発見された。遺体の両脚はタオルとワイシャツで縛られ、口の中にはパンツが押し込まれた状態であった。室内は荒らされ、死体の発見された8畳間の床は、床板、</p>

	<p>根太掛が折れて大きく落ち込んでいた。</p> <p>死体解剖の結果、8月28日夜から29日早朝が犯行日時と推定され、県警の捜査本部が置かれ捜査が進められた。死体発見から40日以上経過した10月10日に櫻井昌司氏（当時20歳）が、16日に杉山卓男氏（当時21歳）がいずれも別件の嫌疑で逮捕された。別件の取調べは早々に終了し、その後は別件勾留の下で強盗殺人事件の取調べが続いた。櫻井氏は強盗殺人に対しては否認をしていたが、「ポリグラフ検査で陽性反応が出た」、「お袋もやってしまったことは仕方ないと言っている」などと捜査官から虚偽の事実を告げられ、10月15日に自白し、杉山氏も当初強盗殺人を否認していたが、「櫻井氏は杉山氏と一緒にやったと泣いて謝っている」などと言われ、10月17日に自白に転じた。なお、逮捕状の執行は10月23日であった。</p> <p>その後両名は多数の自白調書を作成されたが、11月6日から8日にかけて拘置所に移監された。両名はその後処分保留のまま強盗殺人については釈放された（11月13日）。</p> <p>しかし12月1日になり警察署に再び身柄が移監され、その後再び強盗殺人について取調べが始まった。両名は否認したものの、再度自白をし、12月28日強盗殺人罪で起訴された。なお、処分保留釈放を指揮した検察官と起訴した検察官は異なる人物である。裁判では両名は公訴事実を争い終始無罪を主張した。しかし、水戸地裁土浦支部は強盗殺人を認定し両名を無期懲役に処し、東京高裁、最高裁もこれを維持した。昭和58年第1次再審請求をしたものの、平成17年7月最高裁により特別抗告が棄却され、平成13年第2次再審請求を申し立て、平成17年水戸地裁土浦支部は再審開始決定を下した。東京高裁は検察官の即時抗告を棄却し、最高裁も平成21年特別抗告を棄却し、再審公判が平成22年7月から開始され、平成23年5月24日、強盗殺人につき無罪判決が宣告された。</p>																
③事件の特色	<p>再審請求の対象は強盗殺人であったが、両名はその余の窃盗や恐喝等の事件についてはいずれも認めていた。強盗殺人（以下「本件」という。）については、請求人らと犯行を結びつける物的証拠は何一つなく、直接証拠は自白しかないが、その自白も内容の変遷が甚だしく、両名間に連鎖的変遷が見られる。さらに、客観的事実とも多くの点で付合せず、詳しすぎる部分や空疎とも言える部分が混在する奇妙なものであった。無論秘密の暴露と言えるものはなかった。さらに、起訴直前の検面調書には、多くの矛盾点が覆い隠されるような内容が特徴的に登場し、検察官が問題点を曖昧化させた形跡が顕著であった。</p> <p>検察官は有罪を立証するために目撃を主とする状況証拠を用意した。すなわち犯行は8月28日午後9時頃との前提の下に、両名が最寄りの布佐駅に到着する列車内、下車した駅、駅から被害者宅までの道のりの中で、複数の目撃証人がいるとして、それぞれ関係人の供述を得て有罪立証のために利用した。さらに、公判が始まってしばらくして後に、犯行現場の家の前に両名がいるのを目撃したという証言内容がおかしな目撃証人を突然に登場させた。</p> <p>弁護士は自白の問題点、目撃証言の信用性等を争ったが、水戸地裁土浦支部は簡単な理由の下に強盗殺人を認定し、無期懲役に処した。</p> <p>高裁も同様であり、最高裁は異例とも言える長文の理由を付し、「自白を離れて被告人両名が犯人であることを推認することのできる証拠が存し」、「あらゆる角度から慎重に全証拠を検討した…数々の証拠は自白を補強するに足るものであり、かつ、自白を離れて犯罪事実を立証しうる状況証拠となる」、「被告人両名が真犯人であることにつき合理的な疑いをさしはさむ事実及び証拠を発見することができなかった」と判示した。</p>																
④裁判の経過	<table border="0"> <tr> <td>1967(S42). 8.30</td> <td>事件発覚</td> </tr> <tr> <td>1967(S42).12.28</td> <td>強盗殺人で起訴</td> </tr> <tr> <td>1970(S45).10. 6</td> <td>第一審 水戸地裁土浦支部 無期懲役判決（藤岡学裁判長）</td> </tr> <tr> <td>1973(S48).12.20</td> <td>控訴審 東京高裁 控訴棄却（吉田信孝裁判長）</td> </tr> <tr> <td>1978(S53). 7. 3</td> <td>上告審 最高裁 上告棄却決定（大塚喜一郎裁判長）</td> </tr> <tr> <td>1983(S58).12.23</td> <td>第1次再審請求申立て</td> </tr> <tr> <td>1987(S62). 3.31</td> <td>水戸地裁土浦支部 再審請求棄却決定（榎本豊三郎裁判長）</td> </tr> <tr> <td>1988(S63). 2.22</td> <td>東京高裁 即時抗告棄却決定（小野幹雄裁判長）</td> </tr> </table>	1967(S42). 8.30	事件発覚	1967(S42).12.28	強盗殺人で起訴	1970(S45).10. 6	第一審 水戸地裁土浦支部 無期懲役判決（藤岡学裁判長）	1973(S48).12.20	控訴審 東京高裁 控訴棄却（吉田信孝裁判長）	1978(S53). 7. 3	上告審 最高裁 上告棄却決定（大塚喜一郎裁判長）	1983(S58).12.23	第1次再審請求申立て	1987(S62). 3.31	水戸地裁土浦支部 再審請求棄却決定（榎本豊三郎裁判長）	1988(S63). 2.22	東京高裁 即時抗告棄却決定（小野幹雄裁判長）
1967(S42). 8.30	事件発覚																
1967(S42).12.28	強盗殺人で起訴																
1970(S45).10. 6	第一審 水戸地裁土浦支部 無期懲役判決（藤岡学裁判長）																
1973(S48).12.20	控訴審 東京高裁 控訴棄却（吉田信孝裁判長）																
1978(S53). 7. 3	上告審 最高裁 上告棄却決定（大塚喜一郎裁判長）																
1983(S58).12.23	第1次再審請求申立て																
1987(S62). 3.31	水戸地裁土浦支部 再審請求棄却決定（榎本豊三郎裁判長）																
1988(S63). 2.22	東京高裁 即時抗告棄却決定（小野幹雄裁判長）																

# 第1章 刑事再審の現在

	<p>1992(H4).9.9 最高裁 特別抗告棄却決定(大堀誠一裁判長)</p> <p>1996(H8).11.6~8 兩名仮釈放</p> <p>2001(H13).12.6 第2次再審請求申立て</p> <p>2005(H17).9.21 水戸地裁土浦支部 再審開始決定決定(彦坂孝孔裁判長)</p> <p>2008(H20).7.14 東京高裁 検察官即時抗告棄却決定(門野博裁判長)</p> <p>2009(H21).12.14 最高裁 検察官特別抗告棄却決定(竹内行夫裁判長)</p> <p>2010(H22).7.9 再審公判開始</p> <p>2011(H23).5.24 水戸地裁土浦支部 再審無罪判決宣告(神田大助裁判長)</p>
<p>⑤確定審の裁判所の判断</p>	<p>① 兩名はアリバイの主張をするが、犯行現場に至る途中で兩名をそれぞれ目撃した人物が多数いる。また、目撃者が目撃をした日は、常磐線我孫子駅と柏駅との間において発生した列車の脱線事故の翌日であるとの記憶によるものであることが認められ、信用できる。</p> <p>② 別件逮捕による違法な捜査は行われていなかった。</p> <p>③ 兩名の取調べについては、強制、拷問もしくは脅迫が行われた形跡は全く認められず、不当に長く抑留もしくは拘禁された後の自白と言うことも出来ず、さらに、兩名はいずれも自ら進んで任意に強盗殺人事件について自白をした。自白調書には任意性が備わっている。</p> <p>④ 捜査官が取調べにおいて誘導したり、事実を認めれば死刑を免れるなどして自白を得た経過は認められず、自白調書には信用性が備わっている。</p> <p>⑤ 兩名の自白調書の供述内容は具体的かつ詳細であるばかりでなく、多くの関係証人の供述部分に合致するので信用性が認められる。</p>
<p>⑥主要な新証拠の内容</p>	<p>第2次再審請求審での新証拠は総計で130点以上に及んだ。</p> <p>水戸地裁土浦支部の再審開始決定の論理、再審開始判断につながった新証拠は凡そ次のようなものであった。</p> <p>① まず、兩名の殺害自白に着目し、新旧証拠を検討し、検察官申請の三澤証人による鑑定内容は新証拠である木村鑑定(原審の認定した扼頸の痕跡はなく、絞頸の痕跡をむしろ認め得るとの内容)の信用性を減殺できないとした。</p> <p>② 殺害の順序としては被害者の口にパンツ様のものを押し込んだ後に頸部の圧迫行為があったのか、それとも頸部圧迫により死亡したか抵抗力を失った後に口中にパンツが押し込まれたのかという争点について、三澤鑑定人の意見は、後者の意見を述べた木村鑑定人の意見を減殺するものではないとした。</p> <p>③ 確定審において提出されていた録音テープとは別の10月17日録音のテープは、録音時間と再生時間の間に齟齬があり、録音途中の櫻井氏の変更自白は櫻井自白を了知した取調官の誘導の可能性があるところ、確定審で取り調べられた2本の録音テープは取調内容を総ざらいしたものであり、秘密の暴露もなく、結局3本の録音テープは自白の信用性を補強するものではない。</p> <p>④ また10/17テープが存在しないことを確定審で何度も互り証言した捜査官の証言が偽証であることを認めた。</p> <p>⑤ 自白によれば、兩名は殺害後8畳間と4畳間のガラス戸を偽装工作の目的のために取り外しにかかったが外れないので杉山氏がガラス戸下部を蹴ったらガラスが割れ落ちたとの自白をしているが、新井実験報告書によれば8畳間からガラス戸下部に何らかの外力が加えられガラス戸上部の二枚のガラスが割れ、西側ガラス戸は4畳間に倒れ込みガラスが割れたとの合理的疑いを容れる余地がある。</p> <p>⑥ またガラス戸のホゾ折れは、面外方向に曲げるなどの大変形をもたらす契機が必要で、再現ビデオで人が衝突した際に上のガラスが割れているので格闘による可能性も十分あるとした。</p> <p>⑦ 現場には指紋は全くないところ、弁護団作成の指紋にかかる実験報告書によれば、同環境下で櫻井氏の指紋が検出されているところ、指紋がないことが犯人であることを否定するものではないにしても、自白の信用性に疑いを生じさせるとした。</p> <p>⑧ 二通の毛髪鑑定書によれば、犯行現場には請求人らの毛髪が採取されていないことが明らかであるが、第三者の毛髪が8本のうち5本あったこと、対照不能の指紋が多数あったことその</p>

	他の事情から自白は裏付けを欠いており第三者が存在していた可能性を指摘した。
⑦再審の経過	<p>紙幅の関係で、第1次再審請求分については省略する。以下は第2次再審請求にかかる経過である。</p> <p>① 進行協議など</p> <p>ア 水戸地裁土浦支部（再審開始決定）</p> <p>第2次再審申立ての3か月後の平成14年3月8日に進行協議が開催された。弁護団は継続的な進行協議を開催すること、検察官に証拠開示をさせること、請求人の同席を認めること等を要望した。進行協議期日は3回を数えた。その他弁護人が裁判官に面会したのは4回を数えた。</p> <p>イ 東京高裁（検察官の即時抗告）</p> <p>即時抗告審においては、進行協議期日は18回を数えた。</p> <p>ウ 最高裁（検察官の特別抗告）</p> <p>最高裁に対しては調査官面会を7回求めたが、最高裁はいずれも面会を拒絶した。</p> <p>② 書面、新証拠の提出など</p> <p>土浦支部での審理では、理由補充書を8通、意見書を5通出した。その他証拠評価に関する意見書、証拠開示に関する意見書なども出した。証拠開示要請書は15通出した。</p> <p>東京高裁では理由補充書を3通、証拠開示要請書は3通、総括意見書等を出した。</p> <p>最高裁では検察官の特別抗告理由書に対する反論書を2通提出し、証拠開示請求も更に続けた。</p> <p>その他折りを見て証拠開示にかかる意見書も複数出した。</p> <p>証拠開示要請については、検察官はいずれも不見当なる回答、証拠漁りであるとする回答が多く、証拠開示に消極的であったが、開示要請を重ねるに連れ応答するようになり、死体検案書、死体写真、櫻井の取調状況録音テープ、目撃証人等の供述調書、毛髪鑑定書、証拠物（口詰めパンツ、足締めワイシャツ、缶詰、便所の棧等）の開示、その他関係人の供述調書・捜査報告書等が開示された。</p> <p>③ 弁護団は、全論点について詳細な理由補充書を出し続け、また新証拠は全争点に亘りもれなく対置するように尽力した。</p> <p>④ 事実調べ</p> <p>土浦支部では、鑑定意見書を作成した木村鑑定人、検察官申請の三澤鑑定人、ガラス戸破損にかかる河合鑑定人らの証人尋問がなされた。尋問が終了したら直ちに尋問内容についての理由補充書を提出した。</p> <p>東京高裁では医師の佐藤鑑定人、裁判所選任で医師の高取鑑定人、録音テープ内容等の解析人の中田証人などへの事実調べがなされた。</p> <p>⑤ 土浦支部での審理は4年半、即時抗告審での審理は3年弱、特別抗告審での審理は1年5か月ほどであった。</p> <p>⑥ 理由補充書その他の書面、証拠開示要請書は機会を狙っては出し続け、その量はかなりのものになった。弁護団の勢い、積極的な姿勢を示すには大きな力を発揮したと思われる。</p>
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	<p>① 自白調書の任意性について疑義があると指摘したこと</p> <p>② 自白調書の信用性を否定したこと</p> <p>③ 取調官の証言が請求人らの陳述に比し信用性に欠けることを明らかにしたこと</p> <p>④ 拘置所から警察代用監獄へ再度移監（逆送）して取調べをしたことの疑問を呈したこと</p> <p>⑤ 自白を補強する状況証拠の証明力を限定的に慎重に検討する必要があるとしたこと</p> <p>⑥ 取調官が行った取調べにかかる恣意的な録音を認めたこと</p> <p>⑦ 取調官の偽証を認定したこと</p> <p>⑧ 開示証拠が有用であること</p>
⑨最近のトピック	布川事件は再審公判で無罪判決が宣告されて早8年が経過した。もう一昔前の事件になってしまったという印象を持つ。



弁護団の何人か（小高丑松元団長、柴田五郎元事務局長、その他の方々）は鬼籍に入ってしまった。また請求人の杉山氏は平成27年急逝された。

再審公判での無罪判決後、櫻井氏は国と茨城県を被告として国家賠償請求訴訟を提起し、令和元年5月27日、一部勝訴の判決が宣告された。同判決では、警察の捜査に種々の違法行為があり、確定控訴審における検察官の証拠不開示が違法行為であるとの判断が示された（東京地裁・市原義孝裁判長）。

その一方で、再審請求審における証拠不開示や再審開始決定に対する検察官抗告については、違法性を認めなかった。現在、控訴審が係属中である。

なお、布川事件旧弁護団の多くが国家賠償請求訴訟の原告訴訟代理人に就任している。

### 15 松橋事件（無罪判決確定）

### 【日弁連支援事件】

①罪名等	殺人（再審対象）等／懲役13年
②事件の概要	昭和60年1月8日熊本県下益城郡松橋町（当時）で独居していた59才の男性が自宅で殺害されていたのが発見された。死体には多数の創傷があった。被害者宅では金品物色の跡がなく、被害者の顔面、頸部に多数の刺創が集中していることから、警察は怨恨による殺害とみて、被害者の将棋仲間であり、被害者宅で同月5日に被害者と飲食をしていた知人の一人である宮田浩喜氏（当時52歳）を逮捕した。
③事件の特色	<p>本件は刃物による多数の創傷があり、被害者は多量の出血をしていた。加害者の着衣や凶器には当然血液が付着しておかしくないところ、宮田氏の着衣から血液反応は確認できず、自白で凶器とされた切出小刀の刃体や木製の握りの部分からも血液は検出されなかった。警察は握りの部分を二つに割り、刃の柄との接触部分も確認したがやはり血液の付着は確認できなかった。</p> <p>宮田氏を犯人と結びつける証拠は宮田氏の自白しかない。その自白も不自然な変遷をしている。すなわち当初は切出小刀や着用していた軍手に血が付着し、切出小刀は研ぐなどして血液を落とし、血の付いた軍手は大野川に投棄した、としていた。しかし、切出小刀から血液は検出されず、大野川の捜索を繰り返しても投棄した軍手が発見できない中で、実は血液の付着を防ぐため布を切出小刀に巻き付けていた、血の付いた布や軍手は、風呂の炊出しで焼燬した、と自白が変遷した。</p> <p>また死体の創傷の大きさと深さは、自白で凶器とされる切出小刀の形状と合致しないものがあり、より細身の刃物が実際の凶器のようにも見える。この相違が「押し下げ現象」（刃物を人体に突き刺すと組織が圧縮され（押し下げられ）、刃物を抜き組織が元の厚さに戻ると、組織に残った傷の深さは刃物の組織に実際に貫通した部分よりも深くなる現象）で説明できるのかどうかも争点となった。</p> <p>このように自白には大きな変遷があり客観的事実に合致しないように見えるところ、自白内容は犯行直前の被害者の追尾や犯行状況など詳細かつ具体的で追真性があるかのような印象を与えるものであった。</p> <p>宮田氏に対し1月8日から同月20日までの間に9日間、任意という形式で取調べが連日長時間なされた。宮田氏は否認を続けていたが、ポリグラフで反応が出たと告げられ、警察への出頭を拒否すると、警察官は宮田氏の自宅まで来て取調べを強行し、同月20日宮田氏は自白し、逮捕された。形式的には宮田氏は任意の取調べで自白したことになる。また宮田氏は第1回公判では有罪の答弁をしたが、第5回公判から再び否認に転じた。</p>
④裁判の経過	<p>1985(S60).1.8 死体発見</p> <p>1985(S60).1.20 自白、逮捕</p> <p>1985(S60).2.10 殺人で起訴</p> <p>1985(S60).3.30 銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類等取締法違反で追起訴</p> <p>1986(S61).12.22 一審 熊本地裁一審 判決（懲役13年）（荒木勝己裁判長）</p> <p>1986(S61).12.25 殺人について控訴</p>

	1988(S63). 6. 2 1988(S63). 6. 2 1990(H 2). 1.26 1999(H11). 3.26 1999(H11). 7.22 2012(H24). 3.12 2016(H28). 6.30 2016(H28). 7. 2 2017(H29).11.29 2017(H29).12. 4 2018(H30).10.10 2019(H31). 3.28	控訴審 福岡高裁 控訴棄却 (生田謙二裁判長) 上告 上告審 最高裁 上告棄却 (大内恒夫裁判長) 仮出所 刑期満了 再審請求 熊本地裁 再審開始決定 (溝國禎久裁判長) 検察官即時抗告 福岡高裁 即時抗告棄却決定 (山口雅高裁判長) 検察官特別抗告 最高裁 特別抗告棄却決定 (菅野博之裁判長) 熊本地裁 再審無罪判決 (溝國禎久裁判長)
⑤確定審の裁判所の判断	<p>被告人の自白に至るまでの取調べが自白の任意性に疑いを抱かせるほどの強制的なものであったとは認め難く、被告人の捜査段階における自白は任意性が認められる。</p> <p>被告人の公判廷における自白の任意性を疑わしめる事情は認められず、同自白も任意性が認められる。</p> <p>被告人の自白は、犯行の概略を相当具体的かつ詳細に述べており3点を除き基調となるべき部分に一貫性があり、けん銃等の不法所持など重要事実を自発的に併せて自白するなどしており、信用性が認められる。</p> <p>3点の供述の重要な変更は、被告人が観念して本当のことを言う気になったためなされたものである。</p> <p>犯行直前の被害者の追尾の自白等に秘密の暴露も存在している。</p> <p>被告人がポリグラフ検査において特異反応を示したことは自白の信用性を担保すべき事情である。</p> <p>被告人の捜査段階における自白が虚偽である旨の公判廷供述は到底信じ難い。</p>	
⑥主要な新証拠の内容	<p>① 切出小刀に巻き付けた布を切り取ったシャツが捜査段階で特定され、切り取った切れ端の部分が欠落しているとされていたところ、実は起訴後にその欠落部分に相当する切れ端を警察は押収していたことを示す切れ端シャツそのもの、押収書類並びにシャツ全体がそろっていることを示すビデオ</p> <p>② 押し下げ現象では説明できない傷と深さの創傷が存在することを示す大野曜吉教授の鑑定書</p> <p>③ 自白では致命傷は、被害者頸部の肌の露出部分を切出小刀で刺したところになっているところ、実はタートルネックの首の折り返し部分を通して刺したものであることを示す大野曜吉教授の鑑定書</p> <p>④ 犯行直前の深夜、宮田氏が被害者を追尾したとき近隣G宅の明かりがついていたとの自白が秘密の暴露とされていたところ、事件直後捜査官がすでに聴取をしていたことを示す証人の宣誓供述書</p> <p>⑤ ポリグラフ検査の質問が適切ではないなど検査結果は信頼できないとする越智啓太教授の意見書など</p>	

	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>巻き付け布①（切り取って凶器に巻き付け、犯行後焼却したと宮田氏が供述していたシャツの左袖部分）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>巻き付け布②（バラバラのシャツ片をつなぎ合わせると、完全なシャツが復元された）</p> </div> </div>
<p>⑦再審の経過</p>	<p>布を切り取ったシャツが復元され、巻き付けたとされる布が血液も付着せず残っていることは否定できず、検察官は別の布切れを巻き付けたものにすぎないと主張した。創傷と切出小刀の形状の相違については、検察官は押し下げ現象で説明できるものであり、測定誤差や身体の姿勢の相違も考慮されるべきとした。これに対して大野教授は首の右の堅い部分は指で押しても1cmも押し下げることができず、1cmを超える押し下げ現象を説明することはできないという非常に分かりやすい説明をした。</p> <p>再審開始決定は、巻き付け布と、創傷と切出小刀の形状の相違についての当方の主張を認め、自白の信用性についての疑問が生じたとして、総合評価に入った。</p> <p>この再審開始決定はほぼ弁護側の主張を認めるものであったが、G宅の明かりについての秘密の暴露の問題は、捜査側が知らなかったが、犯人ではない宮田氏が自発的に供述した可能性があるとする、弱点があった。即時抗告審では、被害者の最後の生存情報にかかわる事項であり捜査側はG宅付近を含む「追尾」がなされたとする経路で聞き込みなどを行ったはずであり、G宅の明かりは当然捜査側が知り得る情報であったこと、宮田氏はG宅以外の明かりについても供述をしていたなどの主張の補充を行った。</p> <p>抗告審の裁判長は、冒頭で検察官の意見書は長いが、布の出どころ、傷及び自白の位置付けの3点がポイントだと指摘した。検察官は布の出どころ、傷についてみるべき主張及び立証ができなかった。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>松橋再審無罪（熊本地裁前）。再審無罪判決に沸き返る支援者及び弁護団（日本国民救援会熊本県本部提供）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>松橋再審無罪（宮田氏訪問）。無罪判決の報告を受ける宮田氏。布川事件の櫻井昌司氏、東住吉事件の青木恵子氏も駆けつけた（日本国民救援会熊本県本部提供）</p> </div> </div>
<p>⑧再審が明らかにした事項・残された問題点</p>	<p>巻き付け布・被害者の着衣などの証拠物、軍手の搜索・実験に関する捜査報告書など、開示によって得られた証拠が新証拠として大きな武器となった。再審においても証拠開示は極めて重要であり、検察官に開示を義務付ける制度が必要である。</p> <p>本件では、再審開始決定に対する即時抗告等がなされたが、見るべき主張、立証はなされていない。日本の再審制度は、開始決定、再審公判という二段階からなる。無辜の救済という観点からすれば、開始決定に対する検察官の即時抗告や特別抗告、再審無罪判決に対する上訴は制限されるべきである。</p>



⑨最近のトピック	刑事補償請求（令和元年5月7日）及び刑事費用補償請求（同年7月1日）を行った。また事件の内容及びこれに対する弁護団の取組みを伝え、また批判を仰ぐためにも報告書を作成する。
----------	---

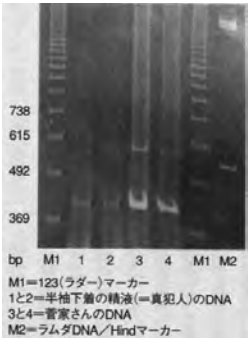
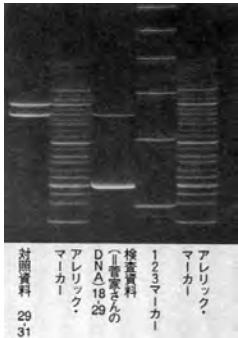
## 16 足利事件（無罪判決確定）

## 【日弁連支援事件】

①罪名等	わいせつ誘拐，殺人，死体遺棄／無期懲役
②事件の概要	<p>平成2年5月12日午後6時10分頃，栃木県足利市内にあるパチンコ店に父親と来ていたM（当時4歳）が行方不明となった。翌13日午前10時20分頃，パチンコ店から数百メートル離れた渡良瀬川河川敷の藪の中から全裸のMの死体が発見された。さらに，警察が付近捜索をしたところ，死体発見現場近くの川底からMのスカート，精液の付着した半袖下着，2枚重ねのパンツ等が発見された。</p> <p>足利市内では昭和54年と昭和59年にもそれぞれ幼女誘拐殺人事件が発生していたことから，栃木県警は事態を重視して足利市を中心に大がかりな捜査を行った。そして足利事件発生当時，市内の借家に週末だけ一人で住んでいた菅家利和氏（当時45才）を不審者として特定，菅家氏が捨てたゴミから微物を採取し，これをMの半袖下着とともに科学警察研究所（以下「科警研」という。）に送付して，両者のDNA型鑑定の結果とDNA型による異同識別の鑑定を委嘱した。</p> <p>その結果，科警研は，両者とも血液型はABO式，ルイス式で同型であり，DNA型は123ラダーマーカーを用いたMCT118型でいずれも同型の16-26型であると判定した。この鑑定結果を踏まえ，平成3年12月1日午前7時頃，栃木県警の警察官は菅家氏の借家を訪れて屋内で実質的な取調べを行い，午前8時頃には足利警察署へ同行の上，任意の取調べを続けた（ただし，実際には菅家氏に自由な退去を認めない実質的な逮捕後の取調べであった）。菅家氏は警察官による取調べの結果，同日午後10時半頃までにはMの誘拐と殺害を認め，同月2日未明に逮捕された。なお，更にその後の取調べにおいて菅家氏は以前足利市内で発生した2件の幼女誘拐殺人事件についても自らが犯人であることを認めたが，この2件の幼女誘拐殺人事件については約1年後に不起訴処分とされている。</p> <p>菅家氏は同月21日，わいせつ誘拐，殺人，死体遺棄の犯人として宇都宮地方裁判所に起訴された。</p>
③事件の特色	<p>① 初期のDNA型鑑定による犯人性の認定</p> <p>本件では，1990年代初期に科警研が採用したMCT118型法と123ラダーマーカーによるDNA型鑑定によって，犯人由来の型と菅家氏のDNA型の同一性が認められたことが，菅家氏を犯人と認定する決め手になったと，逮捕当時盛んに喧伝された。確定審も，科警研によるDNA型鑑定が信頼できるものであることを最大の理由として有罪判決を導いた。しかし，当時の科警研によるDNA型鑑定は未だ黎明期のものであって，その信頼性や評価については，当時から過大評価すべきではないとの指摘があった。弁護団が再編された確定二審以後，科警研のDNA型鑑定の証拠能力や評価について本格的に争われ，再審段階ではDNA型の再鑑定実施が最大の争点となった。</p> <p>② 捜査段階及び確定一審公判における自白の評価</p> <p>菅家氏は捜査の初期段階（取調室における取調べから10数時間後）で自白し，起訴後も一審公判の途中まで自白を維持し続けた（第6回公判で否認に転じるが第7回公判で再度認め，弁論再開後の第10回公判であらためて否認）。確定一審では，弁護人さえも，菅家氏の自白に信用性があることを前提とした審理が進められていた。捜査機関によっては暴力をともなう強い圧力の下での取調べがなされ，虚偽自白が作出されたという菅家氏の訴えが客観的にも裏付けられるのは，DNA型再鑑定によって犯人性が否定されるに至った後である。</p>
④裁判の経過	<p>1990(H2).5.12 事件発生</p> <p>1991(H3).12.1 菅家氏宅に栃木県警捜査員が来所し足利署へ同行，翌2日未明に菅家氏が自白し，逮捕</p> <p>1991(H3).12.21 宇都宮地方検察庁，菅家氏を本件で起訴</p>



	<p>1993(H5). 7. 7 1996(H8). 5. 9 2000(H12). 7.17 2002(H14).12.20 2002(H14).12.25 2008(H20). 2.13 2008(H20).12.24 2009(H21). 5. 8 2009(H21). 6. 4 2009(H21). 6.23 2009(H21).10.21 2010(H22). 3.26 2011(H23). 1.13</p>	<p>宇都宮地方裁判所で無期懲役判決（久保真人裁判長） 東京高等裁判所で控訴棄却判決（高木俊夫裁判長） 最高裁判所第二小法廷で上告棄却決定（亀山継夫裁判長） 日弁連による再審支援決定 宇都宮地方裁判所に再審請求 宇都宮地方裁判所で再審棄却決定（池本寿美子裁判長） 東京高等裁判所でDNA型再鑑定決定（田中康郎裁判長） DNA型再鑑定結果公表 千葉刑務所から菅家氏釈放 東京高等裁判所で再審開始決定（矢村宏裁判長） 宇都宮地方裁判所で再審公判開始 宇都宮地方裁判所で無罪判決（佐藤正信裁判長）、検察官の上訴権放棄により即時確定 宇都宮地方裁判所で刑事補償及び刑事費用補償決定（佐藤正信裁判長）</p>
<p>⑤確定審の裁判所の判断</p>	<p>① 宇都宮地方裁判所判決</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮地方裁判所は、平成5年7月7日、無期懲役の有罪判決を言い渡した。判決は、DNA型鑑定の一般的信頼性について、「同鑑定方法の歴史は浅く、その信頼性が社会一般により完全に承認されているとまでは評価できない」としつつも、DNA型鑑定に対する専門的な知識と技術及び経験を持った者によって適切な方法により鑑定が行われたのであれば、鑑定結果が裁判所に対して不当な偏見を与えるおそれはないとし、証拠能力が認められるとした。その上で本件DNA型鑑定については、専門的な知識と技術及び経験を持った者によって適切な方法によりDNA型鑑定が行われたと認められるから証拠能力が認められ、鑑定結果の信用性に疑問を差し挟むべき事情もうかがえず、出現頻度の数値も概ね信用できるとした。</li> <li>・自白については、捜査の初期段階から公判途中まで自白を維持し続けたこと、自白に捜査官の強制や誘導が行われたことを疑わせる事情はなく、内容は自然であって格別疑問を差し挟むべき点は認められないなどとして、信用性を認めた。</li> </ul> <p>② 東京高等裁判所判決</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一審判決後、弁護人が代わって複数の弁護人により弁護団が編成された。弁護人は、DNA型鑑定の証拠能力及び証明力について全面的に争い、科警研の技官3名の証人尋問も実施された。自白の任意性、信用性についても争われた。しかし、東京高等裁判所第4刑事部（高木俊夫裁判長）は平成8年5月9日、控訴棄却判決を言い渡した。</li> <li>・高裁判決は、MCT118法は犯罪捜査に有用な方法であるとともに一定の信頼性があり、本件DNA型鑑定を担当した技官も多数のDNA型鑑定を経験し専門的知識、技術と経験を持っているのだから、原理的にもその手法も妥当であるとした。そして、指標として123マーカを用いた型判定も、同一条件下での異同識別に十分有効な方法であり、マーカの優越は鑑定結果の信用性を否定ないし減殺するものではないとした。さらに、DNA型の出現頻度について、確かにMCT118法によるDNA型鑑定は指紋のような個人識別の決定的な方法ではなく、出現頻度も鑑定当時123マーカを用いて判定した16-26型の出現頻度（0.83%）はその後のデータ量の増加に伴い頻度の統計値が増しているが、だとしても血液型だけでなく325通り（その後3778通りとなった）という著しい多型性を示すMCT118型が一致したという事実が一つの重要な間接事実になることは否定できないとした一審判決を過大視したとは言えず、両者のDNA型と血液型が合致したことは重要な積極証拠として評価することができるとした。</li> <li>・高裁では弁護人の主張によって一審よりも詳細に自白の任意性、信用性が検討された。しかし、捜査機関が菅家氏から事情聴取をしようとする段階で暴行を加えるという事態は考え難く、DNA型が合致したという事実を告げて供述を求めたことは不当な心理的強制を加えたことにもならず、任意性は否定されないとした。そして、自白には子細な状況の描写がなされており、体験した者の供述として真実性が感じられるなどの理由で信用性を認めた。</li> </ul>	

	<p>③ 最高裁判所決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上告審で弁護人は、科警研論文において123マーカ―とアレリックマーカ―による型判定が1対1対応していないことから、123マーカ―を使った科警研鑑定による16-26型はアレリックマーカ―によれば異なる結果になる可能性があると考え、菅家氏の髪の毛を手紙に挿入して送付を受け、押田茂實日本大学教授（当時）に菅家氏のDNA型の鑑定を依頼した。その結果、科警研鑑定によれば123マーカ―で16-26型は18-30型に対応するはずだが、押田鑑定によって菅家氏のDNA型は18-30型ではなく18-29型であることが判明した。そこで弁護人は、押田鑑定の分析結果を提出し、半袖下着の保管替えとDNA型再鑑定の実施を求めた。</li> <li>・ 最高裁第二小法廷（亀山継夫裁判長）は、平成12年7月17日、弁護人による上記要求をいずれも実施することなく、「いわゆるMCT118 DNA型鑑定は、その科学的原理が理論的正確性を有し、具体的な実施の方法も、その技術を習得した者により、科学的に信頼される方法で行われたと認められる。したがって、右鑑定の証拠価値については、その後の科学技術の発展により新たに解明された事項等も加味して慎重に検討されるべきであるが、なお、これを証拠として用いることが許されるとした原判断は相当である」との職権判断を示して上告を棄却した。</li> </ul>
<p>⑥ 主要な新証拠の内容</p>	<p>① 再審請求審</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 菅家氏のDNA型は、科警研論文によれば、犯人由来のDNA型である123マーカ―で16-26型に対応するアレリックマーカ―での18-30型ではなく、18-29型であるとする押田茂實日本大学教授の検査報告書</li> <li>・ 科警研によるDNA型鑑定における電気泳動像において、犯人由来のDNA型と菅家氏のDNA型のDNAバンドの位置が同一線上にあるとは言えないという高山昌光氏作成による分析報告書</li> <li>・ 菅家氏の自白による殺害方法は被害者の死体所見と矛盾するという鈴木康夫氏及び村井達哉氏作成の鑑定書</li> </ul> <p>② 即時抗告審</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者の半袖下着から採取された犯人由来のDNA型と菅家氏のDNA型の同一性を鑑定した鈴木廣一大阪医科大学教授及び本田克也筑波大学教授の鑑定書</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>科警研鑑定の電気泳動写真 バンドの位置が同一線上になく歪んでいる</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>押田教授鑑定の電気泳動写真 バンドの位置は同一線上に揃っている</p> </div> </div>
<p>⑦ 再審の経過</p>	<p>① 再審請求審</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再審請求審で弁護人は、あらためて押田鑑定を新証拠として提出するとともに、科警研鑑定における判断の基礎資料となった電気泳動像において、半袖下着に付着した精子のDNAと菅家氏のDNAを電気泳動して現れた各DNAバンドの位置が同一線上にあるとは言えないことを立証するため、高山昌光氏作成の分析報告書（高山報告書）を提出した。また再審請求段階においてあらためて半袖下着をマイナス80度に冷凍して保管することを求めて証拠保全を求めたところ、宇都宮地方裁判所は証拠保全の必要性を認め、半袖下着は自治医科大学に冷凍保管された。さらに、弁護人は、菅家氏の自白による殺害方法と死体所見には矛盾がある</li> </ul>

として、新たに鈴木康夫氏及び村井達哉氏の鑑定書を提出し、証人尋問を請求した。

- ・宇都宮地方裁判所（池本寿美子裁判長）は、弁護人の求めたDNA型の再鑑定は実施しないとした上で、平成20年2月13日、再審請求を棄却する決定をした。その理由として、押田鑑定については、検査対象資料となった菅家氏の毛髪は東京拘置所監中に弁護人宛に郵送されたものとされているが、そもそも毛髪の採取過程の裏付けがなく資料の提出もないので、資料の同一性が認められず証拠価値は乏しいとし、高山報告書についてもその証明力は乏しいとして、いずれも明白性を否定した。また、菅家氏の自白と死体所見との矛盾という点については、扼殺方法の違いや溺水の関与を認める鈴木鑑定及び村井鑑定の結果は、いずれも確定判決の認定に合理的疑いを抱かせるものと言えないとした。



2009年6月4日、再審開始決定前に千葉刑務所から釈放

② 即時抗告審

- ・即時抗告審において、東京高等裁判所第1刑事部（田中康郎裁判長）は、DNA型再鑑定を実施する意向を示し、その後鑑定人は弁護側が本田教授、検察側が鈴木教授を推薦し、双方採用することとなった。そして平成20年12月24日、半袖下着の遺留精液と菅家氏の身体から採取する資料の二つの資料が、同一人に由来するか否か判定するための鑑定を行うと決定した。
- ・平成21年5月8日、本田鑑定人及び鈴木鑑定人の鑑定結果が弁護人、検察官にそれぞれ交付された。鈴木鑑定人の鑑定結果は、半袖下着の遺留精液付着部の布片から抽出したDNAと菅家氏のDNAとは、常染色体上の16個のSTRで14個の型が異なり、Y染色体上の16個のSTRで12個の型が異なっていたことから、同一人に由来しないというものであった。本田鑑定人の鑑定結果は、DNA検査として核DNAのうちMCT118型、Y染色体STR 8種、ミトコンドリア検査2部位等、10種の検査によって11部位の比較を行った結果、3部位でDNAが一致したものの、8部位で明らかな不一致の結果が得られたことにより、半袖下着に付着する遺留精液に由来する個人と菅家氏とが同一人である可能性はないと判断できるというものであった（なお、常染色体MCT118型部位のDNA検査による型判定で菅家氏は18-29型、半袖下着遺留精液は18-24型と判定されている）。これら両鑑定人によるDNA型再鑑定の結果は、いずれも半袖下着に付着していた犯人由来と思われるDNAと菅家氏のDNAの型は異なる、つまり菅家氏は犯人ではないということを結論付けるものであった。
- ・鑑定の結果を受けて、検察庁は6月4日、検察推薦の鈴木鑑定人の鑑定結果が刑事訴訟法第435条6号に定める無罪を言い渡すべき明らかな証拠に該当することを争わないとの意見書を裁判所に提出した。同日、検察官は刑の執行を停止するのが妥当と判断し、刑事訴訟法第442条ただし書に基づいて刑の執行を停止したことから、菅家氏は再審無罪判決を待たずに千葉刑務所から釈放された。
- ・東京高等裁判所第1刑事部（矢村宏裁判長に交代）は、平成21年6月23日、検察官は本田鑑定の信用性は争うが鈴木鑑定について信用性を争わず、鈴木鑑定のみによっても菅家氏のDNA型と半袖下着から検出されたDNA型は一致していないこと等を理由に、菅家氏が本件と犯人であると認めるには合理的な疑いが生じているとして再審開始を決定した。

③ 再審公判



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮地方裁判所において進行協議が合計3回開催された。協議の最中、菅家氏を取り調べた録音テープが存在するという朝日新聞のスクープ記事をきっかけに、検察官は、検察官による取調べ録音テープ12巻と、警察官による取調べ録音テープ3巻が存在することを認め、弁護人に開示した。また、菅家氏が自白したとされる本件とは別の2件の幼女誘拐殺人事件の供述調書も開示された。</li> <li>・平成21年10月21日、再審公判が開始された。検察官は無罪を言い渡すべきとの意見を述べた。</li> <li>・公判では、鈴木鑑定人及び本田鑑定人が証人として採用され、尋問が実施された。さらに、検察官が本田鑑定人の鑑定について異議を述べたことから、福島弘文科警研所長（当時）の証人尋問も実施された。</li> <li>・進行協議の最中に開示された検察官の取調べ録音テープの一部（4巻）が公判廷で再生された。また、当時取調べにあたった検察官の証人尋問が実施された。</li> <li>・第6回公判で検察官は無罪論告をし、菅家氏に公判廷で謝罪した。各弁護人の最終弁論と菅家氏の意見陳述で結審。</li> <li>・平成22年3月26日、第7回公判で無罪判決が言い渡された。判決は、鈴木鑑定人の鑑定結果によれば、犯人由来のDNA型と菅家氏のDNA型が異なることから、菅家氏が本件の犯人ではないことが認められるとした上で、捜査段階における科警研のDNA型鑑定には証拠能力がなく、証拠から排除するとした。そして、当時の検察官の取調べについて、公判期日の自白の証拠能力に影響は及ぼさないものの、公判の最中において拘置所で行われた取調べは違法であるとした。判決言渡し後、裁判官3人は起立して菅家氏に謝罪した。</li> </ul>
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 足利事件は、科警研による初期のDNA型鑑定（MCT118型）がえん罪を生むとともに、後に最新のDNA型再鑑定（STR型）が雪えんを果たすこととなった。そのため、DNA型鑑定をはじめとする科学的証拠の評価について、法曹の間で広く議論を呼ぶこととなった。</li> <li>② 再鑑定の重要性とともに、再鑑定を可能にするためには、鑑定資料の適切な保存、保管が必要であることが明確になった。</li> <li>③ DNA型再鑑定によって菅家氏の犯人性が否定されたことから、菅家氏の捜査段階から確定一審途中までの自白が虚偽自白であったことが客観的に自明となり、取調べ録音テープの存在とあいまって、尋問技術の改善や取調べの全過程可視化（録音・録画）の必要性を裏付ける重要なケースとなった。</li> <li>④ 取調べ録音テープや別件関連事件の供述調書など、弁護人の証拠開示によってすでに開示されていない証拠が、再審公判で存在が明らかになるまで開示されなかった。</li> </ol>
⑨最近のトピック	再審無罪判決後、菅家氏は市民団体とともに、えん罪被害者の救援運動を精力的に続けている。

## 17 東京電力女性社員殺害事件（無罪判決確定）

【日弁連支援事件】

①罪名等	強盗殺人／無期懲役
②事件の概要	<p>平成9年3月19日、東京都渋谷区にあるアパートの1室（以下「本件現場」という。）で東京電力に勤務していた女性の死体が発見された。被害者は、以前から、会社勤務の傍ら、勤務終了後に東京都渋谷区円山町界隈で深夜まで売春するという生活を続けていたが、同年3月8日夜に円山町界隈で買春客と会ったのを最後に行方が分からなくなっていた。司法解剖の結果、被害者の死因は頸部圧迫による窒息死と推定され、腔内には精液が残っており、精子の存在が確認された。また、被害者の所持品を確認したところ、被害者が財布の中に入れていたと思われる4万円がなくなっていた。したがって、被害者は、同年3月8日の深夜に本件現場で殺害され、その際、犯人が少なくとも現金4万円を奪い去ったものと考えられた。</p> <p>本件については、ネパール人のゴビンダ・プラサド・マイナリ氏（当時30歳）が犯人と疑われ、同年3月23日、別件の出入国管理及び難民認定法違反（不法残留）の容疑で逮捕された（この容</p>



## 第1章 刑事再審の現在

	<p>疑については、その後、起訴され、執行猶予付きの有罪判決を受けた。その後、同年5月20日に本件の容疑で再逮捕された。これに対し、マイナリ氏は、一貫して事件への関与を否定していたが、同年6月10日に強盗殺人罪で起訴された。</p>
③事件の特色	<p>本件では、マイナリ氏の自白その他マイナリ氏と本件事件とを結びつける直接証拠が全くなく、各種の状況証拠（間接事実）を総合して、マイナリ氏が犯人であると断定できるかどうかの問題となっている。そして、確定判決（控訴審判決）は、7つの状況証拠（間接事実）を認定した上で、これらの事実を総合してマイナリ氏を犯人と認定した。しかし、その多くは、マイナリ氏が犯人であっても矛盾しないということにとどまるか、マイナリ氏の供述が信用できないことを前提とするものである。結局のところ、確定判決は、マイナリ氏の供述が信用できないという裁判官の主観的、直観的な判断に依拠しており、その証拠構造は脆弱である。</p> <p>また、本件は、第一審で無罪判決が言い渡されたにもかかわらず、検察官の控訴によって控訴審で逆転有罪判決となっている点、しかも第一審の無罪判決によって勾留状が失効したにもかかわらず、検察官から勾留状発付の職権発動を促す申立てがなされたことを受けて、控訴審での実質的な審理が開始される前に勾留が認められている点で、特異な経過を辿っている。</p>
④裁判の経過	<p>1997(H9).3.8 事件発生</p> <p>1997(H9).6.10 起訴</p> <p>2000(H12).4.14 第一審 東京地裁 無罪判決（大淵敏和裁判長）</p> <p>2000(H12).4.18 検察官が第一審判決に対して控訴</p> <p>併せて、東京地裁に対して勾留状発付の職権発動を要請（東京地裁は職権発動せず）</p> <p>2000(H12).4.19 検察官が東京高裁に対して勾留状発付の職権発動を要請（東京高裁は職権発動せず）</p> <p>2000(H12).5.1 検察官が東京高裁（係属部）に対して勾留状発付の職権発動を要請</p> <p>2000(H12).5.8 東京高裁（係属部）、マイナリ氏に対して勾留状を発付（高木俊夫裁判長）</p> <p>2000(H12).5.19 勾留決定に対する異議申立棄却（高橋省吾裁判長）</p> <p>2000(H12).6.27 異議申立棄却決定に対する特別抗告棄却（裁判官2名の反対意見あり）（藤井正雄裁判長）</p> <p>2000(H12).12.22 控訴審 東京高裁 原判決破棄、無期懲役判決（高木俊夫裁判長）</p> <p>2003(H15).10.20 上告審 最高裁 上告棄却決定（藤田宙靖裁判長）</p> <p>2003(H15).11.4 異議申立棄却（藤田宙靖裁判長）</p> <p>2005(H17).3.24 再審請求</p> <p>2012(H24).6.7 請求審 東京高裁 決定 再審開始決定、刑の執行停止決定（小川正持裁判長）</p> <p>検察官が再審開始決定に対して異議申立て、刑の執行停止決定に対して「異議及び裁判の執行停止の申立て」、請求審裁判所（東京高裁）に対して刑の執行停止決定の執行停止を求める職権発動の申立て</p> <p>ただし、刑の執行停止決定に対する執行停止はなされなかったことから、マイナリ氏は同日、釈放され、同年6月15日、ネパールに帰国した。</p> <p>2012(H24).7.31 異議審 東京高裁 決定 再審開始決定、刑の執行停止決定に対する異議申立てをいずれも棄却（八木正一裁判長）</p> <p>2012(H24).11.7 再審公判 東京高裁 判決 確定第一審の無罪判決に対する検察官の控訴を棄却（小川正持裁判長）</p>
⑤確定審の裁判所の判断	<p>① 第一審判決（無罪判決）は、本件現場の便器内に残されていた Condom 内の精液や、被害者の右肩付近から発見された陰毛4本のうち1本について、血液型やDNA型がマイナリ氏と一致することなどから、マイナリ氏が犯人である疑いは濃厚であるとした。</p> <p>しかし、その一方で、マイナリ氏は、平成9年2月25日から同年3月2日頃までの間に本件現場で被害者と性交し、その後、便器に Condom を捨てたと供述しているところ、この供述</p>

	<p>によれば、上記の事実を合理的に説明でき、その供述を明らかな虚偽と断定することはできないとした。</p> <p>さらに、マイナリ氏を犯人とするには合理的に説明できない疑問点として、4つの疑問点を指摘した。</p> <p>このように、第一審判決は、マイナリ氏が犯人である疑いを指摘しつつも、なお合理的な疑いを差し挟む余地があるとして、「疑わしきは被告人の利益に」との刑事裁判の鉄則に従い無罪判決を言い渡した。</p> <p>② これに対し、控訴審判決（有罪判決）は、以下の7つの間接事実を総合すると、マイナリ氏が犯人であると認められるとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件現場で発見された陰毛のミトコンドリアDNA型がマイナリ氏と一致したこと</li> <li>・本件現場の便器から発見されたコンドーム内の精液のDNA型とABO式血液型がマイナリ氏と一致したこと</li> <li>・コンドーム内の精液が発見・採取されるまでの経過時間については、事件後約10日と考えても矛盾はなく、不自然ではないこと</li> <li>・「2月25日から3月2日頃までの間に本件現場で被害者と性交し、その後、便器にコンドームを捨てた」というマイナリ氏の供述が信用できないこと</li> <li>・本件現場付近でアベックを目撃した者の目撃供述は信頼性が高く、事件当日、本件現場前で目撃者に目撃されたのがマイナリ氏であっても不審はないこと</li> <li>・マイナリ氏が事件当日の午後11時30分頃に被害者と連れだって本件現場に入ることは、時間的、場所的に十分可能であり、不審はないこと</li> <li>・被害者が本件現場に売春客を連れ込み、あるいはマイナリ氏以外の男性が被害者を本件現場に連れ込むことは、およそ考え難い事態であること</li> </ul> <p>また、第一審判決が指摘した4つの疑問点をいずれも排斥した。もっとも、被害者の定期券入れの発見場所について、どうしてそのような場所で発見されたかについては、証拠上判然とせず、未解明のままといわざるを得ないとしたが、これが明らかでないからといって、それゆえにマイナリ氏と本件との結び付きが疑わしいということにならないことは、本件証拠に照らして見やすい道理であるとした。</p>
<p>⑥主要な新証拠の内容</p>	<p>① コンドーム内の精液の発見採取時までの経過時間に関する新証拠（その1）          押田茂實教授の鑑定書1（精液が便器内にあったことによる精子の頭部と尾部の分離速度への影響の有無）、鑑定書2（時間の経過による精子頭部の形状の変化の有無）          ※ これらは、確定前の上告審段階にて提出されていたものである。</p> <p>② コンドーム内の精液の発見採取時までの経過時間に関する新証拠（その2）          森田重光教授・柏崎直巳教授の鑑定書（便器内溜水における大腸菌等の経時変化）</p> <p>③ 手帳の記載内容に関する新証拠          買春客の供述調書</p> <p>④ 目撃者の目撃供述に関する新証拠          巖島行雄教授の鑑定書</p> <p>⑤ 被害者とマイナリ氏以外の男性が本件現場において性交した可能性に関する新証拠          鈴木廣一教授の鑑定書、科捜研法医研究員作成の鑑定書</p>
<p>⑦再審の経過</p>	<p>① 請求審では、弁護団は、再審請求とともに新証拠①を提出し、その後、新証拠②～④を順次提出するとともに、証拠開示命令の申立てを行い、三者協議の場でも、検察官に対し、本件で実施された全てのDNA型鑑定の内容と鑑定資料残部の保管状況を明らかにするよう求めた。これを受けて、裁判所も、検察官に対して、「将来、鑑定技術が進歩してDNAに関する資料から新たな情報を得られるようになったとしても、資料が適切に保管されていなければ鑑定を実施することができず、資料の保管に関して責任問題となりかねない」として、DNA型鑑定の実施状況及び鑑定資料の保管状況の報告を求めた。</p> <p>そうしたところ、検察官から、ショルダーバッグ、コンドーム、コンドーム内の精液及び本</p>


	<p>件現場に残された陰毛のほか、被害者の膣内容物（精液）を付着させたガーゼ片が保管されているとの回答があった。そして、この回答を受けて、弁護団がこれらの証拠物についてDNA型鑑定の実施を求めたところ、裁判所も、「いつまでも証拠物を保管しておくわけにもいかないから、STR法によるDNA型鑑定を実施してはどうか」として、上記の証拠物を含め、警察で保管されていた証拠物についてDNA型鑑定を実施するよう強く求めたため、検察官の囑託によってDNA型鑑定が実施されることとなった。</p> <p>DNA型鑑定の結果は、被害者の膣内容物（精液）から被害者を含む2人分のDNA型が検出され、被害者以外のもう一人のDNA型は、マイナリ氏以外の第三者（男性）のものであり（以下「X」という。）、かつ、それは現場で発見された陰毛（本件陰毛）のDNA型と一致するというものであった。また、検察官からは、被害者の身体（口唇周囲、左乳房周囲及び右乳房周囲）に付着した唾液の血液型がO型であること（これはマイナリ氏とは異なり、Xの血液型と一致する。）を示す鑑定書も新たに開示された。当該各鑑定書（新証拠⑤）からは、被害者が事件当夜、本件現場において、Xと性交したと考えるのが自然であり、「被害者が本件現場に売春客を連れ込み、あるいはマイナリ氏以外の男性が被害者を連れ込むことは、およそ考え難い事態である」とした確定判決の認定は、もはや維持することができなくなった。</p> <p>② 再審開始決定は、上記のDNA型鑑定の結果や新たに開示された鑑定書（新証拠⑤）によれば、Xが本件現場で被害者と前戯をして性交し、その後、被害者を殴打して出血させ、その血液を被害者のコート左肩背面部に付着させたのが自然といえるような（少なくともその可能性を否定できないような）状況を示しているとの見方を排斥できず、確定審の審理においてこれらの新証拠が提出されていたならば、マイナリ氏が被害者を殺害して現金約4万円を強取したとの有罪認定には到達し得なかったと判断した。</p> <p>そして、異議審決定も、再審開始決定の判断を是認した。</p> <p>③ 検察官は、上記のDNA型鑑定の結果が明らかになった途端、新たな証拠物の存在を明らかにして、追加のDNA型鑑定を実施していたが、再審開始決定の確定後も、検察官は、新たなDNA型鑑定を実施しており、再審公判において有罪立証を行う可能性もあった。しかし、DNA型鑑定の結果、被害者の爪片からも、XのDNA型が検出されたことが明らかとなった。このことから、被害者がXから暴行を受けたときに、これに抵抗するため、Xを掴んだり、引っ掻いたりしたときに、被害者の爪にXの表皮などが付着したと強く推認され、もはや従前の検察官の主張が成り立たないことが明らかとなった。</p> <p>そのため、弁護団は、確定第一審の無罪判決が正しく、これに対する検察官の控訴が誤りであったことを認めさせ、マイナリ氏の無罪を早期に確定させるために、検察官に対して控訴の取下げを求めた。しかし、検察官は、マイナリ氏は無罪であるとの意見を述べるにとどまり、控訴の取下げは行わなかった。</p> <p>④ 再審判決は、再審公判において新たに取り調べられた証拠の内容から導かれる事実については、再審開始決定と概ね同内容の事実を認定している。その上で、確定第一審判決がマイナリ氏を犯人と認めるには合理的な疑問を差し挟む余地が残されているなどとして指摘していた点を検討し、再審公判の事実取調べの結果に照らせば、確定第一審判決が指摘する結論の多くはいずれも正当として是認できると判示した。このことは、そもそも新証拠がなくても、「合理的疑い」があるとして無罪判決を言い渡した確定第一審の判断が正当であったこと、逆に言えば、検察官の控訴や確定判決が誤っていたことを明確に示すものと言える。</p> <p>⑤ 再審判決の言渡後、マイナリ氏は、刑事補償及び費用補償の請求を行い、刑事補償及び費用補償を受けた。</p>
<p>⑧再審が明らかにした事項・残された問題点</p>	<p>① 証拠開示の重要性（確定審段階で十分な証拠の開示がなされなかったこと、再審段階での証拠開示が裁判所の裁量に委ねられていること）</p> <p>② 捜査機関が収集した鑑定資料を後日、鑑定が実施できるような状態で適正に保管し、これを弁護側も利用できるような制度の必要性</p> <p>③ 無罪判決に対する検察官上訴と無罪判決後の再勾留の不当性</p>



	④ 「疑わしきは被告人の利益に」の原則の空洞化
⑨最近のトピック	<p>マイナリ氏は、再審によって無罪判決が確定してから5年が経過した平成29年11月7日、妻ラダさんとともに来日した。同月8日には、日弁連会長を表敬訪問して、再審請求支援への謝意を伝えるとともに、翌9日には、市民団体の主催で開催された「くり返すな冤罪！ 市民集会」に参加し、「二度と同じようなえん罪を作らないようにしてほしい」と訴えた。</p>  <p>市民集会でえん罪撲滅を訴えるマイナリ氏夫妻 (日本国民救援会提供)</p>

## 18 東住吉事件（無罪判決確定）

## 【日弁連支援事件】

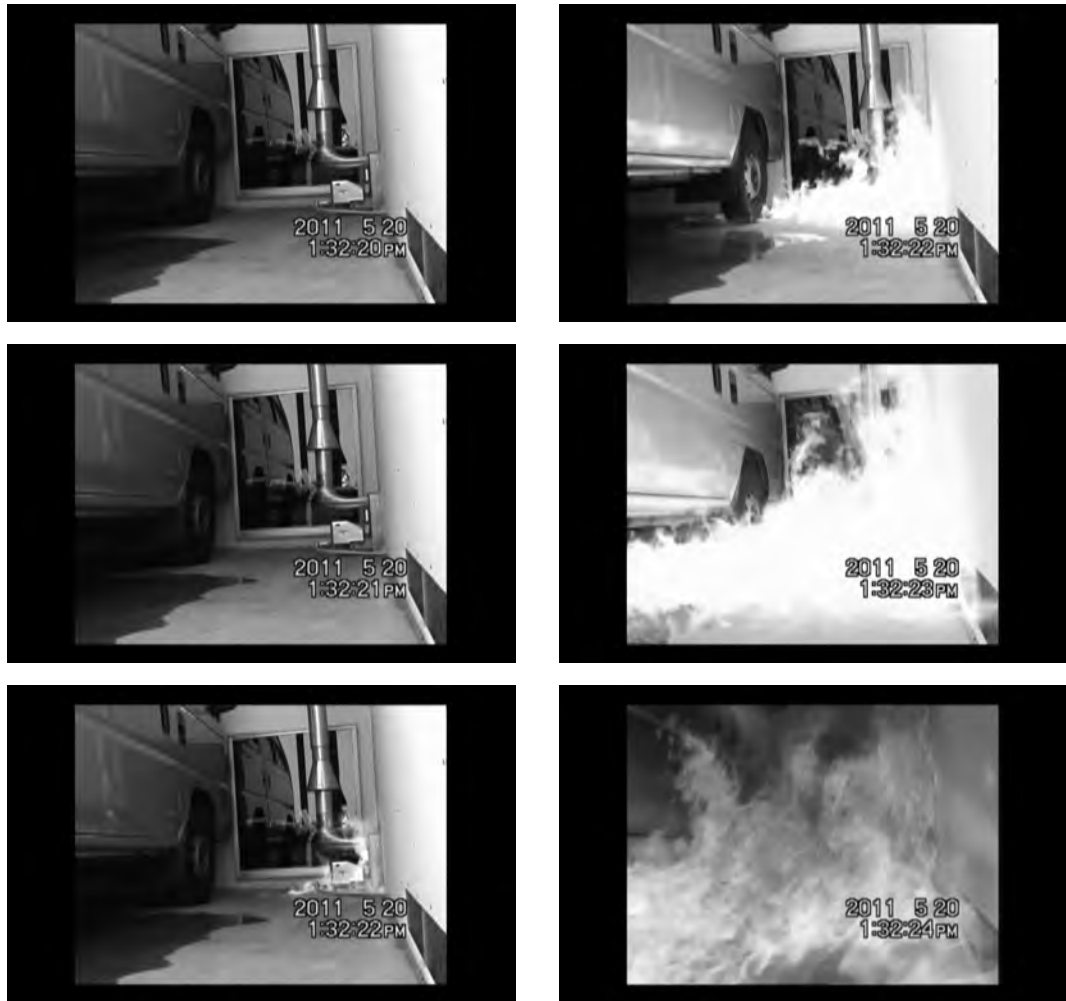
①罪名等	現住建造物等放火，殺人及び詐欺未遂／無期懲役	
②事件の概要	<p>平成7年7月22日午後4時50分頃，朴龍皓氏（当時29歳）及び青木恵子氏（当時31歳）らが生活していた大阪市東住吉区内の自宅において火災が発生し，小学6年生の女兒（青木氏の前夫との子）が焼死した。</p> <p>警察は，朴氏及び青木氏が共謀の上，被害女兒に掛けていた保険金を得る目的で放火殺人を行ったものと判断した。そして，同年9月10日，朴氏及び青木氏は任意同行の名目で連行され，違法な取調べによって，両名とも一旦は犯行を自白するに至った。</p> <p>しかし，朴氏及び青木氏は，そもそも本件火災は放火によるものではなく，車庫内に駐車していた車両から漏れ出たガソリン蒸気が風呂釜の種火に引火して発生した火災事故であると主張しており，犯人性はもとより，事件性そのものを争った。</p>	 <p>火災が発生した ガレージ内の状況</p>
③事件の特色	<p>本件火災が朴氏の放火によるものであることを示す物的証拠は何一つ存在せず，直接証拠としては朴氏及び青木氏の捜査段階における自白があるだけである。しかし，朴氏の自白は，内容が不自然，不合理である上，変遷も著しく，秘密の暴露もなく，青木氏の自白とも矛盾している。</p> <p>特に，放火方法について言えば，朴氏の自白では「ガソリン約7.3ℓを車庫の床面に撒き，ライターに火をつけてガソリンに近付けたところ，着火した」とされている。しかし，そのような方法で放火を行った場合，点火者である朴氏が火傷を負わないことはあり得ない。また，それだけ大量のガソリンが着火した場合，酸素不足によって大量の黒煙が発生するはずであるが，本件火災の目撃者はそのような黒煙を見ておらず，当時の火災状況とも矛盾する。さらに，火災発生当時，風呂釜の種火がついており，朴氏が約7.3ℓのガソリンを撒き切るまでに，気化したガソリンが風呂釜の種火に引火するため，そもそも朴氏がライターで点火することは不可能である。</p>	
④裁判の経過	<p>1995(H7).7.22 事件発生 (朴氏の確定審の経過)</p> <p>1999(H11).3.30 第一審 大阪地裁 無期懲役判決 (川合昌幸裁判長)</p> <p>2004(H16).12.20 控訴審 大阪高裁 控訴棄却判決 (近江清勝裁判長)</p> <p>2006(H18).11.7 上告審 最高裁 上告棄却判決 (上田豊三裁判長)</p>	



## 第1章 刑事再審の現在

	<p>2006(H18).11.24 判決訂正申立棄却 (青木氏の確定審の経過)</p> <p>1999(H11). 5.18 第一審 大阪地裁 無期懲役判決 (毛利晴光裁判長)</p> <p>2004(H16).11. 2 控訴審 大阪高裁 控訴棄却判決 (白井万久裁判長)</p> <p>2006(H18).12.11 上告審 最高裁 上告棄却判決 (津野修裁判長)</p> <p>2006(H18).12.22 異議申立棄却 (再審の経過)</p> <p>2009(H21). 7. 7 朴氏が再審請求</p> <p>2009(H21). 8. 7 青木氏が再審請求</p> <p>2011(H23). 6.16 両名の再審請求事件を併合</p> <p>2012(H24). 3. 7 大阪地裁 再審開始決定 (水島和男裁判長)</p> <p>2012(H24). 3.12 検察官から即時抗告の申立て</p> <p>2012(H24). 3.29 大阪地裁 刑の執行停止決定 (水島和男裁判長)</p> <p>2012(H24). 4. 2 大阪高裁 刑の執行停止決定の取消決定 (米山正明裁判長)</p> <p>2012(H24). 9.18 最高裁 刑の執行停止決定の取消決定に対する特別抗告棄却 (大谷剛彦裁判長)</p> <p>2015(H27).10.23 大阪高裁 即時抗告棄却決定 (米山正明裁判長) 大阪高裁 刑の執行停止決定 (米山正明裁判長)</p> <p>2015(H27).10.26 大阪高裁 刑の執行停止決定に対する異議申立棄却 (中谷雄二郎裁判長) 朴氏, 青木氏 釈放</p> <p>2016(H28). 8.10 再審公判 大阪地裁 無罪判決 (西野吾一裁判長)</p>
⑤確定審の裁判所の判断	<p>① 本件火災の原因については、人為的原因 (放火, 失火), 風呂釜の種火からの引火, 自動車からの自然発火が想定されるが、朴氏による放火以外の可能性は極めて低い。 なお、風呂釜の種火からの引火については、本件火災後も風呂釜には異常はないし、仮に車庫内に駐車していた車両からガソリンが漏れたとしても、風呂釜と車両の位置関係からいって、そのガソリンに風呂釜の種火が引火することは不可能である。</p> <p>② 朴氏及び青木氏の捜査段階における自白には任意性がある (違法な身柄拘束や取調べは認められない)。</p> <p>③ 朴氏及び青木氏の捜査段階における自白には信用性がある。</p> <p>④ 青木氏の確定判決は、朴氏及び青木氏が車庫内での出火という場に直面しながら、火災の拡大に対する速やかな対応をしているとは認め難く、風呂場にいる被害女兒が逃げ遅れて死に至ることを回避しようという積極的な姿勢もうかがわれないことを指摘し、朴氏が本件火災の原因となる放火をし、これについて青木氏が何らかの関与をしている疑いが強いとしている。</p>
⑥主要な新証拠の内容	<p>① ガソリンを満杯にした場合に車両からガソリンが漏出する可能性があることを示す新証拠 伊藤昭彦教授の鑑定意見書, 米国の火災原因調査の専門家の意見書, 本件車両と同型の車両からガソリン漏れが生じた事例 (ガソリン漏れが生じている状況を記録化), 全国のガソリンスタンドに対するアンケート調査結果, 石濱正男教授の意見書</p> <p>② 車両から漏出したガソリンが風呂場の種火に近い位置で気化した場合に引火することを示す新証拠 伊藤昭彦教授の鑑定意見書, 米国の火災原因調査の専門家の意見書, 米国消費者製品安全協会職員の意見書</p> <p>③ 朴氏の自白による放火方法が現実的にはあり得ないことを示す新証拠 (模擬車庫を築造した燃焼再現実験) 小山町旧実験 (着火者が重度の火傷を負わずにすむことはあり得ない。), 小山町新実験 (ガソリンを撒いている間に気化ガソリンが風呂場の種火に引火する。)</p> <p>④ 朴氏の自白による放火方法によれば、車両下床面に置いた給油ポンプが残存する (これは、本件火災後、車庫内から給油ポンプが発見されていないことと矛盾) ことを示す新証拠</p>

伊藤昭彦教授の鑑定意見書， 小山町旧実験， 小山町新実験



小山町新実験の状況

⑦再審の経過

① 再審開始決定は，朴氏及び青木氏と本件犯行とを結びつける直接証拠は両名の自白だけであり，新証拠によって両名の自白（特に朴氏の自白）の信用性が揺らげば，確定判決の有罪認定も動揺する関係にあるとした。

そして，朴氏の自白に基づく放火方法による燃焼再現実験（小山町新実験，平成23年5月20日）を中心に両名の自白を検討したところ，朴氏の自白は放火方法という核心部分において科学的見地から不自然不合理な内容であり，本件火災の客観的状況ともそぐわないものである上，確定審において信用性を補強するとされていた事実が揺らいだことが明らかとなり，その信用性は大幅に減殺されたとした。

その上で，朴氏の自白を再検討すると，青木氏との共謀や本件犯行の動機，殺害方法の選択といった重要部分について不自然不合理な点を多く含み，変遷が認められる一方，信用性を高度に保障するような客観的裏付けもないとして，その信用性を否定した。また，朴氏の自白と符合することを主な理由として信用性が認められていた青木氏の自白についても，信用性を否定した。

② 即時抗告審決定は，確定判決は，自白の証拠価値の検討判断に入る前に，客観的な事実関係を踏まえて，本件火災の原因，特に自然発火の可能性について検討判断を行っており，本件火災の原因として失火や第三者による放火等は除外されるから，朴氏による放火と自然発火は理論的に表裏一体の関係にあるとした。そして，ガソリン漏出の可能性が否定される場合には，

	<p>風呂釜種火からの引火可能性が認められても本件火災が生じることは考えられないとして、ガソリン漏出の可能性の点も更に検討した上、自然発火の可能性がどの程度のものであるかを吟味し、その結果も踏まえて朴氏の自白の信用性を判断することとした。</p> <p>ガソリン漏出の可能性については、給油口からガソリンが漏出した車両の見分結果、給油口からのガソリン漏出の機序や要因について説明した石濱正男教授の意見書及び証言、即時抗告審で新たに開示された証拠（朴氏が本件火災直前に給油したガソリンスタンドの店員などに対する事情聴取結果報告書）などを検討した結果、本件車両について、少なくとも100mlから300ml程度に近い量の液体ガソリンが給油口から漏出した可能性は、相当の根拠があるものとして認めることができ、風呂釜の種火から液体ガソリン及び気化したガソリン蒸気に引火し、少しずつの漏出であるため当初は大きく炎上しないものの、燃焼を続けて燃料タンクが加熱されること等により大規模火災に発展することが十分考えられるとした。そして、このような想定は、本件火災について認められる客観的な燃焼状況・焼損状況に整合しており、給油キャップが完全に締まっていなかった可能性や、本件火災前に給油口から液体ガソリンが漏出したことをうかがわせる痕跡があることなどの車両状況も存在することから、本件火災の原因として自然発火の可能性は具体的に現実性があるとした。</p> <p>また、朴氏の自白の信用性については、即時抗告審において実施された新たな燃焼実験（小牧実験、2013年5月27日～29日）の結果も踏まえて、朴氏の自白の信用性を否定した原決定の判断を正当として是認した。さらに、即時抗告審において新たに開示された証拠（捜査官作成の報告書及び取調日誌）を検討したところ、朴氏及び青木氏の自白の採取過程に問題があり、その任意性・信用性判断に影響を与える可能性を指摘した。</p> <p>③ 再審開始決定の確定後、検察官は、本件車両等の搜索差押えの請求を行ったことなどから、再審公判において有罪立証を行う可能性もあったが、最終的には有罪立証は行わないこととなった。ただし、検察官は、再審公判では、裁判所に対してしかるべき判断を求めるのみで、無罪の論告は行わなかった。</p> <p>再審無罪判決は、本件車両からのガソリン漏出の可能性等に関する各種実験の結果や本件火災初期の状況を目撃した近隣住民の供述、本件車両の焼損状況等を考慮すると、給油口から漏出したガソリンに風呂釜の種火が引火し、本件火災に至ったという自然発火の可能性は、抽象的・非現実的なものにとどまらないとした。さらに、取調状況に関する警察官作成の当時の捜査資料や取調官の供述には明らかに虚偽を述べていると認められる部分があることに照らせば、朴氏及び青木氏に対しては、逮捕当初から過度の精神的圧迫を加える取調べ等が行われ、虚偽の自白をせざるを得ない状況に陥ったとの疑いがあるとして、両名の自白の証拠能力を否定した。そして、その余の証拠からは、自然発火の可能性が合理的な疑いとして認められるとして、無罪判決を言い渡した。</p> <p>④ 無罪判決の言渡後、朴氏及び青木氏は、刑事補償及び費用補償の請求を行い、刑事補償及び費用補償を受けた。</p>
<p>⑧再審が明らかにした事項・残された問題点</p>	<p>① 供述依存裁判の危険性                  ② 代用監獄の危険性（異常な再移監）                  ③ 証拠隠しの危険性（証拠開示の重要性）                  ④ 科学的検証の不可欠性</p>
<p>⑨最近のトピック</p>	<p>青木氏は、小学6年生の女兒（青木氏の前夫との子）が焼死したのは、本件車両からのガソリン漏れが原因であるとして、本件車両のメーカーに対して損害賠償請求訴訟を提起するとともに、違法な捜査及び起訴によってえん罪被害を受けたとして、大阪府及び国に対して国家賠償請求訴訟を提起している（前者は、第一審で敗訴し、現在、控訴審が係属中である。）。えん罪被害の救済、えん罪原因の究明及びえん罪の防止にとって重要な意味を持つ訴訟であるため、是非御注目いただきたい。</p>

## 19 三鷹事件

①罪名等	電車転覆致死／死刑 昭和42年1月18日に脳腫瘍のため獄死（享年45歳）
②事件の概要	<p>昭和24年7月15日午後9時24分（当時のサマータイムの時間で、現在の午後8時24分）、三鷹駅の電車区構内に停留していた無人電車が動き出し、スピードを上げてホームに突っ込み、車止めを突破し、更に暴走を続けて道路を横切り止まった。この事故で、ホームから改札口に向かっていた乗客6名が死亡し、20数名が重軽傷を負った。</p> <p>事件発生から2週間後の同年8月1日、三鷹駅電車区の元運転士であり、事件当時国鉄（当時は鉄道省）を解雇されていた竹内景助氏（事件当時28歳）が犯人として逮捕され、同月23日、他の9名の共産党員との共同正犯として起訴された。</p>
③事件の特色	<p>① 第一審で、竹内氏以外の9名の被告人は無罪となり、竹内氏の単独犯行と認定され、竹内氏は無期懲役の判決を受けた。控訴審では、竹内氏の単独犯行と認定されただけでなく、無期懲役の判決が破棄され死刑判決が下された。上告審は大法廷に係属し、8対7の僅差で竹内氏の上告が棄却され、死刑判決が確定した。</p> <p>② 本件の有罪認定を支える証拠は、竹内氏の自白と犯行時刻に近接した時間帯に現場付近で竹内氏を目撃したという目撃者の供述だけである。</p> <p>③ 竹内氏の自白については供述の変遷が著しい。</p> <p>捜査段階では、8月1日の逮捕時の否認から8月20日に単独犯行の自白に変遷し、8月23日に起訴された後の取調べでは、10月14日に単独犯行の自白から共同犯行の自白に変遷し、第2回公判の罪状認否では、共同犯行ではなく単独犯行を認め、第22回公判では、全面否認をして、第54回公判では、再び単独犯行の自白に戻った。</p> <p>無期懲役の第一審判決後、控訴審においても単独犯行の自白を維持し続け、死刑判決を宣告された。</p> <p>上告審では全面否認をして無罪を主張し、以後、獄死するまで無罪を主張し続けた。</p> <p>④ 竹内氏の弁護人と他の被告人の弁護人が同一人物であり、他の被告人の無罪を主張する弁護人にとって、竹内氏が単独犯行の自白を維持し続けることが有益になるという面があった。竹内氏が単独犯行を自白した心情として、共産党員との共同犯行だということにされると死刑を免れないと考えたことがあげられる。弁護人の一部は共産党員の無罪を勝ち取るために、竹内氏に対し、単独犯行であれば15年程度の懲役刑であると説得していた。</p>
④裁判の経過	<p>1949(S24) 7.15 事件発生</p> <p>1950(S25) 第一審 東京地裁 竹内氏は無期懲役、他の9名の被告人は無罪判決（鈴木忠五裁判長）</p> <p>1951(S26) 控訴審 東京高裁 証拠調べを全くせず、いきなり竹内氏は死刑、他の9名の被告人についての検察官の控訴棄却（谷中薫裁判長）</p> <p>1955(S30) 上告審 最高裁大法廷 竹内氏の上告棄却（田中耕太郎裁判長）</p> <p>1956(S31) 第1次再審請求</p> <p>1967(S42) 脳腫瘍のため竹内氏獄死、再審手続が終了</p> <p>2011(H23) 第2次再審請求（竹内氏の遺族の方が請求人）</p> <p>2019(R1) 7.31 東京高裁 再審請求棄却決定（後藤真理子裁判長） 現在、異議審に係属中</p>
⑤確定審の裁判所の判断	<p><b>【第一審判決】</b></p> <p>① 本件電車の構造や事故時の損傷状況、事故現場の状況、本件電車が自然発生によって起動した可能性がないと判断する鑑定書等に基づき、本件が自然発生によって起動した事故ではなく、何者かの作為によって発生した犯行であると認定した。</p> <p>② 竹内氏の捜査段階及び公判廷における自白に基づいて、竹内氏が本件電車を起動させた犯人であると認定した。</p>





	<p>③ 竹内氏の自白を補強する証拠として、事故当日、近接した時間帯に竹内氏が三鷹駅正門前の道を竹内氏の自宅の方に歩いているのを見たという目撃者の供述をあげている。</p> <p><b>【控訴審判決】</b> 竹内氏の犯人性に関する判断については、第一審判決と基本的に同様である。</p> <p><b>【最高裁判決】</b> 竹内氏の詳細な上告趣意に言及せず、上告棄却</p>
<p>⑥主要な新証拠の内容</p>	<p>① 2両目のパンタグラフ 自白によると、竹内氏は、先頭車両で、先頭車両のパンタグラフだけを上げて無人電車を暴走させたことになっている。しかし事故後に本件電車の先頭車両と2両目のパンタグラフが上がっていたことは争いがなく、検察官は、発車時に先頭車両のパンタグラフだけが上がっていたものの、先頭車両が色々な物に衝突するなどした時に、飛来してきた物が2両目のパンタグラフと衝突して、2両目のパンタグラフが上がったと主張している。 これに対して弁護人は、車両工学が専門の曾根悟、東京大学名誉教授に鑑定を依頼して、本件電車が発車する段階で、先頭車両だけでなく2両目のパンタグラフも上がっていたという内容の鑑定書を新証拠として提出した。2両目のパンタグラフの損傷状況からすると、力の加わり方が下方向から上方向で、パンタグラフが上がっている状態でないとこのような損傷状況にはならないという趣旨の鑑定書である。</p> <p>② 最後尾の前照灯が点灯 本件電車が暴走していた時、最後尾の前照灯が点灯していた。これは争いが無い事実である。最後尾の前照灯を点灯させるためには、最後尾の前照灯のスイッチを「入位置」にすることが必要であるが、竹内氏の自白では、先頭車両にしか立ち入っていないので、最後尾の前照灯のスイッチが「入位置」になっていることを説明できない。これに対して検察官は、事件当日の午前中に本件電車の車両検査が行われた時に、前照灯のスイッチが「入位置」になり、その後構内で電車の入れ替え作業をした運転手も、スイッチをそのままにしていた可能性があるなどと主張している。 しかし電車の検査終了時には、前照灯のスイッチは「切位置」になっているはずであり、その後昼間の時間帯に入替え作業をした運転手がスイッチを「入位置」にすることも考えられない。弁護人はこれらに関して、新証拠として、運転取扱い心得等の規定を提出すると共に元運転士の意見書を提出した。</p> <p>③ 戸閉め連動スイッチ、手ブレーキ 弁護人は、自白では説明できない事実として、本件電車が暴走した時に先頭車両と最後尾の車両の戸閉め連動スイッチが、非常時の走行でしか使用しない「非連動」になっていたことや、最後部の車両の手ブレーキが緩められていたことを明らかにして、これらに関する新証拠を提出した。</p> <p>④ 目撃供述について 本件発生後と思われる時間帯、夜間、竹内氏が三鷹駅電車区の正門前の道を竹内氏の自宅方向に歩いているのを目撃したという目撃者の供述については、目撃供述の信用性を専門的に研究している心理学の巖島行雄、日本大学教授に鑑定を依頼して再現実験を行って、目撃条件が悪い場合顔を識別できないという内容の鑑定書を新証拠として提出した。 再現実験実施時には、現場の電灯のワット数や電灯の高さが不明だったため、竹内氏にとって不利な条件として、電灯は100W、電灯の高さは1.84mに設定した。しかし鑑定書の提出後に、検察官から開示された証拠によって、事件当時の現場の電灯が60W、電灯の高さが5mであり、巖島教授の行った再現実験よりも、現場の照度がずっと暗かったことが判明した。</p> <p>⑤ 竹内氏は事件発生時に自宅にいたこと 本件発生によって複数回の停電が起きていたところ、証拠開示によって、複数回の停電の時</p>

	<p>間、場所が客観的に明らかになり、加えて本件事故発生時に生じた最初の停電のとき、竹内氏が妻と自宅にいて、妻が子供を寝かしつけるなどしていたことが明らかになった。</p> <p>弁護人は、これに関して、証拠開示された停電の客観的状況を示す証拠、妻の初期供述である供述調書、竹内氏の否認段階の初期供述などを新証拠として提出した。</p>
⑦再審の経過	<p>平成23年11月の再審請求以来、令和元年5月現在まで25回の裁判官、検察官、弁護人による打ち合わせ期日を重ねていて、平成29年12月に現在の後藤眞理子裁判長が三鷹事件の担当になった。</p> <p>この間に弁護人が求めた証拠開示について、裁判所から検察官に対し、複数回にわたって証拠開示を求める勧告がなされ、検察官から証拠が開示された。ただ再審における証拠開示が刑事訴訟法に規定されていないため、長期間を要する結果となった。</p> <p>後藤裁判長は、弁護人が求めていた証人尋問について、これを実施しないという見解を明らかにしたため、弁護人は、平成30年9月に実質的な最終意見書と言うべき弁護人の意見書を提出し、検察官からは同年11月に、これに対する反論の意見書が提出された。弁護人は、同年12月に検察官の反論の意見書に対する再反論の意見書を提出したが、令和元年7月31日、再審請求が棄却され、現在異議審が係属中である。</p>
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	<p>本件は、第2次世界大戦後、新刑事訴訟法が施行された最初の大型の否認事件であり、裁判所も未だ試行錯誤で運用していた時期の事件である。例えば、竹内氏と他の共犯者の間には明確な利益相反があるにもかかわらず、同一弁護人が担当して、同弁護人は竹内氏が公判廷で否認することを望んでいなかったという実情があった。加えて最高裁判所において、死刑事件であり弁論を開くように求める弁護人の申し出にもかかわらず、弁論が開かれなかったこと（本件の後、死刑事件については最高裁判所において必ず弁論が開かれる運用になった。）などの問題があった。</p> <p>再審請求手続については、進行協議に関する規定がないこと、証拠開示に関する規定がないこと、再審請求審における証人尋問等の事実調べについて、その要否及び実施方法（公開の法廷で行うかどうか等）について規定がないこと、これらのいずれも裁判官の運用に任されていることが大きな問題である。</p> <p>その結果、裁判官の当たり外れによって、再審請求手続の運用が異なる結果になり、えん罪からの救済を求める平等な権利を持つ再審請求人にとって、機会の均等が保障されないという重大な問題が生じている。</p>
⑨最近のトピック	<p>再審請求人である竹内氏の長男は、現在大きな病気を抱えていて、一刻も早い再審開始決定が待ち望まれる。</p>

## 20 菊池事件

①罪名等	<p>殺人、単純逃走／死刑</p> <p>※ 同一被害者に対する殺人未遂事件（ダイナマイト事件）と、その後に発生した殺人事件とがあり、一般には殺人事件のことを菊池事件と呼んでいる。</p>
②事件の概要	<p>菊池事件は、戦前及び戦後も昭和22年頃から昭和30年にかけて全国的に展開された無らい県運動の最中に、昭和26年8月1日、熊本県菊池郡水源地（現菊池市）で発生した殺人未遂事件（「ダイナマイト事件」と呼ばれている。）と、その後の昭和27年7月に発生した同一被害者に対する殺人事件のことである（一般には、この殺人事件のことを「菊池事件」と呼んでいる。）。</p> <p>被害者は元村役場職員であり、無らい県運動の一環として、熊本県からの要請を受けて、村内のハンセン病患者の現況調査を行い、その結果を県に報告したA氏であり、二つの事件の犯人として逮捕されたのは、A氏によってハンセン病患者であると報告され、その結果として、ハンセン病療養所菊池恵楓園への入所勧告を受けるに至った藤本松夫氏（事件当時29歳）である。</p> <p>藤本氏の全面否認にもかかわらず、ダイナマイト事件では、昭和27年6月9日に、有罪として懲役10年の判決がなされたが、藤本氏は、その1週間後に、恵楓園内に設けられていた拘置支所</p>

第1章 刑事再審の現在

	<p>から逃走し、その3週間後に全身20数か所を刃物で死傷されたA氏の遺体が発見され、その5日後に、付近の小屋に潜んでいた藤本氏が逮捕されるという経過をたどった。</p> <p>殺人事件についても藤本氏は全面否認したが、昭和28年8月29日に熊本地方裁判所は死刑判決を下し、昭和32年8月23日、上告棄却によって確定した。</p> <p>その後、藤本氏の申立てにより、三度にわたる再審請求がなされたが、第3次再審請求が棄却される2日前に、死刑執行命令書に法務大臣による許諾印が捺印され、棄却決定の翌日の昭和37年9月14日に死刑が執行された。</p>
<p>③事件の特色</p>	<p>再審事件としての菊池事件の特徴は、以下の3点にある。</p> <p>第1は、飯塚事件と同じく、すでに死刑が執行されており、死刑執行後もなお再審が求められていることである。</p> <p>第2は、通常審の審理の全てが、ハンセン病療養所や菊池医療刑務支所内に開設された「特別法廷」においてなされているということである。</p> <p>裁判所法69条1項は、法廷が開かれる場所が、原則として、裁判所本庁又は支部の庁舎の構内でなければならないことを定めているが、その例外として認められているのが同法69条2項の「特別法廷」である。</p> <p>この例外規定は、本来は、災害等において裁判所の建物が使用できない場合等に臨時に法廷を開く場合として認められたものであるが、昭和23年から昭和47年まで、ハンセン病患者についての刑事事件は、全てハンセン病療養所や菊池医療刑務支所という隔離施設内の仮設法廷で審理・判決がなされており、その総数は95件に及んでいる。このように、ハンセン病というだけで典型的に「特別法廷」を指定してきた運用は、平等原則（憲法14条）に反するものであり、隔離施設内における「特別法廷」は、公開原則（憲法82条、37条1項）に反するものであった。</p> <p>また、菊池事件は、この95件の内で唯一の全面否認事件であり、死刑が言い渡された事件であるが、菊池事件の「特別法廷」では、裁判官、検察官、弁護人ら全員が予防衣と呼ばれる白衣を着用し、証拠物は箸で取り扱われた。また、全面否認事件でありながら、弁護人は罪状認否において「何も言うことはない」と述べ、検察官が取調べ請求した証拠に全て同意するといった、弁護人不在と言うべき状況が放置され、実質公判は僅か4回しか開廷されていないという、およそ刑事裁判の名に値しない審理しか行われていない。</p> <p>第3の特徴は、今なお克服されていないハンセン病に対する偏見や、元患者・家族への差別の故に、再審請求権者である遺族が再審請求を行うことができない状況にあるということである。</p> <p>我が国のハンセン病隔離政策については、その法的根拠となった「らい予防法」が廃止されてから23年、同法が憲法違反であることを明らかにした熊本地裁判決が確定してからも18年という年月が経過しているが、元患者がその病歴を明らかにして社会内で生活することはいまだに困難であり、その家族にしても、家族にハンセン病患者がいたという事実を秘匿したままで生きてきた歴史の重みは少しも解消されていない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>予防衣（菊池恵楓園で職員が使用していた予防衣。菊池事件の特別法廷では、裁判官、検察官、弁護人もこの予防衣を着用した。）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>菊池医療刑務所門跡（旧菊池医療刑務支所門跡。この扉の中で特別法廷が開かれた。）</p> </div> </div>



④裁判の経過	<p>1947(S22) 特別病室及び特別法廷に関する国会審議における最高裁答弁（第1回国会衆議院厚生委員会28号及び同30号）</p> <p>1947(S22)～1955(S30) 第2次無らい県運動</p> <p>1951(S26) 藤本氏へのハンセン病療養所への入所勧告</p> <p>1951(S26). 8. 1 ダイナマイト事件発生</p> <p>1951(S26). 8. 3 藤本氏逮捕</p> <p>1951(S26). 8.20 藤本氏起訴→ハンセン病療養所菊池恵楓園内の特別法廷で公判</p> <p>1952(S27). 6. 9 ダイナマイト事件第一審 熊本地裁 判決（懲役10年）→控訴</p> <p>1952(S27). 6.16 藤本氏, 菊池恵楓園内に設置された拘置支所から逃走</p> <p>1952(S27). 7. 6 殺人事件発生</p> <p>1952(S27). 7.12 藤本氏逮捕</p> <p>1952(S27). 8. 2 藤本氏単純逃走罪で起訴→菊池恵楓園内の特別法廷で公判</p> <p>1952(S27). 9.27 ダイナマイト事件 福岡高裁 控訴棄却→上告</p> <p>1952(S27).11.22 殺人罪追起訴→菊池恵楓園内の特別法廷で公判</p> <p>1953(S28). 3. 1 ハンセン病患者専用の菊池医療刑務支所設立</p> <p>1953(S28). 8.15 らい予防法公布</p> <p>1953(S28). 8.29 殺人・単純逃走事件第一審 熊本地裁（竜口甚七裁判長）死刑判決→控訴</p> <p>1953(S28). 9.15 ダイナマイト事件上告審 最高裁 上告棄却</p> <p>1954(S29). 1.28 殺人・単純逃走事件の控訴審開始→菊池医療刑務支所内の特別法廷で公判</p> <p>1954(S29).12.13 殺人・単純逃走事件控訴審 福岡高裁（西岡稔裁判長）控訴棄却→上告</p> <p>1957(S32). 8.23 殺人・単純逃走事件上告審 最高裁（小谷勝重裁判長）上告棄却</p> <p>1957(S32).10. 2 第1次再審請求</p> <p>1959(S34).12.17 熊本地裁 第1次再審請求 棄却</p> <p>1960(S35).12.20 第2次再審請求</p> <p>1961(S36). 3.24 熊本地裁（山下辰夫裁判長）第2次再審請求棄却→即時抗告</p> <p>1961(S36). 6.20 福岡高裁 即時抗告棄却→特別抗告</p> <p>1961(S36).10. 4 最高裁 特別抗告棄却</p> <p>1962(S37). 4.23 第3次再審請求</p> <p>1962(S37). 9.11 死刑執行命令書許諾印</p> <p>1962(S37). 9.13 熊本地裁 第3次再審請求棄却, 福岡刑務所へ移送命令</p> <p>1962(S37). 9.14 死刑執行のため, 棄却決定告知せずに福岡刑務所へ移送 10時30分着, 13時07分死刑執行（享年40歳）</p>
⑤確定審の裁判所の判断	<p>確定判決は、認定した犯罪事実に関して何ら説明をしていない。すなわち、確定判決の判決書には、認定をした犯罪事実と証拠の標目だけが記載されている。したがって、裁判所が採用した各証拠から、いかなるプロセスを経て、いかなる理由で、認定した事実へと至ったのかは推測するしかない。</p> <p>本件殺人事件の犯人性について、確定判決は、以下の認定した各事実を相互に関連させて結論を導いたのであると推測される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 藤本氏が逮捕当初に殺人を自供したこと</li> <li>② 藤本氏が事件直後の時期に親族に犯行を告白したこと</li> <li>③ 藤本氏が本件短刀を所持していたと認定できること</li> <li>④ 被害者の遺体の創傷は本件短刀だけで形成可能であること</li> <li>⑤ 本件短刀には血痕がないけれども凶器と認定できること</li> <li>⑥ 藤本氏の着衣には血痕はないが所持していたタオルには血痕が付着していたこと</li> </ol> <p>これらはいずれも、根拠となる各証拠に、看過できない大きな問題がある。これらについては、後述の検事総長へ提出した「再審請求要請書」及び「再審請求趣意書補充書面」において詳述している。</p>



## 第1章 刑事再審の現在

<p>⑥主要な 新証拠の 内容</p>	<p>新たな鑑定書における鑑定事項の持つ意味（新証拠の立証命題）</p> <p>(1) 鑑定事項</p> <p>新鑑定の鑑定事項は、以下の諸点である。</p> <p>① 現在の法医学における知見を踏まえて、遺体や着衣等についての当時の鑑定に問題があるか否か</p> <p>② 前項で問題点が認められる場合、具体的にいかなる点がどのような理由で問題であるか</p> <p>③ ①で問題点がある場合、そのことが鑑定書の信用性に及ぼす影響如何</p> <p>④ 被害者の遺体の創傷のうち致命傷はどれか</p> <p>⑤ 創傷のそれぞれについて、本件短刀で形成可能であるかどうか</p> <p>⑥ 形成不可能な創傷について凶器の必要条件</p> <p>⑦ 創傷から推定される凶器</p> <p>⑧ 加害者の着衣に被害者の血液が付着した可能性はあるか</p> <p>⑨ 凶器に被害者の血液が付着した可能性はあるか</p> <p>これらの鑑定事項は、本件短刀が凶器であること（①～⑦、⑨）や藤本氏の当時の着衣の状況（⑧）に、それぞれ関係する重大な意味がある。</p> <p>(2) 本件短刀が凶器であることの位置付け</p> <p>本件短刀が凶器であること（鑑定事項①～⑦、⑨に關係）の、確定判決の事実認定における位置付けは次のとおりである。</p> <p>確定判決は、本件短刀に関して認定した以下の各間接事実を、犯人性を支える大きな柱としている。</p> <p>A 藤本氏から殺人をしてきた旨を聞いたという親族からの聴取に基づいて、本件短刀が農具小屋から発見されたこと。</p> <p>B 当該発見された短刀（本件短刀）が本件犯行の凶器として矛盾しないこと。</p> <p>Aは、証拠物と藤本氏との結びつき、Bは、証拠物と凶器の同一性に関するものである。新鑑定の鑑定事項①～⑦、⑨は、上記Bに関わるものである。</p> <p>すなわち、本件短刀が真に凶器であれば、被害者の遺体の全ての創傷を説明できるであろうし、説明できない創傷があれば凶器性に疑問が生じるであろう。</p> <p>また、想定される犯人の行為態様から、凶器への痕跡があるかどうかを検討して、本件短刀にあるべき痕跡がなければ凶器性に疑問が生じるであろう。</p> <p>(3) 着衣への血液付着の有無の位置付け</p> <p>藤本氏の当時の着衣の状況（鑑定事項⑧に關係）は、確定判決の事実認定において、重きが置かれていたとは言い難い。その一方で、藤本氏が所持していたタオルには血痕が付着していたとされている。</p> <p>しかしながら、現在の法医学における知見を踏まえた想定に基づくと、被害者の血痕が藤本氏の着衣等に付着していたかどうか、また、付着していたとしてその程度は、藤本氏の犯人性の判断に関わる事実である。すなわち、これに関する知見が確定判決の犯人性に関わる事実認定に対して、どのように影響するかを吟味する意義がある。</p>
<p>⑦再審の 経過</p>	<p>上記のとおり、第1次から第3次までの再審請求はいずれも棄却されて終了しており、第3次再審請求が棄却された直後に藤本氏に対する死刑が執行された後は、今なお克服されていないハンセン病に対する偏見や、元患者・家族への差別の故に、再審請求権者である遺族が再審請求をなし得ない状況が続いている。</p>
<p>⑧再審が 明らかに 残された 問題点</p>	<p>菊池事件においては、第3次再審請求が棄却され藤本氏に対する死刑が執行された後は、再審請求をなし得ない状況が続いている。菊池事件について再審請求をなすために克服しなければならない課題は、以下の3つである。</p> <p>第1の課題は、再審請求権者が確保できないという問題である。死刑執行により事件本人が死亡している場合に、刑法に再審請求権者として規定されている遺族が存在しない場合または遺族が再審請求をなし得る状況にない場合における再審請求権の帰属について、現行再審法制が何</p>

	<p>らの規定を置いていないために、えん罪であることが明らかと思われるケースにおいて、再審を求める方法がないという事態を招来している。</p> <p>第2の課題は、現行刑訴法435条に規定された再審事由に、確定審の公判手続や判断が憲法や法律に違反することが挙げられていないということである。</p> <p>特に、憲法違反の公判手続によって審理がなされたことが明らかとなった場合に、再審によって確定判決を取り消すということが認められないというのは、憲法違反の判決が是正されないままに放置されるということを意味するのであって、憲法がそうした事態を許しているとは到底想定し得ないところである。</p> <p>第3の課題は、公益の代表者としての検察官に、再審請求義務が法定されていないことである。</p> <p>菊池事件再審弁護団では、藤本氏の遺族が再審請求をなし得ないという状況に鑑みて、検事総長に対して、再審を開始すべき理由を新証拠とともに明らかにした膨大な書面を添えて、再審請求要請書を提出したが、検察庁は再審請求しないと回答した。</p> <p>こうした経緯からも、再審の場合において、一定の場合に、検察官に再審請求を義務付ける規定を設けるか、あるいは、検察官が再審請求権を行使しない場合に検察官に代わって再審請求をなし得る者を規定するといった制度の構築がぜひとも必要であると言わざるを得ない。</p>
<p>⑨最近のトピック</p>	<p>上記検察官の再審請求権限の行使について、ハンセン病療養所入所者ら6名が原告となり、検察官の再審請求権限不行使を違法として、平成29年8月29日、熊本地方裁判所へ国家賠償請求訴訟を提起し、現在も係属中である。</p> <div data-bbox="643 913 1077 1236" data-label="Image"> </div> <p>菊池事件再審国賠訴訟の原告ら（熊本地裁前）</p>

## 21 狭山事件

<p>①罪名等</p>	<p>強盗強姦，強盗殺人，死体遺棄，恐喝未遂／無期懲役</p>
<p>②事件の概要</p>	<p>昭和38年5月1日，埼玉県狭山市で女子高校生が下校後行方不明となり，その夜身代金を要求する脅迫状が届けられた。脅迫状で指定された翌2日，警察は犯人を取り逃すという大失態を犯した。4日農道に埋められていた被害者の死体が発見された。被差別部落出身者に対する集中的な見込捜査が行われ，被差別部落出身の石川一雄氏（当時24歳）も見込捜査の対象となった。石川氏は5月23日に逮捕され，6月20日共犯自白，23日に単犯行自白をし，7月9日起訴された。</p>
<p>③事件の特色</p>	<p>① 捜査は石川氏を犯人だと決めつけた予断と偏見に満ちたものであり，警察の作成した各種鑑定は，何としても石川氏を有罪にせんがために作為的に行われている。例えば，5月21日捜査官に上申書を書かされるや否や，捜査官は筆跡鑑定の知識を全く有していないにもかかわらず，直ちに脅迫状と「酷似」と決めつけた捜査報告書を作成し，翌22日県警鑑識課員によって「同一人の筆跡」との鑑定が出され，これが逮捕の決め手となった。その後作成された筆跡鑑定は，逮捕前に最初に作成された鑑定の影響下で作成されている。</p> <p>② 「脅迫状を書いたのはお前だ」といった断定，押しつけの尋問が連日繰り返され，「自白すれば死刑は免れる」等の甘言により（開示された取調テープ），石川氏は自白するに至った。</p>

第1章 刑事再審の現在

	<p>自白開始から詳細な自白がなされた6日間、えん罪を確信する熱心な弁護人との接見が妨害された。</p> <p>③ 自白は、共犯自白から単独犯行自白へ大きく変遷している。共犯自白時の犯行場所は、単独犯行自白時の雑木林から直線距離で550mも離れた寺の裏であり、脅迫状の作成についても、犯行現場で作成、共犯者から字を教えてもらったという自白から、予め妹の漫画雑誌を参照して作成した脅迫状を持ち歩いていたと変遷している。この変遷も捜査官の誘導によるものである(取調べテープ)。</p> <p>④ 秘密の暴露とされる自白は、取調べテープや開示証拠により、誘導によるものであることが明らかになっている。また、自白により石川氏の自宅から被害者の万年筆が発見されたとされているが、石川氏宅は自白以前に2回にわたり徹底的な捜索が行われ、また、発見された場所は高さ176cmの勝手場入口かもいの上で、発見しやすい場所であり見落とすは考え難いという問題点がある。</p> <p>⑤ 捜査官は確定審で、石川氏は自白を始めてからスラスラと犯行場面を語り、自白調書は石川氏の言うとおりに作成したと証言し、こうした証言が確定判決において自白が信用できる根拠となっているが、これら証言は取調べテープによって偽証であることが裏付けられている。</p>
<p>④裁判の経過</p>	<p>1963(S38). 5. 1 事件発生</p> <p>1963(S38). 5.23 石川氏 第1回家宅捜索</p> <p>1963(S38). 6.18 第2回家宅捜索</p> <p>1963(S38). 6.20 石川氏自白(3人共犯自由)</p> <p>1963(S38). 6.23 石川氏自白(単独犯行自白)</p> <p>1963(S38). 6.26 第3回家宅捜索 万年筆が勝手入口のカモイから発見</p> <p>1963(S38). 7. 9 石川氏、起訴される。</p> <p>1964(S39). 3.11 第一審 浦和地裁 死刑判決(内田武文裁判長)</p> <p>1974(S49).10.31 第二審 東京高裁 無期懲役判決(寺尾正二裁判長)</p> <p>1977(S52). 8. 9 上告審 最高裁第二小法廷 上告棄却決定(吉田豊裁判長)</p> <p>1977(S52). 8.30 第1次再審請求</p> <p>1980(S55). 2. 5 東京高裁第4刑事部 再審請求棄却決定(四ツ谷巖裁判長)</p> <p>1981(S56). 3.23 東京高裁第5刑事部 異議申立棄却決定(新関雅夫裁判長)</p> <p>1985(S60). 5.27 最高裁第二小法廷 特別抗告棄却決定(大橋進裁判長)</p> <p>1986(S61). 8.21 第2次再審請求</p> <p>1999(H11). 7. 8 東京高裁第4刑事部 再審請求棄却決定(高木俊夫裁判長)</p> <p>2002(H14). 1.23 東京高裁第5刑事部 異議申立棄却決定(高橋省吾裁判長)</p> <p>2005(H17). 3.16 最高裁第一小法廷 特別抗告棄却決定(島田仁郎裁判長)</p> <p>2006(H18). 5.23 第3次再審請求</p> <p>現在、東京高裁(後藤眞理子裁判長)に係属中</p>
<p>⑤確定審の裁判所の判断</p>	<p>情況証拠として、①脅迫状は被告人の筆跡、②現場足跡3個は被告人方押収の地下足袋により印象、③陰内精液の血液型はB型(分泌型)で被告人と一致、④タオル・手拭を入手できる可能性があった、⑤発見されたスコップは死体埋没に使用されたもので、I養豚場所有であり、I養豚場に勤務していた被告人は盗むことができた、⑥犯人が被害者方に脅迫状を届ける直前に、「被告人は被害者方の場所を聞くためにU・K宅を訪れた」とするU・K証言、⑦犯人とやり取りした被害者の姉N・Tの「声が被告人と似ている」との証言の7つの情況証拠をあげ、これらは相互に関連しその信憑力を補強、①を主軸として被告人=犯人との推認させるに十分(このことは本事件の捜査の経緯に徴しても明らか)。しかも、自白に基づいて⑧万年筆、⑨鞆、⑩腕時計が発見されており、⑪脅迫状を届けに行く途中自動三輪車に追い越されたという自白は捜査により裏付けられた、⑫脅迫状を届けた際自動車が近所に駐車していたという自白は捜査により裏付けられた、これらの状況を併せ考えると、被告人が犯人であることはもはや疑いはない。さらに、自白は犯行細部を詳細に供述、物的証拠と合理的疑いをもたらず矛盾はなく信用できる。</p>



⑥主要な新証拠の内容	<p>191点の証拠開示－これらの多くを新証拠として提出。これらを含めて220点の新証拠を提出した。</p> <p>① 福江鑑定（コンピュータによる重ね合わせにより、99.9%の確率で脅迫状の筆跡と請求人の筆跡は相違しており、石川氏は脅迫状を書いていない。）</p> <p>② 森鑑定（請求人の国語能力は小1終了時の水準にさえ達しておらず、脅迫効果を巧みに醸し出している平仮名・漢字まじりの脅迫状を書くことはできない。）</p> <p>③ 山口・鈴木鑑定（3D映像解析により、現場足跡は不鮮明で証拠価値はない。）</p> <p>④ 手拭に関する捜査報告書、ニュース放送の照会・回答書（手拭は石川氏宅にはなかった。）</p> <p>⑤ 平岡鑑定（発見スコップは死体埋没に使用されていない、I養豚場のものという証拠価値はない。）</p> <p>⑥ 原鑑定（U・K証言は心理学上信用できない。）</p> <p>⑦ 巖島鑑定（N・T証言は心理学上信用できない。）</p> <p>⑧ 下山鑑定（蛍光X線分析の結果発見万年筆に被害者のインクが含まれておらず、被害者のものではない。）</p> <p>⑨ 流王報告書（鞆は白白どおり発見されたとは言えない。）</p> <p>⑩ 塩野報告書、時計捜査報告書（腕時計は被害者のものではない、時計発見場所は搜索済みの場所。）</p> <p>⑪ 5月7日付捜査報告書（三輪車が白白の場所・時間帯に通った事実を捜査当局は事件直後に知っていた。）</p> <p>⑫ 三宅鑑定（車の駐車は午後7時半頃ではなく、もっと早い時間帯である。）</p> <p>⑬ 弁護団作成の取調べテープ反訳書（白白は強要・誘導によるものである。）</p> <p>⑭ 浜田鑑定・脇中鑑定（取調べテープを分析した結果、白白は虚偽架空である。）</p> <p>⑮ 赤根鑑定・長尾鑑定（殺害方法、芋穴への逆さ吊りに関する白白は虚偽架空である。）</p> <p>⑯ 単独白白をさせた取調官の捜査報告書（石川氏は、「死体の状態が分からない、教えてくれれば白白できる」と供述している。）</p> <p>⑰ 齋藤鑑定（脅迫状を作成し届けていれば確実に脅迫状に指紋が付着することを実験により証明し、脅迫状から石川氏の指紋が全く発見されておらず、石川氏は脅迫状の作成などをしていない。）</p> <p>⑱ O供述（犯行現場の直近で犯行時間帯に農作業をしていたO氏は、被害者の悲鳴を聞いていないし、被害者と犯人を見ていないと供述している。）</p> <p>⑲ 上山鑑定（豚を用いた逆さ吊り実験で、逆さ吊りをすれば、人間の場合でも足首に縛った跡が残る。）</p>
⑦再審の経過	<p><b>【第3次再審における主な証拠開示の経過】</b></p> <p>2009(H21).12.16 第2回三者協議 東京高裁が筆跡、犯行現場、取調べ・白白など8項目にわたる証拠開示勧告</p> <p>2010(H22).5.13 38点 逮捕当日の石川氏の上申書、取調べ録音テープ、捜査報告書（鞆関係）など</p> <p>2010(H22).12.15 5点 取調べ状況についての捜査報告書など</p> <p>2011(H23).3.23 5点 ルミノール反応検査に関する検察官の報告書など</p> <p>2011(H23).12.14 14点 6月29日付けの腕時計の搜索報告書など3物証関係の証拠</p> <p>2012(H24).4.23 19点 スコップ関係、筆跡資料など</p> <p>2012(H24).10.3 4点 事件直後の聞き込み捜査報告書など</p> <p>2013(H25).1.23 4点 手拭い、腕時計、「秘密の暴露」関係の証拠など</p> <p>2013(H25).1.29 15点 「秘密の暴露」関係の捜査資料</p> <p>2013(H25).3.27 26点 手拭い関係の捜査資料</p> <p>2013(H25).7.26 3点 被害者使用のインク瓶等</p> <p>2015(H27).1.23 東京高検の証拠物の一覧表（領置票）が開示</p> <p>2015(H27).3.18 1点 航空写真ネガ（事件直後に撮影された航空写真112枚）</p> <p>2015(H27).7.27 1点 事件直後の捜査報告書（「車の追い越し」関係）</p>



## 第1章 刑事再審の現在

	2017(H29). 2. 1	1点	5月21日付上申書の作成に関わる警察官の捜査報告書
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	第3次再審請求審において、多数の証拠が開示されたことにより、確定判決を覆す新事実が明らかになり、また、開示証拠をもとにして新証拠を多数作成・提出することができた。次の課題は、鑑定人尋問を実施することである。		
⑨最近のトピック	石川氏、菅家利和氏、櫻井昌司氏、袴田巖氏らが出演している映画『獄友』が公開されている。弁護団は、総力をあげて、再審開始を目指す。		

## 22 飯塚事件

①罪名等	死体遺棄、略取誘拐、殺人／死刑		
②事件の概要	平成4年2月、福岡県飯塚市で登校中の小学1年生の女児2名が行方不明になり、翌日、同県甘木市（現朝倉市）の山中を走る国道沿いの崖下で、共に遺体となって発見された。事件発生から約2年半後の平成6年9月、被害女児の通う小学校付近に住んでいた久間三千年氏（事件当時54歳）が死体遺棄容疑で逮捕され、その後、殺人罪で再逮捕。同年11月5日までに死体遺棄罪、略取誘拐罪、殺人罪で起訴された。久間氏は一貫して犯行を否認し、直接証拠もなかったが、平成11年、福岡地裁は死刑判決を出した。控訴審、上告審共に死刑を支持し、平成18年9月に死刑が確定。平成20年10月に死刑が執行された。		
③事件の特色	<p>① 死刑が執行された事件の再審請求だということ。</p> <p>本件で再審開始決定が出されれば、国家が無実の人間を死に至らしめたとして、日本の死刑制度の根幹を揺るがすことにつながる。また、そもそも久間氏の死刑執行は、本件と同様にMCT118型DNA型鑑定を用いて有罪とされていた「足利事件」の再審請求審において、同鑑定の再鑑定実施を認める弁護団意見書が裁判所に提出された直後に行われた。死刑確定から執行まで僅か2年という極めて異例の速さでの執行であることも考え合わせると、不可解と言わざるを得ない。</p> <p>② 久間氏が任意の取調べから死刑執行まで、一貫して犯行を否認していたこと。</p> <p>自白や他の直接証拠がないにもかかわらず、情況証拠のみから有罪となった。有罪認定の柱となったのは、DNA型鑑定、目撃情報、血液型鑑定、繊維鑑定である。</p> <p>③ DNAの再鑑定が不可能な状態であること。</p> <p>真犯人特定のための唯一の物証と言うべき、被害者の膣内などから採取された血痕が、捜査段階で全量消費されており、最新のDNA型鑑定による再鑑定が不可能となっている。当時DNA型鑑定に関与した大学教授によれば、DNA型鑑定を少なくとも100回以上は実施可能な資料が採取されており、これを全量消費したとする科警研の姿勢が問われている。</p>		
④裁判の経過	1992(H4). 2.20	事件発生	
	1994(H6). 9.23	久間氏を死体遺棄容疑で逮捕	
	1994(H6).10.14	死体遺棄罪で起訴。殺人容疑で再逮捕	
	1994(H6).11. 5	略取誘拐、殺人罪で追起訴	
	1995(H7). 2.20	福岡地裁（第1回公判）起訴内容を全面否認	
	1999(H11). 9.29	第一審 福岡地裁（死刑）（陶山博生裁判長）	
	2001(H13).10.10	控訴審 福岡高裁 控訴棄却（死刑）（小出鋤一裁判長）	
	2006(H18). 9. 8	上告審 最高裁 上告棄却（死刑確定）（滝井繁男裁判長）	
	2008(H20).10.28	死刑執行（享年70歳）	
⑤確定審の裁判所の判断	自白やその他の直接証拠がない中で、DNA型鑑定や目撃証言などによる7件の情況証拠を積み重ね、「個々の情況証拠も単独では被告人を犯人と断定することはできないものの、これらを総合すれば被告人が犯人であることについては、合理的な疑いを超えて認定できる」とした。		

<p>⑥主要な新証拠の内容</p>	<p><b>【DNA型鑑定についての新証拠の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MCT118型鑑定は、事件当時、実用化されたばかりの手法であって、現在から見ると精度の低い鑑定である。</li> <li>・科警研のMCT118型鑑定の分析結果は誤りであり、久間氏のMCT118型は検出されていない。</li> <li>・確定審で検察が証拠提出していたMCT118型の電気泳動図は、真犯人の可能性を示す型が写った部分がカットされ、また、通常より光量を落として焼き付けるという改ざんが加えられている。</li> </ul> <div data-bbox="507 495 1209 999" style="text-align: center;"> </div> <p>(出典) GENJINブックレット「死刑執行された飯塚事件 久間三年さんの無罪を求める」現代人文社 2017年 P24</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改ざんされた部分からは、久間氏でも被害者でもない型が確認されており、真犯人の型である可能性が高い。</li> </ul> <p><b>【目撃情報についての新証拠の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目撃内容は極めて詳細なものであるが、再現実験によれば、そのように細部まで把握することは不可能である。</li> <li>・目撃者の事情聴取前に、警察官が久間氏の車を下見に行き、目撃者の供述を誘導していた。</li> </ul> <p><b>【血液型鑑定についての新証拠の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真犯人の血液型をB型とした科警研鑑定は信用できない。</li> <li>・真犯人の血液型はAB型であり、B型の久間氏は犯人ではない。</li> </ul>
<p>⑦再審の経過</p>	<p>2009(H21).10.28 再審申立て <b>【新証拠：本田第1次鑑定書】</b></p> <p>2010(H22).12.7 証拠開示申立て (DNA型鑑定関連資料, ネガフィルム, 目撃証言関連捜査記録等)</p> <p>2011(H23).7.8 <b>【新証拠：巖島第2次鑑定書】</b></p> <p>2012(H24).1.26 ネガフィルムの取寄せ決定</p> <p>2012(H24).9.10 検察官・N司法警察員捜査報告書 (一部黒塗り) 開示</p> <p>2012(H24).10.25 裁判所・N司法警察員捜査報告書の全ての開示を勧告</p> <p>2013(H25).5.13 本田鑑定人主尋問 (DNA・血液型)</p> <p>2013(H25).6.26 本田鑑定人反対尋問 (DNA・血液型)</p> <p>2013(H25).7 審理終了。7月末決定予定</p> <p>2013(H25).8.7 7月末に決定が出ないまま、裁判長 (高原正良裁判長) が定年退官</p> <p>2014(H26).3.31 福岡地裁・再審開始請求棄却決定 (平塚浩司裁判長)</p> <p>2014(H26).4.3 福岡高裁へ即時抗告申立て</p> <p>2015(H27).4.30 <b>【新証拠：巖島第3次鑑定書】</b></p> <p>2015(H27).8.17 <b>【新証拠：本田3次鑑定書】</b></p>

## 第1章 刑事再審の現在

	<p>2015(H27).12.2      <b>【新証拠：巖島・北神鑑定書】</b></p> <p>2016(H28).1.28      P技官意見書（血液型）</p> <p>2016(H28).2.25      弁護人意見書（血液型）</p> <p>2016(H28).11.18     P技官証人尋問（血液型）</p> <p>2017(H29).5.18      審理終了</p> <p>2018(H30).2.6       福岡高裁・即時抗告棄却決定（岡田信裁判長）</p> <p>2018(H30).2.13      最高裁へ特別抗告申立て</p> <p>※ 確定第一審で死刑判決に関与した（第12回～50回公判に左陪席として立会い、主任裁判官として判決を起案し、判決書に名を連ねている）裁判官の一人（柴田寿宏裁判官）が、即時抗告審の最後の打合せ期日に担当裁判官として関わっていた。同期日の開始から終了に至るまでの間に、裁判長から裁判体構成変更の説明は一切されず、当該裁判官からの自己紹介もなかった。</p>
<p>⑧再審が明らかにした事項・残された問題点</p>	<p><b>【明らかにした事項】</b></p> <p>＜DNA型鑑定について＞</p> <p>4種類のDNA型鑑定が実施されているが、久間氏のDNA型が検出されているのは、MCT118型鑑定のみである。確定判決は、他のDNA型鑑定で久間氏の型が検出されなかったことについて、資料の量が検出感度以下であった可能性や、資料が劣悪であった可能性などを理由にあげて、検出されなかった事実が、久間氏を犯人であると認定することと矛盾しないとしている。これは、少なくともMCT118型では久間氏の型が検出されていることを前提としてなされたものであり、⑥で述べた新証拠によってMCT118型鑑定結果に疑問が生じた以上、この判断は維持され得ないものであることが明らかとなった。</p> <p>＜目撃情報について＞</p> <p>事件当日、犯行現場付近で犯行車両とすれ違ったとして、車両の特徴を数十個も指摘したT氏の証言は本件有罪認定の重要な証拠となった。しかし、⑥で述べた新証拠によって、目撃現場は急カーブが連続する狭い山道で運転に注意を要する場所であり、すれ違った程度で車両の特徴を細部まで認識することは不可能であることが明らかになった。また、再審での証拠開示により、T氏から事情聴取をする2日前に、警察官が久間氏の車両を見に行っていたことが明らかになった。そして、T氏の供述には警察官からの誘導をうかがわせる特徴が見られる。</p> <p>＜血液型鑑定について＞</p> <p>血液型鑑定では、犯人の血液型はB型であるとされ、B型の久間氏が犯人であることの根拠となった。しかし、⑥で述べた新証拠により、当時、科警研が用いた血液型鑑定の手法では正確な結果が出ず、当時の結果からは「AB型」とされるべきであったことが明らかとなった。</p> <p><b>【残された問題点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再審における利益原則の形骸化・「結論先にありき」の判断</li> <li>・証拠開示に対する検察官の強い抵抗と、証拠開示勧告に対する裁判所の消極的な姿勢</li> <li>・科学的証拠に対する裁判所の無理解</li> <li>・適正手続の不徹底（死刑判決に関与した裁判官の再審への関与）</li> </ul>
<p>⑨最近のトピック</p>	<p>・GENJINブックレット65『死刑執行された冤罪・飯塚事件 久間三千年さんの無罪を求める』発刊（平成29年11月20日・現代人文社・著：飯塚事件弁護団）</p>

## 23 北陵クリニック事件

①罪名等 殺人，殺人未遂／無期懲役 千葉刑務所にて服役中

②事件の概要	<p>本件は、医療従事者が、自ら手を下して担当の患者を殺害した事件として世間的注目を集めた。平成12年10月31日、仙台市の北陵クリニック（以下「クリニック」という。）小児科を受診した小学校6年生の女兒（以下「小6女兒」という。）が、点滴の処置を受けて約5分後から容体が急変して一時心肺停止に陥り、直ちに仙台市立病院に転送され、数日後に、遷延性意識障害（いわゆる植物状態）と診断された。</p> <p>平成13年1月6日、クリニック准看護師の守大助氏（事件当時29歳）が任意同行の上、取調べを受け、小6女兒の点滴に筋弛緩剤を混入し殺害を図ったことを自認したとして逮捕された。概括的な自白調書等が作成されたが同月9日から否認と黙秘に転じた。その後同事件で起訴され、更に同事件の前後にわたり同手口の犯行を行ったとして、89歳女性の殺人と、1歳女兒、45歳男性、4歳男児に対する殺人未遂（いずれも回復）の罪で逮捕と起訴が繰り返された。守氏は公判でも全面否認し、今日まで一貫して犯行を否認している。</p> <p>弁護人は公判前の早い段階から今日まで、患者の容体変化はいずれも病気等によるもので、犯罪・事件ではないとして争っている。</p>
③事件の特色	<p>① 急変情報を得た警察は「筋弛緩剤事件」と断定し、小6女兒が入院した市立病院の診療録を入手検討せず任意同行で逮捕した。筋弛緩剤中毒とする診断鑑定書は1通もないままに起訴・審理された。各患者の症状は、東北大学医学部麻酔科主任教授の「筋弛緩剤中毒と必ずしも矛盾しない」との公判証言に依拠し認定されている。</p> <p>② 本件発覚の発端となった小6女兒を診た半田郁子小児科医師は、当日のカルテに「原因は不明だが神経症状と考えられる」と記し、逮捕後の会見では「当時、私に分からない脳の病気かと考えていた」と述べた。</p> <p>日本医大麻酔科主任教授は「呼吸の障害に起因するものでない急性脳症であり、筋弛緩剤中毒ではあり得ない」と証言した。</p> <p>③ 当時クリニックの院長であった二階堂昇医師は、内科医として、89歳女性は、心筋梗塞による死亡、45歳男性は薬剤の副作用と診断し、後の公判で、同女性の当時の死亡原因の診断に間違いないと証言している。</p> <p>④ 1歳女兒と4歳男児についても、容体急変当時は複数の医師により一定の診断がなされて何らの不審も抱かれていない。当時は小6女兒の急変原因疾患の具体的診断名だけが不明であった。</p> <p>⑤ 5事件には血液や尿、点滴残溶液などの鑑定資料が計8点あるとされ、警察鑑定（質量分析装置を用いた定性・定量鑑定）は、そのいずれについても、筋弛緩剤の成分ベクロニウムの含有を認めたとする。ただし、鑑定資料は全て使い切り全量消費したとされ、弁護側には、再鑑定の機会が与えられなかった。</p> <p>⑥ 鑑定事項は「鑑定資料中のベクロニウム含有の有無、含有ありとしてその濃度」である。警察鑑定は、鑑定受託以前から標準品のベクロニウムを適切な質量分析条件の下で実験すると質量/電荷比（<math>m/z</math>）258の電気信号のみが観測されることを確認していたとし、<math>m/z</math>258イオンのみを分析対象として選択するよう質量分析計を設定して行なった血液等鑑定資料の分析実験により、標準品と同じ結果が得られたことから、鑑定資料中のベクロニウムの含有が証明された、としている。</p> <p>だが、警察鑑定は、比較用の標準品のベクロニウムの質量分析で<math>m/z</math>258の信号が観測されるとしながら、その結果を表す質量分析実験のデータを示しておらず、さらに、血液等の鑑定資料についても、鑑定資料自体のマススペクトルが作成されていないため、鑑定資料の中身を直接調べた実験データは存在しない。</p> <p>⑦ 確定2審において、弁護人は、標準品のベクロニウムの質量分析では<math>m/z</math>279が観測されるとの世界的実験論文4点等の証拠を提出し、これを踏まえ、標準品の分析実験鑑定を行うよう求めた。だが、裁判所は、標準品から<math>m/z</math>258イオンが出るとする科捜研技術吏員の証言には正確性も信用性もあるとし、同吏員の質量分析結果の再現性を検証するための第三者による実験は不必要として却下された。</p>



第1章 刑事再審の現在

	<p>⑧ 確定審では、患者の症状に対する医学的科学的な診断が欠けており、血液等の質量分析鑑定では実験による分析科学的な裏付けが欠けていた。</p> <p>再審請求では、症状論として小6女児の急変原因疾患の具体的診断が、鑑定論としては標準品のベクロニウムの質量分析の検証実験が課題となった。そのいずれも、新証拠として実現し、確定審の審理欠如・不尽を新証拠が補充する結果となっている。</p>
<p>④裁判の経過</p>	<p>1999(H11). 2. 1 守氏が北陵クリニックで准看護師として勤務開始</p> <p>2000(H12). 2. 2 1歳女児が容体急変して回復</p> <p>2000(H12).10.31 11歳女児(小6女児)が容体急変後、遷延性意識障害(いわゆる植物状態)</p> <p>2000(H12).11.13 4歳男児が容体急変して回復</p> <p>2000(H12).11.24午前 89歳女性が容体急変して死亡</p> <p>2000(H12).11.24午後 45歳男性が容体急変して回復</p> <p>2001(H13). 1. 6 1回目の逮捕</p> <p>2001(H13). 7.11 仙台地裁で第1回公判</p> <p>2004(H16). 3.30 第一審 仙台地裁 無期懲役判決(畑中英明裁判長)</p> <p>2006(H18). 3.22 控訴審 仙台高裁 控訴棄却(田中亮一裁判長)</p> <p>2008(H20). 2.25 上告審 最高裁 上告棄却(藤田宙靖裁判長)</p> <p>2012(H24). 2.10 仙台地裁に再審請求</p> <p>2014(H26). 3.25 仙台地裁 再審請求棄却(河村俊哉裁判長)</p> <p>2018(H30). 2.28 仙台高裁 即時抗告棄却(嶋原文雄裁判長)</p> <p>現在、特別抗告審の最高裁第三小法廷で審査中</p>
<p>⑤確定審の裁判所の判断</p>	<p>確定判決は、各患者の症状について、筋弛緩剤中毒とみて矛盾がないとする東北大学麻酔科教授の証言を根拠に事実認定している。</p> <p>日本医科大学麻酔科主任小川龍教授は、「小6女児の症状経過は、明らかに、先に脳の循環と呼吸の中樞機能に障害を来し、そのため循環数と呼吸数が低下している。先に呼吸が障害されて酸素不足になり後に脳に障害が及ぶ筋弛緩剤中毒ではあり得ない」等と上記認定に真っ向から反対する証言をしたが、これには何ら応答していない。</p> <p>血液等、鑑定資料中の筋弛緩剤の含有の有無をめぐる鑑定についても、確定判決は、鑑定資料の全量消費を容認した上、科捜研技術吏員の証言だけに頼り、その裏付け実証データや第三者による再現性のある実験データを求めなかった。</p> <p>確定判決は、「標準品のベクロニウムの分析実験で観測したm/z258が血液等の鑑定資料の分析実験でも観測されたから、鑑定資料中のベクロニウムの含有が証明された」とする技術吏員の証言を採用した。</p> <p>同技術吏員は、検出されたのはベクロニウムそのもの(未変化体)でありベクロニウムの加水分解物(変化体)については分析を試みていない旨証言し、裁判所の事実認定も、同証言を念頭にベクロニウムの加水分解物を事実認定から明示的に排除している。</p> <p>そして、判決は、ベクロニウムそのもの(未変化体)の含有が証明されたから事件性が認定できるとした。</p> <p>質量分析により物質の種類を決定するには、物質を同定するための指標を定めることが重要である。ところが、確定審では、科捜研技術吏員の証言が独り歩きし、世界的実験論文4点等に記述されているm/z279等の信号と土橋が実験で観測したとするm/z258の信号の関係や、そもそもベクロニウムの定性・同定の指標となり得る信号は何であるかということについて、客観的実験データにより確認する審理が行われていない。</p>
<p>⑥主要な新証拠の内容</p>	<p><b>【再審請求時に提出した新証拠】</b></p> <p>① 志田意見書</p> <p>ベクロニウムを科捜研技術吏員の鑑定と同じ方法(ESI)によりイオン化し、質量分析しても、m/z258イオンは検出されない。従って、m/z258の検出によって鑑定資料中のベクロニウム含有が確認されたとする警察鑑定は誤りである。</p>



**【要旨】**

① 確定判決の事実認定は、警察鑑定がベクロニウムの加水分解物を検出した可能性を排除していた。従って、原決定がベクロニウムの加水分解によりm/z258が検出され得るとした点は、確定判決の判断と矛盾する。

ベクロニウムの開裂によりm/z258が検出され得るとした点は、これを裏付ける実験データもなく、証拠がない。検察官は、開裂によるm/z258の生成を示す実験データを提出できず、これを積極的には主張しないと述べている。

② 原決定は腹痛・おう吐などベクロニウムの薬効からは説明できない小6女児の症状を恣意的に除外して判断している。小6女児の症状や検査データはミトコンドリア病によって統一的に説明できる。ミトコンドリア病である具体的可能性がないとした原決定は誤りである。

平成27年9月10日 進行協議申入書提出（審理の遅滞について）

平成28年1月19日 第1回三者打合せ

平成29年4月28日 検察官意見書提出

平成30年2月28日 即時抗告棄却

**【要旨】**

①（主位的認定）ベクロニウムの開裂によってm/z258が生じる。科捜研技術吏員は、ベクロニウムからm/z258のみを検出し、ベクロニウムの加水分解物（変化体）からm/z237のみを検出する方法を確立していた。

（仮定的認定）仮にm/z258の検出がベクロニウムを加水分解させた結果であり、鑑定人が実際は分解物を検出したのに、ベクロニウムそのものを検出したものと誤解していたとしても、鑑定の信用性に影響はない。

志田意見書に新規性はなく、明白性もない。

② 池田意見書には、新規性、明白性がない。本件では、小6女児の生体試料からベクロニウムが検出されたという客観的事実が存在し、小6女児の症状がその筋弛緩薬の効果で説明できるとの判断が確定しており、これに合理的疑いを生じさせるには、少なくとも、小6女児の症状が別の疾病で説明可能であることが、明白かつ客観的な根拠に基づき示されなければならない。遺伝子疾患であるミトコンドリア病について、遺伝子検査の結果も示さず、外形的に観察された症状からこれに該当し得ると強弁しても、確定判決の判断に合理的疑いを生じさせることにはならない。

平成30年3月5日 特別抗告

⑧再審が明らかにした事項・残された問題点

科学的証拠に対する無理解と事実取調べに対する消極的な姿勢が顕著である。

本件再審における争点の一部は、確定審段階で既に弁護側から争点として上げられていたものである。弁護側は確定2審において本件の新証拠と同趣旨の質量分析実験を行うよう鑑定請求していたが、裁判所は必要を認めず却下した。もし確定二審の裁判所がこの鑑定を認めていれば、裁判所の判断は異なるものとなっていたであろう。

再審請求審では、検察官が、新証拠を受けて、確定審段階における主張を事実上撤回し、確定審の最高検の答弁書（鑑定においてベクロニウムを誤って分解させてしまった結果、ベクロニウムの変化体を検出したなどということはある得ないと述べて、警察鑑定が分解物を検出したことを明確に否定したもの。）とも相容れない主張、すなわちベクロニウムの分解物検出論を展開した。

請求審の裁判所は、この検察官の主張を一部採り入れて再審請求を棄却した。裁判所は、科捜研技術吏員と新証拠の作成者である研修者・医師らに対する証人尋問の請求は、頑なに拒否した。

事実取調べに対する裁判所の消極的姿勢は即時抗告審においても同様であったが、即時抗告審の棄却決定は、検察官さえ「積極的には主張しない」とした事実を、証拠もなく認めるといって、科学無視の裁判と言うほかないものであった。

特に、科捜研技術吏員に対する尋問は、裁判所が本件を適正に判断するためには絶対に必要で

	<p>ある。即時抗告審の係属中に判明したことであるが、技術吏員は、確定審における尋問に先立ち、鑑定的前提をなす知見とは異なる実験結果（新証拠①と一致する内容の新証拠⑤）を得ていた。ところが、技術吏員は、尋問ではそのことに触れず、鑑定が間違いのないものであることを証言した。その結果、確定審は判断を誤ったのである。</p> <p>科学的・専門的知見を採り入れることが不可欠である争点について、裁判所が素人的判断に終始している現状は、直ちに改められなければならない。</p>
⑨最近のトピック	<p>守氏は現在48歳である。事件当時29歳であった若者から奪われた月日はあまりにも長い。地元宮城県を始め46の地域に支援団体が結成され、熱心な活動が展開されている。無実を訴え精力的に活動を続けている守氏の両親のためにも、引き続きご支援いただきたい。</p>

## 24 ロシア人おとり捜査事件（無罪判決確定）

①罪名等	銃砲刀剣類所持等取締法違反／懲役2年
②事件の概要	<p>ロシア人船員であった請求人（当時27歳）は、平成9年11月13日、けん銃1丁、実包16発等を持って小樽に来航し、翌14日、けん銃及び実包を持って船舶から降り、船舶が停泊していた場所からほど近い現場で、北海道警察本部生活安全部銃器対策課の警察官らにより、銃刀法違反の罪で現行犯逮捕された。</p> <p>その後、請求人は、上記事実につき、銃砲刀剣類所持等取締法違反の罪で札幌地方裁判所に起訴された。</p>
③事件の特色	<p>① 本件捜査は、捜査機関が捜査協力者S1及びS2を利用したおとり捜査であり、逮捕現場にはS1も存在していた。</p> <p>② 確定審において、弁護人は、請求人はS1・S2を利用したおとり捜査によって逮捕されたこと、その際に収集された証拠はいずれも違法収集証拠として排除されるべきであることを理由に無罪を主張した。</p> <p>③ 確定審では、被告人質問のほか、捜査官複数名及び上記捜査協力者2名の証人尋問が実施されたが、証人らはいずれも、S1及びS2は捜査協力者ではなく、S1は逮捕現場にはいなかったと証言した。</p> <p>④ 確定判決は、証人らの証言の信用性を認め、おとり捜査はなかったと判断し、請求人に対し懲役2年（実刑）の有罪判決を言い渡し、同判決は平成10年9月9日に確定し、請求人はその後服役した。</p> <p>⑤ 請求人の服役後の平成14年7月10日に、本件捜査において捜査官として関与していた警察官Aが覚せい剤取締法違反により緊急逮捕され、その捜査及び公判の課程において、銃器関係事犯における北海道警察の組織ぐるみのおとり捜査やけん銃の偽装押収の実態が明らかになった。</p> <p>また、同時に、本件確定審における捜査官らによる「請求人の逮捕現場に捜査協力者がいなかった」旨の証言が偽証であったことや、捜査段階においても捜査官らが辻褃合わせのための虚偽有印公文書作成・行使を行っていたことも明らかになった。</p> <p>⑥ 本件は、おとり捜査の違法性が争点となるとともに、違法なおとり捜査によって得られた証拠について違法収集証拠排除法則が適用されて、証拠排除されるかが争点となった。</p> <p>また、証拠能力及び証拠排除法則をめぐる事実（訴訟法上の事実）に関する新証拠について刑訴法435条6号における「証拠」に含まれるかが争点となり、再審請求審とその即時抗告審において判断が分かれた。</p> <p>⑦ 再審公判においては、ロシアに在住する被告人の出頭が必要であったため、その出頭に格別の配慮が必要であった。</p>
④裁判の経過	<p>1997(H9).11.14 事件発生（現行犯逮捕）</p> <p>1998(H10).8.25 第一審 札幌地裁 有罪判決（懲役2年）（矢村宏裁判長）</p>



第1章 刑事再審の現在

	1998(H10). 9. 9 2013(H25). 9.25 2016(H28). 3. 3 2016(H28). 3. 7 2016(H28).10.26 2016(H28).11. 1 2017(H29). 2.23 2017(H29). 3. 7	同判決確定 再審請求 札幌地裁 再審開始決定（刑訴法435条6号）（佐伯恒治裁判長） 検察官 即時抗告 札幌高裁 即時抗告棄却決定（刑訴法435条7号及び437条）（高橋徹裁判長） 即時抗告棄却決定確定 再審公判 札幌地裁 再審無罪判決（中桐圭一裁判長），同日確定
⑤確定審の裁判所の判断	<p>捜査機関による違法なおとり捜査の有無等が争点となったが、確定判決は、現行犯逮捕の現場に居合わせた警察官3名及び被告人が捜査協力者として指摘した者2名の証言等に基づき、警察官が関与したおとり捜査はなかったと認定した上、被告人の公判廷供述、けん銃及び適合実包の証拠物並びにこれに関する鑑定書等をあげて、けん銃加重所持罪により被告人に懲役2年の実刑判決を言い渡した。</p> <p>被告人は、控訴せず、同判決は確定した。</p>	
⑥主要な新証拠の内容	<p>① 再審請求に先行して提起した国家賠償請求における元警察官Aの証人尋問調書（警察官Aが服役中であったため、千葉刑務所にて所在尋問を実施）</p> <p>② 元警察官Aが釈放された後に作成した供述書</p>	
⑦再審の経過	<p>① 3度の三者協議期日が開かれた後、事実の取調べとして元警察官Aの証人尋問を実施した。</p> <p>② 証人尋問において、元警察官Aは、普段からS1・S2らに対し、「何でもいいから、誰でもいいからけん銃をもってこさせろ」と指示していたこと、捜査当局は、事件前に請求人が日本にけん銃を持ち込むという具体的な情報を有しておらず、そもそも請求人の名前すら把握していなかったこと、本件おとり捜査には公益目的などは存在せず、単なる成績稼ぎの目的のために行われたものであること、S1・S2の働きかけ行為は捜査機関の指示に基づいた行為であったこと、逮捕後には警察が組織的に違法捜査を隠ぺいし、虚偽公文書作成・偽証を行ったなどを証言した。</p> <p>③ 再審請求審は、捜査の必要性について以下のように判断した。「請求人にはロシアマフィアや銃器犯罪への関与を示す事情などは全く存在せず、銃器犯罪の具体的嫌疑は何ら認められなかったものといえる。検察官が言うように一般的には海外から密輸入されるけん銃を水際で阻止する必要があるとしても、こうした具体的嫌疑のない者に対してまでわざわざ積極的にけん銃を日本に持ち込ませるよう働きかけるといえるのは、背理であろう。請求人のように元々銃器犯罪を行う意図のない者に対してまで犯意を誘発するような強い働きかけを行う必要性などは到底認められないし、かえって、こうした強い働きかけを行うことにより、けん銃という危険物を本邦に招き入れ、国民の生命、身体を殊更危険にさらしたものといえる」</p> <p>さらに、捜査官らによる隠ぺいについて以下のように判断した。「特筆すべきは、銃器対策課の捜査官らは、事件後こぞって内容虚偽の捜査書類を作成した上、裁判でおとり捜査の違法性が争われるや、内部で口裏合わせをした上、S1やS2は捜査協力者ではなく、おとり捜査は行っていないなどと全く真実に反する証言をし、組織ぐるみで本件おとり捜査の存在を隠ぺいしている。こうした捜査官らの行為は、事案の真相を明らかにして、適正に刑罰法規を適用するという刑事裁判の目的を根底から覆し、請求人が公正な裁判を受ける権利を踏みにじるものである。これほど悪質な隠ぺい工作を凶ったのは、銃器対策課の捜査官自身、本件おとり捜査は到底許されないものであり、裁判でこれが明るみに出れば大変な事態になることを認識していたからであろう。…重大な違法をはらんだおとり捜査が行われたからこそ、銃器対策課が組織ぐるみで隠ぺい工作を行ったというのが事の真相というべきであり、こうした事情もまた、本件おとり捜査の違法性を裏付けているものと見ることができる」</p> <p>その上で、「本件おとり捜査は、およそ犯罪捜査の名に値するものではなく、重大な違法があるのは明らかである」とし、本件捜査によって得られた各証拠の証拠能力を認めず、証拠か</p>	

ら排除した。

そして、「請求人が真正なけん銃やこれに適合する実包を所持していたことは請求人自身認めているものの、この自白を補強すべき証拠がなく、結局、刑訴法319条2項により犯罪の証明がないことに帰するから、請求人に対し無罪の言い渡しをすべきである。本件再審請求は、刑訴法435条6号所定の有罪の言渡しを受けた者に対して無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したときに該当する」と判断した。

- ④ 即時抗告審は、結論として検察官の即時抗告を棄却したものの、その理由付けは請求審とは内容を異にするものであった。

即時抗告審は、「本件再審請求について、確定判決が認定に供した証拠が違法収集証拠であるか否かの判断の前提となる訴訟法上の事実の認定を問題にするものである限り、請求人から提出された新証拠が、同号（刑訴法435条6号）所定の新規かつ明白な証拠に当たるとした原判断は、同号の解釈及び適用を誤ったものといわざるを得ない」とした。その上で、「原判決の証拠となった捜査書類を作成した司法警察職員が同条7号所定の職務に関する罪を犯した事実が、当該犯罪に係る確定判決を得ることができないものの、その事実の証明があった場合（同法437条本文）に該当する」として、即時抗告を棄却した。

- ⑤ 再審公判は、いわゆる覆審の方式で審理されたが、検察官は、被告人の有罪立証を放棄し、論告においても「被告人に対し、直ちに無罪判決が宣告されるべきである」と述べた。

公判においては、被告人質問は実施されたものの、その他の証拠調べは行われず、被告人に対し無罪判決が言い渡された。



再審無罪判決後に喜ぶ弁護団と請求人ら

<p>⑧再審が明らかにした事項・残された問題点</p>	<p>① 再審請求の即時抗告審が、確定判決が認定に供した証拠が違法収集証拠であるか否かの判断の前提となる訴訟法上の事実の認定を問題にする新証拠について、刑訴法435条6号該当性を認めなかったこと。</p> <p>② 再審請求の即時抗告審において、検察官が請求審（地裁段階）では主張していなかった主張（上記訴訟法上の事実に関する証拠の法435条6号該当性に関する主張）を行い、即時抗告審がこれに沿う判断をしたこと。</p> <p>③ 再審公判が覆審の方式で行われた場合、検察官が立証を放棄すると実質的な証拠調べが行われず、「誤った有罪確定判決を正して有罪の言い渡しを受けた者の名誉を回復する」という再審制度の目的の達成が不十分になってしまうこと。</p>
<p>⑨最近のトピック</p>	<p>平成28年に、本件を含む当時の北海道警察の違法捜査を描いた『日本で一番悪い奴ら』という映画が公開された。</p>

25 大阪強姦事件（無罪判決確定）

①罪名等	強制わいせつ、強姦被告事件／懲役12年
②事件の概要	<p>請求人（当時61歳）が平成16年頃から繰り返し少女を強姦等していたとして逮捕され、平成20年9月30日付強制わいせつ罪、同年11月12日付強姦罪で起訴された。請求人は捜査・公判を通じて、一貫して全ての事件を否認していた。しかし大阪地裁は少女の証言は信用できるなどとして、平成21年5月15日、全ての公訴事実を認め、請求人に懲役12年の有罪判決を言い渡した（平成22年7月21日控訴棄却、平成23年4月21日上告棄却により確定。）。</p> <p>請求人は服役していたが、平成26年になって、実際には被害事実が存在しなかったとの少女の供述が得られたことから、平成26年9月12日付けで再審請求を行った。検察官は補充捜査の結果、少女の身体に性的被害の痕跡が無いとするカルテが発見されたことなどから再審開始を争わず、平成27年2月27日再審開始決定がなされ、同年10月16日再審無罪判決が言い渡された。</p> <p>平成28年10月5日、警察官、検察官、裁判官の各捜査・起訴・判決行為に違法があることなどを理由として、請求人は、大阪地方裁判所に国家賠償請求訴訟を提起した。平成31年1月8日、大阪地方裁判所は、原告の請求を全て棄却した。請求人は控訴したが、令和元年6月27日、大阪高裁は控訴を棄却した。</p> <p>現在、上告中である。</p>
③事件の特色	<p>① 証拠関係等 客観証拠が皆無といってよいほど乏しい事案であった上、少女の供述には不自然な点が多かった。たとえば一般的な市営住宅である自宅において、他の家族もいるときに、室内で強姦されたなどと供述していた。また、被害にあった時期に関して、不合理な変遷が見られた。一方で、捜査機関は少女の身体の状態について、十分な捜査をしていなかった。</p> <p>② 無実証拠の事後的発見 再審請求を受けて、検察官が改めて各医療機関に対する照会を行った。その結果、少女が捜査段階で、性的被害の痕跡が無いと診断されていたことを示すカルテを発見した（本件捜査段階で、少女は、警察に被害を訴え出た後、捜査機関に告げずに産婦人科を受診していた）。捜査機関が当該カルテを収集していなかったことや、そもそも身体の状態を精密に捜査しなかったことの過失が大いに問題となる。また、弁護人は、確定審控訴審段階で、少女の医療機関の受診歴を調査するための事実取調べ請求を行ったが、控訴審裁判所はその事実取調べ請求を却下していた。控訴審裁判所が事実取調べを採用すれば上記カルテが発見されていた可能性は高く、裁判所の過失も問題となる。</p> <p>③ 検察官による証拠一覧表交付 再審請求審において、弁護人は、捜査機関に対して、その手持ち証拠の全ての開示を求め、裁判所に対して、同旨の証拠開示命令を申し立てた。裁判所は証拠開示命令にかえて、検察官に対して、証拠の一覧表を弁護人に交付することを命じた（平成27年1月14日付け）。しかるに検察官は、この証拠の一覧表の交付を拒絶した。</p>
④裁判の経過	<p>2004(H16).11 「強姦」があったとされる</p> <p>2008(H20).4 「強姦」があったとされる</p> <p>2008(H20).7 「強制わいせつ」があったとされる</p> <p>2008(H20).8.21 被害届提出（強制わいせつ）</p> <p>2008(H20).9.10 請求人逮捕（強制わいせつ9.11勾留）</p> <p>2008(H20).9.30 起訴（強制わいせつ）</p> <p>2008(H20).10.24 勾留（強姦）</p> <p>2008(H20).11.12 起訴（強姦）</p> <p>2009(H21).5.15 第一審 大阪地裁 判決（懲役12年）（杉田宗久裁判長）</p> <p>2010(H22).7.21 控訴審 大阪高裁 判決（棄却）（湯川哲嗣裁判長）</p>

	<p>2011(H23).4.21 上告審 最高裁 決定(棄却)(岡部喜代子裁判長)→服役</p> <p>2014(H26).9.12 再審請求(大阪地裁第3刑事部)</p> <p>2014(H26).11.18 請求人釈放(検察官指揮)</p> <p>2015(H27).1.14 証拠開示命令(証拠の一覧表)</p> <p>2015(H27).1.20 検察官 証拠開示命令を拒絶</p> <p>2015(H27).2.27 大阪地裁 再審開始決定(登石郁朗裁判長)</p> <p>2015(H27).10.16 大阪地裁 再審無罪判決(芦高源裁判長)</p> <p>2016(H28).10.5 国家賠償請求訴訟提起</p> <p>2019(H31).1.8 国家賠償請求訴訟 一審判決 大阪地裁 請求棄却(大島雅弘裁判長)</p> <p>2019(R1).6.27 国家賠償請求訴訟 控訴審判決 大阪高裁 控訴棄却(中本敏嗣裁判長)</p>
⑤確定審の裁判所の判断	<p>「弱冠14歳の少女がありもしない強姦被害等をでっち上げるまでして親族を告訴することは非常に考えにくい」「そのような稀有なことがあるとすればよほどの特殊な事情がなければならない」などとして、少女の供述が虚偽である可能性は基本的に乏しいという見方をした。そして客観証拠が無く、前記のように変遷や不自然があるにもかかわらず、いずれも小さな問題であるとして、少女の供述の信用性を肯定した。</p> <p>控訴審においては、弁護士は前記のように、少女の医療機関の受診歴を調査するための事実取調べ請求を行ったが、裁判所はその請求を却下した。</p>
⑥主要な新証拠の内容	<p>少女自身が、実際には被害に遭っていないという供述をした。その供述状況は録画して、裁判所に提出した。</p>
⑦再審の経過	<p>前記のように検察官は補充捜査を経て、請求人を釈放し、再審開始を争わなかった。再審請求審中で、前記のように、証拠一覧表の交付命令を拒絶するという行為に出た。</p>
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	<p>捜査機関、裁判所を通じて、明らかな客観証拠の軽視の姿勢が見られた。少女が嘘を言うはずがないという安易な思い込みによる訴追、事実認定がなされたと言える。</p> <p>しかしながら国家賠償請求訴訟において、一審判決は、捜査機関の捜査・訴追行為に違法は無いとし、裁判所の判決行為にも違法が無いとした。また、証拠一覧表の交付拒絶行為についても、再審請求人には証拠の一覧表の交付を受ける法律上の利益が無い(国家賠償請求は認められない)とした。裁判所がこのように杜撰な捜査公判を追認したことは極めて重大な問題である。</p>
⑨最近のトピック	<p>現在、国家賠償請求訴訟(上告審)が係属中である。</p>



# 第2章

## 再審に関する日弁連の取組み

## 第2章 再審に関する日弁連の取組み

### 第1 再審請求支援

#### 1 日弁連の再審請求支援制度の概要

##### (1) 再審請求支援制度の歴史

日弁連が再審に初めて関わりを持ったのは1959年である。そのきっかけは、同年1月28日付けの「徳島事件（徳島ラジオ商事件）の捜査には人権侵害がある」という人権救済申立てだった。日弁連は、この申立てを受けて、人権擁護委員会内に「徳島事件特別委員会」を設置して調査を行った。その結果、「検察官は、違法な取調べによって関係者に虚偽の供述を強要し、犯人とされた富士茂子氏は無実である」と判断するに至り、1960年5月25日、法務大臣及び検事総長宛に、担当検察官に対して断固たる処置をとることなどを要望した。

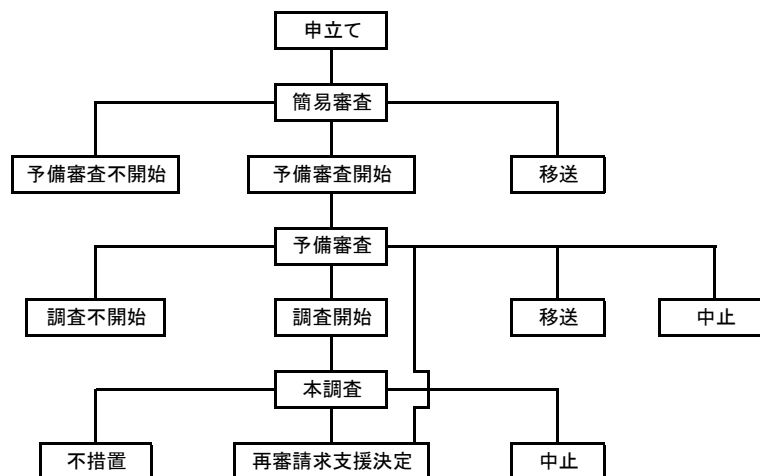
しかし、その後も検察庁の態度に変化がなかったため、上記特別委員会の委員が徳島ラジオ商事件の弁護人に就任して弁護活動を行うなど、再審請求の弁護活動に積極的に取り組むようになった。そして、このような取組みが、その後の人権擁護委員会にも引き継がれることになり、それ以降、次々に特別委員会が設置され、個別事件の再審請求の弁護活動に積極的に関わるようになった（なお、再審請求支援決定に至るまでの会内手続や、再審請求支援決定がなされたときに設置される組織の名称等については、時代によって変遷がある。）。

以上のような日弁連の取組みにより、1961年4月11日、吉田巖窟王事件の再審開始決定が出たのを皮切りに、日弁連が再審請求支援をしてきた事件のうち17の事件について、これまでに再審無罪判決が確定している。日弁連がえん罪被害者の救済のために果たしてきた役割は大きい。

##### (2) 再審請求支援決定に至るまでの手続

日弁連の再審支援決定に至るまでの手続の流れは以下のとおりである。

図表1 再審請求支援制度の手続の流れ



① 人権救済の申立て

日弁連に再審請求支援を求めるときは、人権擁護委員会に人権救済の申立てを行う。その場合、以下の事項を記載した人権救済申立書と、少なくとも判決書・決定書全文の写し（第一審から確定に至るまでの全てのもの。それ以外の裁判記録があれば、その裁判記録も。）を提出する。

ア 裁判が行われた年月日及び裁判所

イ 控訴・上告やその取下げの有無等

ウ 各審級における弁護人の氏名

エ 確定判決が誤っていると考えた理由（確定判決の認定に即して簡潔に記載する。）

オ 再審請求において提出を考えている新証拠の有無・内容

② 簡易審査

人権擁護委員会では、再審請求の支援を求め人権救済申立書が提出されると、正副委員長会議で予備審査の可否を決定する。申立てに不備がある場合には申立人に対して補正依頼が行われ、その後、審査の結果予備審査が必要と判断された場合は、当該事件について人権擁護委員会第1部会（再審部会）で予備審査が開始される。他方、審査の結果、予備審査を行っても当該事件の再審請求を支援する見込みがないことが明らかな場合は、予備審査不開始になる。また、各单位弁護士会又は各弁護士会連合会で取り扱うのが相当と判断された場合は、当該事件は単位弁護士会又は弁護士会連合会に移送される。

③ 予備審査

人権擁護委員会第1部会（再審部会）では、当該事件について本格的な調査（本調査）を実施するか否かを検討するために、予備審査を実施する。

ただ、最近では再審請求支援を求め人権救済申立事件が多くなっており、2011年以降、正式な予備審査（裁判記録の検討等も含む審査）の可否を判断するための簡易な審査（事前審査）が試行的に実施されている。具体的には、人権擁護委員会第1部会（再審部会）の部会長及び副部会長等が判決書と申立書（添付資料を含む）だけを検討して事案の内容を簡潔に整理し、これを人権擁護委員会第1部会（再審部会）で審議し、正式な予備審査を実施する必要性の有無を判断するというものである。そして、正式な予備審査をしても当該事件の再審請求を支援する見込みがないことが明らかな場合は、その段階で調査不開始になる。それ以外の場合は、予備審査担当委員を決定して予備審査を実施する（なお、単位弁護士会又は弁護士会連合会に移送されることがあることは、上記②と同じである。）。

予備審査担当委員は、申立書や裁判記録を検討し、必要に応じて申立人に照会するなどして審査を行い、その審査結果を踏まえて、人権擁護委員会第1部会（再審部会）で本調査を実施するか否かを判断する（なお、事件によっては、本調査を経ることなく直ちに再審請求を支援するのが相当と判断されることもある。また、単位弁護士会又は弁護士会連合会に移送されることがあることは、上記②と同じである。他方、予備審査を継続することが不相当と認められる場合は、中止となる。）。その判断は、以下に掲げる事項を総合的に考慮して行われる。

ア 有罪の言渡しをした確定判決又は控訴若しくは上告を棄却した確定判決が誤判である可能性

イ 再審請求に必要とされる新証拠が発見される可能性

ウ 当該事件の内容、性質、社会的影響等に照らし、日弁連が当該事件の再審請求支援を行う必要性の程度及び相当性

④ 本調査

予備審査の結果、当該事件について本格的な調査が必要と判断される場合は、再審事件調査委員会を設置して本格的な調査を実施する。再審事件調査委員会は、確定判決の分析、裁判記録の精査、新証拠の収集、再審請求書の作成等の調査を行い、その調査結果を踏まえて、人権擁護委員会第1部会（再審部会）で当該事件の再審請求を支援するか否かを判断する（なお、本調査の継続が不相当と判断される場合は、中止となる。）。その判断は、上記③のア～ウの事項を総合的に考慮して行われる。

⑤ 再審請求支援決定

再審事件調査委員会で、当該事件の再審請求を支援することが相当と判断された場合は、人権擁護委員会第1部会（再審部会）、同常任委員会及び同全体委員会で順次審議される。そして、人権擁護委員会全体委員会で承認されると、日弁連正副会長会の審議を経て日弁連理事会に付議され、日弁連理事会で承認されれば、日弁連として当該事件の再審請求を支援することになる。

(3) 支援の内容

再審請求の支援が決定されると、日弁連人権擁護委員会内に当該事件の再審事件委員会が設置される。再審事件委員会の構成としては、日弁連から当該事件の再審請求弁護人として派遣される弁護士が委員に選任されるほか、すでに当該事件の弁護団が編成されている場合は、その弁護団からも数人の弁護人が委員に選任され、これらの委員は当該事件の弁護人として再審請求の弁護活動に当たることになる。

そして、再審事件委員会が設置されると、日弁連職員が担当事務局として配置され、記録の管理・謄写等の事務手続を担うことになる。また、再審事件委員会の会議費や委員の旅費のほか、再審開始・再審無罪を獲得するために必要な鑑定・実験等の費用の援助を日弁連から受けることができる。ただし、後者については、人権擁護委員会第1部会（再審部会）及び同常任委員会の承認が必要である。

日弁連が当該事件には誤判の疑いがあると認定し、その再審請求の支援を決定することは、当該事件の当事者や支援者、そして弁護人にとって大きな励みになり、社会的には当該事件の再審開始・再審無罪獲得のための大きな原動力になっている。

なお、日弁連が支援する再審事件の弁護活動は無償で行われており、上記各支援についても日弁連が費用を負担している。他方、日弁連が支援した再審事件につき無罪判決が確定したときは、申立人（当該事件の再審請求人）の御厚意により、今後の日弁連の再審請求支援活動の費用として役立てるため、申立人に支給される刑事補償金や費用補償金の一部を人権特別基金に寄付していただいている。



## 2 再審請求支援の現状

### (1) 日弁連における再審支援申立件数及び支援決定件数

図表2は、日弁連に対して再審請求の支援を求める人権救済申立事件の申立件数と、日弁連が再審請求支援を決定した件数をまとめたものである。

図表2 日弁連における再審支援申立件数・支援決定件数

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
再審支援申立件数	9	12	26	27	26	24	24	22	39
支援決定件数	1	1	1	0	0	1	0	0	0
支援決定事件名	日野町	足利	福井女子 中学生 殺人			東京電力 女性社員 殺害			
年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
再審支援申立件数	34	48	52	37	63	58	41	44	40
支援決定件数	0	1	2*	2	0	1	1	3	0
支援決定事件名		松橋	東住吉	姫路郵便 局強盗/ 大崎		小石川	豊川	鶴見/ 恵庭殺人/ 湖東	

- 注) 1 支援決定件数は、過年度の申立てを含む当該年度中に支援を決定した事件の件数である。  
 2 東住吉事件は、再審請求人（被告人）が2人であり、申立ては各別に行なわれた。

### (2) 現在の日弁連再審請求支援事件

図表3は、日弁連が支援している現在再審請求中の事件をまとめたものである。

図表3 日弁連支援の再審請求事件  
 (事件発生の年月日順。2019年7月31日現在)

事件名	事件発生日	確定判決年月日	確定判決 裁判所	確定判決	現状	再審請求に対する裁判の経過
	支援決定日または 事件委員会設置日	上訴棄却年月日				
名張	1961 (S36) .3.28	1969 (S44) .9.10	名古屋高裁	死刑	第10次 再審請求・異議審	①2002 (H14) .4.8 第6次特別抗告 棄却決定 (最高裁) ③2005 (H17) .4.5 再審開始決定 (名古屋高裁) ⑤2006 (H18) .12.26 原決定取消再審請求 棄却決定 (名古屋高 裁) ⑦2010 (H2w2) .4.5 原決定取消差戻決定 (最高裁) ⑨2012 (H24) .5.30 特別抗告 (第2次) (最高裁) ⑪2013 (H25) .11.5 第8次再審請求 (名古屋高裁) ②2002 (H14) .4.10 第7次再審請求 (名古屋高裁) ④2005 (H17) .4.8 検察官異議申立 (名古屋高裁) ⑥2007 (H19) .1.4 特別抗告 (最高裁) ⑧2012 (H24) .5.25 原決定取消再審請求 棄却決定 (名古屋高 裁) ⑩2013 (H25) .10.16 第2次特別抗告棄却 決定 (最高裁) ⑫2014 (H26) .5.28 再審請求棄却決定 (名古屋高裁)

第1 再審請求支援

事件名	事件発生年月日	確定判決年月日	確定判決 裁判所	確定判決	現状	再審請求に対する裁判の経過	
	支援決定日または 事件委員会設置日	上訴棄却年月日					
	1973 (S48) .10.27 委員会設置	1972 (S47) .6.15 上告棄却				<p>⑬2014 (H26) .6.2 弁護士異議申立 (名古屋高裁)</p> <p>⑮2015 (H27) .1.14 特別抗告 (最高裁)</p> <p>⑰2015 (H27) .5.15 第9次再審請求 (名古屋高裁)</p> <p>⑲2015 (H27) .11.6 第10次再審請求(死 後再審) (名古屋高裁)</p> <p>㉑2017 (H29) .12.11 異議申立 (名古屋高裁)</p>	<p>⑭2015 (H27) .1.9 異議申立棄却決定 (名古屋高裁)</p> <p>⑯2015 (H27) .5.15 特別抗告申立取下げ (最高裁)</p> <p>⑰2015 (H27) .10.15 再審請求審終了決定 (名古屋高裁)</p> <p>⑲2017 (H29) .12.8 再審請求棄却決定 (名古屋高裁)</p>
袴田	1966 (S41) .6.30	1968 (S43) .9.11	静岡地裁	死刑	第2次 再審請求・特別抗 告審	<p>①1994 (H6) .8.8 再審請求棄却決定 (静岡地裁)</p> <p>③2004 (H16) .8.26 即時抗告棄却決定 (東京高裁)</p> <p>⑤2008 (H20) .3.24 特別抗告棄却決定 (最高裁)</p> <p>⑦2014 (H26) .3.27 再審開始決定, 死刑 及び拘置の執行停止 (静岡地裁)</p> <p>⑨2018 (H30) .6.11 原決定取消再審請求 棄却決定(東京高裁)</p>	<p>②1994 (H6) .8.12 即時抗告 (東京高裁)</p> <p>④2004 (H16) .9.1 特別抗告 (最高裁)</p> <p>⑥2008 (H20) .4.25 第2次再審請求 (静岡地裁)</p> <p>⑧2014 (H26) .3.31 検察官即時抗告 (東京高裁)</p> <p>⑩2018 (H30) .6.18 特別抗告 (最高裁)</p>
	1981 (S56) .11.13 委員会設置	1980 (S55) .11.19 上告棄却					
マルヨ 無線	1966 (S41) .12.5	1968 (S43) .12.24	福岡地裁	死刑	第7次 再審請求審	<p>①1988 (S63) .10.5 第5次再審請求棄却 決定(福岡地裁)</p> <p>③1998 (H10) .10.27 第5次特別抗告棄却 決定(最高裁)</p> <p>⑤2008 (H20) .3.26 第6次再審請求棄却 決定(福岡地裁)</p> <p>⑦2012 (H24) .3.29 第6次即時抗告棄却 決定(福岡高裁)</p> <p>⑨2013 (H25) .7.16 第7次再審請求 (福岡地裁)</p>	<p>②1995 (H7) .3.28 第5次即時抗告棄却 決定(福岡高裁)</p> <p>④1998 (H10) .10.30 第6次再審請求 (福岡地裁)</p> <p>⑥2008 (H20) .3.31 即時抗告 (福岡高裁)</p> <p>⑧2012 (H24) .4.5 特別抗告 (最高裁)</p>
	1975 (S50) .12.8 委員会設置	1970 (S45) .11.12 上告棄却					

第2章 再審に関する日弁連の取組み

事件名	事件発生年月日	確定判決年月日	確定判決 裁判所	確定判決	現状	再審請求に対する裁判の経過	
	支援決定日または 事件委員会設置日	上訴棄却年月日					
大崎	1979 (S54) .10.12	1980 (S55) .3.31	鹿児島地裁	懲役10年	第4次再審請求準備中	①1995 (H7) .4.19 再審請求 (鹿児島地裁)	②2002 (H14) .3.26 再審開始決定 (鹿児島地裁)
	2013 (H25) .10.22 支援決定	1981 (S56) .1.30 上告棄却				③2002 (H14) .3.29 検察官即時抗告	④2004 (H16) .12.9 原決定取消再審請求 棄却決定 (福岡高裁 宮崎支部)
						⑦2013 (H25) .3.6 第2次再審請求棄却 決定 (鹿児島地裁)	⑧2013 (H25) .3.11 即時抗告 (福岡高裁宮崎支部)
						⑨2014 (H26) .7.15 即時抗告棄却決定 (福岡高裁宮崎支部)	⑩2014 (H26) .7.22 特別抗告 (最高裁)
						⑪2015 (H27) .2.2 特別抗告棄却決定 (最高裁)	⑫2015 (H27) .7.8 第3次再審請求 (鹿児島地裁)
						⑬2017 (H29) .6.28 再審開始決定 (2度 目) (鹿児島地裁)	⑭2017 (H29) .7.3 検察官即時抗告 (福岡高裁宮崎支部)
						⑮2018 (H30) .3.12 即時抗告棄却決定 (福岡高裁宮崎支部)	⑯2018 (H30) .3.19 検察官特別抗告 (最高裁)
						⑰2019 (R1) .6.25 (最高裁) 原決定原々決定取消 再審請求棄却決定	
日野町	1984 (S59) .12.28	1995 (H7) .6.30	大津地裁	無期懲役	第2次 再審請求・即時抗 告審	①2001 (H13) .11.14 再審請求 (大津地裁)	②2006 (H18) .3.27 再審請求棄却決定 (大津地裁)
	2002 (H14) .3.15 支援決定	2000 (H12) .9.27 上告棄却 2000 (H12) .10.13 異議申立棄却				③2006 (H18) .3.30 即時抗告 (大阪高裁)	④2011 (H23) .3.30 即時抗告審終了決定 (大阪高裁)
						⑤2012 (H24) .3.30 第2次再審請求 (大津地裁)	⑥2018 (H30) .7.11 再審開始決定 (大津地裁)
						⑦2018 (H30) .7.17 検察官即時抗告 (大阪高裁)	
福井 女子 中学生 殺人	1986 (S61) .3.19	1995 (H7) .2.9	名古屋高裁 金沢支部	懲役7年	第2次再審請求準備中	①2004 (H16) .7.15 再審請求 (名古屋高裁金沢支 部)	②2011 (H23) .11.30 再審開始決定 (名古屋高裁金沢支 部)
	2004 (H16) .3.19 支援決定	1997 (H9) .11.12 上告棄却 1997 (H9) .11.21 異議申立棄却				③2011 (H23) .12.5 検察官異議申立 (名古屋高裁)	④2013 (H25) .3.6 原決定取消再審請求 棄却決定 (名古屋高 裁)
						⑤2013 (H25) .3.11 特別抗告 (最高裁)	⑥2014 (H26) .12.10 特別抗告棄却決定 (最高裁)

第1 再審請求支援

事件名	事件発生年月日	確定判決年月日	確定判決 裁判所	確定判決	現状	再審請求に対する裁判の経過	
	支援決定日または 事件委員会設置日	上訴棄却年月日					
鶴見	1988 (S63) .6.20	1995 (H7) .9.7	横浜地裁	死刑	第2次 再審請求審	①2006 (H18) .4.17 再審請求 (横浜地裁)	②2012 (H24) .4.13 再審請求棄却決定 (横浜地裁)
	2017 (H29) .8.25 支援決定	2006 (H18) .3.28 上告棄却				③2012 (H24) .4.19 即時抗告 (東京高裁)	④2017 (H29) .12.18 即時抗告申立取下げ (東京高裁)
恵庭 殺人	2000 (H12) .3.16	2003 (H15) .3.31	札幌地裁	懲役16年	第2次 再審請求・ 特別抗告審	①2012 (H24) .10.15 再審請求 (札幌地裁)	②2014 (H26) .4.21 再審請求棄却決定 (札幌地裁)
	2017 (H29) .10.18 支援決定	2006 (H18) .9.25 上告棄却				③2015 (H27) .7.17 即時抗告棄却決定 (札幌高裁)	④2016 (H28) .6.13 特別抗告棄却決定 (最高裁)
姫路 郵便局 強盗	2001 (H13) .6.19	2004 (H16) .1.9	神戸地裁 姫路支部	懲役6年	再審請求審 (差戻 審)	⑤2017 (H29) .1.10 第2次再審請求申立 (札幌地裁)	⑥2018 (H30) .3.20 再審請求棄却 (札幌地裁)
	2013 (H25) .4.19 支援決定	2006 (H18) .4.19 上告棄却				⑦2018 (H30) .3.23 即時抗告 (札幌高裁)	⑧2018 (H30) .8.27 即時抗告棄却決定 (札幌高裁)
豊川	2002 (H14) .7.28	2007 (H19) .7.6	名古屋高裁	懲役17年	再審請求・異議審	⑨2018 (H30) .9.3 特別抗告申立て (最高裁)	
	2016 (H28) .6.16 支援決定	2008 (H20) .9.30 上告棄却				①2012 (H24) .3.2 再審請求 (神戸地裁姫路支部)	②2014 (H26) .3.28 再審請求棄却決定 (神戸地裁姫路支部)
小石川	2002 (H14) .8.1	2004 (H16) .3.29	東京地裁	無期懲役	再審請求審	③2014 (H26) .4.3 即時抗告 (大阪高裁)	④2016 (H28) .3.15 原決定取消差戻決定 (大阪高裁)
	2015 (H27) .5.8 支援決定	2005 (H17) .6.17 上告棄却				⑤2016 (H28) .3.22 特別抗告 (最高裁)	⑥2017 (H29) .10.31 特別抗告棄却決定 (最高裁)
						①2016 (H28) .7.15 再審請求 (名古屋高裁)	②2019 (H31) .1.25 再審請求棄却決定 (名古屋高裁)
						③2019 (H31) .1.28 異議申立 (名古屋高裁)	
						①2015 (H27) .6.24 再審請求 (東京地裁)	



## 第2章 再審に関する日弁連の取組み

事件名	事件発生年月日	確定判決年月日	確定判決 裁判所	確定判決	現状	再審請求に対する裁判の経過	
	支援決定日または 事件委員会設置日	上訴棄却年月日					
湖東	2003 (H15) .5.22	2005 (H17) .11.29	大津地裁	懲役12年	再審公判	①2010 (H22) .9.21 再審請求 (大津地裁)	②2011 (H23) .3.30 再審請求棄却 (大津地裁)
	2018 (H30) .3.15 支援決定	2007 (H19) .5.21 上告棄却				③2011 (H23) .4.2 即時抗告申立て (大阪高裁)	④2011 (H23) .5.23 即時抗告棄却 (大阪高裁)
難波ビ デオ店 放火 殺人	2008 (H20) .10.1	2009 (H21) .12.2	大阪地裁	死刑	第2次再審請求 準備中	①2014 (H26) .5.28 再審請求 (大阪地裁)	②2016 (H28) .3.30 再審請求棄却 (大阪地裁)
	2019(R1).6.20 支援決定	2014(H26).3.6 上告棄却 2014(H26).3.26 判決訂正申立棄却				③2016 (H28) .4.4 即時抗告申立て (大阪高裁)	④2018 (H30) .10.9 即時抗告棄却 (大阪高裁)
						⑤2011 (H23) .5.26 特別抗告申立て (最高裁)	⑥2011 (H23) .8.24 特別抗告棄却 (最高裁)
						⑦2012 (H24) .9.28 第2次再審請求 (大津地裁)	⑧2015 (H27) .9.30 再審請求棄却 (大津地裁)
						⑧2015 (H27) .10.5 即時抗告 (大阪高裁)	⑨2017 (H29) .12.20 再審開始決定 (大阪高裁)
						⑩2017 (H29) .12.25 検察官特別抗告 (最高裁)	⑩2019 (H31) .3.18 検察官特別抗告棄却 (最高裁)

### 3 再審請求支援の成果

図表4は、これまでに日弁連が支援して無罪が確定した事件をまとめたものである。

図表4 日弁連支援の無罪確定事件  
(無罪判決確定の年月日順。2019年7月31日現在)

事件名	事件名・事件の概要	①事件発生年月日	⑤確定判決裁判所
		②支援決定または 事件委員会設置日	⑥確定判決
		③確定判決年月日	⑦再審開始決定 年月日・裁判所
		④上訴棄却年月日	⑧無罪判決年月日・ 裁判所
吉田	1913年(大正2年)8月13日の夜半、名古屋市郊外で一人の車曳が背後から後頭部を殴られて即死し、所持金を奪われたという事件である。吉田石松氏は、共犯者とされる2名の者の「吉田氏に唆されて犯行に及んだ」という供述を根拠に逮捕・起訴され、名古屋地裁は強盗殺人罪により死刑の有罪判決を言い渡したが、1914年(大正3年)7月31日、名古屋控訴院は無期懲役の有罪判決を言い渡した。そして、上告も棄却されて、名古屋控訴院の有罪判決が確定した。 その後、5度にわたる再審請求の末、1961年(昭和36年)4月11日、名古屋高裁は、前記2名の偽証告白の信用性を認めて再審開始を決定した。そして、1963年(昭和38年)2月28日、名古屋高裁は再審無罪判決を言い渡した。	①1913 (T2) .8.13	⑤名古屋控訴院
		②1961 (S36) .6.17 特別委員会設置	⑥無期懲役
		③1914 (T3) .7.31	⑦1961 (S36) .4.11 名古屋高裁
		④1914 (T3) .11.4	⑧1963 (S38) .2.28 名古屋高裁

第1 再審請求支援

弘前	<p>1949年(昭和24年)8月6日の深夜、弘前大学教授の婦人が、弘前市在府町の自宅で就寝中、何者かによって刺殺されたという事件である。那須隆氏が被疑者として逮捕・起訴され、第一審の青森地裁弘前支部は無罪判決を言い渡したが、1952年(昭和27年)5月31日、仙台高裁は、殺人罪等により懲役15年の有罪判決を言い渡した。そして、上告も棄却されて、仙台高裁の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、1976年(昭和51年)7月13日、仙台高裁(異議審)は、那須氏のシャツに被害者の血痕が付着していたとの鑑定について、その血痕は押収後に作出された疑いがあることを指摘し、真犯人と名乗り出た者の供述にも信用性を認めて、再審開始を決定した。そして、1977年(昭和52年)2月15日、仙台高裁は再審判決(殺人罪について、第一審の無罪判決に対する控訴を棄却)を言い渡した。</p>	①1949 (S24) .8.6	⑤仙台高裁
		②1971 (S46) .9.17 事件委員会設置	⑥懲役15年
		③1952 (S27) .5.31	⑦1976 (S51) .7.13 仙台高裁異議審
		④1953 (S28) .2.19	⑧1977 (S52) .2.15 仙台高裁
加藤	<p>1915年(大正4年)7月11日午前1時頃、山口県豊浦郡殿居村(現:下関市)の炭焼人夫が自分の小屋内で惨殺されているのが発見されたという事件である。加藤新一氏は、共犯者とされる者の「加藤氏と共謀し、被害者の所持金を盗む目的で被害者の小屋に侵入したが、被害者が目を覚ましたので、加藤氏が持参した押切刀で被害者を殺し、逃走した」という供述を根拠に逮捕・起訴された。第一審の山口地裁は、無期懲役の有罪判決を言い渡し、1916年(大正5年)8月4日、広島控訴院は、第一審判決を破棄した上で、改めて住居侵入、殺人、強盗致死の各罪により無期懲役の有罪判決を言い渡した。そして、上告も棄却されて、広島控訴院の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、6度にわたる再審請求の末、1976年(昭和51年)9月18日、広島高裁は、被害者の殺害に用いられた凶器と死体の傷とが整合しないことや、加藤氏の着衣に人血が付着しているとの鑑定には疑問があることなどを指摘し、再審開始を決定した。そして、1977年(昭和52年)7月7日、広島高裁は再審無罪判決を言い渡した。</p>	①1915 (T4) .7.11	⑤広島控訴院
		②1969 (S44) .6.17 事件委員会設置	⑥無期懲役
		③1916 (T5) .8.4	⑦1976 (S51) .9.18 広島高裁
		④1916 (T5) .11.7	⑧1977 (S52) .7.7 広島高裁
米谷	<p>1952年(昭和27年)2月25日、青森県東津軽郡高田村(現:青森市)において、被害者が自宅で何者かに絞殺されたという事件である。米谷四郎氏が被疑者として逮捕・起訴され、1952年(昭和27)12月5日、青森地裁は、強姦致死罪により懲役10年の有罪判決を言い渡した。その後、控訴が棄却され、米谷氏は上告を断念したことから、青森地裁の有罪判決が確定した。</p> <p>ところが、その後、別の人物が本件犯行を告白したことから、東京地検は同人を本件の真犯人として起訴したものの、東京地裁は同人に対して無罪判決を言い渡し、その後、控訴審係属中に同人が自殺したため、同人に対する公訴は棄却された。この間、米谷氏は、青森地裁に再審請求を行っていたところ、1973年(昭和48年)3月30日、青森地裁は再審請求を棄却したが、1976年(昭和51年)10月30日、仙台高裁(即時抗告審)は、被害者の着衣に付着した遺留精液斑が米谷氏に由来するとの鑑定には疑問があることを指摘し、目撃供述や米谷氏の自白の信用性を否定するとともに、真犯人と名乗り出た者の供述に信用性を認めて、再審開始を決定した。そして、1978年(昭和53年)7月31日、青森地裁は再審無罪判決を言い渡した。</p>	①1952 (S27) .2.25	⑤青森地裁
		②1967 (S42) .3.18 事件委員会設置	⑥懲役10年
		③1952 (S27) .12.5	⑦1976 (S51) .10.30 仙台高裁抗告審
		④1953 (S28) .8.22	⑧1978 (S53) .7.31 青森地裁
滝	<p>滝淳之助氏は、1951年(昭和26年)1月に窃盗の嫌疑で逮捕されて以降、次々と強盗殺人事件、強盗傷人事件、強盗事件及び窃盗事件を自白し、多数の事件で起訴された。そして、1953年(昭和28年)6月13日、東京地裁は、強盗殺人、強盗傷人、強盗、窃盗の各罪により、①12事件につき無期懲役、②4事件につき懲役5年、③3事件につき懲役5年の各有罪判決(その余の事件については無罪判決)を言い渡した。これに対し、滝氏は、一旦は控訴したものの、その後、控訴を取り下げたことから、東京地裁の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、滝氏は、前記19事件のうち11事件についてはアリバイが存在すると主張し、そのうち2事件については身柄が拘束されていたことを裏付ける新証拠を発見したとして、再審請求を行ったところ、1976年(昭和51年)2月14日、東京地裁は再審請求を棄却したが、1980年(昭和55年)10月16日、東京高裁は2事件のうち1事件についてアリバイの存在を認めて再審開始を決定した。そして、1981年(昭和56年)3月27日、東京地裁は、再審が開始された事件(1950年(昭和25年)5月20日の強盗事件)について無罪の判断をした上で、①のうちこれを除いた11事件につき改めて無期懲役の有罪判決を言い渡した。</p>	①*1950 (S25) .5.20	⑤東京地裁
		②1964 (S39) .1.31 特別委員会設置	⑥*無期懲役 懲役5年 懲役5年
		③1953 (S28) .6.13	⑦1980 (S55) .10.16 東京高裁抗告審
		④1953 (S28) .9.10 控訴取下げ	⑧1981 (S56) .3.27 東京地裁

## 第2章 再審に関する日弁連の取組み

免田	<p>1948年（昭和23年）12月29日午後11時30分頃、熊本県人吉市北泉田町の被害者宅において、一家4人が殺傷されたという事件である。免田栄氏が被疑者として逮捕・起訴され、1950年（昭和25年）年3月23日、熊本地裁八代支部は、住居侵入、強盗殺人、強盗殺人未遂の各罪により死刑の有罪判決を言い渡した。そして、控訴、上告とも棄却されて、熊本地裁八代支部の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、6度にわたって再審請求が行われ、この間、第3次再審請求において、1956年（昭和31年）8月10日、熊本地裁八代支部が一旦は再審開始を決定したものの、検察官の即時抗告を受けて、同決定は福岡高裁で取り消された。しかし、第6次再審請求において、1979年（昭和54年）9月27日、福岡高裁（即時抗告審）は、凶器とされた鉈に付着していた血液が被害者の血液型と同じであるとの鑑定や、自白調書で述べられた犯行態様や犯行後の足取りには疑問があると指摘し、そのことは自白の信用性に影響を及ぼすとして、再審開始を決定した。そして、1983年（昭和58年）7月15日、熊本地裁八代支部は再審無罪判決を言い渡した。</p>	①1948（S23）.12.29	⑤熊本地裁八代支部
		②1961（S36）.9.23 特別委員会設置	⑥死刑
		③1950（S25）.3.23	⑦1979（S54）.9.27 福岡高裁抗告審
		④1951（S26）.12.25	⑧1983（S58）.7.15 熊本地裁八代支部
財田川	<p>1950年（昭和25年）2月28日未明、香川県三豊郡財田村（現：三豊市）において、被害者が自宅の居間兼寝室で就寝中、何者かに襲われ、刺身包丁様の鋭利な刃物で30数か所の刺切傷を負わされ、急性失血により死亡するとともに、現金約1万3000円が強奪されたという事件である。谷口繁義氏が被疑者として逮捕・起訴され、1952年（昭和27年）2月20日、高松地裁丸亀支部は、強盗殺人罪により死刑の有罪判決を言い渡した。そして、控訴、上告とも棄却されて、高松地裁丸亀支部の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、2度にわたって再審請求が行われ、第2次再審請求において、請求審、即時抗告審とも再審請求を棄却していた。しかし、1976年（昭和51年）10月12日、最高裁は、犯行現場に残された血痕足跡が自白の内容と合致しないことなど、自白には様々な疑問点があることを指摘し、白鳥決定の判断枠組を踏襲して、原決定及び原々決定を取り消し、本件を高松地裁に差し戻した。その後、1979年（昭和54年）6月7日、高松地裁（差戻請求審）は再審開始を決定し、1984年（昭和59年）3月12日、高松地裁は再審無罪判決を言い渡した。</p>	①1950（S25）.2.28	⑤高松地裁丸亀支部
		②1976（S51）.9.17 事件委員会設置	⑥死刑
		③1952（S27）.2.20	⑦1979（S54）.6.7 高松地裁差戻審
		④1957（S32）.1.22	⑧1984（S59）.3.12 高松地裁
松山	<p>1955年（昭和30年）10月18日午前3時50分頃、宮城県志田郡松山町（現：大崎市）の被害者宅から火災が発生し、被害者宅が全焼するとともに、焼け跡から夫婦と子ども2人の焼死体が発見されたという事件である。4人の焼死体には、いずれも割創があったことから、殺人・放火事件として捜査が進められ、斎藤幸夫氏が被疑者として逮捕・起訴され、1957年（昭和32年）10月29日、仙台地裁古川支部は、強盗殺人、非現住建造物放火の各罪により死刑の有罪判決を言い渡した。そして、控訴、上告とも棄却されて、仙台地裁古川支部の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、2度にわたる再審請求の末、1979年（昭和54年）12月6日、仙台地裁（差戻請求審）は、斎藤氏宅から押収された掛布団の襟当に被害者の血液と同型の血痕が付着していたとの鑑定の証拠価値は著しく減弱しており、斎藤氏の事件当時の着衣であるジャンパーやズボンにも当初から血痕が付着していなかった蓋然性が高く、斎藤氏の自白の信用性にも疑問があるととして、再審開始を決定した。そして、1984（昭和59）年7月11日、仙台地裁は再審無罪判決を言い渡した。</p>	①1955（S30）.10.18	⑤仙台地裁古川支部
		②1962（S37）.11.20 特別委員会設置	⑥死刑
		③1957（S32）.10.29	⑦1979（S54）.12.6 仙台地裁差戻審
		④1960（S35）.11.1	⑧1984（S59）.7.11 仙台地裁
徳島	<p>1953年（昭和28年）11月5日未明、徳島駅前のラジオ商が何者かに殺されたという事件である。警察は、ラジオ商の店員である少年2名を別件で逮捕し、その供述を根拠に被害者の内妻であった富士茂子氏が逮捕・起訴され、1956年（昭和31年）4月18日、徳島地裁は、殺人罪により懲役13年の有罪判決を言い渡した。そして、控訴が棄却され、富士氏は一旦は上告をしたものの、その後、上告を取り下げたことから、徳島地裁の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、5度にわたって再審請求が行われていたが、第5次再審請求中の1979年（昭和54年）11月15日に富士氏が病死したことから、富士氏の姉妹弟が第6次再審請求（死後再審）としてこれを引き継いだ。そして、1980年（昭和55年）12月13日、徳島地裁は、前記少年2名の供述が偽証であることを認めるとともに、富士氏の自白の任意性・信用性にも疑問があり、外部犯人による犯行であることをうかがわせる証拠もあるなどとして、再審開始を決定した。そして、1985年（昭和60年）7月9日、徳島地裁は再審無罪判決を言い渡した。</p>	①1953（S28）.11.5	⑤徳島地裁
		②1959（S34） 特別委員会設置	⑥懲役13年
		③1956（S31）.4.18	⑦1980（S55）.12.13 徳島地裁
		④1958（S33）.5.12 上告取下げ	⑧1985（S60）.7.9 徳島地裁

第1 再審請求支援

梅田	<p>1950年（昭和25年）10月10日、北海道北見市の山径上で北見営林局の職員が現金19万円を奪われて殺害され、現場付近に埋められていたのが6か月後に発見されたという事件である。本件の主犯とされる者は、当初は単独犯行であると供述していたが、その後、梅田義光氏に殺害させたと供述したことから、その供述を根拠に梅田氏が逮捕・起訴され、1954年（昭和29年）7月7日、釧路地裁網走支部は、強盗殺人、死体遺棄の各罪により無期懲役の有罪判決を言い渡した。そして、控訴、上告とも棄却されて、釧路地裁網走支部の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、2度にわたる再審請求の末、1982年（昭和57年）12月20日、釧路地裁網走支部は、梅田氏の自白による打撃態様が被害者の頭部損傷の状況と整合しない疑いがあることを指摘し、梅田氏の自白や主犯とされる者の供述の信用性にも疑問がある上、梅田氏にはアリバイが存在する可能性もあるなどとして、再審開始を決定した。そして、1986年（昭和61年）8月27日、釧路地裁は再審無罪判決を言い渡した。</p>	①1950（S25）.10.10	⑤釧路地裁網走支部
		②1964（S39）.1.31 特別委員会設置	⑥無期懲役
島田	<p>1954年（昭和29年）3月10日、静岡県島田市の幼稚園で6歳の女兒が誘拐され、3日後、市内を流れる大井川南岸の山中で強姦され殺された死体が発見されたという事件である。赤堀政夫氏が被疑者として逮捕・起訴され、1958年（昭和33年）5月23日、静岡地裁は、強姦致傷、殺人の各罪により死刑の有罪判決を言い渡した。そして、控訴、上告とも棄却されて、静岡地裁の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、4度にわたる再審請求の末、1986年（昭和61年）5月29日、静岡地裁（差戻請求審）は、犯行順序や被害者の陰部損傷・胸部損傷の状況が赤堀氏の自白と整合せず、犯行後の足どりに関する自白調書の中には明らかに客観的事実に反する供述が含まれていることなどから、自白の信用性には疑問があるとして、再審開始を決定した。そして、1989年（平成元年）1月31日、静岡地裁は再審無罪判決を言い渡した。</p>	③1954（S29）.7.7	⑦1982（S57）.12.20 釧路地裁網走支部
		④1957（S32）.11.14	⑧1986（S61）.8.27 釧路地裁
		①1954（S29）.3.10	⑤静岡地裁
榎井村（えないむら）	<p>1946年（昭和21年）8月21日午前2時頃、2人組の何者かが香川県仲多度郡榎井村（現：琴平町）の被害者宅に侵入し、その庭先で被害者を拳銃で射殺し、逃走したという事件である。吉田勇氏は、別件の建造物侵入及び拳銃所持を理由に、行政執行法に基づく行政検束により身柄を拘束され、その後、予審を経て公判に付された。1947年（昭和22年）12月24日、高松地裁は住居侵入、殺人等の各罪により無期懲役の有罪判決を言い渡したが、1948年（昭和23年）11月9日、高松高裁は懲役15年の有罪判決を言い渡した。そして、上告も棄却されて、高松高裁の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、1993年（平成5年）11月1日、高松高裁は、犯人が現場に遺留したパナマ帽が吉田氏の所有物であることに疑問があることを指摘するとともに、共犯者とされる者の自白の信用性にも疑問があるとして、再審開始を決定した。そして、1994年（平成6年）3月22日、高松高裁は住居侵入、殺人の各罪について再審無罪判決を言い渡した。</p>	②1977（S52）.3.18 事件委員会設置	⑥死刑
		③1958（S33）.5.23	⑦1986（S61）.5.29 静岡地裁差戻審
		④1960（S35）.12.15	⑧1989（H1）.1.31 静岡地裁
足利	<p>1946年（昭和21年）8月21日午前2時頃、2人組の何者かが香川県仲多度郡榎井村（現：琴平町）の被害者宅に侵入し、その庭先で被害者を拳銃で射殺し、逃走したという事件である。吉田勇氏は、別件の建造物侵入及び拳銃所持を理由に、行政執行法に基づく行政検束により身柄を拘束され、その後、予審を経て公判に付された。1947年（昭和22年）12月24日、高松地裁は住居侵入、殺人等の各罪により無期懲役の有罪判決を言い渡したが、1948年（昭和23年）11月9日、高松高裁は懲役15年の有罪判決を言い渡した。そして、上告も棄却されて、高松高裁の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、1993年（平成5年）11月1日、高松高裁は、犯人が現場に遺留したパナマ帽が吉田氏の所有物であることに疑問があることを指摘するとともに、共犯者とされる者の自白の信用性にも疑問があるとして、再審開始を決定した。そして、1994年（平成6年）3月22日、高松高裁は住居侵入、殺人の各罪について再審無罪判決を言い渡した。</p>	①*1946（S21）.8.21	⑤高松高裁
		②1990（H2）.3.16 支援決定	⑥*懲役15年
		③1948（S23）.11.9	⑦1993（H5）.11.1 高松高裁
布川	<p>1990年（平成2年）5月12日午後6時30分頃、栃木県足利市のパチンコ店付近で4歳の女兒が行方不明となり、翌13日に同市内の渡良瀬川河川敷において全裸体の死体が発見され、女兒の着衣等のうち半袖下着に精液が付着していたという事件である。警察から不審人物として狙いをつけられた菅家利和氏は、同人が捨てたゴミの遺留物について科学警察研究所が実施したDNA型鑑定を根拠に犯人と決めつけられて自白させられ、それを根拠に逮捕・起訴された。1993年（平成5年）7月7日、宇都宮地裁は、わいせつ誘拐、殺人、死体遺棄の各罪により無期懲役の有罪判決を言い渡し、控訴・上告とも棄却されて、宇都宮地裁の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、2009年（平成21年）6月23日、東京高裁（即時抗告審）は、裁判所が実施したDNA型再鑑定の結果を踏まえ、犯行現場付近に遺留されていた被害者の半袖下着に付着した犯人のものと思われる精液のDNA型は菅家氏の型と一致せず、自白の信用性にも疑問があるとして、再審開始を決定した。そして、2010年（平成22年）3月26日、宇都宮地裁は再審無罪判決を言い渡した。</p>	④1949（S24）.4.28	⑧1994（H6）.3.22 高松高裁
		①1990（H2）.5.12	⑤宇都宮地裁
		②2002（H14）.12.20 支援決定	⑥無期懲役
布川	<p>1967年（昭和42年）8月30日の朝、茨城県北相馬郡利根町布川において、一人暮らしの大工が自宅で殺害されているのが発見されたという事件であり、部屋にあったロッカーや机の引出などの状況から物色があつたこともうかがわれた。櫻井昌司氏と杉山卓男氏は、いずれも別件で逮捕・勾留されて本件の自白に追い込まれ、それを根拠に逮捕・起訴された。1970年（昭和45年）10月6日、水戸地裁土浦支部は、両名について、強盗殺人罪等により無期懲役の有罪判決を言い渡し、控訴・上告とも棄却されて、水戸地裁土浦支部の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、2度にわたる再審請求の末、2005年（平成17年）9月21日、水戸地裁土浦支部は、殺害方法や殺害行為の順序が両名の自白と整合しないことを指摘し、両名の自白の信用性や目撃証言について再検討したところ、その信用性には疑問があるなどとして、再審開始を決定した。そして、2011年（平成23年）5月24日、水戸地裁土浦支部は強盗殺人罪について再審無罪判決を言い渡した。</p>	③1993（H5）.7.7	⑦2009（H21）.6.23 東京高裁抗告審
		④2000（H12）.7.17	⑧2010（H22）.3.26 宇都宮地裁
		①*1967（S42）.8.28	⑤水戸地裁土浦支部
布川	<p>1967年（昭和42年）8月30日の朝、茨城県北相馬郡利根町布川において、一人暮らしの大工が自宅で殺害されているのが発見されたという事件であり、部屋にあったロッカーや机の引出などの状況から物色があつたこともうかがわれた。櫻井昌司氏と杉山卓男氏は、いずれも別件で逮捕・勾留されて本件の自白に追い込まれ、それを根拠に逮捕・起訴された。1970年（昭和45年）10月6日、水戸地裁土浦支部は、両名について、強盗殺人罪等により無期懲役の有罪判決を言い渡し、控訴・上告とも棄却されて、水戸地裁土浦支部の有罪判決が確定した。</p> <p>その後、2度にわたる再審請求の末、2005年（平成17年）9月21日、水戸地裁土浦支部は、殺害方法や殺害行為の順序が両名の自白と整合しないことを指摘し、両名の自白の信用性や目撃証言について再検討したところ、その信用性には疑問があるなどとして、再審開始を決定した。そして、2011年（平成23年）5月24日、水戸地裁土浦支部は強盗殺人罪について再審無罪判決を言い渡した。</p>	②1978（S53）.9.13 事件委員会設置	⑥*無期懲役
		③1970（S45）.10.6	⑦2005（H17）.9.21 水戸地裁土浦支部
		④1978（S53）.7.3	⑧2011（H23）.5.24 水戸地裁土浦支部



## 第2章 再審に関する日弁連の取組み

東京電力女性社員殺害	1997年（平成9年）3月19日、東京都渋谷区にあるアパートの1階で東京電力に勤務していた女性の死体が発見されたという事件である。ネパールのゴビンダ・ブラサド・マイナリ氏は、別件の出入国管理及び難民認定法違反（不法残留）の嫌疑で逮捕・起訴された後、本件で逮捕・起訴され、第一審の東京地裁は無罪判決を言い渡したが、2000年（平成12年）12月22日、東京高裁は強盗殺人罪により無期懲役の有罪判決を言い渡した。そして、上告も棄却されて、東京高裁の有罪判決が確定した。	①1997（H9）.3.8	⑤東京高裁
	その後、2012年（平成24年）6月7日、東京高裁は、検察官が実施したDNA型鑑定の結果を踏まえ、マイナリ氏以外の第三者が犯行現場であるアパートの1階で被害者と性交し、その後、被害者を殴打した可能性を指摘し、確定判決の有罪認定の証拠構造の骨格をなす判断にも疑問が生じたとして、再審開始を決定した。そして、2012年（平成24年）11月7日、東京高裁は再審判決（第一審の無罪判決に対する控訴を棄却）を言い渡した。	②2006（H18）.10.17 支援決定 ③2000（H12）.12.22	⑥無期懲役 ⑦2012（H24）.6.7 東京高裁
東住吉	1995年（平成7年）7月22日午後4時50分頃、大阪市東住吉区内の民家で火災が発生し、小学6年生の女兒が焼死したという事件である。警察は、女兒の母親である青木恵子氏と、その内縁の夫である朴龍皓氏が、女兒に掛けていた保険金を得る目的で放火殺人を行ったとの嫌疑で捜査を進め、両名が逮捕・起訴された。大阪地裁は、1999年（平成11年）3月30日には朴氏に、同年5月18日には青木氏に、いずれも現住建造物等放火、殺人、詐欺未遂の各罪により無期懲役の有罪判決を言い渡した。その後、控訴・上告とも棄却されて、大阪地裁の有罪判決が確定した。	①1995（H7）.7.22	⑤大阪地裁
	その後、2012年（平成24年）3月7日、大阪地裁は、燃焼再現実験の結果などを踏まえ、朴氏の自白は、放火方法という核心部分において不自然不合理な内容であるなど、その信用性には疑問があり、自然発火の可能性も排斥できないとして、再審開始を決定した。そして、2016年（平成28年）8月10日、大阪地裁は再審無罪判決を言い渡した。	②2012（H24）.7.12 支援決定 ③*朴龍皓氏 1999（H11）.3.30 青木恵子氏 1999（H11）.5.18	⑥無期懲役 ⑦2012（H24）.3.7 大阪地裁
松橋（まつばせ）	1985年（昭和60年）1月8日、熊本県下益城郡松橋町（現：宇城市）の被害者宅において、被害者が刃物で頸部を多数回刺されて死亡しているのが発見されたという事件である。宮田浩喜氏は、事件が発覚した直後から連日、長時間にわたる取調べを受けて自白に追い込まれ、それを根拠に逮捕・起訴された。1986年（昭和61年）12月22日、熊本地裁は、殺人罪等により懲役13年の有罪判決を言い渡した。そして、控訴、上告とも棄却されて、熊本地裁の有罪判決が確定した。	①*1985（S60）.1.6	⑤熊本地裁
	その後、2016年（平成28年）6月30日、熊本地裁は、被害者の創傷の中には、犯行に用いたとされる切出小刀ではできないと思われる傷があることや、切出小刀に巻き付けた後、犯行後に燃やしたとされるシャツの切れ端が現存することなどから、宮田氏の自白の信用性には疑問があるとして、再審開始を決定した。そして、2019年（平成31年）3月28日、熊本地裁は殺人罪について再審無罪判決を言い渡した。	②2011（H23）.8.18 支援決定 ③1986（S61）.12.22	⑥*懲役13年 ⑦2016（H28）.6.30 熊本地裁
		④1990（H2）.1.26	⑧2019（H31）.3.28 熊本地裁

- 注) 1 滝事件の事件発生年月日「\*1950（S25）.5.20」は、再審により無罪になった事件の発生日であり、同事件の確定判決「\*無期懲役」は、再審により確定判決のうち無期懲役の一部が無罪になり、その上で、改めて無期懲役の判決が言い渡された。
- 2 榎井村事件の事件発生年月日「\*1946（S21）.8.21」は、再審により無罪になった住居侵入、殺人事件の発生日であり、確定判決は余罪を併合して量刑し、再審により住居侵入、殺人事件については無罪になり、余罪については懲役2年（執行猶予3年）の有罪判決だった。
- 3 布川事件の事件発生年月日「\*1967（S42）.8.28」は、再審により無罪になった強盗殺人事件の発生日であり、確定判決は余罪を併合して量刑し、再審により強盗殺人事件については無罪になり、余罪については懲役2年（執行猶予3年）の有罪判決だった。
- 4 東住吉事件は、再審請求人（被告人）が2人で、確定審の審理、判決及び再審請求は各別に行われた。再審請求審では、2件の再審請求事件が併合されたが、再審開始決定確定後の再審公判は各別に行われた。
- 5 松橋事件の事件発生年月日「\*1985（S60）.1.6」は、再審により無罪になった殺人事件の発生日であり、確定判決は余罪を併合して量刑し、再審により殺人事件については無罪になり、余罪については懲役1年（未決勾留日数を刑期に満つるまで算入）の有罪判決だった。

### 4 再審請求支援の課題

日弁連による再審請求支援は、委員会活動の一環として行われている。そのため、人権救済調査室嘱託による若干のサポートはあるものの、専従のスタッフはおらず、委員は自

らの弁護士業務を抱えながら再審請求支援に取り組むことになる。しかし、最近では再審請求支援を求める人権救済申立事件が多く、その負担は大きい。また、事件の調査や再審弁護活動は無償で行われている。このように、日弁連による再審請求支援は、委員の熱意に依拠して行われている。

また、事件の調査を行うにしても、再審請求前には証拠開示制度もなく、強制的な調査権限（例えば、イギリス刑事事件再審査委員会のように、あらゆる外部機関から文書を入手する権限など）もないため、調査対象者に任意の協力を求める以外に方法がないのである。さらに、事件の調査や再審請求を行うに当たり、鑑定や実験等が必要になることも少なくない。しかし、そのためには多額の費用が必要であり、申立人やその支援者等がその費用を負担することは困難である。もっとも、前記のとおり日弁連から支援が行われることもあるが、その原資は日弁連会員の会費であり、そこにも限界がある。

このように、日弁連による再審請求支援は、えん罪被害の救済にとって重要な意義を持つものではあるが、その基盤は脆弱で、必ずしも十分なものとは言えない。しかし、えん罪被害を救済する責務は、本来、国にあり、国にはえん罪被害の救済を支援する制度（例えば、えん罪被害の救済に向けた再調査を行う公的機関の設置など）を整備することが求められる。

## 第2 再審に関する制度・運用の調査研究

### 1 再審問題研究会の発足

日弁連は、個別の再審事件に関する取組みとは別に、閉塞状況にあった再審の厚い壁を突破するため、1972年7月、人権擁護委員会内に再審問題研究会を発足させた。この研究会は、「再審事件を担当している各委員が一堂に会して今までの経験と知識の交換をなすとともに、再審事件に取り組んでいる委員以外の弁護士・学者との交流を図る等、総合的に再審問題を研究する」ために設置されたものである。

再審問題研究会では、刑事法研究者の協力による再審法制の問題点やあるべき姿の追究、各再審事件の報告と問題点の研究・討論、再審問題シンポジウムの開催（1973年5月）、約1100件の誤判再審事件の実態研究を行った西ドイツ（当時）のカール・ペータース博士（元チュービンゲン大学教授）による講演会の開催（同年11月）など、再審問題について旺盛な活動を続けていた。

### 2 人権擁護大会シンポジウム「再審と人権」の開催

日弁連は、1976年10月、仙台市で開催された第19回人権擁護大会において、同月8日、多年にわたって再審問題につき蓄積された幾多の苦難と経験を回顧しつつ意見を交換し再審制度のあるべき姿を展望するため、「再審と人権」というテーマでシンポジウムを開催した。このシンポジウムは、白鳥決定を受けて、弘前事件、加藤事件及び米谷事件で相次いで再審開始決定が出され、また、財田川事件でも再審請求棄却決定の取消し・差戻しが行われた時期に開催されたこともあって、再審事件関係者も多数参加して熱心で充実した討議が行われた。

そして、このシンポジウムの成果を受けて、翌9日の人権擁護大会では、「刑事訴訟法の一部（再審）改正に関する宣言」が採択された。この宣言は、「誤判が正されず、無実の国民が法の名において生命、自由を奪われることは、人権侵害の最たるものであり、刑事再審制度は、このようなえん罪の救済を目的としているにもかかわらず、わが国の再審は、確定判決を絶対視することにより、ほとんどが退けられていること」を指摘した上で、「（日弁連は）人権尊重の理念にのっとり刑事再審制度の運用の改善と法改正の実現を期して全力を尽くすこと」を高々と宣言するものだった。

### 3 『再審』、『続・再審』の出版

日弁連は、1977年3月、日弁連編『再審』（日本評論社）を出版した。これは、上記人権擁護大会シンポジウム「再審と人権」開催後、同シンポジウムの成果やそれまでの日弁連の再審に関する活動を取りまとめ、再審法改正の必要性を国民各層に訴えてその理解と協力を求めるために出版されたものである。その内容は、誤判原因の分析、再審請求手続の問題点、吉田巖窟王事件、松山事件、白鳥事件等の運動の歴史、日弁連の活動、再審の法理、各再審事件の紹介、文献目録、日弁連の決議・宣言など再審について網羅的に説明するとともに多数の資料を提供するものだった。

また、日弁連は、1986年8月、日弁連編『続・再審』（日本評論社）を出版している。これは、上記『再審』出版後、約10年の間に、免田事件、財田川事件、松山事件という三つの死刑事件で再審無罪判決が言い渡され、島田事件でも再審開始決定が出たこと、死後再審である徳島ラジオ商事件で再審無罪判決が言い渡されたことなど、再審をめぐる数々の大きな動きがあったため、再び再審に関する書籍を出版することにしたのである。その内容は、死刑再審3事件（免田事件、財田川事件、松山事件）の総括、再審事件の現状、再審の問題点、再審をめぐる諸課題、著名再審事件の紹介、日弁連の再審法（刑事訴訟法第四編）改正案（昭和60年改正案）、日弁連及び各弁護士会連合会の宣言・決議、文献目録、再審関係年表等、日弁連編『再審』の内容を大幅に拡充するものだった。

### 4 全国再審弁護団会議の開催

再審の厚い壁を突破するためには、再審事件に携わっている弁護士がそれぞれの経験や教訓を共有し、研究者との交流を図るなどして、理論面・実践面の双方において弁護活動の水準を高めていく必要がある。

そのような観点から、人権擁護委員会第1部会（再審部会）では、1979年、第1回全国再審弁護団会議を開催し、その後もほぼ毎年1回、同会議を開催している。同会議には、再審事件に関わる弁護士や研究者が全国から集まり、その時点で動きのあった事件や各再審事件に共通する問題をテーマとして取り上げ、再審事件弁護団や研究者からの報告を受けて熱心な討議を行うなど、同会議は再審事件に関して重要な研究・情報交換の場になっている。

また、同会議以外にも、人権擁護委員会第1部会（再審部会）では、随時、定例の部会の機会を利用してミニ再審弁護団会議を開催し、再審事件弁護団からの報告を受け、弁護団が抱えている課題について意見交換が行われている。その他、定例の部会やメーリング



リストなどでも随時、再審事件に関する報告や情報交換などが行われている。

## 5 「再審通信」の発行

人権擁護委員会では、「再審事件の経験を交流し再審法改正の活動をひろめる」ため、1977年5月、「再審通信」第1号を発行した。以後「再審通信」は継続的に発行され、現在も年2回発行されている。直近の2019年10月には、「再審通信」第118号が発行された。

「再審通信」では、再審事件に携わる者に、再審事件につき的確な情報を発信して再審事件に関する情報や経験を共有することを目指している。特に日弁連支援事件については、そのえん罪性や活動状況を広く社会に訴えることを主眼に置いている。ただ、近年、再審の分野では理論面や実践面で様々な進展が見られるようになり、日弁連支援事件以外の再審事件弁護団の活動状況についても、適宜紹介されている。

なお、配布先は、再審事件弁護団に加入している弁護士、研究者、裁判所、検察庁などである。

## 第3 再審法改正運動

### 1 再審法改正案の提案

#### (1) 再審支援の開始と「昭和37年改正要綱」

日弁連は、1959年、徳島ラジオ商事件の再審支援を目的とする特別委員会の設置を嚆矢として、個別再審事件の救済支援を開始した。しかし、再審事件支援に取り組む中で、再審開始の壁があまりにも厚いことを思い知らされた（なお、吉田岩窟王事件は1963年に再審無罪になったが、徳島ラジオ商事件の再審無罪は、申立人が死亡した後の1980年まで待たねばならなかった。）。

そこで日弁連は、1962年の定期総会で、「再審制度改正に関する決議」を採択した。そして同年の理事会では「刑事訴訟法第四編（再審）中改正要綱」（「昭和37年改正要綱」）が採択され、同要綱は、最高裁、法務大臣、衆参両院の法務委員長、各政党法務部会宛にそれぞれ提出された。

「昭和37年改正要綱」では、再審請求権者に日弁連会長や単位弁護士会会長を加えることや再審開始決定に対する不服申立てを禁止することなど、七つの改正項目が挙げられていたが、結局、法制化には至らなかった。

#### (2) 白鳥・財田川決定と「昭和52年改正案」

吉田岩窟王事件の再審無罪で日弁連に対する再審支援要請と日弁連の再審支援は急増した。しかし、再審開始の壁はやはり厚く、特に死刑確定者の再審請求はことごとく棄却されていた。これに対して、死刑確定者の再審請求人の死刑執行を回避するため、1967年、神近市子議員らは「死刑確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例法」要綱案を発表し、法案として国会に提出したが、成立には至らなかった。

この間、日弁連は、再審を担当する弁護人や学者の交流を図る目的で、1972年、再審問題研究会を発足させた。同研究会では、学者との勉強会や講演会、個別事件の研究会、誤判研究で著名な西ドイツ（当時）の元チュービンゲン大学教授カール・ペー



タース氏の招聘と全国講演会などを企画するなど、再審問題について旺盛な活動を続けていた。

そうした中、1975年、白鳥決定が出た。同決定は再審請求を棄却したものの、「疑わしきは被告人の利益に」の原則の再審への適用、明白性の基準、総合評価の三点において、これまでにない画期的な意義を持つ決定だった。そして、この白鳥決定は、翌1976年の財田川決定とともに白鳥・財田川決定と呼ばれ、それまで「開かずの扉」とされていた再審開始の要件を緩和し、その後の死刑再審4事件をはじめとする再審開始決定の重要なメルクマールになった。

日弁連は、1976年、仙台での人権大会で「再審と人権」をテーマにシンポジウムを開催し、さらに同大会では「憲法の人権尊重の理念にのっとり再審制度の運用の改善と法改正の実現を期す」という宣言を採択した。

白鳥決定直前、日弁連内に人権擁護委員会と司法制度調査会選任の委員で構成された「再審法改正合同委員会」が設置され、「昭和37年改正要綱」の再検討が開始された。そして白鳥決定から2年後の1977年、再審法改正案（昭和52年改正案）が作成され、正式な改正案として理事会で決定された。

「昭和52年改正案」では、再審要件の緩和ないし理由の拡大、請求人の手続面での権利保障、審理構造における検察官の地位の再検討という三つの観点から、「昭和37年改正要綱」より詳細な15項目にわたる改正条項が設けられた。その中でも特に、白鳥決定を受け、刑訴法435条6号の再審要件である「明らかな証拠をあらたに発見したとき」を「原判決に影響を及ぼす重大な事実誤認があると疑うに足る証拠をあらたに発見したとき」に緩和ないし拡大する方向での改訂や、再審における国選弁護人制度、申立て又は職権による裁判所の刑の執行停止規定、請求による事実取調べ規定、開始決定に対する検察官の不服申立て禁止などの新設が注目される。

この「昭和52年改正案」を受けて、同年、日弁連内に「国会等対策会議再審法改正部会」（再審法改正部会）が設置された。再審法改正部会では、各政党に対する要請活動、報道関係者や文化人との懇談会、国会要請、国会議員に対するアンケート調査、法務省に対する要請行動など、その活動は活発かつ多岐にわたった。

この時期に特徴的だったのは、再審法改正の要求に対する法務省の対応が必ずしも消極的でも対立的でもなかったということである。例えば、政府委員伊藤栄樹法務省刑事局長は、1975年5月19日の参議院法務委員会で、「国選弁護人の選任の問題、再審請求人弁護人の再審請求手続における立会権、再審請求人と弁護人との接見、交通権の問題、記録保存の問題を中心に手直しすべき点があるのじゃないか、手直しするとすれば、なるべく早い機会にやりたい」と答弁している。

### (3) 死刑再審4事件の無罪判決と「昭和60年改正案」

1980年代に入ると、1983年7月に免田事件で、翌1984年3月に財田川事件で、同年7月には松山事件で、相次いで再審無罪判決が言い渡された。1年の間に3件もの死刑再審事件が無罪になったことで世論は大きな衝撃を受け、マスコミも大きくとりあげ中、日弁連の再審法改正案は社会的に注目されることになった。そのような状況のもと、1984年の第101回国会では、日本社会党案、日本共産党案の各再審法改正案

が提出されたが、いずれも採択には至らなかった。

そしてこの頃から、再審法改正に対する法務省の発言が消極的になってきた。1983年3月22日及び同年5月18日の衆議院法務委員会での法務省刑事局長の答弁は、それまでの「手直しするとすれば、なるべく早い機会にやりたい」という表現から、「いろいろの面から基本的なところに立ち返りまして真剣に取り組んでいきたい」、「立ち返って当面の問題を含めてさらに十分な検討を尽くしたい」などと消極的な姿勢に変化した。個別事件に対応する検察官の姿勢も、それまでの再審事件（弘前事件、加藤老事件、米谷事件）では開始決定に対して即時抗告をすることはなかったが、前記死刑再審3事件ではいずれについても即時抗告または特別抗告をし、証拠開示についても頑なに抵抗するなど、法務・検察の再審事件に対する対応がにわかにならなくなってきた。

日弁連では、前記再審法改正部会がさらに委員を増員し、1981年には「再審法改正実行委員会」に改組された。そして1984年、再審法改正実行委員会と人権擁護委員会、司法制度調査委員会の合同委員会として日弁連内に「再審法改正小委員会」が設置され、再審請求の各段階における請求人の身柄に関する検討が重ねられ、翌1985年、「昭和60年改正案」が作成され、理事会で承認された（後に刑事訴訟確定記録法制定で一部修正された。）。

そして1989年1月、死刑再審4事件の四つ目の死刑事件である島田事件で再審無罪判決が言い渡された。

#### (4) 再審の逆流と「平成3年改正案」

1991年、「昭和60年改正案（修正）」と日本社会党案改正案との再審事由を一致させ、再審請求と執行停止、裁判官の除斥規定などを設けた「平成3年改正案」が作成され、理事会で承認された（なお、この「平成3年改正案」の作成過程では、証拠開示に関する規定についても議論されたが、当時は通常審の証拠開示との関係もあり、統一した改正案の項目としては挙げられていない。）。

再審法改正小委員会は、それまで日弁連が行ってきた活動と同じように、各政党、マスコミなどとの懇談会、各单位会による市民集会の開催、研究会の開催、学会との交流会など、様々な活動を行った。

しかし、この頃から再審を取り巻く情勢は、検察側の反転攻勢と裁判所の判断の後退もあって一変し、白鳥・財田川決定を実質的に骨抜きにする決定が相次ぐようになった。日弁連支援による再審事件は、1994年の榎井村事件を除けば、名張事件や袴田事件などの死刑事件を含めて再審が開始されることはなく、再審はいわゆる逆流の時代を迎えることになった。

このような情勢のもと、日弁連が提起した「平成3年改正案」が改正法として採択されることはなく、翌1992年3月末をもって再審法改正小委員会は廃止になり、それまでの日弁連の再審法改正に関する活動は、刑事弁護センターと人権擁護委員会第1部会（再審部会）に引き継がれることになった。しかし、新たな再審法改正運動としての取組みは、その後現実化していない。

## 2 再審法改正に向けた日弁連の取組み

以上のように、日弁連は1950年代から90年代にかけて、再審法改正に向け、具体的な法案要綱や改正法案を提案するとともに、各界との懇談や市民集会の開催などによる世論の盛り上げなど、再審法改正運動に積極的に取り組んできた。そして、白鳥・財田川決定を受けた死刑再審4事件の再審無罪を機に、再審法改正の気運が大いに盛り上がった時期もあったが、1990年代以降、再審の逆流時代を迎えてからは、「平成3年改正案」の提案を最後に、日弁連の再審法改正運動は、事実上、終焉に向かわざるを得なかった。

しかし、前記のように、2010年に足利事件で再審無罪判決が言い渡されてからは、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件と立て続けに再審無罪判決が言い渡され、湖東事件では再審開始決定が確定した。また、2005年以降、後に取り消されたものの、名張事件（第7次）、福井女子中学生殺人事件、袴田事件（第2次）、大崎事件（第3次）で再審開始決定が出ている。このように、再審をめぐる情勢は、再び大きく変化してきている。

さらに、2009年、一般市民が刑事裁判に参加する裁判員裁判が始まり、刑事裁判に対する市民の注目度はこれまでになく高まっている。そして裁判員裁判を見越して新たに設けられた公判前整理手続では、証拠開示の規定が設けられ、それまでの警察・検察が証拠を全て独占していた状況に一定の風穴が開けられ、再審の証拠開示規定に関する議論もまた大いに高まっている。

このような再審や刑事裁判を巡る全般的な情勢の変化に加え、具体的な再審支援事件に対する取組みの中からも、無辜の救済を実現するには再審法の改正が必要だと訴える声は強い。再審法改正運動の再構築は、日弁連が取り組むべき喫緊の課題となっている。

# 第3章

## 諸外国の再審法制



## 第3章 諸外国の再審法制

### 第1 フランス

#### 1 再審制度の沿革・意義

- (1) フランスの再審制度は、歴史的には17世紀の刑事法典（Grande Ordonnance de 1670）にある「再審状（les lettres de révision）」にまで遡ることができるが、今日のような再審法制ができたのは1959年の現行刑事訴訟法によってである。同法成立後、1989年に再審事由に関する法改正があり、また2000年に再審類似の再審査（reexamen）制度ができた。2014年に再審理制度を再審制度に統合する法改正があったが、実質的にみて大きな変更はない。
- (2) フランスの再審は、既判力を持つに至った重罪又は軽罪の有罪判決について、それが誤判であるときに行われる非常救済手続（フランス刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）622条以下）である。再審制度は、あくまでも誤った有罪確定判決を是正する制度と位置付けられており、いわゆる不利益再審は認められていない。再審の中心目的は、「実在の真実（la vérité réelle）」ではなく、「無罪にすること（innocentement）」にあるというのが、フランスにおける一貫した認識である（J.A.Romerio, 《La révision comme facteur d'ennoblissement de la justice》, *Rev.sc.crim.*, 1970, p.623.）。法文上も、再審請求は有罪判決を受けた者の「利益のために（au benefice de toute personne reconnue coupable）」認められる、と書かれている。
- (3) なお、2000年の無罪推定法によって、欧州人権裁判所がフランス人に対して有罪を言い渡した場合にも、有罪と認められた者の利益のために再審査の請求が認められるようになった（刑訴法「非常救済手続」第2部「再審請求」の後に第3部「欧州人権裁判所判決後の再審査（Du réexamen d'une décision pénale consécutif au prononcé d'un arrêt de la Cour européenne des droits de l'homme）」が新設された。）。2014年法で、第3部を第2部が吸収し、第2部のタイトルも「再審及び再審査」と変更された。この改正により、いわゆる再審（révision）と再審査（réexamen）のそれぞれの手続を一本化し、後記のように、審査機関も共通のものとなったのである。

#### 2 再審請求の要件

##### (1) 再審及び再審査請求権者

再審及び再審査請求ができる者は、刑訴法622-2条1項各号に列挙されている。

- ① 1号：司法大臣
- ② 2号：破毀院付き検事長
- ③ 3号：有罪の言渡しを受けた者（その者が無能力者のときは法定代理人）
- ④ 4号：有罪の言渡しを受けた者が死亡又は失踪宣告を受けた後は配偶者、パクス（民事連帯契約）によるパートナー、内縁配偶者、子、両親、孫、曾孫又は包括受贈者

以上は、再審及び再審査に共通する請求権者であるが、再審に関しては、控訴院付

き検事長も再審請求できるとされている（刑訴法622-2条2項）。

(2) 再審請求できる場合（要件）

2014年法以前は、旧刑訴法622条1号から同条4号まで、四つの再審事由が定められていた（白取祐司『フランスの刑事司法』（日本評論社、2011年）322頁～323頁、334頁参照）。ところが、2014年の改正法（Loi n 2014-640 du 20 juin 2014）により、再審事由は二つに減らされた。新しい再審事由は、刑訴法新622条によれば、次の二つである。

- ① 「重罪又は軽罪について有罪の言渡しを受けた者の無実を証明し又は有罪であることに疑いを生じさせる性格をもつ新たな事実が現れたとき」
- ② 「重罪又は軽罪について有罪の言渡しを受けた者の無実を証明し又は有罪であることに疑いを生じさせる性格をもつ、前の訴訟のとき知り得なかった証拠が明らかになったとき」

この「有罪の言渡しを受けた者」には、成人だけでなく、少年も含まれる。少年が刑罰ではなく教育的処分（mesures éducatives）を受けた場合も、再審請求が認められる。「有罪の言渡し」であれば、恩赦（amnistie）があった場合でも再審請求の対象になる。

他方で、再審請求の対象は重罪又は軽罪に限られ、違警罪は含まれない。

これら①②は、1989年のいわゆるセズネック法で再審事由とされた旧刑訴法622条4号を踏襲したものであり、2014年法は、改正前ほとんど活用されなかった1号から3号までを削っただけとも言え、このことによって再審請求が制約されたとまでは言えないと解される。

(3) 再審査請求できる場合（要件）

再審査請求の要件は、基本的に2000年法で定められたものと変わらない。すなわち、欧州人権裁判所判決の結果、有罪判決が欧州人権条約又は追加議定書に違反していることが明らかにされ、その違反の性格及び重大性のため、条約41条の定める公正な満足によっては回復できない損害結果をもたらすとき、再審査請求ができる（刑訴法622-1条）。

なお、再審査請求には期間制限があり、欧州人権裁判所判決から1年以内に行う必要がある（同条）。

### 3 再審・再審査手続

(1) 再審・再審査法院（cour de révision et de réexamen）

2014年法は、従前の再審及び再審査の双方を審査するため、新たに破毀院の14人の裁判官から構成される再審・再審査法院という組織を創設した。同法院は、その組織内に、再審及び再審査請求を審査するための審理委員会（commission d'instruction）を持ち、5人の司法官を正規の委員（補充委員5人）として任命する。

(2) 準備資料（actes préalables）の請求

再審・再審査の請求を準備中の者は、検事正に対して準備資料の請求をすることができる。この請求は理由を付した書面によらなければならない、その書面には、新たな

事実の提示又は確定審時に知られてなかった証拠の提出に必要と思われる全ての資料について記載される。請求は、資料を特定して行わなければならない、それが事情聴取を伴うものであれば、その対象者を特定する事項を明示する必要がある（刑訴法622条）。検察官は、この資料請求を受理してから2か月以内に、理由を付した決定書で回答しなければならない。検察官が請求を拒否する場合、請求者は検事長に不服申立てをすることができる。この場合、検事長は1か月以内に回答しなければならない。

### (3) 刑の執行停止

再審手続の間、審理委員会、裁判構成機関 (formation de jugement)、あるいは刑の言渡しを受けた者は、破毀院刑事部に対して、刑の執行停止を請求することができる（刑訴法625条）。刑事部がこれを認める場合、破毀院は、執行停止に仮釈放の条件の全部又は一部の条件を尊重する義務を付加することができる。その場合、破毀院は、決定で刑の言渡しを受けた者が服すべき義務や禁止事項を明確にする。義務・禁止事項は、原則として1年間継続するが、破毀院刑事部によってさらに1年間、延長できる。義務・禁止事項が守られなかったときは、刑の執行停止は終了する。

### (4) 審理委員会 (commission d'instruction)

再審手続はいくつかの段階を経るが、最初の段階は審理委員会である。すなわち、まず、再審請求及び再審査請求は、審理委員会に対して行われる。委員会委員長は、請求が明らかに要件を満たさないときは、理由を付した決定で請求を却下できる（刑訴法624条）。この却下決定に対して、不服申立てはできない。

① 再審査請求の場合、審理委員会は、刑の言渡しを受けた者に適用される欧州人権裁判所判決の存在が確認できたときは、審査委員会委員長は、その決定により事件を次の段階である裁判構成機関に付託する（刑訴法624-1条）。

② 再審請求の場合、審理委員会は、請求が受理可能なものだと判断したとき、すなわち、新たな事実又は確定審で知られていなかった証拠が提出されたと評価したときは（刑訴法624-2条1項）、事件を裁判構成機関に付託する（刑訴法624条4項）。この判断をするに際しては、委員会は、予め提出されている請求書を根拠付ける新たな事実、知られてなかった証拠の全体を考慮しなければならない。

仮に新証拠が犯行に第三者の関与があったことを示す場合は、委員会は、遅滞なく、管轄権のある検事正にそのことを通告する。検事正は、必要な捜査を行い、予審の開始を請求することができる。ただし、その場合、すでに事件について知っている司法官に付託してはならない。検事正又は予審判事は、請求人の有罪判決時の捜査に関わった司法警察官に事件を付託してはならない（刑訴法624-2条2項）。

審理委員会は、請求人又はその弁護人、検察官、必要があれば再審請求された事件の私訴原告人又はその弁護人の口頭又は書面による意見を聴取した後、理由を付した決定を行うが、これに対する不服申立ては認められていない（刑訴法624条4項）。

### (5) 裁判構成機関 (formation de jugement)

#### ① 公開による審理

次の段階が、再審・再審査法院・裁判組織体による審理である。この組織体が、事件についてなお調査不足と判断したときは、情報の補充 (supplément d'information)



を求めることができる（刑訴法624-3条1項）。この請求者は、さらに、審理の過程で、審理のために必要だと思われる資料の追加を求めることもできる（刑訴法624-5条）。

重要なのは、裁判構成機関の審理は、公開の法廷で、実体審理を行うということで、この法廷で、審査委員会のときと同じく、再審請求人又はその弁護士、検察官、必要があれば再審請求された事件の私訴原告人又はその弁護人の口頭又は書面による意見を聴取する（刑訴法624-3条2項）。法院裁判長は、審議の過程で、請求の審査に有用だと思われる全ての者に対する聴取を裁判構成機関に委ねることができる（刑訴法624-3条3項）。

#### ② 理由を付した最終決定

公判の最後に、裁判構成機関は、理由を付した決定を言い渡すが、これに不服申立てはできない（刑訴法624-3条2項）。同機関は、請求に理由がないと判断したときは、請求を却下する。理由があると考えた場合について、分説する。

再審査請求が欧州人権条約の諸条件を満たし、有罪判決が欧州人権裁判所の認定した違反が回復可能だと判断したときは、裁判構成機関は、請求人を破毀院連合部に移送する（刑訴法624-7条2項）。

再審請求に理由があると認めるときは、裁判構成機関は、言い渡された有罪判決を取り消す（刑訴法624-7条1項）。この取消決定には、①（裁判をやり直すための通常審への）移送を伴わない取消し及び②移送を伴う取消しがある。

まず、①移送を伴わない取消決定であるが、新たな審理が不可能な場合、とりわけ再審請求人に対する恩赦、再審請求人の死亡、刑事無責任、刑の時効又は公訴時効（刑訴法624-7条）などの場合、法院は、必要があれば私訴原告人の立会いのもとで、実体裁判を言い渡す。この場合、単に、正当化できない有罪判決を取り消す、再審請求人は免責されると宣告される。

次に、②移送を伴う取消決定であるが、法院は、確定審と同一審級で同一管轄の裁判所に移送する。移送された裁判所で、新たに対審的審理が始まる（刑訴法624-7条2項）。ただし、有罪判決を言い渡した裁判所は除かれる。

### 4 再審・再審査請求の効果

#### (1) 有罪判決の遡及的取消し

上記の取消決定があると、有罪判決は遡及的に取り消される。前科名簿カード(fiche du casier judiciaire)は削除される。これが、再審が認められたことの1番目の効果である。再審・再審査法院は、警察にあるその他の前歴カードの抹消を請求することもできる。

#### (2) 刑の執行停止

刑の執行停止は、審理委員会又は裁判構成機関が職権によって、あるいは刑の言渡しを受けた者の請求によって、破毀院刑事部に対して行われる（刑訴法625条1項）。破毀院刑事部は、刑の執行停止を請求する際に、仮釈放に付される条件の全部又は一部、あるいはその他の義務及び禁止事項を付加することができる。



## (3) 受けた損害の賠償

## ① 法は、請求人が受けた損害を賠償することを定めている。

有罪による物理的及び精神的な損害が、無罪となった刑の言渡しを受けた者に対して認められる。ただし、当該犯罪事実について、自らの自由意思で訴追されることを甘受した者、あるいは真犯人を逃がすために自分に対する訴追に異を唱えなかった者は、例外である。

この損害賠償は、再審無罪判決によって支払われる場合（請求人が再審請求と同時に、損害賠償請求も行っている場合）と、後になって、請求者が所在する地方の控訴院裁判長の請求によって支払われる場合がある。この場合の手続は、無罪判決があった場合の手続（刑訴法149-2条以下）と同様である。

## ② 精神的償いも、請求者が希望すれば認められている。再審無罪を導いた判決を、有罪判決の言い渡された自治体、犯行のあった自治体、請求者の住む自治体及び同人が生まれた自治体、そして同人が死亡したときは最後の住所地に貼り出す。最後に、再審無罪とされたことの官報への掲載、請求者の選択する新聞5紙への再審無罪になった概要の掲載も義務付けられる（刑訴法626-1条）。

## 第2 ドイツ

## 1 再審制度の意義・目的

再審（Wiederaufnahme des Verfahrens）は、確定判決に誤りがあったときに、これを是正するための制度である。判決の確定に伴う法的安定性（確定力）と法治国家原則に基づく実体的真実（正義）を調和させるべく、確定判決に耐え難いほどの誤りがある場合には、例外的に確定力を破ってでも具体的事件での正義を実現させなければならない、という考え方に基づく。これに応じて、再審は、狭い範囲においてのみ可能とされている。

再審は、被告人の利益（利益再審）にも不利益にも（不利益再審）行われる。ただし、再審の本質的役割は、やはり、えん罪からの救済（被告人に利益な再審）にある。このことは、それぞれの規定の位置関係や再審開始要件（再審事由）の違いにも表れている。

再審は、確定判決の事実認定の誤りを是正することを意図するものであるため、原則として法律問題は扱われない。ただし、法令無効の宣告があった場合（ドイツ連邦憲法裁判所法79条1項）、裁判官等により職務犯罪が行われた場合（ドイツ刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）359条3項、362条3項）には、例外的に法適用の誤りを是正するための再審が許される。

## 2 再審開始要件（再審理由）

(1) まず、利益再審及び不利益再審に共通の再審理由として、ファルサ型（偽証拠型。propter falsa）のものが挙げられる。これは、

- ① 公判に提出された証拠が偽造又は変造だったとき（刑訴法359条1号、362条1号）
- ② 証人・鑑定人が偽証したとき（刑訴法359条2号、362条2号）
- ③ 判決に関与した裁判官・参審員・陪審員が被告事件について職務に関する罪を犯

したとき（刑訴法359条3号、362条3号）である。

(2) 次に、利益再審については、

- ④ 刑事判決の基礎となった民事判決が別の確定判決により破棄されたとき（刑訴法359条4号）
- ⑤ 新たな事実又は証拠方法が提出され、そのみで、又は既に取り調べられた証拠と併せて、被告人の無罪、軽い刑罰法規の適用による軽い科刑又は改善保安処分に関して実質的に異なる裁判を理由付ける見込みが十分であるとき（刑訴法359条5号）
- ⑥ 欧州人権裁判所が確定判決に欧州人権条約等の違反があると認めたとき（刑訴法359条6号）

が加わる。このうち、④、⑥はファルサ型であるが、⑤はノヴァ型（新証拠型。propter nova）である。実務上、利益再審請求のほとんどは⑤によっている（以下「ノヴァ型再審」という。）。

これに対し、不利益再審については、ノヴァ型として、無罪の言渡しを受けた者が罪を犯した旨の信用すべき自白をしたとき（刑訴法362条2項）のみが加わる。

ただし、刑罰法規の適用は同一で刑の量刑のみの変更を目的とする再審は、許されない（刑訴法363条1項）。また、限定責任能力（ドイツ刑法21条）だったことを理由に刑を軽減することを目的とする再審も認められない（刑訴法363条2項）。

なお、略式命令の確定により終結した手続の再審については、新たな事実又は証拠がそのみで、又は旧証拠と併せて、重罪による有罪判決を理由付ける見込みがあるときに限り、許容される（刑訴法373a条）。

### 3 再審の手続

(1) 再審手続は、いずれの段階も、通常手続と同様に職権主義の訴訟構造により行われる。ただし、それは、手続の追行を裁判所の裁量に委ねることを意味しない。裁判所は、職権探知主義（刑訴法244条2項）に従い、裁判にとって意義を有する全ての事実及び証拠について、証拠調べを及ぼさなければならない。

職権による証拠調べが行われる再審には所定の要件を具備した請求を要するが、これには確定判決の執行を停止する効力はなく、判決の執行を妨げない（刑訴法360条1項）。ただし、裁判所は、執行の延期又は中断を命ずることができる（刑訴法360条2項）。

再審請求の時期に制限はなく、刑の執行が終わったとき又は有罪の言渡しを受けた者（確定判決の被告人）が死亡したときでもよい（刑訴法361条1項）。再審請求は、有罪の言渡しを受けた者、検察官のほか、本人が死亡の場合にはその配偶者等の親族も行うことができる（同条2項）。

(2) 再審手続は、以下の三段階に分かれる（三段階手続構造。特に、新たな事実又は証拠に基づくノヴァ型再審（刑訴法359条5号）の場合が典型例である。）。

- ① 適法性の審査（許容性の審査。Aditionsverfahren. 刑訴法366条～368条）

再審請求に際して、再審請求人は、法定の再審事由及び証拠を提示しなければならない（刑訴法366条1項）。被告人側の請求は、弁護士又は弁護士の署名のある書面により、裁判所事務局に申し出て公判調書に記載させるという方法をとらなければならない（刑訴法366条2項）。

再審手続における裁判等の管轄裁判所は、通常、その裁判に対して再審を申し立てられたのとは別の、同等の事物管轄を有する裁判所である（刑訴法367条1項1文、ドイツ裁判所構成法140a条。1974年改正）。なお、再審を申し立てられた裁判に関与した裁判官は、法律上当然に再審の裁判への関与から除斥されるし、原裁判が上級審の裁判であるときは、その基礎となった下級審の裁判に関与した裁判官も除斥される。これらは、再審請求の裁判への関与に準用される（刑訴法23条2項）。ただし、弁護人の任命又は再審請求の適法性に関する申立ては、原判決裁判所にもすることができ、この場合、同裁判所は、管轄裁判所にこれを移送する（刑訴法23条2項2文）。管轄裁判所は、申立てに応じて、再審手続のための又は再審手続の準備のための弁護人を任命しなければならない（刑訴法364a条、364b条）。弁護人の任命手続及び適法性の審査手続は、口頭弁論を経ないで行われる（刑訴法367条2項）。

管轄裁判所（再審請求審裁判所、再審裁判所）は、再審の請求が法令上の方式に違反しているとき、法律の定める再審事由を主張していないとき、又は見込みのある証拠を示していないときに、請求を不適法として棄却する（刑訴法368条1項）。これに対し、請求を許容する場合には、許可決定が下される（この場合には、請求者の相手方に送達し、期間を定めて意見を求める。刑訴法368条2項）。この手続と後の理由審査手続（両者を併せて、我が国の再審請求手続に相当する。）との間の大きな違いは、証拠調べ（刑訴法369条1項）が行われるか否かにある。

しかし、新事実・新証拠に基づくノヴァ型再審の場合、この両手続のいずれにおいてもノヴァは「重要性 (Erheblichkeit)」を具備していなければならない。そこで、重要性の意義・程度、判断方法が問題となる。判例・通説によると、重要性につき、「確定判決が利益変更される蓋然性」が必要とされる（予測判断）。そして、その際、「疑わしいときは被告人の利益に (in dubio pro reo)」の原則（利益原則）は適用されない。ただし、これは、利益変更の蓋然性判断に利益原則が適用される余地はないとするものであり、「疑わしいときは確定力の利益に」という意味ではない。したがって、事後的観点から確定判決の正確性に対する「真摯な疑い」が出されるか、又は確定判決の事実認定が「動揺」すれば足りるとされる（さらに、再審目的が達成される「具体的可能性」があれば足りるとする見解もある）。また、審査方法については、明文上、新旧両証拠の総合評価を行うことが認められているが、この段階でどの程度証拠評価の先取りが許されるかが問題となる。判例・通説によると、再審裁判所は、論理性の範囲において、事実審裁判所（原裁判所）の立場に立って新証拠を考慮した場合に原判決が異なったものとなるか否かを審査しなければならない。その際、再審裁判所は、提出された新証拠を、形式的な証拠調べがなくても可能な限りで証拠評価してよいとされている。もっとも、実質的・具体的な証拠評価（例えば、証人供述の信用性の判断）は、第二段階に委ねられる。したがって、



この段階では、再審請求に審査が限定されるという意味で「受動的な」審査にとどまる。

このように考えると、ノヴァ型再審請求に当たり、再審請求人は、その適法性を説明し根拠付ける義務を負うことになる。事実・証拠の「新規性 (Neuheit)」は、それが原判決後に初めて判明した場合、原裁判所に当時認知されていなかった場合又は原裁判所がそれを使用しなかった場合に認められるが、請求人が、新事実・新証拠として、例えば、従前の自白の撤回、共犯者による供述の撤回、矛盾した証言の提示、公判段階で既に提出されていたが使用されなかった証拠の提示を行う場合には、再審請求人は、請求の合理的動機を説明しなければならない（拡張された説明義務）。これは、訴訟経済や濫用的な再審請求防止という政策的根拠に基づいている。

② 理由の審査 (Probationsverfahren. 刑訴法369条, 370条)

再審裁判所は、再審の請求を適法と認めるときは、1人の裁判官に命じ、必要な限りで、再審事由について申出のあった証拠の取調べを行わせる（刑訴法369条1項）。ただし、職権探知主義（刑訴法244条2項）により、真実を発見するため、裁判にとって意義を有する全ての事実及び証拠について職権による証拠調べが行われる（請求人が指摘・請求した証拠に限られない）。そして、再審裁判所自身が、申立ての理由について判断を下す。ここでは、裁判所による「能動的な」審査が行われる。

なお、証人又は鑑定人に宣誓させて尋問するか否かは、裁判所の裁量による（刑訴法244条2項）。また、検察官、被告人又は弁護人は、証人又は鑑定人の尋問及び裁判官の検証に立ち会うことができる（ただし、身体拘束を受けている被告人は、拘束の地の裁判所で期日が開かれ、かつその関与が立証の目的である事項の解明に役立つ場合でなければ、立会いを要求することができない。刑訴法244条3項）。そして、裁判所は、証拠調べが終了した後、検察官及び被告人に対し、期間を定めてさらに意見を求めなければならない（刑訴法244条4項）。

裁判所は、再審請求の事由とされた主張が「十分に証明」されなかったとき又は所定の手続瑕疵（ファルサ型類型）が事件の状況に照らし原裁判に影響したとは認められないときは、再審の請求は理由がないものとし、口頭弁論を経ないでこれを棄却する（刑訴法370条1項）。これに対し、理由があると認めるときは、裁判所は、手続を再開して公判を新たに行うことを命ずる（再審開始決定。刑訴法370条2項）。再審の請求に関して第一審裁判所がした決定に対しては、「即時抗告」をすることができる（なお、これは、裁判の告知から1週間以内に提起することを要する。刑訴法311条2項）。ただし、再審開始決定に対しては、検察官は、抗告することができない（刑訴法372条）。

新事実・新証拠に基づくノヴァ型再審の場合、この段階でもノヴァは「重要性」を具備していなければならない。具体的には、新たな公判で有罪の言渡しを受けた者に有利な裁判が下されることが「十分に蓋然的」である場合（予測判断）には、「十分に証明」されたと認められる。ただし、公判手続のように直接主義・口頭主義が



徹底されていない理由審査では、あくまで予測判断が行われるにすぎず、本格的な事実認定を行うことは許されない。すなわち、「疑わしいときは被告人の利益に」の原則（利益原則）は適用されず、証拠調べで再審公判での証拠調べの先取りは許されず、旧証拠を再審請求人に不利益に再評価することも禁止される。このように見てくると、再審請求審は、将来の公判における無罪等の予測を行う「予備審査審」と位置付けることができる。

③ 新たな公判（Erneute Hauptverhandlung. 刑訴法370条2項，373条）

再審開始決定が下されると（刑訴法370条2項），通常は，管轄裁判所で新たな公判（再審公判）が行われる。新公判は，確定判決とは完全に独立して行われ，新たに判決が下されなければならない。ただし，有罪の言渡しを受けた者が既に死亡しているときは，裁判所は，新たな公判を行うことなく，なお必要と認める証拠を取り調べた後，無罪の言渡し又は再審請求を棄却しなければならない（刑訴法371条1項）。また，その場合のほか，有罪の言渡しを受けた者に対し，これを無罪とするのに十分な証拠があるときは，裁判所は，直ちに無罪の言渡しをすることができる（ただし，有罪判決が〔検察官の〕公訴に基づくときは，検察官が同意した場合に限る。刑訴法371条2項）。これらにより無罪を言い渡すときは，裁判所は，これとともに原判決を破棄しなければならない。原判決が改善保安処分のみを科しているときは，無罪の言渡しに代えて原判決を破棄する（刑訴法371条3項）。

再審公判では，再び，「疑わしいときは被告人の利益に（in dubio pro reo）」の原則（利益原則）が直接に適用される。裁判所は，原判決を維持するか，又はこれを破棄して事件につきさらに判決する（刑訴法373条1項）。有罪の言渡しを受けた者だけが再審を請求し，又はこの者のために検察官若しくは法定代理人が再審を請求した事件においては，原判決よりも本人に不利益に刑の種類・数量を変更する判決をしてはならない（不利益変更禁止の原則。ただし，精神病院又は禁禁施設への収容処分を言い渡すことを妨げない。同条2項）。原判決の破棄は，再審を請求した者が要求するときは，官報で公示する。裁判所は，その裁量により，新聞紙にも掲載させることができる（刑訴法371条4項）。

#### 4 記録閲覧制度

記録閲覧（Aktieneinsicht）制度を支える基本理念や条文は，通常手続と再審手続とで共通して妥当し，捜査終結後と同様に捜査目的の妨害を理由に閲覧拒否することはできない。それゆえ，弁護人の記録閲覧権（刑訴法147条）を根拠に記録閲覧が認められる。

(1) 通常手続における記録閲覧

刑訴法147条は，弁護人の記録閲覧権を保障する（刑訴法147条1項）。加えて，弁護人の付いていない被疑者・被告人の閲覧権も条件つきながら保障されている（刑訴法147条4項。1999年改正）。この根拠としては，「法的聴聞請求権」（ドイツ基本法103条1項）や「公正な裁判を受ける権利」（欧州人権条約6条）が挙げられる。すなわち，手続の過程や結果に影響を与えることのできる法的主体性（実効的な意見表明を行う権利）を保障すべきものとされる。ただし，捜査段階における記録閲覧につい

ては、「捜査目的を妨害する場合には、検察官は閲覧を拒否できる」とされ、一定程度の制限が可能とされている（刑訴法147条2項）。

記録閲覧の対象となるのは、公訴提起の際に一件記録に編綴された記録・証拠、編綴されるであろう記録・証拠である。記録については電子データ化され、ウェブ上で閲覧可能（電子化されていない場合はコピー）である（刑訴法32f条など。2017年改正）。ただし、検察官が一件記録に含めるべきでないと判断した記録・証拠は閲覧できないおそれがある。問題は、捜査過程の記録である。捜査の過程や結果に関しては、原則として記録の作成が義務付けられているが、捜査妨害の防止など真実発見のためには記録閲覧が制限される場合があるとされている。これが、（前記の）捜査段階における記録閲覧の制限の根拠である。これに加えて、「証跡記録」も重要である。証跡記録とは、当該事件とは関連するが、被疑者・被告人とは関連しない記録である。判例によると、これは検察官の判断で一件記録から除外可能とされている。その理由として、公的・私的情報が不必要に公開される危険性や過大な情報が公判審理にもたらされて公判審理が混乱するおそれが挙げられている。

(2) 再審請求審（再審請求準備）における記録閲覧

記録閲覧制度を支える基本理念や条文は、通常手続と再審手続とで共通して妥当する。ただし、判決確定後は、一件記録は検察官が保管することとなる（捜査段階では検察官、捜査終了後から判決の確定までは裁判所が記録を保管する）。

しかし、再審請求審においては、通常審以上に広い閲覧範囲が認められるべきであるとされている。すなわち、再審請求審では、通常審で閲覧対象から除外される可能性のある「証跡記録」も閲覧対象とされる。その理由は、通常手続で証跡記録が閲覧対象から除外される根拠（前記の危険性や弊害）が再審請求段階では妥当しないこと、再審請求準備のため記録閲覧が重要であること確定判決の動揺を説明・立証する再審請求人の義務に応じた権利を付与すべきことなどが挙げられる。したがって、再審手続における記録閲覧の対象となるのは、一件記録、証跡記録、捜査開始前の手続に関する記録、前科記録、民事・行政訴訟に関する記録、行政文書、身上書などである。ただし、手続が分離されていた共犯者に関する一件記録は、判例によると、閲覧拒否可能だが、正当な理由がある場合に限られる。

## 5 再審請求人に対する手続保障

捜査手続が公判手続の帰趨を決定付けているのと同様に、再審請求準備が再審手続において重要な役割を演ずるにもかかわらず、刑訴法には再審請求準備のための規定はほとんどない。再審請求審以降に関する手続保障のための規定も同様である。しかし、僅かであるが、再審請求準備を含む再審手続における請求人の手続保障のための規定が存在する。

(1) 再審請求審における弁護士依頼権（刑訴法364a条、364b条）

まず、再審手続のための弁護人の任命が保障されている。すなわち、再審手続での裁判の管轄裁判所は、事実関係又は法律問題が複雑なため弁護人の協力を要すると思われるときは、有罪の言渡しを受けた者で弁護人のない者のため、その申立てにより、再審手続のための弁護人を任命する（刑訴法364a条。1974年改正）。

次に、再審手続の準備のための弁護人の任命が保障されている。すなわち、再審手続での裁判の管轄裁判所は、一定の要件（「一定の調査をすれば再審請求の許容性を理由づけることのできる事実又は証拠方法が得られるという十分な事実的根拠があり」、「事実関係又は法律問題が複雑なため、弁護人の協力が必要と思われ」、「有罪の言渡しを受けた者が自己及びその家族の生計費にこと欠くことなしには自己の費用で弁護人を依頼することができないとき」）の下で、有罪の言渡しを受けた者で弁護人のない者のため、その申立てにより、再審手続の準備のためにも弁護人を任命する（ただし、有罪の言渡しを受けた者のため弁護人が既に任命されているときは、裁判所は、申立てにより、決定で、前述の要件があることを確認する。刑訴法364b条1項。1974年改正）。任命の要件である「十分な事実的根拠」としては、一定の調査をすれば再審請求を理由付けることができる新事実・新証拠が得られる事実の存在が必要であり、これらが探知される僅かな可能性や単なる推論では不十分とされている。

## (2) 証拠調べと再審請求人の立会い（刑訴法369条）

前記のように、理由審査手続では、裁判官が、必要な限りで証拠の取調べを行う（刑訴法369条1項）。証人又は鑑定人に宣誓させて尋問するか否かは、裁判所の裁量による（刑訴法369条2項）が、証人又は鑑定人の尋問及び裁判官の検証が行われる場合には、検察官、被告人又は弁護人は、これに立ち会うことができる（ただし、身体拘束を受けている被告人は、拘束の地の裁判所で期日が開かれ、かつその関与が立証の目的である事項の解明に役立つ場合でなければ、立会いを要求することができない。刑訴法369条3項。1964年改正）。そして、裁判所は、証拠調べが終了した後、検察官及び被告人に対し、期間を定めてさらに意見を求めなければならない（刑訴法369条4項）。

## 6 検察官による不服申立ての禁止

再審の請求に関して第一審裁判所がした決定に対しては、「即時抗告（Sofortige Beschwerde）」をすることができる。これには、適法性審査に基づく再審請求棄却決定、理由審査に基づく再審を開始しない決定、刑の執行停止又は中断の決定のほか、国選弁護人、再審請求準備のための国選弁護人の選任に関する決定などが含まれる。

ただし、再審開始決定に対しては、検察官は、抗告することができない（刑訴法372条。1964年改正）。その理由としては、独立した再審裁判所が再審開始決定をしたということは、利益変更の蓋然性があると判断されたことを意味し、誤判を除去する必要性の方が確定判決の価値より大きくなっていることが挙げられる。また、たとえ検察官が再審開始決定に不服があろうとも、それは、全て再審公判で主張・立証させれば足りる、と考えられている。こうして、再審が必要だという判断がなされた場合には、即時の障害のない新たな公判が保障されることになる。

## 第3 イギリス

### 1 再審制度の沿革・意義

(1) イギリスでは、刑事事件については陪審の判断を尊重するという立場から、控訴も



再審も認められない時代が続いたが、1907年に刑事控訴院が創設されて控訴と再審が許されるようになった。刑事再審請求は、内務大臣に申し立てて、内務大臣が裁量で控訴院に付託するという手続であった。

内務大臣による再審付託件数は、1980年代から増加し、1973年から1974年にかけて発生したアイルランド共和国軍による連続爆弾テロ事件に関する「バーミンガムの6人事件」、「ギルフォードの4人事件」、「マグワイア一家の7人事件」、「ジュディウォードの18人事件」がえん罪であるとして再審付託後に原判決破棄となった。

- (2) これを契機として、1995年刑事上訴法により「刑事事件再審査委員会（Criminal Cases Review Commission）」（以下「CCRC」という。）が設置され、1997年4月1日から活動を始めた。管轄は、イングランド、ウェールズ、北アイルランドであり、バーミンガムに本部が置かれた。なお、CCRCは、1999年にスコットランドにも設置された（SCCRC。本部はグラスゴー）。

## 2 刑事事件再審査委員会の概要

- (1) CCRCは政府から独立した公共機関であり、11人以上の委員（首相の助言と承認に基づく勅任）と必要な補助職員から構成される。委員の内3分の1は10年以上の実務経験をもつ法曹資格者でなければならず、残りの3分の2は、刑事司法に特に詳しい人物でなければならない。任期は5年であり、10年以上務めることはできない。
- (2) 2018年4月現在、CCRCには、13人の委員（委員長含む）と79人のスタッフがおり、これまでに、法廷弁護士、事務弁護士、法医学者、BBC主幹、警察、人種平等委員会、企業経営者、公認会計士等が委員に選任されている。
- (3) CCRCの予算は全て政府からの補助金で賄われているが、年々削減傾向にあり、2009年度は700万ポンド（約9億円）あった年間予算も、2018年度は510万ポンド（約6.6億円）にまで削減されている。

## 3 刑事事件再審査委員会の権限と手続

### (1) 権限と再審請求事由

再審請求を受けたCCRCは、独自の強大な調査権がある。裁判所、警察、検察等の公的機関のみならず、民間機関や個人から、関連する資料・情報を強制的に収集することができるのである。ただし、違法捜査が問題となる場合等に、外部の別の警察に調査を依頼することもある。

再審請求の事由は、原審では取り調べられなかった新しい証拠や新しい議論があるか否かであり、再審付託の要件は、「原判決が維持されない現実的可能性があること」である。少なくとも勅撰委員3人の賛成が法律上要求されており、付託の決定は裁量である。再審請求の不受理決定（再審請求事由である新しい証拠や新しい議論がないという補助職員の判断）や「有罪判決が破棄される現実的可能性がない」という委員の判断に基づく請求却下に対しては、高等法院裁判官2人以上の合議による司法審査がある。なお、再審請求が却下されても、新しい証拠や新しい議論があれば再度再審請求をすることができる。



## (2) 審査手続の流れ

## ① 再審請求書面の提出

## ② 第1段階：事件のふるい分け（上訴未了か否か等）

ア 事務職員による適格性審査（管轄違い，民事事件等）

イ 調査員による再度の申請事案審査：1人の委員による判断

ウ 調査員による上訴未了事案の審査：1人の委員による判断

エ その他

## ③ 第2段階：予備審査（新証拠・新主張の有無）

この段階で，要調査期間の長短により四つのカテゴリーに分けられて，調査員による調査が始まる。また，検察・警察などの公的機関及び民間企業からの証拠開示が可能になる。

## ④ 第3段階：委員3人と調査員1人による合議事件審査

## ⑤ 第4段階：控訴院への付託をするか否かの決定

## (3) 控訴院への付託基準

## ① 有罪判決が破棄される現実的可能性があること

## ② 新証拠・新主張があること（例外あり）

## ③ 上訴手段が尽きていること（例外あり）

## 4 運用の実情

(1) CCRCが設置されてから，年間1000件程度の事件が処理されたが，2012年に申請書が簡易化されてから申請件数が増加し，今日では年間1400～1500件の申請がある。CCRCが活動を始めた1997年4月から2019年6月30日までに2万5256件の申請があり，2万4446件が処理された。なお，申立て全件のうち，約40%は不適格な申請（上訴未了）だった。

再審付託の決定を受けた控訴院は，従来通り，再審を控訴院として扱う。原審判決を破棄する要件は，「原判決が安全でない（unsafe）場合」に単純化された。証拠不開示が原判決の安全性を損なったと判断された例は少なくない。2019年6月30日までに，付託決定件数は664件（付託率は2.71%）である。控訴院では，付託事件664件中，441件で原判決が破棄され（破棄率は67.1%），203件で有罪が維持された。

(2) なお，年度ごとの付託率について見ると，2009年度に3.5%だったものが，2015年度には1.8%，2016年度には0.77%（過去最低），2017年度には1.24%，2018年度では0.89%と減少傾向にある。その理由は定かでないが，法律扶助の縮減もあって，弁護士が選任されている再審請求人の比率が減少していることが一つの原因との指摘もある。

## 5 刑事事件再審査委員会と証拠開示

(1) CCRCの年次報告書によると，主たる誤判原因として，証拠不開示の問題が指摘されている。最近では，大量のデジタル証拠（スマホの情報等）に埋もれて，警察・検察自体が証拠を十分に整理しきれないという問題がある。例えば，強姦事件で被害女性のスマホの情報から虚偽告訴であったことが後日判明した事案で，この情報が弁護

側に開示されていなかったことが問題となった例がある。

イギリスは、通常審は当事者主義構造であるが、CCRCの再審手続は徹底した職権主義構造である。CCRCは強大な法的権限を有しており、あらゆる公的・私的団体及び個人から、関連する資料・情報を強制的に収集することができる。再審請求人は、再審申請書を提出すればよく、あとはCCRCが再調査を行う。必要があれば、専門家による鑑定等も、予算の範囲内で実施する。CCRCは、そうした資料や情報（証拠）に基づいて、有罪判決が破棄される現実的見込みの有無を判断するのである。

- (2) しかし、CCRCは、この調査過程で得られた資料・情報（証拠）を再審請求人に開示する義務はない。再審請求人への開示義務がないからこそ、強力な証拠収集権限が付与されているものと思われる。CCRCは、基本的に再審請求人と面談することはなく、再審請求人弁護士と協議する機会もほとんどない。当事者主義構造に慣れた事務弁護士にとっては、CCRCの手続は異質であり、両者の間には摩擦が生じている。

## 6 刑事事件再審査委員会とイノセンス・プロジェクト

イノセンス・プロジェクトは、各大学で行われているえん罪支援運動である。具体的には、法的代理人による、事前の調査、CCRCへの申立て、申立て後の助力等の弁護活動であり、両者の共同作業に意義があると言われている。しかし、CCRCの証拠不開示と不透明性から、再審請求人弁護人の調査・立証活動が効果的なものとなるか否かは不透明となっている。

近年における付託率の低下の一因には、上記のとおり法律扶助の削減に起因する弁護人の欠如が挙げられている。

## 第4 カナダ

### 1 誤判・再審事件と第三者機関

- (1) えん罪事件に取り組む第三者機関について、その必要性和成果を理解するためには、それぞれの正確な目的を把握することが必要だとして、第三者機関の役割が「誤判救済モデル」と「組織改革モデル」とに分類されている（ケント・ローチ「えん罪委員会の役割」日弁連えん罪原因究明第三者機関WG編著・指宿信監修『えん罪原因を調査せよ』（勁草書房、2012年）95頁以下）。前者には、イギリスやスコットランドで採用されている「刑事事件再審査委員会（CCRC）」、アメリカ・ノースカロライナ州で採用されている「ノースカロライナ州えん罪調査委員会（NCAIC）」がある。カナダの「有罪判決再審査機関（Criminal Convictions Review Group）」（以下「CCRG」という。）もこれに当たる。他方、後者には、政府等主導の調査委員会があり、代表的なものとしては、「王立委員会」や「公的調査委員会」がある。
- (2) カナダは、英国法に由来するコモン・ロー圏であり、歴史的に、「国王大権による慈悲（Royal Prerogative of Mercy）」によって、受刑者に対する恩赦、刑の減免、誤判救済のための再審開始決定手続が行われてきた。このうち誤判救済に関しては、特に1971年に発生したマーシャル事件（カナダ先住民族であったマーシャル青年が殺

人で逮捕され、裁判で有罪となり終身刑を宣告されたが、拘禁から11年経過後に真犯人が見つかりえん罪事件であったことが判明し、再審が開始された。)を契機として、この事件の誤判原因究明のため王立委員会(Royal Commissions)が設立された。王立委員会は2年間の調査を行い、1989年に、1500頁にも及ぶ『ドナルド・マーシャル・ジュニア訴追に関する王立委員会報告書』を発表した。その中では、この事件の誤判原因究明だけでなく、黒人や先住民に差別的なカナダの刑事司法運営の改革方法、検察の証拠開示のあり方等、将来の誤判防止対策の検討と提言が多数行われている(指宿信「カナダにおける取調べ可視化と目撃証言問題」季刊刑事弁護38号(2004年)144頁以下)。ただし、政府から完全独立型の誤判再審査機関を設立するまでには至らなかった。

さらに、ミルガード事件(1969年)に対する調査委員会も、刑事司法改革において大きな役割を果たした。この事件で、被告人ミルガードは友人(実は警察から報奨金をもらう情報提供者)の通報によりレイプ殺人で逮捕され、23年間刑務所に拘禁された。この事件の真犯人フィッシャーはいわゆる連続レイプ犯であり、その後もレイプ事件を繰り返し、投獄され釈放されていたが、1980年に別のレイプ殺人事件で有罪判決を受けると、その犯行態様が酷似していることから、警察もフィッシャーが真犯人である可能性を疑い始めた。息子を信じる母親の必死の活動と、えん罪救済活動を行う民間の非営利団体「えん罪救済協会(Association in Defence of the Wrongly Convicted [AIDWYCA])」(1993年に設立され、現在はInnocence Canadaと名称変更している。)の協力によって世論が動いた。2004年ようやく、サスカチュワン州政府は誤判原因調査委員会を立ち上げ、調査委員会は、この事件の取調べにおけるポリグラフの不正な使用の摘発や若年被疑者・参考人に対する取調べの際には特にその弱さに配慮した取調べ方法が採られるべきこと等、数多くの提言を行った。

これらを含め、マーシャル事件以降、カナダでは7件の誤判調査委員会が設立されている。

## 2 有罪判決再審査機関

### (1) 有罪判決再審査機関による審査

このように、カナダでは、誤判救済において王立委員会や調査委員会が重要な役割を果たしてきたが、これらはあくまで「有罪判決破棄後」に設立され、誤判救済それ自体というよりは、将来の誤判回避のための政策提言や組織改革に重点が置かれたものである。

そこで、誤判を訴える受刑者や元被告人のために再審を開始するに当たり、政府とは独立した第三者機関が再審査に関与する必要性が主張された。これは、再審開始決定手続をより透明化する要請が強かったことを意味する。これについての立法論議を経て、2002年にカナダ刑事法(Criminal Code(以下「刑事法」という。))690条が改正され(696.1条~696.6条)、再審開始決定手続の中に有罪判決再審査機関(CCRG)による審査手続が組み込まれることになった。

### (2) 有罪判決再審査機関の意義と手続

① 有罪判決再審査機関(CCRG)は法務省からは独立した機関であり、その構成員



は弁護士である。ただし、その人数は公開されていない（なお、依頼者の事件で同機関に申請したことがある者の経験によると、その人数は3～4人と少数である。）。CCRGが担う役割や責務は以下の五つに大別される。すなわち、

ア 申請者（えん罪を主張する者）、その弁護士、地方検察庁の検事、その他諸々の関係機関の間の「連携」的役割を果たす。

イ 法務省による審査の前に、申請者からの申請を審査し予備的評価を行う。

ウ 裁判所の令状が発付された場合には、捜査を行う。

エ 捜査により得られた結果をもとに、捜査報告書を作成する。

オ 法務大臣（なお、検事総長の役割も果たす）による審査を行うか否かを決定する際には、大臣に対し、客観的かつ独立した法的助言を行う。

② CCRGに対し誤判救済を訴える申請とそれへの対応については、以下のような手続がとられる。

ア 申請書の作成と提出

「申請者」は、まず、「申請書」を作成し提出する。ここでいう「申請者」とは、カナダの連邦法又は規則で定められた犯罪を行ったとして過去に有罪判決を受けた者であるが、裁判、上訴手続等の通常的手段を全て尽くした後でなければ申請を行えない（刑事法696.1条）。すなわち、CCRGの審査や捜査後法務大臣の決定により再審ないし再度の上訴が認められる手続は、非常救済手続と位置付けられている。

申請書の書式（カナダ法務省のHPでアクセスできる。）は、レターサイズ（ほぼA4）2枚程の短いものであるが、記入事項や必要書類は少なくない。すなわち、「セクションA：個人にかかる情報」、「セクションB：基礎となる情報」（有罪判決を受けた裁判についての基本的な情報）、「セクションC：必要書類」（公判前については、各書類（起訴状、検察官及び弁護人の意見書、手続の速記記録）〔の謄本〕、公判段階については、各書類（辩护人及び検察官の提出証拠、裁判手続の速記記録、判決書）〔の謄本〕、上訴審については、各書類（控訴又は上告趣意書、上級審の判決書・決定書、控訴又は上告趣意書への反論）〔の謄本〕、「セクションD：その他裏付けとなる証拠」（ただし、任意。例えば、宣誓供述、写真、図画等）である。

イ 予備的審査

申請書が提出されると、CCRG所属の弁護士は、その申請に、当該事件の裁判において証拠調べされなかった「新しい重要な証拠・情報」が含まれているかを審査する。なお、予備的審査は、通常2～3週間から数か月かかる。

ここにいう「新しい（新規な）」証拠とは、裁判が全て終わった後に「新たに発見された」又はこれまでの審理では「取り調べされなかった」証拠をいう。また、「重要な」証拠とは、具体的には例えば次のようなものを言う。すなわち、アリバイを確認できる情報、他の者（真犯人）によるその犯罪についての自白、犯罪現場に他の者がいたということを確認する情報、他の者の犯罪への関与又は申請者の無実を示す科学的証拠、重要な証拠が開示されなかったことの証明、証人が嘘



の証言をしたことを示す情報、裁判でなされた証言と実質的異なる情報等である。申請書において新規性と重要性が示されていないと判断されれば、ここで手続は終了し、次の段階に進まない。ただし、申請者が1年以内に「新しい重要な情報」を提示すれば、手続は再開される。

#### ウ 捜査

CCRG所属の弁護士が、「新しい重要な証拠」に信頼性が高いと判断すれば、その事件に関する捜査が開始される。ここでは、証人との面会、DNA型鑑定等の科学的検査、警察官や検察官、また裁判で事件を受任した弁護士との面会等が行われる。この調査に協力しない証人がいれば、法務省はこれを強制召喚することができる。また、法務省は、CCRG所属の弁護士やこの捜査に協力する外部の弁護士に対し、強制的な捜査を行う権限を与えることができる。なお、捜査は数か月程度かかる。

以上の捜査を経て、CCRGは「捜査報告書」を作成し、申請者に連絡をする。申請者は捜査報告書に対し意見を述べるができるが、この期間は最長1年間である。捜査の結果、申請者の事件に誤判の可能性がある、法務大臣による救済手続が必要であると判断すれば、CCRGは法務大臣に「勧告」を行う。

#### エ 法務大臣による決定

上記の捜査終了後、CCRGは、申請者から提出された全ての資料、CCRGによる捜査報告書、申請を法的に調査した弁護士から提出された法的助言等を、法務大臣に提出する。法務大臣は、事実と法に基づき、誤判の可能性を信じるに足りる「合理的な根拠」があると判断すれば、非常救済手続の開始を決定する。

その判断に際しては、①申請者が提出した「新しい重要な証拠」がそれまでの裁判で取り調べされず、また以前の再審査手続においても検討されなかったこと、②当該申請において提出された証拠・情報に関連性・信頼性があること、③法務大臣による再審査を上訴と位置付けて申請しようとしている事実が存在しないこと、そして、④当該申請により得られうる救済がいわば「非常救済措置」であること、が必要となる。非常救済手続の開始には、再審開始もあれば、(期限徒過等で上訴審が行われなかった場合等)新たに上訴審を開くことの決定も含まれる。非常救済手続開始の決定に対し、検察官の抗告権は認められていない。

### (3) 運用の実情

實際上、どの程度の申請数があり、そのうち何件で再審開始決定されているのか。以下、統計資料を紹介する。

表1 (申請数)

年度/段階	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
申請受付	7	3	11	3	8	5	5	15	18
申請部分的受付	6	2	1	5	5	5	1	1	4
申請理由なしの却下	9	4	4	4	0	1	1	1	5
計	22	9	16	12	13	11	7	17	27

表2 (予備的審査及びその後の捜査)

年度/段階	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
予備的審査完了	10	9	11	9	5	5	3	6	9
捜査完了	0	2	1	1	1	2	0	0	1
計	10	11	12	10	6	7	3	6	10

表3 (申請の許可・不許可)

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
申請不許可	1	1	1	0	0	0	0	0	0
申請許可	1	0	0	1	0	2	0	1	0
計	2	1	1	1	0	2	0	1	0

(4) 有罪判決再審査機関の評価と課題

CCRGは法務省の一機関という位置付けではあるが、その構成員は政府の職員ではない弁護士であり、政府からの独立性が期待されている。しかし、その独立性については疑問視する声も少なくない。

また、そもそもの申請件数が少ないことも問題視されている。これは、上述のように、申請者が申請に際して非常に多くの資料を提出しなければならないことに起因している。また、CCRGにおける誤判救済手続には多くの時間がかかり、最終的に救済に至る割合も低いので、「えん罪救済協会 (AIDWYCA. 現Innocence Canada)」等の民間えん罪救済組織を頼る方が効率がよい、との意見もある。さらに、CCRGの手続は形式事項が多すぎ、また手続要件を満たすためには高い能力を有する法律家と多額の費用が必要となるため、ロースクールのエン罪救済クリニックでは支援に関わるのが困難である、とも述べられている。

このほか、CCRGの透明性の低さも問題とされている。関与している弁護人の数も不明であり、申請が「不許可」となった事件の理由も公表されていない。さらに、メンバーの多様性が欠ける点も指摘されている。構成員は全員が弁護士であり、他分野の専門家は含まれていない。

えん罪救済機関については、どのような基準で評価するかについては意見が分かれ得る。統計上、CCRGへの申請が最終的に認められ救済措置（再審）が開始される割合は、他の国の同様の機関と比べると決して低くはない。しかし、申請件数の少なさは、利用者（申請者）がこの制度を利用し易いとは考えていないことの現れであろう。

## 第5 アメリカ

### 1 えん罪・雪冤と刑事司法改革

- (1) アメリカでは、伝統的に、「えん罪は自分たちの刑事司法制度には存在しない」という考え方が強かった。このため、えん罪防止や救済、手続をやり直すための立法や制度は、実に1990年代まで発展してこなかった。

- (2) この状況を大きく変えたのが、1990年代以降に展開された、いわゆる「イノセンス革命 (Innocence Revolution)」であった。これは、えん罪防止・救済を目的とした刑事司法の改革である。1980年代終わり頃から、DNA型鑑定を用いてえん罪を訴える人々の無実を晴らすという「イノセンス運動」が徐々に拡大した。そして、この運動の広がりとともに、多数の事件が雪冤されていった。DNA型鑑定は、「完全な無実」を科学的に立証することのできる証拠である。無実であることが明らかである人々が有罪判決を言い渡され、時には死刑を言い渡されていたという事実は、「えん罪はない」と信じていたアメリカの人々に衝撃を与えた。「無実の人を処罰してはいけない」という命題には、どのような立場にあっても、疑問を差し挟むことができないからである。

これらの事件を分析してえん罪の原因を明らかにするという研究も進んだ。そのことによって、刑事司法制度やその運用の問題点も明らかになった。こうして、2000年代以降を中心に、手続のやり直しやえん罪防止や救済のための制度や運用の改革が行われていく。雪冤された人々への刑事補償やサポート体制も整いつつある。

- (3) イノセンス運動の主な担い手は、世界的に著名な「イノセンス・プロジェクト (Innocence Project)」(ニューヨーク所在)をはじめとする様々な「イノセンス団体 (Innocence Group)」(えん罪救済団体)である。1992年にニューヨーク州・イエシバ大学ロースクール内で立ち上げられたイノセンス・プロジェクト以降、現在では60程度の同様の団体が各州に少なくとも一つは存在し、えん罪を訴える人々の救援活動が無償で行っている。イノセンス・プロジェクトが画期的だったのは、DNA型鑑定を用いた雪冤活動を行うことであった。そして、最近では、DNA型鑑定以外の諸科学の新たな知見を用いて過去の事件の問題点を指摘し、様々な事件についてえん罪救済活動が行われている。DNA型鑑定による雪冤が有効なのは、性犯罪事件や殺人事件など一部の事件に限られる。そこで、より多くの事件を救うために、DNA型鑑定と同様の枠組みを応用しようとの動きが活発化している。信頼性の低い科学的証拠によって無実の人が有罪とされてきた「揺さぶられっ子症候群 (Shaken Baby Syndrome)」事件、非科学的な火災原因調査によってえん罪とされた放火事件、ジャンク・サイエンスが用いられてきた毛髪鑑定や歯痕鑑定などである。いずれも科学的な知見に基づいたえん罪の救済が追求されている。

なお、イノセンス運動やその他の弁護活動の結果、1989年以降にDNA型鑑定で雪冤された人は365人であり、その他の手段で雪冤された場合を含めると実に2471人が雪冤されている。

このように、アメリカでは、「えん罪・雪冤 (イノセンス)」というパラダイムから、刑事司法の改革が進んでいると言えよう。

## 2 有罪判決を見直すための手続とその概要

- (1) アメリカには、「再審」という制度は存在しない。

合衆国憲法修正5条は、「何人も、同一の犯罪について、重ねて生命または身体の危険にさらされることはない」と定めており、被告人が無罪判決を言い渡された場合

には、「二重の危険の禁止」により、同じ事件が再度取り上げられることはない。これに対して、被告人が第一審で有罪判決を言い渡された場合には、審理をやり直すための幾つかの手段・手続がある。上訴も可能である。ただし、上訴の場合には、基本的には公判記録に現れた事情に基づく法的な主張しか行うことができない。

(2) 被告人が無罪を主張して有罪判決を争う場合にはどうするか。

① 考えられる手段・手続として、第1に、「再審理の申立て (motion for a new trial)」がある。再審理の申立てを行うことができるのは、①陪審評決後、②量刑言渡し (判決) 後、又は、③新証拠が発見された後である。判決後に新証拠が発見されたとして再審理を申し立てられる期間には、州にもよるが、数十日から3年ほどの時間制限が設けられていることが多い。その期間を経過すると、再審理の申立ては認められない。

新証拠発見に基づく再審理の要件は、法域によっても違うが、典型的には、当該証拠が公判時には発見できなかったこと、証拠が重要なものであること、証拠があったとしたら判決が変わった可能性があることである。

② 第2に、有罪判決後に被告人が刑事施設に収監されているときには、身体拘束からの解放を求める「人身保護請求 (州によって異なるが、Habeas Corpus又はPersonal Restraint Petitionなどと呼ばれる。)」を申し立てることができる。ただし、えん罪を訴える者が死亡しているときには、訴えの利益がないとされ、人身保護請求の申立てをすることができない。人身保護請求は、州の裁判所に対する申立てを経て、連邦の裁判所にも州裁判所の判断の見直しを求めることができる。

人身保護請求に関する判断基準は、州によって異なるものの、典型的には、新証拠の発見によって被収容者のえん罪の可能性が高まったという場合、裁判所は、①当該証拠に信頼性・重要性があり、②それが遅延なく提出され、③仮に当該証拠があったならば、身体拘束の原因となった裁判の結果が変わった可能性がある (なお、この可能性判断の基準は、典型的には、“more likely than not” 基準である。) などの要件が具備しているときに、人身保護令状を発付することになる。

このとき、裁判所は、元の判決を無効であると宣言したり、再審理を命じたりすることができる。前者の場合には、検察官に、再度の訴追をするか否かの判断が委ねられる。後者の場合には、再度の陪審公判が選択されることもあれば、この段階で司法取引が成立することもある。

③ 以上は司法制度の内部における救済手段であるが、これ以外にも、州知事等による「行政恩赦 (Clemency)」によって非常救済が図られ、雪冤されることもある。特に、死後再審の制度がないアメリカにおいて、死後の雪冤は恩赦制度によることとなる。

### 3 多様な制度改革

イノセンス革命が全米に広がった2000年以降には、各州において様々な立法や制度改革が進行中である。以下では、代表的なものを幾つか挙げる。

(1) 第1に、えん罪の原因になったことが明らかにされた捜査手法が、改善されてきた。



例えば、目撃者の識別手続、取調べの録音・録画（さらには取調べ方法の在り方）、捜査協力型司法取引（情報提供者からの供述の獲得）に際しての手続の改革などである。これらについては、立法措置をとる州もあるが、各関係機関が自主的な改革を行い、捜査の適正化を図っている場合もある。

最近では、連邦および諸州において法科学や科学的証拠に関する改革も行われている。2009年の全米科学アカデミー（National Academy of Science）の法科学に関する包括的・画期的な報告書を契機として、連邦では、2013年に「全米法科学委員会（National Commission on Forensic Science〔NCFS〕）」が設けられ、2014年に司法省とアメリカ国立標準技術研究所によって「法科学に関する科学領域委員会機構（Organization of Scientific Area Committees on Forensic Science〔OSAC〕）」が立ち上げられた（ただし、NCFSは、トランプ政権下で2016年に解消された。）。OSACでは、500人以上の法科学関連の実務家、研究者、専門家が法科学の諸領域における質の向上を目指し、基準やガイドライン、プロトコルの策定を行うために20以上の委員会を作って議論を進めている。また、法科学の改革を推進する州も多い。代表的なテキサス州では、2005年にテキサス州法科学委員会が立ち上げられた。科学者、法科学者、弁護士、検察官から構成される同委員会は、州内の犯罪捜査研究所における証拠の適正性を維持するための監督機能を有するとともに、えん罪の疑いのある事件について独自の調査を行うこともできる。例えば、2011年に公表された「放火プロジェクト」報告書は、キャメロン・トッド・ウィリンガム事件（死刑が執行されてしまったえん罪の疑いが強いとされる事件）における初動の火災原因調査の問題点を科学的に分析して指摘するとともに、火災原因調査の適正さを確保するため17の改善策を提示した。その後も、同委員会は、歯痕鑑定やDNA混合資料の鑑定について調査・検証を行っている。

- (2) 第2に、えん罪が起こった疑いがある場合、あるいは起こってしまったことが明らかになった場合の対応策が講じられてきた。現在、連邦及び全ての州で、えん罪を訴える受刑者に対し、有罪判決後にDNA型鑑定を求める権利が認められている。新たなDNA型鑑定によって判決の結果が変わる可能性がある場合には、裁判所が改めてDNA型鑑定を行うことを命じることができる。新たなDNA型鑑定により被告人に有利な結果が出た場合には、その結果を新証拠として、再審理の申立て又は人身保護請求をすることができる。なお、半数以上の州では、有罪判決後のDNA型鑑定の機会を保障するために、生体資料の保管・保存が法律上義務付けられている。

また、えん罪が明らかになった者への刑事補償を認める州も増えつつある。

連邦政府は、上述のようなえん罪を生まない刑事司法改革を包括的に実現するため、2004年に「無実者保護法（Innocence Protection Act）」を制定した。連邦政府は、同時に、えん罪救済のための補助金制度を設けた。これにより、多額の補助金が、毎年、えん罪救済や制度改革を行う全米各地の団体に交付されている。イノセンス団体の一部も、これらの補助金を得ることによって活動資金を確保している。

#### 4 証拠開示の在り方

有罪判決後の証拠開示については、州ごとに法制度が異なる。以下では、アメリカの中でも刑事事件において判決後の記録等の開示が最も先進的とされるワシントン州の例を紹介する。

ワシントン州では、判決後は全ての証拠や事件記録が「公的記録 (Public Records)」とされる。したがって、(40年以上前に制定された) 州の情報公開法 (公的記録法。Public Records Act: RCW 42.56) により、州が作成した記録については、誰でも州に対して開示を請求することができる。刑事事件に関わる記録も、公的機関が作成した記録である以上、適用除外されない。一度判決が出された後は、全てが公的記録に該当すると考えられているからである。

また、これとは別に、公判調書などは、裁判所に対してウェブ上で請求をすることが可能である。ただし、被害者や性犯罪・若年の証人のプライバシーや秘匿捜査を保護する必要性があるときなど、一定の例外規定はある (RCW 42.56.240)。しかし、基本的には、公開の推定が働いている。

#### 5 公的なえん罪救済組織

「えん罪 (イノセンス)」という視点から刑事司法の在り方を見直すアメリカの刑事司法において、近年の注目すべき動きとして、えん罪を究明するための公的な制度の設立が挙げられる。例えばノースカロライナ州では、「えん罪調査委員会 (North Carolina Innocence Inquiry Commission)」が州の機関として2006年に立法により設けられた。

各法域の検察庁の中にも、有罪判決が誤っていないかを検証する部門 (Conviction Integrity Unit [CIU]) を新設する例が増えている。2018年には、全米の44の地域で、検察庁の中にこのような部門が存在している。CIUには刑事弁護の担い手 (弁護士) から責任者が選ばれる例もあり、検察庁の中の第三者機関として、問題のある事件の再調査を行ったり、検察庁内の運用の改革を提案したりしている。

### 第6 韓国

#### 1 再審制度の沿革・意義

韓国の刑事訴訟法 (以下「刑訴法」という。) は、歴史的な沿革から、日本の刑事訴訟法と極めて類似している (安部祥太「韓国における被疑者取調べとその適正化」青山ローフォーラム創刊号 (2012年) 74~75頁。刑訴法の邦訳は、同「韓国刑事訴訟法試訳」同4巻1号 (2015年) 135~137頁参照)。刑訴法については、被疑者取調べなどの分野で発展していることが知られつつある。しかし、刑訴法上の再審は、日本の再審規定と相違がない上に、白鳥決定に相当する判例法理が存在しないこともあり、活発に用いられているとは言い難い。他方、韓国では、特別法や第三者機関による調査を通じてえん罪の救済が図られている (同「刑事再審の比較法研究—大韓民国」九州再審弁護団連絡会出版委員会編『緊急提言! 刑事再審法改正と国会の責任』(日本評論社, 2017年) 136頁以下参照)。

## 2 刑訴法による再審

### (1) 再審の要件

韓国の刑事再審は、利益再審に限定されている（刑訴法420条，421条1項）。刑訴法420条は、日本と同様に、ノヴァ型再審とファルサ型再審を定めている。ノヴァ型再審（刑訴法420条5号）は、日本と同様の規定であり、証拠の新規性と明白性が要求される。

### (2) 判例の立場

再審に関する大法院2009年判決は、明白性の判断方法について、限定的再評価説を採っている（대법원2009.7.16선고, 2005도472판결. 邦訳は、安部祥太「韓国における再審開始事由としての証拠の『新規性』と『明白性』」青山ローフォーラム7巻2号(2019年)23頁以下）。従前の大法院は、明白性の判断方法について、孤立評価説を採ってきた（대법원1995.11.8선고, 95도67결정）ので、2009年判決は、判例変更したことになる。くわえて、同年判決の少数意見は、全面的再評価説を採用すべきとした。法廷意見と少数意見は7対6であり、大法院でも見解が分かれていると指摘されている（将来的に全面的再評価説への判例変更が行われる余地もある。）。

他方、明白性の意義・程度は、「原判決をそのまま維持できないほどの高度の蓋然性」を要するとされる（厳格説）。大法院は、「疑わしいときは被告人の利益に」の原則（利益原則）の適用可否について明言していないが、2009年判決が厳格説を採っていることから、この適用を否定していると解されている。

## 3 特別法による再審

### (1) 憲法裁判所法上の再審

韓国憲法裁判所法が定める再審のうち、代表的なものは、違憲決定が出た刑罰法令・条項に基づいて過去に有罪判決を受け確定していた者による再審である（憲法裁判所法47条3項）。この再審には、刑訴法の規定が準用される（同条4項）。その他、「公権力の行使又は不行使によって、憲法上保障された基本権を侵害された者」が、違憲審査を憲法裁判所に請求し（同法68条1項）、憲法裁判所がその主張を容れる決定をした場合にも、再審が認められる。この場合、憲法裁判所法47条が準用され、憲法訴訟願請求人は再審請求することができる（同法68条6項）。

### (2) 個別事件を対象とした特例法上の再審

個別事件を対象とした特例法の代表例は、「5.18民主化運動等に関する特別法」である。この法律は、光州事件と関連する行為等で有罪の確定判決を言い渡された者の再審を認めた（後記参照）。

## 4 「過去事清算」と再審

### (1) 「過去事清算」と「過去事」の代表例

現代韓国では、「過去事清算」が重要な価値を有する。これは、1987年民主化以前の人権弾圧や、無令状の身体拘束、拷問による自白に基づいた国家保安法による処罰などについて、その原因究明や被害者救済を図る動きである。韓国の法制度は、歴史



的な沿革から、日本による植民地統治の影響を色濃く残すものであった。そのため、民主化以前の制度・法律を改廃することは、権威主義政権期を省みると同時に、植民地統治の影響を除去し、真に民主化を追求し、韓国アイデンティティ（同一性）を確立する重要な意味があるとされている。過去事清算は現在も行われており、様々な制度改革を押し進める力学の一つとなっている。

代表例は、人民革命党再建委員会事件である。1975年、中央情報部は、反政権デモの参加者を検挙した。その後、人革党再建委メンバー8人をデモ首謀者と断定した。この8人は、最終的に大法院で死刑判決が確定し（대법원1975.4.8선고, 74도3323판결）、大法院判決から18時間後に死刑が執行された。また、その遺体は直ちに火葬された。これは、韓国では、「司法殺人」として知られている。

(2) 「過去事」への対応

① 立法・司法による過去事清算と再審

立法・司法による過去事清算の代表例は、上記「5.18民主化運動等に関する特別法」である。5.18民主化運動では、軍事クーデターと金大中の逮捕等をきっかけに、市民が民主化を求めて蜂起した。これに対し、韓国軍は武力で弾圧し、多くの者が死傷したり刑事訴追されたりした。同法は、5.18民主化運動と関連する行為等で有罪の確定判決を言い渡された者について、刑訴法の再審規定にかかわらず、再審請求を認めた（同法4条）。これにより、400人近い者が再審無罪判決を受けた。

② 行政による過去事清算と再審

ア 疑問死真相究明委員会

行政による過去事清算の代表例は、2000年「疑問死真相究明委員会」（以下「疑問死委」という。）による調査である。大統領直轄の疑問死委は、民主化運動と関連する疑問死を調査する時限的組織である。疑問死委は、必要に応じて同行命令状を発付して調査を行う。調査の結果により、捜査機関に捜査を要請したり、告発したりする。

疑問死委の調査によって再審無罪判決が言い渡された事件の一つに、前記の人革党再建委事件がある。疑問死委は、ソウル地検内で資料を発見し、拷問の事実を明らかにした。2002年末、元死刑囚の家族等は、疑問死委の調査結果を受けて再審を請求した。すなわち、1日で作成できないほど大量の供述調書が発見されたため、調書の日付変造が疑われ（刑訴法420条1号）、「職務上の犯罪」が明らかになった（刑訴法420条7号）とした上で、上記調査結果をもって「確定判決に代わる証明」があった（刑訴法422条）と主張した。その結果、2005年12月、ソウル中央地裁は再審開始を決定し、2007年1月に再審無罪判決を言い渡した。

イ 真実・和解のための過去事整理委員会

2005年には、「真実・和解のための過去事整理委員会」（以下「真実和解委」という。）が設置された。真実和解委は、個別立法で解決できなかった過去事を整理する組織である。真実和解委は、2010年末までに1万1175事件を審査し、8450事件について調査開始を決めた。この調査の結果、再審無罪に至った代表例は、2011年春川強姦殺人事件再審無罪判決である。元被告人は、10歳の少女を強姦し



殺害したとして、1973年に無期懲役刑を宣告された。ところが、真実和解委の調査によって、捜査段階の拷問と虚偽自白が明らかになった。この調査結果を基に再審請求が行われ、2008年に無罪判決が言い渡された（検察は控訴・上告したものの、いずれも棄却された。）。

真実和解委は、李明博政権の強硬路線により、2010年12月末で活動を終えた。それでも、2012年以降、特別再審を認める立法とともに第二次真実和解委を設置する立法提案が国会で複数回発議されている。

## 5 検察改革と再審

### (1) 共有された「検察改革」の必要性

再審手続と関連して、検察の対応に勧告が示された例を挙げる。

権威主義政権下では、検察権限が濫用された。そのため、過去事清算の文脈で、検察改革が常に意識されてきた。検察改革は、文在寅の選挙公約にも挙がり、国民が最も望んだ公約の一つであるとされている。

2017年12月、文在寅政権は、過去の検察の人権侵害や権限濫用を調査するために、「検察過去事委員会」（以下「検察過去事委」という。）を組織した（法務部訓令「検察過去事委員会規則」1条）。検察過去事委は法務部（法務省）内に設置され、研究者や弁護士など外部委員9人により構成される。法務部長官とは協助の関係にあり（同規則2条2項）、独立性が担保されている（同条1項）。この下部組織として、過去の事件を調査する大検察庁真相調査団が設置されている（安部祥太「韓国における検察改革と再審事件の検証」法セミ775号（2019年）7頁以下）。

### (2) 薬村五叉路事件と検察の「再審妨害」

#### ① 事案の概要

2018年12月、大検察庁真相調査団は、薬村五叉路事件及び再審の過程を再調査し、検察の対応に問題があったと結論した。これは、2019年1月、検察過去事委でも承認された。

薬村五叉路事件は、2000年に益山市で発生したタクシー運転手殺人事件である。事件を通報した15歳の少年Aが被疑者とされ、2001年5月に大法院で懲役10年の有罪判決が確定した。その後、2003年に、別の警察署が真犯人Xを捜査し、Xの自白を得たものの、物証が乏しく、地検は嫌疑なしと判断していた。Aは、満期出所後の2013年に、Xの自白などを新証拠として再審を請求した。その結果、2015年6月22日、光州高裁は再審開始を決めた。検察は抗告したものの、2015年12月11日、大法院は抗告を棄却した。これにより、再審公判が開始され、2016年11月17日にAに対して無罪判決が言い渡された。これを受けた検察は、同日、Xを身体拘束し、2016年12月6日、公訴提起した。Xは、第一審及び控訴審でそれぞれ有罪判決を言い渡され、2018年3月27日に懲役15年の有罪判決が確定した。

なお、本件は、2015年8月9日に公訴時効が完成する予定であった。光州高裁6月22日再審開始決定は、Xの自白を新証拠としていたため、Xが真犯人であることを前提としていた。それにもかかわらず、検察は、Xに対する捜査を行わないまま、

大法院に抗告していた。もっとも、公訴時効完成9日前である2015年7月31日に、人を殺害した罪で死刑に該当する犯罪について公訴時効を適用しない刑訴法253条の2が施行されたため、Xの訴追が可能となったという事情がある（後記参照）。

② 大検察庁真相調査団の調査・勧告

大検察庁真相調査団は、薬村五叉路事件について調査し、その結果を検察過去事委に報告した。検察過去事委は、警察官が少年Aに暴行を加えて自白を獲得した等の違法捜査を認定するとともに、無罪方向の物証の検討の不十分さや、公判を維持した検察の訴訟指揮を問題視した。再審との関連で注目すべきは、前記した「抗告」過程への勧告である。すなわち、光州高裁の再審開始決定に対して「特別な根拠も提示せず」、時効完成前に大法院の決定が下されることが期待し得ない状態で抗告したことは、「国家刑罰権の行使に重大な障害をもたらすおそれがある」とした。

なお、大検察庁真相調査団は、本件抗告を「機械的抗告」と評した。すなわち、公訴時効の完成を期した理由のない抗告であり、過ちを認めない検察の長年の慣行によるものであると批判した。そのうえで、調査団は、検察の抗告過程に監察調査が必要である旨の報告書をまとめた。検察過去事委は、この部分には明言していない。しかし、検察過去事委も、検事総長がAやその家族、被害者遺族に直接に謝罪すること、国家賠償を迅速に進めること、本件再審の対応過程の適正性を検討することを法務部に勧告した。

③ 国家人権委員会による検察官抗告への改善勧告

大検察庁真相調査団による調査と時を同じくして、それとは異なる文脈で検察官抗告が批判されている。それが、国家人権委員会による検察官抗告への改善勧告である。

陳情人は、2000年8月31日、尊属殺人罪で第一審有罪判決（無期懲役刑）を受け、2001年3月23日に大法院で刑が確定し、受刑生活を送っていた。2015年1月28日、陳情人は、第一審裁判所に対して、刑事訴訟法上の再審事由があることを主張して再審請求を行った。第一審裁判所は、2015年11月18日、陳情人の再審請求の一部を認容し、再審開始決定を行った。これに対して、検察官が即時抗告した。2017年2月10日、即時抗告審は、検察官の即時抗告を棄却する決定を行った。そこで、検察官が再抗告した。再抗告を受けた大法院は、2018年9月28日に再抗告を棄却し、再審開始決定が確定した。

陳情人は、再審制度の趣旨を考慮すると、検察官の抗告によって裁判が遅延し、人身拘束状態が継続したことの不当性を主張し、国家人権委員会に陳情を行った。これに対して、国家人権委員会は、陳情内容が国家人権委員会法30条1項1号の調査対象に該当しないことを理由に、形式的に却下した（同法32条1項1号）。他方で、同法25条1項に基づく政策勧告および意見表明を行った。

この決定は、再審開始決定に対する検察官抗告が請求審の長期化を招いていることを指摘し、法務部長官に対して改正案の検討と抗告権限の慎重な行使を勧告した。また、大法院長に対して、再審請求審を迅速に進行することや、再審開始決定時に刑の執行停止決定を積極的に行うことが望ましいという意見を表明した。

## 6 再審制度の評価と展望

韓国刑訴法上の再審は、日本の白鳥・財田川決定以前の状態にある。しかし、日本には存在しない憲法再審が設けられている。また、過去事清算や検察改革という文脈で、多くの誤判救済がなされている。その背景には、えん罪・拷問被害者が立法府に多く携わり、改革を主導してきたという特徴がある。過去事清算や検察改革は、韓国社会において重要な論点として認識されている。

そのような中で、薬村五叉路事件が注目され、検察の対応について検察過去事委が勧告を出すに至っている。薬村五叉路事件は、韓国で映画化されて大ヒットするなど、社会的関心は高い。また、検察官抗告をめぐる、国家人権委員会による改善勧告が示された。韓国では、劇的な改革姿勢や、過去の人権侵害に対する柔軟な姿勢が見受けられる。過去事清算や検察改革という文脈で、又は大法院判例の変更という形で、再審法の大変革が訪れることもそう遠くないかもしれない。

## 第7 台湾

### 1 再審制度の根拠・目的

- (1) 台湾の再審制度は、台湾刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）第5編再審に定められている。刑訴法420条から440条までの21条の条文があり、利益再審、不利益再審の双方が存在する。2015年に、利益再審に関する重要な法改正があった。

以下では、台湾の再審制度の概要を明らかにした上で、特に、①新規・明白な証拠に関する2015年の法改正、②再審請求のための記録閲覧制度、③判決確定後のDNA型鑑定について、順次説明する。

- (2) 台湾の再審制度の目的は、もともと法的安定性と実体的真実との調和に求められていた。すなわち、1935年、中華民国の刑事訴訟法が台湾で施行された際、再審制度の立法目的は、「再審制度には、専ら被告人の利益のために設けられる制度のほか、事実に関して重大な誤りを正すために設けられる制度も存在する。本法律は、判決が真実かつ正確なものであることを重視するため、後者の制度を採用している。そのため、被告人に有利か不利かを問わない」とされていた。この立法目的に従い、台湾の再審制度は、利益再審と不利益再審の双方を採用している。ただし、不利益再審の例は少なく、実務上も重要とされていないため、以下では、利益再審のみに限定する。

### 2 再審制度の概要

- (1) 利益再審の請求理由

利益再審、すなわち、有罪判決を受けた者のための再審請求理由は、刑訴法420条1項に定められている。その規定は、日本の再審請求理由と類似している。同項1号から5号までは証拠が偽造されたものであるというファルサ型であり、6号は新証拠の発見というノヴァ型である。

6号の新証拠の発見が、台湾における最も一般的な再審請求理由である。同号の規



定は、「有罪判決を受けた者に対して無罪、免訴、刑の免除若しくは原判決において認められた罪より軽い罪を認めるべき確実な新証拠を発見したとき」とされている。台湾では、日本と同様に、この条文にいう「確実な新証拠」（新規性・明白性）の解釈が争われてきた。

① 新規性について

新規性については、その証拠の「新しさ」をどのように判断すべきかという問題がある。これに関しては、主体的基準と時間的基準という二つの視点がある。

主体的基準とは、その証拠が新しいのは誰にとってかという問題である。これについては、判決を受けた者、原判決を下した裁判所、あるいは、両方を含むとする見解が考えられるが、判例の立場は様々で、現段階でも統一的な見解は存在しない。

時間的基準とは、その証拠が存在した時点又は発見された時点はいつであればよいかという問題である。判例は、新証拠とは、①事実審裁判所が判決を下す時点で既に存在していたが、判決後に発見された証拠、②あるいは、公判においてその存在が気づかれていなかった証拠、であるとする（最高裁判所28年度（1939年）抗字8号判例、最高裁判所35年度（1946年）特抗字21号判例）。換言すれば、確定判決時に存在しなかった証拠、又は確定判決前に知られていた証拠は、新規性を満たす証拠には当たらないということである。

② 明白性について

明白性については、法文にいう「確実な」とはどの程度の確実性が要求されるのかという問題がある。

実務では、旧来、単独評価説がとられてきた。最も制限的な解釈は、「新証拠に証拠調べ手続が要らず、一見するだけで原判決を動揺できる程度の明白さ」が必要だとする。この解釈に対しては、実質的に再審の道が閉ざされることになるという批判がされてきたが、2015年の刑訴法改正に至るまで、この解釈を採用する決定は連綿と存在していた。（最高裁判所103年度（2014年）台抗字729号決定）。他方、総合評価説を採用した決定もある。初めて総合評価説を採用したのは、最高裁判所89年度（2000年）台抗字463号決定である。同決定は、「もし当該新証拠が原確定判決において斟酌された証拠と総合評価された場合に」、明らかに原確定判決の事実認定を動揺させることができる程度に達するなら、「確実性要件を満たしていると判断すべきである」と判示した。

このように、刑訴法の法文上、「確実な新証拠」の内容や判断基準が一義的でなかったため、判例の立場も統一していなかった。

(2) 2015年刑訴法420条改正

台湾では、刑訴法再審編について何度も改正草案が提出されたが、改正の範囲などについて見解の一致を見ず、いずれの改正草案も成立に至らなかった。しかし、2015年、刑訴法420条だけを改正する草案が提出され、これが成立するに至った。

刑訴法420条に関する改正は、主に前記の「新規性」及び「明白性」に関するものである。まず、明白性について、新「証拠」ではなくとも、新「事実」であればよいとされ、「新事実」という文言が新たに追加された。また、判断方法について、単独



判断又は総合判断という二つの判断方法ができると明文化された。そして、新規性の時間的基準については、同条3項が新設され、「……新事実又は新証拠は、判決確定前に存在し、又は成立していたが調査はしていなかったもの、若しくは判決確定した後存在し、又は成立していた事実や証拠」をいう、とされた。

この法改正によって、新規性と明白性の判断基準はある程度ではあるが明確になった。しかし、この法改正によって、再審開始決定が劇的に増えたということはない。この改正によっても、「確実な」という文言の解釈にはかなりの幅があるためである。したがって、今後の実務の展開に注目する必要がある。

### 3 再審請求のための記録閲覧制度

#### (1) 概要

再審請求の準備及び審理においては、裁判所の記録及び訴追側の収集証拠へのアクセスが重要となる。

我が国の再審請求時における記録閲覧の根拠は、刑事確定訴訟記録法だけである。同法における記録とは、確定審段階で裁判所が保管していた記録を意味する。換言すれば、公判に提出されなかった訴追側の収集証拠の閲覧は、同法上認められていない。しかも、それらの証拠が閲覧できるための明文の規定は、いずれの法律にも存在しない。これに対して、台湾は職権主義型の手続構造をとっており、訴追側の収集証拠は原則としてその全て（いわゆる「一件記録」）が裁判所に送致される。そして、「確定後一件記録」というとき、通常は、捜査段階で収集された証拠や記録、公判段階で裁判所が作成した調書や弁護側から提出された証拠などの一切を意味している。

「確定後一件記録」の閲覧請求の手続については、記録閲覧請求の主体により、閲覧請求の根拠及び閲覧できる範囲が異なっている。以下では、これを区分して順次説明する。

#### (2) 記録閲覧請求の主体と記録閲覧の方法

##### ① 弁護士による記録閲覧

再審請求前の記録閲覧手続は、刑訴法自体には規定がない。しかし、「検察機関弁護士閲覧要点」という行政規則が存在し、弁護士は、この規則に基づいて記録の閲覧を請求することができる。判決確定後、記録は検察庁に送付されているので、請求先は検察庁となる。

閲覧範囲は、前記のように確定後一件記録の全てである。更に、閲覧するだけでなく、同要点第11点により、弁護士は、記録を抄録、印刷又は撮影することができる。通常、閲覧場所にはコピー機が用意されている。弁護士自身がカメラやスキャナーを持参し、使用する場合もある。

このように、紙媒体の記録閲覧については、同要点によりおおむね問題なく実施されている。他方、電磁的記録の閲覧については争いがあったが、後記のように、行政訴訟によって解決が図られており、それとともに、確定後一件記録の法的位置づけも明らかとなっている。

##### ② 判決を受けた者（元被告人）による記録閲覧

元被告人による記録閲覧については、「検察機関弁護士閲覧要点」のような行政規則は存在しない。実務上、法務部は、元被告人による記録閲覧請求に対し、否定的な立場をとってきた（法務部（77）法検字3657号法務部通達）。

しかし、2007年、刑訴法33条2項が新設された。同条項により、従来、公判中、被告人本人の記録閲覧が認められなかったことが改められ、被告人は費用を納付すれば、原則として、記録内の調書の謄本の交付を受けられるようになった。この改正の影響であろうか、元被告人本人による再審請求のための記録閲覧請求につき、裁判所が肯定的判断を示すようになった。

すなわち、最高裁判所100年度（2011年）台抗字690号は、前記2007年刑訴法33条2項が新設されたことを前提として、判決確定後、弁護人を選任していない元被告人が再審請求のための記録閲覧請求をした場合について、明文の規定は存在しないが、禁止規定がない限り、記録に含まれる情報を知る権利を保障し、人民の便宜を図るためには、刑訴法33条2項を類推適用すべきであると判示した。

この閲覧手続は、裁判所によって実施されている。前記のように、判決確定後、事件記録は検察庁に保管されているが、元被告人が裁判所に閲覧請求をした場合、裁判所は検察庁に事件記録を提出するように命じる。裁判所が元被告人による閲覧を許可した場合、調書謄本の閲覧等の作業は全て裁判所において行われる。その後、事件記録は検察庁に返還されるのである。

### (3) 再審請求のための記録閲覧請求の法的位置付け

紙媒体の記録については、前記のように行政規則によっておおむね問題なく実施されてきた。しかし、近年、弁護士による電磁的記録の閲覧請求が検察庁に拒絶されるという事例が生じるようになった。弁護士による紙媒体の記録閲覧が行政規則によりおおむね問題なく実施されてきたためか、再審請求準備段階における記録閲覧が法的にどのような根拠によるものかについては必ずしも十分に議論されてこなかった。しかし、電磁的記録の問題を通じて、その理論面にも光が当てられるようになった。

弁護士は、閲覧拒否の処分に対し、訴願を通じ、行政訴訟を起こした。今日までに5件（最高行政裁判所104年度（2015年）判字168号、106年度（2017年）判字250号（下級審台中高等行政裁判所105年度（2016年）訴字239号を維持）。台中高等裁判所107年度（2018年）訴字49号、台北高等行政裁判所106年度（2017年）訴字697号、及び台中高等行政裁判所105年度（2016年）訴字126号）の行政訴訟判決が、電磁的記録の閲覧請求を認める判断を下している。これらの行政訴訟判決の重要性は、電磁的記録の閲覧請求を認めることで個別事案を救済しただけでなく、「刑事事件確定後一件記録」自体の法的位置付け及びそれに対する閲覧請求の法的位置付けを確認した点にある。

判決の論理は、以下のとおりである。

まず、台湾においては、公文書の閲覧、管理の取扱いに関する法律として、檔案法、政府情報公開法等が存在している。刑事事件記録の閲覧に関する手続には、捜査中及び公判中の閲覧であれば、刑訴法が適用される一方、判決確定後であれば、檔案法、政府情報公開法が適用される。

すなわち、記録閲覧の時点によって、閲覧手続の根拠法令は異なり、判決確定後は、

刑事事件記録の閲覧は档案法、政府情報公開法を根拠とする。そして、档案法、政府情報公開法は行政法の枠組みであり、閲覧請求に対する拒否処分は行政処分であるため、閲覧請求者は、訴願を通じ、行政訴訟を提起することができる。また、档案法、政府情報公開法の立法目的によれば、政府情報は原則的に公開されることとなっている。両法においては制限要件も規定されているが、その適用は例外であり、比例原則に基づき判断されなければならない。

今回の場合、閲覧請求理由である再審請求は正当な目的であり、このような請求理由と、元被告人の訴訟権、記録媒体に含まれる第三者・被害者のプライバシー等を比較衡量し、個別事案によって閲覧方法と範囲を判断すべきである、というのが上記判決の論理である。

このように、上記判決では、「刑事事件確定後一件記録」は公文書という法的性質をもち、その閲覧は档案法、政府情報公開法に基づくべきこと、そして、閲覧を制限する場合には比例原則に基づかなければならないこと、という論理が示された。刑事訴訟記録を公文書として捉え、その性質から閲覧範囲を規制しようとする上記判決の論理は重要である。

#### 4 確定判決後のDNA型鑑定

- (1) 台湾における確定判決後のDNA型鑑定は、2016年に立法化されるまで、事案毎の判断で行われていた。明文規定がないため、再審請求者が検察官に請求するか、裁判所に再審請求してからDNA型鑑定を求めるという方法で行うしかなかった。しかし、2014年と2015年に続けて2件の再審事件でDNA型鑑定により再審が開始され、無罪判決が宣告された。そのうち1件は、検察官の再審請求によるものである。この2件の再審無罪確定事件により、台湾では、判決確定後DNA型鑑定の重要性が盛んに議論されるようになった。

2015年判決確定後、DNA型鑑定の請求手続を明文化する法律「刑事事件確定後デオキシリボ核酸鑑定に関する法律」の草案が台湾冤獄平反協会（「台湾版イノセンス・プロジェクト」）と民間司法改革基金会との共同で作成され、弁護士でもある国会議員・顧立雄、尤美女が国会に提出した。立法過程において大きな反対はなく、2016年11月、同法が成立し、同月大統領の公布によって施行された。

- (2) 具体的な内容は、以下のとおりである。

まず、「刑事事件確定後デオキシリボ核酸鑑定に関する法律」4条に定められた請求権者は、同法2条に定められる基準を満たし、かつDNA型鑑定の結果が刑訴法420条1項6号にいう新事実又は新証拠になることにつき合理的に信用できる場合には、「刑事事件確定後デオキシリボ核酸鑑定に関する法律」3条により、原審裁判所にDNA型鑑定を請求する。同法2条の基準とは、①鑑定請求しようとする証拠物や試料を政府機関が保管しているとき、②鑑定請求しようとする証拠物や試料について、まだデオキシリボ核酸鑑定を行ったことがない、若しくは既にデオキシリボ核酸鑑定を行ったが新しい鑑定方法があるとき、③請求しようとする鑑定方法に科学的合理性があるものであるときである。裁判所は、要件を審査して、鑑定実施の可否を判断す

るのである。

同法の運用はいまだ固まっておらず、今後注視していく必要がある。他方、同法を  
実質化するためには、鑑定資料の保管体制が問題となるが、鑑定資料の保管に関する  
法律は制定されておらず、今後の課題となっている。



# 第4章

## あるべき再審法制



## 第4章 あるべき再審法制

### 第1 現行法の課題

#### 1 はじめに

日本国憲法は、刑事手続における人権の保障と公正な裁判を実現すべく詳細な規定をおき、憲法39条は二重の危険を禁止した。この憲法39条の下、再審は明確に無辜の救済の制度と位置付けられた。不利益再審の廃止は、憲法の要請に基づくものであるという前提で、利益再審に特化した再審制度が導入されたのである（小田中聰樹＝大出良知「再審法制の沿革と問題状況」鴨良弼編『刑事再審の研究』成文堂、1980年、84頁参照）。しかし、再審の現状は、無辜の救済という重要な役割を果たしているとは言いがたい。

その大きな原因の一つは、再審が無辜の救済を目的とする制度として新たに位置付けられたにもかかわらず、不利益再審を否定しただけで、無辜の救済という制度理念と全く異なる旧刑訴法の規定をほぼそのまま引き継ぎ、1949年の現行刑訴法施行以来全く改正されることなく放置されたことにある。この再審に関する規定の形式的連続性は、多くの改正を経た通常審の現行刑訴法の手続に比べ、旧刑訴法下で形成された学説・判例の継承を容易にし、現行再審制度の無辜の救済の実現を阻んできた（前掲小田中＝大出89頁参照）。また、僅か19条に過ぎない再審の手続規定は、裁判所の裁量を広く認めることで裁判所ごとのいわゆる「再審格差」（後述）や、無辜の救済の理念に反する検察官の不服申立ての濫用をもたらしている。

死刑再審4事件をはじめとするえん罪事件の衝撃は、弁護士会の当番弁護士の取組みにより実現した被疑者国選弁護制度の創設、被疑者・被告人と弁護人の接見交通権の確立などをもたらした。その後も、氷見事件、志布志事件、郵政不正事件などのえん罪事件を契機に、一部の事件に限定され、内容的な問題もあるが、取調べの可視化も一応実現した。また、極めて不十分ながらも公判前整理手続の導入に伴う証拠開示制度や裁判員裁判を契機とする直接主義の一部採用は、調書裁判とそしられる刑事裁判の状況を一部ではあるが是正する役割を果たしつつある。しかし、上記の刑事手続の改善は通常審の刑事手続の改善にとどまり、再審については、えん罪被害者救済の最終手段であるにもかかわらず、上記の通常審で行われた手続の改善どころか、現行刑訴法施行以来、何の改善もされず今日に至っている。

再審制度の理念である無辜、すなわち、えん罪被害者の救済を迅速に実現するための喫緊の課題は、再審における証拠開示制度の整備と、検察官による再審開始決定に対する不服申立ての禁止である。逆に言えば、現行の再審制度における典型的な制度上の不備は、証拠開示制度に関する規定がないことと再審開始決定に対する検察官の不服申立ての許容である。

つまり、証拠開示について言えば、再審請求人または再審請求弁護人から証拠開示請求が行われた場合、何の判断もしない裁判所もあれば、検察官に対して証拠や証拠リストの開示を要請し、その開示を勧告し、その開示を命令する裁判所もあるというのが現状であり（この実態を私たちは裁判所の「再審格差」と名付けている。）、裁判所の多くは「何の

判断もしない」裁判所である。この「再審格差」の原因は、本来、格差などあってはならない、すなわち平等でなければならない無辜の救済を目的とする再審手続で、裁判所が好き勝手、野放図にその裁量権を恣意的に運用してはばからないところにある。そして、このような裁量権の恣意的運用を裁判所に許している最大の原因は、現行刑訴法の再審手続に証拠開示に関する規定が全くないことである。

また、検察官の不服申立てについて言えば、検察官が再審開始決定に対して不服申立てができると主張する根拠条文は、刑訴法450条・448条である。しかし、刑訴法450には不服申立ての主体が誰なのか明示されていない。上記のとおり、日本国憲法39条の「二重の危険の禁止」原則により不利益再審は廃止された。したがって、再審無罪方向で決定された再審開始決定に対する検察官の不服申立ては、不利益再審が廃止された現在、「二重の危険の禁止」原則に反するのではないか、そうでないとしても不服申立権の濫用ではないかという重大な疑問もある。しかし、再審開始決定に対して必ずと言っていいほど繰り返し行われる検察官の不服申立ては、えん罪被害者の救済の著しい遅延を招いており、この点からも無辜の救済という再審制度の目的をないがしろにするもので、不服申立権濫用以外のなにものでもない。

以下、詳述する。

## 2 証拠開示

通常審では、2004年の改正刑訴法によって、公判前整理手続における類型証拠開示及び主張関連証拠開示に関する規定を新設した。また、2016年には証拠の一覧表の交付制度が規定された。全面証拠開示には程遠いが、証拠開示の問題については一定の前進が見られている。しかし、再審手続の証拠開示については、2016年改正時の議論で問題点が指摘されたが、具体的な証拠開示規定の創設はなく、2016年の改正刑訴法附則9条3項で、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審手続における証拠の開示について（中略）検討を行うものとする」と規定されたにすぎない。現在も関係機関の協議が継続しているが、この間も、証拠開示制度がないため、えん罪を晴らすための証拠は開示されず、証拠開示を巡る再審請求人・弁護人と検察官の攻防は、裁判所の消極的態度とも相まってえん罪被害者の救済と再審手続の著しい遅延を招いている。

### (1) 証拠開示の重要性・必要性

再審における証拠開示は、無辜の救済のために重要な役割を果たしてきた。

2004年に通常審の証拠開示制度が整備されたことを受け、再審の証拠開示でも積極的な姿勢をとるべきという見解が示された。デュー・プロセスの観点から、証拠開示制度の目的を両当事者間の証拠収集に関する格差是正、裁判の公正、えん罪の防止にあるととらえ、再審事件でも、その事件について公判前整理手続が行われていたら開示されたはずの証拠に関しては、開示されるべきという見解である（門野博「証拠開示に関する最近の最高裁判例と今後の課題」原田國男判事退官記念論文集『新しい時代の刑事裁判』判例タイムズ社、2012年、159頁）。

一部では、再審請求弁護人が繰り返し証拠開示請求をしたことで、積極的な訴訟指揮が行われる事件や、検察官が証拠開示に応じた事件も現れた。再審無罪が確定した



布川事件、足利事件、東住吉事件、東京電力女性社員殺害事件、大阪強姦事件、松橋事件では、捜査機関が収集していた証拠が開示された。証拠開示が、再審開始そして再審無罪という結論に重要な影響を与えた事件も多い。現在、即時抗告審が係属中の日野町事件、そして再審開始決定が取り消されたものの、袴田事件、大崎事件、福井女子中学生殺人事件でも、証拠開示は再審開始決定に大きく影響している。無辜の救済という目的達成のためには、証拠開示が必要不可欠であり、そのことは上記の各再審事件が端的に証明している。

通常審の証拠開示制度に関する一応の改善は、一定の範囲で再審請求事件について証拠開示が行われる契機になった。しかし、再審手続には証拠開示制度がないため、前記のとおり、証拠開示について裁判所による裁量権の恣意的な運用を許す結果となっている。

## (2) 現状の問題点～再審格差～

証拠開示に関する裁判所の訴訟指揮には、上記のとおり看過しがたい格差が生じている。

再審請求審の職権主義構造は、本来、再審制度の無辜の救済という目的に照らし、裁判所に広い裁量を与えるものではなく、裁判所に対し無辜の救済に向けた能動的かつ積極的な活動を求め、義務付けるものである。しかし、証拠開示については、前記のとおり、再審制度の理念に反し、無辜の救済を妨害する裁判所の裁量権の恣意的濫用が行われ、公平でなければならぬ無辜の救済に著しい不平等（再審格差）を発生させており、裁判所は自ら行った裁量権の行使（例えば、再審請求弁護人の証拠開示請求に対し一切応答しないなど）について説明すらしないのが現状である。裁量権の濫用だと批判されてもやむを得ないことを、裁判所は平然と行っているのである。

### ① 再審請求における証拠開示の必要性・重要性

そもそも、再審請求の段階では、時間の経過により証拠は散逸し、一般的にはその証明力も減退する。再審請求人個人の力だけで再審請求の理由を見出すことは困難、というより不可能に近い。利益再審だけを認める現行再審制度の下で職権主義構造が採用された意義は、裁判所も検察官も、国民個々の基本的人権の尊重に奉仕する義務を負い、基本的人権を尊重する正しい裁判の実現に奉仕する存在と位置付けられたからだと考えられる（井戸田侃『刑事手続構造論の展開』有斐閣、1982年、289頁参照）。

すなわち、裁判所の裁量は、無辜の救済に向けた能動的な働きかけ、必要な証拠の開示を可能にする方向でのみ行使されなければならないのである。

そして、公益の代表者たる検察官には、再審制度の目的、再審請求権を検察官に認めた法の趣旨に照らし、無辜の救済のために無罪方向の証拠を開示する義務があるのである（指宿信『証拠開示と公正な裁判』現代人文社、2012年、185頁以下参照）。

### ② 開示されるべき証拠の範囲

最決昭和44年4月25日刑集23巻4号248頁は、「裁判所は、その訴訟法上の地位に鑑み、法規の明文ないし訴訟の基本構造に違背しない限り、適切な裁量により公正な訴訟指揮を行い、訴訟の合目的的進行をはかるべき権限と職責を有するものであ

るから（中略）弁護人から、具体的必要性を示して、一定の証拠を弁護人に閲覧させるよう検察官に命ぜられたい旨の申出がなされた場合、事案の性質、審理の状況、閲覧を求める証拠の種類及び内容、閲覧の時期、程度および方法、その他諸般の事情を勘案し、その閲覧が被告人の防禦のために特に重要であり、かつこれにより罪証隠滅、証人威迫等の弊害を招来するおそれがなく、相当と認める時は、その訴訟指揮権に基づき、検察官に対し、その所持する証拠を弁護人に閲覧させるよう命ずることができる」とする。

上記決定は、通常審の判断だが、再審手続が職権主義とされていること、意見聴取義務を含む裁判所の役割、新証拠の明白性の判断が新旧全証拠の総合評価によることなどに照らし、裁判所は、再審請求で証拠開示命令を出すこともできるし、また、そうすべきである。

再審請求段階の証拠の開示につき、上記決定の説示に照らして検討すると、再審請求の場合は、確定判決後では、不利益再審が廃止されているから、罪証隠滅や証人威迫は観念できない。また、第三者のプライバシー侵害などの弊害についても、期間の経過により相当程度低下しているから一般的な弊害ということとはできない。そもそも相当の期間が経過している捜査の秘密にどれだけの価値があるかも疑問である。そうすると、無辜の救済という再審制度の目的に照らせば、証拠開示について、弁護人がその具体的な必要性を示したときは、原則として証拠が開示されるのは当然のことである（斎藤司『公正な刑事手続と証拠開示請求権』法律文化社、2015年、395-396頁参照）。

以上のとおりであるから、現行刑訴法の解釈としても、再審では通常審よりも広く証拠開示が認められるべきである。

### (3) 全面証拠開示の理論的根拠

再審は、無辜の救済を目的とする手続であり、憲法31条の趣旨を貫徹し、憲法13条が保障する個人の尊厳を実現し回復させるために重要な意義を持つ制度である。再審は、いわば、憲法的価値を実現するための手続なのである（大場史朗「再審法改正の理由」九州再審弁護団連絡会出版委員会編『緊急提言！刑事再審法改正と国会の責任』日本評論社、2017年、282-284頁参照）。

証拠開示が実際に再審開始に寄与した事例から明らかなように、証拠開示の重要性・必要性、時間の経過による証拠の散逸状況や個人としての再審請求人の能力の限界などに照らし、証拠開示は、憲法的価値実現のための必須の前提である。その意味で、証拠開示請求権は、再審請求権の一内容として再審請求人に保障された権利と解すべきである。また、証拠開示は再審請求手続の迅速化にも寄与するものであり、これを制度的に認めることは、憲法37条1項が要請する「迅速な裁判」にも適合する。

再審では、通常審以上に広い範囲で証拠開示を認めるべきではないという見解もあるが、(2)のとおり、通常審で証拠開示の範囲を限定する理由とされている弊害は、再審請求の段階では著しく低減しており、弊害が減少している以上、再審で証拠開示の範囲が広がることはむしろ当然である。また、再審手続の職権主義構造は、無辜の救済という目的を達成するための構造であり、この職権主義構造は、再審における全

面証拠開示の制度化に関し障害になるものではない。

2019年5月10日、日弁連は「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」を公表し、具体的な証拠開示制度の在り方について提案している。無辜の救済という再審制度の目的に照らし、その大前提である全面証拠開示が早急に実現されなければならない。

### 3 検察官による不服申立て

#### (1) 検察官の不服申立てがもたらすえん罪被害者救済の遅延

検察官が再審開始決定に対して即時抗告ができる根拠は、即時抗告ができる場合を定めた刑訴法450条に、明文で刑訴法448条1項の決定すなわち再審開始決定が含まれていることによる。もっとも、この条文には「誰が」即時抗告の申立てができるのか、すなわち抗告権の主体が誰なのか明示されていないが、検察官はこの条文を根拠に再審開始決定に対し即時抗告（高裁が請求審として再審開始決定をした場合は「異議申立て」という。）を行い、裁判所もこれを容認している。

白鳥決定後、島田事件、弘前事件、加藤事件、米谷事件、榎井村事件について、検察官は即時抗告をしなかった。しかし、再審開始決定が出た死刑再審4事件のうち、島田事件を除く3事件では、検察官が再審開始決定に対し即時抗告（免田事件のみ特別抗告）した。もっとも、即時抗告は全て棄却され、その後再審無罪が確定した。さらに徳島ラジオ商事件と梅田事件でも再審開始決定に対し検察官が即時抗告をしたが、いずれも棄却され、両事件とも再審無罪が確定している。

再審開始決定に対する検察官の即時抗告によって再審開始決定が取り消された最初の事件は日産サニー事件（1995年）であり、21世紀に入ると、大崎事件（第1次）、福井女子中学生殺人事件、名張事件（第7次）で再審開始決定が取り消された。そして、袴田事件（第2次）再審開始決定が、開始決定から4年3か月の歳月を経て、2018年6月11日、取り消されたことは記憶に新しい。その衝撃も冷めやらぬうち、大崎事件（第3次）で、最高裁は、地裁、高裁の再審開始方向の決定に対する検察官の特別抗告につき、検察官の特別抗告には理由がないと認めつつ、職権で地裁、高裁の決定を取り消し、かつ原審に差し戻すことなく自ら再審請求を棄却する判断を下した（最決令和元年6月25日）。大崎事件は、これまで3度にわたって再審開始方向の判断がされた事件であり、再審請求人である原口アヤ子氏は、雪冤への希望を抱くたびにこれを打ち砕かれるという耐え難い精神的苦痛を繰り返し被っている。

また、白鳥決定後1990年代までは、再審開始決定に対する検察官の即時抗告が棄却された場合、そのまま再審開始決定が確定するケースが多かったが、21世紀に入ってから布川事件（第2次）、松橋事件、大崎事件（第3次）の各再審請求で、地裁の再審開始決定に対する検察官の即時抗告を高裁が棄却したにもかかわらず、検察官はさらに最高裁に特別抗告を行っている。

このように、長期間の審理を経てようやく再審開始決定を勝ち取ったとしても、検察官の即時抗告で、さらに再審公判の開始まで時間を要したり、場合によっては再審開始決定自体が取り消されたりする事態が生じている。再審請求事件は、通常、長期



にわたって審理が行われ、再審開始決定が出た時点で再審請求人が高齢になっている場合も少なくない。有罪判決の確定ですでに公訴権が消滅しているのに訴追の当事者であるかのような検察官の対応は、無辜の救済という制度の目的に適合せず、再審請求手続で期待されている検察官の役割とは乖離している。

(2) 再審制度における検察官の本来の役割

上記のとおり、有罪判決の確定で検察官の訴追活動は完結し、公訴権は消滅する。再審請求手続に検察官の関与自体は認められるとしても、通常審で行われるような積極的な立証活動等が必然的に認められるものではない（三井誠「再審手続の構造」鴨良弼編『刑事再審の研究』177-178頁）。なぜなら、再審請求手続での検察官の積極的な立証活動等は、無辜の救済という利益再審制度の意義・目的に照らして再審請求手続で保障されるべき再審請求人の主体的・主導的活動を圧迫し、疲弊させる結果になること、また、検察官の関与は、政策的に再審請求手続の（過度な）職権化を避け、適正な請求手続の進行を図るためにいわば政策的に認められたものであり、その政策目的を超えて活動することは許されないこと、さらに、再審請求手続では、再審無罪判決を得る可能性があるかという見込みの判断をするに過ぎないことなどから、再審請求手続での積極的な立証活動などは差し控えられるべきだからである（河上和雄ら編『大コンメンタール刑事訴訟法第10巻 [第2版]』青林書院、2013年、140-141頁、174頁〔高田昭正執筆〕参照）。

(3) 二重の危険の禁止の原則との関係

また、利益再審は、二重の危険（国家の訴追権の消滅）を前提として被告人（再審請求人）に権利として、いわば新たな手続的負担を甘受することを認める制度であり、再審が行われる範囲は、再審請求人（被告人）によって限定されるべきものである。したがって、再審が行われる範囲は再審請求の趣旨によって画されることを前提として、確定判決を得たことですでに検察官の公訴権は消滅しており、確定有罪判決が依拠する証拠関係（証拠構造）を超えた検察官の新たな攻撃は、二重の危険の禁止の要請のもと、再審請求人の甘受の対象に入る余地はなく、その典型が検察官の不服申立てであると説明されている（豊崎七絵「再審開始決定に対する検察官の不服申立てについての法理論的検討」井田良ほか編『浅田一茂先生古稀祝賀論文集 [下巻]』成文堂、2016年、405-408頁。白取祐司「再審問題の進展と刑事訴訟法」法律時報71巻3号、1999年、21頁、水谷規男「再審法理論の展望」村井敏邦ら編『刑事司法改革と刑事訴訟法 [下巻]』日本評論社、2007年、540頁参照）。

(4) (2)(3)いずれの立場からも、あたかも通常審の当事者であるかのような検察官の不服申立ては、本来再審制度が検察官に期待した役割に明確に反するものである。再審における検察官の役割が明確でないことは、布川事件国賠判決（東京地判令和元年5月27日LEX/DB25563059）にも見て取れる。同判決は、確定審における警察官の偽証や、証拠開示に応じなかった検察官の対応が違法であると認定した。他方、適正な事実認定に協力すべき検察官が、再審請求審で行った即時抗告の申立等については、「正当な職務行為」としたのである。明文の規定がないことが、再審制度の趣旨・理念にもとる検察官の行為を正当化する結果をもたらしている。



再審開始決定に対する検察官の不服申立ては明文で禁止されるべきである。

#### 4 その他の問題

##### (1) 公正・適正な判断を担保する制度の不備

刑訴法438条の規定により、確定判決に関与した裁判官や、過去に同一事件の再審請求に関与した裁判官が、同一事件の再審請求で担当裁判官として職務を執行する事態が生じている。このような裁判官が、意識しているか否かは別にして、過去の判断を正当視し、その再審手続に先入観・予断をもって対応する可能性は否定できず、かかる裁判官の関与によって裁判所に果たして公正な判断ができるのかどうかについて重大な疑念が示されている。ところが、このような裁判官について、現行法の下では除斥事由に当たらないとされている。

また、上記のとおり、再審請求手続では、現行刑訴法の規定の欠落から裁判所の職権の行使に広い裁量が認められると解されており、裁判所はその職権を自由に行使してきた。その結果、再審制度が本来要請している無辜の救済に向けて職権行使をする裁判所もあれば、これに反する方向で職権行使を行う裁判所もある。

証拠開示に関する裁判所の対応については、これまで述べてきたところであるが、三者協議を一切行わない、再審請求人・弁護人が申し出た事実の取調べをしないなど、無辜の救済という再審手続の理念を実現するために認められている職権を行使しない裁判所が余りにも多いというのが現実である。

##### (2) 再審請求人の権利保障の不備

再審請求審では、現実には、事実の取調べを主軸とした公判審理と同種の手続が実施されることも少なくない。通常審の公判審理と実質的に異なる手続が行われる以上、その手続には再審請求人の関与が認められるべきである。

また、再審請求人の関与を実効的なものにするためには、弁護人の援助を受ける権利が実質的に保障されなければならない。しかし、再審手続に国選弁護制度はなく、接見交通権をはじめとする弁護人の権利について、刑訴法総則に関する規定の適用はないとする学説もある。この接見交通権につき、最判平成25年12月10日民集67巻9号1761頁は、死刑確定者である再審請求人と再審請求弁護人との間には、秘密面会の利益があるとするにとどまった。

手続の重要性に見合った再審請求人の権利が保障されなければならない。

## 第2 再審法制を考えるに当たっての基本的視点

### 1 日本国憲法の下での再審法制の在り方

いかに制度を整備しようと、裁判が人によって行われる以上、誤判の危険から逃れることは不可能である。その意味で、再審は、裁判に不可欠の制度である（田宮裕「再審の指導理念」鴨良弼編『刑事再審の研究』19頁）。様々な問題を抱える現行刑事訴訟制度の下では、再審制度の役割は重要である。そして、再審制度が憲法31条の適正手続の保障の要請に適うものでなければならないことは当然であり、また、憲法37条1項の「迅速な裁判」

の要請にも応えることができる再審手続の制度設計が求められる。

(1) 無辜の救済（不利益再審の廃止）

憲法39条は、「既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない」と規定する。同条は、二重の危険の法理を採用することを明確にした規定である（前掲田宮23頁）。憲法39条の下、現行法の再審制度は誤った有罪の是正のためにだけ認められており、ここでは、法的安定性と真実の究明が対立するのではなく、（誤った）有罪判決の維持ないし刑罰権の確保か、無辜の救済かの対立・相克がその本質となる（前掲田宮22頁）。「原裁判を維持することによって生ずる国家的利益」よりも、「無実のものを処罰し、あるいは不当に重い罪で処罰することを避けることによる国家的利益及び個人の基本的な人権尊重」をはるかに重視すべきであることは明らかである（井戸田侃「上訴と再審」鴨良弼編『刑事再審の研究』240頁）。このように、再審は、誤った有罪の是正のために、憲法の要請に支えられて認められるものであり、その指導理念は無辜の救済ということになる（前掲田宮24頁）。

再審の理由そしてその手続構造も、この無辜の救済という指針に基づいて、えん罪被害者の人権保障のためにどのような救済の手を差し伸べるべきなのかという観点に立って、解釈・構成されなければならない。大崎事件（第3次）で、最高裁は、検察官の特別抗告に理由がないことを認めつつ、刑訴法411条を準用し、再審を開始すべきとした原決定、原々決定を取り消した。そもそも、刑訴法の明文規定もないのに、再審請求人に不利益な方向で同条を準用することは、無辜の救済を目的とする再審の制度趣旨に反するものである。しかも最高裁は、原審に差し戻すのではなく、何の事実調べもしないまま、刑訴法434条、426条2項により自ら再審請求を棄却した（なお、同様の枠組みを採用した事例として最決平成29年12月25日裁時1691号13頁）。前記のように、大崎事件では、これまで3回もの再審開始方向での判断が行われており、無辜の救済という視点から再審規定の整備が行われていたら、このような判断は決して行われなかったはずである。再審規定の欠缺は、無辜の救済のために裁判所の幅広い裁量を認めるといふ本来あるべき方向ではなく、確定判決を維持する方向で利用されているのが現状である。このような事態を打開するためにも、再審制度の本来の趣旨に則った手続規定の整備が急務である。

(2) 適正手続の保障

上記のように、再審制度は、無辜の救済を指導理念とする制度であり、無辜を救済する方向でのみ誤判を正すことを目的とする制度になる。それによって、再審は、人権を補完する「それじしんデュー・プロセス上の一制度」となるのである（前掲田宮24頁）。

ところが、再審手続の規定の不備は、再審制度本来の趣旨を意識も理解もしない裁判所の恣意的な裁量権行使によって看過し得ない再審格差をもたらし、自らの人権が問題になっている再審請求人（元被告人）を、場合によってはその再審手続自体から締め出す結果すらもたらしてきた。再審に関する手続保障は、憲法31条の要請であるだけでなく、適正な事実認定を欠いて有罪判決を受けたことの不当を是正するもので、憲法37条の要請でもあるのである（光藤景皎「再審の基本構造」鴨良弼編『刑事再審

の研究』, 55頁)。

## 2 再審請求人の主体的関与を可能にするための手続保障

無辜の救済という再審制度自体の意義・目的に照らせば、再審手続の実質に見合った再審請求人の再審手続への関与を保障することこそ、適正手続を保障した憲法の理念に適合するものである。再審請求審は、本来、再審請求人の罪責問題そのものではなく、無罪判決の見込みの有無を判断するにとどまる手続なのに、その現実には、事実の取調べを主軸とした公判審理と同種の手続が実施されることも少なくない。ところが、この罪責問題を扱う場合と実質的に異なる再審請求審の手続に、自分の権利が問題になり審理の対象になっているのに、再審請求人はその手続に当事者としてなんらの関与もできないのである。これは、憲法の適正手続の理念を踏みにじるものと言わざるを得ない。そもそも、再審請求人を関与させる規定が存在しないことは、再審請求人を再審請求審の手続から排除する理由足りえない。再審制度が利益再審に転換したことを基軸とし、再審請求人の意見聴取を例示的に定め、その他の再審請求人の手続的権利保障は広範囲に認める余地を残した趣旨と解するべきである(三井誠「再審手続きの構造」鴨編『刑事再審の研究』172頁参照)。

再審請求人を関与させる規定の欠落は、再審請求人の関与を認めない方向で解釈されるべきではなく、憲法の適正手続の保障の趣旨や再審制度の理念に適合するよう、実質的な審理が行われる場合には、再審手続の公開をはじめとして手続の重要性に見合った公正性の担保や、請求人の関与を認める方向で解釈・整備されるべきである。憲法37条1項が、被告人の権利としての側面から裁判の公開を保障していることから、再審請求人の権利として、手続の内容や重要性より当該手続への再審請求人の関与が公開法廷で実施されるべきである。

さらに、再審請求人の主体的関与の前提として、実効的な弁護人の援助を受ける権利が保障されなければならない。

## 3 裁判所の公正かつ適正な判断を制度的に担保する仕組み

刑訴法438条は、再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄すると規定する。

この規定により、原判決の審理に関与した裁判長が再審裁判所の裁判長または裁判官として職務を執行する事態が生じた。最高裁は、再審は上訴の一種に属しないと、確定判決の審理に関与したことにより除斥されないとする(最決昭和34年2月19日刑集13巻2号179頁)。また、(通常審の)控訴審の審判を担当した裁判官が、再審請求事件の抗告審の審判に関与しても、憲法37条1項の「公平な裁判所」の裁判でないとはいえないとする(最決昭和47年10月23日集刑185号365頁、同旨最決昭和42年5月26日刑集21巻4号723頁)。さらに、前回の再審事件の裁判に関与した裁判官も各審判手続はそれぞれ別個のものであり、前審と上訴審の関係にないことを理由として除斥されないとした(最決昭和40年6月14日判例集未登載)。その後、飯塚事件では、再審請求人に死刑を言渡した確定一審の主任裁判官だった裁判官が、福岡高裁での再審請求即時抗告審の「結審」時に裁判体に加わっていたことが明らかとなった。さらに、大崎事件(第3次)においては、前述のとおり地裁・高裁が再審開始方向の決定をしたにもかかわらず、最高裁第一小法廷がこれを取り消した



上、自ら再審請求を棄却したが、この決定に関与した裁判官の1人は、同じ第一小法廷に係属していた同事件の第2次特別抗告審において、再審請求棄却を確定させた5人の裁判官のうちの1人であった。これら二つの事例では、報道等でもその公正性を疑問視する声が上がった。

そもそも、裁判官であっても、自ら下した過去の判断を正当視することに対する先入観・予断が払拭できない可能性が残るのは当然であろう。また、再審請求審の審判対象は原確定判決の当否であり、その審判の方法は原確定判決の旧証拠の再評価と新証拠も加えた総合評価である。すなわち、確定判決の心証を引き継がずに総合評価することが課題になるのであり、旧証拠について再審請求人に対して不利益な実体的判断をしたことは、予断を抱く決定的事由になるというべきである。除斥の制度が必要な所以である（『大コンメンタール刑事訴訟法第10巻〔第2版〕』104頁参照）。

また、再審請求の審理手続を定めた条文は445条だけであり、裁判官の姿勢によってその訴訟指揮に大きな差異が生じている。再審手続の重要性に応じた証拠開示制度などの整備が急務である。

さらに、手続の公開に関する規定がないため、再審請求の帰趨を決するとも言える事実調べについてすら、その手続が公開されないのが実態である。しかし、裁判の公開（憲法82条）は、国民の監視により裁判の公平・公正を確保するための規定であり、無辜の救済という正義の回復を目指す再審についても、司法がその機能を完全に果たしているかどうかを国民が監視し、その公平・公正が図られるべきである。

#### 4 「疑わしいときは被告人の利益に」原則の徹底

##### (1) 白鳥・財田川決定の意義

1975年の最高裁白鳥決定（最決昭和50年5月20日刑集29巻5号177頁、以下「白鳥決定」という。）は、「(略) 435条6号にいう『無罪を言い渡すべき明らかな証拠』とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうものと解すべきであるが、右の明らかな証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、果たしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生じせめれば足りるという意味において、『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判における鉄則が適用されるものと解すべきである」とした。

この白鳥決定を受け、財田川決定（最決昭和51年10月12日刑集30巻9号1673頁、以下「財田川決定」という。）は、さらに「この原則を具体的に適用するにあたっては、確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであることを必要とし、かつこれをもつて足りると解すべきであるから、犯罪の証明が十分でないことが明らかになった場合にも右の原則があてはまるものである」とした。



白鳥・財田川決定は、かつて明白性について「有罪の認定を覆して無罪の認定をなすべき理由明白なりと首肯せしめるにたる証拠」（東京高決昭和32年3月12日高刑特4巻6号123頁）、「再審請求人の無罪を推測するに足りる高度の蓋然性」（名古屋高決昭和34年7月15日下集1巻7号1550頁）などとされ、無罪の挙証責任を再審請求人に課するに等しい解釈がされていた実務を改めたものであり、その判示は学説の一致した支持を得ている（『大コンメンタル刑事訴訟法第10巻〔第2版〕』44～45頁）。

白鳥・財田川決定は、明白性の判断に際しても「疑わしいときは被告人の利益に」の原則が適用されること、従って、「確定判決の事実認定につき合理的疑いを生ぜしめれば」明白性は認められること、そして、明白性の判断方法は、総合評価・再評価によることを明確にした（川崎英明『刑事再審と証拠構造論の展開』日本評論社、2003年、3頁）。

刑訴法336条が存在する以上、「無罪」が「疑わしいときは被告人の利益に」の原則の適用により、犯罪の証明が不十分なものも含むことはむしろ当然であり、白鳥・財田川決定は、刑訴法435条6号の「無罪を言い渡すべき」について当然のことを宣言したものと評価できる。この当然のことすら宣言しなければならないほどに、再審は閉塞状態に陥っていたと言いうる（福井厚「証拠の明白性」鴨良弼編『刑事再審の研究』、161頁参照）。

## (2) 白鳥・財田川決定後の状況

いずれにせよ、白鳥・財田川決定は、無辜の救済に向け積極的な姿勢を示し、これを正しく踏襲して再審開始の判断がなされた事例も生まれた。

しかし、他方で、白鳥・財田川決定を白鳥・財田川事件の調査官解説（法曹会編『最高裁判所判例解説刑事篇（昭和50年度）（1979）93頁〔田崎文夫〕、『最高裁判所判例解説 刑事篇（昭和51年度）』（1980）284頁、〔磯辺衛〕）で示された、旧証拠の再評価の範囲を新証拠と関連を有する限度にとどめるという方向性を支持し、さらにこれを推し進める動きもみられる。

文言上は白鳥・財田川決定を引用しつつ、新証拠を孤立的に評価（例えば日産サニー事件の抗告審決定、仙台高決平成7年5月10日判時1541号52頁、詳細は水谷規男「再審法理論の展望」村井敏邦ら編『刑事司法改革と刑事訴訟法〔下巻〕』日本評論社、2007年、514～516頁参照）し、あるいは、新証拠に関連する範囲でのみ旧証拠の再評価を認め、新証拠の証明力が低い、または新証拠は旧証拠による事実認定の全体には影響力を持たないとするものである（前掲水谷、513頁、事例として、大崎事件（第1次）即時抗告審福岡高宮崎支決平成16年12月9日判タ1210号86頁、詳細は『大コンメンタル刑事訴訟法第10巻〔第2版〕』63頁参照）。

さらに、新証拠が旧証拠の証明力を減殺させ、確定判決の事実認定がそのままでは維持できないことが裁判所によって明確に認められているにもかかわらず、再審請求を棄却する事例すら現れた（マルヨ無線事件第5次請求の即時抗告審、特別抗告審の各決定、名張事件第5次請求の請求審、異議審、特別抗告審の各決定、詳細は前掲水谷516～521頁、姫路郵便局強盗事件請求審、即時抗告審の各決定も参照）。

確定判決の有罪認定の証拠的基礎を組み替え、全く異なる証拠構造に立って確定有

罪判決を維持することを認める考え方は、事実審とは異なる再審請求手続という特殊な手続でいわば新たな有罪判決を下すことを認めるに等しく、二重の危険の理念にもそぐわない（小田中聰樹『誤判救済の課題と再審の理論』日本評論社、2008年、115頁）。

このように、白鳥・財田川決定は、再審制度を無辜の救済という理念的基礎に立ち帰らせる重要な意義を持ちながらも、その意義が必ずしも適切に反映されない状況が継続している。

### (3) 総合評価の必要性

そもそも、「疑わしいときは被告人の利益に」原則の適用を徹底するためには、再審請求審において、新旧証拠の総合評価が行われる必要がある。再審制度は、再審請求人が有罪か無罪かを判断する裸の実体判断を行う制度ではなく、確定有罪判決の誤った事実認定のどこに誤りがあったのかを検討することが、再審制度そのものの要請である。

また、確定有罪判決といってもその証拠構造には強弱が存在し、脆弱な証拠構造に立脚する有罪判決であれば、新証拠自体の証明力は弱くても、これを脆弱な証拠構造に投入して新旧全証拠を総合評価してみれば、確定有罪判決の事実認定に合理的疑いが生じることがある。

さらに、事実認定は一般に多数の証拠の総合認定としての性格を持ち、確定有罪判決の事実認定に合理的疑いが生じるかどうかは、新証拠だけを検討することでは明らかにならない場合もある（『大コンメンタール刑事訴訟法第10巻 [第2版]』、57-58頁参照）。

そうすると、新旧証拠の総合評価が行われなければ、「疑わしいときは被告人の利益に」原則の徹底も実現しないこととなる。現に、大崎事件（第3次）の特別抗告審（最決令和元年6月25日）は、単体の新証拠を、内在的な脆弱性を考慮することなく証明力が高いという結論を先取りした旧証拠群にぶつけるという「総合評価」により再審請求を棄却した。このような判断手法が再審の総合評価の名に値しないことは明らかである。

しかし、現行刑訴法に判断手法に関する明確な指針がないことが、このような「総合判断」を許す結果をもたらした。明白性の有無の判断の在り方が法の規定により明確にされなければならない。

明白性の有無の判断は、裸の実体判断ではなく確定判決の有罪認定の合理性の判断に帰着すべきである。事実認定の当否を判断するためには、確定判決の構造を明らかにし、新旧証拠の総合評価により確定有罪判決の事実認定が維持し得ないのであれば、再審は開始されなければならない。これが本来あるべき白鳥・財田川決定に則った判断手法であり、全ての事件がこの手法によって判断されることを明確にすべきである。

### 第3 具体的な問題点

#### 1 再審事由

##### (1) 現行法の規定

###### 【刑訴法435条】

再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これをすることができる。

- ① 原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。
- ② 原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。
- ③ 有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限る。
- ④ 原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。
- ⑤ 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。
- ⑥ 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。
- ⑦ 原判決に関与した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。

##### (2) 現状と問題点

###### ① 現行規定の内容

現行規定は、①新証拠の発見を要件とする6号の再審理由、②確定判決の証拠が偽造や変造あるいは虚偽であったことを要件とする1号ないし5号の再審理由と、③確定判決に関与した裁判官等が職務に関する罪を犯したことを要件とする7号の三つの類型に分類される（『大コンメンタール刑事訴訟法第10巻 [第2版]』21頁）。6号がノヴァ型、1ないし5号及び7号はファルサ型に分類される。

ノヴァ型は判決確定後の新事実ないし新証拠の出現を再審理由とする大陸の糾問訴訟の時代に採用された制度に由来するものであり、ファルサ型は判決内容の誤りを徴表するような原裁判過程の瑕疵を再審理由とするフランス革命後の弾劾化された刑訴法で誕生したという沿革がある（田宮裕『一事不再理の原則』有斐閣、1978年、306頁）。この対応関係は、6号を厳格に解釈する根拠ともされた。しかし、憲



法39条の「二重の危険禁止」原則の要請として、無罪判決に絶対的な再訴禁止効が認められた現行法の下では、このような対応関係は妥当しない（『大コンメンタール刑事訴訟法第10巻〔第2版〕』22頁）。また、確定判決を受けた被告人の人権としての法的安定性の要請は不利益再審とは対立するが、利益再審とは対立しない。ノヴァ型の再審理由は、現行法下では無辜を救済する方向でのみ機能を発揮するのだから、これを包括的再審理由と捉え、その弾力的解釈を行うことが要請される（『大コンメンタール刑事訴訟法第10巻〔第2版〕』22頁）。もっとも、現状は、弾力的解釈による救済が行われているとは到底言い難い。

② 明白性について

明白性の判断手法について、「疑わしいときは被告人の利益に」原則が再審にも適用されるとした白鳥・財田川決定により、大きな転換が生じたものの、必ずしも全ての事件でこの判断手法が正しく用いられていないことは前記のとおりである。新証拠の孤立的評価に止まる事例、確定判決の証拠的基礎を組み変えたり、旧証拠の証明力をかさ上げしたりしてまで確定判決を維持する事例、「総合評価」という文言を用いつつ、実際には、単体の新証拠に証明力評価を先取りした旧証拠群をぶつけるような判断手法をとる事例などが現れている（詳細は本章第2、4参照）。

1922年に制定され1924年から施行された旧刑訴法は、ドイツ刑訴法の強い影響の下で立案・立法され、ここで、現行刑訴法の435条6号に対応する包括的再審理由の規定が新設された（小田中＝大出「再審法制の沿革と問題状況」73頁）。現行法のルーツとも言えるドイツ刑訴法359条5号は、「新たな事実又は証拠方法が提出され、そのみで、又は既に取り調べられた証拠と併せて、被告人の無罪、軽い刑罰法規の適用による軽い科刑又は改善保安処分に関して実質的に異なる裁判を理由づける見込みが十分であるとき」と規定し、事実的観点から確定判決の正確性に対する「真摯な疑い」が出されるか、又は確定判決の認定が「動揺」すれば足りるとしている（本報告書第3章第2節におけるドイツ法制の説明を参照）。

また、日本の刑訴法435条6号とほぼ同じ内容だった台湾刑訴法420条1項6号には、「確実な新証拠」（新規性・明白性）の解釈について争いがあった。そこで、2015年の法改正がなされ、明白性について新「証拠」ではなくとも新「事実」であれば良いとして、「新事実」という文言が追加されるとともに、判断方法について単独判断または総合判断という二つの判断方法を明文化した（本報告書第3章第7節における台湾法制の説明を参照）。

明白性の判断対象・判断手法の明確化は、再審が真に無辜の救済の制度として機能するために不可欠の要請である。

③ 死刑の量刑再審について

死刑は、人の生命を奪う不可逆的な刑罰である点で、他の刑罰とは質的に異なる。

死刑について特別な権利保障をする明文規定は存在せず、再審にも、特に死刑について規定する条項はない。しかし、実務上、死刑の可能性のある事件について、運用として他の事件とは異なる手続保障が行われることがある。例えば、いわゆる「永山基準」（最判昭和58年7月8日刑集37巻6号609頁）に基づく判断や、死刑が



言い渡される事件については上告審で口頭弁論が開かれることなどである。大野正男裁判官は、死刑の違憲性（憲法36条違反）が争われた最判平成5年9月21日裁判集刑 262号421頁の補足意見で、「死刑制度が無基準に多用されているならば、死刑制度そのものが残虐な刑罰を科する結果になっているという批判を免れ難い」とした。

死刑事件に特別な手続保障を要請する理論は海外にもみられる。例えばアメリカでは、死刑事件における適正手続の保障という観点から、1970年代ころから、判例法が発展し、また、1980年代から、アメリカ法律家協会（ABA）による死刑事件の弁護活動の指針が策定されるなどされてきた。アメリカのいわゆるスーパー・デュー・プロセスと呼ばれる判例法理は、死刑という不可逆的な刑罰は、恣意的に適用することは許されず、また、死刑を科すことを正当化できる手続保障が行われる必要があり、死刑の恣意的な適用や、手続保障が不十分な場合は、死刑が「残虐な刑罰」であるという評価をされるとするものである（残酷で異常な刑罰を科すことを禁ずる合衆国憲法第8修正、及び、適正手続や平等な保護を規定する第14修正違反）。合衆国憲法第8修正は、憲法36条と同一内容の規定と解されている（小早川義則「スーパー・デュー・プロセスと死刑廃止論」名城ロースクール・レビュー第29号、2013年、67頁参照）。さらに、憲法31条以下の刑事手続に関する諸規定は、第6修正及び第8修正の人権規定に由来する（前掲小早川57頁）。恣意的に死刑が適用された場合、あるいは死刑を科すに値する十分な手続保障が行われないまま死刑が科された場合には憲法違反であるという解釈は、憲法31条、36条の趣旨に合致し、日本における死刑事件の恣意的な運用を禁止しようとする実務の流れと、死刑に特有の手厚い手続の保障という点で共通の基盤を持つ。

加えて、人権保障の重要な国際準則である自由権規約は、6条で、死刑について特別な防御上の配慮を要請している。2007年の規約委員会のゼネラルコメントでは、死刑事件での公正な裁判の重要性が説かれている。

日本における実務の運用や、アメリカの判例法理、そして国際準則が示すのは、死刑という不可的で特殊な刑罰を科すためには、これが恣意的に科されないことが憲法上要請されており、かつ、それに応じた手続保障がなければならないということである。

このような憲法解釈からすれば、現行法の解釈によっても、死刑に関しては、量刑を基礎付ける事実の誤認が「軽い罪を言い渡すべき」場合に該当するという解釈は可能であるし、またそうあるべきである（川崎英明「死刑判決における量刑事実の誤認と再審事由—石巻事件・再審請求審意見書」季刊刑事弁護95号、2018年、109-116頁参照）。しかし、文言上明確とまでは言えないため、死刑が確定した事件で量刑を基礎付ける重大な事実誤認が発見された場合でも、死刑という不当に重い刑罰を是正することは著しく困難な状況にある。

#### ④ 手続違背について

通常審では、違法収集証拠排除法則が一定程度定着し、手続違背により証拠が排除された結果無罪になる事案が当然あるべき場合として受け入れられるようになって

た。しかし、手続違背の結果、証拠が排除され無罪となるべき場合なのに、これが通常審で看過され有罪判決が確定した場合、一部の事件は7号に該当すると考えられるものの、7号が確定判決を要求するなど、厳格な要件を規定しているため、救済されない事案が生じ得る。

再審事件では、違法捜査が問題になる場合も多い。しかし、憲法の趣旨に反する違法捜査それ自体は再審理由とはされていない。弁護士アンケートで示されているように、名張事件、袴田事件、日野町事件、東住吉事件など、違法な捜査が行われた疑いが強い事件は多くあるが、違法捜査が行われたこと自体が再審理由になっていないことが、憲法違反と評価されざるを得ない違法捜査の結果としての有罪判決を維持させているという現状がある。

#### ア 学説の状況

この点、学説上は、6号による救済が可能という解釈が展開されていた。憲法の理念が取り入れられ、不利益再審が廃止されたことに現れているように、再審の本質は人権救済にあり、この制度の本質に照らした再審理由の解釈がされなければならないというのが、各学説の共通の論拠となっている。

学説を概観すると、まず、「手続上の事実の誤認のゆえにデュー・プロセス違反の事態を惹起しそのために本案についての事実誤認をきたしているとき」には再審理由があると解すべきとし、刑訴法435条6号の拡張解釈によりこれが認められるとする立場がある（田宮裕『一事不再理の原則』有斐閣，1978年，328頁）。

また、刑訴法435条6号が再審事由の基本形態であり、同条1号から5号は「手続を再開させるに足りる」疑いの明白性があることをみなしたものであり、7号及び刑訴法436条1項2号も6号の類型化とみるべきであるという理解の下、再審理由としては、証拠の新規性と事実誤認の疑いの明白性とがあれば必要十分であるとする立場もある（井戸田侃「上訴と再審」鴨良弼編『刑事再審の研究』成文堂，1980年，244頁）。この立場によると、単なる訴訟手続違背と思われるような場合であっても、それが直接、間接に原確定判決の事実認定に影響を及ぼすべき場合も「証拠」の新規性に含まれるとする。

さらに進んで、憲法違反の手続違背を再審理由とする考え方が提示されている。この立場は、ノヴァ型再審とファルサ型再審とを一体的に理解し、ノヴァ型再審に憲法的再審理由が包含されるとする。そもそも、ファルサ型の再審理由は、「事実誤認の徴表」のうち「定型的な徴表」を定めたものであり、違法な手続は事実誤認の徴表だから再審理由として明文化されているにすぎず、ファルサ型は明文で掲げられたものに限定されないと説明される（内田博文「菊池事件と憲法的再審について」神戸学院法学43巻1号，2013年，14頁）。そして、憲法違反程度に達する手続違背については、通常の6号と同じ明白性、新規性は不要である。なぜなら、合憲から違憲への憲法上の評価の変更自体をもって「新規性」と考えるからであるとする。

#### イ ロシア人おとり捜査事件にみる6号及び7号の解釈の問題点

ロシア人おとり捜査事件は、まさに、手続違背のために証拠が排除された結果

無罪とされるという田宮説が想定した状況に適合する事案だった。このような類型の事案について再審開始が認められることは、通常手続において憲法違反が看過されたことを是正すべきであるという点からも、通常手続で本来導かれるべきだった無罪という結論との均衡からも、当然であると考えられる。ロシア人おとり捜査事件の地裁決定（札幌地決平成28年3月3日LEX/DB 25542306）において、法曹三者はいずれもおとり捜査の実施に関する新証拠が6号に該当する証拠であることについて意見を述べていない。これは、違法収集証拠排除法則により証拠不十分で無罪となるという事案が当然あるべき判断として受け入れられている今日、6号の文言を素直に読めば、重要な証拠の排除により無罪をもたらすおとり捜査に関する証拠が当然に新規証拠に含まれると理解されたことによると推測される。内容が虚偽である証拠が事実認定に用いられた場合と、排除されるべき証拠が事実認定に用いられた場合とで、前者であれば救済されるが、後者は救済されないとするのは不均衡である。そもそも、違法収集排除法則の主たる理論的根拠は、憲法31条及び35条に求められ、憲法違反等の重大な違法が証拠排除の効果をもたらすのである。憲法的価値が踏みにじられていることが明らかな場合に、再審でこれを是正しないことは、憲法的価値をとりいれ、人権を保障することを目的とする前記の再審の本質から許されない。その意味で、札幌地裁は、憲法違反を生じさせている手続違背が再審においてどのように扱われるべきかを適切に示したものとして評価されるべきだった。

しかし、ロシア人おとり捜査事件の抗告審決定は（札幌高決平成28年10月26日LEX/DB25544256）は、6号以外の再審事由が原則として確定判決による証明の存在を要件とし、その証明がある以上、再審請求の許否の判断に当たって裁量の余地がないのに対し、同条6号の再審事由がそのような証明を要件とするものではないことなどから、同条6号とその余の再審事由に関する規定が内容的に大きく相違するとして、同条6号の再審事由は確定判決における犯罪事実の認定自体の実体的な瑕疵が問題になる場合が想定されているので、本件のような場合には6号該当性はないとした。もっとも、原判決の証拠となった捜査書類を作成した司法警察職員が同条7号所定の職務に関する罪を犯した事実が、当該犯罪に係る確定判決を得ることができないものの、その事実の証明があった場合（同法437条本文）に該当するとした。

利益再審への転換によって、質的な相違があるとされてきたノヴァ型、ファルサ型の再審理由は、無辜の救済のために統一的に解釈され6号が包括的規定として弾力的に活用されるべきである。しかし、現状では、規定の形式的な相違等から、無辜の救済のための弾力的な運用がされているとは言い難い。

### (3) あるべき法改正

#### ① 再審開始要件（明白性）について

明白性要件は、訴訟経済や再審制度濫用の防止など政策的な理由にのみ基づくもので、これをあまりに厳格に解する時は、政策的、技術的な要請のために、正しい裁判の確保、個人の人権の保障という重大な現行法の目的達成が失われる（井戸田



侃「上訴と再審」鴨良弼編243頁)。現に、明白性要件を厳格に解することにより、無辜の救済が阻まれてきた経緯がある。みだりに再審請求をし、または繰り返すことを防止する程度のもの(光藤景皎『刑事訴訟法の新展開』215頁以下)であれば、これまで生じさせてきた弊害、すなわち、明白性が無罪を推測するに足る「高度の蓋然性」と解され、あるいは、「疑わしきは被告人の利益に」という原則の適用の障害となり無辜の救済の障壁となってきた経緯に照らし、「明らかな証拠」の文言は「事実の誤認があると疑うに足りる証拠」とされるべきである。

仮に「明らかな証拠」という文言が残されたとしても、白鳥・財田川決定の提示した判断手法が全ての事件に用いられるために、白鳥・財田川決定の解釈を明文で取り入れる必要がある。各弁護団のアンケートによっても、白鳥・財田川決定の趣旨を明文化し、新旧両証拠の総合評価を義務化するよう切に要望する回答が数多く見られている。

## ② 死刑の量刑再審

現行法の解釈によっても、死刑に関しては、量刑を基礎付ける事実の誤認が「軽い罪を言い渡すべき」場合に該当するという解釈は可能である。もっとも、上記のように、量刑再審については否定的な判断がなされているため、死刑については、量刑再審を明文で認めるべきである。

## ③ 憲法違反を理由とする再審

上記のように、現行法の下でも、憲法違反を理由とする再審は可能と言うべきであるが、適用条文、要件が不明確になる側面があることも否定し難い。もっとも、憲法的価値が踏みにじられていることが明らかな場合に、再審でこれを是正しないことは、憲法的価値をとりいれ、人権を保障することを目的とする前記の再審の本質から許されない。

そこで、端的に、憲法違反を再審理由として追加すべきである。

## 2 管轄裁判所

### (1) 現行法の規定

#### 【刑訴法438条】

再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。

### (2) 現状と問題点

① 現行法では、再審請求は確定判決をした裁判所に対して行うと定められている(刑訴法438条)。例えば、地裁の第一審で有罪になり、控訴棄却、上告棄却を経て確定した場合には、第一審で有罪を言い渡した地裁に再審請求をする。他方、第一審で無罪になったが、検察官控訴により高裁で逆転有罪となり、それが上告棄却を経て確定した場合には、逆転有罪を言い渡した高裁に再審請求をすることになる。名張事件、福井女子中学生殺人事件、東京電力女性社員殺害事件、豊川事件などがこれに当たる。

② 現行法の規定はドイツ法に由来し、原判決に至った審理経過を熟知している裁判所が審理すべきであるという価値観に依拠しているとされる。しかし、むしろ、同



一の裁判所が、確定判決は正当であるという予断をもって再審請求審に臨む方が問題であり、現行ドイツ法では、同一裁判官の除斥、他の裁判所による管轄が実現している。

- ③ この点、各弁護団のアンケートによれば、遠隔地に居住あるいは収監されている再審請求人の手続上の便宜や、確定判決に関与した裁判官が再審請求審にも関与する可能性に照らし、再審請求裁判所の選択を可能にする法改正を要望する回答が多く見られたほか、大規模庁に再審専門部を設けるべきという提案もあった。
- (3) あるべき法改正
- ① 我が国では、第一審判決に対する控訴を棄却し判決が確定した控訴審の審理に関与した裁判官(最決昭和42年5月26日刑集21巻4号723頁)や、再審請求の目的となった確定判決に関与した裁判官(最決昭和34年2月19日刑集13巻2号179頁)であっても、再審請求審との関係で除斥事由にはならないとされている。しかし、既に当該事件に関与したことのある裁判官が予断をもつことなく審理に臨むことができるのか疑問である。再審の目的が無辜の救済にあることからすれば、再審請求人が、確定判決を下した裁判所と、これとは別の土地管轄に属する裁判所のいずれかを選択できるようにすべきである。
- ② また、名張事件や福井女子中学生殺人事件では、再審請求の第一審である高裁の担当部が再審開始決定を出したが、異議審において同じ高裁の別の部が再審開始決定を取り消すという事態が生じた。しかし、高裁が出した決定を同じレベルの他の高裁が取り消すというのは理不尽としか言いようがない。再審請求では、事実認定に関する審理が中心となることが多いのだから、通常審の審理経過にかかわらず、地裁を再審請求の管轄裁判所とすべきである。

### 3 請求権者

#### (1) 現行法の規定

##### 【刑訴法439条】

再審の請求は、左の者がこれを行うことができる。

- ① 検察官
- ② 有罪の言渡を受けた者
- ③ 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人
- ④ 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

2 第435条第7号又は第436条第1項第2号に規定する事由による再審の請求は、有罪の言渡を受けた者がその罪を犯させた場合には、検察官でなければこれを行うことができない。

#### (2) 現状と問題点

- ① 現行法では、有罪の言渡しを受けた者が死亡した場合、検察官を除き、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹という限られた親族しか再審請求を行うことができない。例えば、福岡事件のように、本人の死刑が執行され、再審請求をする親族もいなく

なった場合や、菊池事件のように、同じく死刑執行後、遺族が様々な理由から再審請求人として名乗りを上げられない場合は、無実の者の汚名を晴らす機会は永久に失われることになる。実際上も、元被告人の親族は、犯罪者の身内として世間の冷たい目にさらされてきている。徳島ラジオ商事件、名張事件、日野町事件のように親族が死後再審を引き継ぐ事例の方が珍しいのである。

② この点、各弁護士団のアンケートによれば、元被告人・再審請求人が高齢化している事件において、弁護士団が事件の先行きに大きな不安を抱えている実態が明らかになっている（大崎事件、名張事件、袴田事件、鶴見事件、三鷹事件など）。元被告人の死刑が執行され、遺族もハンセン病に対する差別と偏見によって再審請求を行うことができない事件も存在する（菊池事件）。そのため、日弁連会長、各弁護士会会長などの公益的請求人を再審請求権者に追加すべきであるという提案や、再審請求人が承継人を指定することを認めるべきだという提案がされている。

(3) あるべき法改正

元被告人・再審請求人の死後の名誉回復を図るため、日弁連会長などを公益的請求人とする制度や、再審請求人本人が特に制限なく承継人を指定することができる制度を創設すべきである。

#### 4 弁護人選任権

(1) 現行法の規定

【刑訴法440条】

検察官以外の者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。  
2 前項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。

(2) 現状と問題点

① 再審における弁護人選任権の意義

ア 刑訴法は、再審請求の段階でも弁護人選任権を認めている。

しかし、再審請求の段階では、国選弁護人制度は保障されていない。そのため、現在の再審請求事件の弁護人は、全て私選弁護人である。

イ 日本国憲法は、34条前段及び37条3項前段で、弁護人選任権を基本的人権の一つとして保障している。これは、被疑者・被告人には十分な法律知識がないことが通例であり、社会的にも心理的にも劣悪な地位に置かれ、十分に防御権を行使することが困難だからである。このことは、再審請求人にも、そのまま当てはまる。再審請求人にも、法律専門家である弁護士による弁護が必要である。殊に、再審請求手続は、法律的にも事実的にも容易ではなく、弁護士による弁護活動の必要性は通常審以上に高いと言える。

ウ なお、日弁連は、これまで多くの再審請求事件を支援してきたが、経済的には、交通費や鑑定費用などの実費を支援するにとどまり、弁護費用については支援されていない。そして、実費についても全て支援されるわけではなく、不十分なものである。

エ 2014年7月に示された国際人権（自由権）規約委員会の総括所見では、「すべ

での被疑者が身体拘束の瞬間から弁護人の援助を受ける権利を保障され、かつ、弁護人が取調べに立ち会うこと」(総合所見パラグラフ18)、弁護側に対する全面的証拠開示を保障し、かつ拷問または不当な取扱いによって得られた自白が証拠として用いられることがないようにして「誤った死刑判決に対する法的なセーフガードを速やかに強化すること」(同パラグラフ13(c))などが求められている。

誤判を防ぐための弁護人による援助の必要性は、再審段階でも変わることはない。上記総括所見は直接的には再審について規定していないが、「身体拘束の瞬間から」には当然再審段階も含まれ、「誤った死刑判決に対する法的なセーフガード」から再審を除外する理由もない。国際人権(自由権)規約6条(生命に関する権利)に関する一般的意見No.36原案では「死刑を科す刑事訴訟手続における弁護人の立会い及び適正手続に関する一般的意見」が出されている。

また、2005年の第60回国連総会において採択された「国連の刑事司法システムにおける法律扶助へのアクセスに関する原則及びガイドライン」によれば、「各国は、拘禁刑又は死刑を科される可能性のある、拘禁・逮捕された者及び、被疑者又は被告発者等のすべての者に対し、刑事司法手続のすべての段階において、法律扶助を受ける権利を保障すべきである」とされており、再審請求段階における法律扶助の権利保障も含まれることは明らかである。

アメリカでは、死刑事件に限り、第一審の陪審裁判から再審まで計9段階の手続が保障され、しかもその全てに公費で弁護人が付されている(スーパー・デュー・プロセス)。また、ドイツでは、以下のように、再審請求だけでなく再審準備の段階から公選弁護人選任権が保障されている。

ドイツ刑訴法364a条 「再審手続における裁判について管轄を有する裁判所は、事実関係又は法律関係が複雑なため弁護人の協力を要すると思われるときは、有罪の言渡しを受けた者で弁護人のない者のため、その申立てにより、再審手続のための弁護人を命ずることができる」

同364b条 「再審手続における裁判について管轄を有する裁判所は、次の各号に当たるときは、有罪の言渡しを受けた者で、弁護人のない者のため、その申立てにより、再審手続の準備のためにも弁護人を任命する。

- 1 一定の調査をすれば再審請求の許容性を理由付けることのできる事実又は証拠方法が得られるという十分な事実的根拠があり、
- 2 事実関係又は法律関係が複雑なため、弁護人の協力が必要と思われ、
- 3 有罪の言渡しを受けた者が自己及びその家族の生計費にこと欠くことなしに自己の費用で弁護人を依頼することができないとき」

オ 日本国憲法の下、無辜の救済に特化した再審制度は、再審請求人のための弁護士による弁護人を保障しなければ、ほとんど機能しない。再審請求では、事実上・法律上の主張を構成し、新証拠を獲得することが不可欠だからである。これらは、弁護士である弁護人の援助によって、その可能性も大きく広がるのである。殊に、身体拘束中の再審請求人にとって、独力での再審請求は著しく困難である。

国選弁護制度のない現状では、限られた弁護士の経済的・献身的犠牲により、



かろうじて再審請求が機能しているが、これも限界に近付きつつある。再審請求  
弁護人自らが費用を負担したり、支援者がその費用を援助したりしている事件も  
あるが、それも一部の事件に過ぎない。資力がないために弁護人を付けることが  
できず、再審請求そのものを断念する者の存在も否定することはできない。この  
ような状況は、再審請求が権利として保障されていることに明らかに反している。

② この点、各弁護団のアンケートによれば、経済的理由で再審請求を躊躇せざるを  
得ないケースに照らし、再審でも国選弁護制度を設けるべきだとする回答も多く見  
られた。他方、濫訴を引き起こす可能性を理由に、国選弁護人を付するのは一定の  
重大事件に限定すべきではないかという回答もあった。

### (3) あるべき法改正

日弁連は、再審に関する法規の研究を行い、1976年10月の第19回人権擁護大会で、「再  
審制度の運用改善と法改正の実現を期して全力を尽くす」旨の宣言を採択し、翌1977  
年1月には、「刑事再審に関する刑事訴訟法（第四編再審）ならびに刑事訴訟規則中  
一部改正案」を作成し、公表した。さらに、免田事件、財田川事件、松山事件の再審  
請求及び公判を通じて、身体拘束の問題が新たに法改正によって解決すべき課題とし  
て提起されたので、1985年4月、上記改正案の一部を修正した。そして、1990年10月  
の山本老事件に関する最高裁決定を機に、大幅な修正を加え、1991年3月、「刑事再  
審に関する刑事訴訟法等を改正する意見書（平成3年改正案）」を作成し、公表した。

日弁連「平成3年改正案」では、刑訴法440条に、第2項「再審の請求をした者が  
貧困その他のために弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求に  
より弁護人を附しなければならない」を追加して、国選弁護人制度の積極的導入を提  
案している。

この法改正は未だ実現していないが、近時、日弁連に対する再審請求支援の申立て  
が増加傾向にあり、そのほとんどが弁護人の付かない再審請求人本人の申立てである。  
このような状況等に照らすと、刑事再審における国選弁護制度創設の必要性は、益々  
高まっている。

さらに、弁護人は、再審請求人本人の申立てに基づいて確定記録を精査して有罪証  
拠の脆弱性を検討し、新証拠の獲得に努め、再審請求人本人と相談して、再審請求申  
立書を作成提出することになる。このように、刑事再審請求の申立て自体が容易では  
ないことに照らすと、再審請求の準備段階においても国選弁護人選任権を保障すべき  
である。

## 5 刑の執行停止

### (1) 現行法の規定

#### 【刑訴法442条】

再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応す  
る検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止するこ  
とができる。



## 【刑訴法448条】

再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。

2 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

## (2) 現状と問題点

① 再審請求段階において再審請求人が刑の執行中である場合、再審請求それ自体は刑の執行力に影響を与えず、理論上は再審公判で無罪が確定して初めて確定判決の効力が失われ、その段階で刑の執行力も消滅すると考えられる。しかし、現行法では、再審請求がされた段階で、検察官が刑の執行を停止することができるほか（刑訴法442条但書）、再審開始決定が出た場合には、再審無罪確定前の段階でも、裁判所の職権により刑の執行を停止できる（刑訴法448条2項）とされている。

もっとも、これらの刑の執行停止は、検察官の判断または裁判所の裁量に委ねられている。東住吉事件では、裁判所が再審開始決定時に決定で刑の執行を停止したが、再審開始決定に対して検察官は即時抗告をするとともに刑の執行停止の取消しを求め、これに対して大阪高裁は刑の執行停止を取り消した。そして、最高裁もこの大阪高裁の決定を是認した（最決平成24年9月18日刑集66巻9号963頁参照）。このため、再審請求人らの釈放は、大阪高裁が即時抗告棄却決定と併せて刑の執行停止を決定するまで約3年7か月待たなければならなかった。

② 特に、死刑事件では、再審請求中であるにもかかわらず、死刑が執行されれば取り返しのつかない事態になり得るため、刑の執行停止は切実な課題である。

袴田事件において、静岡地裁は再審開始決定を出すと同時に、死刑の執行停止及び拘置の執行停止を行った（静岡地決平成26年3月27日判時2235号113頁）。同決定では、死刑確定者に対する再審開始決定に伴う拘置の執行停止決定について、刑訴法上明文の規定はないが、無期刑、有期刑等との均衡等を理由に解釈論として拘置の執行停止が可能であることを示した上で、「本件についてこのまま拘置を継続することは、耐え難いほど正義に反する」として拘置の停止、すなわち釈放を命じた。また、即時抗告審は、再審開始決定を取り消したものの、「再審開始決定に対する即時抗告を担当する抗告裁判所が、原決定（再審開始決定）を取り消し、再審請求を棄却する旨の決定をしたとしても、再審開始決定の効力が確定的に失われるわけではなく、当該抗告審の決定の効力によって、直ちに原裁判所のした刑の執行停止の裁判が失効するものとは解されない」として、刑の執行停止は取り消さなかった（東京高決平成30年6月11日）。

他方、名張事件（第7次）などでは、再審開始決定時に死刑の執行は停止されたものの、拘置の執行停止には至らなかった。

③ さらに、従来、死刑事件については、死刑確定者が再審請求を行った場合、手続の終了までは執行を控えるのが通例とされてきた。しかし、近年、再審請求中であっても死刑が執行されるケースが見られるようになってきている（オウム事件など）。

④ この点、各弁護団のアンケートによれば、死刑事件においては再審請求自体に死刑の執行停止の効力を認めるべきとする回答や（名張事件、袴田事件など）、再審開始決定によって確定判決の合理性に疑問が生じている以上、刑の執行停止決定に

対する不服申立てを認めるべきではないとの回答（東住吉事件など）が見られている。

(3) あるべき法改正

① 再審における刑の執行停止に関する規定は、現行法の定めが不十分であることが最も如実に表れる場面の一つであり、事件や裁判所によってその対応がまちまちである。しかし、無辜の救済のみを目的とする現行再審制度の下、刑の執行停止は、再審請求中、再審開始決定時を問わず、積極的に認められるべきである。

この点、日弁連「平成3年改正案」では、再審請求段階における刑の執行停止（442条但書）につき、検察官だけでなく裁判所も、申立または職権で、再審請求にかかる裁判が確定するまで決定で刑の執行及び拘置を停止することができる旨の、また、再審開始決定が出た場合（448条）については、決定で刑の執行及び拘置を停止しなければならない旨の改正案を提案している。

② 以上を前提に、まず、死刑事件については、再審請求がされた場合には検察官の判断や裁判所の決定を待たず、当然に死刑の執行を停止すべきである。また、裁判所は、再審請求人の申立てまたは職権で、再審請求に関する裁判が確定するまで拘置の執行を停止することができるようにすべきである。

③ 死刑事件以外の再審事件についても、再審請求段階において、検察官による刑の執行停止を認めるだけでなく、裁判所が、再審請求人の申立てまたは職権で、再審請求に関する裁判が確定するまで刑の執行を停止できるとすべきである。

④ そして、ひとたび再審開始決定が出されたら、刑の執行停止は必要的、義務的なものとすべきであり、刑の執行停止に対する検察官の抗告も禁止すべきである（なお、後記のように、再審開始決定に対する検察官の不服申立て自体を禁止すべきである。）。

## 6 事実の取調べ、意見陳述

(1) 現行法の規定

**【刑訴法445条】**

再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の理由について、事実の取調べをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

**【刑訴規則286条】**

再審の請求について決定をする場合には、請求をした者及びその相手方の意見を聴かなければならない。有罪の言渡を受けた者の法定代理人又は保佐人が請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者の意見をも聴かなければならない。

(2) 現状と問題点

① 法律の不備

現行刑訴法及び刑訴規則において、再審請求の審理手続を定めた条文は、上記刑

訴法445条、刑訴規則286条しかない。

このように、審理手続に関する具体的な規定がなく、どのように審理を進めるかは裁判所（裁判官）の裁量に委ねられている。そのため、新証拠の明白性を判断するための事実の取調べ、すなわち証人尋問、鑑定人尋問等を行うか否かは、個々の事件を審理する裁判所（裁判官）の姿勢によって大きく異なっている現実がある。

また、審理手続については、実務上、裁判所、弁護士、検察官による三者協議が活用されているが、三者協議の運用についても、各裁判所によってまちまちである。

さらに、手続の公開に関する規定がないため、三者協議、事実取調べについては、ほぼ非公開で行われている。

## ② 再審の審理手続の実態

この点、各弁護団のアンケートによれば、(ア)三者協議、(イ)事実取調べ、(ウ)手続の非公開について、以下のように報告されている。

### ア 名張事件

(ア) 第10次再審請求では、請求審も異議審も進行協議を拒絶されている。

(イ) 第10次再審請求において、糊問題や毒物問題の鑑定請求を行い、また鑑定書については専門家の尋問を含めた事実取調べ請求を行っているところであるが、同請求に対して、裁判所は一切のリアクションをしない。

(ウ) 審理が非公開であるため、裁判所の不当な訴訟指揮が伝わりにくい。

### イ 袴田事件

(ア) 裁判所のやる気次第では、長期間塩漬けにされる可能性がある。

(イ) 第1次再審においては、弁護団が提出した新証拠について、鑑定人の証人尋問すら行うことなく明白性が否定された。

(ウ) 支援者やマスコミが審理の実態を知ることができない。

### ウ 大崎事件

(ア) 第2次再審の請求審で、進行協議期日を開くか否か、そして開いても期日間の間隔が空きすぎる場合に不服申立てができない。

(イ) 第2次再審の請求審で、法医学鑑定及び供述心理鑑定を証拠として提出しているのに、鑑定人尋問さえ行われなかった。

(ウ) 市民の監視にされない手続の非公開が、裁判所や検察官の恣意的な対応を生んでいる側面があると思われる。

### エ 足利事件

(ア) 三者協議は非公開であるため、率直な話ができるという利点もある反面、裁判所や検察官が理不尽なことを言ったり、弁護側の主張に対して返答しなかったりという態度であっても、そのことが正確に外部に伝わらないという面がある。

(イ) DNA型再鑑定が請求審段階で行われていたら、請求人の無罪をもっと早く実現できたはずである。

(ウ) 公開性がない下では、裁判所の理不尽な訴訟指揮を伝えることが難しい。

### オ 恵庭殺人事件

(ア) 第1次再審即時抗告審において、弁護人の三者協議の申し入れに対して、「まだ必要性を感じていない。必要を感じたら連絡する」と明言しながら、その約1週間後に突然請求棄却決定を出した。

第2次再審即時抗告審において、弁護人が補充書の提出を予告し、三者協議の申し入れもしていたのに、いきなり請求棄却決定が出された。

(イ) 第2次再審請求審において、弁護人のした重要な証拠調請求について、裁判所は最後まで態度を明らかにせず、最終的に「必要性なし」として施行しなかった。

(ウ) 三者協議や証人尋問において、検察官や裁判官が、公開の法廷よりも横柄な態度をとり、明らかに不合理な発言を平然とすることがある。

#### カ 狭山事件

(ア) 第1次、第2次再審請求審段階では、三者協議は全く開かれず、第3次請求審で開催されるようになった。

(イ) 第1次、第2次再審請求審段階では、証拠調べは実施されなかった。

#### キ 飯塚事件

(ア) 弁護人から三者協議の開催を求めてようやく実現するというのが実情である。

(イ) 目撃供述の信用性につき、客観的に視認不能であったことを示す心理学者の鑑定書を提出した上で現場検証を求めたが、あっさりと「必要性なし」とされた。

(ウ) 再審請求審では、重要証人の尋問手続に再審請求人の出廷は認められなかった。即時抗告審においては、尋問手続の傍聴が事実上許された。しかし、再審申立人に尋問権はないとされ、調書上にも出廷した事実は残さないとされた。

### ③ 小括

以上のように、再審請求を棄却する事例においては、三者協議を全く開催せず、審理の進行協議を行わない、弁護人が請求する事実取調べを全く行わずに、突如として請求棄却を決定する、といった不当な審理手続が横行している。

このような審理手続は、適正手続に反するばかりか、裁判所が適正な事実認定、新証拠の明白性判断を行う前提が欠如している。

また、手続が非公開であるため、このような裁判所の不当な審理手続が、市民やマスコミに十分に伝わらず、批判に晒されないという問題が生じている。

そして、これらのことが「再審格差」を生じさせる大きな要因となっている。

### (3) あるべき法改正

#### ① 手続規定の整備

裁判所の恣意的な審理の進行を防止するために、再審の審理に関する手続規定を整備する必要がある。

具体的には、公判前整理手続、期日間整理手続が参考となる。弁護人に三者協議期日の請求権を認めること、裁判所に三者協議期日を設定する義務を課すこと等が考えられる。

#### ② 事実取調べ請求権の保障



再審請求の審理において、事実の取調べは再審の成否を左右する極めて重要なものであり、再審請求人、弁護人から新証拠が提出されているにもかかわらず、事実取調べを全く行わずに、その証拠価値が否定されることがあってはならない。

そのために、再審請求人、弁護人に、事実調べ請求権が保障されなければならない。

少なくとも、再審請求の理由が相当の内容を伴っている場合、あるいはその可能性が認められる場合には、事実の取調べを裁判所に義務付ける必要がある。

### ③ 再審請求人本人の権利保障

再審請求に最も利害関係を持つのは再審請求人本人であり、被告人と同様の権利が再審請求人にも保障されるべきである。

少なくとも、再審請求人本人の立会権、意見陳述権、証人尋問における尋問権は保障される必要がある。

日弁連「平成3年改正案」でも、再審請求人の立会権、意見陳述権、証人尋問権を認めている。

### ④ 手続の公開

裁判の公開（憲法82条）は、国民の監視によって裁判の公平・公正を確保しようとするものであり、刑事裁判については被告人の権利保障の側面から改めて公開が宣言されている（憲法37条1項）。再審についても、その公平・公正を確保するために、その手続は広く公開される必要がある。

日弁連「平成3年改正案」でも、再審請求人、弁護人の意見陳述、事実の取調べは公開法廷で行うこととされている。

## 7 証拠の保管・保存

### (1) 現行法の規定

【刑訴法、刑訴規則】

対応する規定がない。

### (2) 現状と問題点

① 証拠の保管・保存に関する現行法の規定を概観すると、以下のとおりである（裁判所不提出記録を含む訴訟記録については刑事確定訴訟記録法及び記録事務規程により、証拠品については法令がなく証拠品事務規程により、それぞれ規律されている。）。

ア 確定後の「刑事被告事件に係る訴訟の記録」（以下「確定記録」という。）及び裁判所不提出記録は、「刑事確定訴訟記録法（昭和62年6月2日法律第64号）」及び「記録事務規程（平成25年3月19日法務省刑総訓第6号）」の定めに従って保管・保存される。

具体的には、確定記録は、事件確定後に「保管記録」（同法2条1項）とされ、保管記録の区分に応じた保管期間が経過すると、保管検察官が必要があると認めて保管期間を延長しない限り（同法2条4項）、廃棄される。裁判所不提出記録は、保管記録に従って扱われる（記録事務規程23条）。

ただし、保管期間満了後であっても、「再審保存記録」（同法3条1項）として保存の必要性があると認められるときは、保存期間を定めて保存される。再審保存記録とされるのは、保管検察官が「再審の手続のため保存の必要性があると認めるとき」（同法3条1項）であり、再審の請求をしようとする者、再審の請求をした者又はその弁護人（以下「再審請求人等」という。）も、保管記録を再審保存記録として保存するよう請求することができるが（同法3条2条）、保存の要否は保管検察官の判断に委ねられている（同法3条3項）。再審請求人等は、再審保存記録を閲覧することができる（同法5条1項）。裁判所不提出記録は、再審保存記録に従って扱われる（記録事務規程23条）。

また、法務大臣が刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると思料するときは、保管期間又は保存期間の満了後であっても、「刑事参考記録」（同法9条1項）として保存される。ただし、再審保存記録とは異なり、再審請求人等には刑事参考記録としての保存を請求する権利はなく、その閲覧も、学術研究のため必要と認める場合などに限られている（同法9条2項）。もっとも、刑事参考記録について、再審の手続のため保存の必要性があると認めて保存することとしたときは、再審保存記録の例による（同法9条3項）。裁判所不提出記録も同様である（記録事務規程23条）。

なお、保管検察官は、保管記録の保管期間が満了した場合において、特に必要があると認めるときは、相当の処分をすることができる（記録事務規程11条）。これを「特別処分」という。ただし、当該記録は、原則として閲覧することができない。

イ 証拠品については、刑事事件の押収物等を規律する「証拠品事務規程（平成25年3月19日法務省刑総訓第3号）」に従って保管される。

まず、検察官は公訴提起又は上訴申立てがあったときに、当該事件の証拠品で留置の必要がないものを還付、仮還付、記録媒体の交付等をするよう努めるとされる（証拠品事務規程60条の「事件終結前の還付等の促進」）。その上で、事件終結後の証拠品の扱いの特則として、検察官は再審請求が行われることが予測されるときは、「原判決に係る被告事件の証拠品で、没収の裁判、所有権放棄又は刑訴第499条第3項の規定により国庫に帰属したもの」は、期間を定めて保管するとされ（証拠品事務規程89条1項。同条5項で同期間は延長可能）、実際に再審の請求があったときは、上記証拠品を再審請求に対する裁判が確定するまで、これを保管することとされる（証拠品事務規程88条1項）。さらに、再審開始の決定が確定したときは、保管している証拠品を再審の裁判が確定するまで保管するとされている（証拠品事務規程90条1項）。

- ② 事件の真相に迫るための重要な証拠は、捜査機関の捜査によりその大部分が収集保管されるが、全証拠が警察から検察官に送致されていないことに加え、検察官は公判で有罪方向のベストエビデンスのみを証拠請求するため、収集された多くの証拠が公判未提出証拠となり、多くの重要な証拠が再審請求人の目に触れることなく捜査機関の管理下に置かれている。しかも、再審請求人に未開示の証拠のうち証拠

品は、事件終結の時期の前後を問わず、検察官の判断により還付等することが推奨されており、残る証拠も事件終結後一定の保管期間を経過すると廃棄される仕組みになっている。そして、事件終了後の裁判所不提出記録を含む訴訟記録についても、現行法下では、その保管・保存は検察官や法務大臣の判断に委ねられる仕組みになっており、再審請求人の権利救済のための訴訟記録の保管・保存が十分に保障されていない状況である。また、特別処分の対象となった訴訟記録は、検察官が保存しているにもかかわらず、再審請求人等が閲覧できないとされており、この点も問題である。

未開示証拠が再審請求審において開示され、隠された「古い」証拠が新証拠となったことにより再審無罪になった事例は数多くあり、未開示証拠の再審請求人に対する開示が喫緊の課題である。ところが、再審請求の準備段階に再審請求人が証拠開示を求める手続はなく、再審請求をしなければ訴訟記録が保管・保存される保障はない。しかも、証拠品は事件終結前の還付が推奨されており、残された証拠品の保管・保存も再審請求人の手続保障とは異なる観点の下で専ら捜査機関の判断に委ねられるなど、再審請求人が証拠の保管・保存に関わることができない実情がある。そもそも、証拠品の保管・保存に関しては法令がない状況であり、再審請求段階で鑑定を行おうとしても、その対象となる重要な証拠品を適正に管理する保障が何もない。

実際に法令がない現状下において、各弁護士団のアンケートによれば、証拠の保管・保存の問題について、様々な問題が報告されている(弁護士団アンケート参照)。特に、生体試料などの重要な鑑定資料について、適正な保管・保存がされておらず、再鑑定が実施できないという取り返しのつかない状況が複数生じており、現状は極めて深刻である。

このように裁判所不提出記録を含む訴訟記録及び証拠品の保管・保存については、再審請求人が証拠開示や鑑定を行うための前提問題として重要な問題であるにも拘わらず、法律の不備に加え運用にも問題があるため、再審の理念に照らして再審請求人の手続保障の観点から法整備を行うべきである。

### (3) あるべき法改正

日弁連2019年5月10日付け「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」では、証拠の保管に関して、以下のようなルールを設けることを提言している。

#### ① 証拠の適正保管義務

証拠開示が適切に行われるためには、その前提として、証拠(当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等を含む。)が適正に保管されていることが必要である。したがって、司法警察職員及び検察官は、証拠を適正に保管しなければならないことを明記すべきである。

このことは、捜査手続、公判手続(通常審)及び再審請求手続を通じて一貫して求められることであり、これらの全ての手続に妥当する統一的な規定を設けるべきである(日弁連2014年5月8日付け「犯罪捜査の記録に関する法律の制定を求める意見書」参照)。



② 証拠目録の作成及び送付義務

証拠開示が適切に行われるためには、その前提として、全ての証拠の存在及び内容が把握されていることが必要である。したがって、司法警察職員及び検察官は証拠目録を作成し、司法警察職員は証拠目録を検察官に送付しなければならないことを明記すべきである。

このことは、捜査手続、公判手続（通常審）及び再審請求手続を通じて一貫して求められることであり、これらの全ての手続に妥当する統一的な規定を設けるべきである（前記「犯罪捜査の記録に関する法律の制定を求める意見書」参照）。

③ 裁判所不提出記録及び証拠物の保管等義務

現在の実務でも、検察官は、必要があれば裁判所不提出記録及び証拠物を保管等しているが、根拠規定が大臣訓令（記録事務規程及び証拠品事務規程）しかなく、法令上の根拠を設けるべきである。具体的には、刑事確定訴訟記録法と同内容の規定を設けるべきである。

ただし、証拠物の中には、還付対象となるものもあり、それについては、当該証拠物の所有者との利益の調整が必要になる。具体的には、保管期間を他の証拠物よりも短期間に設定した上で、検察官が再審の手続のため保存の必要があると認めるときは、保管期間満了後も保存することができることにし（再審請求人等も、これを請求することができることにする。）、検察官がそのような処分を行うに当たっては、当該証拠物の所有者の意見を聴かなければならないこととすべきである。

## 8 再審における証拠開示

(1) 現行法の規定

【刑訴法、刑訴規則】

対応する規定がない。

(2) 現状と問題点

① 再審における証拠開示の法制化の必要性

ア 再審における証拠開示の重要性

近年、再審における証拠開示が契機となって再審が開始されたり、再審によって無罪判決が確定したりする事例が相次いでいる。

例えば、布川事件、東京電力女性社員殺害事件及び東住吉事件は、いずれも確定判決で無期懲役が言い渡された事件であるが、これらの事件では、確定審段階から存在していた証拠が再審請求手続で開示され、それが確定判決の有罪認定を動揺させる大きな原動力となって、再審によって無罪判決が確定した。

また、再審無罪判決が確定した松橋事件では、再審請求前（再審請求の準備中）の段階で検察官から開示された証拠物（自白によれば「凶器に巻き付けて犯行に使用した後、燃やして捨てた」とされたシャツの左袖など）が再審開始決定の決め手となっている。

このように、確定審段階で存在していた無罪方向の証拠が後に明るみに出て再審開始が行われる事態が続出している事実は、無辜の救済という再審の理念を実



現するために、確定審段階で公判に提出されなかった未提出証拠を再審請求人に利用させること（再審における証拠開示）が極めて重要であることの証左である。

#### イ 再審における証拠開示に関する法令の不存在

しかし、現行法を見ると、再審における証拠開示については明文の規定がない。そもそも、再審手続に関する規定は19条しかなく（刑訴法435条～453条）、しかも再審請求手続における審理の在り方については、刑訴法445条が「裁判所は、必要があるときは、再審請求の理由について、事実の取調べを行うことができる」と定めているにすぎない。

このように、再審における証拠開示については、現行法上、明文の規定を欠いており、これを実現するための手続規定も存在しない。

#### ウ 証拠開示に関する法令の不存在による弊害（その1）～裁判所の姿勢によって証拠開示が左右される実情（いわゆる「再審格差」）

再審事件の実情を見ると、検察官は、再審における証拠開示に積極的には応じようとしない。そのため、再審における証拠開示の実現のためには、裁判所が訴訟指揮権の行使を通じて証拠開示をめぐる争いに適切に関与することが欠かせない。しかし、現状では、証拠開示に関する基準や手続を定めた法令が存在しないため、証拠開示の実現に向けた訴訟指揮権の行使の在り方については、裁判所の裁量に委ねられている。その結果、裁判所の積極的な訴訟指揮によって大幅な証拠開示が実現した事件がある一方、訴訟指揮権の行使に消極的な裁判所もあるなど、裁判所によって大きな格差が生じている。

例えば、大崎事件（第2次）再審請求審（鹿児島地裁）では、弁護人の証拠開示請求に対し、裁判所は何ら積極的な訴訟指揮を行わなかった。これに対し、同事件（第2次）即時抗告審（福岡高裁宮崎支部）では、裁判所が検察官に対し、証拠の標目を作成した上で、これを弁護人に開示するよう、書面で勧告した（なお、検察官はこの勧告には従わなかったが、独自の判断で個別の証拠開示を行った結果、検察官から合計213点の証拠が開示された。）。このように、同一事件でも、裁判所の対応には著しい差が見られ、裁判所の姿勢いかんによって証拠開示が左右される実情（再審格差）が存在する。

しかし、無辜の救済という再審の理念を実現するために証拠開示が重要であることは、冒頭で述べたとおりである。裁判所の姿勢によって必要かつ十分な証拠開示が行われず、無罪方向の証拠が隠され続けることで、救われるべきえん罪被害者が救われないという事態が生じることは絶対に許されない。

#### エ 証拠開示に関する法令の不存在による弊害（その2）～検察官の責務に反する対応

(ア) また、再審における証拠開示に関する法令が存在しないため、検察官が任意に証拠開示に応じることは少なく、特に再審請求前の段階で証拠開示が行われることはほとんどない。

しかも、裁判所が証拠開示に関する命令や勧告を行っても、検察官がこれに従わない場合がある。例えば、大阪強姦事件や大崎事件（第2次）即時抗告審

では、裁判所が検察官に対して証拠の標目の作成及び開示を書面で命令ないし勧告したにもかかわらず、検察官はこれに応じなかった。また、袴田事件（第2次）再審請求審でも、裁判長が検察官に対して証拠の開示を書面で勧告したが、検察官は、裁判所の勧告には従わず、独自の判断で、条件を付した上で証拠を裁判所に提出するという対応をとった。

このように、検察官が任意の証拠開示に応じず、裁判所の決定や勧告にすら従わない場合があるが、これは証拠開示に関する法令が存在しないことによる弊害である。

- (イ) さらに、当然存在しているはずの証拠について、検察官から「不見当」、「不存在」との回答が行われることも少なくないが、事件によっては、後日、その存在が明らかになるなど、その回答が後になって事実と反することが明らかになる場合も見受けられる。

例えば、袴田事件（第2次）再審請求審では、5点の衣類の発見直後の状況を撮影した写真のネガフィルムについて、検察官は「存在しない」と回答していたが、後日、その存在が明らかになり、検察官が謝罪する事態となっている。

また、日野町事件の第2次再審請求審でも、指掌紋を採取したゼラチン紙等の証拠品及び鑑識関係書類について、検察官は「存在しない」と回答していたにもかかわらず、後日、その存在が明らかになり、裁判所も「本来あってはならない事態」として遺憾の意を表明している。

- (ウ) 最高検は、2011年9月、「検察の理念」と題する検察基本規程を公表しているが、そこでは、「無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む」、「被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う」ことが定められている。

したがって、前記のような再審における検察官の対応は、「検察の理念」に定められた検察官の責務にも反するものと言わざるを得ない。

#### オ 再審における証拠開示の法制化の必要性

以上のとおり、再審における証拠開示に関する法令が存在しないことによって、様々な弊害が生じている。

一方、再審における証拠開示をめぐることは、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」でも多くの委員から積極的な意見が述べられ、国会の審議でも多くの議員から積極的な意見が述べられた。最終的に、2016年の刑訴法改正では、再審における証拠開示の法制化は見送られたが、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則9条3項では、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示……について検討を行うものとする」と定められた。このことは、再審における証拠開示の法制化の必要性が多くの人々の共通認識となっていることを示している。

したがって、再審における証拠開示が適切に行われるために、速やかにその法制化が実現されなければならない。

- ② この点、各弁護団のアンケートによっても、ほぼ全ての弁護団が、再審における証拠開示が不十分であることを指摘し、全面的な証拠開示やリスト開示の必要性を訴えている状況にある。

(3) あるべき法改正

① 再審における証拠開示の在り方

ア 再審において証拠開示が認められるべき理由

- (ア) 再審とは、誤判により有罪の確定判決を受けた者を救済するための制度である。したがって、えん罪被害者の救済という再審の理念を実現するためには、あらゆる観点から確定判決の当否が検証されなければならない。

また、再審請求手続においては、再審請求人に対する手続保障を十分に図り、その活動を実効あるものにする必要がある。そのためにも、再審請求手続では、必要かつ十分な事実の取調べ（刑訴法43条3項, 445条）が行われる必要がある。

- (イ) ところが、実際には、事件の発生とともに、捜査機関が任意に又は強制力をもって捜査し、ほとんどの証拠をその掌中に収めてしまっているため、事件に関する証拠は、再審請求の段階になっても捜査機関に偏在している状況にある。

捜査機関が保存、管理している証拠は、事案の真相に迫るための最も基礎的な資料であり、再審請求人による調査の端緒ともなり得るものである。特に、ほとんどの再審事件が刑訴法435条6号に基づいて申し立てられている現状において、再審を開始するためには、無罪を言い渡すべき明らかな新証拠が必要になる。近年、再審が開始されたり再審公判によって無罪判決が確定したりした事例では、捜査機関が収集はしたものの公判に提出されなかった証拠（確定審段階から存在していた証拠）が再審請求前や再審請求手続で開示され、それが確定判決の有罪認定を動揺させる大きな原動力になったという場合が少なくない。これは、言わば隠された「古い」新証拠と言うべきものである。

- (ウ) したがって、無辜の救済という再審の理念を実現し、再審請求人に対する手続保障を十分に図るためには、確定審段階における公判未提出証拠を再審請求人に利用させること（再審における証拠開示）が必要である。特に、再審事件の場合、公判前整理手続又は期日間整理手続による証拠開示制度が適用されずに審理された事件が多い。そのような事件については、再審請求人は、公判未提出証拠を閲覧謄写する機会が制度的に保障されないまま有罪判決を受けているため、再審請求手続で証拠開示を認めるべき必要性は特に高いと言える。

他方、再審事件の場合、既に必要な証拠の取調べが行われて有罪判決が確定しているため、証人威迫や罪証隠滅のおそれは小さく、事件から長い年月が経過している場合には、関係者の名誉・プライバシー侵害のおそれも著しく低下しており、通常審段階と比べれば、証拠開示に伴う弊害は典型的に少ないと言える。

そもそも、日弁連がかねてから主張しているように、えん罪を防止し、無辜を救済するためには、捜査機関が作成又は入手した全ての証拠について、被告人や弁護人は、その証拠の一覧表の交付を受け、全証拠について閲覧謄写する



機会が与えられなければならない（例えば、日弁連2012年9月13日付け「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その2）」等参照）。以上の証拠の一覧表の交付や証拠の閲覧謄写の機会の付与による全証拠の証拠開示の必要性は、通常審だけでなく、再審請求手続にも同様に妥当する。証拠は、真実発見のための公共財であり、再審請求人の利益のためにも存在するものである。したがって、公判に提出されなかった未提出証拠を閲覧謄写する機会を再審請求人に保障することは、証拠の本来の意義からいえば当然のことである。再審における証拠開示の法制化に当たっては、この点にも留意する必要がある。

イ 再審における証拠開示の法制化の方向性

(ア) 再審においては、無辜の救済という再審の理念や、再審請求人に対する手続保障という観点から、再審請求人に対して、あらゆる証拠を吟味する機会が保障される必要がある。

(イ) ところで、現行の再審請求手続の構造は、職権主義とされている。このことは、裁判所が職権で事案の解明を行うべき義務を負っていることを意味している。

したがって、職権主義ということ突き詰めていけば、裁判所がその職責を果たすことができるよう、刑事確定訴訟記録のみならず、捜査機関が作成又は入手した全ての証拠が裁判所に送付される必要があり、それを実現するためには、例えば、「書類、証拠物その他参考となる資料があるときは、あわせて送付しなければならない」という趣旨の規定を設けることが考えられる（少年審判規則8条2項参照）。この場合、裁判所が再審請求人又は弁護人に対して、裁判所に送付された記録を閲覧謄写する機会を与えれば、（開示という方法とは異なるものの）その目的を達成できるのであり、これも証拠開示の一つの方法と言える。

(ウ) ただし、それ以外にも、捜査機関が保存、管理している証拠を再審請求人又は弁護人に「開示」という方法による証拠開示も考えられる。これは、現在の再審実務の運用とも親和性があるものである。

このような方法による場合、再審請求人が必要かつ十分な証拠の開示を受けられるようにするためには、検察官及び裁判所の積極的な対応が必要である。すなわち、検察官は、「公益の代表者」（検察庁法4条）であり、再審請求権者としても筆頭に挙げられているのだから（刑訴法439条1項1号）、無辜の救済のためには、再審においても証拠開示に積極的に対応することが求められている。また、通常審と異なり職権主義が採用されている再審請求手続において、裁判所には、仮に検察官がこのような責務を果たさない場合、証拠開示をめぐる争いを解決するために、適切に訴訟指揮を行うなどして積極的に関与することが求められる。

したがって、再審における証拠開示の法制化に当たっては、裁判所は、検察官に対し、証拠開示に関して必要な事項を命じることができ、検察官は、それに従う義務があることを明確にする必要がある。また、裁判所の訴訟指揮権の



行使が適切に行われることを担保するために、裁判所が依拠する基準や手続を明確化し、一定の場合には、裁判所は、検察官に対して、証拠開示命令を発しなければならないこととする必要がある。

- (エ) 再審における証拠開示については、現行法上、明文の規定がないことに加え、再審事件の件数が少ないことや、再審請求の審理手続が公開されていないこともあって、その審理・運営に関するノウハウが蓄積されておらず、言わば手探りで審理が行われている状態である。証拠開示に関する法令の不存在による弊害も、そのような実情を反映したものとと言える。
- (オ) 前記のとおり、えん罪を防止し、無辜を救済するためには、本来であれば、捜査機関が作成又は入手した全ての証拠について、再審請求人や弁護人は、その一覧表の交付を受けた上で、証拠を閲覧謄写する機会が与えられることが必要である。

しかし、通常審については、不十分ながらも、公判前整理手続又は期日間整理手続による証拠開示制度が法制化されているのに対し、再審における証拠開示については、そもそもその規定すら存在しないため様々な弊害が生じているのであり、もはやこのような状態を放置しておくことはできない。

そこで、日弁連では、各地で再審をたたかう弁護団からのアンケート結果を基に、再審における証拠開示規定のあり方について、以下のとおり提案するものである。

## ② 再審における証拠開示改正規定のあり方

### ア 証拠開示に関するルール（その1）～再審請求手続における証拠開示

#### (ア) 対象事件

証拠開示制度は、原則として全ての事件に適用されるものとする。

ただし、事案の性質、再審の請求の理由、これまでの審理経過等に照らし、明らかに同制度に基づく証拠開示の手続を行う必要がないと認めるとき（例えば、再審事由とはならないような確定判決の誤りを指摘するに過ぎない場合や、過去の手続において証拠開示が重ねられるなどして必要かつ十分な証拠が開示されている場合など）は、適用除外とすることにし、そのことを裁判所の決定で明らかにすべきである。なお、この決定に対しては、即時抗告をすることができ、決定には理由を付す必要がある（刑訴法44条1項）ものとして、当事者が争える余地を残すべきである。

また、同制度が適用されない場合でも、これまでの運用どおり、裁判所が訴訟指揮権に基づいて証拠開示に関する勧告等を行うことができることを規定すべきである。

#### (イ) 証拠一覧表の提出

検察官に対し、検察官が保管する証拠の一覧表の作成と提出を義務付けるべきである。証拠開示の対象となる証拠の存否に関して、裁判所、検察官及び弁護人が共通認識を持つことによって、証拠の存否をめぐる不毛な争いをなくし、証拠開示に関する手続を迅速かつ的確に進めることが目的である。

したがって、証拠の一覧表は、証拠開示の手がかりとなる程度に証拠を特定できるものであることを要するから、単に証拠物の品名及び数量並びに証拠書類の標目、作成年月日及び作成者又は供述者だけではなく、証拠物についてはその保管場所、証拠書類についてはその丁数及び要旨も記載しなければならないことを明記すべきである。なお、通常審で作成・交付される証拠一覧表では、証拠物の保管場所や証拠書類の丁数及び要旨の記載までは求められていないものの（刑訴法316条の14第3項）、前記のような証拠一覧表の趣旨に照らせば、この規定も改正されるべきである（日弁連2014年5月8日付け「犯罪捜査の記録に関する法律の制定を求める意見書」参照）。

(ウ) 証拠開示命令

再審請求手続で証拠開示が必要となる局面としては、例えば、①確定判決の有罪認定の根拠となった証拠の証明力を弾劾したり、再審請求人の提出した新証拠の証明力を的確に判断したりするための証拠開示、②確定判決の有罪認定を覆すために新たに行われる事実上・法律上の主張（例えば、確定審の段階では問題とされていなかった疑問点の指摘など）の当否を的確に判断するための証拠開示、③確定判決の有罪認定に合理的疑いが生じるか否かを判断するに当たり、新証拠以外の証拠（旧証拠）の証明力を再評価するための証拠開示が考えられる。

そのことを踏まえ、改正案では、必要性や重要性の高い一定類型の証拠と、再審請求手続における再審請求人又は弁護人の主張立証に関連する証拠について、裁判所は、再審請求人又は弁護人から請求があれば、相当でないときを除き、決定で、検察官に対して、証拠開示を命じなければならないものとすべきである。なお、証拠物については、再審請求手続外における証拠（証拠物を含む）の閲覧謄写の制度を設けるべきであり、検察官が保管する証拠物以外の証拠物の存在が明らかになる場合もあるため、証拠開示命令の対象にも含める。

また、この決定に対しては、即時抗告ができるものとし、決定には理由を付す必要がある（刑訴法44条1項）ことは上記と同様である。

(エ) 証拠の存否調査命令

検察官が「不見当」、「不存在」と回答していた証拠について、後日、その存在が明らかになる場合が見受けられる。そこで、そのような事態を防ぐために、証拠開示に関する命令の対象となる証拠の存否を早期に確定させるべく、再審事件の実務で行われている運用を踏まえて、検察官に対し、証拠の存否を調査し、その結果を回答することを義務付ける制度を設けるべきである。

(オ) 生体試料その他の証拠物に関する特則

再審事件の場合、事件発生からかなりの年月が経過していることが多く、鑑定試料の汚染や劣化等が生じる危険性は典型的に高いと言える。そこで、生体試料その他の証拠物について、その証拠価値を保全するために必要があるときは、証拠開示の準備的行為として、鑑定を実施し、その結果を保管することを

命ずることができるようにすべきである。

(カ) 証拠開示に関する裁判所の権限

裁判所は、必要があるときは、事実の取調べを行うことができるので（刑訴法43条3項，445条），訴訟指揮権の一環として，検察官に対し，証拠の開示やこれに関連する事項を命ずることができる」と解釈されている。

しかし，裁判所が証拠開示に関する命令や勧告を行っても，検察官がこれに従わない場合があるため，証拠開示に関する裁判所の一般的な権限を明記すべきである。

イ 証拠開示に関するルール（その2）～再審請求手続外における証拠の閲覧謄写

再審を請求しようとする者やその弁護人が証拠を閲覧謄写する手段としては，刑事確定訴訟記録法がある。ただ，同法では，閲覧の対象が公判提出記録に限られており，裁判所不提出記録や証拠物は対象外となっている。しかし，裁判所不提出記録や証拠物の中には，再審請求の準備をするに当たって閲覧謄写をする必要性が高く，閲覧謄写を認めることによる弊害がない証拠もある。したがって，一定の証拠については，再審請求中のみならず，再審請求前であっても，再審請求手続外における証拠の閲覧謄写という形で，これを閲覧謄写する手段を認めることとすべきである。具体的には，以下のとおりである。

(ア) 証拠物の閲覧

証拠物については，客観性が高いこと，証拠物の種類によっては紛失，廃棄，汚染，劣化等の危険があること，所有者に対する還付がなされる可能性があることから，再審請求手続外であっても閲覧を認めるべきである。

(イ) 証拠書類等の閲覧謄写

証拠書類については，過去の手続（確定審又は再審請求手続）で開示された証拠や，作成・交付されている証拠の一覧表は，その閲覧謄写を認めることに弊害はなく，必要性も高いことから，再審請求手続外であっても閲覧謄写を認めるべきである。

## 9 科学鑑定利用の制度化

### (1) 現行法の規定

【刑訴法，刑訴規則】

対応する規定がない。

### (2) 現状と問題点

#### ① 現状

弁護人が捜査機関の保管する証拠にアクセスする権利は極めて重要なものであり，我が国が批准している国際人権（自由権）規約14条3項bでも保障されている。

しかし我が国の現状は，捜査機関の保管する証拠物の開示を受けることは困難であり，裁判所も，鑑定等を行うことを容易に認めようとしないなど，弁護人の証拠物にアクセスする権利が保障されているとは到底言い難い。

#### ② 科学鑑定等に関する審理の実態



弁護団のアンケートにおいても、以下のように報告されている。

ア 足利事件

再審請求審段階からDNA型再鑑定が問題となっていた。弁護側は再鑑定を請求し、当初は裁判所も再鑑定のため資料の保管替えまでした。しかし、それでも請求審では再鑑定が実施されなかった。

これに対して、即時抗告審で実施された再鑑定によって請求人が犯人でないことが明白となって再審が開始され、無罪となった。

再鑑定が請求審段階で行われていたら、請求人の無罪はもっと早く実現できたはずである。

イ 名張事件

第10次請求において、弁護団は証拠物の閲覧謄写（測定）の許可を求めているが、検察官は測定によって証拠物を損傷する恐れがあり不相当という。弁護団は類似の証拠物を用いて予備実験を行い証拠物に変形・損傷を加えない結果を示すために三者協議を求めているが、裁判所は応じようとしなない。

③ 証拠物の鑑定の重要性

証拠物の鑑定は、極めて重要なものであり、これによってえん罪が明らかになった事例は多数存在する。

ア 上記のように、足利事件では、犯人の遺留精液のDNA型の再鑑定により、犯人のDNA型と再審請求人である菅家氏のDNA型が異なっていることが明らかとなった。

イ 東京電力女性社員殺害事件では、捜査機関が保管していた証拠であるショルダーバッグ、コンドーム、コンドーム内の精液、現場に残された陰毛等のDNA型鑑定が行われたところ、再審請求人であるマイナリ氏以外のDNA型が検出され、マイナリ氏以外の犯人の存在が明らかとなった。

ウ 袴田事件（第2次）では、いわゆる5点の衣類のDNA型の鑑定により、再審請求人である袴田氏の血液が付着しているとされる白色半袖シャツから検出されたDNA型は、袴田氏のDNA型と一致しないとされ、再審開始決定の重要な根拠となった（即時抗告審でDNA型鑑定の信用性が否定され、現在特別抗告審が係属中である。）。

④ 小括

以上のように、DNA型鑑定が典型的であるが、科学は日進月歩であり、事件当時は解析できなかったものが、その後の科学の進歩によって解析できるようになり、請求人の無実が明らかになる事例は多数存するのである。

しかし、現状では、弁護人が捜査機関の保管する証拠の開示を受けること自体が困難であり、再審請求の審理のために証拠物が裁判所に保管されている場合でも、弁護人がこれにアクセスすることが認められない場合もある。

そもそも、弁護人が証拠にアクセスする権利は国際人権規約でも保障されている。また、事案の真相を解明するため、証拠物の鑑定等を行うことに支障は全くないはずである。検察官や裁判所が、弁護人が証拠物にアクセスすること自体に消極的で



あることに、合理的な理由は何ら見出すことができない。

このような現状は早急に改善される必要がある。また、併せて、後日の鑑定が可能かつ容易になるように、証拠物や資料等の保存、管理についても制度を整備する必要がある。

(3) あるべき法改正

- ① 検察官が現に保管している証拠だけでなく、当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面、資料等であって、検察官において入手が容易なもの（公務員が職務上現に保管するもののほか、大学や民間の研究機関が保管するものを含む）も証拠開示の対象となる旨の規定を新設すべきである。
- ② 捜査段階で鑑定が実施された資料だけでなく、捜査機関が保管する資料の存否及び内容を開示した上、これらについても鑑定を実施できるようにするための制度的な保障の明文化、及びその前提として、捜査機関が収集した鑑定資料を後日、鑑定が実施できるような状態で適正に保管する制度を新設すべきである。
- ③ 捜査機関が保管する証拠物について、弁護人のアクセス及び鑑定を認める制度を新設すべきである。

## 10 再審請求に対する決定と抗告

### (1) 現行法の規定

#### 【刑訴法446条】

再審の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。

#### 【刑訴法447条1項】

再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。

#### 【刑訴法448条1項】

再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。

#### 【刑訴法450条】

第446条、第447条第1項、第448条第1項又は前条第1項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

#### 【刑訴法422条】

即時抗告の提起期間は、3日とする。

#### 【刑訴法428条】

高等裁判所の決定に対しては、抗告をすることはできない。

- 2 即時抗告をすることができる旨の規定がある決定（中略）で高等裁判所がしたものに対しては、その高等裁判所に異議の申立をすることができる。

- 3 前項の異議の申立に関しては、抗告に関する規定を準用する。即時抗告をすることができる旨の規定がある決定に対する異議の申立に関しては、即時抗告に関する規定をも準用する。

【刑訴法427条】

抗告裁判所の決定に対しては、抗告をすることはできない。

【刑訴法433条】

この法律により不服を申し立てることができない決定又は命令に対しては、第405条に規定する事由があることを理由とする場合に限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

- 2 前項の抗告の提起期間は、5日とする。

【刑訴法405条】

高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、左の事由があることを理由として上告の申立をすることができる。

- ① 憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤があること。
- ② 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。
- ③ 最高裁判所の判例がない場合に、大審院若しくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又はこの法律施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

(2) 現状と問題点

- ① 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての弊害～不当な事件の長期化～

ア 再審開始決定に対して即時抗告ができるとされているのは、即時抗告ができる場合を定めた刑訴法450条に明文で刑訴法448条の決定、すなわち再審開始決定が含まれていることによる。もっとも、この条文には「誰が」抗告の申立てができるのか、すなわち抗告権の主体は明示されていない。しかし、現実には上記条文の存在により、多くの事件で再審開始決定に対して検察官が即時抗告（高裁が請求審として再審開始決定をした場合は「異議申立」）を行っている。

白鳥決定後に再審開始決定がされた死刑再審4事件のうち、島田事件を除く3事件で検察官が即時抗告（免田事件のみ特別抗告）をしたが、全て棄却され、その後再審無罪が確定した。さらに徳島ラジオ商事件と梅田事件でも再審開始決定に対し検察官が即時抗告をしたが、いずれも棄却され、両事件とも再審無罪が確定している。

再審開始決定に対する検察官の即時抗告によって再審開始決定が取り消された最初の事件は日産サニー事件（1995年）であり、21世紀に入ると、大崎事件（第1次）、福井女子中学生殺人事件、名張事件（第7次）で、それぞれ再審開始決定が取り消された。そして、袴田事件（第2次）では、静岡地裁の再審開始決定から4年3か月を経て、東京高裁は、2018年6月11日、原決定を取り消した。

また、白鳥決定後1990年代までは、再審開始決定に対する検察官の即時抗告が棄却された場合、そのまま再審開始が確定するケースが多かったが、21世紀に入ってからには布川事件（第2次）、松橋事件、大崎事件（第3次）のそれぞれの再審請求で、地裁の再審開始決定に対する検察官の即時抗告を高裁が棄却したにもかかわらず、検察官が更に最高裁に特別抗告を行い、大崎事件（第3次）では、2019年6月25日、最高裁が原決定、原々決定を取り消し、自ら再審請求を棄却したことは記憶に新しい。

イ 再審事件の大多数を占める刑訴法435条6号による再審請求では、請求人には非常に厳しい「明白な新証拠の提出」というハードルが課されており、そもそも再審開始決定を得ること自体に膨大な時間と労力を要しているのが現状である。その上、再審開始決定に対して検察官が抗告すると、再審請求手続の終結までに要する時間は更に長期化し、名張事件の元死刑囚・奥西勝氏のように、ひとたび再審開始決定を受けながら、雪冤を果たすことなく亡くなるという事態まで生じている。

ウ 日本国憲法が「二重の危険禁止」を人権として保障したことにより（憲法39条）、我が国では戦前に認められていた不利益再審が廃止され、再審制度の目的は「無辜の救済」のみとなったこと、また、職権主義的構造をとる再審請求手続において、検察官には「当事者」としての主体的な地位を与えられていないこと、上記のとおり検察官の不服申立てによって再審手続が長期化していることなどに照らし、検察官が再審請求人の不利益になる方向での不服申立てを行うことが許されるかについては、多角的な視座から検討されなければならない。

しかし、再審制度の建付け面からみても、再審請求はその後に行われる再審公判の前審と位置付けられており、再審公判の前段階である再審請求手続がこのように「重量化」することは想定されていなかった。このような観点から、ドイツでは1964年の刑訴法改正で、再審開始決定に対する検察官の即時抗告は明文をもって禁止された（ドイツ刑訴法372条但書）。

エ 再審請求人が「明白な新証拠の提出」という高いハードルを乗り越え、膨大な時間と労力を要して再審開始決定を得たとしても、検察官による不服申立てを認めることで、さらなる長期化の問題が生じている。再審開始決定に対する不服申立てが禁止されたとしても、検察官は、再審公判においてこれを争うことができる以上、特段の問題を生じない。むしろ、現状の制度では、検察官は事実上の有罪立証を再審請求審の特別抗告審まで行いながら、更に再審公判においても有罪立証をすることが可能になっており、再審請求人の負担は甚だ重いものになっている。

オ この点、各弁護士団のアンケートでも、検察官による不服申立てによって審理が長期化しただけでなく、再審開始決定が取り消されてしまう実情を訴え、再審開始決定によって確定判決の合理性に疑問が生じている以上、速やかに再審公判へ移行すべきであるとして、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止するよう要望する回答が数多く見られた。

現実に検察官の不服申立により、布川事件（第2次）では、再審開始決定（2005年9月21日）が確定（2009年12月14日）するまでに約4年3か月、東住吉事件では、再審開始決定（2012年3月7日）が確定（2015年10月26日）するまでに約3年7か月、松橋事件では、再審開始決定（2016年6月30日）が確定（2018年10月10日）するまでに約2年3か月もの期間を要している。

また、名張事件では、第7次請求で再審開始決定（2005年4月5日）が出された後、第7次請求が終了（2013年10月16日）するまでに約8年6か月もかかっている。大崎事件では、第1次請求で再審開始決定（2002年3月26日）が出された後、第3次請求でも2回にわたって再審開始決定が出されているにもかかわらず、第3次請求が終了（2019年6月25日）するまでに約17年3か月もの長期間を要している。そして、名張事件、大崎事件とも、未だに救済されていない。

② 再審棄却決定に対する再審請求人（弁護士）による不服申立てをめぐる問題（不服申立て期間）～短期に過ぎる不服申立て期間

ア 再審請求を棄却する決定について、再審制度が「無辜の救済」のための最後の手段であることから、たとえひとたび再審請求が棄却されても、再審請求人・弁護士側の不服申立て権が認められるのは当然である。しかし、通常審の控訴・上告と異なり、再審請求棄却決定に対する不服申立て期間は、即時抗告・異議申立ては3日間、特別抗告では5日間と非常に短い。しかも、その不服申立て期間内に提出すべき抗告申立書（異議申立書）には、抗告理由（異議理由）も記載しなければならず、とりあえず期間内に簡単な控訴状、上告状だけを提出し、その後数十日という比較的余裕のある期間内に詳細な理由書を提出すれば足りる控訴、上告と比較して、著しくタイトなスケジュールを強いられている。特に、決定の送達を受刑中の再審請求人本人にされる場合、弁護士が再審請求人に対する送達を知るにもタイムラグがあり、期間内の不服申立てが困難な場合が少なくない。これでは、再審請求人の不服申立権が実質的に保障されていないことになってしまう。

イ また、決定日の事前告知について、不服申立ての準備期間を考慮して、再審請求人（弁護士）に対し、事実上、決定日を事前に告知する運用をしている裁判所もある一方、全くの予告なしに決定を出す裁判所もあり、この点についても裁判所間の「再審格差」がある。

ウ この点、各弁護団のアンケートによっても、ほぼ全ての弁護団が、決定日の事前告知と不服申立て期間の延長を要望している状況にある。また、札幌高裁が事前告知のないまま、突然、即時抗告棄却決定を送達したため、弁護士全員がただちにそろることができず、特別抗告申立の準備に支障をきたした恵庭殺人事件（第1次、第2次）の事例も報告されている。

(3) あるべき法改正

日弁連「平成3年改正案」では、以下のような提案を行っている。

① 再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止

刑訴法450条の条文から「第448条第1項」を削除し、再審開始決定に対する検察



官の不服申立てを禁止すべきである。

② 不服申立て期間の延長など

刑訴法422条、同433条2項の不服申立て期間をいずれも14日間に延長し、不服申立て理由については抗告趣意書の提出期間を不服申立て後原則30日以内とし、原裁判所はこれを延長できるとすべきである。

③ 決定日の事前告知

再審請求に関する決定を告知する場合は、告知の期日の30日前に、請求人及び弁護人に通知すべきである。

## 11 同一の理由による再審請求の禁止

### (1) 現行法の規定

**【刑訴法447条】**

再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。

- 2 前項の決定があつたときは、何人も、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることはできない。

**【刑訴法443条2項】**

再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。

### (2) 現状と問題点

- ① 再審請求は、時に一度の請求だけではなく、何度も行われることが多い。例えば、名張事件は第10次請求、マルヨ無線事件は第7次請求、狭山事件は第3次請求が係属中であり、大崎事件は第4次請求の準備中である。しかし、再審請求が時に何度にもわたることがあるにもかかわらず、現行法は「同一の理由」によることを禁止している。そして、ここにいう「理由」が具体的に何を指すのかが条文上一義的に定まっていなため、新たに再審を請求する場合、争点に対する主張が、過去に棄却された再審のときと同じであれば、刑訴法447条2項にいう「同一の理由」に該当し、再審要件を欠くのではないかという疑念も生じかねない。
- ② これに対してこれまでの判例実務では、数次にわたる再審請求の場合でも、刑訴法435条6号を理由とした再審請求の際、提出される証拠に新規性が認められる限り、過去の再審請求とは異なる証拠による証明力が備わるといことができるから、「同一の理由」による請求には当たらないという取扱いが行われている（いわゆる吉田巖窟王事件に関する名古屋高決昭和37年1月30日高刑集15巻1号11頁など）。すなわち、新たになされた再審請求の理由が、同一の主張であったとしても、新たな証拠・資料に基づいていればよいとされているのである。さらに、過去の再審請求で提出された証拠についても、確定判決の旧証拠同様、明白性判断に際し行われる「新旧全証拠の総合評価」に加えられることが認められている（免田事件に関する福岡高決昭和54年9月27日高刑集32巻2号186頁など）。
- ③ この点、各弁護団のアンケートによれば、検察官が、ある再審事由について「前

回の再審請求で主張したのと同じ理由」だから不適法である旨主張した事例もあるとの報告もあり（恵庭殺人事件（第2次））、立証趣旨が同じであっても、別のアプローチからの証拠であれば新証拠として認められるべきことを法定すべきとの観点から、「同一の理由によっては」を、「同一の事実及び証拠によっては」と改正することに賛同する回答が多く見られた。

(3) あるべき法改正

これまでの判例実務の取り扱いを定着させ、裁判所の恣意的な法解釈を防ぐためにも、刑訴法447条2項の「同一の理由」は、再審請求人の主張する具体的な事実関係及び証拠関係がともに同一であることを明確化し、「同一の理由によっては」という文言は、「同一の事実及び証拠によっては」という表現に改正されるべきである。

なお、再審請求の取下げに関する刑訴法443条2項にも「同一の理由」という文言があるが、同条項は刑訴法447条2項と同趣旨であるので、同様に改正されるべきである。

## 12 再審公判

(1) 現行法の規定

**【刑訴法451条】**

裁判所は、再審開始の決定が確定した事件については、第449条の場合を除いては、その審級に従い、更に審判をしなければならない。

2 左の場合には、第314条第1項本文及び第339条第1項第4号の規定は、前項の審判にこれを適用しない。

① 死亡者又は回復の見込がない心神喪失者のために再審の請求がされたとき。

② 有罪の言渡を受けた者が、再審の判決がある前に、死亡し、又は心神喪失の状態に陥りその回復の見込がないとき。

3 前項の場合には、被告人の出頭がなくても、審判をすることができる。但し、弁護人が出頭しなければ開廷することはできない。

4 第2項の場合において、再審の請求をした者が弁護人を選任しないときは、裁判長は、職権で弁護人を附しなければならない。

**【刑訴法452条】**

再審においては、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

(2) 現状と問題点

① 再審公判の実務

再審公判の在り方に関する規定は、前記のとおり、刑訴法451条、452条の2か条しか存在しない。もっとも、再審公判の実務においては、刑訴法451条2項ないし4項に規定されている事項のほかは、通常の公判と全く同じ手続が取られるものと考えられている。

昭和28年4月16日付け有川簡易裁判所龍田裁判官宛て最高裁刑事局第一課長内簡意見は、「再審事件の審理については、差し当たり、破棄差戻又は移送を受けた裁

判所の審理の場合に準じ、おおむね公判手続更新の際と同様な手続をすれば足りる」としており、公判手続更新手続を行い、通常審における結審時に戻って審理を続行する「続審説」が採られるケースが多く見られる。

しかしながら、後記のように、再審公判の特殊性に照らすと、上訴審における破棄差戻し判決と同様に、元の審理状態を全面的に引き継ぐと考えることは妥当ではない。なぜなら、上訴審から差し戻された場合には、上訴審で取り調べられた証拠も当然引き継がれるのに対し、再審開始決定が出された場合には、法律上、再審請求審で取り調べられた証拠が、当然に再審公判に引き継がれることにはならないからである。

なお、すでに一度審理を経た事件であることから、起訴状謄本の送達は必要とせず、起訴状一本主義等の予断排除に関する規定の適用がないことなどの特殊性がある。また、原判決の刑より重い刑を言い渡すことができないのは、憲法39条の「二重の危険禁止」の要請から、当然のことである。

## ② 「続審説」と「覆審説」の問題点

### ア 「続審説」の問題点

ところで、実務上多く採用されている「続審説」は、裁判の「やり直し」という再審の理念に沿うものとは考えられるものの、以下のような問題点がある。

第1に、確定判決当時の刑訴法の規定に従って再審公判を行うとすると、その後の法改正で導入された制度（公判前整理手続等）が適用されず、検察官が再審公判でも有罪主張を維持するような場合には、後記の徳島ラジオ商事件のように、再審請求審の手続を全く考慮することなく公判手続を「やり直す」結果となってしまい、再審公判の長期化を招く可能性がある。

第2に、後記のように、再審請求審では、まさしく「新規かつ明白」な証拠の存否を巡る攻防が行われてきたにもかかわらず、通常審の引き継ぎとして公判が再開されるというのであれば、再審開始決定は事実上も拘束力を持ち得ないことになる。なぜなら、再審請求審は「新規かつ明白」な証拠があるという判断の下に再審開始決定をしたにもかかわらず、再審公判が始まった途端、それらの新証拠が「無」の状態で確定審の審理状態が引き継がれるとするならば、再審請求審の審理と再審公判の審理とが完全に断裂してしまうからである。殊に、徳島ラジオ商事件における検察官の「再審決定は・・・(中略)・・・再審理由に該当する事実が存在するので、本案事件についての再審がなされるべき旨を判断するにとどまり、いかなる事実認定を行うものでないから、本再審公判における事実認定に当たっては、地裁及び高裁決定の判断に何ら拘束されるものではない」という主張に、その問題点が端的に現れている。

### イ 「覆審説」の問題点

他方、再審開始決定によって確定判決の基礎となった事実の認定に合理的疑いが差し挟まれた以上、公判手続を初めからやり直すべきとする「覆審説」によれば、現実的に考えれば時間を要するばかりか、通常審における証拠関係も一から吟味し直さなければならない上、確定審の証拠構造や論理構造の誤りを是正する

という再審の目的に合致しないことにもなりかねない。

③ 再審公判の実例

そこで、再審公判の在り方を考えるために、過去の代表的な再審事件における再審公判の実例を考察する

ア 徳島ラジオ商事件

徳島ラジオ商事件では、再審開始決定確定後、再審公判が開かれた際に、検察官は、再審請求審で取り調べられた弁護団請求証拠の多くを不同意にした（601通中227通のみを同意）。そのため、さながら再審請求審における審理を再審公判で再現するという様相を呈し、不同意となった書証に代えて証人尋問が行われ、その手続に、再審開始決定の確定時から無罪判決が言い渡されるまでの間、実に約2年4か月（合計16回の公判）もの長い歳月を要した。

イ 榎井村事件

榎井村事件では、戦後の事件ではあったが、現行刑訴法の適用がなかった（書証の同意がなくとも証拠能力が原則認められた）上に、再審請求時には既に確定記録が廃棄されてしまっていたため、確定判決のみが審理の対象にならざるを得なかった。

また、再審公判においても、検察官は、「然るべき判断を望む」という、事実上の無罪主張をした（求刑もしなかった）ことから、直ちに結審され、証拠の採否について論争が行われることはなかった。

ウ 布川事件

布川事件では、再審開始決定が確定後、2回の進行協議を経て、約10か月経過後の2011年5月24日に再審無罪判決が言い渡された。弁護団は、再審公判について「続審説」による審理手法を求めたが、進行協議の結果、検察官の起訴状朗読、冒頭手続を経て書証の取調べをすることにし、通常審の証拠は職権で取り調べられた。

検察官は、更にDNA型鑑定請求を行ったが、弁護団は激しく争い、裁判所は鑑定請求を却下した。弁護団は冒頭陳述をし、再審請求審時に獲得した新証拠等170点の取調べ請求をした。検察官は目撃者にかかる検面調書に対し、自ら作成したものであるにもかかわらず不同意意見を述べたため、目撃証人の証人尋問が行われた。その他2人の被告人質問を経て結審したが、検察官は最後まで有罪主張を維持し、論告では改めて無期懲役を求刑した。

なお、法廷で検察官の起訴状朗読を聞いた再審被告人の櫻井氏は、「恥ずかしくないのか」などと、思わず怒りの発言を口にしたほどであった。

エ 東住吉事件

東住吉事件では、再審請求審（大阪地裁）において、まさしく事実の取調べという形で証拠の取調べが行なわれたが、即時抗告審（大阪高裁）においては、再審公判を意識したのか、「取調べに異議のない証拠しか取り調べない」という訴訟指揮が行われた。

再審公判において、大阪地裁は、「続審説」を採用すると明らかにし、再審請



求段階で取り調べられた新証拠についても、特に必要がないと認められる証拠を除いては、(信用性を争うことは別段) 同意をするよう検察官・弁護団の双方に勧告することで、新証拠を取り調べるという形を採った。

なお、弁護団は、公判手続更新に際し、通常審で取り調べられた被告人らの自白調書を証拠から排除するよう求めたところ(刑訴規則213条の2第3号但書参照)、それらは任意性がないものとして、結果的に証拠から排除された。

#### オ 松橋事件

松橋事件では、再審公判において、検察官は、改めて検察官請求証拠の取調べを請求したものの、それらは全て却下し、即時に結審をした。検察官は、再審請求審では有罪主張をしていたものの、再審公判段階では有罪主張を事実上放棄していたため、「覆審説」的な公判審理が行なわれ、結果的に証拠調べの問題が顕在化することはなかった。

#### ④ 再審開始決定の拘束力

以上のとおり、代表的な事件の再審公判においても、裁判所の訴訟指揮や証拠の取調べ方法が一律になされているとは言い難い状況にある。

しかし、再審請求審における審理の対象は、「新規かつ明白」な証拠の存在であり、再審請求審が再審開始決定を出したのも、かかる新証拠の存在を認定したからこそである。したがって、再審開始決定が確定した以上、再審公判においても、「新規かつ明白」な証拠が存在するという再審請求審の判断に法的な拘束力が認められるべきである。なぜなら、検察官が再審請求審で新証拠の証明力を争いながら、再審公判で再度その点を蒸し返すようなことがあれば、再審公判が再審開始決定に基づく手続であることを無意味にするからである(光藤景皎『口述刑事訴訟法 下』成文堂、2005年、110頁参照)。

そもそも、再審制度は無辜の救済のための制度であり、実務上も再審公判が破棄差戻しを受けた裁判所の審理に類似したものと解されていること(前記昭和28年4月16日付け最高裁刑事局第一課長内簡意見参照)、そして、再審請求審の審理と判断の実質が公判審理に近いものとなっている実情に照らせば、確定した再審開始決定は、破棄差戻し判決と同様に、再審公判裁判所を拘束すると解するべきである(なお、破棄差戻し判決の拘束力については、八海事件に関する最判昭和43年10月25日刑集22巻11号961頁参照)。

#### ⑤ 再審請求審で取り調べられた証拠の取扱い

そして、再審開始決定における「新規かつ明白」な証拠に関する判断に法的拘束力を認める以上、当該新証拠に証拠能力を付与し、再審公判でも取り調べられなければ背理となる。なぜなら、新証拠に関する判断に一定の拘束力が認められたとしても、肝心の新証拠が再審公判で取り調べられなければ、再審開始決定の拘束力は砂上の楼閣になってしまうからである(実務上は、再審公判裁判所が、再審請求審で取り調べられた証拠を再審公判でも証拠として採用することに同意するよう当事者双方に促すことで、新証拠に証拠能力を付与する運用が見られる。)

この点、再審請求審は、再審公判に先行し、これと連続する手続であるから、そ

の審理結果のうち、再審請求人及び相手方に関与の機会が与えられた部分については、公判手続の更新に準じて再審公判に採り入れるべきであるとの学説もあるが(松尾浩也『刑事訴訟法(下)新版補正第二版』成文堂、1999年、277頁参照)、これを積極的に解し、再審請求審で取り調べられた証拠については、特に必要がないと認められるものを除き、再審公判でも当然に取り調べられるべきである。

⑥ 再審公判における検察官の新たな主張立証

また、現行刑訴法は、再審公判における検察官の新たな主張立証について何らの制限も設けていない。しかし、再審公判において、検察官が事実の認定について新たな争点を作り、再審被告人に新たな応訴活動を強制することになる積極的、攻撃的な主張立証は、憲法39条が禁止する「二重の危険」に該当すると言うべきである。

なお、再審開始決定が確定するまでに長期間を要する実情に照らせば、検察官に新たな主張立証を許容し、再審公判の審理期間をいたずらに長引かせることは、再審被告人の「迅速な裁判を受ける権利」(憲法37条1項)を侵害することにもなりかねない。

したがって、再審公判において、再審開始決定が認めた「新規かつ明白」な証拠に対する反論・反証は別段、それ以外の検察官による新たな有罪主張や立証は禁止されるべきである。

⑦ 再審無罪判決に対する検察官上訴

さらに、現行刑訴法は、再審無罪判決に対する検察官上訴(控訴、上告)も禁じていない(ただし、これまでに、再審無罪が言い渡された事件で検察官が上訴した事例は存在しない)。

しかし、長期間にわたる再審請求審をたたく、再審公判でも再審無罪判決を得た再審被告人に対し、検察官上訴によってさらなる応訴活動を強制することは、「二重の危険禁止」や「迅速な裁判」といった憲法上の要請を無視することに他ならない。

したがって、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止と同様に、再審無罪判決に対する検察官上訴も禁止されるべきである。

⑧ 各弁護士アンケートによる意見

この点、各弁護士アンケートによれば、主に再審公判を経験した弁護士から、再審公判手続についての法整備が必要であり、とりわけ、検察官の再審公判における自由な有罪主張・立証を制限すべきであるとの意見、再審請求段階で取り調べられた証拠は取り調べるべきであるとの意見、再審無罪判決に対する検察官上訴は禁止すべきであるとの意見が挙げられている。

(3) あるべき法改正

以上のとおり、再審公判に関するあるべき法改正の具体的内容として、以下の四つが挙げられる。

① 「新規かつ明白」な証拠に関する再審開始決定の判断は、再審公判裁判所を法的に拘束すると規定すべきである。

② 再審請求審で取り調べられた証拠については、特に必要がないと認められるもの

を除き、再審公判でも当然に取り調べられるよう規定すべきである。

- ③ 再審公判において、再審開始決定が認めた「新規かつ明白」な証拠に対する検察官の反論・反証は別段、それ以外の検察官による新たな有罪主張や立証は禁止されるべきである。
- ④ 再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止と同様に、再審無罪判決に対する検察官上訴も禁止されるべきである。

### 13 えん罪被害の救済

#### (1) 現行法の規定

##### 【刑訴法453条】

再審において無罪の言渡をしたときは、官報及び新聞紙に掲載して、その判決を公示しなければならない。

##### 【刑事補償法4条】

抑留又は拘禁による補償においては、前条及び次条第二項に規定する場合を除いては、その日数に応じて、一日千円以上一万二千五百円以下の割合による額の補償金を交付する。懲役、禁錮若しくは拘留の執行又は拘置による補償においても、同様である。(第1項)

##### 【刑訴法188条の2】

無罪の判決が確定したときは、国は、当該事件の被告人であつた者に対し、その裁判に要した費用を補償する。ただし、被告人であつた者の責めに帰すべき事由によって生じた費用については、補償をしないことができる。(第1項)

#### (2) 現状と問題点

##### ① 再審無罪判決公示制度の現状

現行刑訴法は、再審無罪が確定した場合におけるえん罪被害者の名誉回復措置として、官報及び新聞紙面に掲載して公示することを義務付けている。しかし、その文言に定めはなく、謝罪文言もないものが大多数である。

過去の実例を見ると、古くは無罪判決全文を掲載するのが習わしであったが、近年では要旨を掲載するにとどまっている。具体的な掲載内容としては、末尾において、「アリバイがあってその所為でないことが明らかとなったから」(免田事件)、「犯人でないことが明らかとなったから」(足利事件)、「他の者が犯人であることが明らかとなったので」(富山氷見事件)、「犯罪の証明がなかったので」(加藤老事件、榎井村事件、梅田事件、財田川事件、米谷事件、徳島ラジオ商事件、島田事件、松山事件、貝塚事件、大阪強姦事件、東住吉事件、松橋事件)といった理由を記載して、再審無罪の言渡しを公示している。また、確定判決が控訴審(第1審が無罪)の有罪判決である場合、「無罪であることが明らかである」(弘前事件)、「無罪を言い渡した第1審判決に事実の誤認はない」(東京電力女性社員殺害事件)として、控訴を棄却し再審無罪としたことを公示している。



② 刑事補償制度の現状

一方、えん罪被害者の経済的な補償については、刑事補償法4条により、抑留または拘禁、懲役、禁錮、拘留、拘置に対する補償として、1日当たり1000円以上1万2500円以下の割合の金額を補償することが定められている（同条1項）。また、死刑執行に対する補償として、3000万円以内、または本人の死亡によって生じた財産上の損失額が証明された場合にはその損失額に3000万円を加算した額の範囲内で、裁判所が相当と認める額を補償することが定められている（同条3項）。

③ 費用補償制度の現状

また、1976年の刑訴法一部改正により、刑訴法188条の2から188条の7において、費用補償制度が新設された。これは、無罪の判決を受けた者に対して裁判に要した費用を補償するものである。

ここでいう「裁判に要した費用」については刑訴法188条の6第1項において、「被告人若しくは被告人であつた者又はそれらの者の弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊費並びに弁護人であつた者に対する報酬に限る」と規定されている。この補償費用の範囲について、捜査段階や再審請求手続において生じた費用は補償の対象にならないとされている（最決昭和53年7月18日刑集32巻5号1055頁）。

④ 「人生被害」の回復には不十分であること

このように、現行法においてもえん罪被害に対する一定の救済策は設けられている。しかし、えん罪被害者は、誤判によって人生そのものを奪われるほどの重篤かつ深刻な被害を受けるのであり、その「人生被害」の回復として、上記条項による公示、刑事補償及び費用補償だけではあまりにも不十分と言わざるを得ない。

(3) あるべき法改正

① 再審無罪判決公示制度のあるべき姿

前記のとおり、現行法の下での再審無罪判決の公示では、その多くは「犯罪の証明がなかった」との理由が記載されている。しかし、このような公示は、一般市民に対し、あたかも真実は犯人であった可能性が残ると思わせる余地のある記載である。名誉回復措置の一つであるはずの再審無罪判決の公示がこのような記載にとどまっていたら、その名誉を回復するという目的に反し、むしろ有害にもなり得る。

有罪確定判決を受けたえん罪被害者は、家族ともども長期間にわたり雪ぎ難い汚名を着せられる。再審無罪判決の公示は、そうしたえん罪被害者らの名誉を回復させることにその目的がある。「犯罪の証明がなかった」という記載でその目的が達せられないことは明らかである。具体的な謝罪と、えん罪被害者らの名誉回復のために真に実効性のある文言を公示において明記することが必要である。

② 刑事補償制度のあるべき姿

刑事補償についても、現行法の制度は、えん罪被害者の生活再建のために十分な水準とは言えない。現行法では、補償金額は身体拘束期間に応じて算出されるが、えん罪被害者は、服役後に社会復帰した場合でも、再審無罪を勝ち取るまでは社会



において犯罪者の烙印を押されたまま生きていくことを強いられるのである。長い苦難の道のりの上によりやく再審開始が認められ、再審無罪を勝ち取ったとしても、それまでに数十年の月日が経過していることもある。再審手続にこれだけの時間がかかること自体が問題ではあるが、刑事補償の内容として、そうした実情を踏まえ、身体拘束期間に限定することなく、えん罪被害者の生活再建支援のために十分な制度を構築することが必要である。

### ③ 費用補償制度のあるべき姿

費用補償については、前記のとおり、再審請求手続において要した費用は費用補償の対象にならないとする判例があるが、刑訴法188条の6第1項にいう「公判準備及び公判期日」に該当しないという形式的な理由で、再審請求手続における活動が全く費用補償において考慮されないとすれば、再審公判に至るまでの、準備期間も含めた再審請求手続の実情を全く無視するもので、妥当でない。

再審事件では、再審請求前の準備段階で、新証拠の収集や再審開始要件の検討に多くの時間と労力が費やされ、再審請求審では、確定判決の有罪認定を覆すに足りる合理的な疑いが生じるか否かが、裁判所、検察官及び弁護人の三者協議を重ねながら審理される。その結果、準備期間も含めた再審請求手続では、再審公判手続と比較してはるかに多くの時間と労力が費やされているのである。

この点については、過去の再審無罪事件の費用補償請求に対する決定（足利事件、布川事件等）において、再審開始決定に至るまでの長期間にわたる弁護活動や、そうした弁護活動により収集された証拠が再審公判における審理に実質的に利用されているといった事情を考慮し、相当と認める限度で斟酌することを、裁判所も肯定している。

こうした再審事件における実情を踏まえ、再審無罪判決が確定した場合は、準備期間も含めた再審請求手続の費用も補償されることが、明文において規定されるべきである。

### ④ えん罪被害救済の意義を踏まえた法改正の必要性

えん罪は公権力の犯した過ちであり、えん罪被害の回復に尽くすことは、国の厳然たる責務である。そして、えん罪被害に対する十分な救済を実現することが、えん罪によって損なわれた刑事司法への信頼を取り戻すことにもつながると言うべきである。

こうしたえん罪被害救済の意義を踏まえ、えん罪被害者に対し、経済的、社会的、精神的、身体的、その他あらゆる側面からの被害回復を目的とした制度を、新たな立法により構築する必要がある。

## 14 誤判原因の検証

### (1) 現行法の規定

【刑訴法、刑訴規則】

対応する規定がない。

### (2) 現状と問題点

- ① 再審公判において無罪判決が言い渡され判決が確定した場合、それまでの確定審や再審請求を棄却した裁判は、誤った有罪判決を言い渡し、または誤った確定判決を維持し続けたことになる。再審無罪判決により個別のえん罪被害の救済は刑事手続として終了する。しかし、誤った裁判を生じさせた原因が、刑事手続の構造的欠陥から生じたものだとすれば、えん罪はその後にも繰り返されることになりかねない。刑事司法の目的と存在意義が、個別えん罪被害の救済だけでなく、究極の人権侵害の一つであるえん罪の将来的な根絶にもある以上、えん罪の発生を防ぐ有効な手段を構築するため、なぜえん罪が発生したのか、その根本原因を徹底的に究明し、正確に把握することが不可欠である。
  - ② ところが、えん罪原因の究明は、これまで極めて不十分にしか行われてこなかった。多くのえん罪を繰り返してきた既存の刑事司法機関に対する国民の厳しい視線を背景に、警察庁や最高検は、志布志事件、氷見事件、足利事件、厚労省村木事件など一定の事件について内部検証を行い、その結果を報告してきた。しかし、本来調査対象となるべき機関の内部で行われた検証には当然ながら限界があり、現に発表された報告書は、えん罪発生の根本原因に迫るにはほど遠い内容となっている。さらに、無辜の人に誤りの有罪判決を下してその一生を狂わせてしまった裁判所にこそ二度と誤判を繰り返さないよう徹底して誤判原因を究明する義務がある。しかし、裁判所はその義務を怠り、これまで繰り返し指摘してきたように、再審請求においてもその過ちを繰り返し、未だにえん罪被害者の救済を阻んでいる。
  - ③ したがって、えん罪の発生原因を真に究明するためには、再審無罪判決が確定した事件を対象として、えん罪原因を作ってきた当事者たる既存の刑事司法機関ではない、独立した第三者機関によって徹底的に調査が行われなければならない。
  - ④ この点、各弁護士団のアンケートによっても、誤判原因の検証機関設置に賛成する回答がほとんどであり、裁判所から独立した誤判検証・救済機関の設置を求める意見も多数見られた（松橋事件、日野町事件、小石川事件、三鷹事件など）。
- (3) あるべき法改正

えん罪原因を究明する第三者機関は、現行法上存在せず、今後制度のあり方については幅広い議論が必要である。その一例として日弁連が提起している「えん罪原因調査究明委員会」の概要は以下のとおりである（2011年1月20日付け日弁連「えん罪原因調査究明委員会の設置を求める意見書」参照）。

① 独立性

えん罪原因を究明するために新たに創設される第三者機関が、原因究明を実効的に行えるようにするためには、えん罪発生の責任主体であり調査対象である既存の刑事司法機関やそこに属する個人からの影響を完全に遮断しなければならない。さらに、えん罪原因を徹底的に究明するためには、対象となる事件関係者からの事情聴取や資料の入手、保全について、法的な強制力を伴った調査権限が付与されなければならない。そのためには、国政調査権限のある国会やある程度政治的中立性をもった独立行政機関に設置することが考えられる。

② 第三者機関の目的

第三者機関の目的は、「えん罪事件について、その捜査、起訴及び公判など刑事諸手続の過程における誤りの原因を調査究明し、将来のえん罪防止に向けた諸制度の運用改善及び立法を政府及び国会に勧告・提言する」ことであって（前記意見書）、えん罪発生を問うことや、個別えん罪被害者の救済が目的ではない。対象となる事件も、すでに無罪判決が確定した事件である。そのため、個別事件の並行調査のような問題は発生せず、司法の独立を侵害するものでもない。

③ 調査事項及び対象

えん罪原因を徹底的に究明するという制度の目的からすれば、調査事項や調査の対象はこの目的にかなうよう、できるだけ広範囲まで及ぶ必要がある。そこで、原則として、対象となる当該えん罪事件の端緒から無罪判決確定に至る刑事手続の全過程が対象事項であり、その過程に関わった関係者全てが調査対象となる。もっとも、当該事件を対象として調査するに際し裁判官を調査対象とすることについては、司法の独立との関係で限界があるとの意見もある。

④ 調査権限

第三者機関は、えん罪原因究明という目的を実効化するため、行政機関や司法機関にも行使できる強力な調査権限が授与されなければならない。このような調査権限については、特別法によって授与することも考えられるが、国会の下に置かれた機関として、議院の国政調査権を行使するという方法をとることも検討されるべきである。

⑤ その他

その他制度を検討するについて重要な点としては、調査及び審議の内容を原則として公開とすることや（公開原則）、構成委員の人选の公平・中立性及び専門性の担保、そして対象事件の選別などが考えられる。

※ 本章で引用した各弁護士アンケートについては、後日、日弁連ウェブサイトにて公表する予定です。

# 第5章

## 再審法改正に向けて



## 第5章 再審法改正に向けて

### 第1 なぜ、再審法改正が必要なのか

#### 1 えん罪被害者の救済が遅々として進まない理由

##### (1) 制度的・構造的問題

再審は、人権擁護の理念に基づいて、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を迅速に救済することを目的とする制度である。にもかかわらず、我が国では、「開かずの扉」といわれる程、極めて厳しい要件のもとでしか再審が認められず、えん罪被害者の救済は遅々として進んでこなかった。

その原因が現行刑訴法施行後70年を経た今もなお、再審法（刑訴法第4編再審）の規定が僅か19条しか存在せず、現在の再審制度が抱える制度的・構造的問題にあることは既に述べたとおりである。決して各再審事件固有の問題ではない。

##### (2) 歴史的経緯

そもそも、再審法の規定が極端に少ない背景には、以下のような歴史的経緯がある。

第二次世界大戦後、日本国憲法のもとで、捜査及び公判手続の規定は大きく改正され、被疑者・被告人に対し訴追の対象ではなく刑事裁判における一当事者としての地位を認め、被疑者・被告人の人権を保障しようとする当事者主義的訴訟構造へと変化した。

しかし、現行刑訴法の「上訴」以降の規定については改正が及ばず、再審手続に関する規定は、後記の「不利益再審」を廃止したほかは、ほぼドイツ法由来の職権主義的訴訟構造を基調とする戦前の旧刑訴法の条文がそのまま現行刑訴法に踏襲されたのである。

##### (3) 現行法の憲法適合性

このように、再審手続について詳細な規定が存在せず、手続の追行が裁判所の職権に委ねられたため、個々の裁判所の裁量があまりにも大きく、進行協議や証拠調べ（証人尋問、鑑定など）の実施、証拠開示に向けた訴訟指揮など、手続のあらゆる面で統一的な運用が行われていないのが現状である。

このような現状では、再審請求人に日本国憲法が保障する適正手続（憲法31条）の要請が充たされているとは到底言えるものではない。さらに、再審請求手続が肥大化し、再審開始の判断までに極めて長い年月を要する現状の下では、「迅速な裁判」（憲法37条1項）という憲法の趣旨も実現されているとは言い難い。現行の再審法については、その憲法適合性に重大な疑義が生じているのである。

##### (4) 2点の重要課題

その中でも、特に重要な課題として指摘すべきは、①えん罪被害者の人権を救済する「最終手段」であるはずの再審手続において証拠開示規定が存在しないこと、そして、②再審開始決定に対して検察官の不服申立てを許すことにより、審理が極めて長期化していることの2点である。

## 2 再審における証拠開示

### (1) 通常審における証拠開示制度の新設

通常審における証拠開示については、2004年改正刑訴法で、公判前整理手続における類型証拠開示や主張関連証拠開示が新設され、更に2016年改正刑訴法で、証拠の一覧表の交付制度が新設されたように、日弁連が提言する全面証拠開示には及ばないものの、通常審では一定の制度的前進が図られている。

### (2) 再審における証拠開示の実情

他方、再審における証拠開示については、これまで何の規定も設けられておらず、再審手続における弁護人の証拠開示請求に対する裁判所の姿勢は、何の判断もしない場合から、検察官に対するリスト開示の要請、証拠開示の勧告、そして開示命令に至るまで、個々の裁判所によって千差万別だった。そのため、再審を担当する弁護人からは、全ての裁判所で一律に証拠開示が認められるよう、証拠開示の制度化が強く望まれてきた。

特に、近年では、布川事件、大崎事件、日野町事件等のように、再審の証拠開示請求で開示された証拠が再審開始決定の判断に強い影響を及ぼしていることが報告され、捜査機関が元被告人（再審請求人）に有利な証拠を隠蔽していたと疑われる事実も明らかになってきた。そのため、再審における証拠開示の制度化はますます重要な意味を持つに至っている。

さらに、2016年改正刑訴法の制定過程で、再審の証拠開示の問題点が指摘され、法制化には至らなかったが、附則9条3項で、政府は改正法公布後、必要に応じて速やかに再審における証拠開示について検討すると規定され、現在、この附則に基づいて日弁連を含む関係機関の協議が続けられている。

### (3) 日弁連の意見表明

日弁連は2014年、人権擁護委員会内に「再審における証拠開示に関する特別部会」を設置し、個々の再審事件の弁護団が精力的な活動で獲得してきた証拠開示の成果や、逆に法の不備による証拠開示の限界や課題について、調査、分析し、そこからあるべき証拠開示法制に向けた提言を行うべく検討を重ねてきた。

その成果は、2018年10月、同特別部会編『隠された証拠が冤罪を晴らす 再審における証拠開示の法制化に向けて』（現代人文社）として書籍化されたほか、2019年5月10日公表された、日弁連の再審手続における証拠開示の制度要綱案の内容を骨子とする「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」に結実している。

もっとも、今後、日弁連が求める形で証拠開示が法制化されるかについては予断を許さない状況にある。

### (4) 海外における証拠開示制度

海外では、職権主義的訴訟構造、当事者主義的訴訟構造のいずれを問わず、通常審段階、そして我が国の再審手続に相当する手続において、被告人、元被告人、又はその弁護人に、捜査機関が収集した証拠に対するアクセス権が認められている。

例えば、職権主義的訴訟構造を採用するドイツでは、まず、公訴提起の際に裁判所に送致された一件記録に編綴された全ての記録及び証拠について、原則として弁護人

に記録閲覧権が保障されている。これは被疑者・被告人の裁判を受ける権利（法的聴聞請求権）に由来するとされている。さらに、再審請求をしようとする者は、一定の要件のもとで国選弁護人を選任することができ、再審請求段階の国選弁護人は、通常審では閲覧対象にされていなかった「証跡記録」(捜査機関によって当該事件の被疑者・被告人とは無関係と判断された捜査記録)についても閲覧できることになっている。つまり、ドイツでは、再審請求審の記録閲覧の範囲は通常審のそれよりも拡大されるべきである、という考え方なのである。

また、当事者主義的訴訟構造を取る英米法圏の各国のうち、イギリスでは、司法から独立した刑事事件再審査委員会（CCRC）が誤判を調査する責務と権限を有し、公私の機関から文書入手する権限を付与されている。アメリカにもCCRCと同様の機能を持つ委員会（ノースカロライナ州の無実調査委員会など）を置く州があり、同委員会では確定判決時の被告人に開示請求権がなかった証拠群に対するアクセスも可能になっている。また、検察官による無罪方向の証拠隠しが原因で発生した死刑えん罪事件の教訓から、通常審段階で検察官に全証拠の開示を義務付ける州（テキサス州など）もある。

他方、ドイツ法そして日本法の影響を強く受けた台湾でも、再審請求目的による捜査資料の閲覧を、行政法規である公文書管理法（以下「档案法」という。）等を根拠に認める動きが出ている。

#### (5) 再審における全面的証拠開示の必要性

このように、開示された証拠がその後の開始決定で決定的な役割を果たす事件が多数存在し、現に係属している多くの再審事件で一刻も早い証拠開示が求められていることや、海外でも再審の証拠開示が認められている実情に照らせば、再審請求人に対して手続保障を図り、その活動を実効あるものにするため、再審における全面的な証拠開示の制度化は、早急に実現されなければならない課題である。

### 3 検察官による不服申立て

#### (1) 近年における検察官の不服申立ての状況

- ① 2017年から2018年にかけて、日弁連が再審支援を決定している事件のうち、松橋事件、湖東事件、大崎事件、袴田事件、恵庭殺人事件、難波ビデオ店放火殺人事件の特別抗告審が次々に最高裁に係属した（このうち、2019年7月31日現在、松橋事件では再審無罪が確定し、湖東事件では再審開始が確定している。）。これまでも、日弁連の支援事件が最高裁に複数係属したことはあるが、このうち、松橋、湖東、大崎、袴田の4事件は、いったん下級審で再審開始決定が出たものの、つまり再審請求人の主張が認められたにもかかわらず、検察官の不服申立てを経て最高裁に係属することになった事件である。特に、松橋、湖東、大崎の3事件は高裁で再審開始方向の決定が出たのに、検察官の特別抗告で最高裁に係属することになったのである。
- ② そもそも法の定める特別抗告理由は憲法違反及び判例違反に限定されており（刑訴法427条、同433条1項、同405条）、かつて検察官は再審開始決定に対し即時抗告



することはあっても、特別抗告までして争うケースは稀だった（いわゆる「死刑再審4事件」のうち、検察官が特別抗告したのは、地裁で再審請求棄却、高裁で逆転再審開始になった免田事件だけである。）。

- ③ 2019年3月28日、再審無罪が確定した松橋事件では、地裁及び高裁のいずれもが再審開始決定をしたのに対し、検察官は即時抗告、特別抗告をした。しかし、再審公判で検察官は有罪立証を行わず、即日再審無罪が確定した。また、湖東事件では、検察官は法律審であるはずの特別抗告審でも、医師の検察官面前調書や意見書の証拠調べ請求を行うなど、原決定の事実誤認の主張を繰り返した。しかし、最高裁は「本件抗告の趣意は、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない」として、検察官の主張を排斥した。
  - ④ このような経過に照らせば、果たして上記各事件で検察官が特別抗告を行ったことに合理的理由があったのか甚だ疑問である。再審開始決定がされた事件について、検察官がことごとく即時抗告、更には特別抗告を繰り返す現状は、これまでにはない極めて特異な状況と言わざるを得ない。
- (2) 審理の長期化と元被告人の高齢化
- ① また、袴田事件（第2次）について、2018年6月11日、即時抗告審の東京高裁は再審開始決定を取り消す決定をした。すでに事件から50年以上が経過し、元被告人も83歳になった。これまでの長きにわたる再審請求で開始決定が出たにもかかわらず、検察側の即時抗告によって開始決定が取り消され、更に時間をかけて特別抗告審を闘わざるを得なくなったのである。
  - ② さらに、大崎事件（第3次）について、2019年6月25日、特別抗告審となる最高裁第一小法廷は、検察官の特別抗告に理由がないとしながら、再審開始を認めた鹿児島地裁、福岡高裁宮崎支部の決定を「著しく正義に反するもの」と断じて、いずれも職権で取り消し、再審請求を棄却した。地裁、高裁が再審開始を認めたにもかかわらず、最高裁がそれらを取り消して「破棄自判」したのは前代未聞のことである。92歳になった元被告人にとって、あまりにも酷な決定と言わざるを得ない。
  - ③ 前記のとおり、そもそも再審制度は、えん罪被害者の人権を救済するための「最終手段」であり、無罪を訴える者の人権保障のためにのみ存在する制度である。これは、「二重の危険」禁止を基本的人権として保障する日本国憲法（憲法39条）のもとで不利益再審が認められないことの当然の帰結である。  
しかし、長い年月をかけて再審開始決定を得ても、それに対して更に検察官の不服申立てを許容すれば、再審開始要件の高いハードルを一度越えた元被告人に対して、更に重い防御の負担を課し、更なる審理のために長い時間を要求することになる。これでは再審の人権保障的機能は明白に侵害され、憲法適合性にも重大な疑義が生じかねない。
  - ④ 現在、日弁連が支援している事件でも、名張事件や日野町事件の元被告人は既に亡くなり、大崎事件の元被告人は92歳、袴田事件の元被告人も83歳と、いずれも相当な高齢で、もはや一刻の猶予も許されない。



(3) 海外における検察官抗告の禁止

なお、英米法諸国では、通常審で一般的に検察官の上訴を認めておらず、一方、実体的真実主義を採用するドイツでも、1964年に再審開始決定に対する検察官の即時抗告が明文で禁止されている（ドイツ刑訴法372条但書）。

(4) 検察官による不服申立てを禁止する必要性

このように、検察官による不服申立てによって審理の長期化が余儀なくされる中で、元被告人が高齢化し、あるいは再審手続中に死亡する事態が後を絶たず、元被告人の人権救済が実現されない状況が続いている。えん罪被害救済のために、これまで多数の再審事件を支援してきた日弁連として、このような状況は座視することができない。

そもそも、検察官が元被告人に対する確定判決の結果が妥当だというのであれば、手続が公開された再審公判で主張し立証すればいいのであり、再審開始決定に対する検察官の不服申立ては、法改正によって早急に禁止されなければならない。

#### 4 その他

(1) 以上のように、①再審における全面的な証拠開示の制度化と、②再審開始決定に対する検察官による不服申立て禁止の2点は、早急な法改正を要する重要かつ喫緊の課題である。

(2) もちろん、第4章で詳述したように、再審法改正の要求が、この2つの課題に限定されるわけではない。現行刑訴法が施行されてから70年の間、社会の動向に伴って、被疑者国選制度、裁判員制度、証拠開示制度、取調べの録音録画等をはじめとする諸制度が導入され、事件捜査、刑事弁護、刑事訴訟のあり方が大きく進化してきたにもかかわらず、再審制度は何らの進化もないまま現在まで取り残されてきた。

また、第3章で詳述したように、我が国の再審制度が諸外国に比べて大きく立ち後れ、諸外国の再審制度に学ぶべき点も多々存在する。

(3) そして、我が国でえん罪被害者の救済が遅々として進まない背景には、再審請求人が確定判決に合理的疑いを抱かせるに足る新証拠を提示しても、それを正当に評価せず再審請求を退けようとする裁判所の基本的姿勢が存在する。2018年6月11日の袴田事件（第2次）東京高裁決定、そして2019年6月25日の大崎事件（第3次）最高裁決定からも、近時相次いだ再審開始の流れを食い止めようとする裁判所の根強い抵抗を感じざるを得ない。このように、裁判所がいつまでも変わらず、むしろ再審開始の流れに逆行するようであれば、再審法の改正の実現に訴えるしかない。

(4) 現在、再審を取り巻く状況は一変している。近時、再審事件に関し、裁判所の判断が相次いで出されたことに伴い、複数の報道機関が社説や連載記事、特集番組などで再審法の改正と整備を訴えている状況にある。今こそ再審法改正の必要性を広く市民に訴え、再審法改正の世論を盛り上げる条件は整いつつある。再審法の改正を実現するには、今をおいてほかにない。

(5) 再審がえん罪被害者の人権を救済する「最終手段」であることに照らし、その制度保障をより確固としたものにするため、日弁連は、再審法の全面的な改正に向けて新たな一步を踏み出さなければならない。

## 第2 日弁連が今後取り組むべき課題

### 1 再審支援活動の継続

- (1) 日弁連は、1959年に徳島ラジオ商事件の特別委員会を設置してから60年間にわたり、えん罪被害者の人権を救済するために再審事件を支援し、そのうち17件を再審無罪に導いてきた。現在も14件（松橋事件含む）の支援を行っている。
- (2) 日弁連の支援は、当事者にとって大きな励みになるとともに、再審開始を目指す上で大きな原動力となっている。そして、支援の成果とも言うべき再審無罪判決は、単にえん罪被害者の人権を救済するだけでなく、その絶大な社会的影響力から、えん罪被害の実態とその背景にある法制度の問題点を広く市民に訴えることになる。
- (3) また、定期的に「全国再審弁護団会議」を開催し、再審事件弁護団が再審事件に関する報告・研究・情報交換を行うための場を設けるほか、『再審』（1977年）、『続・再審』（1986年）が出版された後の各再審事件の動向や、新たに顕在化した再審をめぐる諸問題を一覽的に取りまとめた書籍の出版等の方法で、現に再審弁護に携わっている弁護士を支援していくことも必要である。
- (4) 日弁連は、これからも、えん罪被害者の声に真摯に耳を傾け、引き続き再審支援活動を行っていく必要がある。そのためにも、再審弁護の担い手になる会員の確保や、再審弁護技術の継承が重要な課題になる。

### 2 再審法改正案の取りまとめに向けた活動

再審法の改正を実現するためには、各再審事件の動向や、海外におけるえん罪救済制度の実情等を引き続き調査した上で、我が国の実情にふさわしい再審法制の在り方を研究し、日弁連としての再審法改正案を取りまとめる必要がある。そのためにも、かつて日弁連に1992年3月まで存在した「再審法改正実行委員会」と同様の委員会組織を、再び日弁連内部に設置することも検討しなければならない。

### 3 市民の理解を得るための活動

再審法の改正を実現するためには、広く市民の理解と賛同を得る必要がある。日弁連は、各单位弁護士会の協力を得ながら、えん罪被害の実態と法制度の問題点を訴えるイベント（集会、シンポジウム等）の開催や、広報物（パンフレット、小冊子等）の作成と普及といった活動にも主体的に取り組んでいかなければならない。

### 4 立法要請活動

日弁連は、日弁連として再審法改正案を取りまとめるとともに、再審法改正案に対する市民の理解と賛同を得て、立法機関である国会に対する働きかけを特に強化するとともに、各政党、関係省庁に対する立法要請活動にも積極的に取り組み、再審法改正実現のため全力を尽くさなければならない。

## おわりに

えん罪被害者救済の最後の砦（手続）とされる再審制度が機能しているか？本シンポジウムはその実態を明らかにし、辛うじて雪冤を遂げた再審事件の当事者の貴重な体験を共有するとともに、他方数次の再審手続を経ても再審の扉を開けることができない関係者の悲痛な訴えを取り上げて我が国の再審制度が抱える問題の所在を明らかにし、本基調報告は、現在に至るここ20年余を中心にその基礎資料を提供するものである。

その上で、えん罪被害者が確実に救済されない原因が、手続を主宰する裁判官や関与する検察官にあるのか、それとも再審法制の欠陥なのか、両面にあるとすれば、裁判官や検察官の意識改革について我々がこのシンポジウムで処方箋を示すことは困難であるが、再審法改正の論点と方策は上記の再審の闘いの歴史と現状を踏まえて提案し、その実行を求めることはできる。

その際海外の進んだ再審法制とその運用は、我が国の再審法改正に重要な示唆を与えてくれるので、研究者の協力を得ながら概略を紹介することができた。

法制度の改革の方向は、理論的問題を包蔵するが、立法運動である以上、戦略、戦術を十分練っておく必要がある。

それは、分かりやすく、かつ世論と立法の衝にある人々の共感を得るテーマにしぼることである。

私たちは、本シンポジウムで、幾多の再審法改革のテーマがあるなかで、捜査機関の手中にある証拠の全面開示と再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁ずることの2点を中心に議論する。

その改革の必要性を、各再審の闘いからくみ取り、緊急性が高いと判断したからである。本基調報告は、ここでエンディングとなる予定であった。

しかし、再審の扉を大きく開いた白鳥・財田川決定に敢えて逆らうかの如く、地裁と高裁の再審開始決定を職権で取り消して、再審請求を棄却した2019年6月25日大崎事件（第3次）の最高裁第一小法廷決定に接し、あらためて再審の闘いと法改正運動を一段と強めなければならないとの決意を新たにした。

本シンポジウムがこの基調報告を生かし、その巻き返しの決起ともなることを期待する。

2019年10月3日

第62回人権擁護大会  
シンポジウム第3分科会実行委員会

## 資料編

- 付録1 最高裁昭和50年5月20日決定（白鳥決定）（出典：裁判所ホームページ）
- 付録2 最高裁昭和51年10月12日決定（財田川決定）（出典：裁判所ホームページ）
- 付録3 日弁連1991年3月「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書（平成3年改正案）」
- 付録4 日弁連2019年5月10日「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」
- 付録5 新聞報道一覧表



## 付録1 最高裁昭和50年5月20日決定（「白鳥決定」）

## 主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

（抗告趣意に対する判断）

弁護士杉之原舜一ら連名の抗告趣意第一、第三、第四について

所論は、申立人提出の所論証拠弾丸に関する証拠が、いまだ刑訴法四三五条六号所定の再審理由にあたるものではないとした原決定の判断を論難する事実誤認、単なる法令違反の主張に帰し、同法四三三条所定の適法な抗告理由にあたらない。

同抗告趣意第二について

所論は、申立人の本件再審請求が刑訴法四三五条一号、二号、四三七条所定の再審理由のある場合にあたるとして、原決定の違憲（憲法三一条、三七条違反）をいうが、記録によると、申立人の本件再審請求は、刑訴法四三五条六号所定の再審理由にあたる事実があるものとしてなされたことが明らかであるところ、再審請求受理裁判所は、再審請求の理由の有無を判断するにあたり、再審請求者の主張する事実に拘束され、原裁判所も右再審請求受理裁判所の判断の当否について審査することができるとどまるから、右の事実以外のあらたな事実を主張して原決定の判断を論難することは許されないものというべく、結局、所論は、原決定の説示に副わない事実を前提として原決定の違憲を主張するものに帰し、同法四三三条所定の適法な抗告理由にあたらない。

同抗告趣意第五について

所論のうち、違憲（憲法三一条違反）をいう点は、その実質は、すべて事実誤認、単なる法令違反の主張であり、判例違反をいう点は、所論引用の判例は事案を異にし本件に適切でなく、いずれも刑訴法四三三条所定の適法な抗告理由にあたらない。

なお、同法四三五条六号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは、確定

判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうものと解すべきであるが、右の明らかな証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則が適用されるものと解すべきである。<sup>37</sup>

この見地に立つて本件をみると、原決定の説示中には措辞妥当を欠く部分もあるが、その真意が申立人に無罪の立証責任を負担させる趣旨のものでないことは、その説示全体に照らし明らかであつて、申立人提出の所論証拠弾丸に関する証拠が前述の明らかな証拠にあたらぬものとした原決定の判断は、その結論において正当として首肯することができる。

申立人本人の抗告趣意について

所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条所定の適法な抗告理由にあたらぬ。

(原決定の結論を正当と認める理由)

なお、弁護士及び申立人の所論にかんがみ、当審が原決定の判断はその結論において正当として首肯することができるものとする理由を付言すれば、以下のとおりである。

一 所論は、要するに、申立人が本件再審請求にあたり提出し原決定において新規性があるものとされた証拠、すなわち、発射弾丸の腐食実験に関する鑑定書、所論証拠弾丸の綫痕の幅、角度、キズ等の比較対照・測定に関する鑑定書等（以下「新証拠」という。）によれば、原確定判決（以下「原判決」という。）が有罪認定

の証拠として挙示する二個の弾丸（札幌高等裁判所昭和三二年領第八八号の証二〇七号及び同二〇八号の各弾丸、以下「証拠弾丸」一という。）の腐食状況からして、その証拠弾丸が発見押収されるまで一九箇月または二七箇月もの長期間にわたり札幌市郊外 a 山中の土中に埋没していたものとは認められず、また、A課長の体内から摘出された弾丸（前回領号の証二〇六号の弾丸、以下「摘出弾丸」という。）と証拠弾丸とを比較すると、両者は、そり綾丘痕等の状況からして、同一の拳銃から発射されたものとは認められないにもかかわらず、原判決は、これに反する認定をしたのに対し、原決定は、これらの点に関し、新証拠である右鑑定書等の見解に従って判断したものであるから、結局、原決定は、証拠弾丸が捜査機関によつて偽造されたものであることを承認しながら、一方において原判決の事実認定において証拠弾丸の占める重要性を不当に過小評価し、結論として新証拠が刑法四三五条六号所定の「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」（以下「証拠の明白性」という。）にあたらなかったのは、不当であるというのである。

なるほど、原決定は、申立人提出の新証拠に基づき、証拠弾丸が「一九月ないし二七月 a の土中に埋没していた可能性は、絶無であるかどうかは別としてきわめて小さくなつたと考えられる」とし、また、証拠弾丸と摘出弾丸とが「同一の拳銃から発射されたことについては、その可能性が絶無であるかどうかは別として、少くとも大きな疑問を生じたといわなければならない」と説示している。

しかし、原決定は、右説示に引き続き、「前記二点が完全に否定されるかどうかは、しばらくこれを措くとし、かりに右二点を消極に解した場合、それが原確定判決の認定に、どのような影響を与えることとなるかとの観点から、検討を進めることとする」として、証拠弾丸の長期埋没の可能性及び三弾丸の発射拳銃の同一性の可能性をいずれも否定した場合における原判決の証拠関係を検討した結果、原判決の有罪認定はこれを覆すに足りず、申立人提出の新証拠は、いまだ証拠の明白性の

要件を具備するものではないとの結論に到達しているのであつて、このことは、原決定の説示に照らし明らかかなところである。したがつて、原決定は、所論が主張するように、証拠弾丸の証拠価値を完全に否定し、証拠弾丸が前記 a の山中に長期間埋没していたものとは認められないとか、また、証拠弾丸と摘出弾丸とが同一拳銃から発射されたものとは認められないとか、ひいては証拠弾丸が捜査機関によつて偽造されたものであるなどと断定しているものでないことが明らかであるから、原決定は証拠弾丸が偽造されたものである旨を認定したとの前提に立つて原決定を論難する所論は、その前提自体において失当というほかはない。

二 ところで、申立人は、本件再審請求の審理の過程で、証拠弾丸に関する新証拠を多数提出しており、その中でも B 教授らの弾丸の応力腐食割れに関する実験結果についての新証拠（とくに、証二九号、証三〇号）は、科学的根拠のあるものとして尊重すべきものと認められる。もつとも、合成金属の応力腐食割れ現象が環境条件によつて大きく左右されることは、一般に承認されているところであり、B 教授らのした右実験の際の環境条件と証拠弾丸が発見押収されるまでの環境条件とが全く同一であつたという保障はないのであるから（記録によると、右実験は、証拠弾丸の発見当時の埋没状態と同一の状態を実験期間中保守してなされたものであるが、証拠弾丸が発見当時と終始同一の埋没状態にあつたという保障はなく、また、証拠弾丸の発見場所は、右実験当時、既に石材採取場となつていて、現場実験を行うことができないので、右実験は証拠弾丸の発見された場所から少し上方の場所で行われたことが明らかである。）、右実験結果がそのまま直ちに本件証拠弾丸にあてはまるとするには疑問が残るとしなければならない。しかし、この点の疑問を考慮に入れても、原決定の説示するとおり、証拠弾丸の証拠価値が「原判決当時に比べ大幅に減退したと言わざるを得ない」のであるとするならば、それが原判決の証拠判断に影響を及ぼす可能性のあることは否定しがたいところである。すなわち、



原判決は、有罪認定の証拠として多数の関係証拠とともに証拠弾丸を挙示しており、一般に、総合認定における各証拠は、相互に関連するものとして裁判官の心証形成に作用するものであるから、証拠弾丸の証拠価値が原判決当時に比べ大幅に減退したことを前提とするかぎり、単に証拠弾丸の証拠価値の低下という問題にとどまらず、証拠弾丸と相互に関連する他の証拠の信憑性に影響を及ぼすことのありうるのはもとより、証拠弾丸の証拠価値の低下の反射的効果ないしこれと相互関係にあるものとして、証拠弾丸に関し第三者の作為ひいては不公正な捜査の介在に対する疑念が生じうることも否定しがたいといわなければならない（しかし、それはあくまでも疑念にとどまるものであつて、それ以上に出るものではない。）。刑訴法四三五条六号の運用は、同条一号、七号等との権衡を考へて同条全体の総合的理解の上に立つてなされるべきものであり、したがつて、もし、かりに右のような疑念があるとすれば、新証拠と他の全証拠との総合的な評価により原判決の認定に合理的な疑いを生じることになるかどうかを判断するにあつて、このことを十分に念頭に置き、とくに厳密な審査を加えることを要するものといわなければならない。そこで、右のような見地に立つて、原決定の当否を審査することとする。

三 証拠弾丸の証拠価値の変動が他の証拠の信憑性にどのような影響を及ぼし、ひいては原判決の事実認定にどのような影響を及ぼすことになるかを検討するにあつては、何よりもまず、原判決の有罪認定とその証拠関係の中で、証拠弾丸が有罪認定の証拠としてどのような位置を占め、裁判官の心証形成上どの程度の比重をもつものであるかを明らかにすることが必要である。そこで、原判決の有罪認定とその証拠関係を見ると、その骨子は次のとおりである。

（一）申立人が本件再審請求の対象とする事実は、原判決が引用する第一審判決（以下「第一審判決」という。）判示第二の（七）の事実、すなわち、原決定が要約するとおり、「昭和二七年一月申立人CがD、EらとA警備課長の殺害を共謀し、

EらをしてA課長の動静調査を行なわせ、その間Eを殺害の実行担当者を選び、ブローニング拳銃を携行させ、A課長殺害の企図実現に努めるうち、同月二一日午後七時四二分ころEにおいて、札幌市b c丁目e（原決定に「e」とあるは誤記と認める。）方前附近で、所携のブローニング拳銃を二発発射してA課長を殺害した」という事案（以下「要証事実という。）である。また、第一審判決は、右要証事実に関連する事実の一つとして、申立人が昭和二六年一〇月ごろDら共謀のうえ、Fを介してブローニング拳銃一丁及びその実包約一〇〇発を入手して保管していたとの事実（第一審判決判示第二の（二）の（2）の（イ）の事実）を認定しており、原判決及びその引用する第一審判決は、申立人らが入手し保管していた拳銃とEがA課長の殺害に使用した拳銃とは同一拳銃であるという趣旨の認定をしていることが、その説示に照らして明らかである。

（二）ところで、第一審判決は、要証事実の認定資料として多数の証拠を挙示しているが、その補足説明において、要証事実を推認するための間接事実として二七箇の事実を認定し（原判決が除外した事実を除く。）、各事実につき関係証拠を挙示している。すなわち、

（A） 証拠弾丸に直接関係する間接事実として「Gらがブローニング拳銃の射撃訓練をした場所から発見された二個の弾丸とA課長の体内より発見された弾丸は、いずれも公称口径七・六五耗ブローニング自動装填式拳銃または同型式の腔綫を有する拳銃より発射されたものと認められること、右の三弾丸の綫条痕には極めて類似する一致点が存すること」との事実を認定し、その証拠として、証拠弾丸、摘出弾丸、証拠弾丸の発見差押に関する捜索差押調書、各弾丸の綫条痕の類似性に関するH作成の鑑定書、第一審裁判所の証人Hに対する尋問調書等を挙示している。

（B） 他方、I、G、Jの第一審公判廷における各証言（以下、公判廷における証言は、便宜上「公判証言」と略称する。）を中心として、K、L、Mの各公

判証言、N、O、Pの検察官に対する各供述調書（以下、検察官に対する供述調書は、便宜上「検察官調書」と略称する。）（以上の供述者は、いずれも事件当時日本共産党関係者である。）等を証拠として、その余の間接事実を認定しているが、その中で注目すべきものを摘記すると、

（1） 当時A課長は、共産党員から弾圧者として敵視されていたこと、

（2） 申立人は、昭和二六年一二月下旬幹部教育の席上、「Aは、もう殺してもいいやつだな。」と述べていたこと、

（3） Iは同月下旬ブローニング拳銃を携行しているDに会った際、同人が「年末警戒で警察官も出ているし、何か言ったら一発ぶつ放してやるんだ。」などと言ったので、その二、三日後申立人に会ってその話をしたところ、申立人は、「全党に模範を示すんだらう。警察官の一人や二人やっただって浮かないさ。」「共産党を名乗って堂々とAを襲撃しようか。」などと言っていたこと、（4） 申立人は、同月末Gら中核自衛隊員に対し、いわゆる坐込み事件を契機とするQ市長宅、R検事宅への投石等の闘争を指示した際、A課長は警察官でもあるし、年が明けてから慎重に計画し徹底的にやる旨述べていたこと（ちなみに、右坐込み事件とは、第一審判決の認定したところによると、昭和二六年一二月二七日L労働組合所属の日傭労務者らが札幌市役所において札幌市長Qに対し「餅代よこせ」などと要求して坐り込み、これに参加した日本共産党員らが住居侵入により同市警察本部警備課長Aの指揮する警察官に検挙された事件を指し、申立人は、これを不当弾圧であるとして、右事件の責任者であるQ市長、取調べに当たった札幌地方検察庁検事R及び右A課長を目標として反撃し、いわゆる反ファツシヨ闘争を開始することを企て、中核自衛隊員らと共謀のうえ、同月二九日及び三一日Q市長、R検事の各居宅の玄関ガラス等に石、コンクリート塊等を投げつけ、これを毀棄したとされており、この事実は、暴力行為等処罰ニ関スル法律一条一項〔当時の規定〕の罪として、有罪が確

定している。第一審判決判示第二の（四）の事案参照）、

（５） 申立人は、昭和二七年一月四日Gら中核自衛隊員に対し、A課長に対する攻撃は拳銃をもってやる旨を告げ、そのため直ちにその動静を調査するよう指示し、その日からA課長の動静調査が開始されたこと、

（６） 右動静調査開始後一両日中にEがGらの調査活動に加わったこと、

（７） 同月中旬Eは路上でA課長と遭遇し、これを射殺すべく所携のブローニング拳銃の引金を引いたが発射しなかつたため、未遂に終わったこと、

（８） 申立人は、EのA課長殺害未遂の事実を知っており、後にこれをIに語っていたこと、

（９） Eも拳銃の射撃訓練を行つたことがあり、同月初旬ごろ二回にわたり、Iに対し、A課長は生かしておく必要がない旨を語っていたこと、

（１０） Eは、同月二一日のA事件に近いころ、自宅においてブローニング拳銃を所持していたこと、

（１１） Eは、同月二二日ごろJに対し、A課長の殺害犯人は自分である旨打ち明け、犯行の状況を詳細に説明していたこと、

（１２） 申立人は、Iに対し、A課長を射殺したのはEである旨を語っていたこと、

（１３） 事件の翌日の同月二二日午前、Gがfの一室を訪ねた際、申立人がいわゆる天誅ビラの手稿を書いていたこと、

（１４） 申立人は、右ビラを印刷させこれを札幌市内に頒布させたが、右ビラには、「見よ天誅遂に下る！」「自由の凶敵！A市警課長の醜い末路こそ全フアシスト官憲共の落ちゆく運命である」との見出しのもとに、「人も知る悪名高いフアシストの親分！A市警課長が殺されたことは、彼がながいあいだ権力をかさにきて悪行のかぎりをつくしてきたことからみてあまりにも当然のことである。、（中



略）Aはこのような市民弾圧の総指揮官であり（中略）も早彼をこの世にのさばらせておく限りわが市民は一かけらの自由も許されないほどの大ファシストであつたのだ。（中略）ファシスト共の運命は、Aの死によつて一層あきらかになつた。（中略）一九五二年一月二十二日日本共産党「委員会」等の文言が記載されていること（申立人がいわゆる天誅ビラ一万数千枚を印刷させて頒布した事実は、団体等規正令二条七号、三条、一三条一号、破壊活動防止法附則三項によつて有罪とされ判決が確定している。第一審判決判示第二の（八）の事実参照）、

（15） 事件後日本共産党h地方委員会のCが白鳥事件は党と無関係である旨の新聞談話を発表した。これに関し申立人は「由のやつ裏切りやがつたな。」と憤慨していたこと、

（16） 同年二月初めごろ、右h地方委員会では、白鳥事件が農民的ゴロツキ的でありプチブルのあせりであると結論し、申立人に自己批判を求めていたこと、

（17） h地方委員会の見解に従い、j委員会の白鳥事件に対する態度ないし方針に逐次変化がみられたこと、

（18） 同年八月下旬ごろ、地方委員会の幹部教育が行われ、軍事方針の偏向について論議した際、議長のSは、「白鳥事件は吹田事件などに比べ比較にならない程偏向している。」と述べ、j委員会全体が自己批判すべきであると語っていたこと、

（19） 事件後、白鳥事件関係者の中には、やがて所在不明となつた者も多かつたが、これには申立人をはじめ党関係者が関与したものと推認されること、などの事実である。そして、第一審判決は、白鳥事件発生当時その現場に通り返つた犯行目撃者T、U、Vの各検察官調書、犯行現場の実況見分調書、凶器・死因に関する各鑑定書等により認められる犯行状況、犯人の人相、特徴、犯行現場の状況等は、Jが事件直後Eから説明を受けたとする犯行状況（前記（11）の事実）

とほぼ一致する旨認定しており、また、申立人が白鳥事件関係者の逃亡に関与した事実の認定資料として、I、Wの各公判証言等のほか、当時札幌委員会の連絡係として連絡任務に従事中逮捕された右Wが逮捕の際領置されたレポー通（前同領号の証二〇一号、「報告6／23せんばんサ」と題するものであつて、右レポには、拘禁中の申立人が面接に来た菱信吉特別弁護人を通じて指示した連絡事項として、「とくにモグらせた人間（当時札委関係）は絶対に活動させぬ様出来れば外国えやつて貰ひたいことを支店へ伝えて貰ひたいと伝言あつた」旨の記載がある。）を挙示している。

(C) また、第一審判決は、申立人らが拳銃を入手して保管していた事実に関し、その証拠として、右拳銃の入手仲介者であるF、当時前後してブローニング拳銃を現認したとするX、M、K、J、Iらの各公判証言、検察官調書等のほか、昭和二七年一月上旬札幌市郊外a山中でブローニング拳銃を用いて射撃訓練をしたとするGの公判証言及び同所から後日発見領置されたとする本件証拠弾丸二個を挙示している。そして、第一審判決は、右拳銃現認者らの供述する拳銃の大きさ、形状、種類、包み布等がほぼ一致していること、申立人らの拳銃入手に関し資金面の制約があつた事情、拳銃の保管期間、同一種類の拳銃を複数入手することの困難な事情等の事実に基づき、申立人らが当時入手保管していたブローニング拳銃は、終始同一拳銃であり、この拳銃とEが昭和二七年一月中旬A課長と路上で遭遇した際、所持していたブローニング拳銃（前記（B）（7）の事実）、及びEがA課長を殺害する直前、自宅で所持していたブローニング拳銃（前記（B）（10）の事実）とは、それぞれ同一拳銃であることを認定し、この認定を前提として、証拠弾丸と摘出弾丸との綫条痕の類似性を加味し、結局、第一審判決は、申立人らが入手して保管していた拳銃（以下「保管拳銃」と略称する。）とEがA課長の殺害に使用した拳銃（以下「凶器拳銃」と略称する。）とは、同一拳銃であるという趣旨の認定をして

いることが、その判文に照らして明らかである。

四 右に検討した原判決及びその引用する第一審判決の基礎となつた証拠関係から明らかなどおり、原判決は、証拠弾丸及びこれに関連するその他の証拠により前記三（二）（A）の間接事実を認定するとともに、他方、証拠弾丸を除くその余の証拠、殊にI、G、Jを中心とする当時の日本共産党関係者らの公判証言等により前記三（二）（B）の（1）ないし（19）の事実を含む合計二六個の間接事実を認定しているが、このうち前者は要証事実との関係においては直接の関連性に乏しく、せいぜい保管拳銃と凶器拳銃との同一性を推断するための一つの間接事実にすぎないのに反し、後者の二六個の間接事実、いずれも多義的に解釈される余地のあるものではなく、相互に密接に関連しながら一義的に要証事実と結びつくものであり、決して証明力が弱いかまたは充分でない状況証拠を漫然と量的に積み重ねたにすぎないものではないのである。このように、まず、原判決の基礎となつた証拠関係に占める証拠弾丸の位置という見地から全般的に考察するかぎり、原判決の認定は証拠弾丸に依拠しているものではなく、かりに原決定の説示するとおり、証拠弾丸の証拠価値が原判決当時に比べ大幅に減退しそのために前記三（二）（A）の間接事実の認定に動揺を来たすとしても、これによつて直ちに原判決のその余の間接事実の認定、ひいては要証事実の認定に合理的な疑いが生じる関係にあるものではないことは明らかである。そこで、このことを前提としながら、さらに個々の部分に立ち入つて検討することにする。

#### （1） 他の証拠の信憑性への影響について

もとより、新証拠を他の全証拠から切り離し、新証拠のみに基づいて原判決の有罪認定が動揺するかどうかを判断すべきでないことは、既に説示したとおりであるが、同時にまた、証拠弾丸の証拠価値の変動による他の証拠の信憑性への影響を厳密に審査しなくてはならない。

(イ) G証言への影響について

既に明らかにした原判決の証拠関係からすれば、原決定の説示するとおり、証拠弾丸の腐食状況から、証拠弾丸が「一九月ないし二七月 a の土中に埋没していた可能性は、きわめて小さくなった」とすると、何よりもまず、証拠弾丸の発見された場所で拳銃の射撃訓練をしたというGの公判証言の信憑性、ひいては原判決の要証事実認定の上で重要な証拠とされている同人の証言全般の信憑性が、問題となりうるであろう。しかし、Gは、拳銃の射撃訓練に関し、同時に手りゆう弾の爆発実験をも行った旨の証言をしており、これを裏付ける物的証拠（前回領号の証一号、領置にかかる不発の手りゆう弾）がある等、原決定の詳しく説示する理由により、同人の公判証言全般について、証拠弾丸の証拠価値の変動を充分考慮に入れても、なおその証言の信憑性を否定しがたいとした原決定の判断は、正当として是認することができる。

(ロ) その他の証言等への影響について

次に、原決定の判断に従い、証拠弾丸の証拠価値に大幅な変動があつたことを前提として、証拠弾丸と直接関連する証拠ではないが要証事実についての原判決の認定の上で重要な証拠とされたI、Jの各公判証言の信憑性を慎重に検討しても、その信憑性を否定しがたいとした原決定の判断は、正当として是認することができるのであり、その余の関係証拠についても、確定記録に基づいて慎重な検討を加えたが、なんらその信憑性を疑うべき資料は発見することができなかつたのである。

(2) 拳銃の同一性に関する認定への影響について

原判決は、保管拳銃と凶器拳銃とが同一の拳銃であり、Gらは保管拳銃を用いて射撃訓練をしたとの前提に立つものであり、また、証拠弾丸と摘出弾丸とが原判決の右拳銃の同一性認定に関する物的証拠として唯一のものであつて、右認定が要証事実についての原判決の認定の重要な基礎とされていることは、原判文に照らして



明らかである。したがって、原決定の説示するとおり、証拠弾丸と摘出弾丸との綫丘痕等の状況から、三弾丸が「同一の拳銃から発射されたことについては、少なくとも大きな疑問が生じたといわなければならない」とすると、原判決の右拳銃の同一性に関する認定ひいては要証事実についての原判決の認定の当否が問題となりうるであろう。

しかし、既に明らかにした原判決の証拠関係からすれば、原判決は証拠弾丸と摘出弾丸とを証拠として直接に両者の発射拳銃の同一性を認定しているわけではなく、証拠弾丸、摘出弾丸その他の証拠から右事実を認定しているのである。すなわち、摘出弾丸とGらが拳銃の射撃訓練をした現場から後日発見されたという証拠弾丸との綫条痕に類似性があるとの事実（前記三（二）（A）参照）は、保管拳銃と凶器拳銃との同一性を認めるべき一つの間接事実にすぎないのであり、原判決は、この間接事実のほか、前記三（二）（C）において説明したとおり、証拠弾丸及び摘出弾丸以外の証拠によつて認定した間接事実に基づき右拳銃の同一性を認定しているのであつて、証拠弾丸と摘出弾丸とり綫条痕の類似性のみに基づいて右拳銃の同一性を認定しているものではないから、証拠弾丸と摘出弾丸との綫丘痕等の状況から三弾丸が同一の拳銃から発射されたことについて大きな疑問を生じたとしても、そのことから直ちに原判決の右拳銃の同一性に関する認定、ひいては要証事実についての認定が動揺するものとは認めがたいのである。

なお、所論の証拠弾丸に関する新証拠は、たかだか本件の証拠弾丸が前記射撃訓練当時のものでないことを指示するにすぎず、「射撃訓練当時のものであつて、しかも摘出弾丸を発射した拳銃とは異なる拳銃によつて発射されたものである」という趣旨のものではないのであるから、右拳銃の同一性を否定する積極的な意義をもつものではないのである。

### （3） 原判決の基礎となつた証拠の特殊性

原判決の事実認定の重要な基礎となつた I、G、J らの各公判証言は、いわゆる転向者の証言であるとはいえ、いずれも公判廷におけるきびしい反対尋問に耐えたものであつて、捜査官側の作成した供述調書がそのまま有罪認定の証拠とされているものではない。これらの公判証言の信憑性が否定しがたいことは、既に説示したとおりであつて、これらの証言が虚偽のものとされないかぎり、要証事実についての原判決の認定は、容易に動揺するものではないのである。もし申立人らにおいてこれらの証言が虚偽であると信じていたのであれば、つとにしかるべき法的手段をとつていたはずである。

#### (4) 原判決を支持しうる積極的証拠

原判決の認定する要証事実の骨子は、E が A 課長射殺の実行犯人であり、申立人が右殺害につき E と共謀関係にあつたというものであつて、E が右殺害の実行犯人であるとの原判決の認定は、右殺害現場に通り合わせた目撃者の供述、事件発生の直後に E から犯行状況の説明を受けたとする J の公判証言、原判決が認定する E の事件発生前の言動に照らし、証拠弾丸の証拠価値の変動にかかわらず、覆しがたいものといわなければならない。しかも、E が事件発生の直後に逃亡し現在に至るまで行方不明となつていることは、本件記録上明らかであるところ、原判決の挙示する証拠によれば、申立人が当時 E の逃亡に関与したものと推認しうることは、原判決の判示するとおりである。そして、原判決が要証事実を推断するために認定した多数の間接事実によつて明らかにされた事件発生前後における申立人の言動、日本共産党北海道地方委員会が申立人を含む同党札幌委員会全体に自己批判を迫つた事情等に照らせば、当時同党札幌委員会の委員長の地位にあつた申立人と当時申立人の下で活動していた E とが、A 課長の殺害につき、共謀関係にあつたとする原判決の認定は、証拠弾丸の証拠価値の変動にかかわらず、覆しがたいものといわざるをえないのである。

以上（1）ないし（4）にわたって試みた分析的な検討は、既述の全般的考察とあいまって、原判決の正当であることを基礎づけるものである。

五 要するに、所論の証拠弾丸に関する新証拠は、原判決の認定について合理的な疑いをいだかせるに足りないというべく、右新証拠が刑訴法四三五条六号所定の証拠の明白性の要件を具備しないとされた原決定の判断は、その結論において正当として是認することができる。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五〇年五月二〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	藤	林	益	三
裁判官	下	田	武	三
裁判官	岸		盛	一
裁判官	団	藤	重	光

## 付録2 最高裁昭和51年10月12日決定（「財田川決定」）

### 主 文

原決定及び原原決定を取り消す。

本件を高松地方裁判所に差し戻す。

### 理 由

申立人本人の抗告の趣意は、事実誤認の主張であり、弁護士小早川輝雄、同佐藤進、同佐野孝次、同赤松和彦の抗告の趣意は、違憲（憲法三二条、三一条違反）をいうが、その実質は、事実誤認、単なる法令違反の主張を出ないものであり、弁護士矢野伊吉の抗告の趣意は、違憲（憲法三七条違反）をいうが、その実質は、事実誤認、単なる法令違反の主張に帰し、以上はすべて刑訴法四三三条の抗告適法の理由にあたらぬ。

しかしながら、所論にかんがみ職権をもつて調査すると、後に詳述する理由によつて、原決定及び原原決定は、同法四一一一条一号により取消しを免れない。

#### 第一 本件再審請求の経過

一 本件再審請求の対象である確定判決が認定した罪となるべき事実の要旨は、「被告人（犯行当時一九才）は、借金の支払と小遣錢に窮し、a村の一人暮らしのブローカーAが日頃多額の現金をもつていると考え、これを場合によつては強奪しようとして企て、昭和二五年二月二八日午前二時過ぎころ、国防色ズボン（証二〇号）等を身につけ、刺身包丁を携え同人方に到り、同家炊事場入口の錠である俗にゴツトリといわれるものを刃物様のもので突いてあけて侵入、就寝中の同人の枕許あたりを物色したが、胴巻が見当らなかつたため、いつそ同人を殺害して金員を奪おうとつさに決意し、同人の頭、腰、顔を多数回切りつけ突くなどし、同人の腹に巻いてあつた胴巻の中から現金一万三千円位を強奪したあと、なおも止めを刺すべく、心臓部に一回包丁を突き刺し、包丁を全部抜かずにさらに同じ部位を突き刺して（後記のいわゆる二度突き）、同人を殺害した」というのである。



二 本件申立人（以下、単に申立人という。）は、第一審の公判において捜査段階での自白を全面的に翻して犯行を否認したが、第一審判決（昭和二七年二月二〇日言渡し）は、右の事実を認定したうえ、関係法条を適用して申立人を死刑に処した。

右の認定に供された証拠としては、申立人の昭和二五年八月二一日付の検察官に対する第四回供述調書（以下、単に第四回検面調書という。）のほか、被害者の血液型O型と同型の血痕の付着した国防色ズボン（証二〇号）を含め合計二六点の証拠物、鑑定書、検証調書、被害者の妻、捜査官の各証言等が挙示されている。

三 第二審判決（昭和三一年六月八日言渡し）は、第一審判決の事実認定を是認し、申立人の控訴を棄却した。その理由の骨子は次のとおりである。すなわち、

（一） 被害者の創傷のうち、とくに頭、胸、口角部、右手指等の切創は、申立人が犯行当時の模様、凶器の用法について第四回検面調書中で供述したことに符合し、申立人のその旨の自白を裏付けていること

（二） 申立人が本件当夜着用していたと自白する国防色ズボン（証二〇号）右脚表部に、O型のしかも飛沫血痕のようにみえる人血痕が付着し、鑑定書によるとこれが被害者の血液型O型と一致すること

（三） 司法警察員作成の検証調書によると、犯人の出入口と思われる炊事場入口の板戸の錠になっているゴツトリを刃物様のもので開けて侵入した痕跡が認められるが、これが第四回検面調書中の申立人の侵入口についての自白と一致することを挙げ、以上三点が有力な資料とされるべきであるとしたほか

（四） 第四回検面調書の自白の真実性に疑いはないこと

（五） 凶器の刺身包丁は申立人が犯行後帰宅の途中投げ棄てたという b c 付近の川の中から発見されていないが、検証の結果によると、包丁は流失埋没の可能性がある、また本件後五か月を経過して捜索がおこなわれたため、これが発見されな

くても、そのことの故に凶器を右のbに投げ棄てたとの自白に真実性がないとは認められないこと

(六) 申立人が主張する本件当夜のアリバイは成立しないこと

(七) 申立人に対し取調官が違法不当な取調べをしたとは認められないことなどの四点を挙示している。

四 上告審判決（昭和三二年一月二二日言渡し）は、一、二審における申立人の主張を反復した上告趣意に対し、事実誤認、訴訟法違反の主張を出ないものであつて上告適法の理由にあたらぬ、第二審の控訴趣意に対する説示は正当であると認められる、として上告を棄却し、第一審判決が確定するに至つたものである。

#### 五 第一次再審請求

(一) 昭和三二年三月三〇日申立人から再審請求がされた。申立人の主張は刑訴法四三五条一号、二号所定の再審事由があるというのであるが、その主張自体右の再審事由にあたらぬものであるところ、その理由の要旨は、

(A) 申立人が当時はいていた靴と犯行現場の遺留足跡痕とが一致しているというのに、その靴が警察官に押収されたにもかかわらず証拠として公判廷に提出されていないのは両者が一致していないことを示しているということ

(B) 当時申立人が着用していたズボンは、国防色の軍人用のものであるが、それを友人に貸したことがあり、そのズボンが証拠物として押収されているとしても、それに付着している血痕はその友人の血かもしれないし、当時警察官をしていた申立人の兄Bが国防色ズボンをはいていたことがあつたが、Cという人の鉄道自殺を警察官の兄が処理した際、Cの血がズボンに付着したものとも思われるし、また被害者の血液はON型であるから、国防色ズボン（証二〇号）の付着血痕がO型と判明しているだけでは、右ズボンの血液が被害者の血液であると断定することはできないということ

(C) 犯行現場のリュックサック、バンド、マフラー等の遺留物件に関する捜査が不十分であり、かつ、ほかに真犯人がいると聞いているし、友人のDらが真犯人かもしれない、また凶器の入手経路を調べてもらいたいということ

(D) Aが殺害された日の後である昭和二五年四月一日に申立人が犯した農業協同組合での強盗傷人罪の容疑で申立人が警察署へ車で押送される途中、本件の賍金の費消残金八千円を申立人が車の中から捨てたと警察官はいうのであるが、両手錠をかけられ監視つきであつた申立人にそのようなことのできるはずはなく、右は警察官の虚偽の供述であるということなどである。

(二) 右の再審請求に対して、第一審は、以上の主張は刑訴法四三五条一号、二号、六号所定の再審事由にあたらぬとして申立人の請求を棄却した（昭和三三年三月二〇日付決定）。

なお、第一審は右の棄却決定と同時に即時抗告申立の期間を延長して七日間とし、棄却決定に対して不服申立をすることができることを教示した書面を別途送付したにもかかわらず、申立人は即時抗告の申立をしなかつた。

#### 六 第二次再審請求（本件）

(一) 本件再審請求は、前記第一次再審請求棄却決定がされてから、ほぼ一年余を経過した昭和四四年四月、それよりさきに申立人が裁判所にあて自己の無実の罪であることをうったえた書信の真意が再審請求の申立であるとして扱われ、第二次再審請求に対する手続が開始されることとなつた。

(二) その請求の理由としては、前記五の（一）の（A）ないし（D）に掲げられた理由のほか主要なものとして次のような点を挙げている。すなわち、

(A) (1) 真犯人はDであるということ

(2) 本件は強盗殺人事件ではなく単純な殺人事件であつて申立人の犯行ではないということ

(3) 捜査段階の自白は、取調官の拷問に堪えかねてされた虚偽の自白であつて任意性がないということ

(B) (1) 申立人作成名義の手記五通は捜査官が偽造したものであるということ

(2) 国防色ズボン(証二〇号)は警察に領置されていた間に申立人の弟が普段はいていたズボンとすりかえられたものであるということ

(C) 第四回検面調書は、検察官が勝手に作成した内容虚偽のものであるということ

(D) (1) 刺身包丁が、申立人が棄てたと自白した場所(b c付近)から発見されていないのは、自白が虚偽であることの証拠であるということ

(2) いわゆる二度突きについての自白は取調官の誘導によるものであるということ

(3) 犯行当夜の申立人にアリバイがあるということ

(4) 公判に提出されない捜査段階の記録が紛失しているが、これは単に事務上の過誤では片づけられないということなどである。

(三) 原原審の判断(昭和四七年九月三〇日付決定)

原原審は、前記申立人の主張が刑訴法所定の再審事由各号のいずれをいうものであるかにつき釈明を求めることなく、審理の過程で、新たな証拠として前記手記の筆跡鑑定を命じ、鑑定人E作成の鑑定書を取り調べたほか、第一審公判手続で取り調べた幾多の証人を喚問するなど、公判手続の証拠調にも比肩する詳細な事実調べをおこなった結果、本件再審請求は、刑訴法に定めるいずれの再審事由にもあたらないとしてこれを棄却した。

(A) その理由の骨子は次のとおりである。すなわち、

(1) Dを真犯人と認める証拠はない。



（2） 手記五通は、その筆跡は申立人の筆跡と認めることは困難であるとのE作成の鑑定書によつても、偽造とは認められない。

（3） 国防色ズボン（証二〇号）が捜査官により故意にすりかえられた形跡はなく、同ズボンに付着した血痕は鉄道自殺をしたCあるいは前記農業協同組合での強盗傷人罪の被害者Fの血液ではない。

（4） 凶器の刺身包丁が発見されないことから直ちに申立人の自白の真実性を否定することにはならないとした確定判決の判断に異論はない。

（5） 真犯人でなければわからないはずのいわゆる二度突き（胸部を一回突き刺し、包丁を全部抜かないでさらに突き込んだため、創傷の外部所見は一個であるのに内景でV字型に分かれていること）の事実については、申立人が自白をした当時（昭和二五年七月二九日付、同年八月五日付の司法警察員に対する各供述調書）は捜査官はまだ鑑定書（同年八月二五日作成日付）を見ておらず、二度突きのことは知らなかつたのであるから、捜査官による自白の誘導はありえないとの捜査官の証言を覆すに足りる新しい証拠はない。

（6） 第四回検面調書が検察官の偽造したものと認める証拠はない。

（7） 申立人のアリバイは認められない。

（8） 公判不提出記録を紛失した事実は認められるが、これは事務処理上の過誤としては異例ではあるが、捜査官が故意に廃棄又は隠匿したとは認めることはできない、というのである。

（B） しかしながら、原原決定は、確定判決の事実認定には個々の点につき解明できない疑点が数々あるとしている。その要点は次のとおりである。すなわち、

（1） 捜査官の供述によると、現場に遺留されていた血痕足跡は申立人が当時はいていたとして発見された黒皮短靴とは寸法が違つていたというが、そうであるならば、捜査官は申立人が犯行時にはいていたという黒皮短靴についてなお追求し

又は捜査を遂げるべきであつた。また、これを押収し、公判廷に提出して犯行現場に残された血痕足跡が犯行当時申立人がはいていたという黒皮短靴と寸法が合うか否かを明白にすべきであつたのにこれをしなかつたことは不可解である。

(2) 第四回検面調書の申立人の自白の真実性には疑問がある。同調書には、取り調べ中の申立人に国防色ズボン(証二〇号)等の証拠物を示しこれに対する供述をさせた旨の記載があるが、これは誤りではないかとの疑問がある。その点につき検察官は、当時鑑定のため鑑定人に交付し自己の手許に存在しなかつた証拠物の一部を鑑定中の岡山大学から便宜借用して警察官に持ち帰らせ、これを申立人に示したものであると主張するが、その明確な証拠はない。同ズボンに当時検察官の手許にあつた証拠物との通し番号がつけられているのも疑問である。

(3) 国防色ズボン(証二〇号)から検出された血痕はごく微量であること、国防色上衣に血痕反応が認められないことからみると、犯行時これを着用していなかつたのではないかとの疑問がある。右ズボンに微量にしか付着していない〇型血液が申立人と犯行とを結びつける決定的証拠であるとするのは疑問である。

(4) 凶器の刺身包丁が申立人の自白どおり a 村の青年学校で盗まれたものかどうかの裏付けが明白でない。

(5) いわゆる二度突きについては、捜査官はその旨の記載のある鑑定書が到達するまでは知りえなかつたというのであるが、本件の翌日解剖された結果を、取調べ主任の G 警部補が知らなかつたと弁解するのは不可解であり、本件担当の警察署長がその事実を同警部補に知らせなかつたというのもいいすぎであり裁判所を誤らせるものである。

(6) 被害者の腹部に巻かれてあつたという胴巻には血痕が付着していない。犯行現場の状況からすれば、これに血痕が付着すると推認できるのに、付着していない理由について深い検討がなされた形跡はない。犯行直後に行われた警察官の検

証の結果によれば、胴巻は室内の着物かけにかけてあつたことが明らかであるから、犯人において被害者が腹部に巻いていた胴巻を外して着物かけに移動させたということには大きな疑問がある。また、申立人の自白によれば、手についた血を布様のものでぬぐつたあと胴巻をつかんだということであるが、胴巻から取り出した奪取金の札にも血がついていたものがあるというのであるから、胴巻と財布に血痕がついていないということは、胴巻が被害者の腹部に巻かれてはおらず、犯人はこれらには手を触れていないのではないかとの疑問も否定できない。

(7) 申立人が自白するところによれば、申立人は警察官の監視のもとで連行途中の自動車のなかから両手錠のまま賍金の残額八千円を車外に捨てたということであるが、警察官に気づかれないように車外に投棄することができたか甚だ疑問であり、しかも申立人には当時この金員が残っていたのに、別件の農業協同組合での強盗傷人の罪を犯したことも不合理である。

(8) 申立人の自白は、本件捜査の過程、自白内容の変遷、裏付証拠の不足からしてその任意性、真実性には問題があり、これと関連して第四回検面調書の任意性、真実性にも疑問なしとしない、というのである。

なお、原原決定は、本件の公判に提出されなかつた捜査記録の一部の紛失が、前記の疑点について真相を把握することができない結果を生じさせる一因ともなっていると述べている。

#### (四) 原審の判断（昭和四九年一二月五日付決定）

原審は、原原審が本件につき再審開始の事由は認められないとする判断は妥当であるとして原原決定を是認した。その理由の骨子は次のとおりである。すなわち、

(A) 原審は、まず本件再審請求の理由として申立人が主張する趣旨は、確定判決に証拠として挙示されている第四回検面調書は、申立人の任意の供述に基づいたものではなく検察官が職権を濫用し勝手に作成した内容虚偽の公文書であるとい

うのであるから刑訴法四三五条一号、七号に、同じく国防色ズボン（証二〇号）は捜査官がすりかえたものであるというのであるから同条一号に、それぞれあたると解されるどころ、前者は検察官が職務に関し虚偽公文書作成の罪を犯したこと、後者は警察官が証憑偽造罪を犯したことをいうに帰着するが、いずれもその罪は公訴時効の期間が満了し犯人に対する有罪の確定判決をうることができないので同法四三七条による確定判決に代わる事実証明をして再審を請求するものであると解し、この点のみが再審理由として直接判断されるべきものであるとしている。

（B）　　そうして、第四回検面調書は犯罪により作成された虚偽公文書であるとはとうてい認められず、右国防色ズボン（証二〇号）を捜査官がすりかえた事実も証明されたとはいえないとし前記の手記五通偽造の点を含めその余の申立人の主張は前示の二点を判断するための間接的事実にすぎないものと考え、とくに手記五通が偽造されたものでないことについては原原審の判断に異論をさしはさむ余地はない旨判示している。

## 第二 当裁判所の判断

本件記録を精査し、職権により原決定及び原原決定の当否を審査すると、当裁判所は、原決定には、本件再審請求の理由として、刑訴法四三五条六号に該当する事由があると解すべきであるのにこれを看過し、かつ原原審が申立人の請求を棄却しながらも、本件確定判決の事実認定における証拠判断につき、前記のような数々の疑問を提起し上級審の批判的解明を求めるといふ異例の措置に出ているにもかかわらず、たやすく原原決定を是認した審理不尽の違法があり、原原決定にも、審理不尽の違法があると考えらるものである。

その理由は以下のとおりである。（なお、矢野弁護士は、正規の抗告趣意書を提出したほか、累次にわたり印刷物、著書等により、世間に対して申立人の無実を訴え、当裁判所にもそれらのものが送付されたが、弁護士がその担当する裁判所に係



属中の事件について、自己の期待する内容の裁判を得ようとして、世論をあおるような行為に出ることは、職業倫理として慎しむべきであり、現に弁護士会がその趣旨の倫理規程を定めている国もあるくらいである。本件における矢野弁護人の前記文書の論述の中には、確実な根拠なくしていたずらに裁判に対する誤解と不信の念を世人に抱かせる虞のあるものがある。もつとも論述中に裁判所の判断と部分的には合致する点もある〔なお、その論述中若干のものは、既に原原決定が指摘しているところである。〕が、論述全体を通じてみるならば、当裁判所の判断過程及び結論とはおよそかけはなれたものであることは、以下の説示と対比すれば明らかであろう。）

一（一） まず、確定判決に証拠として挙示されている昭和二五年八月二一日付の第四回検面調書が虚偽のものであつて、検察官の同調書作成の行為は虚偽公文書作成の罪を構成するものではないかという点について判断する。問題は、第一に同調書が時間的に作成不能のものであつたのではないかという点、第二に、同調書に同日検察官が国防色ズボン（証二〇号）その他胴巻等の証拠物を申立人に示して取り調べた旨の記載があるのは虚偽の内容を記載して作成したものではないかという点にある。まず、第一の点についてみるのに公判記録によると、同調書は三三枚四四項に及ぶものであるところ、原決定の挙示する証拠に照らすと、同調書の作成日付である八月二一日の午後一、二時頃から同日午後五、六時頃までの間に作成されたことが窺い知られる。そしてその作成の経過をみるのに、高口義輝の証言によると、検察官は、同日以前に申立人を数回取り調べた結果をメモにとつており、同日の取調べに際してはこれに基づいて申立人が自供した事実を申立人の面前で口授し、立会事務官が調書を録取したものであり、同調書は何回にもわたる取調べの内容を集約して作成されたものであることが認められる。したがつて、前記のように半日位の間と同調書を作成することは不可能ではなかつた旨の原決定の判断は肯認しう

るところである。

次に、第二の点についてみるのに、同調書には国防色ズボン（証二〇号）その他の証拠物を申立人に示して弁解を聴いた旨の記載があるところ、当日右の証拠物の所在関係を明確にする資料に欠けるため、当日の香川県H警部補派出所における取調べの際、検察官の手許に右証拠物が存在したかどうかは必ずしも明らかではない。検察官は、勾留期間満了日（同月二三日）が切迫したので、取調べの必要上、鑑定のため岡山大学に送付してあった国防色ズボン（証二〇号）その他革財布、胴巻等の証拠物を、使いを派して同大学から取り寄せたと主張し、この主張にそうかのようなI作成、J 巡査部長作成の各報告書、G警部補作成の回答書等が存在するが、その内容は単なる推測の域を出ておらず、かえってK作成の鑑定書の記載によると、右証拠物が八月一日に同大学へ送付されたことは確実であるが、前記H警部補派出所における検察官の取調べの際取り寄せられたということについては同大学職員Lの証言によっても真偽不明であり、他方、領置票謄本によると、同月二三日に右国防色ズボン（証二〇号）その他の証拠物は検察庁で受入れ命令が出され、同月二九日に岡山大学から返還されて受入れられた旨の記載もあるところである。原決定は、検察官主張のように一時取り寄せたという事実が必ずしもありえないことではない旨判示するが、それは、単なる可能性をいうもので、同月二一日の取調べの際の前記証拠物の所在が確実につきとめられたとすることはできず、解明しえない疑問として残らざるをえない。ただ、右のような取調べの態度が批判に値し、ひいては調書の内容についての信用性に疑念が持たれることがありうるとしても、同調書全体が虚偽公文書作成の罪の行為により作成されたものとまで極論することは正当ではなく、刑訴法四三七条にいう確定判決に代わる事実証明があつたものということができないことは原決定の判示するとおりである。（ちなみに、申立人も白紙に拇印を押した記憶はなく、検察官が申立人と話し合ったことを書いたものを見ながら、

事務官に口授して書かせたものであることを認めているのであり、前記証言の作成経過とも符合しているのである〔再審記録四二五丁、四三四丁〕。）

（二） 次に、手記五通は申立人が自ら作成したものではなく、警察官がこれを偽造したものでないのかどうかについて審案するのに、捜査官が手記五通を偽造したものとは認められないとした原決定の判断は一応首肯しえないではない。すなわち、該手記には申立人の署名の下や誤記の訂正に押捺されている合計四三個の指印が存在する。これらは「事実調査の結果の回答について」と題する書面中のM作成の鑑定書によると、すべて申立人の右手拇指の指紋と一致し、かつ、申立人はこの指紋は自分の右手拇指のものに間違いなく、申立人が押したものであることを自認したこともあるのである。そして、申立人を当時取り調べた警察官三名（N巡査部長、G警部補、O警部）は、いずれも、該手記は申立人が自ら作成したものであり、申立人以外の者に申立人の字に似せて書かせて申立人に署名指印させたことはない旨、証言している。また、香川県警鑑識課技術吏員P作成の「Qにかかる再審請求事件に関する筆跡についての検討結果について」と題する書面によると、手記の文字、署名は申立人の筆跡と同筆であるとしている。しかも一、二審の公判審理の過程においても、また上告審においても、手記は偽造である旨の主張がされていないのである。したがって後述のE鑑定書をもってしても捜査官の偽造により作成されたものと証明されたとはいえないとする原判断の結論は、その限りでは一応首肯せざるをえないのである。

（三） 更に、被害者の血液型と同型の血痕が付着する国防色ズボン（証二〇号）は、警察官が他のズボンとすりかえたものであるかどうかについて検討するのに、該事実については、確定判決に代わる事実証明があつたとはいえないとした原決定の判断は是認しうるところである。とくに原決定の挙示する証拠によると、申立人が犯したとして判決のされた前述の農協強盗傷人事件の証語抛物として押収された

国防色ズボン（領置調書の記載では「国防色上衣下衣」とあるうちの下衣）は、同事件の判決が確定した同年六月三〇日以降の日に警察官が裁判所から持ち帰つてこれを申立人に還付し、同人から同年八月一日に任意提出されG警部補によつて領置（名称は国防色下服、証四六号）されたものであるが、同日香川県警鑑識課吏員が岡山大学のK教授に鑑定のため交付したことは確実な事実である。したがつて、申立人が主張するように、右国防色ズボン（証二〇号）は、申立人がはいていたものではなく、申立人の弟がはいていたもので、前記農協強盗傷人事件の捜査中警察官が申立人の宅に来て弟Rから脱がせて持ち帰つたズボンであつて、すりかえられたものだとすると、その時期は八月一日ないし当日右K教授に交付される以前の時点でなければならぬ筋合であるが、しかし、その頃は申立人は取調べに対して本件の強盗殺人当時ははいていたズボンは、海軍の黒サージズボン、海軍用ズボン、紺色毛織ズボンであつたと供述していたのであつて、本件と国防色ズボン（証二〇号）との関連は捜査線上に浮かび出てはいなかつたのであるから、捜査官が前記農協強盗傷人事件の際に押収したものに代えて国防色ズボン（証二〇号）にすりかえることを画策するはずはなかつたものといわざるをえず、所論のように捜査官がすりかえをおこなつた事実はどうてい認められないのである。もつとも、前記G警部補作成の領置調書によると、前記のような経過で八月一日に右ズボンが領置されているが、申立人の同月二日付の右Gに対する供述調書によると、当日、すなわち、同月二日にこれが領置されたとの記載がある。そして原決定は同調書の日付は八月一日の誤記であるというのであるが、しかし、誤記として片づけてしまつてよいかは問題である。なお、前述のように右ズボンと同じ経過をたどつた他の証拠物には、前記領置調書に「裁判所提出」と記載されているが、右ズボンについては同調書上その旨の記載がなく、単に「署保管鑑識中」とあるのみであり、また、前述のような品目の名称変更及び証拠番号の改訂にともなう「改訂証何号」の記載も欠落していると



ころ、検察事務官作成の報告書によると、それは受理手続の際書き落したというのであるが、しかし、何故前記のような扱いになつているかは合理的説明に苦しむところである。また、確定判決の公判審理における検察官の冒頭陳述中の「右犯行が被告人の所為である点については当時における被告人の着衣により立証する」という部分では、証一八号（国防色上衣）、同一九号（軍隊用袴下）、同二一号（国防色綾織軍服上衣）と述べられているだけで、証一九号と続き番号の、申立人が犯人とされている強盗殺人事件のいわば唯一ともいふべき重要な物的証拠である、国防色ズボン（証二〇号）が右の冒頭陳述から欠落していることも、不可解である。ちなみに再審請求の第一審審理における証人としての検察官の供述によれば、その理由は判らないというのである。

ところで再審請求の第一審の審理において、申立人の弟Rは「農協強盗傷人事件で申立人が逮捕されたのち、警察官が宅に来て自分がかいていたズボンを脱がせて持ち帰ったがそれが証二〇号のズボンと同じものである」と証言している。しかし右の証言は、申立人の兄Bの再審請求事件の証人として現物を示されたうえでの供述と対比するとき、にわかに信を措くことができないのであつて、国防色ズボン（証二〇号）は、申立人が八月一日に前示のような経過で任意提出したズボンではなく弟Rから脱がせて持ち帰ったズボンとすりかえたものであるとの事実については、確定判決に代わる事実証明がされたとはいえないものとした原決定の判断は、首肯することができるのである。

二 ところで確定判決の有罪認定とその対応証拠の関係につき検討を加えると、以下のような諸点を指摘することができる。

（一）申立人の自白によると、申立人は所携の刺身庖丁で被害者を滅多突きしたのち、被害者が腹部に巻いていた鹿革財布入り白木綿胴巻の中に手を入れ現金を奪い取つたというのである。しかしながら、K鑑定書によると、胴巻には血痕は付着

しておらず、財布には検査をおこなえないほどの微量の人血が付着していたにとどまるという。ところがS作成の鑑定書によると、被害者が着用していたシャツの裾部、パンツ等にも被害者の血痕は付着していたのであり、また、申立人の自白によると、申立人の手にも血が付いたとのことであり、更に、奪い取った札のうち三、四枚にも血が付いたというのである。もつとも、検証調書、現場写真によると、被害者が着用していた白ネルの腰巻様のもので犯人が血を拭きとつた痕跡が残っており、それは申立人の自白するところによると、手や庖丁についた血を布様のものでぬぐつたというのであるが、もし胴巻が被害者の腹部に巻かれてあつたのが真実であるとすると、前記の状況からして胴巻に血がついていないのはきわめて不自然である。しかも検証調書によると、胴巻は在中金八九円余を残したまま犯行現場の着物かけの釣柄にかけてあつた被害者のズボンの下にかけてあつたということであり、そのことを考え合わせると、胴巻は被害者の腹部には巻かれてはいなかつたか又は犯人が胴巻に手を触れなかつたのではないか、ひいては金員は奪い取られていないのではないかの諸点について疑いを持たざるをえないのである。しかるに、原原審がこの点につき疑問を提起したのに、原審はこれを解明していない。

(二) 申立人の自白によると、当初は倒れている被害者の腹部に巻かれていた胴巻から金員を奪い取った後胴巻をその場に投げておいたと供述していた(昭和二五年七月二六日付、同月二九日付、同年八月五日付の各司法警察員に対する供述調書、同月四日付の検察官に対する供述調書)が、後になつて胴巻をその場に捨てずに犯行現場の四畳間の着物かけにかけたというのである(第四回検面調書)。検証調書、現場写真によると、犯行現場は被害者方の細長い奥四畳間であるが、同間東南側には東枕に寝具が敷き延べられ、南側の八畳間に接する鴨居の東南隅(枕のほぼ上方)には着物かけがあり、胴巻はその着物かけにかけられていた仕事着(ズボン)の下にかけてあり、東側の板の間に接する境にある襖のところの枕許付近に電

燈がつるされているところ、被害者は同間西南側箆笥の前に南西に頭を向け仰向けに倒れていたものであるが、血液は左肩左胸部下方の畳上に多量に流出し約二尺平方は血の海となつているほか、寝具下布団南側、上布団の一枚、毛布等にはいずれも血痕が多量に付着し、枕許の座布団にも飛沫血痕が多量に付着しているうえ、就寝中の頭部の東側及び南側の各襖にも飛沫状血痕が付着し、枕許から西側に向つて畳の上に敷かれてあつた敷紙上一面に擦過状の血痕が付着しているという状況である。しかし、検証調書、現場写真によると、右四畳間に残されていた犯人の血痕足跡は、死体の左胸部横に右足先端を西向きに一個、被害者の開かれた両足の中間に一個、更に犯人が犯行後立ち去つた東側裏口の炊事場の出入口方向に向け二個合計四個印象されているにすぎないことがきわめて明らかである。もし右の自白が真実であるとすると、細長く狭い右の部屋に前記のように多量の血液が流出、飛散し、被害者の死体の左側付近は右検証調書がいう血の海である状況からして、右の血痕足跡のほかに同間の東南側隅の着物かけ付近の畳や敷いてあつた蒲団の上にも申立人の自白する行動に符合する血痕足跡が印象されていなければならないはずである。しかも申立人は被害者の寝ていた枕許付近にあつた電球のところで胴巻の中を調べ、その結び目をほどいて鹿革財布を取り出したというのであるから、この行動にも合致する血痕足跡が残されていなければならないのに、その痕跡がないことは甚だ不可解というほかはない。そして申立人の自白する右の行動が前記の血の海に足を踏み込む以前にされたものであつたとしても、同部屋における前記のような血痕付着の状況からみてこれに相応するような血痕足跡が印象されるはずである。

また、いわゆる二度突きの時点が、胴巻から財布を取り出し金員を奪い胴巻を着物かけにかけた後だとしても、二度突きのときには被害者の胸部からは血が出なかつたというのであるから、二度突きの前後とは関係なく前説示のような血痕足跡が印象されるべきはずのものであつたと思われる。しかるに全記録に徴しても、この

点の吟味がされた形跡は全くない。

(三) 次に申立人の自白によると、申立人が本件発生後一月余りを経過した同年四月一日夕刻農協強盗傷人事件の嫌疑で自宅で逮捕されたのであるが、警察に連行されるにあたって着替えをした際、背広の内ポケットに置いてあった強奪金の費消残金百円札約八〇枚を、オーバーの襟の内側の小さいポケットに丸めて入れて、ホロつきの自動車で護送される途中、手錠をかけられたまま、気付かれぬように a 村 d 付近でホロと車体の間から投げ棄てたというのである。しかしながら、その頃通用していた百円札八〇枚余を丸めて右のポケットに入れることができたかについては前記の札束の容量からみて強い疑いをもたざるをえない。のみならず、その時同乗していた警護員は七、八名であったということであり、それらの人達の目を盗んで手錠をかけられた状態で、暗夜で悪路のため車の動揺が多かった状況であったとしても、右の札束をポケットから取り出して車外に投げ棄てることができたかについても疑いをもたれるのである。現に捜査官自らも右の自白に相応する申立人の行動があったことについては半信半疑であったというのである（再審請求の第一審審理における○警部の証言）。しかも本件の贓金一万三千元については、記録によつても明確な費消の裏付けがされておらず、犯行の動機として申立人が自白する借金のあったこと及びそのきびしい督促をうけていた事実も証拠によつて十分に明らかにされていない。そのため奪取金員のいくらかは費消されないまま申立人が保有していたと供述せざるをえなかつたのではないかとすら疑われるのである。のみならず、真に申立人が右の八千元を保有していたならば、農協強盗傷人事件を犯す動機も薄弱とならざるをえない。しかるに、全記録に徴しても、これらの点について究明された形跡がない。

以上の疑点がすべて解明されない限り、被害者の胴巻から一万三千元を奪取したとして強盗殺人の罪に問われている申立人の自白の信用性について疑いを抱かざる



をえない。

（四） 本件において留意すべきその他の諸点

（A） 全記録によると、申立人が犯行時にははいていたと自白した黒皮短靴は、警察に領置されたのであるが、その押収関係が明らかでなく、何故それが検察庁へ送付されず、公判廷に証拠物として提出されなかつたかも不明である。申立人の自白によれば、前示農協強盗傷人事件の際にも使用した黒皮短靴を本件でもはいていたというのである。ところで、控訴審の公判手続におけるG警部補の証言によれば、靴は三、四回家宅捜索をしたが発見できなかつたとのことであり、他方、申立人は、右農協強盗傷人事件のときは裁判所で靴を見せられた、ほかに靴は持っていない旨述べているので、申立人は本件犯行時にもその靴をはいていたとみることも、あながち理由のないことではないのである。この靴は、農協強盗傷人事件の発生後申立人の父と兄が田の藁ぐろの下付近に埋めて隠匿していたものであつたところ、その後家人の供述によりそのことが判明して警察官に押収され、鑑識課に回付されたが、靴の底からは血液は検出されず、寸法は血痕足跡に合うと推定されたのであるが、右の靴に関する関係捜査官の当時の判断は一致するところがなく、右の隠匿のため靴の形がくずれ腐蝕膨脹していたために鑑定不能であつたと供述する者もあれば、一方靴と現場の血痕足跡とはほぼ符合したが公判が順調に進行していたので証拠物として提出せず警察で保管していたが腐蝕していて、証拠にならないと思ひ検察庁に送付しなかつたと供述する者もあり、また、靴と血痕足跡とは若干寸法を異にしていたので申立人の自白は虚偽であり証拠にはしなかつたと供述する者もいたのである。しかし、現場に遺留された明確な血痕足跡と右の靴とが一致すれば、自白の信用性を高めるのみならず有力な有罪の決め手の一つにもなりえたものであつたのであるから、いかに腐蝕していたとはいえ、証拠物として提出するのが当然ではなかつたかと思われる。前記のように、鑑識課員の推定では寸法が血痕足跡と一致す

るといふのであるから、なおさらのことである。また、もし両者が不一致ならば、さらに申立人を取り調べる際その点を確認して然るべきであつたろうと思われる。なお、申立人の自白によると、靴の前が半皮張りで鋸が打つてあつたということであり、I作成の鑑定書及び事実調査結果についてと題する書面によれば鋸のことは記憶があいまいであるが、靴の前部に半張り革があつたように記憶するといふのであるから、黒皮短靴について慎重な取扱いをすべきであつたと考えられる。

(B) 次に、検証調書によると、被害者方軒下に氏名の書いてあるリュックサックが遺留されており、捜査官はこの者を取調べたというが、記録上は調書も存在しておらず、どの程度の取り調べがおこなわれたか明らかでない。

(C) 検証調書によると、被害者方母屋西南隅前に残されたズック靴の足跡があることが記載されているが、捜査官はこれを犯人の足跡と判断した形跡があり、また信用性が薄いとして採用されなかつたもののようであるが、犯行現場に残された血痕足跡はズック製の靴であるとの意見が提出されたこともあるのであるから、前記黒皮短靴とともに念のためこの点をも解明すべきであつたと思われるが、それがされていない。

(D) 国防色ズボン(証二〇号)は本件において犯行と申立人とを結びつける最も重要な唯一の証拠であるのに、その押収手続がずさんであつたため前述のような紛議の種となつたのである。証拠物は反対尋問にさらされることもなく、その物自体が犯罪事実の一部を表現するものであるから、前記の靴と同様に、事件との関連性を明確ならしめるよう押収手続にも慎重な配慮がされなければならないのである。

(E) 本件において、いわゆる二度突きの自白は、申立人の犯行を認定するにつき重大な意義を持つものである。すなわち、被害者の胸部の刺切創は外部所見では一個しかないのに、内景においては深さ五センチと八センチの二個の刺創が存在

する。それは、凶器とされている刺身庖丁を一度突き刺したうえ、刃を全部抜かないまま、同じ箇所を更に一度突いたことによつて生じたものようである。このことは八月二七日に捜査官に交付されたT作成の鑑定書によつて明確にされたものであるところ、申立人がそのことを警察官に自白したのは、右鑑定書が捜査官に到着する以前の七月二九日及び八月二日、同月五日の取調べの時期であつたのである（各同日付G調書）。右のような真犯人ならでは知りえない秘密性をもつ事実を右鑑定書到着前に申立人が自白したのであれば、その供述は信用性の高いものとして、たとえ凶器が発見されなくても申立人の有罪を認める有力な証拠として評価されて然るべきである。そこでこの点につき検討を加えるのに、G警部補の証言によれば、U警部補が当初主として捜査にあたっていたが、同人は色々なことを秘密にして自分に話してくれなかつた、自分は口が軽い方だから大事なことは洩らしてくれなかつた、とのことであり、また署長V警視の証言によれば、被害者の心臓を二度突きしていることは死体解剖に立ち会っていたので知っていた、G警部補は立ち会っていない、同人には先入感を与えるので話していない、というのである。ところで、死体解剖がおこなわれたのは逸早く犯行の翌日である三月一日であるが、それにはV、U、Wの三名の警察官が立ち会っており、鑑識課技術吏員Iが鑑定人の口授するのを傍らで筆記していたことが認められる。したがつて右の解剖の際に、二度突きの自白を調書に録取したG警部補が立ち会っていなかつたことは事実であるが、一方、同人とともに申立人の取調べに従事していたN巡査部長の証言によると、鑑定した医師が庖丁による刺創が内景でV字型になつているのは納得できないと申したことを外の者から聞いて、それだつたら二度突いたのでそうなつたのだろうと私等は思った、というのである。右の事情からすると、捜査係官らのうち重要な役割をになつていたG警部補ひとりが二度突きのことを知らなかつたということは甚だ訝しいことと言わざるをえず、二度突きの事実が犯人しか知りえない秘密性をもつ

事実であつたことをたやすく肯定することはできないのである。そして、本件にあつては、他に自白の真実性の吟味に堪えうる秘密性をもつ具体的な事実についての申立人の供述は存しない。

以上が確定判決の有罪認定及びその証拠関係とくに自白の内容である事実についての不審をいだかせる諸点であつて、これらはいずれも解明されないままに有罪判決が確定したのである。また、奪取した金員の費消関係、八千円投棄の事実、黒皮短靴の点等の自白の内容についても解明し尽せないものがあつたことを捜査官が自認していたことは注目に値する。

三 ところで、本件再審請求事件における新証拠とみられるものは、原原審が職権により鑑定を命じて取り調べた鑑定人E作成の鑑定書があるのみである。それによると、手記の筆跡と申立人の対照筆跡とは、運筆書法と文字形状に相違するものがあるので、同一人の筆跡と認めることは困難である、としながらも、申立人が自己の署名であることを否認する鑑定資料（21）（24）（25）（26）の申立人作成の各略図面中の筆跡は、手記の筆跡と同一人のものと認められるというのである。

ところが、原決定は、前記のように、手記がはたして偽造されたものであるかどうかは、刑訴法四三五条一号七号所定の再審事由の有無を判断するについての間接事実にすぎないとの見地から、新証拠は、右一号・七号所定の再審事由の存在を証明するに足りる確定判決に代わる資料となりうるかの観点から考察し、結局、右新証拠によつては確定判決に代わる証明があつたとすることはできないとの判断を示している。もし右の観点からするならば、原原審で取り調べられてある前記P作成の「筆跡についての検討結果についてと題する書面」によると、手記五通を含め全資料には、故意に他人の筆跡を模した偽筆、あるいは作意的に自己の個癖を隠蔽しようとする作意筆の特徴は全くみあたらず、手記の署名は、弁護人選任届、保釈願、



意見書、供述調書、弁解録取書、略図面、上告申立書の各署名と符合するという  
ことであり、それはE鑑定と相対立するものであるが、右P意見は、正式の鑑定手続  
によつたものではないのであるから、少なくとも更に再鑑定の手段をとり、同法四  
三七条の確定判決に代わる証明が得られるか否かを検討すべきであつたと考える。  
のみならず、本件再審請求の理由は、その形式も不備であり、その内容また必ずし  
も明確とはいえないが、その趣旨を汲みとるならば同法四三五条六号所定の事由の  
主張もなされているものと解するのが相当である。

ところで、同号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは、確定判決にお  
ける事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のあ  
る証拠をいうものと解すべきであり、右の明らかな証拠であるかどうかは、もし当  
の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたし  
てその確定判決においてされたような事実認定に到達したであろうかどうかという  
観点から、当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきであり、この判  
断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的疑いを  
生ぜしめれば足りるという意味において「疑わしいときは被告人の利益に」という  
刑事裁判における鉄則が適用されるものである（当裁判所昭和五〇年五月二〇日第  
一小法廷決定・刑集二九卷五号一七七頁）。そして、この原則を具体的に適用する  
にあたっては、確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得る  
ことを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑  
いが合理的な理由に基づくものであることを必要とし、かつ、これをもつて足りる  
と解すべきであるから、犯罪の証明が十分でないことが明らかになつた場合にも右  
の原則があてはまるのである。そのことは、単なる思考上の推理による可能性にと  
どまることをもつて足れりとするものでもなく、また、再審請求をうけた裁判所が、  
特段の事情もないのに、みだりに判決裁判所の心証形成に介入することを是とする

ものでもないことは勿論である。

四 以上の見地に立つて本件の原決定及び原原決定の当否を検討した結果は、次のとおりである。

まず、本件有罪判決の証拠としては、第四回検面調書に録取されている申立人の捜査段階における自白と証拠物として国防色ズボン（証二〇号）の存在が重い比重を占めている。そして申立人の手記五通は、右の自白の任意性、信用性を担保する意味合いをもつものである。ところが、右自白の内容には数々の疑点があることは、さきに指摘したとおりである。ことに当裁判所が指摘したように、犯行現場に残された血痕足跡が自白の内容と合致しないこと、その他の前記指摘の疑点を合わせ考えるときは、被害者の血液型と同じ血液型の血痕の付着した右国防色ズボン（証二〇号）を重視するとしても、確定判決が挙示する証拠だけでは申立人を強盗殺人罪の犯人と断定することは早計に失するといわざるをえないのである。もつとも、申立人にとって不利と思われる証拠もないわけではない。例えば、申立人が嫌疑をうけて逮捕される前後の言動、すなわち、前記農協強盗傷人事件の共犯者であるDが逮捕され右犯行を自白すれば自己の本件犯罪が発覚するおそれがあるとの配慮から同人に固く口止めしたこと（Dの公判証言、同人の司法警察員に対する供述調書）、日頃遊び仲間の友人に対し、犯罪を犯した翌日仕事を休むと怪しまれるから正常どおり仕事に出るがよい、奪った金員を一度に費消すると嫌疑をうけるから少しずつ使うようにし、また他から借金するがよいなどと話していたこと（Dの公判証言、同人の司法警察員に対する供述調書）、拘禁中恰も自己が本件犯罪の犯人である旨を自認した言辞を吐いたり、自白の中に虚偽のことを交ぜてあるから大丈夫だなどと申したりしたこと（X、Y、Z、A aの各公判証言）、国防色ズボン（証二〇号）に付着したO型血痕は鉄道自殺をしたCという者の血が付着したものと主張したこともあるが、Cの血液型はO型ではないことが判明したこと、前記農協強盗傷人の

犯行の際の被害者Fの血液型はO型であるが、その犯行の状況は被害者の血痕が当時申立人が着用していたという国防色ズボン（証二〇号）に付着する状況ではなかったこと（Fの検察事務官に対する供述調書謄本）、申立人が主張する犯行当夜のアリバイが認められないこと等である。さらに、申立人が、前記のように、第一次再審請求を棄却された際、裁判所から棄却決定と同時に即時抗告申立の期間を延長して七日間とし、棄却決定に対して不服申立をすることができる旨の詳細な書面の送付を受けたにもかかわらず、即時抗告の申立をしなかったことも不可解といわざるをえない。しかしこれらの被告人にとって不利とみられる事実を積み重ねても、第四回検面調書の自白の内容の疑点が解消されるものではないのである。

右のように、申立人の自白の内容に前記のようないくつかの重大な、しかも、たやすく強盗殺人の事実を認定するにつき妨げとなるような疑点があるとすれば、新証拠であるE鑑定を既存の全証拠と総合的に評価するときは、確定判決の証拠判断の当否に影響を及ぼすことは明らかであり、したがって原審及び原原審が少なくともE鑑定の証明力の正確性につき、あるいは手記の筆跡の同一性について、更にその道の専門家の鑑定を求めるとか、又は鑑定の条件を変えて再鑑定をE鑑定人に求めるとかして審理を尽すならば、再審請求の事由の存在を認めることとなり、確定判決の事実認定を動揺させる蓋然性もありえたものと思われる。そうだとすると、原決定は、申立人の請求が、刑訴法四三五条六号所定の事由をも主張するものであることに思いをいたさず、かつ、原原審が申立人の請求を棄却しながらも、本件確定判決の事実認定における証拠判断につき、前記のような数々の疑問を提起し上級審の批判的解明を求めるといふ異例の措置に出ているにもかかわらず、たやすく原原決定を是認したことは審理不尽の違法があるというほかに、それが原決定に影響を及ぼすことは明らかであり、かつ、原決定及び原原決定を取り消さなければ著しく正義に反するものと認める。

よつて、刑訴法四一一条一号、四三四条、四二六条二項により、原決定及び原原決定を取り消し、本件を高松地方裁判所に差し戻すのを相当と認める。なお、差し戻しをうけた原原審が、手記の筆跡について更に鑑定の手続をとるか、第四回検面調書における申立人の自白について当裁判所が指摘した不合理、疑点が解明されないとして、鑑定の手続をとるまでもなく自白内容を検討し、能う限りの限度で事実調べをすることで結論を下すかは、その裁量に属するものである。

よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五一年一〇月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	盛	一	
裁判官	下	田	武	三
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	団	藤	重	光



付録3 刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書

付録3

平成三年三月

刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書

日 本 弁 護 士 連 合 会

## 序

刑事再審は、人権尊重の理念に基づいて、誤判により有罪の確定判決を受けた者を救済することを目的とする制度であり、この再審の理念に鑑み、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は、現行再審制度の運用改善、法規改正の必要性等を指摘し、昭和三七年には刑事再審に関する刑事訴訟法の一部改正要綱を発表し、さらに検討を重ねて昭和五二年一月二二日、刑事再審に関する刑事訴訟法（第四編再審）ならびに刑事訴訟規則中一部改正についての日弁連案（昭和五二年案）を策定公表するとともにその実現のために努力してきた。その後、免田、財田川、松山のいわゆる死刑再審三事件の再審手続の進行に伴って、その身柄問題などが新たに法改正によって解決すべき課題として提起される等の状況のもとで、日弁連は、昭和六〇年四月一九日右改正案につき、その一部を修正することとし、これを修正案（昭和六〇年修正案）としてまとめた。

一方、日弁連の右昭和五二年案に呼応して、同五四年には日本社会党が、つづいて日本共産党が、それぞれ刑事再審に関する刑事訴訟法および刑事訴訟規則の一部改正案を公表、発議するにいたったのであるが、これら一連の再審法制の改正提案とその必要性等を裏づける再審諸事件についての手続の進行、再審開始・棄却等の決定・判決が続出する状況のもとで、右一連の改正案に対する法務・検察当局を代表すると思われる批判的見解が公表された。

また、刑事訴訟法施行法第三条の二についてはかねてその不備が指摘されていたところ、平成二年一〇月一七日の山本老事件に関する最高裁決定を機会にこの問題が再燃するに至った。

日弁連は、それらについて、受け容れるべきものは受け容れ、さらにその後の刑事確定訴訟記録法の施行に伴って解決をみた部分を削除する等、大巾な修正を加え、このたび改めて意見書を作成した。

日弁連は、ここに刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書（平成三年修正案）として公表し、関係各位にその実現方を要請する次第である。

### 意見の趣旨

後記理由により、刑事訴訟法、刑事訴訟規則および刑事訴訟法施行法の一部を次の修正案にすべき改正すべきである。

#### 第一、刑事訴訟法の一部を改正する法律（案）

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

一、第百八十八条の七を次のように改める。

第百八十八条の七 再審の無罪の判決が確定したときは、国は当該事件につき再審の請求をした者に対し、その再審の請求についての裁判に要した費用の補償をする。ただし、再審の請求をした者の責めに帰すべき事由によって生じた費用については、補償をしないことができる。

② 第百八十八条の三の規定は前項の補償について準用する。この場合において、同条第一項中「被告人であった者」とあるのは「再審の請求をした者」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により補償される費用の範囲については、再審事由に該当する証拠また

は証明資料を裁判所に提出するために要した費用を含むものとするほか、前条の規定を準用する。ただし、前条中「公判準備及び公判期日に」とあるのは「再審請求に関する意見の陳述及び事実の取調に」と読み替えるものとする。

二、第四百八十八条の七を第四百八十八条の八と改め、同条中の「被告人であった者」の次に「又は再審の請求をした者」を加える。

三、第四百三十五条第六号中「明らかな証拠」を「事実の誤認があると疑うに足りる証拠」に改める。

四、第四百三十七条但書中「但し、」のあとに、「公訴の提起がなされた場合において、」を加える。

五、第四百三十八条の次に次の一条を加える。

第四百三十八条の二 第一編第二章の規定は、再審の請求及び審判についてこれを準用する。

② 前項において準用するこの法律の規定中「被告人」とあるのは、「請求人又は被告人」と、第二十条第七号中「前審の裁判」とあるのは、「当該再審の請求に係る事件の裁判」と、同号但書中「受託裁判官」とあるのは「最高裁判所の大法官の裁判官又は受託裁判官」と読み替えるものとする。

六、第四百四十条中「第二項」を「第三項」とし、「前項」を「前二項」に改め、第二項及

び第四項として次の各項を加える。

② 再審の請求をした者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により弁護人を附しなければならない。ただし、再審の請求が明らかに理由がないと認められるときはこの限りではない。

④ 第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条及び第三百八十七条の規定は、第一項及び第二項により選任される弁護人にこれを準用する。

七、第四百四十二条但書中「刑の執行」の次に「及び拘置」を加え、第二項として次の項を加える。

② 裁判所は、請求により又は職権で再審の請求についての裁判が確定するまで決定で刑の執行及び拘置を停止することができる。

八、第四百四十三条第一項を次のように改める。

再審の請求は、再審の請求についての裁判があるまで、これを取り下げることができる。

九、第四百四十五条を次のように改める。

第四百四十五条 再審の請求を受けた裁判所は、まず、再審の請求をした者及び弁護人に対して再審の請求の理由について陳述する機会を与えなければならない。

② 裁判所は、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により、又は職権で事実の取調をすることができる。



- ③ 再審の請求をした者及び弁護人並びに検察官は、事実の取調に立会い、証人の尋問の場合には、その証人を尋問することができる。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者も、同様とする。
- ④ 裁判所は、事実の取調に際し、検察官に対し、新たな証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を与えなければならない。
- ⑤ 裁判所は、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。
- ⑥ 再審の請求をした者及び弁護人並びに検察官は、事実の取調が終わった後、意見を陳述することができる。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者も、同様とする。
- ⑦ 第一項及び前項の陳述並びに裁判所内で行う事実の取調は、公開の法廷で行う。

二、第四百四十八条第二項を次のように改める。

- ② 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行及び拘置を停止しなければならない。ただし、再審開始の決定が確定判決の罪となるべき事実の一部についてのみなされたときは、死刑以外の刑の執行及び拘置は停止しないことができる。

一、第四百五十条中「第四百四十八条第一項」を削り、同条に次の四項を加える。

- ② 前項の即時抗告の提起期間は、十四日とする。
- ③ 第一項の即時抗告について、抗告申立人は、抗告趣意書を即時抗告の提起後三十日以内に差し出さなければならない。原裁判所は、右期間を延長することができる。
- ④ 第一項の即時抗告については、第四百二十三条第二項の「申立書」とあるのを「抗告趣意書」と読み替えるものとする。
- ⑤ 前三項の規定は、第四百二十八条第二項の異議の申立及び第四百三十三条の特別抗告の場合に準用する。

## 第二、刑事訴訟規則の一部を改正する規則（案）

刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

一、第二百八十六条を次のように改める。

第二百八十六条 削除

二、第二百八十六条の次に次の一条を加える。

第二百八十六条の二 再審請求についての決定を告知する場合には、告知の期日の三十日前に請求人及び弁護人に通知しなければならない。

第三、刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律（案）

刑事訴訟法施行法（昭和二三年法律第二四九号）の一部を次のように改正する。

一、第三条の二を次のように改める。

同条中の「第四百十八條（判決の確定）」の次に「第四百二十八條二項（異議の申立）」を加える。

第四、改正理由

一、改正の必要性と緊急性

(一) 戦後、日本国憲法のもとで刑事訴訟制度は全面的に改革されたが、再審法制（刑事訴訟法第四編）については不利益再審を廃止したにとどまった。

しかし、刑事再審における不利益再審の廃止が直接憲法第三十九条の要請に基づくものである結果、そのことのもつ意義は必然的に再審制度の理念の重大な転換を意味するものであった。右理念の転換に伴い、これに沿って再審の理由および手続的諸規定が全面的に改正されるべきであったにもかかわらず、再審の審理構造、再審の理由、手続上の諸規定、検察官および請求人（有罪の言渡を受けた者）の地位等については旧刑事訴訟法をそのまま踏襲することによって終わった。

(二) 戦後の裁判においても、無実を訴える刑確定者は跡を絶たず、再審を請求しても再審法

制は、旧態依然として刑確定者である請求人に対する手続上の保障に著しく欠けるばかりか、その解釈運用面においても再審制度の理念の転換に添うものではなかった結果、その請求が容れられることは稀れで、再審は刑確定者たる請求人にとって「開かずの門」といわれてきた。

日弁連は、人権擁護の使命に鑑み、発足後早くから刑確定者の無実の訴えを積極的にうけとめ、今日まで少なからぬ数の再審請求事件にかかわってきている。その多くの事案について、人権擁護委員会内に特別委員会・事件委員会を設置し、関係委員による綿密な調査研究をなし、その結果、再審請求に十分な理由があり、原判決が誤っているとすることがほとんどであったにもかかわらず、日弁連が関与したケースで再審開始にいたった例は、最高裁白鳥決定がでるまでは、吉田石松事件を除けば存しなかった。

再審法制が本来の救済機能を運塞せしめられている実情に鑑み、日弁連はその総会あるいは人権擁護大会の機会に、いく度か再審法制の運用改善を裁判所等の当局に要望する決議を重ねてきたが、顕著な効果はみられず、他方において再審法制の改正の実現により、その打開の道を求めてきた。昭和三七年、幾多の再審請求の事例とその経験並びに研究を基礎とし、当時、吉田石松事件の再審開始という劇的な成功による世論の盛り上りを背景に、日弁連は、再審法制に関する改正要綱を発表し、その実現方につとめたが、実るにいたらなかった。

昭和四七年には人権擁護委員会内に再審問題研究会を発足させ、翌四八年には西ドイツから同国における再審問題の権威・元チュービンゲン大学教授カール・ペーター・ス氏を招聘、各地で講演会を開催し、刑事法の研究者との交流を深めて、再審法制に関する研究をすすめてきた。

四 しかるところ、昭和五〇年二月にいたり、当時の堂野日弁連会長より、昭和三七年日弁連改正要綱を再検討の上、改正意見を速やかに答申されたいと諮問され、それに基づいて同年四月人権擁護委員会と司法制度調査会との合同による再審法改正合同小委員会が発足、同小委員会は鋭意右の趣旨にそつ改正案の検討立案に努力してきた。

五 昭和五〇年五月二〇日、いわゆる白鳥事件再審請求特別抗告につき最高裁判所第一小法廷はその決定中で法第四百三十五条第六号に関し、注目すべき判断を示した。

曰く、「無罪を言渡すべき明らかな証拠……であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠を総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則が適用されるものと解すべきである。」

それまでは「疑わしいときは被告人の利益に」の原則が適用されるのは裁判確定までであり、再審においてはいわば「疑わしいときは確定判決の利益に」と解されるべきものとされてきた。そこで何よりも重んじられたのは法的安定性や裁判の権威であつて、無実の叫びに象徴される請求人の人権は眼中になく、再審の開始は例外中の例外でしかなかった。

「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の原則が再審には適用されないとするなかでは、法第四百三十五条第六号の「無罪を言渡すべき明らかな証拠」とは、「確定判決につき、再審請求人にかかる証拠のみによつても再審裁判所をして右有罪の認定を覆えして無罪の認定をなすべき理由明白なりと首肯せしめるに足る証拠」（東京高裁昭和三二年三月一二日決定高裁刑裁特報四卷六号一二三頁）とされていた。

このような再審判例の動向を前記白鳥事件最高裁決定における判旨と対比すれば、法第四百三十五条第六号の解釈に関し、同判旨は画期的な判断を示したものであるということが出来る。

我々は右判旨に接し、その判旨が正しく現実の再審事件に適用され、これが具体的事件に定着されるべきものであると考え、以後その動向を注目してきたのであるが、昭和五一年一月一四日の滝事件（東京地方裁判所）、同年四月三〇日の免田事件（熊本地方裁判所八代支部）の各決定はいずれも請求を棄却するきわめて遺憾なものであつた。他方、同年

七月一三日の弘前事件（仙台高等裁判所）、同年九月一八日の加藤事件（広島高等裁判所）、同年一〇月三〇日の米谷事件（仙台高等裁判所）の各決定はいずれも再審を開始するものであり、前記白鳥決定の趣旨に添ったものであった。また最高裁判所第一小法廷は同年一〇月一二日死刑再審事件である財田川事件の特別抗告について、白鳥決定の判旨を再確認した上、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則の再審における適用基準を示して、高松地方裁判所に差戻す旨決定した。

(六) その後昭和五四年、財田川、免田、松山の各死刑再審事件につき、再審開始決定があったが、検察官はいずれもこれに不服申立をした。さらに徳島事件につき昭和五五年に、梅田事件につき昭和五七年に、島田事件につき昭和六一年いずれも再審開始決定があったが、これに対しても検察官は不服申立をした。しかし、検察官のこれらの不服申立はいずれも棄却され、免田事件は昭和五八年に、財田川事件、松山事件は昭和五九年に、徳島事件は昭和六〇年に、梅田事件は昭和六一年に、島田事件は平成元年にそれぞれ再審公判を経て無罪判決となり、各無罪判決はそれぞれ確定するに至った。日弁連が取り扱った事件に限っても昭和五四年以降平成元年までの間に死刑再審四件が無罪になり、他に徳島、梅田の各事件が無罪判決を得るに至った。

これらの事件を通じて、検察官の不服申立を禁ずる必要性が改めて痛感されたことに加えて、再審中の死刑確定者の身柄問題が新たに解決を要する問題として出現した。

(七) また、現行刑事訴訟法施行前に公訴の提起があつた事件（旧法事件）の再審請求については、旧刑事訴訟法および刑訴応急措置法（「日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急措置に関する法律」）のみが適用され、現行刑事訴訟法四二八条二項は準用されないとするのが判例である（最大決昭和三七年一〇月三〇日刑集一六・一〇・一四六七（吉田岩麴王事件））。

しかしながら、現行刑事訴訟法四二八条二項の準用を認めないことは、事実問題に関する高等裁判所の判断に対して一切の不服申立を認めないことを意味し、控訴裁判所の決定に対し事実審の機能をも有していた大審院への即時抗告を認めていた旧刑事訴訟法に照しても不合理であるので、同法第三条の二に現行刑事訴訟法四二八条二項の規定を付加し、この点を改めるべきであるとの強い批判が、平成二年一〇月一七日の山本老事件の最高裁判決を機会に再燃した。

(八) この度の改正案は、法律実務家として、再審事件にかかわってきたこれまでの経験と蓄積の中で、誤判犠牲者の早期救済のために緊急に改正すべき点に絞って提案したものである。誤判防止のためには、刑事訴訟法全体の再検討が必要であるが、これには、慎重に国民的合意を得られる方向、内容において行われなければならない、相当の時間を要することは避けられない。そこで日弁連は刑事訴訟法「再審」編および関連する法令について、緊急に改正を必要とする諸点に絞って提案することとした。

## 二、改正案の観点



改正案の主要な観点は次のとおりである。

(一) 第一は、再審請求の理由に関する白鳥決定の趣旨の法文化である。

いうまでもなく、再審請求にかかる事件の大部分は法第四百三十五条第六号によるものであるが、その要件である証拠の新規性と明白性につき、従前の裁判所の解釈適用は徒らに厳格に過ぎ、これが再審の門を閉ざす最大の障害となっている。したがって、改正の重点の一つはこの点に向けられなければならない。再審法改正案は前記の白鳥決定の成果を立法的に定着させ、冒頭に述べた再審制度の理念に合致するものでなければならない。

(二) 第二に、再審請求人の手続面における権利保障の明確化である。

再審における審理手続は、再審請求に対する審理手続と再審開始決定確定後の公判手続とに二分する、いわゆる二段階構造をとっているのであるが、わが再審の実態に鑑みると、請求人にとって決定的に重要な意味をもつのは第一段階の手続すなわち再審請求に対する審理手続である。

しかるに現行法制においては第一段階の手続において請求人に対する手続的保障の規定に著しく欠けるところがあるため、その運用は裁判所による職権的判断に委されてきた実態がある。かかる実情は、憲法の人権尊重の精神ならびに刑事裁判の原則に即して、請求人に手続上の保障を充実する方向で改められるべきである。

(三) 第三に、再審請求審における検察官の地位の再検討である。

前述のとおり、今日、再審制度は「有罪の言渡を受けた者」の利益のためにのみ存在する制度であり、かつ、それは憲法上の要請に基づく。旧刑訴法をそのまま踏襲した現行再審法制において、検察官の地位は右再審制度の理念と相容れないまま放置されており、そのことが従前少なからぬ弊害をもたらしてきた。かかる事実に基づき、かつ、再審制度の理念に照らし、再審請求審における検察官の地位は再検討されなければならない。

(四) 第四に、刑の執行停止に関する規定の整備である。

再審請求および再審段階における刑の執行停止（死刑の場合には拘置の停止を含む。）について、現行法の規定は極めて不十分であり、とくに再審開始決定があった死刑確定者の拘置の停止については明文の規定がないことにより、種々の論議を生じている。死刑再審四事件においては、再審公判において無罪判決があった時点で、いずれも拘置の停止がおこなわれたが、その法律上の根拠は各事件で異なるなど問題がある。これらの問題を含めて、刑の執行停止については、再検討され、明確にされることが必要である。

(五) 第五に、旧法事件の再審請求について高等裁判所の事実問題に関する判断に対して不服申立の途を開く必要がある。

## 二、改正案の要点とその理由

以上の観点に立って立案した改正案を各条項についてその要点をのべれば次のとおりである。

(一) 第四百三十五条六号 (再審事由)

「無罪を……言渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」と規定する本号が、今日の再審の問題で深刻に論じられている証拠の明白性をきびしく解釈させ、「無罪を言渡すべき明らかな証拠」とは「かかる証拠のみによっても……有罪の認定を覆えして無罪の認定をなすべき理由明白なりと首肯せしめるに足る証拠」でなければならないとされた。その結果、いわば「疑わしいときは確定判決の利益に」の原則が支配し、無罪であることを立証する責任は請求人にあるとの不当な解釈が行われ、それが再審の門を閉ざす大きな原因となってきた。

ところが、前記白鳥決定は、かかる考え方を明確に覆し、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠……であるかどうかは……当の証拠と他の全証拠を総合的に判断すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには、確定判決につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判の鉄則が適用されるものと解すべきである」旨明言した。

右決定後、十年余の間に、日弁連が委員会を設置した事件に限っても、死刑再審四事件を含む九件の重大事件について、再審開始決定、無罪判決があった。しかし、他方必ずしも右決定の趣旨にそわず、再審開始が相当と思われる事件について、再審請求を棄却した例も少なくない。

そこで、右の現状を打解し、白鳥決定の趣旨を立法的に定着させ、再審開始を不当に妨げ、その障害となっている法文上の原因を取除き、右刑事裁判における鉄則を再審においても貫徹させ、閉ざされた再審の門を開放するためには、本号の改正こそ急務であり、かつ効果的と考え、さきに、「刑の言渡を受けた者につき、……原判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があると疑うに足りる証拠をあらたに発見したとき」……との案を公表したが、その後の学界等の意見、日本社会党、日本共産党の改正案等を併せ検討した結果、日本社会党の改正案と同一の改正案とした。

これまでの日弁連改正案では量刑不当の場合も含まれるのではないかという批判があり、我々はそうは考えないが、そのような無用の誤解が生ずるのであれば、誤解を避けるべきであろうという判断により、「無罪……を……言い渡すべき事実誤認があると疑うに足りる証拠を」という表現にしたのである。また、これは、白鳥決定の文言をそのまま条文化したものであるので、白鳥決定の趣旨を法律で明文化するとの目的に添うものである。

(現行法)

六 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は

(改正案)

六 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、

原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。

又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき事実の誤認があると疑うに足りる証拠をあらたに発見したとき。

㊦ 第四百三十七条（確定判決に代る証拠）

但書の「証拠がないという理由によって確定判決を得ることができないとき」について、検察官の「嫌疑なし」を理由とする不起訴処分がこれに該るとする大審院判例（昭和一六年四月八日刑集二〇巻一六〇頁）があり、これを援用して請求が不当に棄却された徳島事件の例がある（徳島地裁昭和三五年一二月九日決定判例時報二四八号一九頁）。

これは、検察官の「嫌疑なし」の判断を、裁判所の無罪判決と同価値にあるとするものであり、均衡を失する。

また、右徳島事件では、確定審の証人を偽証罪で告訴したところ、検察官は「嫌疑なし」として不起訴にし、検察審査会の「起訴相当」との議決にも従わなかった。しかし、再審無罪判決（徳島地裁昭和六〇年七月九日判決判例時報一一五七号三頁）は、この証人の証言は「偽証である」と認定している。

このように、検察官には、起訴、不起訴について公平な判断を期待することが出来ない場合がある。

そこで次のとおりの改正案とした。

〔現行法〕

第四百三十七条 前二条の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができ。但し、証拠がないという理由によって確定判決を得ることができないときは、この限りでない。

〔改正案〕

本文は現行法通り

但し、公訴の提起がなされた場合において、証拠がないという理由によって確定判決を得ることができないときは、この限りでない。

㊦ 第四百三十八条の二（裁判所職員の除斥及び忌避）

現行法では、総則の除斥及び忌避の規定は再審請求及び審判には適用されない。そのため当該事件に関与した裁判官が再審の請求及び審判にも関与するという事態が現実が生じている。

再審についても除斥及び忌避規定が必要である。なお、従前の案では除斥に限っていたが、

忌避をはずす理由はないので加えることとした。数次にわたって再審請求がなされた場合、従前の再審決定に関与した裁判官を含む趣旨である。

なお、最高裁判所の大法廷の裁判官について除斥、忌避を認めると再審を担当する裁判官が存在しなくなるおそれがあるので、それは例外とすることとした。

現行法規定なし

(改正案)

第四百三十八条の二 第一編第二章の規定は、再審の請求及び審判についてこれを準用する。

② 前項において準用するこの法律の規定中「被告人」とあるのは、「請求人又は被告人」と、第二十条第七号中「前審の裁判」とあるのは、「当該再審の請求に係る事件の裁判」と、同号ただし書中「受託裁判官」とあるのは「最高裁判所の大法廷の裁判官又は受託裁判官」と読み替えるものとする。

四 第四百四十条第二項、第三項（国選弁護人）

再審請求につき国選弁護人制度を新設しようとするものである。

再審請求においては、事実上・法律上の主張を構成したり、証拠を収集することが困難であること、請求人本人の身柄が拘束されている場合が多いこと等を考えると、国選弁護人制度は再審請求段階にも積極的に導入されるべきである。

国選弁護人は、再審請求準備の段階で附することが望ましいが、その要件を考えると困難であるので、請求人が再審請求をなした後に、その請求によって裁判所が国選弁護人を附さなければならないとするものである。

選任の要件を「貧困その他」としたのは、現行刑事手続における国選弁護人選任の要件と同一にして要件が比較的緩かに運用されることを期したものである。しかし、再審の請求が理由のないことが明白な場合にまで国選弁護人を附さなければならないとするのは相当でないので但書を附することとした。



〔現行法〕

第四百四十条 検察官以外の者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

② 前項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。

〔改正案〕

第四百四十条 現行法通り

② 再審の請求をした者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により弁護人を附しなければならない。ただし、再審の請求が明らかに理由がないと認められるときはこの限りではない。

③ 前二項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。

⑤ 第四百四十条第四項（弁護人の接見交通等）

現行法並びにその運用上、再審請求の段階における在監者たる請求人と弁護人との秘密交通権の保障が欠けており、その不当性はしばしば指摘されているところである。

そこで、再審請求段階における弁護人の秘密交通権の保障を、立法上明文を以て確立するとともに、同段階における弁護人の権限、資格等について規定することとした。

現行法規定なし

〔改正案〕

④ 第三十三条、第三十四条、第三十九条第四十一条及び第三百八十七条の規定は、第一項及び第二項により選任される弁護人にこれを準用する。

v 第四百四十二条（再審請求と執行停止の効力）

再審請求段階における刑の執行停止について、現行法は検察官の権限としているが、裁判所と検察官の双方の権限とした。

さらに請求人等が刑の執行停止を請求できるものとした。

拘置の停止を明記したのは、後記第四百四十八条と同様に拘置は刑の中に含まれると解すべきであるが、この点について争いがある現状に鑑み確認的に規定することにした。

現行法本条但書中に「再審の請求についての裁判があるまで」とあるが、右規定の仕方

は、どの段階までを指すのか、解釈上の疑義を残すので、これを「再審の請求についての裁判が確定するまで」とした。

〔現行法〕

第四百四十二条 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。

〔改正法〕

第四百四十二条 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は再審の請求についての裁判が確定するまで刑の執行及び拘置を停止することができる。

② 裁判所は、請求により又は職権で再審の請求についての裁判が確定するまで決定で刑の執行及び拘置を停止することができる。

七) 第四百四十三条 (再審請求の取下げ)

現行法は取下げについて時期的制限を規定していない。

そのため再審の請求についての裁判があった後も取下げが可能とされる余地があり、この

ことが従来開始決定が確定したときの確定判決の失効の時期との関係で議論を生ずる原因となっていた。そこで、取下げは再審請求についての裁判があるまでと規定することとした。

〔現行法〕

第四百四十三条 再審の請求は、これを取り下げることができる。

② 再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。

〔改正案〕

第四百四十三条 再審の請求は、再審の請求についての裁判があるまで、これを取り下げることができる。

② 現行法通り

八) 第四百四十五条 (再審請求と事実の取調べ)

現行法は、再審請求の審理の公開、非公開について特に規定していないが、従来多くの場合、非公開で行われているのが実態である。

しかし、再審請求の審理、ことにその事実の取調べは再審の成否を左右する重要な位置づけをもつものであるから、その公開を制度として確立しなければならない。そのことは憲法第三十七条第一項の趣旨に副う所以でもある。

右の趣旨で、意見陳述と事実の取調は必要的に公開の手続で行われるものとした。

そして右の観点に立って再審請求に対する審理手続の内容を明らかにし、同手続における請求人及び弁護人の権利を明定しようとするものである。

第一項において、まず再審請求をした者及び弁護人に対し再審請求の理由について陳述する機会を保障し、つづいて第二項は再審の請求をした者と弁護人に対して事実の取調を請求する権利を保障し、一方、検察官（再審の請求をした検察官を除く。）には事実の取調を請求する権利がないことを明らかにする趣旨で規定したものであるが、これは再審請求認容の裁判に対する検察官の不服申立禁止と一体となって、再審請求に対する検察官の関与を制限しようとするものである。もっとも、裁判所は職権により事実の取調をすることができるから、その関係で検察官も職権の発動を促すことができ、さらに第四項に規定するように再審請求審における事実の取調に際し、あらたな証拠の証明力については、これを争うことができることとした。

そして、第三項、第六項等において右事実の取調における弁護人等の立会権、事実の取調が証人尋問であるときの証人に対する尋問権を明定して事実の取調の充実を期し、さらに事実の取調が終わった後、右関係人に対し公開の法廷における意見陳述権を保障したものである。

〔現行法〕

第四百四十五条 再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の理由について、事実の取調をさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

〔改正案〕

第四百四十五条 再審の請求を受けた裁判所は、まず、再審の請求をした者及び弁護人に対して再審の請求の理由について陳述する機会を与えなければならない。

② 裁判所は、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により、又は職権で事実の取調をすることができる。

③ 再審の請求をした者及び弁護人並びに検察官は、事実の取調に立会い、証人の尋問の場合には、その証人を尋問することができる。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者も、同様とする。

- ④ 裁判所は、事実の取調に際し、検察官に対し、新たな証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を与えなければならない。
- ⑤ 裁判所は、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。
- ⑥ 再審の請求をした者及び弁護人並びに検察官は、事実の取調が終わった後、意見を陳述することができる。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者も、同様とする。

⑦ 第一項及び前項の陳述並びに裁判所内でする事実の取調は、公開の法廷で行う。

例 第四百四十八条（再審開始の決定）

現行法の第二項は、裁判所は再審開始の決定をしたときは決定で刑の執行を停止することができるとしている。しかしながら再審開始決定によって原確定判決における有罪の事実認定に、合理的疑いが生じるに至ったのであるから、同判決による刑の執行は許されないと解すべきであり、このことを法律上も明確に義務規定とする必要があるところから「刑の執行及び拘置を停止しなければならない」と改正することとした。但し、再審開始の決定が確定判決の罪となるべき事実の一部についてのみなされたときは、死刑以外の刑の執行及び拘置は停止しないことができることとした。

〔現行法〕

第四百四十八条 再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければな

〔改正案〕

第四百四十八条 現行法通り



らない。

② 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

② 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行及び拘置を停止しなければならない。ただし、再審開始の決定が確定判決の罪となるべき事実の一部についてのみなされたときは、死刑以外の刑の執行及び拘置は停止しないことができる。

㉒ 第四百五十条（即時抗告等）

現行法は、再審開始決定に対する検察官の即時抗告を認めている。

しかしながら、裁判所が再審を開始すべき理由があるとして再審開始決定をした場合は、無罪の救済という再審制度の理念からいって、検察官に再審開始決定に対する即時抗告を許さず、直ちに再審を開始するという制度に改める必要がある。

実体的真実主義を貫くドイツ連邦共和国においても、一九六四年に再審開始決定に対する検察官の即時抗告は禁止された。さらに、我が国の再審の歴史に照らしても、裁判所によって安易に再審開始決定がなされたことはなく、現に、検察官の不服申立（即時抗告、異議申立又は特別抗告）はわずかの例外を除いて全て斥けられ（財田川、松山、徳島、梅田、第六

次免田、島田）、検察官の不服申立がいったん認められた事例も、そのほとんどがその後再審が開始され無罪となっている。無罪の迅速な救済という目的に照らせば検察官の再審開始決定に対する不服申立は禁止されるべきである。

再審請求棄却決定に対する不服申立については、現行法では、その申立期間はわずか三日（特別抗告は五日）であり（第四百二十二条、第四百三十三条第二項）、右期間内に申立の理由を記した書面を裁判所に提出することとなっているがそれは著しく困難である。

そこで、控訴、上告の場合と同様に、まず申立期間を法定し、抗告趣意書はその後の一定期間内に提出すべきものとする制度に改める必要があるが、その場合、申立期間は、控訴、上告の場合と同様に、十四日間とし、抗告趣意書の提出期間は、即時抗告の提起後三十日以内と法定したうえで、原裁判所がこれを延長することができるとするのが相当である。

また、これに伴い、再度の考案に関する第四百二十三条第二項の「申立書」を「抗告趣意書」と読み替え、かつ、即時抗告に代わる高等裁判所への異議申立および特別抗告の場合も、同様な制度に改める必要がある。

〔現行法〕

第四百五十条 第四百四十六条、第四百四

〔改正案〕

第四百五十条 第四百四十六条、第四百四

十七條第一項、第四百四十八條第一項又は前條第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

- 十七條第一項又は前條第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- ② 前項の即時抗告の提起期間は十四日とする。
  - ③ 第一項の即時抗告について、抗告申立人は、抗告趣意書を即時抗告の提起後三十日以内に差し出さなければならない。原裁判所は、右期間を延長することができる。
  - ④ 第一項の即時抗告については、第四百二十三條第二項の「申立書」とあるのを「抗告趣意書」と読み替える。
  - ⑤ 前三項の規定は、第四百二十八條第二項の異議の申立及び第四百三十三條の特別抗告の場合に準用する。

□ 第八十八條の七（再審請求の費用補償）

昭和五十一年法律第二十三号により刑事訴訟法の第一編に「第十六章 費用の補償」が追加され、それまでの費用補償制度が検察官のみの上訴があつてこれが棄却または取下の結果に終わった場合の上訴費用に限られていたものを、審級の如何を問わず「無罪の判決が確定したとき」に「その裁判に要した費用」を一般的に補償する制度に改められた。

再審の結果、無罪の判決がはじめて得られた場合も、第八十八條の二の要件に該当すると解することについては異論のないところであるが、しかし同条にいう「その裁判に要した費用」とは、「原判決手続において要した費用」と「再審開始決定後の審判において生じた費用」を言い、再審請求から再審開始決定までの間（再審請求審）の費用は含まれないものとするのが従前の裁判例である。

しかし、そもそも刑事訴訟法第十六章を新設した趣旨は、「無罪の確定判決を受けた者に対し、公訴の提起から裁判の確定に至るまでに要した防御のための費用を補償することとする」（昭和五十一年五月一三日参議院法務委員会における稲葉修法務大臣の趣旨説明）ところにあるのであつて、再審における無罪判決の確定に至る一連の手続きの中において、最も重要な位置づけをもつ再審請求審の費用を含まないとする合理的理由は存しない。

再審を通じて無罪判決が確定するに至った事例について、その実情を見れば、当事者による立証活動および裁判所による審理の大部分は請求審において行われると言つても過言では

ない。従って、再審を通じて無罪が獲得された場合の費用補償において、この部分を除外したのでは、無罪判決確定までの費用の多くの部分が補償の対象外とされることになる。そこで再審請求審の費用も補償の対象であることを明示し、これに伴う関連規定の整備をすることとした。

〔現行法〕

〔改正案〕

第百八十八条の七 再審の無罪の判決が確定したときは、国は当該事件につき再審の請求をした者に対し、その再審の請求についての裁判に要した費用の補償をする。ただし、再審の請求をした者の責めに帰すべき事由によって生じた費用については、補償をしないことができる。

② 第百八十八条の三の規定は前項の補償

について準用する。この場合において、同条第一項中「被告人であつた者」とあるのは「再審の請求をした者」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により補償される費用の範囲については、再審事由に該当する証拠または証明資料を裁判所に提出するために要した費用を含むものとするほか、前条の規定を準用する。ただし、前条中「公判準備及び公判期日に」とあるのは「再審請求に関する意見の陳述及び事実の取調に」と読み替えるものとする。

第百八十八条の八 補償の請求その他補償に関する手続き、補償と他の法律による損害賠償との関係、補償を受ける権利の譲渡又は差押え及び被告人若しくは被告人であつた者又は再審の請求をした者の相

第百八十八条の七 補償の請求その他補償に関する手続き、補償と他の法律による損害賠償との関係、補償を受ける権利の譲渡又は差押え及び被告人又は被告人であつた者の相続人に対する補償については、この法律

に特別の定めがある場合のほか、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条に規定する補償の例による。

統人に対する補償については、この法律に特別の定めがある場合のほか、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条に規定する補償の例による。

㊦ 刑事訴訟規則第二百八十六条（意見の聴取）

請求人及び弁護人からの意見の聴取は、刑事訴訟法第四百四十五条に、前記のように請求人及び弁護人の権利として明定し、現行刑事訴訟規則第二百八十六条の条文は削除すべきである。

〔現行刑事訴訟規則〕

第二百八十六条 再審の請求について決定をする場合には、請求をした者及びその相手方の意見を聴かなければならない。有罪の言渡を受けた者の法定代理人又は保佐人が請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者の意見をも聴かなければなら

〔改正案〕

第二百八十六条 削除

ない。

㊦ 刑事訴訟規則第二百八十六条の二（再審請求の決定告知の通知）

再審請求に対する裁判は決定でなされる。そのため決定の告知期日は予め請求人、弁護人に通知されないことが多く、通知されても直前の場合が少なくない。このことと不服申立期間（法第四百五十条等）との関係で、実務上、請求人、弁護人は多大の犠牲と不当な結果を強いられてきている。これを改めようとするものである。

現行規則規定なし

〔改正案〕

第二百八十六条の二 再審請求についての決定を告知する場合には、告知の期日の三十日前に請求人及び弁護人に通知しなければならない。

㊦ 刑事訴訟法施行法第三条の二（旧法事件についての異議の申立）

現行刑事訴訟法施行前に公訴の提起があった事件（以下、旧法事件という）の再審請求については、旧刑事訴訟法および刑事訴訟法応急措置法のみが適用され、現行刑事訴訟法四二



八条二項は準用されないというのが判例である（最大決昭和三七一年一〇月三〇日刑集一六・一〇・一四六七（吉田岩窟王事件）、最一決平成二年一〇月一七日刑集四四・七・五四三（山本老事件））。

しかしながら、現行刑訴法四二八条二項の準用を認めないことは、事実問題に関する高等裁判所の判断に対して一切の不服申立を認めないことを意味し、控訴裁判所の決定に対し事実審の機能をも有していた大審院への即時抗告を認めていた旧刑事訴訟法に照しても合理的な理由を見出し得ない。

そこで、旧法事件についての刑事訴訟法施行法中の特例の条文に現行刑事訴訟法四二八条二項の規定を付加し、この点を改めることにした。

〔現行法〕

刑事訴訟法施行法第三条の二 第二条（旧法を適用する事件）の事件で最高裁判所が上告裁判所であるもの（応急措置法第十七条の規定により最高裁判所が上告裁判所であるものを除く。）の上告については、第二条の規定にかかわらず、新法第三百六十

〔改正案〕

刑事訴訟法施行法第三条の二 第二条（旧法を適用する事件）の事件で最高裁判所が上告裁判所であるもの（応急措置法第十七条の規定により最高裁判所が上告裁判所であるものを除く。）の上告については、第二条の規定にかかわらず、新法

八条から第三百七十一条まで（上訴費用の補償）、第四百五条（上告理由）、第四百六条（上告審としての事件受理）、第四百八条（書面審理）、第四百九条（被告人の召還不要）、第四百十条及び第四百十一条（破棄の判決）、第四百十五条から第四百十七条まで（訂正の判決）、第四百十八条（判決の確定）並びに第四百十四条において準用する第三百七十三条（上訴の提起期間）及び第三百七十六条（上訴趣旨書）の規定を適用する。

第三百六十八条から第三百七十一条まで（上訴費用の補償）、第四百五条（上告理由）、第四百六条（上告審としての事件受理）、第四百八条（書面審理）、第四百九条（被告人の召還不要）、第四百十条及び第四百十一条（破棄の判決）、第四百十五条から第四百十七条まで（訂正の判決）、第四百十八条（判決の確定）、第四百二十八条二項（異議の申立）並びに第四百十四条において準用する第三百七十三条（上訴の提起期間）及び第三百七十六条（上訴趣意書）の規定を適用する。

第五、再審（刑事訴訟法第四編）に関する刑事訴訟法等  
日弁連改正案と現行法との条文対比表

現

行

改正案

第百八十八条の七（再審請求の費用補償）

再審の無罪の判決が確定したときは、  
国は当該事件につき再審の請求をした者  
に対し、その再審の請求についての裁判  
に要した費用の補償をする。ただし、再  
審の請求をした者の責めに帰すべき事由  
によって生じた費用については、補償を  
しないことができる。

② 第百八十八条の三の規定は前項の補償  
について準用する。この場合において、  
同条第一項中「被告人であった者」とあ  
るのは「再審の請求をした者」と読み替

えるものとする。  
③ 第一項の規定により補償される費用の  
範囲については、再審事由に該当する証  
拠または証明資料を裁判所に提出するた  
めに要した費用を含むものとするほか、  
前条の規定を準用する。ただし、前条中  
「公判準備及び公判期日に」とあるのは、  
「再審請求に関する意見の陳述及び事実  
の取調に」と読み替えるものとする。

第百八十八条の八（刑事補償法の準用）

補償の請求その他補償に関する手続き、  
補償と他の法律による損害賠償との関係、  
補償を受ける権利の譲渡又は差押及び被  
告人若しくは被告人であった者又は再審  
の請求をした者の相続人に対する補償に  
ついては、この法律に特別の定めがある  
場合のほか、刑事補償法（昭和二十五年

第百八十八条の七（刑事補償法の準用）

補償の請求その他補償に関する手続、補償  
と他の法律による損害賠償との関係、補  
償を受ける権利の譲渡又は差押え及び被  
告人又は被告人であった者の相続人に対  
する補償については、この法律に特別の  
定めがある場合のほか、刑事補償法（昭  
和二十五年法律第一号）第一条に規定す

る補償の例による。

第四百三十五条（再審のできる判決・再審の理由（一））再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。

- 一 原判決の証拠となった証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であったことが証明されたとき。
- 二 原判決の証拠となった証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により虚偽であったことが証明されたとき。
- 三 有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限

（法律第一号）第一条に規定する補償の例による。

第四百三十五条（再審のできる判決・再審の理由（一））

現行法通り

一 現行法通り

二 現行法通り

三 現行法通り

- 4 2 -

る。

四 原判決の証拠となった裁判が確定裁判により変更されたとき。

五 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があったとき。

六 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。

七 原判決に関与した裁判官、原判決の証拠となった証拠書類の作成に関与した裁判官又は原判決の証拠となった書面を

四 現行法通り

五 現行法通り

六 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき事実の誤認があると疑うに足る証拠をあらたに発見したとき。

七 現行法通り

- 4 3 -

作成し若しくは供述をした検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。

第四百三十六条（再審のできる判決・再審の理由（ロ）） 再審の請求は、左の場合において、控訴又は上告を棄却した確定判決に対してその言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。

一 前条第一号又は第二号に規定する事由があるとき。

二 原判決又はその証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官について前条第七号に規定する事由があるとき。

② 第一審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

③ 第一審又は第二審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、上告棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

第四百三十七条（再審の請求と確定判決に代る証明） 前二条の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、

第四百三十六条（再審のできる判決・再審の理由（ロ））

現行法通り

一 現行法通り

二 現行法通り

② 現行法通り

③ 現行法通り

第四百三十七条（確定判決に代る証拠）

前二条の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実



その事実を証明して再審の請求をすることができ。但し、証拠がないという理由によって確定判決を得ることができないときは、この限りでない。

第四百三十八条（再審請求と管轄） 再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。

を証明して再審の請求をすることができ。但し、公訴の提起がなされた場合において、証拠がないという理由によって確定判決を得ることができないときは、この限りでない。

第四百三十八条（管轄）

現行法通り

第四百三十八条の二

（裁判所職員の除斥及び忌避）

- ① 第一編第二章の規定は、再審の請求及び審判についてこれを準用する。
- ② 前項において準用するこの法律の規定中「被告人」とあるのは、「請求人又は被告人」と、第二〇条第七号中「前審の裁判」とあるのは、「当該再審の請求に係る事件の裁判」と、同号但し書中「受

第四百三十九条（再審請求権者） 再審の請求は、左の者がこれをすることができ

- 一 検察官
- 二 有罪の言渡を受けた者
- 三 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人
- 四 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

② 第四百三十五条第七号又は第四百三十六条第一項第二号に規定する事由による再審の請求は、有罪の言渡を受けた者が

託裁判官」とあるのは「最高裁判所の大法院の裁判官又は受託裁判官」と読み替えるものとする。

第四百三十九条（再審請求権者）

現行法通り

- 一 現行法通り
- 二 現行法通り
- 三 現行法通り
- 四 現行法通り

② 現行法通り

その罪を犯させた場合には、検察官でなければこれをすることができない。

第四百四十条（再審と弁護人の選任） 検察官以外の者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

② 前項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。

第四百四十条（弁護人の選任）

現行法通り

② 再審の請求をした者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により弁護人を附しなければならない。ただし、再審の請求が明らかに理由がないと認められるときはこの限りではない。

③ 前二項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。

④ 第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条及び第三百八十七条の規定は、

第四百四十二条（再審請求と執行停止の効力） 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。

第四百四十三条（再審請求の取下げ） 再審の請求は、これを取り下げることができる。

第一項及び第二項により選任される弁護人にこれを準用する。

第四百四十二条（再審請求と刑の執行停止の効力） 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判が確定するまで刑の執行及び拘置を停止することができる。

2 裁判所は、請求により又は職権で再審の請求についての裁判が確定するまで決定で刑の執行及び拘置を停止することができる。

第四百四十三条（再審請求の取下げ） 再審の請求は、再審の請求についての裁判があるまで、これを取り下げることがで

- ② 再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によっては、更に再審の請求をすることができない。

第四百四十五条（再審請求と事実の取調）

再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の理由について、事実の取調をさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

きる。

- ② 現行法通り

第四百四十五条（再審請求と事実の取調）

再審の請求を受けた裁判所は、まず、再審の請求をした者及び弁護人に対して再審の請求の理由について陳述する機会を与えなければならない。

- ② 裁判所は、再審の請求をした者若しくは弁護人の要求により、又は職権で事実の取調をすることができる。
- ③ 再審の請求をした者及び弁護人並びに検察官は、事実の取調に立会い、証人の尋問の場合には、その証人を尋問することができる。検察官又は有罪の言渡

を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者も、同様とする。

- ④ 裁判所は、事実の取調に際し、検察官に対し、新たな証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を与えなければならない。
- ⑤ 裁判所は、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。
- ⑥ 再審の請求をした者及び弁護人並びに検察官は、事実の取調が終わった後、意見を陳述することができる。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人

第四百四十六条（請求棄却の決定（一）） 再審の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。

第四百四十七条（請求棄却の決定（二）） 再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。

② 前項の決定があつたときは、何人も、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることはできない。

第四百四十八条（再審開始の決定） 再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。

② 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

第四百四十九条（請求の競合と請求棄却の決定） 控訴を棄却した確定判決とその判決によって確定した第一審の判決とに對して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所が再審の判決をしたときは、控訴裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者も、同様とする。

① 第一項及び前項の陳述並びに裁判所内でする事実の取調は、公開の法廷で行う。

第四百四十六条（請求棄却の決定（一）） 現行法通り

第四百四十七条（請求棄却の決定（二）） 現行法通り

② 現行法通り

第四百四十八条（再審開始の決定） 現行法通り

② 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行及び拘置を停止しなければならない。ただし、再審開始の決定が確定判決の罪となるべき事実の一部についてのみなされたときは、死刑以外の刑の執行及び拘置は停止しないことができる。

第四百四十九条（請求の競合と請求棄却の決定） 現行法通り



② 第一審又は第二審の判決に対する上告を棄却した判決とその判決によって確定した第一審又は第二審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所又は控訴裁判所が再審の判決をしたときは、上告裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第四百五十条（即時抗告） 第四百四十六条、第四百四十七条第一項、第四百四十八条、第一項又は前条第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

② 現行法通り

第四百五十条（即時抗告） 第四百四十六条、第四百四十七条第一項又は前条第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

② 前項の即時抗告の提起期間は十四日とする。

③ 第一項の即時抗告について、抗告申立人は、抗告趣意書を即時抗告の提起後三十日以内に差し出さなければならない。

第四百五十二条（不利益変更の禁止） 再審においては、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第四百五十三条（再審における無罪判決の公示） 再審において無罪の言渡をしたときは、官報及び新聞紙に掲載して、その判決を公示しなければならない。

原裁判所は、右期間を延長することができる。

④ 第一項の即時抗告については、第四百二十三条第二項の「申立書」とあるのを「抗告趣意書」と読み替える。

⑤ 前三項の規定は、第四百二十八条第二項の異議の申立及び第四百三十三条の特別抗告の場合に準用する。

第四百五十二条（不利益変更の禁止） 現行法通り

第四百五十三条（再審における無罪判決の公示） 現行法通り

刑訴規則

第二百八十六条（意見の聴取） 再審の請求について決定をする場合には、請求をした者及びその相手方の意見を聴かなければならない。有罪の言渡を受けた者の法定代理人又は保佐人が請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者の意見をも聴かなければならない。

刑事訴訟法施行法第三条の二 第二条（旧法を適用する事件）の事件で最高裁判所が上告裁判所であるもの（応急措置法第十七

条の規定により最高裁判所が上告裁判所であるものを除く。）の上告については、第二条の規定にかかわらず、新法第三百六十八条から第三百七十一条まで（上訴費用の補償）、第四百五条（上告理由）、第四百六条（上告審としての事件受理）、第四百八条（書面審理）、第四百九条（被告人の召還不要）、第四百十条及び第四百十一条（破棄の判決）、第四百十五条から第四百十七條まで（訂正の判決）、第四百十八條（判決の確定）並びに第四百十四條において準用する第三百七十三條（上訴の提起期間）及び第三百七十六條（上訴趣旨書）の規定を適用する。

刑訴規則

第二百八十六条

削除

刑訴規則

第二百八十六条の二（再審請求の決定告知の通知） 再審請求についての決定を告知する場合には、告知の期日の三十日前に請求人及び弁護人に通知しなければならない。

刑事訴訟法施行法第三条の二 第二条（旧法を適用する事件）の事件で最高裁判所が上告裁判所であるもの（応急措置法第

十七條の規定により最高裁判所が上告裁判所であるものを除く。）の上告については、第二条の規定にかかわらず、新法第三百六十八條から第三百七十一條まで（上訴費用の補償）、第四百五条（上告理由）、第四百六條（上告審としての事件受理）、第四百八條（書面審理）、第四百九條（被告人の召還不要）、第四百十條及び第四百十一條（破棄の判決）、第四百十五條から第四百十七條まで（訂正の判決）、第四百十八條（判決の確定）、第四百二十八條二項（異議の申立）並びに第四百十四條において準用する第三百七十三條（上訴の提起期間）及び第三百七十六條（上訴趣意書）の規定を適用する。

## 付録4 再審における証拠開示の法制化を求める意見書

### 再審における証拠開示の法制化を求める意見書

2019年（令和元年）5月10日

日本弁護士連合会

#### 第1 意見の趣旨

再審における証拠開示が適切に行われるようにするために、別紙「再審における証拠開示 制度要綱案」の内容を骨子とする法律を制定すべきである。

#### 第2 意見の理由

##### 1 再審における証拠開示の法制化の必要性

###### (1) 再審における証拠開示の重要性

近年、再審における証拠開示が契機となって再審が開始されたり、再審によって無罪判決が確定する事例が相次いでいる。

例えば、布川事件、東京電力女性社員殺害事件及び東住吉事件は、いずれも確定判決で無期懲役が言い渡された事件であるが、これらの事件では、確定審段階から存在していた証拠が再審請求手続において開示され、それが確定判決の有罪認定を動揺させる大きな原動力となって、再審によって無罪判決が確定した。

また、最近、再審無罪判決が確定した松橋事件では、再審請求前（再審請求の準備中）の段階で検察官から開示された証拠物（自白によれば「凶器に巻き付けて犯行に使用した後、燃やして捨てた」とされたシャツの左袖など）が再審開始決定の決め手となっている。

このように、無辜の救済という再審の理念を実現するためには、確定審段階において公判に提出されなかった未提出証拠を再審請求人に利用させること（再審における証拠開示）が極めて重要である。

###### (2) 再審における証拠開示に関する法令の不存在

しかし、現行法を見ると、再審における証拠開示については明文の規定がない。そもそも、再審手続に関する規定は19か条しかなく（刑事訴訟法435条～453条）、しかも再審請求手続における審理の在り方については、刑事訴訟法445条が「裁判所は、必要があるときは、再審請求の理由について、事実の取調べを行うことができる」旨を定めているにすぎない。

このように、再審における証拠開示については、現行法上、明文の規定を欠いており、これを実現するための手続規定も存在しない。

(3) 証拠開示に関する法令の不存在による弊害（その1）

～裁判所の姿勢によって証拠開示が左右される実情（いわゆる「再審格差」）

再審事件の実情を見ると、検察官は、再審における証拠開示に積極的には応じようとしなない。そのため、再審における証拠開示の実現のためには、裁判所が訴訟指揮権の行使を通じて証拠開示をめぐる争いに適切に関与することが欠かせない。しかし、現状では、証拠開示に関する基準や手続を定めた法令が存在しないために、証拠開示の実現に向けた訴訟指揮権の行使の在り方についても、裁判所の裁量に委ねられている。その結果、裁判所の積極的な訴訟指揮によって大幅な証拠開示が実現した事件がある一方、訴訟指揮権の行使に消極的な裁判所もあるなど、裁判所によって大きな格差が生じている。

例えば、大崎事件の場合、第2次再審請求審（鹿児島地裁）では、弁護人の証拠開示請求に対し、裁判所は何ら積極的な訴訟指揮を行わなかった。これに対し、同事件第2次即時抗告審（福岡高裁宮崎支部）では、裁判所が検察官に対し、証拠の標目を作成した上で、これを弁護人に開示するよう、書面で勧告した（なお、検察官はこの勧告には従わなかったものの、独自の判断で個別の証拠開示を行った結果、検察官から合計213点の証拠が開示された。）。このように、同一事件であっても、裁判所の対応には著しい差が見られるのであって、裁判所の姿勢いかんによって証拠開示が左右される実情（「再審格差」）が存在する。

しかし、無辜の救済という再審の理念を実現するために証拠開示が重要であることは、冒頭で述べたとおりであって、裁判所の姿勢によって必要かつ十分な証拠開示がなされないという事態が生じることは許されない。

(4) 証拠開示に関する法令の不存在による弊害（その2）

～検察官の責務に反する対応

① また、再審における証拠開示に関する法令が存在しないために、検察官が任意に証拠開示に応じることは少なく、特に再審請求前の段階で証拠開示がなされることはほとんどない。

しかも、裁判所が証拠開示に関する命令や勧告を行っても、検察官がこれに従わない場合がある。例えば、大阪強姦事件や大崎事件の第2次再審即時抗告審では、裁判所が検察官に対して証拠の標目の作成及び開示を書面で命令ないし勧告したにもかかわらず、検察官はこれに応じなかった。また、袴田事件第2次再審請求審でも、裁判長が検察官に対して証拠の開



示を書面で勧告したが、検察官は、裁判所の勧告には従わず、独自の判断で、条件を付した上で証拠を裁判所に提出するという対応をとった。

このように、検察官が任意の証拠開示に応じず、裁判所の決定や勧告にすら従わない場合があるが、これは証拠開示に関する法令が存在しないことによる弊害と言える。

- ② さらに、当然存在しているはずの証拠について、検察官から「不見当」、「不存在」との回答がなされることも少なくないばかりか、事件によっては、後日、その存在が明らかになるなど、その回答が後になって事実と反することが明らかになる場合も見受けられる。

例えば、袴田事件の第2次再審請求審では、5点の衣類の発見直後の状況を撮影した写真のネガフィルムについて、検察官は「存在しない」と回答していたにもかかわらず、後日、その存在が明らかとなり、検察官が謝罪する事態となっている。

また、日野町事件の第2次再審請求審でも、指掌紋を採取したゼラチン紙等の証拠品及び鑑識関係書類について、検察官は「存在しない」と回答していたにもかかわらず、後日、その存在が明らかとなり、裁判所も「本来あってはならない事態」として遺憾の意を表明している。

- ③ 最高検察庁は、2011年（平成23年）9月に、「検察の理念」と題する検察基本規程を公表しており、そこでは、「無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。」、「被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。」ことが定められている。

しかし、前記のような検察官の対応は、「検察の理念」に定められた検察官の責務にも反するものと言わざるを得ない。

#### (5) 再審における証拠開示の法制化の必要性

以上のとおり、再審における証拠開示に関する法令が存在しないことによって、様々な弊害が生じている。

一方、再審における証拠開示をめぐることは、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会でも多くの委員から積極的な意見が述べられ、国会の審議でも多くの議員から積極的な意見が述べられた。最終的に、2016年（平成28年）の刑事訴訟法改正では、法制化は見送られたものの、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則9条3項では、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の

開示……について検討を行うものとする。」と定められた。このことは、再審における証拠開示の法制化の必要性が多くの人の共通認識となっていることを示している。

したがって、再審における証拠開示が適切に行われることを担保するために、再審における証拠開示については、速やかに法制化を実現する必要がある。

## 2 再審における証拠開示の在り方

### (1) 再審において証拠開示が認められるべき理由

① 再審とは、誤判により有罪の確定判決を受けた者を救済するための制度である。したがって、無辜の救済という再審の理念を実現するためには、あらゆる観点から確定判決の当否が検討されなければならない。

また、再審請求手続においては、再審請求人に対する手続保障を十分に図り、その活動を実効あらしめる必要がある。そのためにも、再審請求手続においては、必要かつ十分な事実の取調べ（刑事訴訟法43条3項、445条）が行われる必要がある。

② ところが、実際には、捜査機関が事件の発生とともに、ほとんどの証拠をその掌中に収めてしまっているため、事件に関する証拠は、再審請求の段階に至っても捜査機関に偏在している状況にある。

捜査機関が保存、管理している証拠は、事案の真相に迫るための最も基礎的な資料であるとともに、再審請求人による調査の端緒ともなり得るものである。特に、ほとんどの再審事件が刑事訴訟法435条6号に基づいて申し立てられている現状において、再審を開始するためには、無罪を言い渡すべき明らかな新証拠が必要となるところ、近年、再審が開始されたり再審公判によって無罪判決が確定したりした事例においては、捜査機関が収集したものの公判に提出されなかった証拠（確定審段階から存在していた証拠）が再審請求前や再審請求手続において開示され、それが確定判決の有罪認定を動揺させる大きな原動力となったという場合が少なくない。これは、言わば隠された「古い」新証拠というべきものである。

③ したがって、無辜の救済という再審の理念を実現するとともに、再審請求人に対する手続保障を十分に図るためには、確定審段階における公判未提出証拠を再審請求人に利用させること（再審における証拠開示）が必要である。特に、再審事件の場合、公判前整理手続又は期日間整理手続による証拠開示制度が適用されずに審理された事件が多いところ、そのような事件については、再審請求人は、公判未提出証拠を閲覧謄写する機会が制

度的に保障されないまま有罪判決を受けていることから、再審請求手続において証拠開示を認めるべき必要性は特に高いと言える。

他方、再審事件の場合、既に必要な証拠の取調べが行われて有罪判決が確定しているため、証人威迫や罪証隠滅のおそれは小さく、事件から長い年月が経過している場合には、関係者の名誉・プライバシー侵害のおそれも著しく低下しているのもあって、通常審段階と比べれば、証拠開示に伴う弊害は典型的に少ないと言える。

そもそも、当連合会がかねてより主張しているとおり、えん罪を防止し、無辜を救済するためには、捜査機関が作成又は入手した全ての証拠について、その一覧表の交付を受けた上で、証拠を閲覧謄写する機会が与えられることが必要である（例えば、当連合会の2012年（平成24年）9月13日付け「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その2）」など参照）。そのことは、通常審だけではなく、再審請求手続にも同様に妥当する。証拠は、真実発見のための公共財であって、再審請求人の利益のためにも存在するものである。したがって、公判に提出されなかった未提出証拠を閲覧謄写する機会を再審請求人に保障することは、証拠の本来の意義からいえば当然のことと言える。再審における証拠開示の法制化に当たっては、この点にも留意する必要がある。

## (2) 再審における証拠開示の法制化の方向性

- ① 再審においては、無辜の救済という再審の理念や、再審請求人に対する手続保障という観点から、再審請求人に対して、あらゆる証拠を吟味する機会が保障される必要がある。
- ② ところで、現行の再審請求手続の構造は、職権主義とされている。このことは、裁判所が職権で事案の解明を行うべき義務を負っていることを意味している。

したがって、職権主義ということ突き詰めていけば、裁判所がその職責を果たすことができるよう、刑事確定訴訟記録のみならず、捜査機関が作成又は入手した全ての証拠が裁判所に送付される必要があり、それを実現するためには、例えば、「書類、証拠物その他参考となる資料があるときは、あわせて送付しなければならない。」という趣旨の規定を設けることが考えられる（少年審判規則8条2項参照）。この場合、裁判所が再審請求人又は弁護人に対して、裁判所に送付された記録を閲覧謄写する機会を与えれば、（開示という方法とは異なるものの）目的を達成できるのであって、これも一つの方法と言える。

- ③ ただし、それ以外にも、捜査機関が保存、管理している証拠を再審請求人又は弁護人に「開示」という方法によることも考えられる。これは、現在の再審実務の運用とも親和性があると言える（後述する「再審における証拠開示 制度要綱案」も、この方法を前提としている。）。

そして、再審請求人や弁護人に証拠開示等の申立権を認め、一定の要件を充足した場合に、裁判所が一定の命令等を行うことを義務付けることも、職権主義の手續構造と相容れないものではない。例えば、家事審判の手續は、職権主義の手續構造であるが、家事事件手續法では、当事者に証拠調べの申立権を認め、裁判所に応答義務を課している（同法56条1項）。また、裁判所は、当事者から申出があるときは、審問の期日において当事者の陳述を聴くことが義務付けられている（同法68条）。しかし、そのことが職権主義の手續構造と整合しないとは考えられていない。したがって、当事者に対する手續保障を図り、裁判所の裁量の合理性を担保するために、当事者の申立権や、それに対する裁判所の応答義務を課することは、職権主義の手續構造の下でも許容されていると解される。

- ④ このような方法による場合、再審請求人が必要かつ十分な証拠の開示を受けられるようにするためには、検察官及び裁判所の積極的な対応が必要である。すなわち、検察官は、「公益の代表者」（検察庁法4条）であり、再審請求権者としても筆頭に挙げられているのであるから（刑事訴訟法439条1項1号）、無辜の救済のためには、再審においても証拠開示に積極的に対応することが求められている。また、通常審と異なり職権主義が採用されている再審請求手續において、裁判所には、仮に検察官がこのような責務を果たさない場合、証拠開示をめぐる争いを解決するために、適切に訴訟指揮を行うなどして積極的に関与することが求められている。

したがって、再審における証拠開示の法制化に当たっては、裁判所は、検察官に対し、証拠開示に関して必要な事項を命じることができ、検察官は、それに従う義務があることを明確にする必要がある。また、裁判所の訴訟指揮権の行使が適切に行われることを担保するために、裁判所が依拠する基準や手續を明確化し、一定の場合には、裁判所は、検察官に対して、証拠開示命令を発しなければならないこととする必要がある。

(3) 「再審における証拠開示 制度要綱案」の趣旨

- ① 再審における証拠開示については、現行法上、明文の規定がないことに



加え、再審事件の件数が少ないことや、再審請求の審理手続が公開されていないこともあって、その審理・運営に関するノウハウが蓄積されておらず、言わば手探りで審理が行われている状態である。証拠開示に関する法令の不存在による弊害（前記1の(3)，(4)参照）も、そのような実情を反映したものとと言える。

このような問題意識から、当連合会は、今般、全国各地の再審事件において、再審における証拠開示に関して実際に行われた弁護活動、これに対する検察官の対応及び裁判所の訴訟指揮等の実践例を調査した。当連合会がこのような網羅的な調査を行ったのは、今回が初めてのことであるが、その結果、明文の規定がない中でも、様々な運用上の工夫が行われている実情が明らかとなった。具体的には、別添「証拠開示に関する実例集」記載のとおりである。

- ② 前記のとおり、えん罪を防止し、無辜を救済するためには、本来であれば、捜査機関が作成又は入手した全ての証拠について、その一覧表の交付を受けた上で、証拠を閲覧謄写する機会が与えられることが必要である（前記(1)の③参照）。

しかし、通常審については、不十分ながらも、公判前整理手続又は期日間整理手続による証拠開示制度が法制化されているのに対し、再審における証拠開示については、そもそも規定すら存在しないことから、様々な弊害が生じているのであって（前記1の(3)，(4)参照）、もはやこのような状態を放置しておくことはできない。

そこで、当連合会では、現行の再審請求手続の在り方を前提としつつ、現在の再審実務の運用も踏まえた証拠開示のルールを明文化した法律の制定を求めて、「再審における証拠開示 制度要綱案」を提案するものである。

### 3 「再審における証拠開示 制度要綱案」の解説

- (1) 証拠開示に関するルール（その1）～再審請求手続における証拠開示（別紙第1）

① 対象事件（別紙第1の1）

本制度要綱案で定める証拠開示制度は、原則として全ての事件に適用されるものとする。

ただし、事案の性質、再審の請求の理由、これまでの審理経過等に鑑み、明らかに同制度に基づく証拠開示の手続を行う必要がないと認めるとき（例えば、再審事由とはならないような確定判決の誤りを指摘する

に過ぎない場合や、過去の手続において証拠開示が重ねられるなどして必要かつ十分な証拠が開示されている場合など）は、適用除外とすることとし、そのことを裁判所の決定で明らかにすることとした。なお、この決定に対しては、即時抗告をすることができるものとしたので、決定には理由を付す必要がある（刑事訴訟法44条1項）。

また、同制度が適用されない場合でも、これまでの運用どおり、裁判所が訴訟指揮権に基づいて証拠開示に関する勧告等を行うことができることを確認的に規定することとした。

## ② 証拠一覧表の提出（別紙第1の2）

検察官に対し、検察官が保管する証拠の一覧表の作成と提出を義務付けるものである。証拠開示の対象となる証拠の存否に関して、裁判所、検察官及び弁護人が共通認識を持つことによって、証拠の存否をめぐる不毛な争いをなくし、証拠開示に関する手続を迅速かつ的確に進めることが目的である。

したがって、証拠の一覧表は、証拠開示の手がかりとなる程度に証拠を特定できるものであることを要することから、単に証拠物の品名及び数量並びに証拠書類の標目、作成年月日及び作成者又は供述者だけではなく、証拠物についてはその保管場所、証拠書類についてはその丁数及び要旨も記載すべきことを明記した。なお、通常審で作成・交付される証拠一覧表では、証拠物の保管場所や証拠書類の丁数及び要旨の記載までは求められていないものの（刑事訴訟法316条の14第3項）、前記のような証拠一覧表の趣旨に照らせば、この規定も改正されるべきである（当連合会の2014年（平成26年）5月8日付け「犯罪捜査の記録に関する法律の制定を求める意見書」参照）。

## ③ 証拠開示命令（別紙第1の3）

再審請求手続で証拠開示が必要となる局面としては、例えば、(a)確定判決の有罪認定の根拠となった証拠の証明力を弾劾したり、請求人の提出した新証拠の証明力を的確に判断するための証拠開示、(b)確定判決の有罪認定を覆すために新たに行われる事実上・法律上の主張（例えば、確定審の段階では問題とされていなかった疑問点の指摘など）の当否を的確に判断するための証拠開示、(c)確定判決の有罪認定に合理的疑いが生じるか否かを判断するに当たり、新証拠以外の証拠（旧証拠）の証明力を再評価するための証拠開示が考えられる。

そのことを踏まえ、本制度要綱案では、必要性や重要性の高い一定類型

の証拠と、再審請求手続における請求人又は弁護人の主張立証に関連する証拠について、裁判所は、請求人又は弁護人から請求があれば、相当でないと認めるときを除き、決定で、検察官に対して、証拠開示を命じなければならぬものとした。なお、証拠物については、再審請求手続外における証拠（証拠物を含む。）の閲覧謄写の制度を設けたが（別紙第2の1参照）、検察官が保管する証拠物以外の証拠物の存在が明らかとなる場合もあることから、証拠開示命令の対象にも含めている。

また、この決定に対しては、即時抗告をすることができるものとしたので、決定には理由を付す必要がある（刑事訴訟法44条1項）。

④ 証拠の存否調査命令（別紙第1の4）

検察官が「不見当」、「不存在」と回答していた証拠について、後日、その存在が明らかになる場合が見受けられる。そこで、そのような事態を防ぐために、証拠開示に関する命令の対象となる証拠の存否を早期に確定させるべく、再審事件の実務で行われている運用を踏まえて、裁判所は、検察官に対し、証拠の存否を調査し、その結果を回答することを命ずることができるようにした。

別紙第1の4のうち、(1)は特定の範囲の（一定のカテゴリーに属する）証拠についての存否調査を、(2)は特定の証拠についての存否調査を、それぞれ命ずるものである。

なお、これは本来、通常審でも認められるべき制度であって、通常審でも同様の制度が設けられるべきである。

⑤ 生体試料その他の証拠物に関する特則（別紙第1の5）

再審事件の場合、事件発生からかなりの年月が経過していることが多く、鑑定試料の汚染や劣化等が生じる危険性は、典型的に高いと言える。そこで、裁判所は、生体試料その他の証拠物について、その証拠価値を保全するために必要があるときは、証拠開示の準備的行為として、鑑定を実施し、その結果を保管することを命ずることができるようにした。

⑥ 証拠開示に関する裁判所の権限（別紙第1の6）

裁判所は、必要があるときは、事実の取調べを行うことができるので（刑事訴訟法43条3項、445条）、訴訟指揮権の一環として、検察官に対し、証拠の開示やこれに関連する事項を命ずることができる解釈されている。

しかし、裁判所が証拠開示に関する命令や勧告を行っても、検察官がこれに従わない場合があることから、証拠開示に関する裁判所の一般的な権

限を明記することとした。

(2) 証拠開示に関するルール（その2）～再審請求手続外における証拠の閲覧  
謄写（別紙第2）

再審を請求しようとする者やその弁護人が証拠を閲覧謄写する手段としては、刑事確定訴訟記録法がある。ただ、同法では、閲覧の対象が公判提出記録に限られており、裁判所不提出記録や証拠物は対象外となっている。しかし、裁判所不提出記録や証拠物の中には、再審請求の準備をするにあたって閲覧謄写をする必要性が高く、閲覧謄写を認めることによる弊害がない証拠もある。したがって、一定の証拠については、再審請求中のみならず、再審請求前であっても、再審請求手続外における証拠の閲覧謄写という形で、これを閲覧謄写する手段を認めることとした。具体的には、以下のとおりである。

① 証拠物の閲覧（別紙第2の1）

証拠物については、客観性が高いこと、証拠物の種類によっては紛失、廃棄、汚染、劣化等の危険があること、所有者に対する還付がなされる可能性があることから、再審請求手続外であっても閲覧を認めることとした。

なお、これは本来、通常審においても認められるべきものであって、その旨の改正が行われるべきであるが、とりわけ再審事件の場合、事件から長い年月が経過していることが多く、証拠物の汚染、劣化等の危険、及び、有罪判決の確定に伴う所有者に対する還付の可能性のいずれも高くなっていることから、再審請求手続段階での必要性が特に認められると言うべきである。

② 証拠書類等の閲覧謄写（別紙第2の2）

証拠書類については、過去の手続（確定審又は再審請求手続）で開示された証拠や、作成・交付されている証拠の一覧表は、その閲覧謄写を認めることに弊害はなく、必要性も高いことから、再審請求手続外であっても閲覧謄写を認めることとした。

(3) 証拠の保管のルール（別紙第3）

① 証拠の適正保管義務（別紙第3の1）

証拠開示が適切に行われるためには、その前提として、証拠（当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等を含む。）が適正に保管されていることが必要であることから、そのことを明記した。

なお、このことは、捜査手続、公判手続（通常審）及び再審請求手続を通じて一貫した要請であるため、これらの全ての手続に妥当する統一



的な規定を設けるべきである（前記「犯罪捜査の記録に関する法律の制定を求める意見書」参照）。

② 証拠目録の作成及び送付義務（別紙第3の2）

証拠開示が適切に行われるためには、その前提として、全ての証拠の存在及び内容が把握されていることが必要であることから、そのことを明記した。

なお、このことは、捜査手続、公判手続（通常審）及び再審請求手続を通じて一貫した要請であるため、これらの全ての手続に妥当する統一的な規定を設けるべきである（前記「犯罪捜査の記録に関する法律の制定を求める意見書」参照）。

③ 裁判所不提出記録及び証拠物の保管等義務（別紙第3の3）

現在の実務でも、検察官は、必要があれば裁判所不提出記録及び証拠物を保管等しているが、根拠規定が大臣訓令（記録事務規程及び証拠品事務規程）しかないので、法令上の根拠を設けることとした。なお、証拠物の中には、還付対象となるもの（以下「還付対象証拠物」という。）と、還付対象とならないもの（没収の裁判，所有権放棄又は刑事訴訟法499条3項の規定により国庫に帰属したもの。以下「還付対象外証拠物」という。）の2つの類型があり、本制度要綱案では、両者について共通の規定を設けた上で、還付対象証拠物についての特則を規定する（(1)ただし書，(5)，(7)）という形を取っているが、以下では便宜上，2つの類型に分けて説明する。

まず、裁判所不提出記録及び還付対象外証拠物については、検察官に対し、当該刑事被告事件に係る訴訟の記録（保管記録）と同一の期間（具体的には、刑事確定訴訟記録法2条2項及び別表の「二 裁判書以外の保管記録」で定める期間）、保管を義務づけることとした（(1)本文）。また、検察官は、裁判所不提出記録及び還付対象外証拠物について、再審の手続のため保存の必要があると認めるときは、保存すべき期間を定めて、その保管期間満了後も、これを保存するものとし、この保存期間は延長することができるものとした（刑事確定訴訟記録法3条参照）（(2)）。さらに、再審を請求しようとする者、再審の請求をした者又はこれらの者の弁護人は、検察官に対し、裁判所不提出記録及び還付対象外証拠物の保存又は保存期間の延長を請求できることとし（(3)，(4)）、検察官がこれに応じないときは、裁判所に不服申立てを行うことができることとした（刑事確定訴訟記録法8条参照）（(6)）。また、裁判所の決定に対しては、即時抗

告を行うことができることとした（(8)）。

これに対し、還付対象証拠物については、その所有者の利益との調整が必要となる。そのため、還付対象証拠物については、検察官に対して保管を義務づける期間を、当該刑事被告事件に係る訴訟の終結後、6か月間とした（(1)ただし書）。ただし、還付対象証拠物について、検察官が再審の手続のため保存の必要があると認めるときは保管期間満了後も保存すること、この保存期間は延長することができること、再審を請求しようとする者等が検察官に対して保存又は保存期間の延長を請求できることは、裁判所不提出記録及び還付対象外証拠物と同様である（刑事確定訴訟記録法3条参照）（(2), (3), (4)）。なお、検察官が保管・保存することとされた還付対象証拠物については、検察官に保管・保存の権限があることの反面として、検察官は、当該証拠物の所有者から還付請求があっても、これを拒絶しなければならない。そのため、検察官がこれらの処分を行うにあたっては、当該証拠物の所有者の意見を聴かななければならないこととした（(5)）。そして、再審を請求しようとする者、再審の請求をした者若しくはこれらの者の弁護人又は当該証拠物の所有者は、当該証拠物の保存に関する検察官の処分に対して不服があるときは、裁判所に不服申立てを行うことができることとし（刑事確定訴訟記録法8条参照）（(6)）、裁判所は、決定をするにあたっては、相手方の意見を聴かななければならないこととした（(7)）。なお、「処分……の変更」（(6)）とは、例えば、還付対象証拠物のうち生体試料その他の証拠物に限り、鑑定に必要な限度で保存を命じることなどが考えられる。また、裁判所の決定に対しては、即時抗告を行うことができることとした（(8)）。

以上

(別紙)

## 再審における証拠開示 制度要綱案

### 第1 証拠開示に関するルール（その1）－再審請求手続における証拠開示

#### 1 対象事件

(1) 再審の請求を受けた裁判所は、後記2以下の内容に従って証拠開示に関する手続を進めるものとする。ただし、事案の性質、再審の請求の理由、これまでの審理経過等に鑑み、明らかにその必要がないと認めるときは、後記2以下の規定による証拠開示に関する手続を行わない旨の決定をすることができる。この決定に対しては、請求人及び弁護人は、即時抗告をすることができる。

(2) (1)但書の決定があったときは、後記2以下の規定は適用しない。ただし、裁判所が個別に必要性を認めた場合に証拠開示に関する訴訟指揮を行うことを妨げない。

#### 2 証拠一覧表の提出

裁判所は、請求人又は弁護人から請求があったときは、検察官に対し、検察官が保管する証拠の一覧表（証拠物については品名、数量及び保管場所、証拠書類については書類の標目、作成年月日、作成者又は供述者、丁数及び要旨を記載したもの）を作成した上で、これを提出するよう命じなければならない。

#### 3 証拠開示命令

(1) 裁判所は、次の各号に掲げる証拠の種類のいずれかに該当し、かつ、確定判決の有罪認定の根拠となった証拠に関連すると認められる証拠について、請求人又は弁護人から開示の請求があったときは、決定で、検察官に対し、当該証拠を請求人又は弁護人に開示することを命じなければならない。ただし、確定判決の有罪認定の根拠となった証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当でないとき認めるときは、この限りでない。

① 証拠物及び押収手続記録書面

② 検証調書（刑事訴訟法（以下「法」という。）321条2項、3項）及び実況見分調書（法321条3項）（これに準ずる書面を含む。）

③ 鑑定書（法321条4項）（これに準ずる書面を含む。）

④ 被告人の供述録取書等及び取調状況記録書面

⑤ 確定審で証人尋問が実施された証人及び証拠採用された供述録取書等の供述者の供述録取書等

(2) 裁判所は、再審の請求の理由又は再審請求手続において提出された証拠書類若しくは証拠物の内容に関連すると認められる証拠について、請求人又は弁護人から開示の請求があったときは、決定で、検察官に対し、当該証拠を請求人又は弁護人に開示することを命じなければならない。ただし、その関連性の程度その他確定判決の有罪認定の根拠となった証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当でないと認めるときは、この限りでない。

(3) (1)、(2)の請求についてした決定に対しては、請求人及び弁護人又は検察官は、即時抗告をすることができる。

#### 4 証拠の存否調査命令

(1) 裁判所は、証拠開示に関する手続を迅速かつ的確に進めるため必要があると認めるときは、請求人若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、その保管する証拠（当該事件の捜査の過程で作成され、または入手した書面等であって、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものも含む。）であって、裁判所の指定する範囲に属するものの一覧表（証拠の標目、作成年月日、作成者又は供述者、丁数及び要旨を記載したもの）の提出を命ずることができる。

(2) 裁判所は、証拠開示に関する手続を迅速かつ的確に進めるため必要があると認めるときは、請求人若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、特定の証拠について、その存否の報告を命ずることができる。この場合において、検察官が当該証拠は存在しないとの報告を行ったときは、裁判所は、検察官に対し、当該証拠の存否を調査した方法及び範囲、当該証拠の保管及び廃棄の状況その他当該証拠が存在しないと判断した具体的な理由を書面で報告するよう命じなければならない。

#### 5 生体試料その他の証拠物に関する特則

裁判所は、請求人若しくは弁護人の請求により又は職権で、生体試料その他の証拠物について、その証拠価値を保全するために必要があると認めるときは、検察官に対し、鑑定を実施し、その結果を保管することを命ずることができる。

#### 6 証拠開示に関する裁判所の権限

前記2から5までによるもののほか、裁判所は、必要があると認めるときは、検察官に対し、証拠の開示及びこれに関連する事項を命ずることができる。

### 第2 証拠開示に関するルール（その2）－再審請求手続外における証拠の閲覧謄



写

#### 1 証拠物の閲覧

検察官は、再審を請求しようとする者、再審の請求をした者又はこれらの者の弁護人から請求があったときは、検察官が保管する証拠物を閲覧する機会を与えなければならない。

#### 2 証拠書類等の閲覧謄写

検察官は、再審を請求しようとする者、再審の請求をした者又はこれらの者の弁護人から請求があったときは、検察官が保管する裁判所不提出記録のうち、当該刑事被告事件又は刑事再審事件の手續において開示された証拠書類及び交付された証拠一覧表を閲覧する機会を与えなければならない（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会を与えなければならない。）。

### 第3 証拠の保管のルール

#### 1 証拠の適正保管義務

- (1) 司法警察職員及び検察官は、証拠（当該事件の捜査の過程で作成され、または入手した書面等を含む。以下、この章において同じ。）を適正に保管しなければならない。
- (2) 検察官は、司法警察職員に対し、司法警察職員が行う証拠の保管を指揮監督し、これが適正に行われるようにしなければならない。

#### 2 証拠目録の作成及び送付義務

- (1) 司法警察職員及び検察官は、収集した全ての証拠について、証拠目録（証拠の標目、作成年月日、作成者又は供述者、丁数及び要旨を記載したもの）を作成しなければならない。
- (2) 司法警察職員は、証拠目録を検察官に送付しなければならない。

#### 3 裁判所不提出記録及び証拠物の保管等義務

- (1) 検察官は、裁判所不提出記録及び証拠物について、当該刑事被告事件に係る訴訟の記録と同一の期間、これを保管するものとする。ただし、証拠物のうち還付の対象となるもの（以下「還付対象証拠物」という。）については、保管期間は、当該刑事被告事件の訴訟終了後、6か月間とする。
- (2) 検察官は、裁判所不提出記録及び証拠物について、再審の手續のため保存の必要があると認めるときは、保存すべき期間を定めて、これを保存するものとする。この保存期間は、延長することができる。
- (3) 再審を請求しようとする者、再審の請求をした者又はこれらの者の弁護人は、検察官に対し、証拠物の保存又は保存期間の延長を請求することができる。

る。

- (4) (3)の規定による請求があったときは、検察官は、請求に係る証拠物を保存するかどうか、保存期間を延長するかどうか（延長する場合には、その期間）を決定し、請求をした者にその旨を通知しなければならない。
- (5) 検察官は、還付対象証拠物について、(2)、(4)の処分を行うときは、当該所有者の意見を聴かなければならない。
- (6) 検察官の(2)、(4)の処分に不服があるときは、当該証拠物の所有者又は(3)の規定による請求をした者は、その検察官が所属する検察庁の対応する裁判所（ただし、再審請求事件が係属しているときは、当該再審請求事件が係属する裁判所）にその処分の取消し又は変更を求めることができる。
- (7) 裁判所は、還付対象証拠物について、(6)の請求に対する決定をするときは、相手方（当該証拠物の所有者から不服申立てがあったときは(3)の規定により請求をした者、(3)の規定により請求をした者から不服申立てがあったときは当該証拠物の所有者）の意見を聴かなければならない。
- (8) (7)の決定に不服があるときは、請求人及び弁護士又は検察官は、即時抗告をすることができる。

## 再審における証拠開示に関する事例集

調査・分析：日本弁護士連合会 人権擁護委員会 再審における証拠開示に関する特別部会

### 1. 開示対象とされるべき証拠の範囲を広く解する必要性を示す事例

○捜査機関が組織的に利用することを予定していないメモ等

#### (1) 大崎事件（第2次即時抗告審）

弁護人の証拠開示請求に応じ、裁判所が検察官に対し、証拠の標目を作成し、これを弁護人に開示するよう勧告したところ、その前後において、検察官が任意に多数の証拠を開示した。その中に、捜査機関作成の供述調書一覧や書類目録、証拠目録等が含まれていた。その他にも、捜査機関のメモが多数開示された。

#### (2) 日野町事件（第2次請求審）

裁判所が、検察官に対し証拠の一覧表の作成及び提出を求めたうえで、未開示証拠の開示勧告を行ったところ、検察官が一度未開示証拠は不存在との回答を行ったのち、新たに指掌紋を採取したゼラチン紙や現場指紋検出結果報告書等の未開示証拠を開示するに至った。

○鑑定人等が作成したメモ等

#### (1) 狭山事件（第3次請求審）

弁護人が証拠開示を求め、裁判所がポリグラフチャートの開示を促し、開示された。

#### (2) 名張事件（第7次差戻後異議審）

弁護人が、検察官側鑑定の基となる全データの開示及び同鑑定に使用された鑑定資料の開示を求めたところ、検察官が開示した。

#### (3) 飯塚事件（請求審）

請求人がDNA鑑定記録や目撃証言関連記録の開示を求め、一部の証拠が任意開示された。

#### (4) 大崎事件（第2次即時抗告審、第3次請求審）

第2次再審請求即時抗告審において、裁判所が法医学者の証人尋問に関係する証拠を事前に開示するよう求めたところ、第1次再審における検察側の鑑定人にかかる鑑定作業の経過を記録した書面が多数開示された。

第3次再審請求において、請求人が証拠開示を求めたところ、裁判所からも証拠開示が促され、証拠45点、46本のネガフィルムが開示され、合計1713枚の写真が開示された。その中には、遺体発見時の遺体写真や解剖写真とい

った新証拠の証明力に影響する証拠が含まれていた。

(5) 恵庭事件（第1次請求審）

弁護人が証拠開示を求め、裁判所も任意開示を促したところ、検察官が裁判所の適示した証拠（ガスクロマトグラフ，燃料油類成分質量分析の関係書類，逮捕状添付書類，検死調書，目撃者の供述調書等）を開示した。再審請求審は棄却決定であったが，証拠開示により明らかとなった目撃者の初期供述から請求人のアリバイが成立する可能性を認める旨の認定をした。

○他事件の捜査で収集された証拠等

(1) 榎井村事件

再審請求審の審理中において，警察の調査により，香川県警察本部で保管されている書類綴りに本件及びそれに関連する余罪事件の書類があることが判明したため，それが開示され，事件構造の把握に寄与したことで，再審開始の原動力となった。

(2) 足利事件

再審公判において弁護人が証拠開示を求めたところ，請求人が被疑者とされていた別件の証拠が開示された。別件については請求人にアリバイがあったにもかかわらず，本件と同様の自白に追い込まれていたことから本件の自白の信用性を低下させる一事情となった。

○その他の参考事例

(1) 日野町事件（第2次請求審）

請求人が証拠開示を求めたところ，裁判所による証拠開示勧告を受けて，検察官が多数の公判未提出証拠の証拠開示をした。その中には，「逮捕状の不執行など捜査過程の重大な事実に関する証拠」「実況見分の実施過程や実況見分調書の作成過程に疑問を生じさせる証拠」「捜査機関によるアリバイ関係者に対する工作を示す証拠」等が含まれていた。

(2) 袴田事件（第2次請求審）

第2次再審請求において，請求人が証拠開示を求め続け，裁判所も任意開示を促したところ，2010年9月以降11回にわたり合計583点の証拠が開示された。裁判所は2011年12月5日に開示勧告をし，5点の衣類発見時のカラー写真，同衣類販売会社役員の供述調書，32通の否認調書，全23巻の取調べ録音テープ等の証拠が開示された。裁判所は2013年7月5日にも，理由（確定審で公判前整理手続がなされていれば主張関連証拠として当然開示の対象になっていたこと，自白の信用性判断や供述心理鑑定に関連する可能性があること，旧証拠との関連性があること，事件発生からの経年により開示の弊害



が考えにくいこと)を付して、書面による証拠開示勧告を行った。結果として合計600点近くの証拠開示がなされ、証拠開示によりズボンタグの「B」について、確定審の判断に誤りがあり(「型」でなく「色」であったこと)、それが確定審当時における検察官未提出証拠に含まれていたことが明らかとなったり、取調べ録音テープの開示により証拠排除された45通の自白調書に関する取り調べの実態が明らかになった。開示証拠も新旧全証拠の総合評価に取り入れられており、再審開始決定に繋がった。

静岡地裁が2014年3月27日に再審開始を決定したが、即時抗告審の東京高裁は4年余りの審理の末、2018年6月11日、再審開始決定を取り消した。現在、最高裁に特別抗告審が係属中である。

## 2. 証拠開示について裁判所の役割の重要性を示す事例

○裁判所の訴訟指揮により証拠開示が実現し、再審無罪が確定した事例

### (1) 弘前事件

確定審において犯人性を立証するための証拠として、請求人の靴に被害者の血液型と同型の人血が付着していたとする鑑定が出されていたが、検察官が弁護人の請求に応じず、開示されなかった一件記録が、裁判所の取寄せ決定により取り調べられたところ、同鑑定人がより早い時期に「血液型が資料不足で判別できず」と記載した鑑定があったことが判明した。血痕の証拠価値の問題が争点となり、シャツの血痕も押収後に作出された疑いがあるとされ、同鑑定を含めた有罪認定を支える証拠の作成過程に疑惑が生じた。

仙台高裁が1976年7月13日に再審開始を決定し、同高裁は「犯人性を推認する証拠は何一つ存在しない」と判示して無罪判決を言い渡し、確定した(1977年2月15日)。

### (2) 免田事件

裁判所が検察官に対する送付嘱託(1956年2月11日)を行い、検察官の未提出証拠を取り寄せた結果、請求人のアリバイや供述の信用性を裏付ける供述調書等が開示され、アリバイ主張を認めて再審開始となった。

福岡高裁が1979年9月27日に再審開始を決定し、検察官の特別抗告は棄却され、熊本地裁八代支部で無罪判決が言い渡され確定した(1983年7月15日)。

### (3) 財田川事件

裁判所が、検察官に未提出記録の開示を促したところ、1970年10月には警察が保管していた未送致記録の捜査状況報告書綴り2冊、関係人供述調書綴

り1冊、1977年10月には捜査課と捜査本部の各捜査書類綴り2冊がそれぞれ開示された。後者の開示証拠により、秘密の暴露があるとされていた自白が、秘密の暴露に該当しなかったことが裏付けられ、自白の信用性に影響を及ぼした。

高松地裁が1979年6月7日に再審開始を決定し、検察官の即時抗告は棄却され、同地裁で無罪判決が言い渡され確定した（1984年3月12日）。

#### (4) 松山事件

裁判所（第2次請求審）の勧告により開示された未提出記録6冊の中に、犯人性を立証する証拠とされていた血液が付着したとされる掛け布団に「ベンチジン、ルミノール反応とも陰性」として血液反応が存在しないと結論づける鑑定などがあった。

仙台地裁が1979年12月6日に再審開始を決定し（検察官の即時抗告棄却）、仙台地裁で無罪判決が言い渡され確定した（1984年7月11日）。

#### (5) 徳島事件

第5次再審請求の審理を始めるに際し、三者打合せの中で裁判所が証拠開示を勧告し、検察官が未提出記録である警察の初動捜査に関する記録や目撃者である少年2人の目撃供述の変遷経過を示す証拠等22冊を開示した。これにより、証拠構造上核心的な目撃証言の信用性に関わる多数の重要な未提出証拠が存在していたことが明らかになった。

第6次再審請求において、徳島地裁が1980年12月13日に再審開始を決定し、検察官の即時抗告が棄却され、同地裁が無罪判決を言い渡し確定した（1985年7月9日）。

#### (6) 梅田事件

第2次再審請求において、裁判所の勧告により検察官が未提出記録の目録を提出したため、裁判所がその中から証拠を特定して、職権により地検から公判未提出記録である供述調書や捜査記録、写真等を多数取り寄せた。そこに含まれていた被害者の頭蓋骨写真等の証拠により、確定判決が認定した実行行為との不一致が明らかになった。

釧路地裁網走支部が1982年12月10日に再審開始を決定し、検察官の即時抗告が棄却され、釧路地裁が無罪判決を言い渡し確定した（1986年8月27日）。

#### (7) 島田事件

裁判所が刑訴法445条の「事実の取調」の前提として昭和60（1985）年3月20日付文書取寄決定をし、検察官に事件発生後から逮捕日までの捜査日誌、現場の足跡採取に関する捜査報告書等の提出を求めたところ、逮捕日付捜査

日誌の付表欄のみと足跡採取に関する報告書2通を提出し、その余は拒んだ。これらの報告書により、自白における犯行順序や遺体損傷状況、犯行後の足取りに関する供述が、客観的事実に反していることが判明し、自白の信用性に疑問が生じたことから、再審開始に至った。

静岡地裁が1986年5月30日に再審開始を決定し、同地裁が無罪判決を言い渡し確定した（1989年1月31日）。

#### (8) 榎井村事件

弁護人が、1951年、請求人は無実であり再審請求の予定である旨を主張して刑事確定訴訟記録の保存を申し出たにもかかわらず、1962年6月に判決書を除いて刑事確定訴訟記録が廃棄された。もっとも、再審請求審の審理中に、警察の調査により、香川県警察本部で保管されている書類綴りに本件及びそれに関連する余罪事件の書類があることが判明した。裁判所は、三者協議において検察官に対し、上記書類の謄本を、原本と照合した上で証拠として提出するか否かを質したところ、検察官は「別組織である県警保管の文書を、検察庁が入手して提出、あるいは県警に提出させることはできない」と述べた。これに対し、裁判所は「従前からの経緯では、裁判所に原本全部を持参してもらい、既に検察官、弁護人が入手している写し部分以外にも本件と関連する部分があるかどうかを確認することについては暗黙の了解があったように思われる。検察官の方でも、他にも本件と関連する部分があるかどうかの確認ができるように努力してもらいたい」と述べ、裁判所内での法曹三者立会いの下で「原本照合」及び「他に本件に関連する文書がないかどうかの確認」の実施を決めた。これにより未開示証拠も開示されたため、これらの開示証拠が、旧証拠の内容再現にも寄与し、証拠構造の把握や総合評価が十分可能となった。再審無罪となった結果に照らしても、再審事件における保管記録の廃棄が極めて不当であったことが明らかとなり、再審事件における記録保管・廃棄に関する問題点が顕在化した。

高松高裁が1993年11月1日に再審開始を決定し、同高裁が無罪判決を言い渡し確定した（1994年3月22日）。

#### (9) 足利事件

裁判所は、検察庁から裁判所に提出された後、裁判所の保管庫に保管されている証拠物である「半袖下着」の証拠保全のために押収（刑訴法99条2項〔※現行法の同条3項〕）を決定して押収を行った上で、押収した半袖下着を自治医科大学法医学教室に保管させる旨の決定をした。裁判所の上記措置により、半袖下着はマイナス80℃で保管されることになり、後のDNA型再鑑

定が可能となった。

東京高裁が2009年6月23日に再審開始を決定し、宇都宮地裁で無罪が言い渡され確定した（2010年3月26日）。

(10) 東京電力女性社員殺害事件

裁判所が、検察官が保管している膾内容物等の証拠物について、証拠開示の準備行為として、保管するよりも検察庁でDNA型鑑定を求めたところ、検察庁がDNA型鑑定を行った。当該DNA型鑑定によって請求人の犯人性が否定された。

東京高裁が2012年6月7日に再審開始を決定し、検察官の異議申立は棄却され、同高裁で確定第1審の無罪判決に対する検察官の控訴を棄却する判決が言い渡され確定した（2012年11月7日）。

(11) 布川事件

弁護人が個別証拠開示を求め続けたところ、第1次再審で11点、第2次再審及び再審公判で127点、証拠物9点などの証拠開示がなされた。開示された証拠の中でも、逮捕2日後の取調べ録音テープ、頸巻きパンツ、請求人らの痕跡不存在を示す毛髪鑑定書2通、死体検案書、目撃証人の初期供述、捜査報告書等によって、殺害方法や請求人両名の自白や目撃証言の信用性に疑問があることが判明し、再審開始決定に至った。

水戸地裁土浦支部が2005年9月21日に再審開始を決定し、検察官の即時抗告及び特別抗告がいずれも棄却され、同地裁支部が無罪判決を言い渡し確定した（2011年5月14日）。

(12) 東住吉事件

即時抗告審において、裁判所が「取調べ備忘録・取調べメモに該当する捜査報告書」について証拠開示の勧告をし、検察官が該当する証拠として報告書15通を開示した。即時抗告審決定では、開示された取調べ備忘録・取調べメモを根拠に取調官の偽証の可能性が指摘され、再審公判では、自白の任意性を否定する根拠の一つとされた。

大阪地裁は2012年3月7日に再審開始を決定し、検察官の即時抗告は棄却され、同地裁で無罪判決が言い渡され確定した（2016年8月10日）。

(13) 松橋事件

弁護人が、再審請求の申立前に、検察庁で証拠物の閲覧を求めたところ、焼却されたはずのシャツの左袖部分の布片が開示された。これにより、被告人が犯行に使用したのちに焼損したと自白した上記布片について、その布片が焼損されておらず、被告人の自白に客観的状況と矛盾する部分があること



が明らかとなり、再審開始、再審無罪の原動力となった。また、再審請求審においても、裁判所は、検察官に対し、証拠物に関する鑑定嘱託書・鑑定書・捜査報告書等、実況見分が行われた際の写真・ネガ・ビデオテープ・録音テープ、被告人及び関係者の供述録取書等・取調小票・取調メモ等について、その有無を調査し、検察庁及び熊本県警察に現存する該当証拠について、その標目を弁護人に開示するよう勧告したり、実況見分の状況を撮影したビデオテープの現物を開示するよう勧告したりするなど、証拠開示に向けた積極的訴訟指揮が執られた。

熊本地裁が2016年6月30日に再審開始を決定し、検察官の即時抗告及び特別抗告がいずれも棄却され、同地裁における再審公判で無罪判決が言い渡され、即日確定した（2018年3月28日）。

#### ○その他、証拠開示をめぐる裁判所の訴訟指揮の実例

##### (1) 大崎事件（第2次即時抗告審）

裁判所は、書面による勧告の形式で、検察官に対し、書類の標目の開示、及び弁護人が典型的に掲げた証拠書類について「その有無を調査し、現存する書類の標目を作成し、申立人弁護人に対して開示されたい」とした。

##### 【福岡高裁宮崎支部勧告書平成25年7月18日】

「当裁判所は、福岡高等検察庁宮崎支部検察官に対し、次のとおり勧告する。

- 1 申立人弁護人に対し、申立人の第一次再審請求事件にかかる検察庁保管の書類の標目を開示されたい。
- 2 別紙1及び別紙2記載の各書類について、その有無を調査し、検察庁及び鹿児島県警察に現存する書類（開示済みのものを除く。）の標目を作成し、申立人弁護人に対し、その標目を開示されたい」。

##### 【解説】

大崎事件第2次再審請求においては、再審請求審の中で、検察官が「第1次再審時に検察庁が収集した証拠の標目を作成した」と発言したために、その標目（その意味で、捜査機関が保有している証拠資料の一覧表としての通常の「証拠の標目」とは異なる）の開示を弁護人が求めていたという経緯がある。上記裁判所勧告の第1項は、その標目の開示を勧告したものである。

第2項の別紙は、弁護人が、「供述調書」や「捜査報告書」など、捜査において必ず作成されていたであろう証拠を典型的に記載した書面であ

る。第2次再審請求審時、「未開示証拠は不見当である」との答えしか明らかにしない捜査機関に宛てて、弁護人から「証拠の有無、廃棄の有無、その時期」などを答えさせるために作成した文書であった。

(2) 大崎事件（第3次請求審）

第3次再審請求段階でも、弁護人は、改めて未開示の証拠の開示を検察官に求めるよう、裁判所に請求した。裁判所は、それら未開示証拠のうち、弁護人側の法医学鑑定人の尋問を控えた段階であったので、鹿児島地裁は、被害者の遺体発見時及び解剖時の写真について、先行して開示するように勧告した（2015年11月4日付）。

(3) 袴田事件（第2次再審請求審）

裁判所は、検察官に対し、書面により証拠の開示を勧告した（2011年12月5日付）。

(4) 東住吉事件（即時抗告審）

大阪高裁は、請求人らの取調べ備忘録、取調べメモの開示及び証拠開示に関する求釈明に回答するよう、書面により勧告した（2012年6月18日付）。

(5) 福井女子中学生殺人事件（請求審）

名古屋高裁金沢支部は、弁護人が証拠開示を求めている物的証拠の「存否について明らかにせよ」と書面により勧告し（2007年9月7日）、その検察官の回答の中で「ある」「存在する」と答えた物証について、弁護人に開示することを勧告した（2008年2月18日付）。

さらに弁護人が開示を求めた「供述調書」について、「未開示証拠の有無を明らかにすることを勧告する」（2009年10月13日付）としたうえで、これについてもまた、後に検察官が「存する」と回答した調書について書面により開示を勧告した（2009年11月12日付）。

(6) 名張事件（第7次異議審）

名古屋高裁は、弁護人が請求する具体的な証拠について書面により開示を勧告した（2006年9月1日）。

### 3. 証拠の一覧表の必要性を示す事例

(1) 大阪強姦事件

標記事案において、裁判所は、決定の形式で、検察官に対し、手持ち証拠の一覧表を、弁護人に交付することを命じた。

【大阪地裁決定平成27年1月14日（判例時報2347号127頁）】

（主文）「検察官は、弁護人に対し、本件について捜査機関が保管する一切

の証拠の一覧表（証拠書類については、標目、作成年月日及び作成者（供述録取書にあっては供述者）の氏名の一覧を、証拠物については品名の一覧を、それぞれ記載した書面をいう。）を、平成27年1月31日までに、交付せよ」。

（理由（抜粋））「従前開示された証拠は、このような観点（引用注：前段で新証拠の内容等を指摘）からの信用性判断に十分であるとは限らず、他にも利用できる証拠のある可能性がある。そうすると、弁護人に主張、立証を尽くさせるとともに、実体的真実を発見するためには、改めて検察官が所持する証拠について、開示を求める機会を付与することが相当である（再審請求事件においても、裁判所は、具体的な事情の下で、開示の必要性と開示による弊害とを参酌した上、その訴訟指揮権に基づき、証拠開示を命じることができると解される。最高裁第二小法廷昭和44年4月25日決定（刑集23巻4号248頁）もこれを否定する趣旨とは理解されない。）」。

「当裁判所は、本件の審理を円滑に進行させるため、訴訟指揮権に基づき、検察官に対し、弁護人に、捜査機関の保管する一切の証拠の一覧表を交付することを命ずることとする。このような一覧表の交付を命じること訴訟指揮権の範囲内と考えられる上に、これによる弊害の生じるおそれが、少なくとも本件において、あるとは考えにくいからである」。

#### 【解説】

上記決定は、証拠の一覧表の交付を検察官に命じることが、訴訟指揮権の範囲に属し、かつ、昭和44年決定もこれを否定するものではないとの見解に立ったものである。

なお、同事件においては、裁判所ではなく、弁護人に対する一覧表の交付が命じられているが、証拠開示に検察官が激しく抵抗している場合や、証拠の存否自体が不明確な場合においては、裁判所が証拠開示に適切に介入するため、検察官に対して証拠の存否の調査を命じ、その結果たる一覧表を裁判所に提出させることも有効である。

#### (2) 大崎事件（第2次即時抗告審）

大崎事件第2次再審請求では、請求審裁判所（鹿児島地裁）が弁護人の再三の証拠開示命令申立てを一顧だにせず、何らの対応も行わずに請求を棄却したため、弁護人は同即時抗告審において、「証拠開示こそが再審請求における公正な審理の前提として、まずもって実現されるべき積み残し課題」であって、これを行わずに請求について判断するのは「審理不尽である」旨主張した。

そして、原審において検察官が作成した事実を明言し、検察官と弁護人との間でその開示が争点になっていた「第1次再審請求時に検察官が収集した証拠

の標目」の開示、及び捜査機関がいまだに保有しているであろう証拠を典型的・網羅的に整理した照会書（当該証拠群の個別証拠の有無や廃棄事実の有無及びその時期について回答するための書面で、弁護人が作成したもの）について捜査機関が回答をすることを命ずるよう、裁判所に対し、請求した。

裁判所は、上記請求書提出後の打合わせ期日において、検察官に対し、上記請求についての意見を次回打合わせ期日までに出すよう指示し、検察官の意見が提出され次第証拠開示についての判断をできるだけ早く行う旨明言した。

上記の裁判所の指示に対し、検察官は次回打合わせ期日当日に「証拠開示を命ずることは相当ではない」旨の意見書を提出したが、そのわずか1週間後に、裁判所が証拠開示について書面で検察官に勧告を行った。

**【福岡高裁宮崎支部平成25年7月18日付勧告】**

「当裁判所は、福岡高等検察庁宮崎支部検察官に対し、次のとおり勧告する。

- 1 申立人弁護人に対し、申立人の第一次再審請求事件にかかる検察庁保管の書類の標目を開示されたい。
- 2 別紙1及び別紙2記載の各書類について、その有無を調査し、検察庁及び鹿児島県警察に現存する書類（開示済みのものを除く。）の標目を作成し、申立人弁護人に対し、その標目を開示されたい」。

**【解説】**

上記勧告は、弁護人の証拠開示命令申立に対し、裁判所が訴訟指揮権に基づいて検察官に勧告したものである。このうち1項については、通常証拠の標目とは異なるが、本事件で問題になっていた「第1次再審請求時に検察官が収集した証拠の標目」の開示を求めた点、2項については、「証拠の有無を調査し、現存する書類の標目」の作成を命じた点、それらを「弁護人に対し」開示されたい、とする点で極めて画期的な勧告であった。

なお、検察官は、上記勧告には従わず、「検察官が保管する書類のうち、現時点で開示による弊害がないことなどの確認を了した証拠を裁判所に対して任意に開示する」として五月雨的に212点の証拠を開示した後、「検察官が保管した証拠はすべて開示したため標目の開示の必要性がない」などとして、「リスト開示に応じない」と最後まで抵抗を示した。

弁護人は「すべて開示したかどうかの検証をするためにも標目を開示すべき」と主張したが、裁判所が「裁判所限りでの検証ならよいか」と検察官に求めたところ「裁判所から要望があれば検討したい」と答えたため、弁護人に対しその旨の上申を出すよう積極的な訴訟指揮を行った。弁護人の上申に応えて、当該標目につきいわゆるインカメラ手続類似の検証（刑訴法316条



の27第2項参照)を行った裁判所は、最後にさらに1点の証拠について検察官に開示を勧告し、その証拠も開示された。

(3) 日野町事件（第1次請求審）

標記事件の第1回三者協議期日（平成13年12月11日付）において、弁護団が全面的証拠開示を求めたところ、裁判長が口頭で「検察官は確定事件についての未提出記録一覧を書面で提出することも検討してください」と述べ、検察官は「検討します」と述べた。1週間後、検察官は、警察から検察官宛に送致された記録の「送致書」（書証及び証拠物の目録添付のもの）合計34通の写しを弁護団と裁判所に提出した。ただし、その多くを占める「犯罪捜査復命書」が年月日と作成者氏名のみ記載であり、その内容の要旨が不明であったため、第2回期日（平成14年1月29日付）及び第3回期日（同年3月16日付）において弁護人が各証拠の立証趣旨ないし内容の要旨を明らかにするように求めたところ、検察官は送致書34通、合計516点の書証について、後記のような要旨の記載を含む一覧表を作成し、弁護人に交付した。これにより、警察からの送致証拠の概要が明らかになり、第1次再審請求審のみならず、第2次再審請求審においても、当該一覧表の記載を軸として証拠開示請求が行われ、裁判所が証拠開示の必要性や開示にかかる証拠の位置づけを理解するために重要な機能を果たし、結果として証拠開示が大きく進展する原動力となった。

【検察官から弁護人に交付された一覧表】

文書の標目	作成年 月日	作成者	要旨
1 犯罪捜査 復命書	S63. 3.7	甲（警察 官実名）	捜査の端緒・経過
2 電話受信 簿	S59.12 .29	乙（警察 官実名）	Vの捜索願の電話を 受理したこと
3 犯罪捜査 復命書	S59.12 .30	丙（警察 官実名）	Vの失踪時の状況等

(4) 補足

上記のほか、狭山事件（第3次請求審）では、証拠物に限定してであるが、その一覧表について、裁判所の再三の要請により、検察官はこれに応じ、（法務省の「証拠品事務規程」に定められている）領置票（高検保管の証拠物279点を記載）の写しを弁護人に交付した。

また、松橋事件（請求審）においては、弁護人が求めていた証拠開示申立てに対して、2013年12月9日、検察官に対し、書面で証拠開示勧告を行った。その内容は、犯行現場に残された血痕や指紋、足跡などに関する鑑定書等の客観的な証拠、及び、未提出の関係車の供述調書等11項目について、①目録を作成の上、裁判所及び弁護人に開示せよ、②証拠を弁護人に開示せよ、というものであった。

#### 4. 裁判所の主導による証拠の存否の調査の重要性を示す事例

##### (1) 榎井村事件

裁判所は、第12回三者協議（高松高裁平成4年7月6日付期日調書）で、検察官に対し、県警保管の「昭和式壹年重要犯罪捜査報告綴」と「重大凶悪犯」の綴りの謄本を、原本と照合した上で証拠として提出するか否かを質したところ、検察官は1992年7月15日の協議期日で「別組織である県警保管の文書を、検察庁が入手して提出、あるいは県警に提出させることはできない」と述べた。これに対し、裁判所は「従前からの経緯では、裁判所に原本全部を持参してもらい、既に検察官、弁護人が入手している写し部分以外にも本件と関連する部分があるかどうかを確認することについては暗黙の了解があったように思われる。検察官の方でも、他にも本件と関連する部分があるかどうかの確認ができるように努力してもらいたい」と述べ、裁判所内での法曹三者立会いの下で「原本照合」及び「他に本件に関連する文書がないかどうかの確認」の実施を決めた。1992年7月20日、裁判所で、照合及び確認作業の仕方に関する打ち合わせを行い、法曹三者で定めた条件で県警に協力要請をすることで合意をみた（「照合・確認は裁判所の法廷内で行い、警察官が立会いを希望するなら傍聴席で待機する」「照合・確認の際、謄本で提出されたもの以外に本件と関連性があると判断された文書は、後日県警に謄本を作成して提出してもらおう。不鮮明な箇所は、弁護人の希望どおり、謄本作成者の方で明確にし、認証文言を付加してもらおう」等）。その結果、県警保管の上記文書綴りの謄本が弁護人に送付され、1992年11月16日に裁判所で法曹三者及び警察官立会いの下での証拠の照合・確認作業が実施された。

##### (2) 名張事件（第5次特別抗告審、第7次異議審）

- ① 裁判所は、検察官に対し、供述調書の存否を調査し、その結果を回答するよう照会した（最高裁平成8年10月21日付照会）。
- ② 裁判所は、検察官に対し、供述録取書等や写真などの存否を調査し、その結果を回答するよう照会した（名古屋高裁平成18年8月8日付照会）。

(3) 福井女子中学生殺人事件（請求審）

- ① 裁判所は、検察官に対し、写真、ネガフィルム、被害者の着衣等の証拠物、鑑定・鑑識書類、捜査報告書等の存否（存在する場合には、その表題）を明らかにするよう勧告した（名古屋高裁金沢支部平成19年9月7日付勧告）。
- ② 裁判所は、検察官に対し、供述調書（警察署で保管中のものを含む）について、未開示証拠の有無を明らかにするよう勧告した（名古屋高裁金沢支部平成21年10月13日付勧告）。

(4) 松橋事件（請求審）

- ① 裁判所は、検察官に対し、証拠物に関する鑑定嘱託書・鑑定書・捜査報告書等、実況見分が行われた際の写真・ネガ・ビデオテープ・録音テープ、被告人及び関係者の供述録取書等・取調小票・取調メモ等について、その有無を調査し、検察庁及び熊本県警察に現存する該当証拠について、その目録（表題、作成者、供述者、作成年月日を記載したもの）を作成し、裁判所に提出するとともに、弁護人に開示するよう勧告した（熊本地裁平成25年12月9日付勧告、同月18日付勧告）。
- ② 裁判所は、検察官に対し、開示証拠の作成日及び作成者供述調書（警察署で保管中のものを含む）について、調査等を踏まえた検討結果を釈明することを求めるとともに、その他の証拠の存否等についても任意の釈明を求め、開示された証拠以外に未開示の証拠は存在しないと判断した際の調査の範囲、方法について任意での釈明を検討するよう求めた（熊本地裁平成26年10月3日付求釈明等）。

(5) 東住吉事件（即時抗告審）

裁判所は、検察官に対し、「不存在」との回答は、検察官の保管記録に存在しないという趣旨か、警察にも存在しないという趣旨か、前者であれば、その存否を調査した上で、その存否及び開示の可否について、後者であれば、過去に存在したことがあったのか否か（あったとすれば、その後どうなったのか）について、回答するよう勧告した（大阪高裁平成24年6月18日付勧告）。

(6) 大崎事件（第2次即時抗告審）

裁判所は、検察官に対し、証拠物に関する捜査報告書・鑑定嘱託書・鑑定書や関係者の供述録取書等の証拠について、その有無を調査し、検察庁及び鹿児島県警察に現存する書類の標目を作成し、その標目を弁護人に開示するよう勧告した（福岡高裁宮崎支部平成25年7月18日付勧告）。

また、裁判所は、検察官に対し、検察官が従前作成していた「第一次再審において検察官が収集した証拠の標目」について、いわゆるインカメラ手続（刑

訴法316条の27第2項参照)で確認することを期日において宣言し、検察官に提出を求めた(同平成25年12月25日付打合せ調書)。裁判所は、上記インカメラ手続の結果、すでに開示された212点の証拠に加え、さらに1点の証拠について、検察官に対し開示を勧告した(同平成26年2月20日付打合せ調書)

(7) 東京電力女性社員殺害事件(請求審)

- ① 裁判所は、検察官に対し、DNA型鑑定の対象となり得るものについて、対象物の有無と保管状況を裁判所に明らかにするよう求めた(東京高裁平成21年12月15日付打合せメモ)。
- ② 裁判所は、検察官に対し、検察官が保管している臆内容物等の証拠物については、証拠開示の準備的行為として、「できる物については、保管するよりも検察庁でDNA型鑑定をし、その分析結果を開示することを強く希望する」旨要請した(東京高裁平成23年1月28日付打合せメモ)。

(8) 飯塚事件(請求審)

裁判所は、検察官に対し、元被告人の車両を確認した捜査員の捜査結果(メモなども含む)、元被告人やその妻に対して聞き込みをしたこと及びその結果を記載した書類等について、福岡県警へ照会を行うことの検討を依頼した(福岡高裁平成27年5月13日付打合せ調書)。

また、検察官から「本件とは関係のない部分が含まれている」との理由で一部マスキングされた抄本が開示された捜査報告書について、裁判所は、検察官に対し、マスキングされた部分をまず裁判所限りで開示させた。その上で、マスキングされた部分は関係者の供述の信用性を評価するにあたり関係がないとは言えず、プライバシーが侵害されるなどの弊害も考えられないと判断し、同部分も弁護人に開示するよう検察官に対して勧告した(福岡地裁平成24年10月25日付打合せ調書)。

(9) 日野町事件(第2次請求審)

- ① 裁判所が検察官に対し、作成された期間に関わらず、アリバイに関する供述調書、捜査報告書、捜査メモ等のうち、まだ提出等していないものについて一覧表を作成提出するよう指示し(大津地裁平成27年5月26日付期日調書)、検察官が一覧表を作成・提出した(同平成27年7月1日)。
- ② ①とは別の場面での例であるが、裁判所は検察官に対し、「検察庁に保管されているいわゆる未送致記録(注:正規の送致手続が取られていないが、第二次再審請求係属後、事実上検察庁が取り寄せて保管しているとされる証拠)の中の、ネガ・写真を含む証拠物について、一覧表を作成、提出された。それ以外に警察で残っている証拠物があれば、それらも付け加えていた



だきたい」と勧告した（同平成28年11月8日付期日調書）。

検察官はこれに対し平成29年2月3日付で証拠品一覧表（417点）を作成し、一覧表を裁判所に提出した上、同証拠物を弁護団に開示した。開示証拠物を閲覧した弁護団が、なお証拠物の一部が未開示である可能性を指摘したところ、裁判所はさらに、「金庫発見現場での散乱物の写真およびネガ、指掌紋、被害者の爪を含む未開示の証拠物すべて」「指掌紋に関する鑑定または検査等の結果が記載されている書面」「被害者の爪に関する鑑定又は検査等の結果が記載されている書面」等を対象として、「検察官に対し、存否の確認を求め、仮に存在する場合その開示を求める」との職権発動を行った（同平成29年6月1日付期日調書・同調書添付書面）。

これに対して、検察官はいったん「既に開示済みのもの以外は存在しない」旨回答したが（平成29年8月18日付検察官意見書）、その後、滋賀県警察本部鑑識課倉庫内から指掌紋を採取したゼラチン紙等の証拠品22点および鑑識関係書類3点が「発見された」として新たに開示された。裁判所は、「裁判所が……存否確認および存在する場合の開示を求めた証拠物の一部につき、検察官が不存在と回答した証拠物が後に発見された経過について、本来あってはならない事態であって遺憾である。検察官が自ら現に保管する証拠に限らず、当該事件の捜査の過程で作成され又は入手された書面、物等であって、公務員が職務上保管し、検察官による入手が容易なものについては、証拠開示の対象になると考えられる。……本件事案の重大性や裁判所が開示を求める当該証拠の重要性に鑑み、未開示の証拠が思わぬ保管場所に存在するのではないかとの疑念が生じたことは否定できない。検察官におかれては、今一度、少なくとも被害者の爪を含む証拠物等について、調査していない保管場所があるのではないかと、改めて漏れのない緻密な確認を行った上、その経緯について報告書を提出されたい」との職権発動を行った（平成29年10月19日付期日調書）。

## 5. 裁判所による証拠開示命令・勧告の必要性を示す事例

### (1) 名張事件（第7次異議審）

裁判所は、検察官に対し、警察官調書及び実況見分調書の警察控えを弁護人に開示するよう勧告した（名古屋高裁平成18年9月1日付勧告）。

### (2) 袴田事件（第2次再審請求審）

裁判所は、検察官に対し、供述調書、鑑定書、写真（ネガフィルムを含む）、取調状況を録音した録音テープ、捜査報告書等、多数の証拠を弁護人に開示す

るよう勧告した（静岡地裁平成23年12月5日付勧告）。

(3) 日野町事件（第2次再審請求審）

- ① 裁判所は、検察官に対し、遺体発見現場引当実況見分時や犯行再現実況見分時等に撮影された写真及びネガを、事前に弁護人に開示した上で、裁判所に提出するよう求めた（大津地裁平成25年7月12日付打合せ調書）。
- ② 裁判所は、検察官に対し、検察庁の領置番号が付された証拠物について、標目の一覧表を作成、開示することを勧告し（同平成24年5月26日付打合せ調書）、次の期日において検察官が作成・提出した「証拠品一覧表」について、同記載の証拠物について開示を勧告した（同平成28年7月21日付打合せ調書）。

(4) 福井女子中学生殺人事件（請求審）

- ① 裁判所は、検察官に対し、写真、ネガフィルム、被害者の着衣等の証拠物、鑑定・鑑識書類、捜査報告書等を弁護人に開示するよう勧告した（名古屋高裁金沢支部平成20年2月18日付勧告）。
- ② 裁判所は、検察官に対し、供述調書を弁護人に開示するよう勧告した（名古屋高裁金沢支部平成21年11月12日付勧告）。

(5) 松橋事件（請求審）

- ① 裁判所は、検察官に対し、証拠物に関する鑑定嘱託書・鑑定書・捜査報告書等、実況見分が行われた際の写真・ネガ・ビデオテープ・録音テープ、被告人及び関係者の供述録取書等・取調小票・取調メモ等について、その有無を調査し、検察庁及び熊本県警察に現存する該当証拠について、その標目（表題、作成者、供述者、作成年月日を記載したもの）を弁護人に開示するよう勧告した（熊本地裁平成25年12月9日付勧告、同月18日付勧告）。
- ② 裁判所は、検察官に対し、実況見分の状況を撮影したビデオテープの現物を開示するよう勧告した（熊本地裁平成26年10月3日付求釈明等）。

(6) 東住吉事件（即時抗告審）

- ① 裁判所は、検察官に対し、取調べ備忘録・取調べメモの開示を勧告した（大阪高裁平成24年6月18日付勧告）。
- ② 裁判所は、検察官に対し、ガソリンスタンド関係者の書類は、開示相当と考えるので、開示する方向で検討するよう求めた（大阪高裁平成25年11月11日付打合せ調書）。

(7) 布川事件（第2次請求審）

裁判所は、検察官に対し、目撃証人の捜査報告書、供述調書等を提出するよう依頼した（水戸地裁土浦支部平成15年10月16日付依頼書）。

(8) 狭山事件（第3次請求審）

裁判所は、検察官に対し、現場撮影8ミリフィルム、再審請求人の筆跡が存在する書類、被害者の死体に関する写真、再審請求人及び関係者の取調小票、取調べメモ（手控え）、備忘録、供述調書案等の開示を勧告した（東京高裁平成21年12月16日付打合せメモ）。

(9) 恵庭事件（第1次請求審）

裁判所は、検察官に対し、弁護人が証拠開示を求めた客観的証拠（GC、MS関係の書類、検死調書）や関係する供述調書（目撃者の初期の供述調書、消防署員の供述調書）等を、優先的に証拠開示するように求めた（札幌地裁平成23年12月18日付打合せ調書）。

(10) 大崎事件（第2次即時抗告審・第3次再審）

① 第2次即時抗告審において、裁判所は、検察官に対し、証拠物に関する捜査報告書・鑑定嘱託書・鑑定書や関係者の供述録取書等の証拠について、その有無を調査し、検察庁及び鹿児島県警察に現存する書類の標目を作成し、その標目を弁護人に開示するよう勧告した（福岡高裁宮崎支部平成25年7月18日付勧告）

② 裁判所は、検察官に対し、検察官が従前作成していた「第一次再審において検察官が収集した証拠の標目」について、いわゆるインカメラ手続（刑訴法316条の27第2項参照）を確認することを期日において宣言し、検察官に提出を求めた（同平成25年12月25日付打合せ調書）。

③ 裁判所は、上記インカメラ手続の結果、すでに開示された212点の証拠に加え、さらに1点の証拠について検察官に対し開示を勧告した（同平成26年2月20日付打合せ調書）。

④ 大崎事件第3次再審請求審において、裁判所は、法医学鑑定人尋問の準備に必要な、遺体発見時及び司法解剖時のネガの原本について、他の証拠に先んじて開示するよう、検察官に求めた（鹿児島地裁平成27年11月4日付打合せメモ）。

⑤ 同審において、裁判所は、弁護人の証拠開示命令申立書について、検察官に対し、期限を区切り、文書で回答するよう求めた（同平成28年9月12日第9回進行協議期日調書）。

(11) 飯塚事件（請求審）

検察官から「本件とは関係のない部分が含まれている」との理由で一部マスキングした上で抄本が開示された捜査報告書について、裁判所は、検察官に対し、マスキングされた箇所は関係者の供述の信用性を評価するにあたり関係が

ないとは言えず、プライバシーが侵害されるなどの弊害も考えられないとの理由で、同捜査報告書のマスキングされた部分についても弁護人に開示するよう勧告した（福岡地裁平成24年10月25日付打合せ調書）。

## 6. 裁判所が検察官手持ち証拠を裁判所に提出させる措置の有効性を示す事例

### (1) 大崎事件（第2次即時抗告審）

大崎事件第2次即時抗告審においては、裁判所から検察官に対し、書面による証拠開示勧告がなされたが、その前後を通じて、合計213点の証拠が「裁判所に対し、任意に」開示された。

もっとも、その際、裁判所は、開示証拠をそのまま弁号証（弁護人請求証拠）とはせず、開示証拠の取調べは、弁護人による証拠の吟味を経て、弁号証として提出されたものに限られた。また、検察官も「裁判所に対し」て開示すると述べているものの、実際には、裁判所に提出する開示証拠の写しとともに、弁護人に対して手交するための写しも同様に持参していたのであって、実質的には弁護人側に不利にならないような運用による証拠開示がなされた。

### (2) 日野町事件（第2次請求審）

① 裁判所は、検察官に対し、被害金庫発見時に実施された実況見分時に撮影された写真及びネガを裁判所に提出するよう求めた（大津地裁平成27年1月27日付打合せ調書）。これに応じて検察官がネガを提出したが、更に「金庫発見現場以外で撮影したことを理由に提出していなかったもの」についても裁判所に提出するよう求めた（同平成27年11月17日付打合せ調書）。

② 裁判所は、検察官に対し、送致記録一覧表に記載のある関係者（事件発生とされる日に被害者方を訪問した可能性のある知人）の供述調書を裁判所に提出するよう求めた（同平成28年1月14日付打合せ調書）。

## 7. 証拠開示の不十分を審理不十分とすべきことを示す事例

### (1) 大崎事件（第2次即時抗告審）

大崎事件第2次再審請求審は、請求人が提出した鑑定書を作成した鑑定人の尋問もせず、証拠開示に向けた裁判所の動きもないまま、再審請求の棄却決定を行った。これに対し、弁護人は「審理不十分」も理由の一つとして即時抗告を行ったところ、即時抗告審裁判所は、抗告審であったが証拠開示の勧告を行い、また、新証拠にかかる鑑定人等の証人尋問を行うなどしたうえで「審理不十分」の抗告理由を退けた。

【福岡高裁宮崎支部決定平成26年7月15日LEX/DB25445527】



「なお、原審の審理不尽をいう点については、当審において、検察官に対し証拠開示の勧告をし、また、3名の証人尋問をしているから、その判断をするまでもなく、抗告の理由がない」。

#### 【解説】

上記決定によれば、逆に、検察官に対して証拠開示の勧告をせず、鑑定人らの証人尋問をしなければ審理を尽くしたことにならなかったとの判断が窺える。

### 8. 検察官が証拠の存否を調査したのちに、具体的な報告を行うべき必要性を示す実例

#### (1) 大崎事件（第3次請求審）

弁護人が、具体的な個別証拠の存在と開示の必要性を述べたうえで、当該証拠の開示を検察官に求めるよう、裁判所に請求したところ、裁判所は、打合せ期日において、検察官に対し、口頭ながら、弁護人が請求した証拠が存在する蓋然性が肯定されることを前提として、「探索し、存在したなら開示を勧告する予定であるから、当初からそれを見越した対応をとること」「もし不存在ならば、存在しない合理的な理由を具体的に付した回答を文書で提出すること」を求めた。

※大崎事件において、検察官が「不存在」と回答したことに対する裁判所のさらなる積極的な勧告は初めてのことであった。その結果、捜査機関は「これまで未開示であった新たなネガが18本、志布志警察署の写真室から見つかった」旨を報告するとともに、所轄署と県警本部において、搜索した場所と要した捜査員数などを明示した報告書を提出し「大崎事件の証拠は、もはや県警には金輪際存在しない」との回答を行った。検察官の要請を受けた鹿児島県警察が、開示証拠の探索場所の報告をしたこと、さらには大崎事件の未開示証拠は「金輪際存在しない」との明言を行ったことも初めてであった。

#### (2) 日野町事件（第2次請求審）

裁判所が、検察官に対し証拠の一覧表の作成及び提出を求めたうえで、未開示証拠の開示勧告を行ったところ、検察官が一度未開示証拠は不存在との回答を行ったのち、新たに指掌紋を採取したゼラチン紙や現場指紋検出結果報告書等の未開示証拠を開示するに至った。

それに対して裁判所が「裁判所が……存否確認および存在する場合の開示を求めた証拠物の一部につき、検察官が不存在と回答した証拠物が後に発見された経過について、本来あってはならない事態であって遺憾である。検察官が自

ら現に保管する証拠に限らず、当該事件の捜査の過程で作成され又は入手された書面、物等であって、公務員が職務上保管し、検察官による入手が容易なものについては、証拠開示の対象になると考えられる。……本件事案の重大性や裁判所が開示を求める当該証拠の重要性に鑑み、未開示の証拠が思わぬ保管場所に存在するのではないかとの疑念が生じたことは否定できない。検察官におかれては、今一度、少なくとも被害者の爪を含む証拠物等について、調査していない保管場所があるのではないかと、改めて漏れのない緻密な確認を行った上、その経緯について報告書を提出されたい」との職権発動を行った（平成29年10月19日付期日調書）。

これに対して検察官は、県警本部及び所轄署の各部署の「再検索」を実施したとして、搜索日程と搜索箇所を特定し、搜索中の状況の写真を添付した報告書を提出し、「未開示の証拠品は存在しないことが確認された」とする「県警本部刑事部刑事企画課公判対応係」作成の報告書を提出した。

## 9. 検察官が裁判所の訴訟指揮に従わなければならないことを明文で定めるべきことを示す実例（命令に従わなかった例）

### (1) 大阪強姦事件

裁判所は、決定の形式で、検察官に対し、手持ち証拠の一覧表を弁護人に交付することを命じた（大阪地裁決定平成27年1月14日判例時報2347号127頁）が、検察官は、一覧表の開示を拒否した。本事件は、再審開始決定の後、再審公判において無罪が確定した。その後、検察官が上記証拠の一覧表開示命令に違反したことについて、請求人を原告とする国家賠償請求訴訟で争われたが、平成31年1月8日、大阪地裁は原告の請求を棄却したため、現在控訴審が係属中である。

## 10. 再審請求前における証拠開示の必要性を示す実例

### (1) 松橋事件（再審請求の前段階）

弁護人が、再審請求申立前に、検察庁で証拠物の閲覧を求めたところ、焼却されたはずのシャツの左袖部分の布片（自白によれば凶器に巻き付けたとされる布）が開示された。この開示証拠により、被告人が犯行に使用したのちに焼損したと自白した上記布片について、その布片が焼損されておらず、被告人の自白に客観的状況と矛盾する部分があることが明らかとなり、再審開始、再審無罪の原動力となった。

### (2) 姫路郵便局強盗事件（請求審）

検察庁から押収品の還付を受けた際、強盗犯人が着用していた雨合羽や目出し帽の交付を受けた。この証拠開示により、これらの証拠物の付着物について、DNA型鑑定の実施が可能となった。加えて、目出し帽に付着物や毛髪が残っており、科学的鑑定がされていたにもかかわらず、確定審段階では科学的証拠の提出がされなかったことも判明した。

## 11. 科学的証拠について特別の定めを行うべきことを示す実例

### (1) 足利事件

再審請求前に検察庁から裁判所に提出された後、裁判所の保管庫に保管されていた証拠物の半袖下着を確認したところ、ビニール袋に入ったままロッカーに保管されており、一部カビが発生していることが確認された。そこで、弁護人において、再審請求と同時に証拠保全請求を行い、マイナス80℃で保管できるように専門施設に保管するなど、DNA劣化を防ぐ必要な措置を求めた。そうしたところ、裁判所は、同裁判所の押収物主任官に対して半袖下着を提出するよう決定し、同決定に基づいて半袖下着を押収した上、これを自治医科大学の専門施設においてマイナス80℃で保管することとした。これにより、DNA型再鑑定が実現した。

### (2) 東京電力女性社員殺害事件（請求審）

打ち合わせ期日において、弁護人が、足利事件をふまえて、DNA型鑑定の実施状況や鑑定資料の保管状況を明らかにするよう強く求めたところ、裁判官より、検察官に対し、「DNA型鑑定の対象物となりうるものについては、特にきちんと適切に保管されているかどうかを把握しておく責任があると考えているので、責任の所在という観点からも、対象物の有無と保管状況の現状について、明確にしていきたい」との発言がなされた。これを受けて、検察官から前記の事項について回答がなされたが、その結果に含まれていた臆内容物等について、弁護人がDNA型鑑定を請求したところ、打ち合わせ期日において、裁判官から検察官に対し、「証拠開示勧告や証拠開示命令を発する趣旨ではないが、検察官が保管している臆内容物等の証拠物については、証拠開示の準備的行為として、できる物については、保管するよりも検察庁でDNA型鑑定をし、その分析結果を開示することを強く希望する」旨の発言がなされ、DNA型鑑定が実現されるに至った。

なお、ショルダーバッグの検体のDNA型溶液については、原審の鑑定書では一部しか費消してない旨の記載があるにもかかわらず、再審請求審の初期に残量の保管の有無の弁護士会照会を行った上で求釈明を申し立てたところ、検察

官より保管はない旨の回答があった。

(3) 飯塚事件（請求審）

DNA型鑑定関連資料の一部につき、検察官は、「廃棄したものと思われ」現時点では不存在であるとの曖昧な弁明をし、廃棄の時期についても不明と述べた。

なお、確定控訴審判決（福岡高裁判決平成11年9月29日高等裁判所刑事裁判速報集（平成13）号219頁）において、「本件では、科警研の検査で資料をほとんど使っているが、検査の結果がなかなか出にくかったことなどを考慮すれば、残量が少なくなったのもやむを得ないという事情があること、殊更再鑑定を避けるために費消するなどの不適切な事情も見当たらないことからすれば、資料をほとんど使い切ったからといって、その故をもって証拠能力を否定すべきものと解されない」との判示がされている。



## 付録5 新聞報道一覧表

番号	日付	新聞社名	タイトル・テーマ	概要
1	2018年4月2日	日本経済新聞	論点争点＝再審法制と憲法 適正手続き違反を問う	再審の具体的手続の規定の見直しを求めるもの。
2	2018年4月15日	東京新聞	社説＝針の穴にラクダを通す	検察官抗告の是非、検察側手持証拠の扱いなど法律を整備してルールを明確にする必要がある。
3	2018年6月4日	中日新聞	再審の今 袴田さん高裁判断 を前に	検察の上訴権、証拠不開示、自白の偏重を批判するもの。
4	2018年6月12日	朝日新聞	社説＝袴田事件再審 釈然と しない逆転決定	再審に関する法制度が整っておらず、証拠の取り扱い、審理の進め方、裁判官の権限などあいまいな点が多く、再審をめざす側の障壁になっている。制度も、運用も、意識も、「疑わしきは被告人の利益に」の観点から不断に見直さなければならない。
5	2018年6月12日	読売新聞	社説＝「袴田」再審棄却 鑑 定への評価が明暗を分けた	いったん再審開始決定が出たら、原則として再審に移行すべき。証拠開示のルールを明文化することも検討すべき。
6	2018年6月12日	東京新聞	社説＝再審への道 「疑わし きは罰せず」だ	問題は再審制度の在り方。再審は請求人の利益のためにある制度で、検察組織の防御のためではない。
7	2018年6月12日	河北新報	社説＝袴田さん再審認めず 多くの疑問が残ったままだ	長期間の審理に再審請求審の在り方が問われるとするもの。
8	2018年6月12日	神戸新聞	社説＝袴田事件 長すぎる再 審への道のり	「疑わしきは被告人の利益に」との刑事裁判の原則に立ち返り、早期に証拠を開示した上で審理を進めるべき。
9	2018年6月12日	静岡新聞	社説＝「袴田事件」再審 最 高裁は迅速な審理を	再審開始の可否を決める手続のルールははまだ具体性を欠く。明確な規定が必要ではないか。
10	2018年6月13日	山口新聞	視点論点＝中途半端な取り消 し決定	再審に関する条文が少ない。証拠開示ルールの規定がない。検察の異議申し立てを制限する規定を含め、再審を巡る論議の高まりに期待したい。
11	2018年6月14日	静岡新聞	覆った決定	再審手続に関する規定が少なすぎることで、再審請求審が事実上の再審法廷となっていることが、無実かもしれない人の不安定な立場を長期化させていると指摘するもの。
12	2018年6月14日	愛媛新聞	社説＝袴田事件再審認めず 疑わしきは被告に利益が原則 だ	再審手続に時間がかかり過ぎる。制度の見直しを含め検討すべき。
13	2018年6月14日	中国新聞	社説＝袴田さんの再審棄却 裁判の迅速化工夫要る	捜査手法、裁判制度、DNA鑑定のとおりなど、刑事司法が抱える病むや課題の検証が必要。
14	2018年6月14日	新潟日報	社説＝「袴田」再審判断 地 裁と高裁が正反対とは	冤罪の救済という原点に立ってルールの整備を考える時期ではないか。
15	2018年6月15日	毎日新聞	社説＝袴田事件で再審取り消 し 鑑定評価の仕組み検討を	裁判所の主導下で、第三者的な立場の専門家を集め、鑑定や検証を担ってもらい仕組みが築けないだろうか。
16	2018年6月17日	日本経済新聞	社説＝信頼される再審制度の ために	同じ証拠から死刑が無実かという正反対の結論が導かれるようでは司法の信頼を揺るがしかねない。中立性の高い鑑定が行われる制度などを検討していきたい。また、すみやかに再審裁判に移る仕組みに改めるべき。

番号	日付	新聞社名	タイトル・テーマ	概要
17	2018年6月17日	徳島新聞	社説＝袴田事件再審棄却 長すぎる裁判を改めよ	証拠の開示が極めて重要であり、法制化に向けて速やかに検討すべきだ。
18	2018年6月18日	朝日新聞	袴田さん再審取り消し 長引く再審請求、制度に不備	再審が非公開であること、進行のルールが少ないこと、証拠の開示が裁量であること、検察官の不服申立ての問題点を指摘するもの。
19	2018年6月18日	山陽新聞	社説＝袴田事件 再審手続き見直すべきだ	審議の長期化など、袴田事件は再審手続きの問題点を浮き彫りにしている。検察が抗告できない仕組みなど、日本も見直すべきではないか。
20	2018年6月19日	下野新聞	論説＝袴田さん特別抗告 再審制度の見直し進めよ	「無罪の救済」を目的とする再審制度はどうあるべきか。審理のルールを明確にするなど見直しに取り組む時期に来ている。
21	2018年6月20日	長崎新聞	論説＝袴田さん特別抗告 再審制度の見直し進めよ	「無罪の救済」を目的とする再審制度はどうあるべきか。審理のルールを明確化など見直しに取り組むべきだ。
22	2018年6月25日	京都新聞	核心評論＝袴田事件再審、高裁棄却 疑問にふた 鉄則反する	検察側が無罪判決や再審開始決定を不服として上訴できること自体が鉄則にそぐわない。制度を見直すべきだ。
23	2018年6月29日	東京新聞	視点＝袴田さん再審判断、最高裁へ 鉄則に従い早期公判を	検察側が無罪判決や再審開始決定を不服として上訴できること自体が鉄則にそぐわない。制度を見直すべきだ。
24	2018年7月1日	奈良新聞	核心評論＝袴田さん再審判断、最高裁へ 鉄則に従い、早期公判を	検察側が無罪判決や再審開始決定を不服として上訴できること自体が鉄則にそぐわない。制度を見直すべきだ。
25	2018年7月12日	中日新聞	死後再審決定 鍵はまたも未提出証拠	今のように裁判官の職権、裁量に任せるのではなく、再審請求審のルールとして未提出証拠の全面開示を目指す必要がある。
26	2018年7月13日	大阪日日新聞	社説＝死後再審 証拠開示の規定整えよ	裁判官の姿勢次第で法廷に出てくる証拠が乏しくなり、再審開始の可能性が低くなることもある。早急に規定を整備する必要がある。
27	2018年7月15日	山陰中央新報	論説＝死後再審 証拠開示の規定整備を	裁判官の姿勢次第で法廷に出てくる証拠が乏しくなり、再審開始の可能性が低くなることもある。早急に規定を整備する必要がある。
28	2018年7月16日	茨城新聞	論説＝死後再審 証拠開示の規定整えよ	裁判官の姿勢次第で法廷に出てくる証拠が乏しくなり、再審開始の可能性が低くなることもある。早急に規定を整備する必要がある。
29	2018年7月20日	京都新聞	奪われた30年 「公共財」 開示範囲拡大を	捜査段階からの証拠は開示範囲を広げるよう法整備を急ぐべきとするもの。
30	2018年7月21日	京都新聞	奪われた30年 「開かずの扉」に疑問の声	検察側が上級の裁判所に不服申し立てをするのが常態化しており、審理がさらに長引くことを問題とするもの。
31	2018年10月13日	毎日新聞	松橋事件再審確定 証拠開示制度化を	再審の扉を開くきっかけが偶然であってはならない。証拠開示の制度化が求められる。
32	2018年10月14日	熊本日日新聞	社説＝松橋事件再審確定 冤罪救済へ制度見直しを	再審段階になって新証拠が見つかり、無罪に結び付くケースは少なくない。再審における証拠開示手続きの明確なルール作りが急務。通常審と同程度の開示が認められるよう早急に法制化を検討すべき。また、再審開始決定が出たら直ちに再審を開き、双方の主張はやり直し裁判の中で展開するといったルールも必要ではないか。

番号	日付	新聞社名	タイトル・テーマ	概要
33	2018年10月14日	南日本新聞	社説＝「松橋」再審決定証拠開示で法制化急げ	証拠開示については、裁判官の裁量によって命じる範囲に差が出ているのが現状だ。再審での証拠開示手続の公正なルールを確立しなければならない。
34	2018年10月16日	朝日新聞	社説＝再審手続き繰り返し整備を求める	再審手続において、弁護士側はどんな権利を行使でき、検察は義務を負うのか。裁判所はいかなる権限に基づいて審理を進めるのか。検察官の不服申し立てのあり方も考えるべき。法令や規則ではっきり定めるべき。
35	2018年10月17日	毎日新聞	記者の目＝袴田事件 再審開始取り消し 公開で審理に透明性を	再審制度への信頼感を高めるためにも、審理公開の規定をはじめ、一刻も早い再審法制の改革が必要ではないか。
36	2018年10月17日	山口新聞	社説＝松橋事件再審開始 証拠開示ルール法律に	証拠開示ルールの法律への明記を積極的に進めるべき。
37	2018年10月18日	東京新聞	社説＝松橋事件再審 早く無罪を告げるため	証拠の全面開示が必要。捜査で得られた証拠は検察のものだという意識を改めねばならない。
38	2018年10月18日	中日新聞	社説＝松橋事件再審 早く無罪を告げるため	証拠の全面開示が必要。捜査で得られた証拠は検察のものだという意識を改めねばならない。
39	2018年11月7日	西日本新聞	検証 飯塚事件 大崎事件との「再審格差」	再審格差を許さない法整備が必要だとするもの。
40	2018年11月7日	熊本日日新聞	社説＝再審の長い道のり	現行制度では迅速な審理は難しい。再審開始決定が出たら、検察からの不服申し立ては認めず、速やかに公開の裁判に移るなど制度の見直しを検討すべきだ。証拠開示に関しても、公平で透明性のある決まりが必要ではないか。
41	2018年12月7日	西日本新聞	証拠開示 真相究明の鍵	再審事件の証拠開示には法的規定がなく、検察の「証拠隠し」もあり、再審格差が存在する。再審格差をなくすには、再審における証拠開示の法制化しかない。警察の手持ち証拠すべてを送致し、適切に保管される仕組みも必要。
42	2018年12月12日	毎日新聞	34年目の真実 松橋事件	再審手続でも証拠開示の法整備を進めることや抗告権の廃止を求めるもの。
43	2019年1月30日	静岡新聞	再審制度見直し進まず 島田事件	全面証拠開示の法制化を求めるとともに、検察官上訴を批判するもの。
44	2019年1月30日	NHK	ここに注目！＝大詰めの議論 再審「大崎事件」	検察が最高裁に特別抗告した後、10か月経って初めて意見書を提出したことなど、検察の対応によって審理が長引くことを懸念するもの。
44	2019年1月30日	NHK	ここに注目！＝大詰めの議論 再審「大崎事件」	検察が最高裁に特別抗告した後、10か月経って初めて意見書を提出したことなど、検察の対応によって審理が長引くことを懸念するもの。
45	2019年2月4日	河北新報	社説＝松橋事件無罪へ 再審手続きを見直す契機に	証拠開示のルール作りが急務。証拠は検察の所有物ではなく、公共の財産だと認識したい。また、地裁が再審の開始を決定した場合、直ちに再審が開かれるよう制度改革が必要ではないか。
46	2019年2月9日	中日新聞	松橋事件再審 無実を晴らすルールを	再審請求審では全証拠開示などのルールを入れるべき。
47	2019年2月10日	熊本日日新聞	社説＝松橋事件再審公判 冤罪救済の法整備が急務だ	審理の迅速化へ向け、法整備を急ぐべき。再審請求審は「非公開」が通例となっている点も問題。再審請求審を含め、双方の主張を、国民に開かれた「やり直し裁判」の中で展開するというルール作りが必要だ。

番号	日付	新聞社名	タイトル・テーマ	概要
48	2019年2月14日	徳島新聞	社説＝松橋事件無罪へ 冤罪を防ぐ法整備急げ	全面証拠開示が原則だろう。開示手続の明確なルール作りを急ぐ必要がある。検察官の抗告権を制限すべき。
49	2019年2月19日	京都新聞	社説＝松橋事件 再審の迅速化が必要だ	検察の異議申し立てについて議論が必要ではないか。証拠の開示も検討すべきだ。
50	2019年3月15日	朝日新聞	再審の壁 長引く審理 遅れる「救済」	再審請求審での検察の不服申し立ては立法で禁止すべきとするとともに、再審の進め方のルールがほとんど決められていないことを問題とするもの。
51	2019年3月16日	朝日新聞	再審の壁 出さぬ証拠 埋もれる真実	再審請求審での証拠開示の法制化を求めるもの。
52	2019年3月21日	信濃毎日新聞	呼吸器外し事件 冤罪生む素地を改めねば	検察の抗告を認めている再審制度のあり方を見直す必要がある。
53	2019年3月27日	徳島新聞	呼吸器外し事件 自白偏重が冤罪を招いた	虚偽自白の防止のほか、証拠の全面開示が不可欠だ。
54	2019年4月3日	静岡新聞	視標＝松橋事件再審無罪 未提出証拠の開示必要	公正な刑事裁判を保障し、冤罪を救済するためには、法廷に提出されなかった証拠についてアクセス手段を保障する仕組みが必要だ。無実を訴える人々の公的な受け皿がないことも問題。誤判の存在が明らかになっても、その原因を考えて対策を検討する仕組みもない。改革に向けた議論を避けてきた立法府や法制審議会の責任は重い。
55	2019年4月4日	毎日新聞	社説＝冤罪生む捜査風土 自白の絶対視は許されぬ	自白偏重体質を戒めるとともに、検察の裁量や裁判所の姿勢で開示が左右されるのは不合理であり、改める必要があるとするもの。
56	2019年4月4日	山口新聞	視点論点＝松橋事件再審無罪 客観証拠第一に	弁護側の請求がなくても収集証拠の開示とリストの提出は検察の義務とすべきだ。
57	2019年4月4日	山陽新聞	社説＝松橋事件無罪 冤罪の徹底検証も必要だ	証拠開示の明確なルールが求められる。また、冤罪を検証する第三者機関の検討も必要なのではないか。
58	2019年6月9日	中日新聞	西山美香さんの手紙・供述弱者を守れ 検察の思考回路(1)	高裁の決定から最高裁で再審開始が確定するまでの1年3か月も待たされたのは、検察が高裁の決定を受け容れず、特別抗告し、意見書の提出に不要とも言える時間をかけたからと厳しく批判するもの。
59	2019年6月23日	中日新聞	西山美香さんの手紙・供述弱者を守れ 検察の思考回路(3)	真実を見分ける証拠は税金によって集められたものであり、検察の権威を保つための道具でないのは、当然のことだ。「証拠を隠すことでしか成り立たない正義」という迷信にこれ以上振り回されるわけにはいかない。
60	2019年6月28日	朝日新聞	社説＝大崎事件 再審の門を狭めるな	再審開始決定に従わず、上訴を繰り返す検察に疑問が寄せられ、そのあり方も含めて、再審に関する法制度を整備しようという機運が盛りあがっている。今回の決定で、こうした流れが逆行することは許されない。裁判に誤りがあった場合は速やかに正す。そのための最善の方策を追求し続けねばならない。



番号	日付	新聞社名	タイトル・テーマ	概要
61	2019年6月28日	毎日新聞	社説 = 「大崎事件」最高裁が棄却 再審の門が狭まらないか	事件の発生から40年がたち、最初に再審請求してから24年が経過した。時間がかかったのは、検察側の証拠開示が迅速に行われず、裁判所も検察に証拠開示させることに消極的だったからだ。
62	2019年6月28日	西日本新聞	社説 = 「再審」取り消し 大原則踏み外していないか	最高裁は「著しく正義に反する」として自判するのではなく、非公開で行われる再審請求審ではなく、再審による公開の法廷で検察と弁護側が双方の主張を戦わせ、裁判所として改めて判決を下すべきではないか。再審のルールは明文化されていない。法整備を含め確立していく必要がある。
63	2019年6月28日	京都新聞	社説 = 大崎事件 疑問残る 再審取り消し	再審を巡っては、証拠開示について規定がなく裁判所の裁量に委ねられていることなどに対し、法整備を求める声が上がっている。そもそも裁判のやり直しの判断を同じ裁判所がすることに問題はないか。独立の再審委員会を設ける英国のような例もある。再審開始の基準も含めて「疑わしきは被告人の利益に」の原則が徹底される制度の在り方を議論すべきだ。
64	2019年6月28日	神戸新聞	社説 = 大崎事件 「救済の扉」を閉ざすのか	「疑わしきは被告人の利益に」の原則に沿った決定なのか疑問が残る。自白偏重の捜査が冤罪を生んできたことへの問題意識も感じられない。この決定が、無実の人を救う最後の道を狭めないことを願う。
65	2019年7月2日	NHK	時論公論 = 「大崎事件 再審取り消しの波紋」	“最高裁が請求人を救済する方向ではなく、地裁や高裁が認めた再審開始をあえて取り消し、自ら退けたのは妥当だったのか。踏み込んで覆した今回の最高裁の決定については、今後も議論となる。 また証拠が適正に扱われなかったことについて、最高裁は触れていないが、大量の証拠が長期間出てこなかった問題は果たして「正義」に反しないのか。再審請求での証拠開示に関する制度の導入を検討するかどうか議論を本格化する時期に来ている。”
66	2019年7月5日	北海道新聞	社説 = 「大崎」再審棄却 救済の扉を狭めぬよう	“通常、憲法違反や重大な判例違反を審理する最高裁が、再審を巡る事実認定に踏み込むのは違和感がある。3回目となった再審請求に背を向けず、再審公判に委ねるか、高裁に差し戻すべきだった。 近年、多くの冤罪事件を通じて露見した法の不備を補おうと、再審をより容易にするような法整備を求める声が上がっている。今回の最高裁決定が、そうした改善の機運に水を差すような事態は避けたい。”
67	2019年9月2日	西日本新聞	再審 法の不備また露呈 大崎事件 同じ判事関与	第2次特別抗告審と同第3次特別抗告審で、同じ裁判官が関与していたことにつき、中立公正さを欠くと批判するとともに、裁判官の関与の在り方について法改正の論点とすることを求めるもの。

# 日本弁護士連合会第62回人権擁護大会

## シンポジウム第3分科会実行委員会

- ◆委員長 西嶋 勝彦（東京）
- ◆事務局長 杉本 周平（滋賀）
- ◆事務局 泉澤 章（東京） 鬼頭 治雄（愛知県）  
鴨志田祐美（鹿児島県） 増山 洋平（鹿児島県）  
上地大三郎（徳島）

### ◆委員（バックアップ委員含む）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 堀 敏明（東京）    | 塚越 豊（東京）    |
| 山本 裕夫（東京）   | 河井 匡秀（東京）   |
| 高遠あゆ子（東京）   | 森塚さやか（東京）   |
| 鈴木 郁子（第二東京） | 市川 寛（第二東京）  |
| 戸舘 圭之（第二東京） | 高平 奇恵（第二東京） |
| 木谷 明（第二東京）  | 白取 祐司（第二東京） |
| 加藤 英典（埼玉）   | 森下 弘（大阪）    |
| 山本 了宣（大阪）   | 安原 浩（兵庫県）   |
| 小林 修（愛知県）   | 加藤 克佳（愛知県）  |
| 塚越 正光（三重）   | 端 将一郎（福井）   |
| 西 剛謙（広島）    | 杉山林太郎（佐賀県）  |
| 吉野 雄介（熊本県）  | 泉 武臣（鹿児島県）  |
| 堀井実千生（仙台）   | 細川 亮（岩手）    |
| 青木 康之（札幌）   |             |

### ◆調査・基調報告書執筆協力（五十音順）

- 安部 祥太（青山学院大学法学部助教）
- 石田 倫識（愛知学院大学法学部教授）
- 斎藤 司（龍谷大学法学部教授）
- 笹倉 香奈（甲南大学法学部教授）
- 平山 真理（白鷗大学法学部教授）
- 李 怡修（一橋大学大学院法学研究科博士後期課程）

## 執筆担当者一覧

- ◆第1章 刑事再審の現在
  - 第1 わが国の再審をめぐる歴史的展開（鴨志田祐美）
  - 第2 再審事件の現状（各再審弁護団）
- ◆第2章 再審に関する日弁連の取組み
  - 第1 再審請求支援（上地大三郎）
  - 第2 再審に関する制度・運用の調査研究（上地大三郎）
  - 第3 再審法改正運動（泉澤章）
- ◆第3章 諸外国の再審法制
  - 第1 フランス（白取祐司）
  - 第2 ドイツ（加藤克佳）
  - 第3 イギリス（小林修）
  - 第4 カナダ（平山真理）
  - 第5 アメリカ（笹倉香奈・山本了宣）
  - 第6 韓国（安部祥太）
  - 第7 台湾（李怡修・山本了宣）
- ◆第4章 あるべき再審法制
  - 第1 現行法の課題（高平奇恵）
  - 第2 再審法制を考えるに当たっての基本的視点（高平奇恵）
  - 第3 具体的な問題点
    - 1 再審事由（高平奇恵）
    - 2 管轄裁判所（鬼頭治雄）
    - 3 請求権者（鬼頭治雄）
    - 4 弁護人選任権（小林修）
    - 5 刑の執行停止（戸舘圭之）
    - 6 事実の取調べ、意見陳述（河井匡秀）
    - 7 証拠の保管・保存（増山洋平）
    - 8 再審における証拠開示（泉武臣）
    - 9 科学鑑定利用の制度化（森塚さやか）
    - 10 再審請求に対する決定と抗告（高遠あゆ子・端将一郎）
    - 11 同一の理由による再審請求の禁止（塚越豊）
    - 12 再審公判（森下弘）
    - 13 えん罪被害の救済（吉野雄介）
    - 14 誤判原因の検証（泉澤章）
- ◆第5章 再審法改正に向けて
  - 第1 なぜ、再審法改正が必要なのか（杉本周平・加藤克佳）
  - 第2 日弁連が今後取り組むべき課題（杉本周平）

第62回人権擁護大会シンポジウム  
第3分科会基調報告書

## **えん罪被害救済へ向けて 今こそ再審法の改正を**

2019年10月3日

編 集 日本弁護士連合会  
第62回人権擁護大会シンポジウム第3分科会実行委員会  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3  
電話 03-3580-9841 (代表)

印 刷 第一資料印刷株式会社  
電話 03-3267-8211 (代表)



